

本資料は令和2年4月24日時点における情報となります。
新型コロナウイルス対策等の影響により、本資料に掲載されている情報
が変更になる場合がございますが、その場合には、随時情報提供させて
いただきます。

令和2年度 全国下水道主管課長会議

令和2年4月24日

令和2年度全国下水道主管課長会議

目 次

○ 下水道企画課	1
(1) 下水道行政全般に関わる動向について	4
(2) 広報活動について	16
(3) 人材育成について	28
○ 下水道国際・技術室	33
(1) 資源・エネルギー利用の推進について	36
(2) 下水道技術開発の推進について	52
(3) 下水道分野の国際展開について	61
○ 管理企画指導室	67
(1) 下水道の持続的な経営について	70
(2) 下水道分野におけるコンセッション方式を含むPPP/PFIの推進について	74
(3) 下水道の適切な維持管理について	91
○ 下水道事業課	96
(1) 令和2年度予算について	99
(2) 財政制度等審議会及び行政事業レビューにおける指摘事項等について	105
(3) 予算制度に関する変更点、留意点等について	107
(4) 防災・減災、国土強靱化の取り組みの推進について	112
○ 事業マネジメント推進室	114
(1) ストックマネジメント及び老朽化対策について	117
(2) 汚水処理施設の令和8年度概成に向けた取組について	126
(3) 広域化・共同化に向けた取組について	131
(4) 下水道リノベーションの推進について	133
(5) 災害対策について	136
(6) 下水道工事等の適切な執行について	140
(7) 工事事故及び道路陥没事故防止対策等について	160
(8) i-Gesuidoの推進について	166
○ 流域管理官	169
(1) 浸水対策の推進について	172
(2) 雨天時浸入水対策の推進について	185
(3) きめ細やかな水環境管理（能動的な水環境管理）の推進について	188
(4) 水質リスク低減に向けた取組の推進について	194
(5) 雨水・再生水利用等の推進について	201
○ 国土技術政策総合研究所及び（国研）土木研究所関係	203
国土交通省国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人土木研究所における調査研究	205
○ 通知等	216

下水道企画課

下水道企画課の取組

総 括

(1) 下水道行政全般に関わる動向について

- 1) 下水道政策研究委員会 制度小委員会の設置について
- 2) 新下水道ビジョン加速戦略について
- 3) 下水道事業の実施・支援体制について
- 4) 下水道事業に関連するガイドライン・マニュアル等について

(2) 広報活動について

- 1) 下水道のストック効果
- 2) 国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」
- 3) 下水道広報プラットフォーム（GKP）
- 4) 下水道環境教育の推進
- 5) 下水道を核とした市民科学育成プロジェクト
- 6) 東京湾大感謝祭 2019「東京 WONDER 下水道」
- 7) マンホールトイレの普及啓発

(3) 人材育成について

- 1) 人材育成に関する国等の取組例
- 2) 人材育成に関する地方公共団体等の取組例
- 3) 下水道場

(1) 下水道行政全般に関わる動向について

1) 下水道政策研究委員会 制度小委員会の設置について

「新下水道ビジョン」の実現に向けた各施策の推進にあたり、法令等の制度に関する課題及び対応方策について検討し、同ビジョンの更なる加速を図るため、下水道政策研究委員会 制度小委員会を設置。

2) 新下水道ビジョン加速戦略について

「新下水道ビジョン（平成26年7月）」策定以降の下水道事業を取り巻く環境や社会情勢の変化などを踏まえ、新下水道ビジョンの実現加速の観点から5年程度で実施すべき施策を、「新下水道ビジョン加速戦略」として平成29年8月にとりまとめ。

各施策の進捗状況については、毎年フォローアップを実施。

3) 下水道事業の実施・支援体制について

下水道事業の事業主体は都道府県又は市町村。地方公共団体をサポートする組織として、地方共同法人日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道協会、公益財団法人日本下水道新技術機構等が存在。

4) 下水道事業に関連するガイドライン・マニュアル等について

下水道事業を円滑かつ効率的に実施することを目的に、国土交通省ほか各法人機関等により、各種ガイドラインやマニュアル等を策定するため、事業実施にあたっては参考にされたい。

「下水道政策研究委員会 制度小委員会」について

「新下水道ビジョン」の実現に向けた各施策の推進にあたり、法令等の制度に関する課題及び対応方策について検討し、同ビジョンの更なる加速を図るため、下水道政策研究委員会 制度小委員会を設置。

【第1回 R1/12/27、第2回 R2/2/21、第3～4回 R2/4-6月頃】

<背景>

- ▶「新下水道ビジョン」(平成26年7月)では、長期ビジョンに「循環のみちの『持続』と『進化』」を二つの柱として位置付けるとともに、この実現に向けた具体的な施策などが示されている。
- ▶これを受け、地方公共団体からの制度改正の要望や他の公物管理法の改正の動向等を踏まえ、平成27年5月に下水道法等を改正するとともに、関連する通知等により制度改正を行ってきた。
- ▶一方、近年に見られるように、広域的かつ甚大な浸水被害が発生しており、その対応が課題になっている。また、水道・下水道について、持続的な経営を確保するための広域化・共同化が政府の方針として強く打ち出されるとともに、事業基盤の強化等を目的とした水道法の改正がなされたところである。

<メンバー> ※敬称略、◎委員長、五十音順、R2/3/31時点

◎花木 啓祐	東洋大学情報連携学部 教授	清水 義彦	群馬大学大学院理工学府 教授
足立 泰美	甲南大学経済学部 准教授	滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科 教授
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授	成田 肇	横須賀市上下水道局技術部 部長
井出 多加子	成蹊大学経済学部 教授	錦戸 和友	荇北町水道環境課 課長
神山 守	東京都下水道局 技監	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科 教授
小林 潔司	京都大学 名誉教授	増田 隆司	日本下水道事業団 副理事長
斎野 秀幸	岡山市下水道河川局 局長	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院 教授

<検討事項(案)>

- 下水道事業の持続性の確保(ストックマネジメントからアセットマネジメントへ、経営健全化の推進、広域化・共同化の推進)
- 浸水対策の強化(近年の内水被害を踏まえた計画的な浸水対策の推進、下水道施設の耐水化の推進など)
- その他の事項(例:SDGs、人口減少・高齢化等への対応)

第1回、第2回の委員会資料は下記国交省HPに掲載。

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000661.html

新下水道ビジョン加速戦略の概要

＜平成29年8月策定，令和元年6月第2回フォローアップ＞

背景

- ・新下水道ビジョン策定(H26.7)から約3年が経過、人口減少等に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化は引き続き進行
- ・一方、官民連携や水ビジネスの国際展開など、国内外で新たな動き

趣旨

- ・新下水道ビジョンの実現加速のため、社会情勢等を踏まえ、選択と集中により国が5年程度で実施すべき**8つの重点項目**及び**基本的な施策**をとりまとめ
- ・本加速戦略については概ね3年後を目途に見直しを行い、さらなるスパイラルアップを推進

8つの重点項目と施策例

8つの重点項目の各施策の連携と『**実践**』、『**発信**』を通じ、産業を活性化、さらなる施策の拡大、国民生活の安定、向上につなげる**スパイラルアップ**を形成

- ◎：直ちに着手する新規施策
- ：逐次着手する新規施策
- ◇：強化・推進すべき継続施策

新たに推進すべき項目

取組を加速すべき項目

重点項目Ⅰ 官民連携の推進

- ◇ トップセールスの継続的な実施
- ◎ 企業が安心して参入することができるよう、リスク分担や地方公共団体の関与のあり方の整理
- ◎ 上下水道一体型など他のインフラと連携した官民連携を促進する仕組みの整理

重点項目Ⅲ 汚水処理システムの最適化

- ◎ 広域化目標の設定、国による重点支援
- ◎ **汚水処理リノベーションの推進**
- ◎ 四次元流総の策定及び広域化等を促進する新たな流総計画制度の整理
- ◇ 複数の市町村による点検調査・工事・維持管理業務の一括発注の推進支援

重点項目Ⅴ 水インフラ輸出の促進

- ◎ 日本下水道事業団の国際業務の拡充検討
- ◎ 本邦技術の海外実証の実施、現地基準等への組入れ
- ◎ 都市開発、浄化槽等とのパッケージ化によるマーケットの拡大
- ◎ **アジア各国と汚水管理の取組**

重点項目Ⅱ 下水道の活用による付加価値向上

- ディスポーザーの活用及び下水道へのオムツの受入れ可能性の検討(実証実験等)
- ◎ 広域的・効率的な汚泥利用(地域のバイオマスステーション化)への重点的支援
- BISTRO下水道の優良取組み等の発信、メディエーター(仲介役)を介した関係者の連携促進

重点項目Ⅳ マネジメントサイクルの確立

- ◎ データベース化した維持管理情報の活用による修繕・改築の効率化(維持管理を起点としたマネジメントサイクルの標準化)
- 蓄積された維持管理情報の分析、ガイドラインや具体的な基準の策定、改定
- ◇ PPP/PFI、広域化・共同化、省エネ技術採用等を通じたコスト縮減の徹底、受益者負担の原則に基づく適切な使用料設定の促進
- 下水道の公共的役割、国の責務等を踏まえた財政面での支援のあり方について整理

重点項目Ⅵ 防災・減災の推進

- ◎ SNSや防犯カメラ等による浸水情報等の収集と情報を活用した水位周知の仕組みの導入支援
- コンパクトシティの推進等、まちづくりと連携した効率的な浸水対策の実施支援
- ◎ **気候変動に伴う外力増加への対応**
- ◎ **3か年緊急対策に基づく集中的な事業実施**

太字は、H30.8第1回フォローアップにて、新たに追加した項目 **太字**はR1.6第2回フォローアップにて、新たに追加した項目

官民連携、ストックマネジメント、水インフラ輸出等、各施策のさらなる拡大

より生産性の高い産業へと転換

重点項目Ⅶ ニーズに適合した下水道産業の育成

- 民間企業の事業参画判断に資する情報の提供
- 民間企業が適切な利益を得ることができるPPP/PFIスキームの検討及び提案
- B-DASH等の活用による、ICTやロボット技術等労働生産性向上に資する技術開発や**BIM/CIM導入**の促進

新下水道ビジョンの実現加速
国民生活の安定、向上へ



関連施策の総力による
下水道のスパイラルアップ

国民理解による各施策の円滑な推進

重点項目Ⅷ 国民への発信

- ◇ 全国統一的なコンセプトによる広報企画や下水道の新しい見せ方などの戦略的広報の実施
- 学校の先生等、キーパーソンを通じた下水道の価値の発信
- ◎ 広報効果の評価手法を検討し広報活動のレベルアップへ活用

下水道産業を活性化

関連市場の維持・拡大

下水道事業の持続性確保
海外案件の受注拡大
民間投資の誘発

下水道法等の一部改正を受けた取組状況

○平成27年5月の下水道法、水防法の改正を踏まえ、都市における官民連携した浸水対策、アセットマネジメントによる下水道機能の持続的な確保、再生可能エネルギーである下水道資源の活用、水位周知下水道制度等を推進。

		改正の概要	取組状況(R1.12時点)
1	持続的な機能確保のための下水道管理	下水道の維持修繕基準を創設、事業計画の記載事項に点検の方法・頻度を追加。(下水道法第5条、第6条、第7条の2、第25条の12、13、18)	全事業主体で、H30.11までに事業計画を見直し、新たな事業計画を策定。
		下水道管理の広域化・共同化を促進するための協議会制度を創設。(下水道法第31条の4)	秋田県、大阪府内の4市町村 ^{※1} 、埼玉県、長崎県、兵庫県にて設置。
2	再生可能エネルギーの活用促進	下水道の暗渠内に民間事業者による熱交換器 ^{※3} の設置を可能とする規制緩和を実施。(下水道法第24条、第25条の17)	長野県小諸市にて、H29.12より施設稼働開始。長野県流域下水道(諏訪市)では、H30.4より施設稼働開始。
3	比較的発生頻度の高い内水に対する地域の状況に応じた浸水対策	「浸水被害対策区域」を指定し、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度等を創設。(下水道法第25条の2～第25条の9)	神奈川県横浜市がH29.1に指定(民間貯留施設建設中)、神奈川県藤沢市がH29.4に指定(民間貯留施設供用済)。
		下水道による汚水処理を行わないこととした地域における、雨水排除に特化した下水道(雨水公共下水道)を創設。(下水道法第2条)	和歌山県湯浅町、高知県いの町、中土佐町、四万十町等が事業計画に位置付け、事業を実施中。
4	水位周知下水道制度の創設	想定し得る最大規模の内水に対する避難体制等の充実・強化のため、内水に関する水位周知制度を創設。(水防法第13条の2)	H27.8から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議(地下街を有する20地方公共団体で構成)」を設置し、今後の水位周知下水道の指定に向けた検討等を実施中。

※1 大阪府内4市町村による協議会

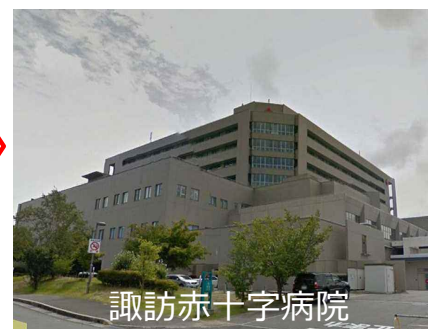
※2 熱供給事業の事例(長野県流域下水道(諏訪市))



下水管断面図イメージ

下水熱を
冷暖房に
活用

採熱管



諏訪赤十字病院

日本下水道事業団法改正の一部改正を受けた取組状況

○平成27年および平成30年の日本下水道事業団法の改正を踏まえ、執行体制が脆弱な地方公共団体においても適切な下水道事業の実施および海外技術援助業務を実現。

		改正の概要	取組状況(R1.12時点)
1	管渠整備	従来の終末処理場、幹線管渠等に加え、 ① <u>浸水被害が発生した場合において再度災害を防止するため特に緊急に建設すべき管渠</u> (第26条第1項第2号イ) ② <u>建設に高度の技術を要する管渠又は高度の機械力を使用して建設することが適当であると認められる管渠</u> (第26条第1項第2号ロ) 以上の管渠の建設を受託できる。	平成27年9月に福島県浪江町、平成29年4月に三重県桑名市にて実施
2	事業の代行	地方公共団体から要請があり、かつ、当該地方公共団体の実施体制等を勘案して適当であると認められる場合において、 <u>当該地方公共団体に代わって終末処理場等(1.①又は②の管渠を含む。)の建設に関する工事(「特定下水道工事」)を行うことができる</u> (第26条第1項第3号、第30条第1項等)。	平成27年9月に千葉県長生村、平成29年10月に高知県芸西村にて実施
3	維持管理業務	従来の終末処理場等に加え、以下の施設の維持管理を受託できる。 ① <u>管渠</u> (第26条第1項第4号) ② <u>下水道管理者が所有者等と管理協定を締結して管理する雨水貯留施設</u> (同号)	—
4	災害支援業務	下水道管理者と締結した災害時維持修繕協定に基づき、 <u>施設の維持・修繕を行うことができる</u> (第26条第1項第5号)。	宮崎県川南町等213団体と協定を締結(令和元年10月末)
5	海外技術援助業務	下水道の整備に関する計画の策定若しくは事業の施行又は下水道の維持管理であって <u>海外において行われるものに関する技術的援助の業務を行うことができる</u> 。(第26条第2項)	カンボジア、インドネシア、ミャンマー、フィリピン、ベトナム

日本下水道事業団（JS）について

概要

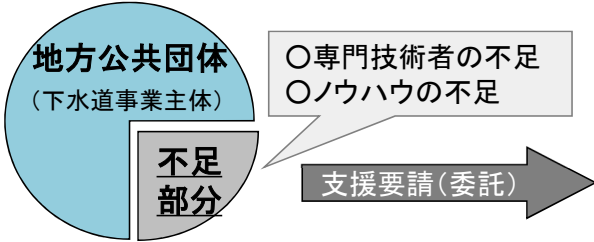
- 地方公共団体の共通の利益となる事業を実施する「地方共同法人」であり、47都道府県が出資。
- 地方公共団体の委託等に基づき、次のような業務を実施。
 - ・下水道施設の建設・維持管理 ・ 特定下水道工事の代行 ・ 下水道の設計 ・ 災害時の復旧支援
 - ・ 計画策定等の技術的援助 ・ 研修 ・ 技術検定 ・ 調査研究 ・ 海外技術的援助業務
- 公的発注機関としての位置付け。
 - ・ JS役職員は「みなし公務員」（刑法その他の罰則の適用について）
 - ・ 地方公共団体に代わって会計検査を受検

沿革

- S47 下水道事業センター設立
- S50 日本下水道事業団に改組
- H15 地方共同法人へ移行

事業団の強み

- 各種専門スタッフ
(下水道技術者のプール機関)
- 蓄積されたノウハウ
- 豊富な技術基準類
- 人材育成も実施



構成

- 職員数
692名（理事長 辻原 俊博）
※令和2年4月現在
- 資本構成
12.75億円（地方公共団体100%）
※令和2年4月現在
- 予算額
令和2年度予算額 2,127億円

日本下水道協会、日本下水道新技術機構について

- （公社）日本下水道協会は、地方公共団体の要望により互助会的な組織として昭和39年4月に設立、平成24年4月に公益社団法人へ移行。正会員（地方公共団体等）、賛助会員（民間企業等）、特別会員（個人）から成り立つ。
- （公財）日本下水道新技術機構（下水道機構）は、学界、官界及び民間の知見や技術を集結し、下水道技術に関する研究及び開発を促進するとともに、下水道事業への新技術の円滑な導入、普及等を進めていくことを目的に平成4年に設立、平成25年4月に公益財団法人へ移行。

日本下水道協会

- 主な業務内容
 - ・下水道の経営及び技術に関する調査研究
 - 常時約80の委員会を行い、指針類・手引きを多数発行
(下水道施設計画・設計指針と解説、下水道維持管理指針、下水道用設計積算要領、下水道事業における企業会計導入の手引き 等)
 - ・下水道用器材・用品の規格研究及び検査・認証等（31認定資器材）
 - ・下水道に関する研修、広報・啓発活動 等

日本下水道新技術機構

- 主な業務内容
 - ・下水道に関する調査研究及び成果の普及
 - ・下水道に関する技術の研究開発、審査、評価及び普及
 - ・下水道に関する指導助言及び国際協力
 - ・下水道に関する情報の収集、管理及び発信
 - ・下水道技術に関する研修の実施

- 地方公共団体等と共同で実施した調査研究等
- 開発技術のマニュアル・資料
- 国のモデル事業、プロジェクト等による地方公共団体の支援
- 審査証明した民間技術
- 多様な経験を持つ技術スタッフ
- 公平・客観的、専門技術的審議等を行う各種委員会
- 成果の研修啓発
- 積極的な情報発信

- 下水道事業における様々な課題等
 - 地方公共団体では課題解決のための専門技術やノウハウ等が不足
 - 事業導入にあたって多種多様な民間技術の客観的評価が困難
 - 新技術の各地への普及啓発、国の政策の強力な促進



会議の様子



協会による検査

国土交通省

国土技術政策総合研究所

法整備
財政支援
基準・ガイドライン
調査・研究
など

●国土交通省

国は下水道事業を進めるための法整備をはじめ、事業制度や技術的な基準づくりなどの基本的な枠組みを行います。また、事業主体に対する指導・監督を行うとともに、政策に資する調査研究を実施。

事業主体

都道府県・市町村

管きょ・処理場の
建設と管理、経営
など

●事業主体

事業主体は、都道府県・市町村などです。これらの公共団体では下水道の建設を国の補助金や市町村費、地方債等を使って実施。また、住民から下水道使用料を徴収して下水道の経営と維持管理を実施。

関連団体

土木研究所
日本下水道協会
日本下水道事業団
日本下水道新技術機構

調査研究
研修
建設受託
など

●土木研究所

土木技術に関する研究開発、技術指導などを実施。

●日本下水道事業団
処理場、ポンプ場などの建設、維持管理の技術的サポート。

●日本下水道協会
下水道に関する調査研究を行うとともに、さまざまな要望活動を実施。

●日本下水道新技術機構
新技術の研究や開発、民間企業との共同研究を実施。

民間企業

コンサルタント
建設会社
プラントメーカー
資器材メーカー
維持管理会社など

調査・設計
建設
維持管理
など

●民間企業

コンサルタント、土木・建築、水処理機械・電気設備、管きょ資器材、維持管理等の幅広い分野で下水道事業を支援。

●業界団体

(公社)全国上下水道コンサルタント協会
(公社)日本下水道管路管理業協会
(一社)一般社団法人本下水道施設業協会
(一社)一般社団法人日本下水道施設管理業協会 など

下水道事業に関連するガイドライン・マニュアル等

(1) 事業マネジメント ○経営・事業計画

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
財政計画書作成支援ツール	H29.3	国交省 下水道部	新たな事業計画制度における財政計画書の作成支援を目的に作成。簡易な推計手法により、体制が異なる中小自治体においても最小限の作業で容易に維持管理費等の将来予測値の推計が行えるもの。	○
下水道使用料算定の基本的考え方 - 2016年版 -	H29.3	下水道協 会	平成27年9月に社会資本整備審議会の答申(新しい時代の下水道収支のあり方)について踏まえ、「下水道使用料算定の基本的考え方」の改訂に関する調査検討を行い、改訂版として発刊したもの。	
事業計画及びストックマネジメントに関するQ&A	H29.3	国交省 下水道部	事業計画及びストックマネジメントについて、これまでに寄せられた質問とそれに対する回答をとりまとめたもの。	○
接続方策マニュアル	H28.9	下水道協 会	全国約950の自治体から接続方策事例に関するアンケートを行い、下水道事業段階に応じた区分や未接続類型を規定し、各種接続方策についての解説、具体的な接続方策をとりまとめた事例を充実させ掲載したもの。	
新・事業計画のエッセンス	H28.3	国交省 下水道部	下水道法改正の諸制度のうち、徹底的な維持管理・更新のための制度である新・事業計画制度と、この背景となる維持修繕基準について、重点的にそのエッセンスをまとめたもの。	○
下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)	H28.12	国交省 下水道部	下水道事業の事業評価時に実施する費用効果分析の手法や指標、事業別毎の分析手順等をまとめたもの。	○
下水道事業における公営企業会計導入の手引き-2015年版-	H28.1	下水道協 会	下水道事業への公営企業会計の導入について、着手から移行完了までの一連の業務の流れを解説するとともに、実務的な資産の整理手法、近年法適応を実施した自治体等へのアンケート調査に基づく事例、留意点等をまとめた手引き。	
下水道分野におけるISO55001適用ユーズガイド(案)	H27.3	国交省 下水道部	国際標準ISO55001※(アセットマネジメント)認証の取得に必要な体制、取組、文書等を解説したもの。	○
下水道経営改善ガイドライン	H26.6	国交省 下水道部	下水道事業者が自身の経営状況を経営指標により判定・評価し、経営上の課題を把握できるようにするとともに、その評価に応じて、課題に對して効果のある施策を選択・実施して再評価することで、独立採算を旨とする自主的経営を目指すことに役立つ内容をまとめたもの。	○
下水道使用料・受益者負担金(分担金)徴収事務の手引き	H21.6	下水道協 会	下水道事業における重要な財源である下水道使用料及び受益者負担金(分担金)を適正に徴収することは、事業者にとって重要な責務である。下水道使用料及び受益者負担金(分担金)の徴収事務に係る自治体職員の手引となるよう、徴収の一般的な流れや留意点等の確取、徴収にかかると関係法令及び徴収に関する様式を別添CD-ROMに収めた。	
受益者負担金等事務事例集	H18.12	下水道協 会	全国の団体にアンケート調査を行い、受益者負担金および分担金の制度の実態を紹介するとともに、各自治体の事例(Q&A、関連法規、様式等を集約している。	

※ISO 55001とは、社会インフラ分野で、資金、人材、情報などのマネジメントを定めて、計画的かつ効果的な施設管理を行うことにより所期の機能を継続的に発揮していくために必要な事項をまとめたアセットマネジメントシステムの国際標準。

○ストックマネジメント

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(管路施設編)-2020年版-	R2.3	国交省 下水道部	維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(管路施設編)-2020年版-	○
下水道管路施設ストックマネジメントの手引き	H29.1	下水道協 会	管路施設における評価するおそれ大きい箇所を明示することにも、初版にはなかった点検方法や調査方法を詳説。	
ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き	H25.9	国交省 下水道部	下水道施設におけるストックマネジメント手法と、効率的な長寿命化計画についてとりまとめたもの。	○
下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)	H25.6	下水道協 会	下水道管路施設の巡視・点検・調査の方法、実施手順、調査項目、診断・評価の判定基準、記録方法、データベース化等を標準的に実務的なマニュアルとして取りまとめた。	
下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-	H27.11	国交省 下水道部	ストックマネジメントの手法を定め、維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまで一連のプロセスの一例を示したもの。	○
下水道台帳管理システム構築に関する手引きVer.4	H22.7	下水道協 会	下水道台帳管理システム構築に関する手引きである。他都市、他分野との相互のデータ交換やバックアップが容易になるよう、基本的情報及びシステム機能を提示している。	

○維持管理

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
事業場排水指導指針と解説 - 2016年版 -	H29.3	下水道協 会	事業場の排水指導を行う自治体職員に、幅広い正確な法令知識や事業場排水指導の業務内容、水処理に関する技術を開き易く解説するための指針。	
下水道排水設備指針と解説 - 2016年版 -	H28.12	下水道協 会	道内の下水道に接続される前の家庭内の排水設備に関する技術的基礎をまとめている。各回の改訂は1.2年ぶりとになり関係法令や規準等と整合を図り、事例集等を充実させた。	
下水道維持管理指針 - 2014-	H26.9	下水道協 会	PDCAサイクルを適用した計画的維持管理、新技術や民間主力の新たな動向を取り込んだ、維持管理計画を策定する担当者、実務に携わる担当者など、多様な職種の技術者が幅広く本書を活用できるように、総論編、「マネジメント編」、「実務編」の3編構成とした。	
JIS A 7501 (下水道管路維持管理計画の策定に関する指針)	H25.4	日本産業規格	下水道管路維持管理計画の策定の考え方及び記載内容を統一することによって、健全な管路の管理、維持管理計画の策定の効率化などを目的	

○計画・設計・施工

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
JIS A 5506 下水道マンホール蓋	H30.12	日本産業規格	近年の気象変動及び社会の安全性向上に関する要請に添えるために、マンホール蓋の種類及び性能、圧力解放耐振機能等の新たな規格を盛り込むなど見直す改正を行ったものである。	
下水道土木工事必携(案) - 2014年版 -	H26.10	下水道協 会	「下水道土木工事必携(案)」は、土木工事に係る監督職員や受注者が必要な事項をまとめたものである。「下水道土木工事共通仕様書(案)」、「下水道土木工事施工管理基準及び規格値(案)」、「関係通達集」の3部で構成している。	
管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-	H29.7	下水道協 会	「管筋施設の更生工法」に関する、設計・施工管理に関する指針である。管きよ更生工法を調査・設計・施工管理する全ての下水道事業者、設計コンサルタント、各工法メーカー、施工業者を対象とした、管きよ更生工法に係る実用書である。	
下水道推進工法の指針と解説 - 2010年版 -	H22.10	下水道協 会	下水道工法において推進工法は数多く採用されている。その施工技術に関する考え方を整理している。参考資料として各工法の設計・施工に関する計算例を掲載し、推進工法の計画・設計・施工において利用しやすい指針である。	
下水道施設計画 設計指針と解説 - 2009年版 -	H21.10	下水道協 会	下水道事業の計画及び下水道施設、設備などの設計すべてを包含した技術的な実務書である。下水道法及び下水道法施行令の改正や関連指針等の改訂、下水道を取り巻く社会環境変化に対応した計画手法、地盤対策や改築計画についての整理、雨水管理計画では計画の重点化・ソフト対策・住民連携の必要性の強調、汚泥の有効利用に関する留意事項など最新の知見が盛り込まれている。	

(2) PPP/PFI
○全般

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(案)	H29.1	国交省 下水道部	下水道管理者がPPP/PFI手法導入のための優先的検討過程を作成する際に、適切な PPP/PFI 手法の選択等をまとめたもの。	○
性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン	H13.4	国交省 下水道部	性能発注方式について検討する際の留意点として、発注方法、既存施設に関する情報の提供方法、委託者による適切な監視・評価の方法、両当事者間の責任分担等についてまとめたもの。	○

○包括的民間委託

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
包括的民間委託等実施運営マニュアル	H20.6	下水道協 会	全国の事業者に対する維持管理業務委託等に関するアンケートを実施し、その結果を踏まえ、包括外部委託などに関する実務マニュアル。	WEB公表
下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入事例集	H29.3	国交省 下水道部	下水道管路施設への包括的民間委託導入検討にあたり参考となるアンケート調査及びヒアリング調査結果を事例集として取りまとめたもの。	○
処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン	H30.12	下水道協 会	先進都市の事例を踏まえて、履行監視・評価の基本的な考え方、手順及び方法を示したものを。	○

○コンサルテーション方式

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン	H31.3	国交省 下水道部	PPP/PFI の導入の流れ、コンサルテーション方式活用のメリット、手法の解説と事業内容の検討、事業の実施・終了段階における検討事項などを記載しており、その中で下水道コンサルテーションの実施において検討すべき課題の対応策を示したものを。	○

(3) 未普及解消

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル	H30.3	国交省 下水道部	下水道未普及解消事業を各自治体が容易に推進できるよう、先進的な都市におけるケーススタディも踏まえ、より実践的な検討手順等を示したものを。	○
持続的な活水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル	H26.1	国交省 下水道部	都道府県が市町村と連携して、着実に実行可能な都道府県構想を策定するための一般的な検討手順や内容を示したものを。	○

(4) 地震・災害対策

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2018年版-	H30.3	国交省 下水道部	被災者が「使いたい」と思う快適なマンホールトイレの普及に向けた、整備・運用時に必要な配慮事項やチェックリスト、マンホールトイレの必要数の考え方、地方公共団体の取組事例等をまとめたもの。	○
下水道の地震対策マニュアル -2014年版-	H26.7	下水道協 会	本マニュアルは、東北地方太平洋沖地震による地震・津波被害を教訓として策定した。既存施設を段階的・目的の範囲化・津波液化するためにより、防災・減災の考え方や地震・津波対策の手法、災害発生後の対応等について取りまとめた。また、「別冊・緊急対応マニュアル」を、本マニュアル巻末に参考資料として取りまとめた。	
下水道施設の耐震対策指針と解説 -2014年版-	H26.6	下水道協 会	①耐震対策の基本的な考え方を示した。構造面の耐震液性能と照準方法について示した。 ②管路施設の差し込み継ぎ手管まき(中大口径管)において、周囲せん断力を考慮した設計手法を示した。 ③管路施設の埋戻し土の液状化対策を考慮した。 ④既存処理場・ポンプ場施設の耐震対策において、段階的な耐震性能の設定とその照査方法を示した。	
下水道BCP策定マニュアル2017年版(地震・津波編) ～実践的な下水道BCP策定と実効性を高める改善～	H29.9	国交省 下水道部	下水道BCPをより実効性のあるものにブラッシュアップするため、平成28年度熊本地震の対応を踏まえ、中小地方公共団体における最低限の下水道BCP、至りBCP活動下における下水道BCPのあり方、優先実施業務の考え方、支援・変換体制の構築等について新たにとりまとめたもの。	○

(5) 浸水対策

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)	H29.7	国交省 下水道部	下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設の方針等の基本的な事項を定める雨水管理総合計画の策定手順等を示したものを。	○
官民連携した浸水対策の手引き(案)	H29.7	国交省 下水道部	浸水被害対策区域域制度を適用した官民連携した浸水対策を進める上で、必要な官民の役割分担や区域の指定等を検討する上で必要な基本的事項を定めたもの。	○
下水道管まき等における水位等観測を推進するための手引き(案)	H29.7	国交省 下水道部	計画の作成や施設の運用時に下水道の管まき等の水位を活用することを目的として、水位観測を行う上で必要な手順及び考え方を示したものを。	○
下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル(案)	H28.4	国交省 下水道部	浸水対策を重点的に実施すべき区域において、その区域の設計手法や、浸水被害軽減総合事業を活用したハードソフトを組み合わせた総合的な浸水対策を細かく合わせた計画の策定手順を示したものを。	○
水位周知下水道制度に係る技術資料(案)	H28.4	国交省 下水道部	水防法第13条の2に基づき水位周知下水道を指定する際に必要な内水浸水想定区域図の作成に必要となる技術資料を示したものを。	○
内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)	H28.4	国交省 下水道部	内水浸水想定区域図の作成に際して、浸水想定手法等の基本事項を定めたもの。	○
水害ハザードマップ作成の手引き	H28.4	国交省 下水道部	水害ハザードマップの全国的な作成及び利活用を推進するため、作成にあたっての考え方や推奨される事例等を示したものを。	○
ストックを活用した都市浸水対策機能向上のための新たな基本的考え方	H26.4	国交省 下水道部	近年の局地豪雨等に対応するため、施設情報や観測情報等のストックを活用した浸水対策を進めるための手法等を取りまとめたもの。	○
雨水浸透施設の整備促進に関する手引き(案)	H22.4	国交省 下水道部	雨水浸透施設の整備を促進するため、雨水浸透施設による流出抑制効果や地下水涵養効果等を算定する際に把握する方法、浸透能力の把握方法や適切な維持管理方法等について示したものを。	○

○CSO対策

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
雨天時浸水対策ガイドライン(案)	R2.1	国交省 下水道部	分流式下水道における雨天時浸水に起因する事象に対し、効果的かつ効果的な対策を立案するための基本的な考え方を示したものの。	○

(7) 広域化・共同化

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
広域化・共同化計画策定マニュアル(案)	H31.3	総務省 農水省 国交省 環境省	都道府県が広域化・共同化計画を策定(見直しを含む)する際の考え方を示したものの。	○

(8) BIM/CIM

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
CIM 導入ガイドライン(案) 第8編 下水道	R1.5	国交省	ICTの全面的な活用をBIM/CIMを用いて推進することを目的に、BIM/CIMの適用方法のための基礎・要領等を改定するとともに、情報共有システムを活用した効率的な情報連携やBIM/CIM成果品の品質確保のための基準・要領等を示したものの。	○

(9) 水質改善

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水処理場のエネルギー最適化に向けた省エネ技術導入マニュアル(案)	R1.6	国交省 下水道部	下水処理場のエネルギー消費量の削減が図られることを目的に、省エネに資する運転方法と近年、下水処理場へ導入されつつある省エネ設備について、具体的な事例を用いて可能な限り定量的に効果を示したものの。	○
水質とエネルギーの最適管理のためのガイドライン～下水処理場における二軸管理～	H30.3	国交省 下水道部	下水処理場の運転・維持管理における処理水質と消費エネルギーの両面からの最適管理を実施するためのツールとして、二軸管理手法の目的や進め方を示すとともに、二軸グラフの作り方、見方、PDCAを活用した二軸管理の例を紹介している。	○
下水放流水に含まれる栄養塩類の能動的な管理のための運転方法に係る手順書(案)	H27.9	国交省 下水道部	下水処理場の施設計画の担当者と現場の運転管理などが、下水放流水に含まれる栄養塩類の能動的な管理のための季節別運転管理の導入の検討や運転を行う際の参考事項を示したものの。	○
既存施設を活用した段階的高度処理の普及ガイドライン(案)	H27.7	国交省 下水道部	水質の早期高度処理に向けて、既存施設の一部改造や運転管理の工夫により段階的に高度処理化を図る手法を検討する際の参考事項を示すもの。	○
流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説 参考資料	H27.1 H27.10	国交省 下水道部	流域別下水道整備総合計画の策定に向けた調査・検討に関する指針と解説を示したものの。	○
高度処理共同負担制度に関するガイドラインと解説(案)	H19.5	国交省 下水道部	特定終末処理場を管理する地方公共団体が、高度処理共同負担制度の活用等削減目標達成を達成するために必要な対策を立案し、事業計画を策定し、円滑な事業を行うための方法や解説を示すもの。	○

○水質リスク

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道におけるウイルス対策に関する調査委員会報告書	H22.3	国交省 下水道部	下水道におけるウイルス対策に向けて国内外の文献調査や下水処理場における実態調査結果をもとに、ウイルス問題の概要、下水処理場における定置方法・実態・除去効果について整理したもの。	○
下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)	H23.6	国交省 下水道部	下水道事業者が排出業務を負う物質以外の化学物質を含めて、下水道からの様々な化学物質の排出量を把握するとともに、化学物質管理計画の策定や情報の提供・リスクコミュニケーションを進めるための具体的な手法を示したものの。	○

○CSO対策

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
「効果的な合流式 下水道改善計画策定の手引き(案)」	H20.3	国交省 下水道部	合流式下水道の改善対策の低コスト化、早期の目標達成等に向けて緊急改善計画の見直しする際の参考とするもの。	○
合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル	H16.4	国交省 下水道部	合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査(下水道法施行令第112条第3項に規定)について、これを適正に実施するための参考とするもの。	○

(10) 下水道資源・エネルギー利用

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン～平成29年度版～	H30.1	国交省 下水道部	固形燃料化技術、バイオガス利用技術、熱分解ガス化技術、焼却廃熱発電技術及び水素製造技術を対象として、特に経済性や温室効果ガス削減効果、エネルギー需要者とのマッチング等、導入検討の参考となる情報をまとめたもの。	○
下水汚泥のエネルギー化導入簡易検討ツール 平成29年度版	H30.1	国交省 下水道部	固形燃料化技術、バイオガス利用技術、熱分解ガス化技術、焼却廃熱発電技術及び水素製造技術を対象として、技術導入に係る事業費や省エネ効果等の試算を行うもの。	○
下水処理場における地域バイオマス活用マニュアル	H29.3	国交省 下水道部	地域バイオマス利活用の導入検討にあたり、事業採算性の検討や受け入れる地域バイオマスの種類・特性による前処理方法、下水処理場への影響の評価方法、関連する法的な手続等必要な事項をとりまとめたもの。	○
下水汚泥有効利用促進マニュアル～持続可能な下水汚泥の有効利用を目指して～2015年版 CD-ROM付	H27.8	下水道協会	下水汚泥由来の資源・エネルギーの有効活用に向け、これまでの下水汚泥有効利用関連の図書を一冊に統合したマニュアルです。肥料利用、建設資材利用、エネルギー利用の3分野それぞれ技術を統合し、最新の動向及び技術を盛り込んだ。	○
下水汚泥固形燃料JIS規格 (JIS Z7312)	H26.9		下水汚泥固形燃料の品質の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進するもの。	○
下水道におけるリン資源化の手引き	H22.3	国交省 下水道部	下水道管理者によるリン資源化事業の発案検討を支援するため、リン資源の現状と課題や検討手順等についてとりまとめたもの。	○
バイオソリッド利活用基本計画	H16.3	国交省 下水道部	下水処理場における下水汚泥及び他のバイオマスの有効利用を図るために都道府県が策定する「バイオソリッド利活用基本計画」の策定手法をまとめたもの。	○

○熱利用

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水熱利用マニュアル(案)	H27.7	国交省 下水道部	下水熱利用事業の構想段階で必要となる基礎情報や、事業化段階における関係者間の調整に関する情報、実施設計段階における必要な手続きに関する情報をとりまとめたもの。	○
下水熱ポテンシャルマップ(広域ポテンシャルマップ)作成の手引き	H27.3	国交省 下水道部	下水熱の賦存量や存在位置等のポテンシャル量を可視化して提示する広域版下水熱ポテンシャルマップの作成方法や活用事例などとりまとめたもの。	○
下水熱ポテンシャルマップ(詳細ポテンシャルマップ)作成の手引き	H27.3	国交省 下水道部	具体のプロジェクトにおける採算性等の定量的な検討や実施設計に必要な情報を提示する詳細版下水熱ポテンシャルマップの作成方法や活用事例をとりまとめたもの。	○

○雨水、再生水利用

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
渇水時等における下水再生水利用事例集	H29.8	国交省 下水道部	渇水時等の下水再生水の緊急的な利用に係る全国の現状と主な課題毎に、その解決に資する好事例等を整理し、まとめたもの。	○
下水道施設における雨水(あまみず)利用に関する事例集について	H28.3	国交省 下水道部	下水道施設において雨水利用に取り組んでいる先行事例の存在とその内容について紹介し、今後同様な取り組みをおこなうとする自治体や関係機関の参考として、下水道施設における雨水利用の普及・促進に資するもの。	○
下水道における地球温暖化対策マニュアル～下水道部門における温室効果ガス排出抑制等指針の解説～	H28.3	環境省・ 国交省 下水道部	下水道部門における地球温暖化対策について、「温室効果ガス排出抑制等指針」に網けられる取組内容等を詳細に解説したもの。	○
下水処理水の再利用水質基準マニュアル	H17.4	国交省 下水道部	下水処理水の再利用における水質基準や施設基準、考慮すべき事項等を提言したもの。	○

(11)その他

○広報・人材育成

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道の「市民科学」ガイドブック	H29.3	国交省 下水道部	地域に根差して活動を行っている団体(NPO、学校の科学部、同好会)の好事例の紹介、研究者や行政とよりよい地域づくりに向けた「市民科学」の取り組み、連携の事例を紹介したもの。	○
下水道の「市民科学」研究テーマ集	H21.3	国交省 下水道部	市民科学の取り組みを始める上で、研究テーマを設定する際のヒントとして活用できるよう、事例やアイデアを「研究テーマ集」としてまとめたもの。	○

○安全対策

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)	H20.10	国交省 下水道部	局地的な大雨に対し、増水した後の対応のみならず、予防的な対応も含め、雨水が流入する下水道管渠内における工事等を安全に実施するために必要な対応策についてとりまとめたもの。	○

○契約

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
下水道施設の機械・電気設備工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)	H22.6	国交省 下水道部	「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」【土木工事を取りまとめているが、機械・電気設備工事では異なる特徴を有しており、これを踏まえ設計変更の対応方法・考え方を取りまとめたもの。】	○

○OA-JUMP、B-DASH

タイトル	発行年月	作成	概要	WEB公表
高効率消化システムによる地産地消エネルギー一活用技術の実用化に関する実証事業	R2.3	国交省 下水道部		
温室効果ガス削減を考慮した発電型汚泥焼却技術の実用化に関する実証事業	R2.3	国交省 下水道部		
最終沈殿池の処理能力向上技術実証事業	R2.3	国交省 下水道部		
複数の下水処理場からバイオガスを効率的に集約・活用する技術	R2.3	国交省 下水道部		
都市域における局所的集中豪雨に対する雨水管理技術実証事業	H31.3	国交省 下水道部		
特殊繊維担体を用いた余剰汚泥削減型水処理技術実証事業	H31.3	国交省 下水道部		
脱水乾燥システムによる下水汚泥の肥料化、燃料化技術実証事業	H31.2	国交省 下水道部		
自己熱再生型ヒートポンプ式高効率下水汚泥乾燥技術実証事業	H31.2	国交省 下水道部		
DHSシステムを用いた水量変動追従型水処理技術実証事業	H31.1	国交省 下水道部		
下水圧送管路における硫化水素腐食箇所の効率的な調査、診断技術に関する調査事業	H30.3	国交省 下水道部		
下水処理水の再生処理システムに関する実証事業	H30.3	国交省 下水道部		
バイオガス中のCO2分離・回収と微細藻類培養への利用技術実証事業	H30.2	国交省 下水道部		
無曝気循環式水処理技術実証事業	H29.2	国交省 下水道部		
高効率固液分離技術と二点DO制御技術を用いた省エネ型水処理技術の実証事業	H29.1	国交省 下水道部		
ICTを活用した効率的な硝化運転制御の実用化に関する技術実証事業	H28.12	国交省 下水道部		
ICTを活用したプロセス制御とリモート診断による効率的な水処理運転管理技術実証事業	H28.12	国交省 下水道部		
ICTを活用した浸水対策施設運用支援システム実用化に関する技術実証事業	H28.12	国交省 下水道部		
水素リーダー都市プロジェクト～下水バイオガス原料による水素創エネ技術の実証事業	H28.10	国交省 下水道部		
温室効果ガスを抑制した水熱処理と担体式高温消化による 固形燃料化技術実証事業	H27.10	国交省 下水道部		
脱水・乾燥・発電を全体最適化した革新的下水汚泥エネルギー転換システムの実証事業	H27.10	国交省 下水道部		
下水道バイオマスからの電力創出システム実証事業	H27.10	国交省 下水道部		
高度な画像認識技術を活用した効率的な管路メンテナンスシステム技術に関する技術実証事業		国交省 下水道部		

○
下水道革新技術実証事業(B-DASH)により採択・実施された実証研究結果をとりまとめた技術導入ガイドライン(案)。

管口カメラ点検と展開広角カメラ調査及び ブローイング技術を用いた効率的管渠 メンテナンスシステムの実証事業	H27.10	国交省 下水道部		
広角カメラ調査と衝撃弾性液検査法によ る効率的な管渠メンテナンスシステムの実 証事業		国交省 下水道部		
廃熱利用型 低コスト下水汚泥固形燃料 化技術実証事業	H26.8	国交省 下水道部		
管路内設置型熱回収技術を用いた下水 熱利用技術実証事業	H26.8	国交省 下水道部		
固定床型アナモックスプロセスによる高効 率窒素除去技術実証事業	H26.8	国交省 下水道部		
神戸市東灘処理場 栄養塩除去と資源再 生(リン) 革新的技術実証事業	H26.8	国交省 下水道部		
超高効率固液分離技術を用いたエネル ギーメンテナンスシステム技術実証事業	H25.7	国交省 下水道部		
神戸市東灘処理場 再生可能エネルギー 生産・革新的技術実証事業	H25.7	国交省 下水道部		
下水道への膜処理技術導入のためのガ イドライン[第2版]	H23.3	国交省 下水道部	下水道を中心とした膜処理技術に関する基礎的な情報や最新の知見 について整理するとともに、地方公共団体が下水道への膜処理技術の 導入にあたって検討すべき事項や留意事項を示したものを。	○

(2) 広報活動について

下水道の整備が進むにつれ、下水道への国民の関心が薄くなり、下水道が「あって当たり前なもの」となっているなか、今後も下水道の多様な役割や必要性を国民に認識してもらうことが課題となっている。

そのために、まずは国民の下水道への関心を高め、下水道を「自分ゴト」として捉え理解してもらうとともに、最終的には下水道事業へ協力してもらえよう段階的な広報を進めていく必要がある。

平成 29 年 8 月に策定した「新下水道ビジョン加速戦略」においても重点項目の 1 つとして、“国民への発信”を位置づけているところであり、以下の取組みを中心に広報の活性化を図りたい。

若い世代へ向けた広報

- 平成 29 年度に国土交通省が行った意識調査では、若い世代ほど下水道に対するイメージが悪く、関心が低いという結果が得られている。については、若い世代の関心が高い SNS を活用した情報発信など、若者の興味を惹きつける広報をお願いしたい。国土交通省でも Twitter を活用して、旬な話題等を情報発信しているところである。また、小学生の下水道への理解促進を目的としたパンフレットを国土交通省にて作成し、HP にも公開しているので、活用いただきたい。

施設見学の促進

- 普段見ることがない下水処理場や工事現場など下水道に関する見学会は、下水道の理解促進につながりやすいという結果が得られている。については、施設見学の受入促進、積極的な下水道施設の一般開放や工事現場見学会の開催をお願いしたい。また、報道機関等へ施設や工事現場を公開し、メディアを通じて下水道の役割を発信してもらう取組みを実施している団体もあるので参考されたい。

1) 下水道のストック効果

ストック効果とは、インフラの整備効果であり、耐震性の向上や水害リスクの低減と言った「安全・安心効果」や、生活環境の改善やアメニティの向上といった「生活の質の向上効果」のほか、「生産性向上効果」といった社会のベースの生産性を高める効果がある。

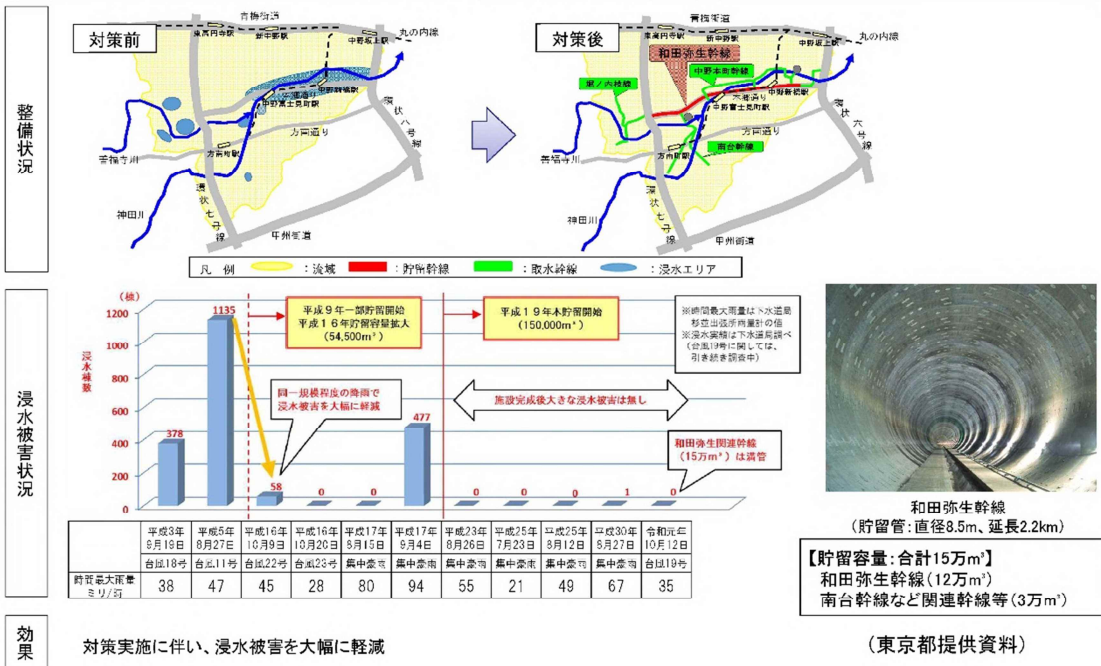
各地方公共団体においては、これらストック効果を一般にわかりやすく表現し、下水道事業のストック効果の発信を図られたい。各地方公共団体での取組みは、国交省HPで紹介しているので参考にされたい。

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000420.html

(参考：和田弥生幹線のストック効果（東京都）)

令和元年東日本台風における浸水対策の効果事例

- 東京都中野区周辺では、平成5年台風第11号により大規模な浸水被害が発生。
- 東京都の下水道事業としては、都内最大の貯留管「和田弥生幹線(120,000m³)」及び関連幹線等を整備。
- 令和元年東日本台風等で効果を発揮し、浸水被害の発生を防止・軽減。



2) 国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」

循環のみち下水道賞は、下水道の使命を果たし、社会に貢献した好事例を表彰しその功績を称えるとともに、広く発信することで全国的な普及を図ることを目的に、平成20年度より表彰を行っている。(平成4～19年度は、「いきいき下水道賞」として表彰)

令和元年度受賞結果について

昨年度は、

- ・イノベーション部門（現場における創意工夫や新技術の活用等の取組み）
- ・防災・減災部門（災害対策におけるソフト・ハード面の取組み）
- ・アセットマネジメント部門（施設の長寿命化や計画的な維持修繕、事業運営、人材育成に貢献する取組み）
- ・広報・教育部門（効果的な広報活動や環境・防災教育の取組み）

の4部門構成とし、優れた取組みを表彰しており、各受賞内容の詳細については、国土交通賞HPで公表している。

循環のみち下水道賞ホームページ URL

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000085.html

(参考：受賞者の記念撮影)



(令和元年度受賞一覧)

部門	受賞者	件名
グランプリ	名古屋市	まちづくりの一翼を担い新たな価値を創出する露橋水処理センター
イノベーション	鶴岡市 山形大学 株式会社日水コン 鶴岡市農業協同組合 水ingエンジニアリング株式会社 株式会社東北サイエンス	「じゅんかん育ち」を学校へ
	熊本市	下水道施設を活用した家畜排せつ物のエネルギー利用と地下水保全
防災減災	埼玉県	現場へ翔んで、クラウドでシェア！埼玉型下水道BCP訓練の実施
	京都府福知山市	総合的な治水対策 ～関係機関、市民総ぐるみの市街地浸水対策～
	兵庫県西脇市	地域と一体となった浸水対策
アセット マネジメント	東京都	30市町村とともに築き上げた半世紀ー東京都流域下水道
	福岡市	国際貢献・国際協力は人材育成のチャンス！！
広報・教育	宮城県東松島市 熊本市	運動会でマンホールトイレ ～遠く離れた2つの都市からの発信～
	川崎市	未来への夢多き中学生が1日職員に！ ～下水道のお仕事してみませんか～
	北九州市	北九州市下水道100周年記念事業 有志職員による広報活動について

令和2年度募集について

令和2年度の循環のみち下水道賞は、昨年度と同様に4部門構成で募集する予定。詳しくは、4月中目処でお知らせする応募要領を御確認いただきたい。

是非積極的な御応募をお願いしたい。また、都道府県におかれては、管内市町村へ周知いただきたい。

【スケジュール】

「9月10日（下水道の日）」に表彰式を実施予定

	R2	参考(R1)
依頼	4月中	5月14日
地方公共団体からの応募締切	6月中	6月21日
表彰式	9月10日	9月10日

過去の受賞案件一覧 ※平成20年度より、「いきいき下水道賞」から「循環のみち下水道賞」へ移行しました。

	部門	都道府県	受賞団体	受賞案件名	
第11回 (平成30年度) 循環のみち 下水道賞	グランプリ	岐阜県	恵那市	誰もが利用できるマンホールトイレに向けて	
	イノベーション部門	大阪府	大阪市	国内初！アナモックス反応を利用した脱水分離液窒素除去施設	
		岡山県	倉敷市	『くらげのゆ』～国内初！管路外設置で下水熱利用～	
	レジリエント部門	東京都	東京都	下水道事業におけるデマンドレスポンスの取組～首都圏の安定的な電力供給への貢献～	
		大阪府	高槻市	水害・土砂災害ハザードマップ～シールを使って、マイマップを作ろう～	
		岡山県	岡山市	三位一体！～広がる浸水対策の輪～	
	アセット マネジメント部門		山元町、横浜市環境創造局 横浜市水道局、 横浜ウォーター株式会社	公公連携による持続的な上下水道事業一体運営	
		民間企業	管清工業株式会社	進化する管路スクリーニング～管路47万kmの迅速な総点検～	
	広報・教育部門	北海道	芦別市、 星槎国際高等学校本校区	ありがとう25周年～行政と高校がコラボした下水道PR～	
大阪府		大阪府立泉陽高等学校食物部	～次世代の私達も下水道を担おう！～高校生と上下水道局とのコラボレーション		
第10回 (平成29年度) 循環のみち 下水道賞	グランプリ	静岡県	浜松市	日本初、下水道へのコンセッション方式導入	
	イノベーション部門	秋田県	上野台堆肥生産協同組合、秋田工業高等専門学校、秋田県	産学官で創る食の地域ブランド！拡がるじゅんかん育ち	
		愛知県	豊橋市	国内最大規模の複合バイオマス利活用施設	
		福岡県	福岡市	福岡のまちと共生する屋台の環境整備	
	レジリエント部門	埼玉県	さいたま市	下水道・河川・道路の連携による水位情報の見える化	
	アセット マネジメント部門		岡山県 教育機関等	矢掛町	リサイクル可能な材料を用いた管更生技術
			GKP下水道を未来につなげる会、東京電機大学、東京都市大学、茨城大学、京都大学、木更津工業高等専門学校		産学官連携によるリクルート活動
	広報・教育部門	東京都	東京都	東京下水道の「見える化」への挑戦	
		神奈川県	横浜市立舞岡中学校科学部	市民科学による生物調査を通じた下水道の「見える化」	
愛知県		名古屋市	次世代を担う子どもたちに向けた上下水道訪問授業		
第9回 (平成28年度) 循環のみち 下水道賞	グランプリ	大阪府	堺市	熱源、水源、地域資源に下水再生水をフル活用	
	イノベーション部門	神奈川県	横浜市	パワートレインチームによる国際貢献活動	
		新潟県	新潟市	下水熱を利用した歩道融雪	
	レジリエント部門	大阪府	大阪府	下水道と河川の一体的整備による浸水対策効果の発現	
		熊本県	熊本市	熊本地震におけるマンホールトイレの活用	
	アセット マネジメント部門	民間企業	ポリエチレンライニング工法協会	リサイクル可能な材料を用いた管更生技術	
		長野県	公益財団法人 長野県下水道公社	下水道公社を活用した下水道事業の広域化・共同化	
	広報・教育部門	神奈川県	神奈川県立大師高等学校、川崎市、下水道広報プラットフォーム、管路情報活用有限責任事業組合、メタウォーター(株)	キャリア教育を意識した夏季連携講座「下水道マニア」	
		三重県	伊勢市	お伊勢さんの美しい水環境の創出	
民間企業等		「下水道のひみつ」製作チーム (公益社団法人日本下水道協会、(株)学研プラス、(株)YHB編集企画、漫画家ひろゆうこ)	学習漫画「下水道のひみつ」の制作・発刊		

参 考

他顕彰への応募について

国土交通省では、このほかにも下水道事業の優良事例を顕彰する賞として、総務省等と共催しているインフラメンテナンス大賞や、全建賞（全日本建設技術協会）や土木学会賞（土木学会）など他機関が主催する顕彰も数多く存在するため、積極的にご応募いただきたい。

3) 下水道環境教育の推進

将来の下水道界を担う人材の育成や下水道の多様な機能の理解促進（「見えない」下水道の「見える化」）を目的に、以下の冊子等を活用して環境教育を推進するとともに、小学校へのPRをお願いしたい。

1. 国土交通省関連コンテンツ

① 冊子「キャプテン・ゲスイの宝物」「キャプテン・ゲスイの冒険 救えゴーウ王国」

- ・ 下水道のイメージアップや下水道に親しみやすさを感じてもらうことを狙った冊子。
- ・ 冊子はHPで公開しているので、学校の授業や社会科見学、イベント等で自由に活用いただきたい。
- ・ 本パンフレットを一部改変し、地方公共団体の取組み等を掲載したものを独自に作成いただくことは可能なので、国土交通省までご連絡いただきたい。



2. (公社)日本下水道協会関連コンテンツ

① 小冊子「下水道の冒険 ～勇者スイスイと水の旅～」

- ・ 日本宝くじ協会の助成を受け、下水道の啓発パンフレットを作成。
- ・ 下水道の仕組みや役割、また水の循環についてわかりやすく解説。
- ・ 処理場所有の都道府県及び市町村・事務組合に送付。

② 循環のみち下水道環境教育助成金 (H22～)

- ・ 下水道分野の環境教育を推進するため、全国の小中学校等に対して授業等に必要経費を1団体10万円を上限として助成。



③ 「みんなの循環のみち下水道」環境教育ポータルサイト

(<http://www.jswa.jp/kankyo-kyoiku/>)

- ・ 生活を陰から支えている下水道の役割を知って頂くため、様々な素材を紹介・提供している下水道の環境教育のポータルサイト。

(主なコンテンツ)

- ・ 小学校の新学習指導案に準拠した学習指導案
- ・ 授業でそのまま活用できる教育素材
(パワーポイント、動画、イラスト等)
- ・ 地方公共団体の教育素材リンク
- ・ 下水道環境教育ネットワーク
- ・ 循環のみち下水道環境教育助成金活用事例



④ 下水道広報素材（会員ページ内）

※本サイトを閲覧する際には、「下水道協会誌」に掲載しているパスワードが必要。

- ・ 全国の地方公共団体が所有する様々な情報や広報ツールを集約。
- ・ 下水道広報を効果的に推進していくために、約 400 の地方公共団体・公社等から寄せられた学習教材や展示模型・実験ツール、パネル・ポスター、ノウハウ・ツールなどを掲載。
- ・ 新たに検索機能を設け、利便性が向上。

(主なコンテンツ)

- | | |
|----------------|--------------|
| ①学習教材 | ②展示模型・実験ツール等 |
| ③パネル・ポスター | ④ノウハウ・ツール |
| ⑤下水道なんでもナンバーワン | ⑥数字で伝える下水道 |
| ⑦下水道ビフォー・アフター | ⑧下水道広報の担い手 |
| ⑨その他広報素材 | |

4) マンホールトイレの普及啓発

国土交通省では、避難所における避難生活等において、快適なトイレ環境を確保するため、マンホールトイレ整備に対する支援やガイドラインの策定を実施している。



北九州市

マンホールトイレに関するホームページ URL

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/mizukokudo_sewage_tk_000411.html

1. マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン

国土交通省では、被災者が“使いたい”と思えるマンホールトイレを整備するための配慮事項等を取りまとめた「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」を策定している（平成30年3月に一部改定）。

2. マンホールトイレ普及啓発ツール

国土交通省では、マンホールトイレの普及促進の一助としてなるよう普及啓発のためのリーフレット、動画、漫画を作成している。広報活動の際には、積極的な活用をお願いしたい。



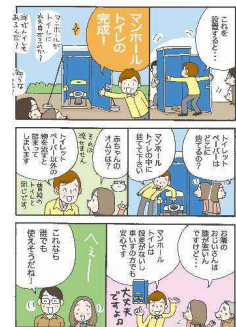
リーフレット



動画



↑youtubeにて
動画公開中



漫画

3. マンホールトイレの活用促進

各地方公共団体では、多くの住民へのPR等を目的に、イベント会場等で実際にマンホールトイレが使用されており、設置から使用、片付けまで一連の訓練を実施している。例えば、岐阜県恵那市では、小学校の授業の一環としてマンホールトイレの設置訓練が行われており、このような実体験を伴う住民へのPRを積極的にご検討いただきたい。



熊本市での取組み



東松島市での取組



恵那市での取組み

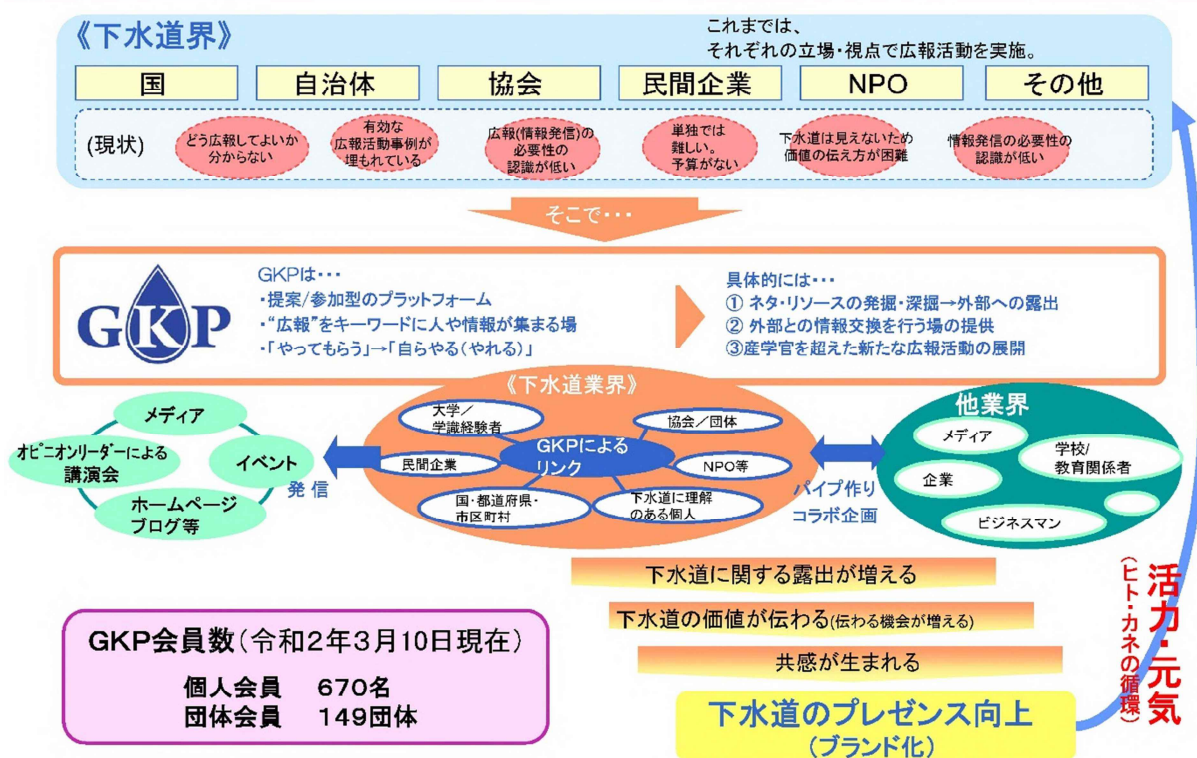
5) 下水道広報プラットフォーム (GKP)

下水道の真の価値を伝えると共に、これからの下水道を皆で考えていく全国ネットワークの構築を目指して、セクターを越えた下水道広報の中核の一つとなる情報交流、連携の母体として「下水道広報プラットフォーム」(事務局(公社)日本下水道協会)を平成24年度に設立し、これまでに様々な活動を展開している。

各地方公共団体におかれても、GKPへの参加と、住民等への積極的な広報活動をお願いしたい。

なお、広報活動に関するご相談があれば、GKP事務局、又は下水道企画課にご相談いただきたい。また、効果的な広報事例について下水道企画課まで情報提供をお願いしたい。

「下水道広報プラットフォーム (GKP)」



(G K Pの活動例)

マンホールカード

G K Pが企画・監修するマンホール蓋のコレクションアイテムで、マンホール蓋を管理する都道府県や市町村とG K Pが共同で作成。



マンホールカードの例

下水道展'19への出展

下水道展において「スイスイ下水道研究所」として、小学生を中心に下水道を面白く・わかりやすく学ぶ体験型展示を実施。



下水道展'19 横浜への出展
(令和元年8月6日～9日)

エコプロ2019への出展

エコプロに「水をめぐる大冒険～水道水はどこから来る？使った水はどこへ行く？」を水循環のストーリーにのせて体験型展示を実施。



エコプロ2019への出展
(令和元年12月6日～9日)

マンホールサミット

マンホールに関するトーク、蓋の展示、グッズ販売等を実施。マンホールを通して下水道の魅力を発信。



第9回マンホールサミット in 池田
(令和元年10月19日)

GJリンク

女性同士の繋がりを支援する場として「GJリンク（下水道女子）」を立ち上げ、様々な企画を通じてスキルアップを図る取組を推進。



GJリンク全国ワークショップ
(令和元年11月21日～22日)

下水道を未来につなげる会

下水道業界のリクルート力強化のための新たな試みとして、「下水道を未来につなげる会」を立ち上げ、魅力を学生に発信する取組を推進。



日大理工学部×GKP未来会
(令和2年1月10日)

6) 下水道を核とした市民科学育成プロジェクト

現在では、下水道はあって当たり前のもとなっており、今後の下水道のあり方を考えていく上で、関心を一層高め、自分ゴトと捉えていただくかが課題となっているところ。身近な水環境への疑問をきっかけとして「自分が流した下水と川や海などの関わり」などを調べることは、市民が主体的に下水道の存在意義や役割を発見する機会となり、さらには、地域のよりよい水環境を創造する力になる。

「下水道の市民科学」とは、よりよい地域づくりに向けて、地域の団体（学校、自治会やNPOなど）と行政が協働し、市民にも呼びかけながら下水道に関する調査研究活動に参画する取組みのこと。

平成 28 年度には、下水道の市民科学の取組み方等を紹介する行政向け・市民団体向けの 2 種類のガイドブックを策定しており、ガイドブックを参考に市民科学に取組み、市民との連携による下水道の見える化を図っていただきたい。

また、平成 29 年度からモデル調査を実施し、平成 30 年度には下水道にまつわる様々なテーマについて、事例やアイデアをまとめた研究テーマ集を策定した。

令和元年度は、活動団体の支援や活動のノウハウなどを蓄積・発信するためのプラットフォームとして、GKP を母体とした「GKP チーム市民科学」の立上げを支援した。

令和 2 年度は、「GKP チーム市民科学」と相互に連携しながら、引き続きモデル調査及び下水道展における企画を行う予定なので、積極的な参画をお願いしたい。

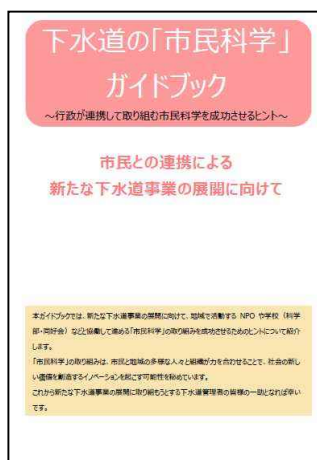
特にこれまで「循環のみち下水道賞」で受賞した取組みなど、既に地域の団体と連携した取組みを行っている地方公共団体には、市民科学の視点も取り入れた取組みを検討して頂きたい。

ガイドブック・研究テーマ集 URL :

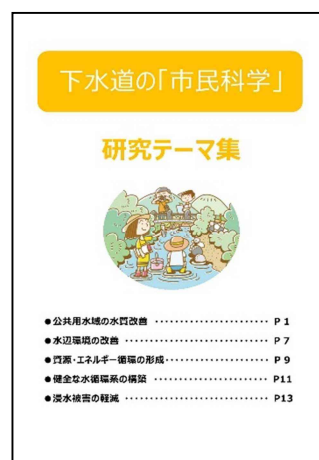
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000522.html



市民団体向けガイドブック



行政向けガイドブック



研究テーマ集

7) 東京湾大感謝祭 2019「東京 WONDER 下水道」

東京湾大感謝祭は、国土交通省が参画する「東京湾再生官民連携フォーラム」の活動の一環として開始。都市に住む市民や企業、団体と国や地方公共団体がともに、海の再生を考え、行動するきっかけを提供する場として、平成25年度より開催。

東京湾流域の9都県市と協賛企業で下水道関係の官民が一体となり、水処理や合流改善などの下水道の取組みを紹介するため、平成28年度より下水道ブース「東京 WONDER 下水道」を出展。デザインマンホールの展示や顕微鏡を使用した微生物の観察、クイズなどを通じ、東京湾の水循環を支える下水道の取組みを紹介。

東京湾大感謝祭 2020 は、令和2年10月開催予定。

<東京湾大感謝祭 2019 開催概要>

日時：令和元年10月26日（土）、27日（日）

場所：横浜赤レンガ倉庫

来場者数：東京湾大感謝祭全体 約101,000名、東京 WONDER 下水道 2,572名



東京湾大感謝祭メインステージ



下水道ブースにおいて下水道事業の説明

(3) 人材育成について

下水道事業を取り巻く状況は、人口減少に伴う職員数や使用料収入の減少、老朽化に伴う大量更新期の到来、気候変動の影響により懸念される水害の頻発・激甚化、切迫する大規模地震等、課題が多様化し、厳しさを増している。また、技術革新等が進み、職員1人1人に求められる能力が高度化している。

一方で、このような厳しい状況を乗り越え、下水道事業を支える人材の数には限りがある。人口減少に伴い職員数が減少傾向にある中、職員1人1人の生産性を上げ、効率的かつ効果的に下水道事業を支えるためには、**下水道事業を支える「人材」を育成することが極めて重要**である。

ここでは、人材育成に関する国等の取組例や、地方公共団体等の取組例を紹介するので、各地方公共団体において参考にされたい。

1) 国による人材育成の取組

(1) 下水道場

若手職員同士の交流の場を創設するとともに、組織の枠を超えた若手職員の自己研鑽・切磋琢磨の場を目指して、平成24年度に「下水道場」を設立。対象は原則40歳未満の下水道関係職員。

令和元年度は、会議の前半は、地方版下水道場の事例紹介として、仙台市、新潟県、京都府、広島市に開催内容や開催にあたっての苦労や開催後の効果等について発表いただき、参加者からは、事務局として運営のコツやテーマ選定等について多くの質問があがった。

会議の後半は、パネルディスカッションとして、「下水道事業体の内外から見た下水道事業の持続性向上に向けた人材確保・育成について」をテーマに広島市、石狩市（水道）、J S、東京電力P G、公共投資ジャーナルの方にパネリストとして議論いただいた。

過去の開催概要は、国土交通省HPに公表している。令和2年度下水道は、令和3年1～2月に開催予定。

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000316.html

また、都道府県等が主導する地方版下水道場の立上げについても支援しているので、積極的に若手職員等の交流、研修の場の創設を御検討いただきたい。

【地方版下水道場（令和元年11月末時点）】※令和元年度新規開催

	名称	主催	参加者	開催数
1	北の下水道場	北海道	北海道、道内市町村	11
2	おどげでねえ 伊達な下水道場	宮城県、仙台市	宮城県、県内市町村	11
3	あきたの下水道場	秋田県	秋田県、県内市町村	6
4	むらやま処理区下水道場	山形県	山形県、村山処理区内市町村	7
5	マロニエ下水道場ネットワーク	栃木県	栃木県、県内市町村	10
6	彩の国下水道塾	埼玉県	埼玉県、県内市町村	8
7	かながわ かもめ下水道ネットワーク	神奈川県	神奈川県、県内市町、下水道公社	1
8	にいがた下水道場	新潟県	新潟県、県内市町村、下水道公社	7
9	あいち心の浄化センター	愛知県、名古屋市	愛知県、県内市町村	9
10	まるみえ下水道塾	三重県	三重県、県内市町村	2
11	NANIWA ともあれ下水道場	大阪府	大阪府、府内市町村	2
12※	令和 京（みやこ）道場	京都府	京都府、府内市町村	3
13	下水道場晴れの国支部	岡山県	岡山県、県内市町村	3
14	下水道場広島市支部	広島市	広島市、近隣市町	74
15	うどん県下水道場	香川県	香川県、県内市町村	3
16	とびうめ下水道場	福岡県、福岡市、北九州市	福岡県、県内市町村	8
17	やるばい長崎下水道場	長崎県	長崎県、県内市町村	3
18	肥後モンの水洗化道場	熊本県、熊本市	熊本県、県内市町村	4
19	沖縄県版下水道場	沖縄県	沖縄県、県内市町村	2
20	煉瓦下水道場	仙台市	仙台市	38
21	ひめ塾下水道場	姫路市	姫路市	23

(2) 下水道事業のアセットマネジメント推進に向けた人材育成

概要

- **アセットマネジメント推進**に必要な汚水処理事業の広域化・共同化や多様な官民連携手法の導入、処理場におけるICT設備導入、下水汚泥のエネルギー利用等のノウハウの取得に向けて、地方公共団体に対する**研修を実施し、知識やスキルを定着させることを目的とする。研修内容等が固まり次第、周知するので、御参加いただきたい。**

(参考) 令和元年度研修

- **アセットマネジメント推進に役立つ充実した内容を提供**
 - ・ストックマネジメント計画の策定意義・先進事例の紹介
 - ・他自治体の担当者とのグループ討議による課題把握・情報提供
 - ・PPP/PFIや広域化・共同化への取り組み事例・手法の紹介 等
- **全国各地で研修を実施**
令和元年度は仙台、東京、埼玉、大阪、名古屋、福岡で開催。
- **受講生の皆様からも大好評(受講生数は毎年度増加)**
 - ・SM通信簿は各自治体のSM実績を客観的に把握する大変有効なものであると考える。
 - ・統一化して同じ指標で閲覧できるようになると、国からの調査物に対してより性格に回答ができると感じた。
 - ・広域化・共同化の取組は必要だが、受入側と搬出側の双方でメリットが出ないと議会对応等が難しい。
 - ・全国的にどのような方向性で下水道の維持管理を行っていく計画なのか理解が深まった。
 - ・官民連携を検討する前に制度を知る必要があり、今回の研修は分かり易い説明で参考になった。
 - ・DBに関する要点、注意点など必要なポイントを分かり易く解説いただけた。

取組名	実施主体	取組の概要・特徴	令和元年度開催実績	参考URL
アメッジ	国土交通省	○いつでも、どこでも閲覧可能な「 e-ラーニング 」を構築。事業制度や気象情報が確認できるほか、各自治体の浸水対策事業に関する好事例について各自治体の担当者等が語る「担当者's VOICE」等がある。	—	https://shinsu-i-portal.jp/
下水道研修	日本下水道事業団	○全寮制の 宿泊型研修をラインナップ 。共同生活等を通じた研修生同士のネットワークを構築。 ○基礎的な内容から専門性の高い内容まで多種多様な研修をラインナップ。処理場での実地研修を含んだ研修もある。	4月～2月	https://www.jswa.go.jp/ken-syu/kensyu.html
共に考える		○地方公共団体職員と「議論し」「共に考え」、政策提案する 派遣型研修 。	10月	
下水道研修	日本下水道協会	○基礎的な内容を主に、 短期研修 を全国複数会場で開催。 ○ 下水道協会発行図書説明会、管路の実地研修 を含む研修も実施。	5月～12月	https://www.jswa.jp/
下水道研究発表会		○下水道研究発表会で日頃の 研究成果を共有 。	8月	
下水道新技術セミナー	日本下水道新技術機構	○新技術を地方公共団体及び民間企業等の技術者に広く理解・活用してもらうために、 タイムリーに情報を発信 。	8、11月	https://www.iwet.or.jp/
技術研修会	全国上下水道コンサルタント協会	○ 上下水道に関わる技術 を広く普及。	9～11月	https://www.suikon.or.jp/
下水道研修	全国建設研修センター	○ 宿泊型研修 により、共同生活等を通じた研修生同士のネットワークを構築。	9～10月	http://www.jctc.jp/

2) 日本下水道事業団 研修センター

日本下水道事業団研修センターでは、「第一線で活躍できる人材の育成」を目指して、計画設計、経営、実施設計、工事監督管理、維持管理、官民連携・国際展開の6コースについて、下水道のライフサイクルの各段階に対応したさまざまな専攻を設定。演習・実習に重点を置き、実務に即したカリキュラムを準備し、下水道法第22条の資格取得のための指定講習を含め、4日～10日程度の専攻を中心として、埼玉県戸田市にある全寮制の施設で研修を実施。

ほとんどの専攻において、研修生から研修実施前に提出された課題についてのディスカッションを実施。ディスカッションでの研修生相互の意見交換や講師を交えた議論により、普段の実務による課題解決の糸口を見出すことができ、また、ディスカッション、寮生活を通じて、研修生同士が切磋琢磨し、能力や意識の向上を促すとともに、研修生同士のネットワーク形成を積極的に支援。

昨今の女性研修生の増加に伴う対応や、研修生のプライバシーの配慮、安全性等研修環境の改善・充実を図るため、2021年度末の完成を目指して新寮室棟を建設中。

また、研修センターで実施する研修以外に、全国各地で開催する「地方研修」及び民間事業者職員を対象とする「民間研修」を実施。



研修状況



新寮室棟の完成予想図(施設外観)

3) 地方公共団体等による人材育成の取組

(1) 下水道技術実習センター(東京都下水道局)における実習

東京都下水道局が技術継承を図るために建設。可能な限り現場の施設を再現しており、土木や機械、電気、水質管理等の様々な分野の実習や疑似体験が可能。民間事業者や東京都以外の地方公共団体なども利用可能。



下水道技術実習センター



屋外実習施設
(管路内水中歩行実習)

(2) 県や公社による人材育成の取組

① 香川県

香川県では、県内市町を集めたストマネ勉強会を開催。県の職員が、下水道ストックマネジメント支援制度の概要・必要性、ストマネ計画の作成方法等について勉強会を開催し、県内市町の意識を醸成。

② 福島県下水道公社

県内市町村に維持管理等の課題についてアンケート調査を実施。下水道公社のもつ維持管理ノウハウの活用方策を探るため、県内市町村に対して、「何を維持管理等の課題と感じているか」のアンケート調査を実施。下水道公社が市町村に調査結果をフィードバックすることで問題意識を共有。

(3) 市町村やOBによるの人材育成の取組

① 福山市

人材育成・技術継承基本方針を策定。今後も安定した上下水道事業を展開していくために必要な、人材育成・技術継承の組織としての考え方を明文化。組織として人材育成・技術継承の重要性を職員に意識づけるとともに、方針に沿った効率的かつ効果的な取組を継続的かつ確実に実施。

② 横浜市

OBと現役職員の対話会を実施。神奈川県横浜市は、現役職員が携わっている業務や直面している課題に関連した複数のテーマを設定し、OBとのワークショップを開催。既存施設の建設当時の設計思想や施設の特性など更新・機能向上を検討するために必要な知識を習得。

下水道国際・技術室

下水道国際・技術室の取組

総 括

(1) 資源・エネルギー利用の推進について

- 1) 下水汚泥の燃料化（エネルギー化）・肥料化の推進
- 2) 省エネルギー・地球温暖化対策・大気汚染防止法
- 3) 下水道施設のエネルギー拠点化の推進
- 4) 下水熱利用の推進
- 5) 下水道への紙オムツ受入検討について
- 6) エネルギー特別会計・税制による支援

(2) 下水道技術開発の推進について

- 1) ICT イノベーションの実現に向けて
- 2) 下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）
- 3) 異分野技術等のマッチング

(3) 下水道分野の国際展開について

- 1) 下水道分野における海外水ビジネス展開の背景
- 2) 国際展開・技術開発に係る体制の強化
- 3) 地方公共団体や日本下水道事業団等と連携した本邦企業の海外ビジネス展開支援

(1) 資源・エネルギー利用の推進について

1) 下水汚泥の燃料化（エネルギー化）・肥料化の推進

○ 下水汚泥の燃料化（エネルギー化）・肥料化の取組状況

平成 27 年 5 月の下水道法改正をはじめとして、各種計画等においても下水汚泥のエネルギー化や肥料化が位置付けられ、その普及が期待されているところである。令和元年 5 月末時点のエネルギー化の導入状況は、バイオガス（消化ガス）発電は 109 箇所、固形燃料化施設は 20 箇所となっている。（最新の実績は別添資料を参照されたい。）バイオマスとしての下水汚泥の利活用に向け、下水汚泥のエネルギー化・肥料化について、広域化・共同化や改築と合わせた導入、又は PPP/PFI や新技術を活用した事業化等を積極的に検討いただきたい。

●改正下水道法（平成 27 年 5 月）

下水汚泥を燃料又は肥料として再生利用することを努力義務化

●新下水道ビジョン加速戦略（平成 29 年 8 月）

創エネ・省エネにより概ね 20 年で電力消費量半減

下水処理場の地域バイオマスステーション化への重点的支援 等

●地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月）

省エネ・創エネ対策の推進

下水汚泥焼却施設における焼却の高度化等

●バイオマス活用推進基本計画（平成 28 年 9 月）

下水汚泥のエネルギー利用や緑農地利用の推進

下水汚泥に加えて地域で発生するバイオマスの受入推進

●循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）

化石燃料代替エネルギー源または肥料としての再生利用を推進

他のバイオマスとの混合消化・利用を推進

●エネルギー基本計画（平成 30 年 7 月）

下水汚泥等のバイオマス利用やバイオマス熱の利用

●パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和元年 6 月）

下水処理場を活用した地域バイオマスの受入や下水熱の推進

○ 下水汚泥広域利活用検討マニュアルの公表

持続可能な下水道事業の運営に向けて、広域化・共同化計画の策定を要請したところである。広域化・共同化計画の策定にあたり、地域バイオマスの受入を含む下水汚泥の広域利活用について、計画策定手順をとりまとめた「下水汚泥広域利活用検討マニュアル」を平成 31 年 3 月に公表した。

本マニュアルは、資源・エネルギー利用の重要性の高まりや人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、「バイオソリッド利活用基本計画策定マニュアル（平成 16 年 3 月）」を改訂したものである。各都道府県にあたっては、広域化・共同化と合わせた効率的な下水汚泥利活用の取組を積極的にご検討いただきたい。

○ 下水汚泥利活用の評価指標

国土交通省では、下水道バイオマスリサイクル率を令和2（2020）年度までに全国平均で40%とすることを目標としている。

下水道バイオマスリサイクル率は以下の式により算出されるが、平成29年度実績値より、平成29年9月15日付事業課長通知「下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について」における性能指標を満足する焼却炉を対象に、「焼却廃熱として有効利用された有機物量」の算出対象に追加した。算定方法の詳細は別添資料を参照されたい。

下水道バイオマスリサイクル率

$$\begin{aligned} &= \{ \text{バイオガスとして有効利用された有機物量} \\ &\quad + \text{固形燃料として有効利用された有機物量} \\ &\quad + \text{焼却廃熱として有効利用された有機物量} \\ &\quad + \text{緑農地利用された有機物量} \} \div \{ \text{下水汚泥有機物量} \} \times 100 \end{aligned}$$

各地方公共団体別・処理場別のデータは、下水道全国データベースにおいても公表している。各地方公共団体においても、それぞれの値を確認し、今後の事業計画の立案等に活用いただきたい。なお、下水道バイオマスリサイクル率や下水汚泥リサイクル率等の指標は、国土交通省が毎年実施している「下水道資源有効利用調査」による報告値を基に作成している。令和2年度も当該調査を実施する予定であり、正確なデータの報告をお願いしたい。

一方で、新下水道ビジョン加速戦略においては、概ね20年で下水道事業における電力消費量の半減を目標として取り組むこととしている。改築や増設に伴う省エネ機器の導入、各設備の運転方法の工夫（スマートオペレーション）等の省エネ化の取組に対して、以下に示す「単位水量あたりエネルギー消費量削減率（REC削減率）」を指標化した。REC削減率は、下水処理場で消費した単位水量あたりの外部エネルギー量を、基準年と比較した削減率で示したものである、次の式で算出される。各地方公共団体のREC削減率は、試算値を地方整備局経由で連絡することを予定している。

$$\text{単位水量あたりエネルギー消費量(REC) [kWh/m}^3\text{]} = \left(\frac{\text{外部からの投入エネルギー量}}{\text{処理水量}} \right)$$

$$\text{REC削減率}[\%] = \left(\frac{\text{REC}_{\text{基準年}} - \text{REC}_{\text{〇〇}}}{\text{REC}_{\text{基準年}}} \right)$$

※REC_{〇〇}：〇〇年度（西暦）のREC

基準年は、例えば京都議定書が発効した2005年（平成17年）とするなど、個別に設定する。

○ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）

平成 24 年 7 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行され、FIT 制度が開始された。本制度においては、下水汚泥を含むバイオマスを用いて発電された電気も、再生可能エネルギーとして買取対象となっている。令和 2（2020）年度までの買取価格及び調達期間は下表の通りとなっている。

再生可能エネルギー	買取価格	調達期間
バイオマス由来メタン発酵ガス	39 円+税	20 年
一般廃棄物その他バイオマス（石炭混焼）	17 円+税	20 年

買取価格・期間については、再生可能エネルギー源の種類や発電設備の規模等に応じて、中立的な第三者委員会（調達価格等算定委員会）の意見を受けて、経済産業大臣が毎年度策定することとされている。平成 30 年度の見直しにおいては、「一般廃棄物その他バイオマス」の区分で石炭混焼を行うものについて、令和 3（2021）年度より新たに申請を行う案件については FIT 制度の認定対象外となった。さらに、平成 31（2019）年以降、発電に用いるバイオマスの一定割合以上の変動においては、新たな調達価格が適用されることとなったため、現在固形燃料利用を行っている地方公共団体にあってもご留意いただきたい。

なお、下水汚泥の固形燃料化による化石燃料代替は、FIT 制度から自立した実施が可能と判断された初のケースであり、FIT 制度の対象外となった以降も発電事業者による積極的な利用が継続又は新規導入されることを期待している旨、資源エネルギー庁を通じて周知している。

○ 下水汚泥の肥料化

下水処理場に集まる水や窒素・リン、並びに下水処理過程で発生する汚泥やCO₂、熱エネルギー等を農業に利用する取組も全国各地で進められている。特に、窒素やリンを豊富に含む下水汚泥は、肥料としての効果が期待され、国土交通省では、平成 30 年 4 月に「下水道資源の農業利用促進に向けた BISTRO 下水道 事例集」を公表した。

また、下水道資源の安全性や効果の分析・周知、下水道事業と農業生産者との連携を目的に、令和元年 11 月に「第 13 回 BISTRO 下水道戦略チーム会合 ～下水道と農業の連携に向けて～」を開催した。会議では汚泥肥料を利用している農業事業者、肥料生産者、下水汚泥を排出している下水道管理者等が参加する会議とし、各々の立場で汚泥肥料の農業利用に向けた各者の連携方法について議論した。会議資料等は国土交通省 HP に掲載しているので参考にされたい。

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000621.html)

2) 省エネルギー・地球温暖化対策・大気汚染防止法

○ 下水道における地球温暖化対策

平成 28 年 5 月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、下水道分野では、

- ① 創エネ・省エネ対策の推進（2030 年度までに 2013 年度比 134 万 t-CO₂ の削減）
- ② 下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等（同 78 万 t-CO₂ の削減）

が位置付けられている。

国土交通省では、環境省と連携し、上記目標の達成のため平成 28 年 4 月に温暖化対策推進法第 21 条に基づき、下水道部門における「温室効果ガス排出抑制等指針」（告示）及び「下水道における地球温暖化対策マニュアル」を公表した。本指針及びマニュアルでは、地方公共団体が温室効果ガスの排出抑制のために講ずべき措置（努力義務）について、温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択・使用方法、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を通じた温室効果ガス排出量の目安を規定している。

特に②については、汚泥の焼却工程等で発生する N₂O（二酸化窒素）は、CO₂ の 298 倍の温室効果があるため、高温焼却（燃焼温度を 850℃程度とすること）による N₂O 発生抑制や、N₂O 排出量抑制とともに省エネ化が図れる新技術への転換についても計画的に実施いただきたい。指針及びマニュアルは、環境省 HP に掲載されているので参照されたい。

(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/>)

○ 焼却炉・溶融炉の設置・改築における性能指標の設定について

国土交通省は、省エネ・創エネ技術の導入を推進するため、消化槽、消化ガス発電、焼却炉等について、一定のエネルギー効率等の性能指標を上回る施設・設備を交付対象としている。また、溶融炉は特段の理由のない限り交付対象外とした。

（「下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について」平成 29 年 9 月 15 日付事業課長通知）

社会資本整備総合交付金を活用して焼却炉・溶融炉の設置・改築を計画している地方公共団体においては十分にご留意いただくとともに、本通知に関する Q&A を平成 30 年 4 月 26 日付の事務連絡で発出しているので参考にされたい。

○改正大気汚染防止法施行に伴う水銀排出規制

平成 29 年 8 月 16 日の「水銀に関する水俣条約」発効を受け、改正大気汚染防止法による下水汚泥焼却炉・溶融炉等の排ガスに対する水銀排出規制が平成 30 年 4 月 1 日より適用された。対象となる下水汚泥焼却炉・溶融炉、又は固形燃料化施設（排ガス燃焼炉）等を保有している下水道管理者は、以下の義務が発生するのでご留意いただきたい。

- ・ 水銀排出施設の設置の届出
- ・ 排出基準の遵守（既存施設については 50µg/Nm³、新規施設については 30µg/Nm³）
- ・ 水銀濃度の測定

水銀排出規制に関しては、各地方公共団体の環境部局へご確認いただきたい。また、規制を踏まえた対応等の検討、その他不明点があれば国土交通省までご相談いただきたい。

3) 下水道施設のエネルギー拠点化の推進

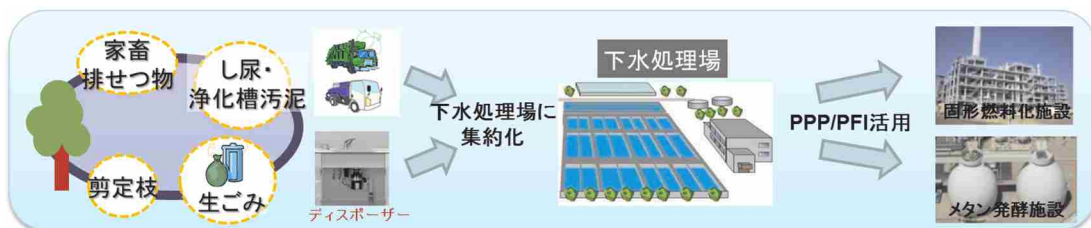
○ 下水処理場における地域バイオマス受入

生ゴミ等の地域から発生するバイオマス資源（地域バイオマス）を下水処理場で受け入れ、既存ストックを活用して集約処理することにより、下水処理や廃棄物処理等の省コスト化、効率化、エネルギー創出を図ることが可能である。このような事例は令和元年5月末時点で全国9箇所の実績がある。<http://www.mlit.go.jp/common/001232781.pdf>

国土交通省では、地方公共団体による地域バイオマス利活用の導入検討を促進するため、「下水処理場における地域バイオマス利活用マニュアル」を、平成29年3月30日に公表している。また、平成30年度に、地域バイオマス受入を検討している地方公共団体に対するアドバイザー制度「下水道施設のエネルギー拠点化コンシェルジュ事業」を創設した。平成30年度は全国9団体、平成31年度は10団体を採択しており、その検討結果等は国土交通省HPで公開している。

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000124.html

令和2年度は下水熱利用を事業の対象に追加して、引き続き実施する予定であるため本事業の活用（応募）をご検討いただきたい。併せてメールによる問合せ窓口を開設しているのでご活用いただきたい。



○ ディスポーザーの活用

ディスポーザーには、生ゴミを水と共に粉砕処理し、そのまま下水道に流す「直接投入型ディスポーザー」と、後段の専用排水処理槽で粉砕物を処理した後に下水道に流す「処理槽付ディスポーザー」がある。

直接投入型ディスポーザーについては、地域の実情を勘案し、地方公共団体において適切に判断されるものであるが、生ゴミ等の地域で発生するバイオマスを効率的に収集するための手法として有効である。国土交通省は、地方公共団体がディスポーザー導入の可否を検討する上での技術的資料を提供することを目的として、平成12年～15年に北海道歌登町（現在の枝幸町）で社会実験を行い、平成17年に「ディスポーザー導入時の影響判定の考え方」を公表しているので参考にされたい。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040727_.html。

なお、処理槽付ディスポーザーは、適切に維持管理される限りにおいては下水道に接続する排水設備として適当であると認識しているところ（平成10年事務連絡）。

<参考> 条例等でディスポーザー使用を認めている団体数（令和元年5月末時点）

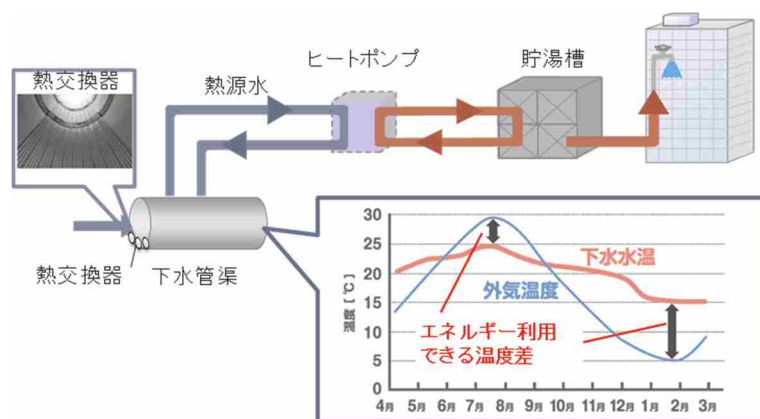
処理槽付ディスポーザー : 626 団体

直接投入型ディスポーザー : 23 団体

4) 下水熱利用の推進

○下水熱の導入検討に資する事例等の公表

下水や下水処理水と大気との温度差を利用する下水熱は、都市域における熱需要家との需給マッチングの可能性が高く、下水道施設以外における採用実績は令和元年5月末時点で31箇所が報告されている。下水熱は空調や融雪の熱源として利用されるケースが多いが、冷熱利用では夏季のヒートアイランド対策にも有効と考えており、ヒートポンプを活用することで室外機からの排熱を削減することが可能である。平成27年の下水道法改正に伴う規制緩和や、新技術の開発等により、効率の良い熱回収方式も提案されていることから、地域の再開発や公共施設の改築等に合わせて、積極的な活用を検討していただきたい。



国土交通省では、地方公共団体や民間団体等による下水熱利用の取組を支援するため、平成30年度までにのべ38団体に下水熱アドバイザーを派遣してきた。これまでのアドバイザー制度による検討経緯や、下水熱利用の際に活用可能な補助制度の一覧、全国の取組事例集、ポテンシャルマップの公表事例等を国土交通省HPに掲載しているので参考にされたい。また、下水熱利用に関する問合せ窓口「下水熱ナビ」を開設しているとともに、これまでの問合せとその回答をとりまとめ、FAQ（よくある質問と回答）として公表しているのので、併せて参考にしてください。

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000458.html)

○下水道を活用した積雪対策

国土交通省では、これまで下水道事業による流雪水路等の整備といった、積雪対策に対する社会資本整備総合交付金等による支援を行っている。近年、積雪被害が深刻化している地域があり、今後も雨水排水施設の流雪水路等への活用や、下水処理水・下水熱の消融雪用水等への積極的な活用をご検討いただきたい。なお、下水熱等を利用した積雪対策推進事業は、令和2年度に創設した「下水道リノベーション推進総合事業」で支援を行っていく。

5) 下水道への紙オムツ受入検討について

国土交通省では、新下水道ビジョン加速戦略における紙オムツ受入検討の方針を踏まえて、平成30年1月に検討会を設置し、同年3月に「下水道への紙オムツ受入実現に向けた検討ロードマップ」をとりまとめた。本ロードマップでは、紙オムツの処理方式を以下の3タイプ※に分類して検討を進めることとしている。

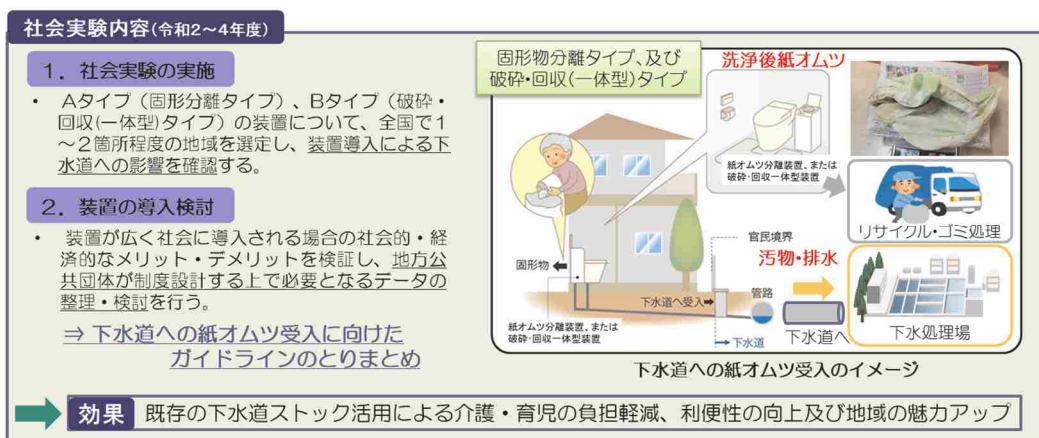
紙オムツ処理方式	
固形物分離タイプ (Aタイプ)	汚物が付着・吸水した紙オムツから汚物を分離し、紙オムツはゴミとして回収する。分離された汚物は、下水道に流下させる。
破碎・回収タイプ (Bタイプ※)	汚物が付着・吸水した紙オムツを、装置内で破碎する。破碎物は水道水とともに専用配管を用いて流下させ、下水道に受け入れる前に固形物を分離・回収し、ゴミとして処分またはリサイクルする。分離排水は下水道に受け入れる。
破碎・受入タイプ (Cタイプ)	汚物が付着・吸水した紙オムツを、装置内で破碎する。破碎物は水道水とともに専用配管を用いて流下させ、下水道に受け入れる。

※ Bタイプについては、「専用配管なし(Baタイプ)」と「専用配管あり」の2タイプに分けて検討中。

これまでに、社会ニーズ調査や紙オムツ使用量の将来推計を行い、Aタイプ(固形物分離タイプ)(平成30年3月)とBaタイプ(Bタイプ破碎回収一体型)(令和元年9月)の実証試験実施における基本的な考え方をそれぞれとりまとめた。これは、下水道への紙オムツ受入の観点から本装置が具備すべき条件を整理したもので、この条件を満足している装置から排出される排水は、基本的に全ての下水道施設で受け入れることが可能と考えている。

一方で、紙オムツ分離装置に対する社会ニーズが高いことから、製品化や普及の前に下水道として受入可能な条件を示すことで、民間事業者等による開発の方向性を誘導し、製品化が促進されることを期待するものである。

なお、紙オムツ処理装置の開発にあたっては、国土交通省住宅局による「サステナブル建築物等先導事業(次世代住宅型)」と連携して進めている。Aタイプはパナソニック株式会社が、Bタイプは株式会社LIXILが各々採択され、高齢者施設での試験運用等を含めて実証を進めている。このほか令和2年度からはAタイプの装置を設置した社会実験を実施予定であり、下水道・介護福祉育児・廃棄物等の各分野への影響を網羅的に把握する予定である。



これまでの検討状況や検討会資料、Aタイプ及びBaタイプの基本的な考え方等は、国土交通省HPで公表しているので参考にされたい。

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/mizukokudo_sewage_tk_000572.html)

6) エネルギー特別会計・税制による支援

○ 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業の実施

環境省では、下水汚泥を含む地域資源の循環利用及び低炭素化に向けた取組を推進するため、「地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業」を国土交通省連携事業として実施する。本事業は、地域の循環資源を活用した地域の脱炭素化を推進する事業について、地方公共団体が実施する実現可能性調査に対して、対象経費の全額（上限1,000万円予定）の補助を行うものであり、積極的な活用をご検討いただきたい。

応募を検討される地方公共団体においては、国土交通省にも事前に御相談いただきたい。なお、詳細情報については、地方整備局経由で連絡することを予定している。

なお、令和元年度の公募資料等は下記のHPを参照いただきたい。

(http://lcspace.jp/h31tanso_1/h31tanso_1-no1)

○ 上下水道施設の省CO₂改修支援事業

環境省・国土交通省では、下水道の温室効果ガス排出削減の取組を推進するため、「上下水道施設の省CO₂改修支援事業」を実施する。

本事業は、地方公共団体及びPFI等で委託を受ける民間事業者等を対象として、中小規模の下水処理場で常用電源として整備する太陽光発電設備、小水力発電設備、風力発電設備、再エネにより発電した電力を蓄電するための蓄電池の整備、省CO₂性の高い設備機器等の導入・改修について、その施設整備費用の2分の1（太陽光発電設備については3分の1）の補助を行うもの。

また、応募を検討される地方公共団体においては、国土交通省にも事前に御相談いただきたい。なお、公募開始等の情報については地方整備局経由で連絡することを予定している。

なお、令和元年度の公募資料等は下記のHPを参照いただきたい。

(<https://www.env.go.jp/press/106743-print.html>)

○ 省エネ再エネ高度化投資促進税制によるメタンガス製造・発電装置等に関する減税措置

民間事業者が設置する下水汚泥を含むバイオマスを利用したメタンガス製造・発電装置（発電と同時に発電を行う際に生じた熱を利用するものに限る）について、省エネ再エネ高度化投資促進減税制度を活用することで所得税、法人税（中小企業のみ）等の減税措置を受けることが可能（令和2年度末まで）。本事業では、固定価格買取制度（FIT）の対象となる装置についても減税対象となる。制度の詳細は地方整備局経由で後日連絡する予定。

民間事業者によるメタンガス発電事業を検討する地方公共団体にあつては、当該措置を踏まえた制度設計に取り組みされるとともに、装置を整備する民間事業者に対して同制度について周知いただきたい。

■ 再生可能エネルギー等の利用事例
 【下水処理場におけるバイオガス発電箇所一覧①】
 109箇所(R1年5月時点)

民設民営 22件
 PFI(一部PFIを含む) 7件
 FIT 43件

	下水道管理者	処理場名	PPP/PFI	FIT
1	北海道石狩川流域	奈井江浄化センター	DB	
2	北海道函館湾流域	函館湾浄化センター		
3	北海道函館市	南部下水終末処理場		
4	北海道旭川市	旭川市下水処理センター		
5	北海道室蘭市	蘭東下水処理場	民設民営	○
6	北海道帯広市	帯広川下水終末処理場		
7	北海道北見市	北見市浄化センター		
8	北海道網走市	スラッジセンター		○
9	北海道苫小牧市	西町下水処理センター	DB	
10	北海道江別市	江別浄化センター		
11	北海道恵庭市	恵庭下水終末処理場		
12	青森県青森市	新田浄化センター		
13	青森県青森市	八重田浄化センター	民設民営	○
14	岩手県北上川上流流域	都南浄化センター	DB	
15	岩手県北上川上流流域	北上浄化センター	民設民営	○
16	宮城県仙塩流域	仙塩浄化センター	民設民営	○
17	山形県最上川流域	山形浄化センター		
18	山形県山形市	山形市浄化センター		
19	山形県鶴岡市	鶴岡浄化センター	民設民営	○
20	福島県会津若松市	会津若松市下水浄化工場		
21	茨城県水戸市	水戸市浄化センター		
22	茨城県日立市	池の川処理場	DB	
23	茨城県日立・高萩広域下水道組合	伊師浄化センター		
24	茨城県常総市	守谷浄化センター	民設民営	○
25	栃木県鬼怒川上流流域	県央浄化センター		○
26	栃木県鬼怒川上流流域	鬼怒川上流浄化センター	DB	○
27	栃木県巴波川流域	巴波川浄化センター	DB	○
28	栃木県北那須流域	北那須浄化センター	DB	○
29	栃木県佐野市	佐野市水処理センター	PFI	○
30	栃木県宇都宮市	川田水再生センター	DB	○
31	栃木県鹿沼市	黒川終末処理場	民設民営	○
32	群馬県伊勢崎市	伊勢崎浄化センター		
33	埼玉県荒川左岸流域	元荒川水循環センター	民設民営	○
34	千葉県千葉市	南部浄化センター		
35	千葉県船橋市	西浦下水処理場	民設民営	○
36	東京都区部	森ヶ崎水再生センター	PFI	
37	神奈川県横浜市	北部汚泥資源化センター	PFI	○
38	神奈川県横浜市	南部汚泥資源化センター	DB	○
39	新潟県信濃川下流流域	新潟浄化センター		
40	新潟県信濃川下流流域	新津浄化センター		
41	新潟県野川流域	堀之内浄化センター		
42	新潟県阿賀野川流域	新井郷川浄化センター		
43	新潟県魚野川流域	六日町浄化センター		
44	新潟県西川流域	西川浄化センター		
45	新潟県新潟市	中部下水処理場		
46	新潟県柏崎市	自然環境浄化センター		
47	新潟県上越市	上越市下水道センター		
48	富山県黒部市	黒部浄化センター	PFI	
49	石川県犀川左岸流域	犀川左岸浄化センター		○
50	石川県加賀沿岸流域	翠ヶ丘浄化センター		○
51	石川県加賀沿岸流域	大聖寺川浄化センター		
52	石川県金沢市	城北水質管理センター		
53	石川県中能登町	鹿島中部クリーンセンター	民設民営	○

■ 再生可能エネルギー等の利用事例【下水処理場におけるバイオガス発電箇所一覧②】

	下水道管理者	処理場名	PPP/PFI	FIT
54	福井県九頭竜川流域	九頭竜川浄化センター	DBO	
55	福井県福井市	日野川浄化センター		
56	福井県越前市	家久浄化センター	民設民営	○
57	長野県犀川安曇野流域	安曇野終末処理場	DB	
58	長野県松本市	宮渕浄化センター	DB	
59	長野県松本市	両島浄化センター	DB	○
60	長野県飯田市	松尾浄化管理センター		
61	岐阜県大垣市	大垣市浄化センター		○
62	愛知県豊川流域	豊川浄化センター	PFI	○
63	愛知県蒲郡市	蒲郡市下水道浄化センター		
64	愛知県豊橋市	中島処理場	PFI	○
65	京都府木津川流域	洛南浄化センター		
66	京都府木津川上流流域	木津川上流浄化センター		
67	大阪府大阪市	津守下水処理場	PFI	
68	大阪府大阪市	中浜下水処理場		
69	大阪府大阪市	大野下水処理場	民設民営	○
70	大阪府大阪市	海老江下水処理場	民設民営	○
71	大阪府大阪市	住之江下水処理場	民設民営	○
72	大阪府大阪市	放出下水処理場		○
73	兵庫県神戸市	垂水処理場		○
74	兵庫県神戸市	西部処理場		
75	兵庫県神戸市	玉津処理場	民設民営	○
76	兵庫県高砂市	伊保浄化センター	民設民営	○
77	鳥取県鳥取市	秋里下水終末処理場	民設民営	○
78	島根県宍道湖流域	宍道湖西部浄化センター		
79	岡山県倉敷市	児島下水処理場		
80	岡山県勝央町	勝央浄化センター		
81	広島県太田川流域	東部浄化センター		
82	広島県広島市	西部水資源再生センター	民設民営	○
83	山口県宇部市	東部浄化センター		
84	香川県高松市	東部下水処理場		○
85	愛媛県松山市	中央浄化センター		○
86	愛媛県今治市	今治下水浄化センター	DB	
87	福岡県北九州市	日明浄化センター		
88	福岡県福岡市	中部水処理センター		○(一部)
89	福岡県福岡市	和白水処理センター		
90	福岡県久留米市	中央浄化センター		
91	福岡県久留米市	南部浄化センター		○
92	福岡県宗像市	宗像終末処理場		
93	福岡県芦屋町	芦屋町浄化センター		
94	佐賀県佐賀市	佐賀市下水浄化センター	DBO	
95	佐賀県唐津市	唐津市浄水センター		
96	佐賀県鳥栖市	鳥栖市浄化センター		
97	長崎県佐世保市	中部下水処理場		
98	長崎県大村市	大村浄水管理センター	民設民営	○
99	熊本県熊本北部流域	熊本北部浄化センター		
100	熊本県熊本市	中部浄化センター		
101	熊本県熊本市	東部浄化センター	DB	
102	大分県日田市	日田市浄化センター		
103	宮崎県宮崎市	宮崎処理場	民設民営	○
104	宮崎県宮崎市	大淀処理場		
105	宮崎県延岡市	妙田下水処理場		
106	中城湾南部流域	那覇浄化センター		
107	中城湾南部流域	宜野湾浄化センター	民設民営	○
108	中城湾南部流域	具志川浄化センター	民設民営	○
109	沖縄県名護市	名護下水処理場		

【コンポスト化施設:28箇所】(H30年度末時点)

事業主体			処理場名				
1	北海道	石狩川流域	奈井江浄化センター	16	千葉県	茂原市	川中島終末処理場
2	北海道	網走市	網走浄化センター	17	福井県	おおい町	名田庄東部浄化センター
3	北海道	上富良野町	上富良野浄化センター	18	長野県	中野市	中野浄化管理センター
4	北海道	釧淵町	釧淵浄化センター	19	愛知県	知多市	南部浄化センター
5	北海道	遠別町	遠別浄化センター	20	大阪府	堺市	石津下水処理場
6	北海道	広尾町	広尾下水終末処理場	21	島根県	浜田市	旭浄化センター
7	北海道	池田町	池田町下水道管理センター	22	佐賀県	佐賀市	下水浄化センター
8	北海道	浦幌町	浦幌終末処理場	23	熊本県	山鹿市	山鹿浄水センター
9	北海道	中標津町	中標津下水終末処理場	24	宮崎県	宮崎市	宮崎処理場
10	山形県	山形市	前明石ケーキ処理場	25	鹿児島県	鹿児島市	下水汚泥堆肥化場
11	山形県	鶴岡市	鶴岡市コンポストセンター	26	鹿児島県	知名町	知名環境センター
12	山形県	鶴岡市	鶴岡市浄化センター	27	沖縄県	名護市	名護下水処理場
13	福島県	会津若松市	会津若松市下水浄化工場	28	沖縄県	名護市	喜瀬下水処理場
14	茨城県	結城市	結城市下水浄化センター				
15	栃木県	那須町	湯本浄化センター				

【下水処理場における他バイオマスの受入:9箇所】(R1年5月時点)

事業主体	処理場名	受け入れている他のバイオマス	
1	新潟県新潟市	中部下水処理場	刈草
2	北海道恵庭市	恵庭下水終末処理場	家庭系生ごみ、し尿、浄化槽汚泥
3	富山県黒部市	黒部浄化センター	浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥、コーヒー粕、生ごみ(ディスプレイ経由)
4	北海道北広島市	北広島市下水処理センター	し尿、浄化槽汚泥、家庭系・事業系生ごみ
5	兵庫県神戸市	東灘処理場	木くず、事業系食品廃棄物
6	石川県珠洲市	珠洲市浄化センター	浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥、し尿、事業系食品廃棄物
7	栃木県鹿沼市	黒川終末処理場	コーヒー粕
8	愛知県豊橋市	中島処理場	家庭系・事業系生ゴミ、し尿、浄化槽汚泥、食品廃棄物
9	石川県中能登町	鹿島中部クリーンセンター	し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥、事業系食品廃棄物

【リン回収施設:6箇所】(H30年度末時点)

事業主体	事業概要	
1	福岡市	博多湾の富栄養化対策のため、高度処理を実施。さらに、汚泥処理過程で発生する脱水ろ液からリンをMAPとして回収。回収したMAPは高度複合肥料「ふくまっぷ21」として販売。
2	島根県	宍道湖・中海の富栄養化対策のため、高度処理を実施。リン除去の安定化と再資源化のため、脱水ろ液からリンをMAPとして回収。回収したリンは肥料の原料として再利用。
3	大阪市	汚泥の送泥管におけるスケール対策として、消化汚泥からリンを回収。
4	岐阜市	汚泥の焼却灰からリンを回収。回収したリンは「岐阜の大地」として、地元JA等により販売。残った灰は土壌改良材等の建設資材として利用。
5	鳥取市	汚泥の焼却灰からリンを回収。平成25年度事業開始。回収したリンは肥料として売却予定。
6	神戸市	消化槽からの引き抜き汚泥からリンをMAPとして回収。回収したリンは肥料原料として利用。

【固形燃料化施設:20箇所】(R1年5月時点)

	事業主体	処理場名
1	宮城県阿武隈川下流流域	県南浄化センター(DBO)
2	群馬県前橋市	前橋水質浄化センター(DB)
3	埼玉県荒川右岸流域	新河岸川水循環センター(DB)
4	東京都区部	東部スラッジプラント(DBO)
5	神奈川県横浜市	北部汚泥資源化センター(PFI)
6	神奈川県横浜市	南部汚泥資源化センター(PFI)
7	新潟県信濃川下流流域	中越流泥処理センター
8	富山県黒部市	黒部浄化センター(PFI)
9	静岡県静岡市	中島浄化センター(DBO)
10	愛知県豊橋市	中島処理場(PFI)
11	愛知県矢作川・境川流域	衣浦東部浄化センター
12	滋賀県琵琶湖流域下水道	湖西浄化センター(DBO)
13	京都府桂川右岸流域	洛西浄化センター(DBO)
14	大阪府大阪市	平野下水処理場
15	広島県広島市	西部水資源再生センター(DBO)
16	広島県芦田川流域	芦田川浄化センター(DBO)
17	福岡県北九州市	日明浄化センター(DBO)
18	福岡県御笠川那珂川流域	御笠川浄化センター(2施設)
19	長崎県西海市	大串浄化センター・瀬戸浄化センター(西海市炭化センター)(DBO)
20	熊本県熊本市	南部浄化センター(DBO)

【小水力発電:27箇所】(H30年度末時点)

	事業主体	処理場名
1	北海道札幌市	手稲水再生プラザ
2	岩手県北上川上流流域	北上浄化センター
3	宮城県仙台市	南蒲生浄化センター
4	栃木県足利市	足利市水処理センター
5	群馬県伊勢崎市	伊勢崎浄化センター
6	埼玉県中川流域	中川水循環センター
9	千葉県印旛沼流域	花見川終末処理場
10	東京都多摩川流域	南多摩水再生センター
11	東京都東京都区部	森ヶ崎水再生センター
12	東京都東京都区部	葛西水再生センター
13	神奈川県川崎市	入江崎水処理センター
14	神奈川県秦野市	浄水管理センター
15	富山県小矢部川流域	二上浄化センター
16	岐阜県多治見市	池田下水処理場
17	愛知県豊田市	あすけ水の館
18	京都府京都市	石田水環境保全センター
19	兵庫県神戸市	鈴蘭台処理場
20	広島県東広島市	東広島浄化センター
21	徳島県旧吉野川流域	旧吉野川浄化センター
22	愛媛県松山市	中央浄化センター
23	福岡県北九州市	日明浄化センター
24	福岡県久留米市	中央浄化センター
25	福岡県久留米市	南部浄化センター
26	長崎県長崎市	西部下水処理場
27	熊本県熊本北部流域	熊本北部浄化センター

【下水熱による地域熱供給:31か所】(R1年5月時点)

	所在地	熱利用先
1	千葉県千葉市	幕張新都心ハイテク・ビジネス地区(NTTビル等14施設)
2	東京都文京区	後楽一丁目地区(東京ドームホテル等7施設)
3	北海道北見市	バス停(待合所)
4	北海道札幌市	篠路駅前団地バス停(融雪)
5	岩手県北上川上流流域	盛岡駅西口地区(岩手朝日テレビビル等3施設)
6	神奈川県横浜市	横浜国際総合競技場(日産スタジアム)
7	富山県魚津市	魚津市 体育施設「ありそドーム」
8	愛知県名古屋	久屋大通庭園「フアリエ」
9	大阪府枚方市	枚方市営総合福祉会館「ラポールひらかた」
10	愛知県小牧市	多目的施設(処理場敷地内)
11	富山県射水市	射水市営体育施設「海竜スポーツランド」
12	東京都港区	ソニーシティ(ソニー本社)
13	北海道札幌市	西区民・保健センター
14	東京都江東区	新砂三丁目地区の医療福祉施設
15	富山県射水市	新湊大橋(融雪、散水消雪)
16	宮城県仙台市	食品スーパー(ヨークベニマル若林店)
17	東京都港区	品川シーズンテラス
18	新潟県新潟市	市役所前バスターミナル歩道部(融雪)
19	青森県弘前市	市役所前バス停歩道部(融雪)
20	大阪府堺市	鉄砲町地区大型商業施設(イオンモール)
21	新潟県新潟市	農業用温室ハウス「花ステーション」
22	愛知県豊橋市	次世代施設園芸(イノチオみらい鉢) 温室 ミントマト栽培)
23	長野県小諸市	浅間南麓こもろ医療センター
24	新潟県十日町市	市立きらきら西保育園(室内空調、床暖房)
25	愛知県名古屋	ささしまライブ24地区(愛知大学等3施設)
26	岡山県倉敷市	倉敷市屋内水泳センター
27	愛知県豊田市	社会福祉法人 旭会
28	長野県諏訪市	諏訪赤十字病院 (○:地域冷暖房)
29	北海道札幌市	札幌市下水道科学館(空調・ロードヒーティング)
30	青森県弘前市	駅前地区歩道部(融雪)
31	群馬県長野原町	長野原町役場庁舎

【焼却廃熱発電:6箇所】(R1年5月時点)

	事業主体	処理場名
1	北海道札幌市	西部スラッジセンター
2	東京都区部	東部スラッジプラント
3	東京都多摩川流域	南多摩水再生センター
4	愛知県名古屋市	空見スラッジリサイクルセンター
5	大阪府池田市(実証)	池田市下水処理場
6	和歌山県和歌山市(実証)	中央終末処理場

【風力発電:6箇所】(H30年度末時点)

	事業主体	処理場名
1	茨城県鹿島臨海都市計画下水道	深芝下水処理場
2	東京都町田市	成瀬クリーンセンター
3	富山県入善町	入善浄化センター
4	静岡県静岡市	中島浄化センター
5	静岡県掛川市	大須賀浄化センター
6	福岡県北九州市	日明浄化センター

【太陽光発電:142箇所】(H30年度末時点)

	事業主体	処理場名		事業主体	処理場名
1	北海道更別村	更別浄化センター	72	神奈川県横浜市	神奈川水再生センター
2	青森県八戸市	東部終末処理場	73	神奈川県横浜市	西部水再生センター
3	宮城県仙台市	南蒲生浄化センター	74	神奈川県大和市	北部浄化センター
4	秋田県秋田湾・雄物川流域	大曲処理センター	75	新潟県新潟市	中部下水処理場
5	山形県最上川流域	山形浄化センター	76	富山県黒部市	黒部浄化センター
6	山形県最上川流域	村山浄化センター	77	長野県諏訪湖流域	豊田終末処理場
7	山形県最上川流域	置賜浄化センター	78	長野県飯田市	川路浄化センター
8	山形県最上川下流流域	庄内浄化センター	79	長野県飯田市	竜丘浄化センター
9	山形県寒河江市	寒河江市浄化センター	80	長野県伊那市	伊那浄水管理センター
10	福島県阿武隈川上流流域	県北浄化センター	81	岐阜県多治見市	池田下水処理場
11	茨城県霞ヶ浦常南流域	利根浄化センター	82	岐阜県北方町	北方町ふれあい水センター
12	茨城県鹿島臨海都市計画下水道	深芝下水処理場	83	静岡県島田市	島田浄化センター
13	栃木県佐野市	佐野市水処理センター	84	静岡県藤枝市	藤枝市浄化センター
14	栃木県日光市	湯西川水処理センター	85	愛知県矢作川・境川流域	矢作川浄化センター
15	群馬県利根川上流流域	県央水質浄化センター	86	愛知県矢作川・境川流域	衣浦西部浄化センター
16	群馬県利根川上流流域	県央水質浄化センター	87	愛知県矢作川・境川流域	衣浦西部浄化センター
17	群馬県東毛流域	平塚水質浄化センター	88	愛知県豊川流域	豊川浄化センター
18	群馬県東毛流域	西邑楽水質浄化センター	89	愛知県日光川下流流域	日光川下流浄化センター
19	埼玉県中川流域	中川水循環センター	90	愛知県名古屋市	柴田水処理センター
20	埼玉県飯能市	飯能市浄化センター	91	愛知県名古屋市	空見スラッジリサイクルセンター
21	埼玉県飯能市	飯能市浄化センター	92	愛知県豊橋市	中島処理場
22	埼玉県深谷市	深谷市浄化センター	93	愛知県豊田市	あすけ水の館
23	千葉県印旛沼流域	花見川終末処理場	94	愛知県長久手市	南部浄化センター
24	千葉県手賀沼流域	手賀沼終末処理場	95	滋賀県琵琶湖流域	湖南中部浄化センター
25	千葉県香取市	佐原浄化センター	96	京都府木津川流域	洛南浄化センター
26	千葉県香取市	小見川浄化センター	97	京都府京都市	石田水環境保全センター
27	東京都多摩川流域	八王子水再生センター	98	京都府京都市	鳥羽水環境保全センター
28	東京都多摩川流域	南多摩水再生センター	99	京都府京都市	鳥羽水環境保全センター
29	東京都多摩川流域	多摩川上流水再生センター	100	大阪府安威川流域	中央水みらいセンター
30	東京都多摩川流域	多摩川上流水再生センター	101	大阪府安威川流域	中央水みらいセンター
31	東京都荒川右岸東京流域	清瀬水再生センター	102	大阪府淀川左岸流域	渚水みらいセンター
32	東京都東京都区部	三河島水再生センター	103	大阪府大和川下流流域	大井水みらいセンター
33	東京都東京都区部	三河島水再生センター	104	大阪府大和川下流流域	狭山水みらいセンター
34	東京都東京都区部	三河島水再生センター	105	大阪府南大阪湾岸流域	中部水みらいセンター
35	東京都東京都区部	中川水再生センター	106	大阪府南大阪湾岸流域	北部水みらいセンター
36	東京都東京都区部	中川水再生センター	107	大阪府南大阪湾岸流域	南部水みらいセンター
37	東京都東京都区部	中川水再生センター	108	大阪府大阪市	十八条下水処理場
38	東京都東京都区部	中野水再生センター	109	大阪府大阪市	舞洲スラッジセンター
39	東京都東京都区部	小菅水再生センター	110	大阪府大阪市	舞洲スラッジセンター
40	東京都東京都区部	小菅水再生センター	111	大阪府堺市	三宝下水処理場
41	東京都東京都区部	新河岸水再生センター	112	大阪府堺市	泉北下水処理場
42	東京都東京都区部	森ヶ崎水再生センター	113	兵庫県武庫川流域	武庫川下流浄化センター
43	東京都東京都区部	森ヶ崎水再生センター	114	兵庫県揖保川流域	揖保川浄化センター
44	東京都東京都区部	森ヶ崎水再生センター	115	兵庫県神戸市	垂水処理場
45	東京都東京都区部	森ヶ崎水再生センター	116	兵庫県神戸市	垂水処理場
46	東京都東京都区部	森ヶ崎水再生センター	117	兵庫県神戸市	玉津処理場
47	東京都東京都区部	森ヶ崎水再生センター	118	兵庫県姫路市	中部終末処理場
48	東京都東京都区部	森ヶ崎水再生センター	119	兵庫県尼崎市	東部浄化センター
49	東京都東京都区部	森ヶ崎水再生センター	120	兵庫県芦屋市	南芦屋浜下水処理場
50	東京都東京都区部	浮間水再生センター	121	兵庫県淡路市	津名浄化センター
51	東京都東京都区部	浮間水再生センター	122	岡山県児島湖流域	児島湖流域下水道浄化センター
52	東京都東京都区部	砂町水再生センター	123	岡山県笠岡市	笠岡終末処理場
53	東京都東京都区部	砂町水再生センター	124	岡山県矢掛町	矢掛浄化センター
54	東京都東京都区部	砂町水再生センター	125	広島県庄原市	庄原浄化センター
55	東京都東京都区部	砂町水再生センター	126	広島県東広島市	東広島浄化センター
56	東京都東京都区部	砂町水再生センター	127	徳島県旧吉野川流域	旧吉野川浄化センター
57	東京都東京都区部	砂町水再生センター	128	香川県高松市	東部下水処理場
58	東京都東京都区部	砂町水再生センター	129	愛媛県今治市	宮浦浄化センター
59	東京都東京都区部	葛西水再生センター	130	愛媛県東温市	重信浄化センター
60	東京都東京都区部	葛西水再生センター	131	福岡県北九州市	北湊浄化センター
61	東京都東京都区部	葛西水再生センター	132	福岡県北九州市	新町浄化センター
62	東京都東京都区部	葛西水再生センター	133	福岡県北九州市	日明浄化センター
63	東京都東京都区部	葛西水再生センター	134	福岡県福岡市	新西部水処理センター
64	東京都東京都区部	葛西水再生センター	135	福岡県福岡市	西部水処理センター
65	東京都東京都区部	葛西水再生センター	136	福岡県久留米市	中央浄化センター
66	東京都町田市	成瀬クリーンセンター	137	福岡県久留米市	南部浄化センター
67	神奈川県相模川流域	相模川流域下水道右岸処理場	138	佐賀県嬉野市	嬉野浄化センター
68	神奈川県相模川流域	相模川流域下水道右岸処理場	139	長崎県南島原市	くちのつ水処理センター
69	神奈川県相模川流域	相模川流域下水道右岸処理場	140	大分県中津市	山国浄化センター
70	神奈川県相模川流域	相模川流域下水道右岸処理場	141	大分県日田市	日田市浄化センター
71	神奈川県横浜市	北部第二水再生センター	142	宮崎県日南市	日南下水終末処理場

下水道バイオマスリサイクル率

下水汚泥中の有機物重量のうち、エネルギー・緑農地利用されたものの割合

(平成30年度末)

都道府県	リサイクル率	順位	都道府県	リサイクル率	順位	政令指定都市	リサイクル率
北海道	43 %	19	滋賀県	19 %	40	札幌市	7 %
			京都府	50 %	11		
青森県	52 %	10	大阪府	31 %	32	仙台市	0 %
岩手県	45 %	15	兵庫県	25 %	38		
宮城県	28 %	35	奈良県	29 %	33	さいたま市	56 %
秋田県	45 %	14	和歌山県	14 %	42	千葉市	73 %
山形県	78 %	5				東京都区部	26 %
福島県	36 %	29	鳥取県	48 %	12	横浜市	58 %
			島根県	68 %	7	相模原市	2 %
茨城県	26 %	37	岡山県	24 %	39	川崎市	0 %
栃木県	38 %	25	広島県	75 %	6		
群馬県	43 %	20	山口県	37 %	27	新潟市	40 %
埼玉県	13 %	45					
千葉県	9 %	46	徳島県	14 %	43	静岡市	71 %
東京都	19 %	41	香川県	28 %	34	浜松市	2 %
神奈川県	27 %	36	愛媛県	43 %	21	名古屋市	22 %
山梨県	47 %	13	高知県	35 %	30		
						京都市	50 %
長野県	37 %	28	福岡県	45 %	16	大阪市	51 %
新潟県	43 %	18	佐賀県	81 %	3	堺市	100 %*
富山県	38 %	24	長崎県	61 %	8	神戸市	54 %
石川県	42 %	22	熊本県	60 %	9		
福井県	44 %	17	大分県	14 %	44	岡山市	30 %
			宮崎県	79 %	4	広島市	74 %
岐阜県	40 %	23	鹿児島県	94 %	1		
静岡県	32 %	31				北九州市	31 %
愛知県	37 %	26	沖縄県	89 %	2	福岡市	43 %
三重県	4 %	47				熊本市	68 %
						全国	34 %
						政令指定都市	36 %

(注) ・リサイクル率は汚泥発生時乾燥重量における有機物量から計算。

・都道府県のリサイクル率には政令指定都市分を含む。

・リサイクル率は小数点以下1桁を四捨五入。(* は四捨五入の結果100%と記載しているもの。)

・汚泥発生時乾燥重量は、濃縮汚泥(生汚泥、消化汚泥含む)を他処理場に輸送している場合は受泥側(送泥先)の処理場で発生したものとして計上し、脱水汚泥を他処理場に輸送している場合は送泥元の処理場で発生したものとして計上

下水汚泥リサイクル率

下水汚泥発生重量ベースで、最終的にリサイクルされたものの割合

(平成30年度末)

都道府県	リサイクル率	順位	都道府県	リサイクル率	順位	政令指定都市	リサイクル率
北海道	94 %	23	滋賀県	38 %	44	札幌市	100 %
青森県	78 %	29	京都府	38 %	45	仙台市	40 %
岩手県	95 %	21	大阪府	48 %	41	さいたま市	100 %
宮城県	69 %	33	兵庫県	48 %	39	千葉市	60 %
秋田県	40 %	43	奈良県	77 %	30	東京都区部	44 %
山形県	85 %	27	和歌山県	30 %	46	横浜市	100 %
福島県	73 %	31	鳥取県	100 % *	9	川崎市	100 %
茨城県	58 %	36	島根県	99 %	15	相模原市	0 %
栃木県	71 %	32	岡山県	45 %	42	新潟市	100 %
群馬県	99 %	13	広島県	100 %	1	静岡市	94 %
埼玉県	100 % *	5	山口県	100 % *	8	浜松市	100 %
千葉県	56 %	37	徳島県	52 %	38	名古屋市	100 % *
東京都	60 %	35	香川県	88 %	24	京都市	18 %
神奈川県	94 %	22	愛媛県	48 %	40	大阪市	100 %
山梨県	100 % *	10	高知県	100 %	1	堺市	100 %
長野県	99 %	14	福岡県	99 %	16	神戸市	84 %
新潟県	98 %	17	佐賀県	100 %	1	岡山市	100 %
富山県	87 %	26	長崎県	100 % *	12	広島市	100 %
石川県	27 %	47	熊本県	100 % *	6	北九州市	95 %
福井県	81 %	28	大分県	100 %	1	福岡市	100 %
岐阜県	88 %	25	宮崎県	68 %	34	熊本市	100 %
静岡県	97 %	19	鹿児島県	98 %	18	全国	76 %
愛知県	97 %	20	沖縄県	100 % *	7	政令指定都市	78 %
三重県	100 % *	11					

(注) ・リサイクル率は汚泥発生時乾燥重量ベースの値。

・都道府県の下水汚泥リサイクル率には政令指定都市分を含む。

・リサイクル率は小数点以下1桁を四捨五入。(* は四捨五入の結果100%と記載しているもの。)

・汚泥発生時乾燥重量は、濃縮汚泥(生汚泥、消化汚泥含む)を他処理場に輸送している場合は受泥側(送泥先)の処理場で発生したものとして計上し、脱水汚泥を他処理場に輸送している場合は送泥元の処理場で発生したものとして計上

下水道バイオマスリサイクル率の算出方法について

<下水道バイオマスリサイクル率>

下水道バイオマスリサイクル率は、以下の式で算定される。

なお、以下から「緑農地利用された有機物量」を除いたものが「下水汚泥エネルギー化率」である。

$$\begin{aligned} & (\text{バイオガスとして有効利用された有機物量}^{*1} + \text{固形燃料として有効利用された有機物量} \\ & + \text{焼却廃熱として有効利用された有機物量}^{*2} + \text{緑農地利用された有機物量}) \\ & \div (\text{下水汚泥有機物量}) \times 100 \end{aligned}$$

*1 バイオガスとしての有効利用には、バイオガス発電、汚泥乾燥、焼却炉補助燃料、空調熱源等が含まれる。

*2 焼却廃熱としての有効利用とは、焼却プロセス内での有効利用（温水プール、ロードヒーティング、空調熱源等）及び平成29年9月15日付事業課長通知「下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について」における性能指標を満足する焼却炉における焼却プロセス内での有効利用（廃熱発電、過給式焼却炉及び流動タービンによる廃熱利用）に限る。

○ 具体的な算出方法

- ・ バイオガスとして有効利用された有機物量

$$\begin{aligned} & \text{消化槽に投入された汚泥量 (DS)} \times 0.8 \text{ (有機物割合)} \\ & \times 0.5 \text{ (消化率)} \times (\text{有効利用バイオガス量} / \text{発生バイオガス量}) \end{aligned}$$

- ・ 固形燃料として有効利用された有機物量

$$\text{固形燃料化炉に投入された汚泥量 (消化槽投入前の濃縮汚泥量 (DS))} \times 0.8 \text{ (有機物割合)}^{**}$$

** 消化汚泥の場合は0.8の代わりに0.4を用いることとする（消化された汚泥量を差し引くため。）

- ・ 焼却廃熱として有効利用された有機物量

焼却プロセス内での有効利用

$$\begin{aligned} & (\text{焼却炉に投入された汚泥量 (消化槽投入前の濃縮汚泥量 (DS))} \times 0.8 \text{ (有機物割合)}^{*1} \\ & \times (\text{低位発熱量} / \text{高位発熱量})^{*2} \times (\text{有効利用熱量} / \text{発生熱量})^{*3}) \end{aligned}$$

$$+ \text{焼却プロセス内での有効利用}^{*4} (\text{焼却炉に投入された汚泥量 (DS)} \times \text{熱回収率}^{*5})$$

*1 消化汚泥の場合は、0.8の代わりに0.4を用いることとする（消化された汚泥量を差し引くため。）

*2 汚泥に含まれる水分蒸発のため利用できない熱量を差し引くための係数。

*3 焼却廃熱発電の場合は、（発電機に投入した熱量）／（発生熱量）を用いることとし、発電排熱の利用分についてはカウントしない（二重計上となるため）。

*4 平成29年9月15日付事業課長通知「下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について」における性能指標を満足する焼却炉（過給式焼却炉、流動タービン、廃熱発電）のみを算定対象とする。

*5 熱回収率は、原則として以下に示す標準値を用いる。

- ・ 過給式焼却炉、流動タービン：0.5
- ・ 廃熱発電：0.6

(2) 下水道技術開発の推進について

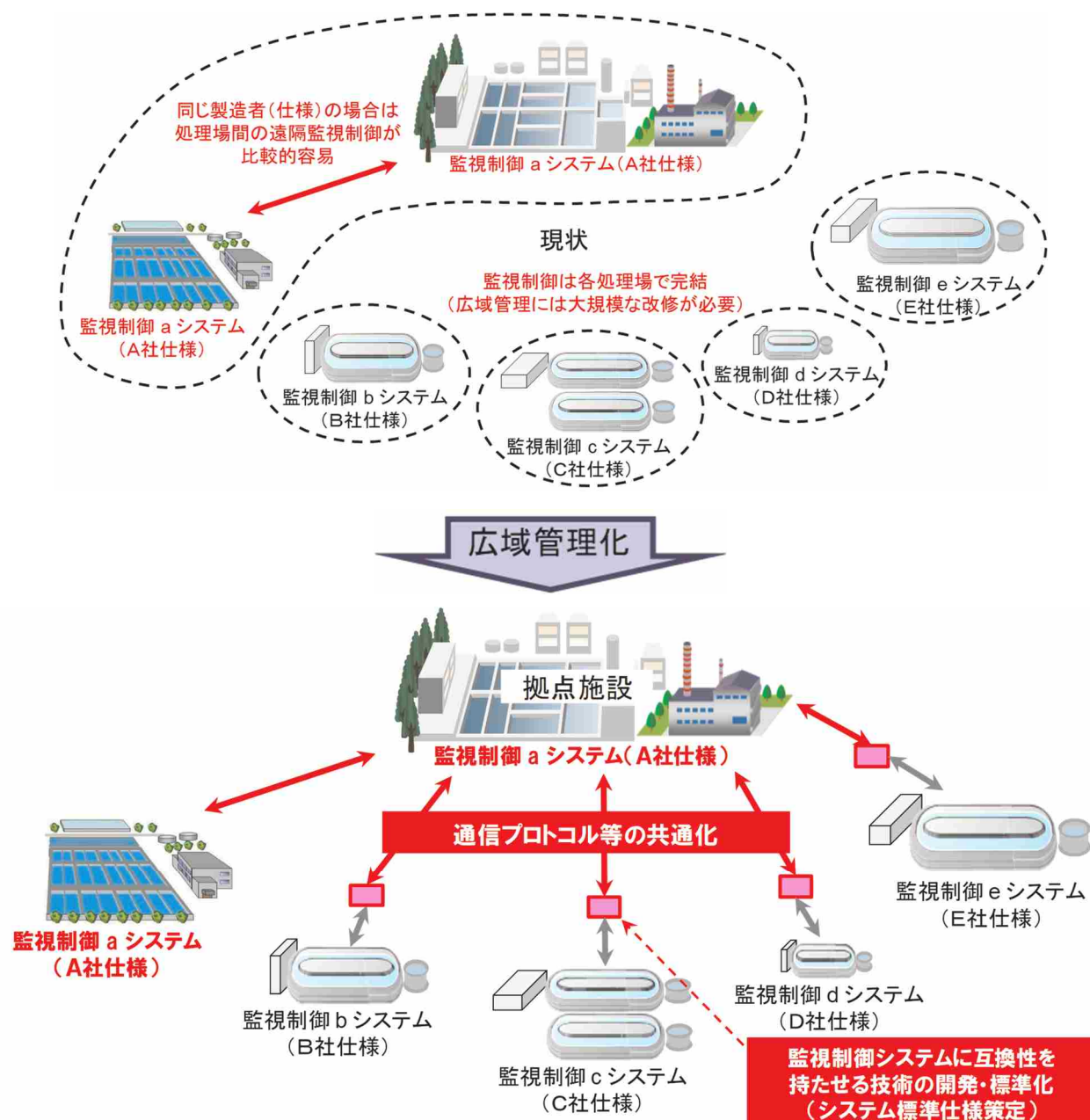
1) ICTイノベーションの実現に向けて

① 監視制御システムの互換手法構築による広域管理

国土交通省では汚水処理事業の広域化・共同化を推進しており、具体的な取組の一つとして、拠点となる処理場から複数の下水処理場等を遠隔で監視・制御する広域管理の普及を進めている。しかし、既存の監視制御システムは製造者によって仕様が異なるため、システム間に互換性がなく、実現には多大な費用と労力を要することが導入の課題となっている。

そこで、システムの大規模改修を行わなくても、各処理場等の監視制御システムに互換性を持たせる技術を国主導で開発・標準化することで、広域管理の普及を強力に加速させる。

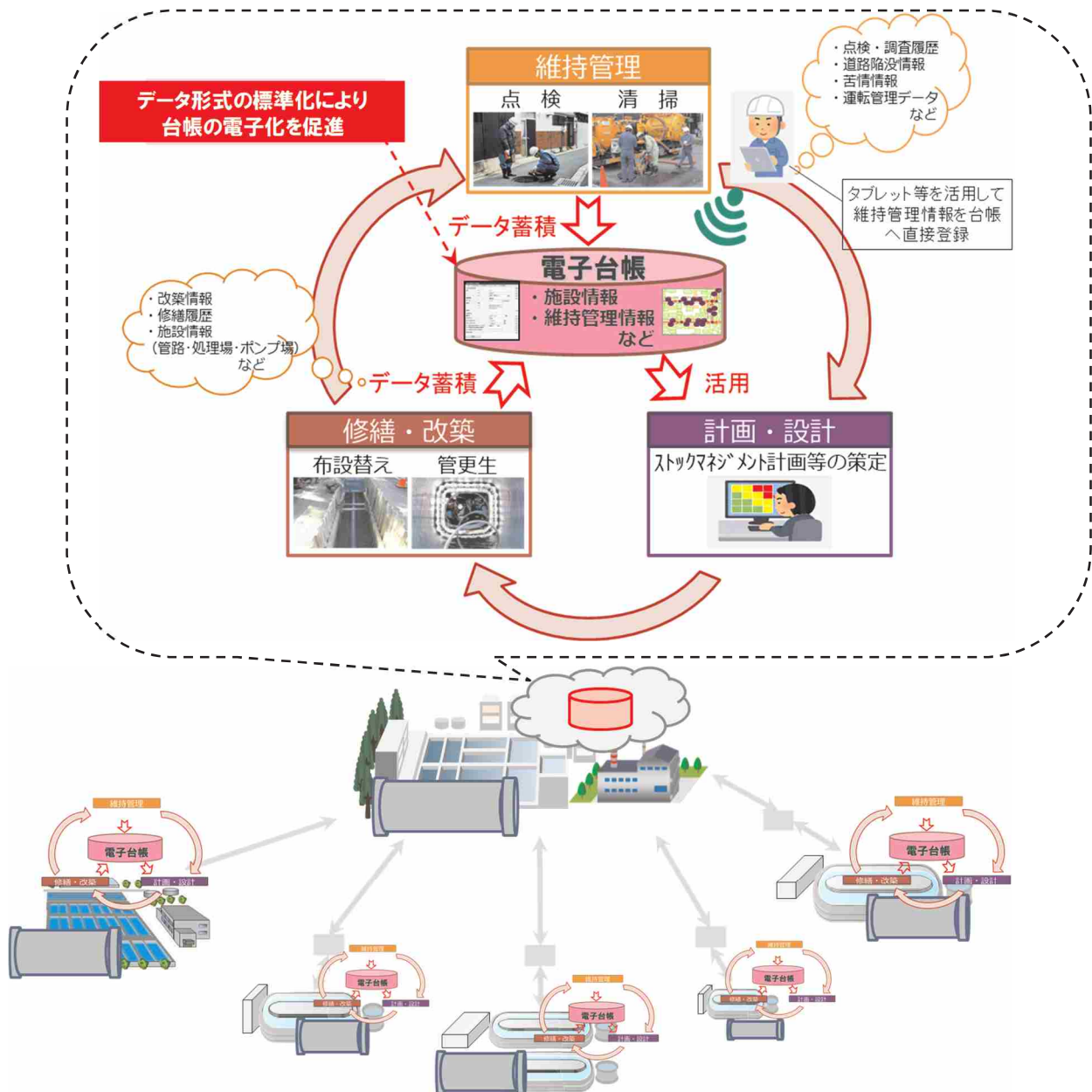
さらに将来的には、行政・民間双方の維持管理技術者の不足等に対応するため、5G(通信信頼性や操作応答性の向上)やAI(技術者への運転ノウハウ伝承)等を活用した作業の省力化や効率化、低コスト化も推進する。



②台帳電子化によるマネジメントサイクルの導入

下水道台帳の調製は下水道法で義務づけられており、不測の事態に備えた保管や適時適切な修正等に対して台帳電子化は大変有効である。そこで国土交通省では、全ての下水道事業における台帳電子化を推進し、地理情報標準(GIS)に基づく下水道施設の管理だけでなく、点検・調査、苦情・事故等の維持管理情報も施設情報とひも付けて管理し、修繕・改築計画等に反映させるマネジメントサイクルの実現を目指している。さらに、設計業務、建設工事、維持管理作業などの各種業務を通じて施設・維持管理情報を入力・修正していく、といった業務全体の効率化を図るデジタルトランスフォーメーション(DX)を実現する。

他方、昨今の下水道台帳管理システムは、ICT やクラウドコンピューティングの進歩により、その実施形態は多様化している。そこで、下水道台帳管理システムが有すべき機能、台帳に格納すべき情報及び当該情報を台帳に格納する際のデータ形式を標準化することで、台帳電子化を強力に促進する。



2) 下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)

①B-DASH プロジェクトの実施について

近年多発する集中豪雨による浸水対策、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、経営健全化に向けた省エネ化・省力化等によるコスト縮減、下水道資源の活用による循環型社会の構築や地球温暖化対策など、昨今の下水道事業が抱える様々な課題に対して新技術の開発・導入は有効である。

国土交通省では、実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行い、ガイドライン化して革新的技術の全国展開を図っていくことを目的として、平成 23 年度より「下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)」を実施している。

②予算執行調査の実施

令和元年度の予算執行調査において、a)テーマ選定、b)事業効果の検証、c)汎用性について指摘を受け、下記のとおり対応していくこととした。

a) テーマ選定

過去の実証事業については、テーマ選定に偏りがあり、地方公共団体の要望や今後の下水道事業の重点課題が反映されたテーマ選定がされているとは言い難い。今後の実証事業のテーマ選定に当たっては、下水道事業における重点課題を反映し、また地方公共団体の要望に適合したテーマ選定がなされるよう検討体制も含めたテーマ選定のあり方を見直すべき。

対応

自治体のニーズを直接反映できる検討体制を導入し、新下水道ビジョン加速戦略に示された重点課題を反映し、**地方公共団体からニーズの高い分野を対象にテーマを選定**する。

b) 事業効果の検証

実証事業の結果、目標値を達成できなかった場合、単純な要因分析をするのみでなく、十分な検証を行い、目標達成のための技術改良や今後の実証事業への活用といった検討を行うことでPDCAサイクルを向上させ、実証事業が検証結果を踏まえたものとなるよう検討を行うべき。

対応

実証事業後の追加データ(自主研究による成果)を基に**ガイドラインの見直しを実施**する。

c) 汎用性

過去の実証事業は、地方公共団体の認知状況が十分でなく、検討もされていないケースが大半であり、地方公共団体において技術の導入が進んでいない。技術が認知すらされていない状況の改善や、地方公共団体が導入する際に検討材料となるコストや効果の情報を充実させるなど普及啓発の方法を見直すほか、前頁のとおり地方公共団体の要望に適合したテーマを選定するとともに、交付金事業において、効果が認められた実証事業の導入が可能な場合の事業実施にあたっては、導入の検討を要件化し、技術の導入を促すべき。

対応

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道施設における新設、増設又は改築事業において、効果が認められた下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)の**実証技術の導入が可能な場合は、当該技術の導入検討を要件化**する。

③B-DASH プロジェクト実証技術の活用について

B-DASH技術については、これまでに45の技術を採択し、28のガイドラインが国土技術政策総合研究所のホームページに公表されているので、積極的に活用を検討いただきたい。昨年度より、発出したガイドラインのフォローアップを順次行い、B-DASH技術の性能を確認している。

また、令和2年度より、社会資本整備総合交付金等を活用して実施する施設の新設・増設・改築事業において、効果が認められたB-DASH技術の導入が可能な場合は、当該技術の**導入検討を要件化**し、次ページの様式により国土交通省へ報告することとした。

導入検討の交付要件化にあたり、これまで開発してきたB-DASH技術が、全国の下水処理場において現有施設や規模に応じて、適用可能かどうかを○付けた**ガイドライン適用表**を作成し、国土交通省HPに掲載しているので、B-DASH技術の導入検討の際、参考にしていただきたい。

(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000450.html)

大分類	水処理								高度処理	
	水処理(固液分離)	省エネ型水処理		ICT水処理管理		ダウンサイジング		栄養塩(窒素)除去	栄養塩(リン)除去	
中分類		⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	
小分類										
番号										
開発名称	① 超高効率固液分離技術を用いたエネルギー・ギーマネジメントシステム	② 無曝気循環式水処理技術	③ 高効率固液分離技術と二点DO法制御技術を用いた省エネ型水処理技術	④ ICTを活用した効率的な硝化制御技術	⑤ ICTを活用したプロセス制御とリモート診断による効率的な水処理運転管理技術	⑥ DHSシステムを用いた水量変動追従型水処理技術実証研究	⑦ 特殊繊維担体を用いた余剰汚泥削減型水処理技術	⑧ 固定床型アナモックスプロセスによる高効率窒素除去技術	⑨ 栄養塩(窒素)除去と栄養塩(リン)除去を統合した革新的技術実証研究	
茨城	霞ヶ浦湖北流域霞ヶ浦浄化センター		○	○						
	霞ヶ浦常南流域利根浄化センター			○						
	那珂久慈流域那珂久慈浄化センター			○	○					
	那珂久慈流域那珂久慈ブロック広域汚泥処									
	霞ヶ浦水郷流域潮来浄化センター		○	○						
	利根左岸さしま流域さしまアクアステーション	○		○		○				
	鬼怒小貝流域きぬアクアステーション	○		○		○				
	小貝川東部流域小貝川東部浄化センター	○		○		○				
	鹿島臨海都市計画下水道深芝下水処理場			○	○					
	水戸市内原浄化センター						○			
	水戸市水戸市浄化センター	○		○	○				○	
	水戸市水府青柳浄化センター						○			
	日立市池の川処理場	○	○	○	○				○	
	古河市総和水処理センター		○	○		○				
	古河市古河浄化センター		○	○	○					
	石岡市八郷水処理センター		○	○						
	結城市結城市下水浄化センター		○	○	○					
	常総市内守谷浄化センター						○			
	常総市水海道浄化センター									
	常総市大生郷終末処理場									
	常陸太田市久米浄化センター						○			
	北茨城市北茨城浄化センター		○	○		○				

- ・ 現有施設の適用分類であり、施設の新設・増設等においては以下を参考とする。
 - 水処理施設の能力・機能向上（既設処理法や制御方法の変更）：散水ろ床法、接触酸化法、窒素・リン除去、ICT活用制御
 - 汚泥処理、エネルギー利用施設の新設・改築：メタン発酵、メタンガス生成/水素化、汚泥乾燥/炭化、焼却の高度化、下水熱
 - 災害対策施設：雨水管理

図 B-DASH 実証技術 適用表(例)

(様式●)

提出日：令和2年 月 日

新技術の導入に係る検討結果報告書

<基礎情報>

1. 都道府県名	●●県
2. 実施主体名	▲▲市
3. 処理場名	■●浄化センター
4. 施設名	水処理施設
5. 工事名	▲▲市■●浄化センター水処理設備工事その5
6. 新設/増設/改築の別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input checked="" type="checkbox"/> 改築
7. 概算工事費（百万円）	〇〇〇千円

8. 新技術等の導入検討の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	→9.
<input type="checkbox"/> 無	【理由】 <input type="checkbox"/> 今回の事業範囲で適用可能なB-DASH実証技術が無いため。 <input type="checkbox"/> その他 ()

9. 新技術等の導入検討結果	
(1) 導入検討技術名	(今回事業範囲で導入可能なすべてのB-DASH技術を記載) 〇〇〇〇技術 ●●●●技術
(2) 導入可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否【理由】 <input type="checkbox"/> 当該技術より他の新技術の方が効果が高いと判断されたため。 ↳ 他技術の名称 () <input type="checkbox"/> 必要な機能・性能が満足できないため。 <input checked="" type="checkbox"/> 設置スペースや維持管理動線が確保できないため。 <input type="checkbox"/> 経済性が劣ったため。 <input type="checkbox"/> 維持管理性が劣ったため。 (一施設に複数技術が混在、機器点数が著しく増加、有資格者が新たに必要、など) <input type="checkbox"/> その他 ()

表 ガイドラインが公表されたB-DASH 技術一覧(令和2年3月末時点)

採択年度	番号	実証事業名	対象施設分類			テーマ種別分類			
			水処理	汚泥処理	管きよ・ポンプ場	エネルギー	資源利用	維持管理性向上	防災
H23	1	超高効率固液分離技術を用いたエネルギーマネジメントシステム技術実証事業	○	○		○			
	2	神戸市東灘処理場 再生可能エネルギー生産・革新的技術実証事業		○		○			
H24	3	温室効果ガスを排出しない次世代型下水汚泥固形燃料化技術実証事業		○		○	○		
	4	廃熱利用型 低コスト下水汚泥固形燃料化技術実証事業		○		○			
	5	管路内設置型熱回収技術を用いた下水熱利用技術実証事業			○	○			
	6	固定床型アナモックスプロセスによる高効率窒素除去技術実証事業	○	○		○			
	7	神戸市東灘処理場 栄養塩除去と資源再生(リン) 革新的技術実証事業		○		○	○		
H25	8	脱水・燃焼・発電を全体最適化した革新的下水汚泥エネルギー転換システムの実証事業		○		○			
	9	下水道バイオマスからの電力創造システム実証事業		○		○			
	10	高度な画像認識技術を活用した効率的な管路マネジメントシステム技術に関する技術実証事業			○			○	
		管口カメラ点検と展開広角カメラ調査及びプロファイリング技術を用いた効率的な管渠マネジメントシステムの実証事業			○			○	
	広角カメラ調査と衝撃弾性波検査法による効率的な管渠マネジメントシステムの実証事業			○			○		
H26	11	水素リーダー都市プロジェクト～下水バイオガス原料による水素創エネ技術の実証～		○		○	○	○	
	12	無曝気循環式水処理技術実証事業	○			○			
	13	高効率固液分離技術と二点DO制御技術を用いた省エネ型水処理技術の技術実証事業	○			○		○	
	14	ICTを活用した効率的な硝化運転制御の実用化に関する技術実証事業	○			○		○	
	15	ICTを活用したプロセス制御とリモート診断による効率的な水処理運転管理技術実証事業	○			○		○	
	16	ICTを活用した浸水対策施設運用支援システム実用化に関する技術実証事業			○				○
H27	17	バイオガス中のCO2分離・回収と微細藻類培養への利用技術実証事業		○			○		
	18	都市域における局所的集中豪雨に対する雨水管理技術実証事業			○				○
	19	下水処理水の再生処理システムに関する実証事業	○			○	○		
	20	複数の下水処理場からバイオガスを効率的に集約・活用する技術		○		○			
H28	21	下水圧送管路における硫化水素腐食箇所の効率的な調査・診断技術に関する調査事業			○			○	
	22	DHSシステムを用いた水量変動追従型水処理技術実証事業	○			○		○	
	23	特殊繊維担体を用いた余剰汚泥削減型水処理技術実証事業	○					○	
	24	脱水乾燥システムによる下水汚泥の肥料化、燃料化技術実証事業		○		○	○		
	25	自己熱再生型ヒートポンプ式高効率下水汚泥乾燥技術実証事業		○		○	○		
H29	26	高効率消化システムによる地産地消エネルギー活用技術の実用化に関する実証事業		○		○			
	27	温室効果ガス削減を考慮した発電型汚泥焼却技術の実用化に関する実証事業		○		○			
	28	最終沈殿池の処理能力向上技術実証事業	○					○	

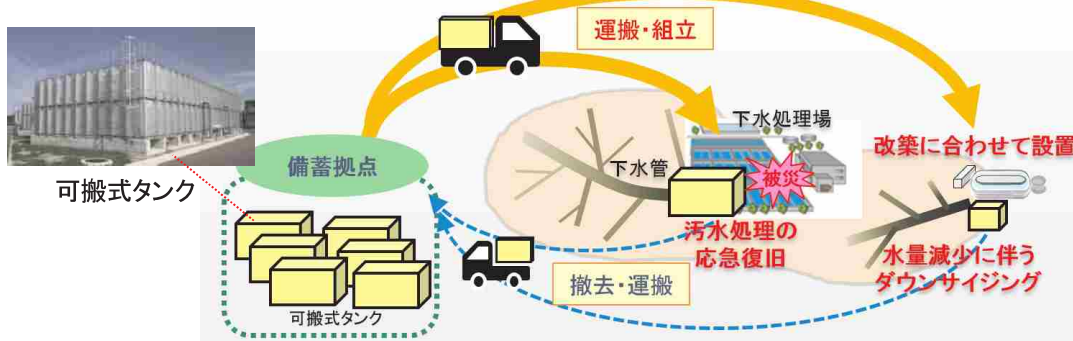
④令和2年度の実証事業について

【実規模実証3テーマ】

1. 過疎地域の人口減少時や災害時に移設可能な水処理技術

- ・運搬・組立・解体、運転立ち上げが容易な水処理技術により、災害発生時に迅速な応急復旧が可能。
- ・過疎地域において、当面の水処理能力を確保しつつ、将来的な人口減少に伴う水量減少に柔軟に対応可能。

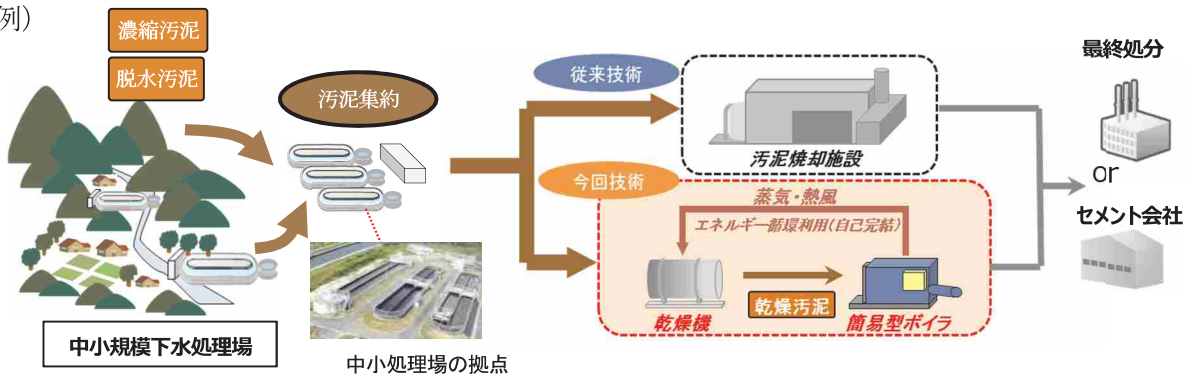
(例)



2. 中小規模処理場同士の広域化に資する低コスト汚泥減量化技術

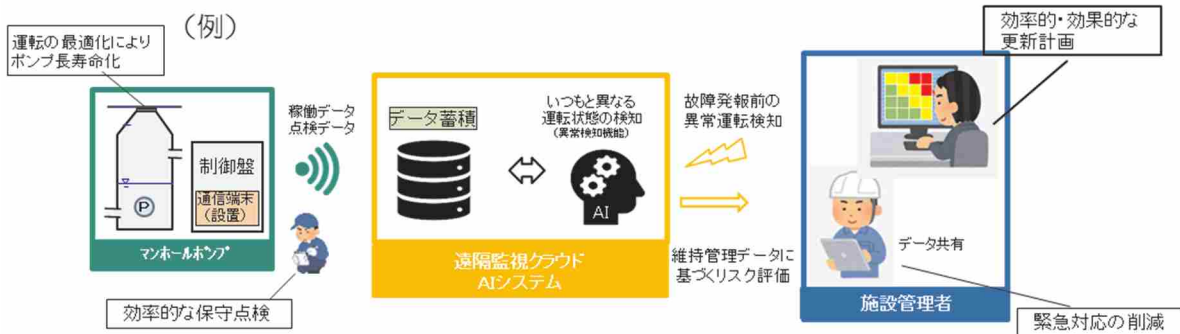
- ・大規模処理場に依存した汚泥集約処理に限定せず、中小規模の下水処理場同士でも集約化が可能。
- ・拠点となる大規模処理場から距離のある単独の中小規模処理場においても、低コストで汚泥減量化が可能。

(例)



3. クラウドやAIを活用した効率的なマンホールポンプ管理技術

- ・処理区域内に散在しているマンホールポンプの管理の効率化・省力化・低コスト化が可能。
- ・中小の地方公共団体において、脆弱な執行体制や民間事業者の技術者不足を補完することが可能。



⑤令和3年度のテーマについて

B-DASH 事業にとり上げてほしいテーマや技術があれば、年度当初に実施するシーズ・ニーズ調査にご協力いただくなど、ご意見ご要望等をいただきたい。令和3年度のシーズ調査では次の5項目に該当する技術を特に求めている。

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 維持管理コストの縮減につながる技術 | |
| | ・ ICTを活用した広域監視制御を可能にする技術 | |
| | ・ AIを活用した下水処理場の運転管理支援技術又は完全自動化技術 など | |
| 2 | 経営改善につながる技術 | |
| | ・ 下水道資源の利活用により収入増が期待できる技術 | |
| | ・ 省エネ等により大幅に支出減が期待できる技術 など | |
| 3 | ストックマネジメントにつながる技術 | |
| | ・ 施設情報や維持管理情報を効率的に電子化する技術 | |
| | ・ 悪条件における管路施設の点検調査技術 など | |
| 4 | 浸水対策、地震対策につながる技術（防災・減災に資する技術） | |
| | ・ 分流式下水道における雨天時浸入水の流入量予測とそれに対応する運転支援技術 | |
| | ・ 災害時に早期に復旧可能または移設可能な水・汚泥処理技術 など | |
| 5 | 広域化・共同化につながる技術 | |
| | ・ 小規模処理場同士で汚泥集約処理が可能となる技術 | |
| | ・ ICTを活用した広域監視制御を可能にする技術（再掲） | など |

3)異分野技術等のマッチング

①下水道スタートアップチャレンジの開催

異業種技術の下水道分野への活用に向けた戦略検討を目的として、令和元年度より実施している。令和元年度は、異業種技術を活用した研究開発テーマを検討するため、「下水道スタートアップチャレンジ(第1回:令和元年9月、第2回:11月)」を開催した。意見交換会には、これまで下水道業界に接点がない企業や団体も参加し、医療分野、農業分野、ドローンや AI・IoT などの技術を保有する企業から下水道分野の課題解決のための技術提案がなされた。今年度は下水道展に合わせての開催も予定しているため、地方公共団体の皆様にも積極的に御参加いただきたい。

第1回開催

1. 概要

日時:令和元年9月9日

場所:株式会社三菱総合研究所 4階 大会議室 BCD

参加者:第1部

110名(下水道関連企業51名、異業種企業38名、地方公共団体・省庁15名、プレス6名)

第2部

85名(下水道関連企業39名、異業種企業33名、地方公共団体・省庁12名、プレス1名)

次第:

第1部 トークセッション

- ・ 「下水道スタートアップチャレンジ」について
- ・ 下水道事業の課題と新技術活用について
- ・ 下水道事業の継続について
- ・ ドローンを活用した下水処理場の運転管理支援(月島機械)
- ・ 下水処理場への AI 導入に向けた取組みについて(明電舎)
- ・ 参加企業による技術等 PR(7社)

第2部 ネットワーキングセッション

- ・ 名刺交換、意見交換会、フリーディスカッションなど

第2回開催

1. 概要

日 時:令和元年 11 月 25 日

場 所:株式会社三菱総合研究所 4階 大会議室 BCD

参加者:テーマ①

29名(下水道関連企業16名、異業種企業11名、地方公共団体2名)

テーマ②

40名(下水道関連企業24名、異業種企業16名)

次第:テーマ①不明水対策及び悪条件での管路の点検・調査

テーマ②下水道システムのエネルギー拠点化

②GAM データベース

平成 28 年度に、まずは学官のニーズやシーズ等の情報を収集し、GAM データベースの運用を開始したところである。共同研究や地方公共団体の課題解決の助言を貰う際など、本データベースの積極的な活用をお願いするとともに、活用事例について流域管理官まで情報提供いただきたい。新規登録は、プロジェクト GAM ホームページ(<https://www.project-gam.jp/>)から可能。

(3) 下水道分野の国際展開について

1) 下水道分野における海外水ビジネス展開の背景

世界の水ビジネス市場は 2020 年に約 100 兆円を超える市場規模となる見通しの中、特に下水道分野については 2013 年から 2020 年で約3割増という高い成長率が見込まれており、世界の旺盛な需要を取り込む必要がある。

インフラシステムの海外展開に関する政府全体の取組方針を取り決めた「インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版)」では、我が国企業が 2020 年に約 30 兆円のインフラシステムを受注することを政府目標として掲げている。特に高い成長率が見込まれる水分野に関しては、「水分野の海外展開戦略」が策定され、関係各省等との連携による取組方針が示された。国土交通省は、「インフラシステム海外展開行動計画」において、海外展開の情報・戦略を共有し、地域・国別の取組方針を示している。

海外における下水道インフラのニーズは、汚水・汚泥処理や管路の新設・更新など多岐に渡っていることに加え、国・都市毎に状況が異なるため、きめ細かな案件形成が不可欠である。そのため、国土交通省下水道部では、地方公共団体と連携し、海外中央・地方政府との協議や技術セミナー・研修の開催、本邦技術を生かした技術提案等を行い、海外の多様なニーズに対応した案件形成に取り組んでいる。

2) 国際展開・技術開発に係る体制の強化

国際展開と技術開発をより一体的に推進する必要があることから、2020 年度の組織改正において下水道国際・技術室を設置した。

3) 地方公共団体や日本下水道事業団と連携した本邦企業の海外ビジネス展開支援

海外での案件形成に取り組むにあたり、国同士のみならず事業実施主体である地方公共団体同士の関係構築が重要である。そのため、国土交通省下水道部は海外展開に取り組む地方公共団体と一緒に「水・環境ソリューションハブ(WES-Hub)」を構築し、国内下水道事業で得られたノウハウや知見を集約し海外に情報発信するとともに、各団体が行っている海外展開関連の先進的な取り組みや、海外現地情報等を共有している。また、海外中央・地方政府や現地専門家等から寄せられる技術協力等のニーズに対して、WES-Hub の地方公共団体とともに、政府間対話、セミナー、研修などを通じて効果的な対策を提案しており、本邦企業の受注につながっている事例も多数出ている。

さらに、日本下水道事業団とも連携し、アジア等における下水道事業に関する基礎情報(関連法、組織体制や汚水処理の現状)を収集し、下水道整備事業の実施にあたっての課題や新たなニーズ発掘を実施している。

～ 地方公共団体の皆さまへ ～

(1) 海外地方政府に対する技術協力や海外への専門家派遣等について

海外技術協力等についてご関心のある地方公共団体におかれましては、下水道国際・技術室へご相談下さい。国の取り組みや WES-Hub の活動も含め、情報提供させていただきます。

(2) 海外要人招聘等に合わせた視察受入等へのご協力をお願い

海外要人招聘や国際会議開催等に合わせ、相手国・都市のニーズに合った施設のご紹介や、視察受入をお願いすることがございます。海外展開活動へのご協力をお願いいたします。

< 下水道国際・技術室 担当 >

橋本:hashimoto-t92tc@mlit.go.jp / 大森:oomori-t86nr@mlit.go.jp / 中西:nakanishi-k2zr@mlit.go.jp

エリア	対象国	専門家派遣	覚書 (国、地公体間で締結)	草の根技術協力
欧州	トルコ	-	-	(終了)
	ロシア	-	●	-
中東	サウジアラビア	●	●	-
アジア	インド	●	●	-
	中国	-	-	(終了)
	ミャンマー	-	●	(実施中)
	タイ	-	-	(終了)
	マレーシア	-	-	(終了)
	カンボジア	●	●	(実施中)
	ベトナム	●	●	(実施中)
	インドネシア	●	●	(実施中)
フィリピン	-	●	(終了)	
大洋州	フィジー	-	-	(終了)
北米・中南米	メキシコ	-	-	(実施中)

凡例 実績有り: "●"、実績無し: "-"

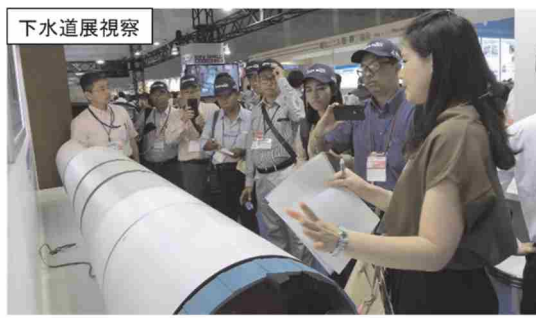
団体名	対象国・都市	期間 (年度)	企業連携
仙台市	○トルコ・イズミル市	H27~H30	
埼玉県	○タイ・チョンブリ県	H24~H26 H27~H30	埼玉県海外下水道推進協議会
東京都	○マレーシア・ランガット	H28~H30	
川崎市	○ベトナム・バリアンタウ省	H24~	かわさき水ビジネスネットワーク
	○インドネシア・バンドン市	R2開始予定	
横浜市	○ベトナム・ハノイ市	H25~H28	
	○フィリピン・セブ都市圏	H29~R2 H29~R1	横浜水ビジネス協議会
名古屋市	○メキシコ・メキシコ市	H23~R4	水のいのちとものづくり中部フォーラム
滋賀県	○中国・湖南省	H25~H27 H28~R1	しが環境ビジネス推進フォーラム
	○ベトナム・クアンニン省	H29	
大阪市	○ベトナム・ホーチミン市	H25~	
	○ミャンマー・ヤンゴン市	H26~R2	大阪・水・環境ソリューション機構
	○ロシア・サンクトペテルブルク市	H27~R6	(民間企業5社との連携協定)
神戸市	○ベトナム・キエンザン省	H25~H27 H29~R1	
	○ベトナム・ハイフォン市	H26~H28	
北九州市	○インドネシア・ジャカルタ特別州	H30~R2	北九州市海外水環境ビジネス推進協議会
	○カンボジア・プノンベン都	H27~H30	
	○カンボジア・プノンベン都	H28~R1	
福岡市	○ミャンマー・ヤンゴン市	H27~H30	福岡市国際ビジネス展開プラットフォーム
	○フィジー	R1~R4 H30	

地方公共団体等の国際展開対象国・地域



管渠清掃・TVカメラ調査現場視察

H30.7 JICA草の根技術協力本邦研修(福岡市)



下水道展視察

H30.7 JICA草の根技術協力本邦研修(福岡市)



水循環センター見学

R1.10 日越大学のインターンシップ(埼玉県)

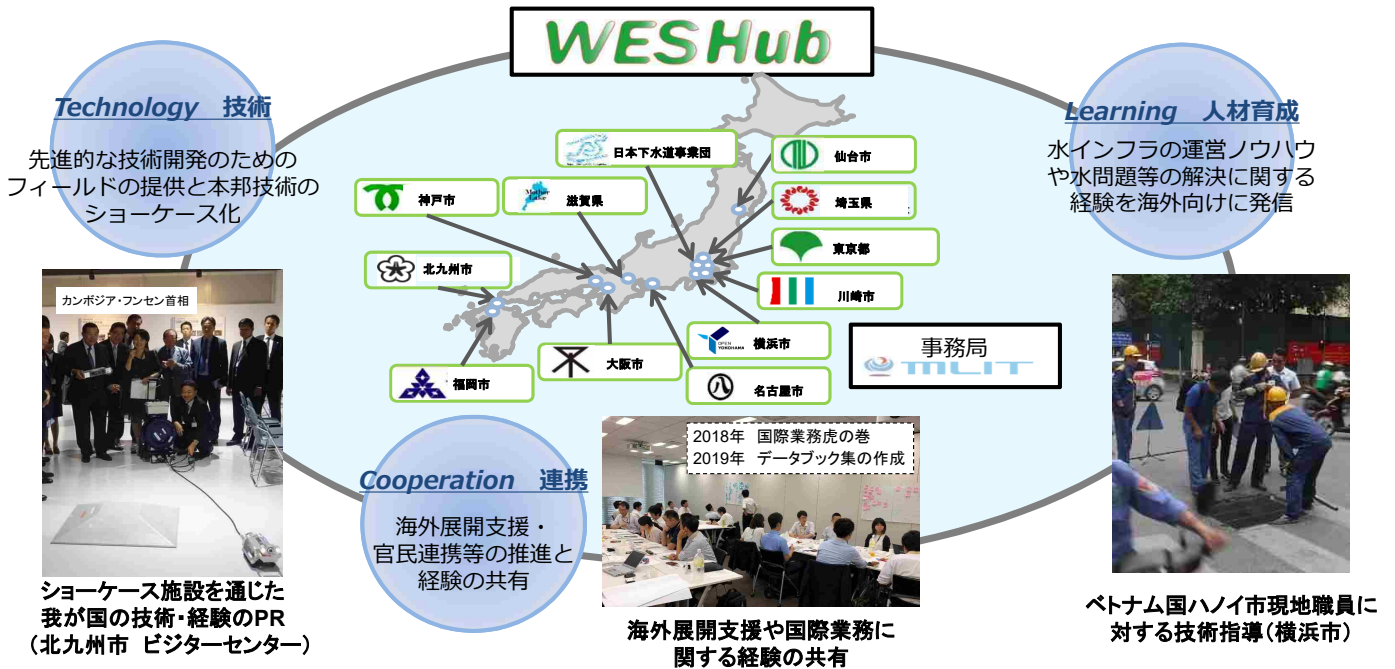


再生センター視察

H29.2 国交省招聘事業(高知市)

地方公共団体における視察受入や研修の例

- 2009年のアジア・太平洋水フォーラム(APWF)において、サニテーション分野におけるKnowledge Hubとして、日本サニテーションコンソーシアム(JSC)が登録され、我が国技術の情報集約や発信等を実施。
- さらに、海外展開に先進的に取り組む地方公共団体等とともに、水・環境ソリューションハブ(WES-Hub)を設立し、我が国技術のみならず、我が国の下水道インフラ等の運営ノウハウや人材育成等に関する経験を国内で共有し、JSCを通じて発信してきた。
- 2019年度には、名古屋市が新たに参画し、AAA都市・機関として現在12団体が登録されている。



WES-HubのAAA都市による海外要人の訪日視察・研修対応

- 海外から各種視察や研修に関する要望等を受けた際には、相手国中央・地方政府のニーズを確認の上、ニーズに適したソリューションを提供可能なAAA都市・機関等を紹介。

視察対応の例

- **ベトナム建設省の訪日対応(川崎市)**
MOC技術インフラ局が下水道展やアジア汚水管理パートナーシップ運営委員会に参加するため訪日。下水道と浄化槽を組合せた視察の要望により、川崎市施設の浄化槽、污泥処理場、下水処理場等を視察。
➢ 施設見学
視察先: 川崎マリエン(浄化槽)、入江崎クリーンセンター(污泥処理)、入江崎水処理センター(下水処理)
- **インド国ムンバイ市の訪日対応(横浜市)**
横浜市の姉妹都市であるインド国ムンバイ市の行政長官補等が、大規模な雨水貯留管を活用した浸水対策に関する知見共有を求めて来訪。横浜市の対策に関する講義及び施設の視察を実施。
➢ 施設見学
横浜市北部第二水再生センター、第二ポンプ



川崎市施設見学(川崎マリエン)



横浜市施設見学(第二ポンプ)

研修対応の例

- 「課題別研修(下水道・都市排水マネジメント)」の例(JICA東京)
9カ国※9名を対象に、下水道事業全般に関する講義・演習、施設見学を実施。 ※ベトナム、ミャンマー、フィリピン、カンボジア、トルコ
➢ 講義・演習
国土交通省下水道部、下水道協会、日本下水道事業団、JSC、東京都下水道局等が下水道法や行財政に関する講義、水処理施設、管渠の設計演習等を実施。
➢ 施設見学
東京都 和田弥生幹線、下水道技術実習センター、さいたま市下水処理センター、さいたま市大宮南部浄化センター、仙台市定義浄化センター、仙台市秋保温泉浄化センター
- 「国別研修(下水道経営研修)」の例(JICA関西)
ベトナム国※8名を対象に、持続的な運営管理に資する講義や施設見学等を実施。 ※建設省やホーチミン市等の7都市
➢ 講義
大阪市職員等がストックマネジメント、浸水対策や官民連携等に関する講義を実施。
➢ 施設見学
大阪市 平野下水処理場污泥炭化炉 / 長堀抽水所雨水滞水池
大阪府 津波・高潮ステーション



- 下水道整備が遅れている国・都市において、下水道事業を進展させるためには、水環境改善の重要性や下水道事業の有用性に対する理解促進が必要である。
- 国土交通省では、一般市民の下水道や水循環に対する理解醸成を目的に、カンボジアやミャンマーにおいて市民啓発活動を実施。
- 日本の地方公共団体や現地政府機関などと連携して実施することで、広報・啓発活動のノウハウを移転。

日・ミャンマー プエドー(2020.2)

【主な出展内容】

- ・水循環の仕組みや下水道の効果に関するポスター展示
- ・ヤンゴンで活動する大阪市・福岡市やGCUS企業のPR
- ・下水道や水循環に関するアニメーション動画の上映
- ・来場者の下水道や水環境に対する意識調査(アンケート)



国交省・YCDCによる展示ブース
(多くの市民が来場)



説明担当のYCDC職員と
来場者への意識調査結果

ヤンゴン市開発委員会(YCDC)職員が積極的に下水道をPR！！

日・カンボジア キズナフェスティバル(2019.2)

【主な出展内容】

- ・プノンペンの水環境、日本の下水道等に係るパネル展示
- ・下水道や水循環に関するアニメの上映(クイズ付)
- ・来場者の下水道や水環境に対する意識調査(アンケート)
- ・本邦技術の模型展示



国交省・北九州市のブース



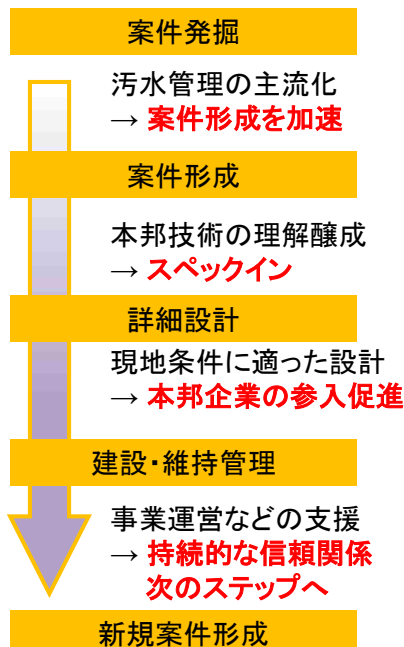
一般市民向けアニメーション動画
(現地在住の日本人クリエイターが作成)

※動画は下水道グローバルセンター(GCUS)のHPで公開
(動画URL)<https://youtu.be/WMhDpw7f20s>

【参考】本邦技術を活用した海外水ビジネス案件形成のための取組

- インフラシステム輸出戦略(令和元年6月 経協インフラ戦略会議決定)等を踏まえ、本邦下水道技術の国際展開を積極的に支援。
- 下水道インフラは、汚水・污泥処理や管路の新設・更新など多岐に渡っていることに加え、国・都市毎に状況が異なるため、ニーズに合わせたきめ細かなプロジェクト形成が不可欠。
- 下水道インフラの輸出に向け、我が国企業の進出意欲が高いアジアを中心に、下水道に係る意識向上や本邦技術の理解向上、日本下水道事業団等と連携した案件形成などに取組む。

<事業の流れ/日本の関与>



汚水管理の主流化(汚水処理を政策課題の上位に位置づけ)

- アジア汚水管理パートナーシップ*(AWaP)／政府間対話
⇒ 海外の政府機関とともに、下水道整備の優先度を向上
※参加国:カンボジア、インドネシア、ミャンマー、フィリピン、ベトナム、日本
- ソフト施策の支援
⇒ 啓発活動のノウハウを移転し、市民理解の向上を促進

本邦技術の理解醸成

- 下水道技術海外実証事業
⇒ 海外で技術を実証し、適応性・操作性、効果などをPR
- 本邦研修／セミナー
⇒ 実施設の視察やプレゼンを通じて技術の有用性をPR

案件形成段階から事業運営までの支援(事業の自立を支援)

- 地方自治体、日本下水道事業団と連携した事業支援
⇒ 海外インフラ展開法に基づき、民間企業の進出を支援

【参考】 汚水管理の主流化 アジア汚水管理パートナーシップ (エイワップ) (AWaP)

目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2030年を期限とする包括的な17の目標
Target 6.3
「未処理の汚水の割合半減」



現状

アジア各国では都市化・工業化により汚濁負荷が増大、現状の下水道普及率は多くの国で5%未満

Increasing pollution load due to rapid urbanization and industrialization



Under 5% population coverage of sewerage

Sri Lanka	66%
Laos	66%
Cambodia	66%
Indonesia	66%
Nepal	66%
Myanmar	66%
Philippines	66%
Vietnam	66%
Thailand	23%
Malaysia	23%

Source: WEPA

目標と現状の間には大きなGAPがあり、2030年までの達成には、アジア各国の共通する課題解決が必要

課題

汚水管理の優先順位が低い

水環境の現状が十分に把握されていない

インフラ整備資金・適応可能な技術が不足

◆SDGsの目標達成に貢献するため、アジアの汚水管理の主流化を目指したAWaPを2018年7月に設立。

アジア汚水管理パートナーシップ(AWaP)の目的


- 1 汚水管理の意識向上**
国際社会・各国各層における「汚水管理」の浸透・政策優先順位の向上させる
継続的に水環境改善・地域経済に貢献する「持続可能な汚水管理」を普及する
- 2 汚水管理のモニタリング**
各国の水環境の状況・汚水管理普及のために必要な情報を共有する
- 3 共通課題の解決**
各国共通の課題を解決するための、モデルやガイドラインを作成、共有する

パートナー国

カンボジア インドネシア ミャンマー フィリピン ベトナム 日本

事務局(国土交通省 / 環境省)

AWaPの組織体制



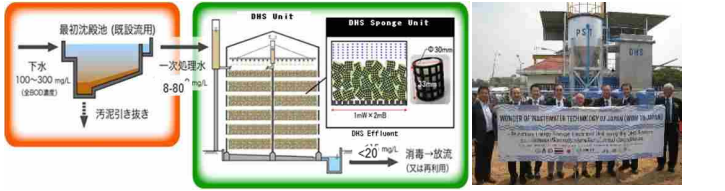
2018年7月の第一回総会の様子(北九州市)

【参考】 本邦技術の理解醸成 下水道技術海外実証事業WOW TO JAPANプロジェクト

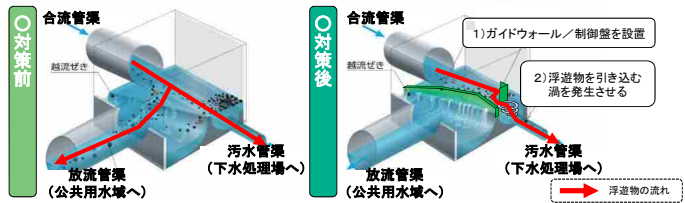
- ◆ 下水道を含む水インフラの海外展開は、我が国の成長戦略に位置づけられており、国土交通省としても積極的に取り組みを進めている。
- ◆ 本プロジェクトでは、海外諸国のニーズに適った我が国技術の実証試験やセミナーを通じ、技術の適応性・有効性を確認するとともに、現地関係者に技術の理解醸成を図り、我が国下水道技術の普及を目指すもの。

H30採択技術

実証技術：DHS法を用いたエネルギー最小型下水処理ユニット
実施体制：(株)NJS C、三機工業(株)、東北大学、長岡技術科学大学
技術概要：散水ろ床法の担体をスポンジにしたもの。標準活性汚泥法と比べ省エネ・運転維持管理を実現。タイ王国で実証。



実証技術：渦流式水面制御による合流管渠の水質改善
実施体制：日本工営株式会社
技術概要：下水中に渦を発生させることで、ゴミ等の浮遊物の公共用水域への流入を防ぐ技術。簡単な構造であり、容易な維持管理を実現。英国で実証。

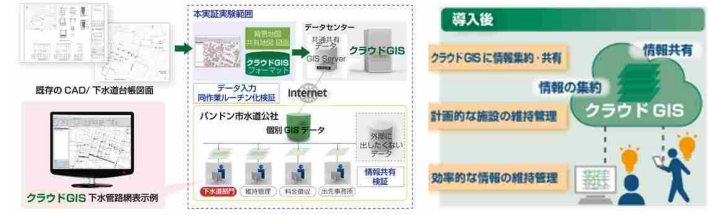


R1採択技術

実証技術：排水ポンプ車を活用した浸水対策
実施体制：(株)クボタ
技術概要：特殊水中ポンプ等の排水作業に必要な機材を全て搭載した排水ポンプ車を利用し、局所的な浸水に対して、被害の低減を図る。ミャンマー国で実証。



実証技術：クラウドGISを活用した下水管路情報データベースの整備・構築
実施体制：(株)インフォテクス・川崎市上下水道局・(株)建設技術インターナショナル
技術概要：クラウドGISを活用し個々のPCやメディア、書庫等に保存・保管された既存の下水道関連情報を共有できる環境を低コストで実現する。インドネシア国で実証。



【参考】 案件形成段階の支援の例 汚水処理事業に関するニーズ調査、ケーススタディの実施

- 世界の下水道市場は2013年(約30兆円)から2020年(約39兆円)で約3割増という高い成長率が見込まれる。
- 下水道事業は、相手国政府等の選択に応じて採用技術が決定されることから、汚水処理方策の検討や相手国政府への提案には、日本側も公的な信用力等が求められる。
- 公的機関としての信用力を有する日本下水道事業団に、海外の下水道事業実施に係る課題・ニーズ調査や方策検討・提案等を行わせることにより円借款等を活用した下水道事業の実施を促す。

案件形成段階における支援の例(下水道部発注業務)

◆ 汚水処理事業実施の課題・ニーズの把握

汚水管理を一層促進するためのアジア諸国の下水道事業実施に必要な技術支援等を通じて事業実施に係る課題やニーズを把握。

課題・ニーズの把握のイメージ



電力供給が不安定なので、省電力の汚水処理技術が欲しい!

都市部だけでなく地方部も、一体的に整備したい!

一刻も早く、水環境を改善したい!

アジア汚水管理パートナーシップ

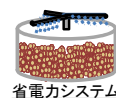
◆ 汚水処理方策の検討、ケーススタディの実施

各国の課題やニーズを把握し、同ニーズを満たす本邦技術を整理し、課題解決に向けた方策検討を行う。具体的な都市を選定の上、ケーススタディを実施し、相手国政府等への提案を実施。

課題解決方策のイメージ

省電力システムの導入

・電気の安定供給に課題がある国に配慮した省電力システムの活用方策を検討。



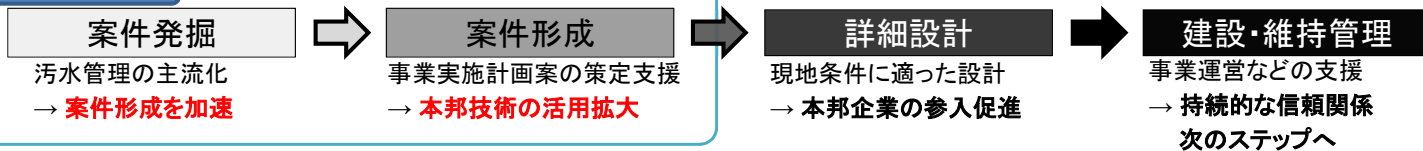
下水道と浄化槽を組み合わせた処理

早期に着手すべきエリアは、浄化槽を先行設置し、長期的には下水道を整備し、接続可能なタイミングで置き換える整備方策を検討。



下水道(集中処理) 浄化槽(分散処理)

事業の流れ



管理企画指導室

管理企画指導室の取り組み

総 括

(1) 下水道の持続的な経営について

- 1) 下水道経営の現状
- 2) 経営改善に向けた取組

(2) 下水道分野におけるコンセッションを含む PPP/PFI の推進について

- 1) 現状及び国土交通省の取組状況（全般）
- 2) 処理場等包括的民間委託
- 3) 管路包括的民間委託
- 4) P F I ・ D B O方式
- 5) コンセッション
- 6) 下水道施設の有効利用

(3) 下水道の適切な維持管理について

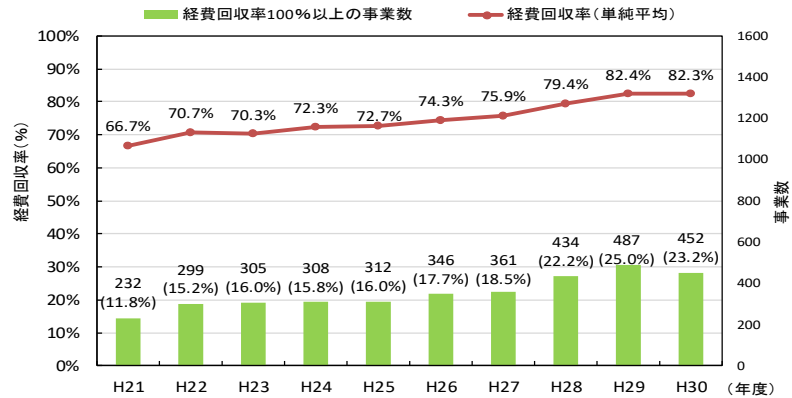
- 1) 維持管理事故への対応
- 2) 新型コロナウイルス感染症に係る対応
- 3) 除害施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の延長
- 4) 住宅宿泊事業（民泊）に係る下水道法上の運用

(1) 下水道の持続的な経営について

1) 下水道経営の現状

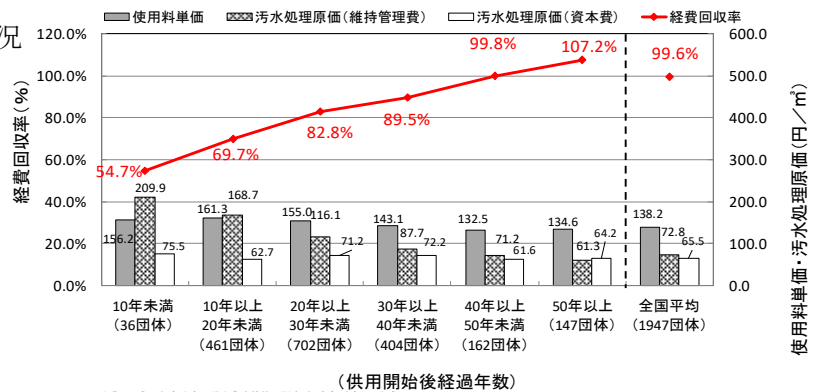
- ▶ 近年、下水道経営の状況は全体的に改善傾向にあるが、汚水処理経費を下水道使用料でどれだけ賄えているかを示す経費回収率が100%以上の事業者は約2割にとどまるなど、引き続き経営健全化の取組が必要。
- ▶ 下水道事業の特性上、その立ち上がり期は経営環境が厳しくなる傾向があるが、一定年数経過後も経費回収率が低い団体もあり、経営実態を踏まえた使用料設定の見直し等、経営改善の取組が必要。
- ▶ さらに今後は、人口減少等に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化による改築更新費の増大等により、より厳しい経営環境となることも想定される

■ 経費回収率の推移



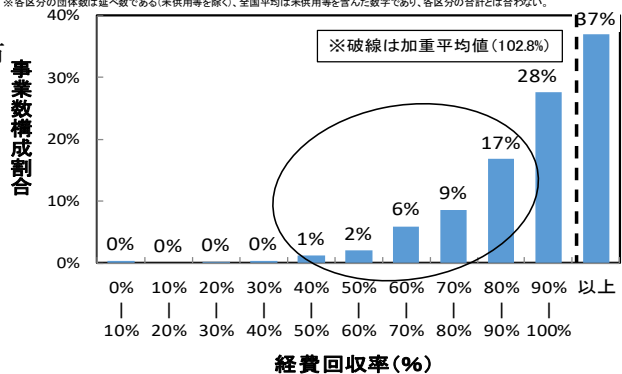
出典：地方公営企業年鑑（総務省）をもとに作成
 ※公共下水道事業（特環、特公を含む）を対象としている。
 ※平成26年度以降の経費回収率は、補助金を財源とした償却資産に係る減価償却費等を控除している。
 ※グラフ中、経費回収率100%以上の事業数の（ ）内の数字は、全事業数における割合を示している。

■ 供用開始年数ごとの経営の状況



出典：平成30年度地方公営企業決算状況調査（総務省）をもとに作成
 ※公共下水道事業（特環、特公を含む）を対象。
 ※各区分の団体数は延べ数である（未供用等を除く）、全国平均は未供用等を含んだ数字であり、各区分の合計とは合わない。

■ 供用後30年以上の経費回収率の分布



出典：平成30年度地方公営企業決算状況調査（総務省）をもとに作成

2) 経営改善に向けた取組

①下水道使用料による収入確保

(i) 人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会

- 人口減少等の社会経済情勢の変化が下水道経営に及ぼす影響を可能な限り緩和し、下水道経営の安定性を向上させることを目的として、令和元年8月から「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」を開催。

- 検討会では、国土交通省が令和元年10月に実施した「下水道使用料に関する実態調査」の結果等から以下の課題を整理し、議論を進めている。
 - ・ 中長期収支見通しの作成が不十分ではないか
 - ・ 使用料の妥当性検証の重要な契機ともなるべき算定期間の設定が不十分ではないか
 - ・ 使用料改定の必要性の確認が不十分ではないか
 - ・ 多くの事業体で資本費の一部までしか使用料対象経費に計上しておらず、全額算入の見通しも立っていない
 - ・ 近隣都市とのバランスを過大に重視して、使用料の改定率の判断が適切なものとなっていないのではないかと
 - ・ 個別原価に基づく使用料体系の設定が適切に行われていないのではないかと
 - ・ 使用料収入に占める基本使用料の割合が、支出に占める固定費割合に比して、低水準となっており、人口減少や節水等の影響により今後大きな減収等につながるおそれ
 - ・ 下水道の役割・効果に係る広報、使用料改定時の広報内容が不十分ではないかと
 - ・ 使用料の徴収漏れ・誤徴収事案が頻発

等

- 今後、検討会の報告書等を踏まえ、下水道管理者において実施すべき下水道経営の健全化に向けた取組等を整理する予定。

【参考】 http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000646.html

②経営状況の見える化

- 各地方公共団体が事業規模の類似する他の市町村等との比較を通じて、自らの経営状況を客観的に把握し、使用料の適正化やコスト縮減の徹底を図る際の参考とできるよう、平成30年6月に、経費回収率や使用料的成果単価などの代表的な経営指標のいくつかについて類似団体区分ごとを一覧にして国土交通省HPに公表。

【参考】 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000574.html

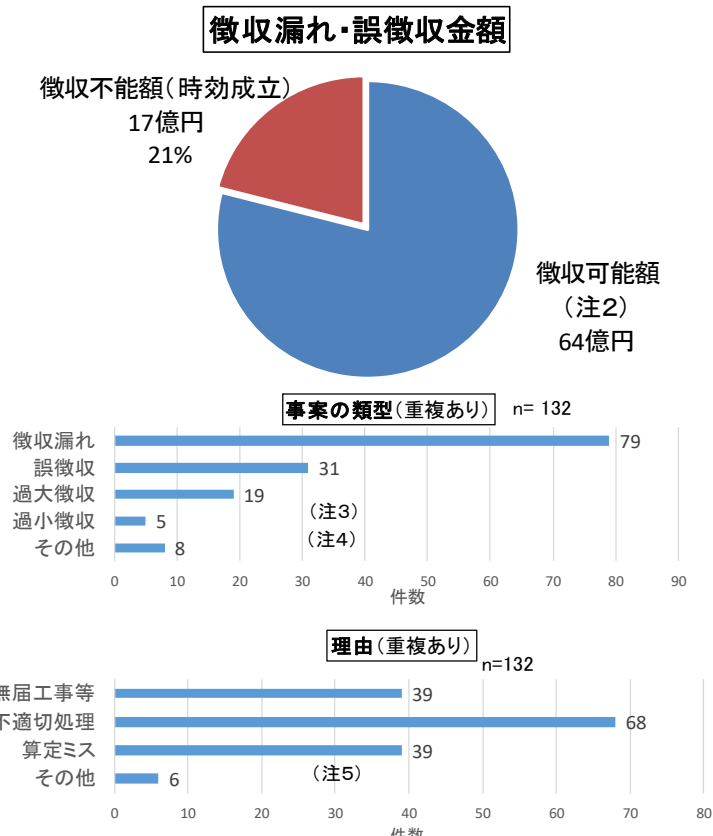
③その他

(i) 下水道使用料等の適切な徴収等

- 従前から無届工事や職員の事務処理ミス等により下水道使用料や受益者負担金等の徴収漏れや誤徴収、過大徴収等の事案が発生しており、昨年度においても徴収漏れ等が報道されているところ。
- 下水道使用料等の適切な徴収を行うことは、負担の公平性の確保や下水道経営改善の観点から極めて重要であることから、再度、その徹底をお願いする。「下水道使用料の誤徴収事案の発生について」(令和2年2月25日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室課長補佐事務連絡)
- 使用料賦課徴収漏れ等につき、同様の事案の未然防止に努めていただくとともに、今後下水道使用料の誤徴収等の事案が判明した際には、速やかに国へ情報提供いただくよう、お願いする。

【参考】

a. 使用料の徴収漏れ・誤徴収事案の類型 (平成25年度～令和元年度) (注1)



- (注1) 平成25年度～令和元年度に発覚したもので、報告、報道等により国土交通省が把握している132件を対象。
(注2) 対象の132件のうち、徴収可・不可(時効成立した額)の不明なものは「徴収可能額」に計上している。
(注3) 「過大徴収」「過小徴収」の区分が不明なものは、「誤徴収」に計上している。
(注4) 類型の「その他」は、データの入れ替わり(第三者の使用量により使用料を賦課)、過去に判明し徴収漏れの処理を怠っていた、滞納を不適切に放置等
(注5) 理由の「その他」は、請求書の未発送、規定に基づかない減免処分、汚水管を雨水管に誤接続(検査が適正に行われていなかった)等
(出典 国交省調べ)

b. 再発防止策

不適切事案の多くは、下水道の接続時に適正な手続が行われなかったこと、書類上と実態との相違が生じていたことを把握していなかったことに起因。

- ✓ 届出・申請等の周知徹底（使用者、業者）
- ✓ 届出内容及び料金システム入力等の確認強化
- ✓ 定期的な現地確認の実施
- ✓ 関係部局（建築審査、都市計画、農林等）との連携

(ii) 「法適用に関する取組事例集」の公表

- (公社)日本下水道協会は、今後、地方公営企業法を適用しようとする人口3万人未満の団体の参考となるべき資料として活用できるよう、既に法適用を行った団体の実施概要や作業傾向等について実態調査を実施し、調査結果や取組事例集を令和2年3月にHPで公表。

【参考】http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000646.html

(iii) 「下水道使用料・受益者負担金（分担金）徴収事務の手引き」について

- (公社)日本下水道協会は、下水道使用料金等徴収事務調査専門委員会において、下水道使用料の徴収事務や受益者負担金、滞納整理に関する改訂に向けて議論を行っている。
- 改訂版の発刊は令和2年度中を予定。

3) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

3月18日付け国水下企第97号の通知において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している下水道使用者を対象として、地域の実情に応じ、福祉部局及び水道部局とも十分に連絡・連携しつつ、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただくようお願いしているところ。

下水道部では、各下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況について調査を行っており、令和2年4月20日時点において、支払猶予等を実施中の団体が、633団体(全国の約54%に相当)、今後実施予定及び検討中の団体が、376団体(全国の約32%に相当)となっている。

今後も支払猶予等の対応に関する実施状況について、定期的に調査を行い、各下水道管理者に情報共有を図るので、調査への協力と支払を猶予する等の柔軟な措置を検討いただくようお願いする。

(2) 下水道分野におけるコンセッション方式を含む

PPP/PFI の推進について

1) 現状及び国土交通省の取組 (全般)

① PPP/PFI 導入に対する政府の取組

- PPP/PFI については、政府全体として取組を推進中。
- 下水道施設等の効率的・効果的な整備・運営、公的負担の抑制や民間の新たなビジネス機会の創出を図るために、コンセッション方式を含む多様な官民連携手法の積極的な導入を期待。
- 下水道分野におけるコンセッション事業の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」や「成長戦略フォローアップ」といった閣議決定された計画においても言及。
- また、内閣総理大臣を会長とする民間資金等活用事業推進会議が定めた「PPP/PFI 推進アクションプラン (令和元年改定版)」においても、下水道分野におけるコンセッション方式の導入促進のための目標等を制定。

経済財政運営と改革の基本方針2019 令和元年6月

第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 (2) 主要分野ごとの改革の取組

② 社会資本整備 (PPP/PFIの推進等)

- 上下水道のコンセッションについて、関係府省庁が連携し、先頭に立って取組を開始する地方自治体を後押しするとともに、そのノウハウを横展開する。

③ 地方行財政改革 (公営企業・第三セクター等の経営抜本改革)

- 水道・下水道について、持続的経営を確保するため、関係府省庁が連携し、各都道府県において広域化等を推進するための計画の策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化などの取組を推進していく。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、**多様なPPP/PFIの導入**や広域化・連携を促進する。

PPP/PFI推進アクションプラン (令和元年改定版) 令和元年6月

2. PPP/PFI推進に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方

- 長期的な持続可能性が課題となっている上下水道等の生活関連分野に**コンセッション事業**を活用。
- コンセッション事業の活用を拡大するためには、その前段階として**様々な収益事業の活用**を進めることが効果的。
- 運営費等一部の費用のみしか回収できないようなケースであっても、**混合型PPP/PFI事業**として積極的に取り組むことにより、**少しでも公的負担の抑制等**を図るという姿勢が重要であり、その取組の中で、**より収益性を高める工夫を重ねる**ことで公的負担の抑制効果を高め、さらにはコンセッション事業へと発展させていくという視点が重要。
- そのためには、サービス購入型PFI事業や指定管理者制度等の**多様なPPP/PFI事業**をファーストステップとして活用を促すことが効果的。
- 単独では事業化が困難なものについても「**バンドリング**」や「**広域化**」等により、事業としての成立性を高めるなどの工夫を行うことが重要。

4. 集中取組方針

(2) 重点分野と目標③下水道

- 集中強化期間中の数値目標については、事業開始、実施方針策定のほか、具体的な検討を行っている段階を合わせて6件を達成。
- 引き続き、**6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップ**を続けるものとする。(令和元年度末まで)

- 人口 20 万人以上の地方公共団体においては、社会資本整備総合交付金等を活用し、一定規模以上の改築を行う場合は、コンセッション方式の導入について、検討又は検討スケジュールの明確化が要件。検討の結果、直ちに導入しない場合でも、その理由を明確にするなど、十分な検討を行うよう留意されたい。

② 下水道事業における PPP/PFI 事業の実施状況

- 管路施設や下水処理場の管理については 9 割以上が民間委託を導入済み。処理場の包括的民間委託の件数は近年増加しており、平成 31 年 4 月時点で 507 施設において導入されている。管路施設の包括的民間委託については平成 31 年 4 月時点で 32 契約。
- 下水汚泥の有効利用事業を中心に PFI（従来型）・DBO 方式は 36 契約実施中。
- PFI（コンセッション方式）については、浜松市が平成 30 年 4 月に、高知県須崎市が令和 2 年 4 月に事業を開始。また、宮城県が令和元年 12 月に実施方針を策定。さらに、神奈川県三浦市等が導入に向けた具体的な検討（デューディリジェンス）を実施済み。

（* H30 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。H31.3.31時点）
（H31.4時点で実施中（コンセッション方式は実施方針策定済）のもの。国土交通省調査による）
※ 1 団体に複数の施設を対象とした PPP/PFI 事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

下水道施設	下水処理場 (全国2,199箇所*)	ポンプ場 (全国6,069箇所*)	管路施設 (全国約48万km*)	全体 (全国1,471団体)
	包括的民間委託	507箇所 (261団体)	694箇所 (135団体)	32契約 (23団体)
指定管理者制度	62箇所 (20団体)	80箇所 (8団体)	33契約 (11団体)	(20団体)
DBO方式	24契約 (21団体)	1契約 (1団体)	0契約 (0団体)	(22団体)
PFI(従来型)	10契約 (7団体)	0契約 (0団体)	1契約 (1団体)	(8団体)
PFI(コンセッション方式)	2契約 (2団体)	1契約 (1団体)	1契約 (1団体)	(2団体)

③ 国土交通省における PPP/PFI 導入に対する取組

- ▶ 国土交通省では、各種ガイドラインの整備、案件形成に向けた情報・ノウハウの共有や財政的支援を通じて PPP/PFI 導入に対する支援を実施中。
- ▶ 地方公共団体においては、各支援策を活用しつつ、地域の実情に応じた導入検討の推進を期待。

技術的支援（案件形成に向けた取組）	技術的支援（各種ガイドライン等の整備）
<p>○モデル調査を通じた案件形成（平成28年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の地方公共団体による広域的なPPP/PFIや他インフラとの一体的なPPP/PFIを含め、コンセッション方式等の先進的なPPP/PFIについて、モデル調査を通じた案件形成を実施。（延べ31団体・地域に対して実施） <p>○下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会（平成27年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2～3か月に1回程度開催し、多様なPPP/PFI手法の導入に向けた方策やノウハウ等を検討・共有。（21回開催し、全国より166団体が参画） ・「民間セクター分科会」を平成29年度に設置。年1～2回程度開催し、課題等を検討。（3回開催し、13民間企業が参画） <p>○下水道事業における広域化・官民連携・革新的技術（B-DASH）に関する説明会（平成29年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、全国各ブロックで最新の国の方針や取組事例について説明会を実施。（延べ1,086団体1,874名参加） <p>○官民連携相談窓口「げすいの窓口」（平成29年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の担当者からの相談・質問等を受けるための相談窓口（げすいの窓口）を設置。（87件の質問に対応） <p>○首長等へのトップセールス（平成27年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション方式をはじめとするPPP/PFI手法の導入を促すため、首長等に対する働きかけを実施。（延べ100団体以上） <p>（令和2年3月時点）</p>	<p>＜PPP/PFI全般＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン（案）（H29.1） <p>＜包括的民間委託＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（H13.4） ・包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）（H20.6） ・下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（H26.3） ・下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入事例集（H29.3） ・処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（H30.12） <p>＜コンセッション方式＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（H31.3） <p style="background-color: black; color: white; text-align: center;">財政的支援</p> <p>○総合政策局による支援（先導的官民連携支援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託を国が助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進。 <p>○社会資本整備総合交付金等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道分野におけるPPP/PFI事業に対して社会資本整備総合交付金等により支援を実施。 ・社会資本整備総合交付金等を活用する施設整備について、以下のとおり交付要件を設定。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>＜コンセッション方式導入検討＞ 下水処理場における改築事業（人口20万人以上、工事規模10億円以上）： コンセッション方式の導入について検討を了していること等</p> <p>＜PPP/PFI手法導入＞ 汚泥有効利用施設の新設（人口20万人以上、工事規模10億円以上）： 原則としてPPP/PFI手法を導入すること</p> </div>

（i）下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会（PPP/PFI検討会）

- ▶ 平成27年度より、多様なPPP/PFI手法の導入に向けた方策やノウハウ等を検討・共有するため実施。
- ▶ 令和2年3月末時点で166の地方公共団体とオブザーバーとして日本下水道協会、日本下水道事業団や民間資金等活用事業推進機構が参画。令和元年度までの実績として全都道府県が参加。
- ▶ 令和2年度も開催予定。地方公共団体の積極的な参加を期待。
- ▶ 都道府県におかれては、PPP/PFI事業の周知・促進のため、本検討会に引き続き参加いただき、管内の市町村に対する検討会出席の働きかけや情報・発表事例の共有をお願いしたい。

PPP/PFI検討会について

趣旨: 老朽化施設の増大や執行体制の脆弱化が進む中、下水道の機能・サービスの水準を持続的に確保していくため、モデル都市における検討等を通じ、多様なPPP/PFI手法の導入に向けた方策やノウハウ等を検討・共有する。

参加団体: 47都道府県、105市、14町村の計166団体(令和元年12月時点)

開催実績: 平成27年10月に第1回を開催し、これまで21回開催
(次回開催時期は未定)

概要: 先進的なPPP/PFIの取組を実施・あるいは導入を検討している団体からの事例紹介と意見交換等を実施

主なテーマ:

・コンセッション ・管路の包括的民間委託 ・広域化・共同化 ・他事業との連携



検討会の様子

参加随時募集 お問い合わせは、国土交通省下水道企画課 げすいの窓口(hqt-gmado@gxb.mlit.go.jp)まで

令和元年度の開催実績:

日程	概要	場所
5月29日(水) (第19回)	国の情報提供【国土交通省】、管路のPFI(従来型)【富田林市】、処理場の包括委託・広域化【酒田市】、管路の包括委託・汚泥有効利用施設のDBO方式・広域化【秋田県】	東京
8月6日(火) (第20回)	国の情報提供【内閣府、国土交通省】、広域化【熊本県】、処理場のPFI(コンセッション方式)【浜松市】、管路の包括委託【河内長野市】	横浜
12月19日(木) (第21回)	国の情報提供【内閣府、厚生労働省、国土交通省】、広域化【岩手県】、汚泥有効利用施設のDBO方式【名古屋市】、管路のDB【葉山町】	東京
3月12日(木) <※中止>	<新型コロナウイルスの影響で中止> 有識者講演、国の情報提供【国土交通省】、広域化【愛知県】、管路の包括委託【横浜市】、民間収益施設併設事業【鶴岡市】	東京

PPP/PFI検討会の参画団体一覧 ※令和2年3月時点

※第21回検討会の新規参画団体(15団体)は太字下線

地整等	都道府県	団体数	参加団体名	地整等	都道府県	団体数	参加団体名
北海道	北海道	2	北海道、札幌市	近畿	福井県	1	福井県
東北	青森県	2	青森県、 青森市	滋賀県	2	滋賀県、大津市	
	岩手県	4	岩手県、 盛岡市 、大船渡市、岩手町	京都府	3	京都府、京都市、宇治市	
	宮城県	18	宮城県、仙台市、石巻市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、蔵王町、村田町、柴田町、亘理町、山元町、大衡村、涌谷町、美里町、南三陸町	大阪府	10	大阪府、大阪市、堺市、吹田市、守口市、 八尾市 、富田林市、河内長野市、藤井寺市、大阪狭山市	
	秋田県	2	秋田県、秋田市	兵庫県	5	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、上郡町	
	山形県	3	山形県、鶴岡市、酒田市	奈良県	2	奈良県、奈良市	
	福島県	5	福島県、福島市、いわき市、 郡山市 、会津坂下町	和歌山県	2	和歌山県、和歌山市	
関東	茨城県	2	茨城県、水戸市	中国	鳥取県	1	鳥取県
	栃木県	4	栃木県、宇都宮市、佐野市、小山市	島根県	1	島根県	
	群馬県	3	群馬県、 前橋市 、館林市	岡山県	3	岡山県、岡山市、赤磐市	
	埼玉県	2	埼玉県、さいたま市	広島県	2	広島県、広島市	
	千葉県	7	千葉県、千葉市、松戸市、市川市、船橋市、習志野市、柏市	山口県	3	山口県、宇部市、周南市	
	東京都	4	東京都、武蔵野市、小平市、多摩市	四国	徳島県	1	徳島県
	神奈川県	10	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、三浦市、大和市、 葉山町	香川県	2	香川県、高松市	
	山梨県	1	山梨県	愛媛県	3	愛媛県、松山市、新居浜市	
	長野県	3	長野県、 茅野市 、塩尻市	高知県	4	高知県、高知市、須崎市、香美市	
北陸	新潟県	5	新潟県、新潟市、十日町市、南魚沼市、胎内市	九州	福岡県	4	福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市
	富山県	3	富山県、富山市、黒部市	佐賀県	2	佐賀県、佐賀市	
	石川県	6	石川県、金沢市、小松市、加賀市、かほく市、津幡町	長崎県	1	長崎県	
中部	岐阜県	3	岐阜県、 岐阜市 、瑞穂市	熊本県	4	熊本県、熊本市、荒尾市、山鹿市	
	静岡県	6	静岡県、静岡市、浜松市、 沼津市 、伊東市、富士市	大分県	2	大分県、大分市	
	愛知県	5	愛知県、名古屋市、岡崎市、豊田市、田原市	宮崎県	2	宮崎県 、 宮崎市	
	三重県	3	三重県、津市、 四日市市	鹿児島県	1	鹿児島県	
				沖縄	沖縄県	2	沖縄県、 那覇市

合計: 166団体(47都道府県、105市、14町村)(令和元年12月時点)

(ii) 下水道における新たな PPP/PFI 事業の促進に向けた検討会民間セクター分科会

- 平成 29 年度より、地方公共団体向けの「下水道における新たな PPP/PFI 事業の促進に向けた検討会」に、民間企業の視点で PPP/PFI 手法の導入に向けた課題等を検討するため民間セクター分科会を設置。
- 平成 29 年 7 月 4 日、平成 30 年 3 月 6 日、平成 31 年 2 月 15 日に開催（令和元年度まで）。令和 2 年度も開催予定。

(iii) 下水道事業における広域化・官民連携・革新的技術（B-DASH）に関する説明会（下水道キャラバン）

- 平成 29 年度より、下水道事業における課題を解決するための有効な手段となる取組等について、各地方公共団体において実践することを推進するため、全国各ブロックにおいて、下水道キャラバンを展開。広域化・官民連携・革新的技術（B-DASH）の 3 テーマについて事例の共有等を実施。
- 令和元年度は、全国 7 箇所において開催し、合計 305 団体、501 名が参加。令和 2 年度も開催予定。
- 都道府県におかれては、管内の市町村に対する説明会出席の働きかけや情報・発表事例の共有をお願いしたい。

1 目的

下水道事業の持続性確保に向け、事業運営効率化を図るための有効な手段となる取組等について、各地方公共団体において実践することを推進するため下水道キャラバンを開催

2 実施状況 ※出席者は地方公共団体職員

全国7カ所(北海道、東北、北陸、中部、近畿、中国、四国)において開催し、合計305団体、501名が参加

3 テーマ

- 広域化：広域化・共同化に関する各種取組、検討事例等
 - 官民連携：下水道事業における官民連携手法、取組事例や支援制度等
 - 革新的技術(B-DASH)：ガイドライン化された革新的技術の内容や導入メリット等
- ※上記テーマについて、本省からの説明及び取組団体からの事例発表

4 発表地方公共団体 ※検討段階を含む

- 広域化：岩手県、新潟県、愛知県、八尾市、島根県、香川県
- 官民連携：旭川市(包括委託(処理場))、岩見沢市(包括委託(管路))、鶴岡市(民間収益施設併設事業等)、柏市(包括委託(管路))、金沢市(包括委託(処理場)、民間収益施設併設事業等)、かほく市(包括委託(管路))、豊橋市(PFI(従来型))、豊田市(包括委託(管路))、堺市(包括委託(管路)、民間収益施設併設事業等)、大阪狭山市(包括委託(管路))、神戸市(包括委託(処理場)、民間収益施設併設事業等)、姫路市(包括委託(管路))、広島県(DBO方式、民間収益施設併設事業等)、高松市(包括委託(処理場))
- 革新的技術(B-DASH)：札幌市、秋田県、富山市、豊田市、兵庫県、倉敷市、須崎市

5 資料等の公表

下水道キャラバンの各発表資料は、国土交通省HPIに掲載



URL: http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000550.html

2) 下水処理場等の包括的民間委託

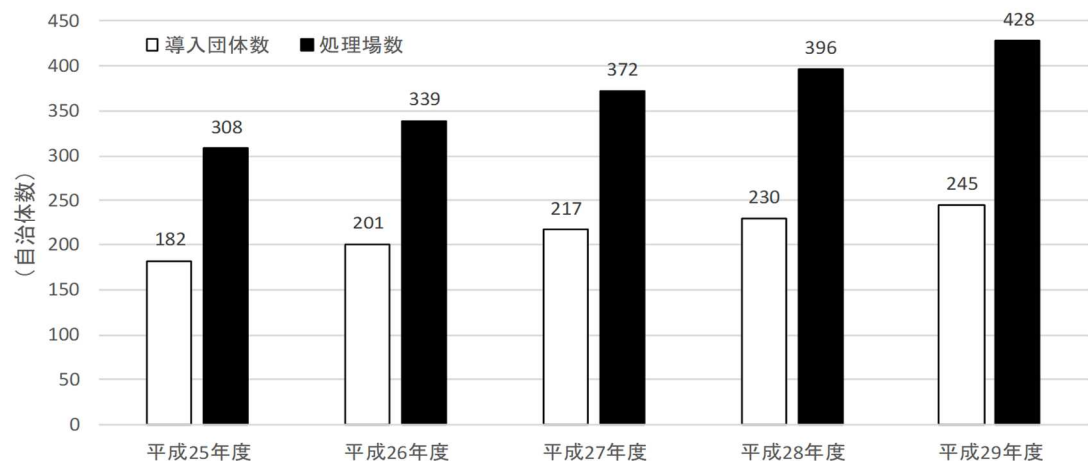
① 下水処理場等の包括的民間委託の概要

- 国土交通省は平成13年4月に「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」を公表し、維持管理の質を確保しつつ効率性を実現するための有効な方策の一つとして、性能発注方式による民間委託の円滑な導入のためのガイドラインを示している。
- 性能発注の考え方に基づく民間委託とは、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能(パフォーマンス)を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方。
- 包括的民間委託は「性能発注方式であること」に加え、「複数年契約であること」が本的な要素。
- 主要な業務である下水処理場の運転、保守点検に加え、清掃、建物管理等、ユーティリティの調達、補修などの業務を含めることが一般的。

② 下水処理場の包括的民間委託の導入状況

- 下水処理場の包括的民間委託の導入団体数及び処理場数は年々増加傾向。

【包括的民間委託導入団体数・処理場数】



出典：下水道統計(公社)日本下水道協会より作成

③ 国土交通省における下水処理場等の包括的民間委託導入に対する取組

(i) 包括的民間委託等実施運営マニュアル(案)

- 導入促進に向けて、平成15年12月に「包括的民間委託導入マニュアル(案)」、平成20年6月に「包括的民間委託等実施運営マニュアル(案)」を発行((公社)日本下水道協会)。
- 新たに導入する団体や2期目以降の契約更新の増加が想定されるため、それに係る考え方や留意点、事例など記載内容の拡充を検討し、令和2年度に「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」を発行する。

処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 目次		公益社団法人 日本下水道協会
【処理場等包括的民間委託導入ガイドライン】	1.1：包括的民間委託の定義、委託レベル(1、2、2.5、3)、情報管理及びマネジメントサイクルの確立の重要性等 1.2：包括的民間委託の導入目的と直営・仕様発注・包括的民間委託の特徴比較 1.3：包括的民間委託の導入・実施手順、導入に当たっての留意事項	
第1章 包括的民間委託の基本的考え方 1.1 包括的民間委託とは 1.2 包括的民間委託の導入目的 1.3 包括的民間委託の導入実施手順	第2章：包括的民間委託に係る用語の定義	
第2章 用語の定義	3.1：各受託者選定方式の概要、実施手順、総合評価方式について 3.2：入札参加促進・競争性確保に向けた取組みの事例	
第3章 受託者選定方式 3.1 受託者選定方式 3.2 入札参加促進・競争性確保に向けた取組み	4.1：受託者選定手続きに必要な書類、民間事業者が包括的民間委託への参画を検討するために必要な書類、民間事業者からの提案書、受託者決定後に作成する書類、契約締結後に作成する書類の内容及び書類の関係	
第4章 包括的民間委託の導入段階に必要な書類 4.1 包括的民間委託の導入段階に必要な書類	5.1：委託者と受託者の業務範囲・役割分担、リスク分担・損害保険の種類例 5.2：受託者の満たすべき要求水準、要求水準未達時の手続き、事業実施計画と要求水準の扱い、PIを用いて要求水準を設定する方法 5.3：流入基準と放流水質に基づく対応の考え方や流入基準と要求水準に対する評価の考え方、業務委託費の精算、業務委託に係る支払額の決定方法(ペナルティやインセンティブ、流入条件や物価変動による精算、緊急時の精算の状況・事例) 5.4：地方公共団体の技術力の確保・向上に向けた検討事項や取組事例	
第5章 包括的民間委託の骨子 5.1 受託者の業務範囲及び責任範囲 5.2 受託者の満たすべき要求事項 5.3 流入基準と放流水質に基づく対応の考え方 5.4 地方公共団体の技術力の確保・向上について	6.1：次期契約に向けた包括的民間委託の契約内容の見直し例(対象施設、業務範囲、契約期間、リスク分担、要求水準、精算方法、精算方法、インセンティブ、ペナルティ、受託者選定方式、履行監視・評価方法、事業運営体制)と参照先 6.2：下水道ストックマネジメントの概要と包括的民間委託との連携の概要	
第6章 次期契約等への活用 6.1 包括的民間委託内容の見直し 6.2 ストックマネジメントとの連携	第7章：アンケート結果や先進都市の事例等を踏まえた標準契約モデルや各事例、指定管理者制度、通知・通達類	
第7章 参考資料編 7.1 標準契約モデル ～ 7.1.1 通知・通達類		

(出典) 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン【概要版(案)】((公社)日本下水道協会)

(ii) 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン

- ▶ 性能発注である包括的民間委託において、「履行監視・評価」は効率的・効果的な維持管理という目的を達成するための最重要事項であることから、平成30年12月に「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン」を発行（(公社)日本下水道協会）。
- ▶ 本ガイドラインでは、先進都市の事例を踏まえて、履行監視・評価の基本的な考え方、手順及び方法を掲載。

処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン目次		公益社団法人 日本下水道協会
【本編】 第1編 総論 第1章 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価の必要性 第2章 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価の体系 第3章 維持管理を起点としたマネジメントサイクル 第4章 用語の定義 第2編 履行監視・評価の実施方法 第1章 事業実施計画書の概要と確認方法 第2章 業務実施計画書の概要と確認方法 第3章 運転・保全管理の履行監視方法 第4章 運転・保全管理の評価方法 第5章 業務完了時の評価方法 第3編 次期契約等への活用 第1章 包括的民間委託内容の見直し 第2章 スtockマネジメントとの連携 第3章 官民連携の拡大や効果的な連携手法の事例 【参考資料】 履行監視・評価チェックリストの使い方及び記入例	第1章：「H20実施運営マニュアル」に準拠した包括的民間委託の基本的な考え方、業務範囲（レベル1～3）やガイドラインの適用対象 第2章：履行監視・評価の定義、履行監視・評価の体系 第3章：維持管理を起点としたマネジメントサイクルの確立の重要性、施設情報システムの構築・活用 第4章：履行監視・評価に係る用語の定義	
	第1章：事業実施計画書の概要、業務実施体制の確認方法、運転管理基準の確認方法、保全管理基準の確認方法 第2章：業務実施計画書の概要、確認方法 第3章：運転管理業務、保全管理業務の履行監視方法 第4章：運転管理業務、保全管理業務、維持管理全般の評価方法（PI等） 第5章：業務完了時の評価方法	
	第1章：次期契約に向けた包括的民間委託の契約内容の見直し内容（対象施設、業務範囲、ペナルティ・インセンティブ、事業運営体制等） 第2章：下水道ストックマネジメントの概要と連携の概要 第3章：「H30広域化・共同化の事例集」（国土交通省）を参考に、包括的民間委託だけでなく、様々な官民連携手法の事例を紹介	
	チェックリストでは、先進都市の事例を踏まえ、自らで履行監視・評価を実施（第三者機関へ委託する場合も含む）できるように、基本的な方法、手順の例を提示	

（出典）処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン【概要版】（(公社)日本下水道協会）

3) 管路施設の包括的民間委託

① 管路施設の包括的民間委託の概要

- ▶ 管路施設の維持管理を計画的に行い、下水道施設の保全及び機能の確保、事故等の防止を目的とした予防保全型維持管理への早期転換が求められており、その手段として、民間リソースを活用した包括的民間委託の導入が有効。

- 業務範囲については、巡視・点検、調査、清掃等の限定的な業務をパッケージ化する事例から、計画的業務全般を含めた事例、改築を含めた事例まで、幅広く実施。
- 基本的に仕様発注で実施されているが、努力目標等として成果指標を設定している例も存在。
- 複数の業務をパッケージ化し、複数業務として発注することにより、職員の事務負担の軽減、コストの縮減、業務の効率化が期待されるほか、計画的業務をまとめて発注することで効率的な問題箇所の抽出と清掃・修繕等の迅速化・適正化が図れることに加え、住民対応等業務をパッケージ化することで迅速な対応が可能となり住民満足度が向上することも期待。

【対象となる業務範囲（例）】

管理保全業務	計画的業務	巡視・点検業務
		調査業務
		清掃
		修繕
		維持管理情報の管理
		維持管理計画の見直し
	問題解決業務	不明水対策
		悪臭対策
		住民対応等業務
	住民対応等業務	事故対応
住民対応		
他工事等立会		
災害対応業務	被災状況等把握等	
	二次災害防止等緊急措置・対応	
改築業務	設計業務	
	改築工事	

② 管路施設の包括的民間委託の導入状況

- 平成 31 年 4 月時点で、23 団体 32 契約導入されているが、処理場包括的民間委託と比較すると、管路包括的民間委託は事例が限られているのが現状。

【管路施設における包括的民間委託の導入状況 平成31年4月時点】

No.	自治体名	契約期間		下水道管路延長 (km)		その他の包括対象施設	導入年月	現在の 期数
		契約期間	年間	総延長	包括延長			
1	北海道旭川市	平成28年4月1日～令和2年3月31日	4	1,914	1,914	-	平成24年4月	2期目
2	北海道岩見沢市	平成29年4月1日～令和4年3月31日	5	534	534	下水処理施設 (MP)	平成27年4月	2期目
3	北海道十勝圏複合事務組合	平成30年4月1日～令和5年3月31日	5	21	21	下水処理施設	平成21年4月	3期目
4	茨城県守谷市	平成29年4月1日～令和2年3月31日	3	510	510	下水処理施設 (MP)、農集	平成29年4月	1期目
5	千葉県①印旛沼花見川終末	平成30年4月1日～令和3年3月31日	3	144	144	下水処理施設 (処理場、P場)	平成21年4月	4期目
6	千葉県②印旛沼花見川第二終末	平成31年4月1日～令和4年3月31日	3	23	23	下水処理施設 (処理場、P場)	平成22年4月	3期目
7	千葉県③手賀沼	平成30年4月1日～令和3年3月31日	3	93	93	下水処理施設 (処理場、P場)	平成21年4月	4期目
8	千葉県柏市	平成30年10月2日～令和4年9月30日	4	1,300	500	-	平成30年10月	1期目
9	東京都青梅市 (※1)	平成29年4月1日～令和2年3月31日	3	669	591	-	平成6年度	3期目
10	長野県諏訪湖流域	平成30年4月1日～令和3年3月31日	3	55	55	下水処理施設	平成30年4月	1期目
11	長野県安曇野市	平成29年4月1日～令和2年3月31日	3	798	764	下水処理施設 (MP、処理場) 農集	平成29年4月	1期目
12	静岡県伊東市	平成29年4月1日～令和2年3月31日	3	143	90	下水処理施設、ゴミプラ	平成20年4月	4期目
13	静岡県富士市	平成27年8月1日～令和2年7月31日	5	858	793	下水処理施設 (MP、処理場)	平成27年8月	1期目
14	愛知県豊田市	平成30年6月8日～令和3年3月31日	3	1,504	1,406	ゴミプラ、農集	平成30年6月	1期目
15	石川県かほく市	平成30年4月1日～令和5年3月31日	5	256	256	下水処理施設、農集、水道	平成22年4月	3期目
16	滋賀県大津市	平成31年4月1日～令和4年3月31日	3	1,465	1,465	下水処理施設	平成28年4月	2期目
17	大阪府大阪市 (※2)	平成29年4月1日～令和4年3月31日	5	4,950	4,950	下水処理施設	平成25年4月	5期目
18	大阪府堺市①北部	平成31年4月1日～令和5年3月31日	4	3,300	1,100	雨水調整池	平成26年4月	3期目
19	大阪府堺市②南部	平成31年4月1日～令和5年3月31日	4	3,300	1,100	雨水調整池	平成28年4月	2期目
20	大阪府河内長野市	平成28年3月15日～令和3年3月31日	5	550	60	下水処理施設 (MP)	平成26年3月	2期目
21	大阪府大阪狭山市	平成28年4月1日～令和3年3月31日	5	242	242	-	平成28年4月	1期目
22	奈良県奈良市	平成30年9月25日～令和3年3月31日	3	1,231	1,231	下水処理施設 (MP、処理場)、農集、水道	平成30年9月	1期目
23	鳥取県鳥取市①東部地域千代川右岸	平成30年4月1日～令和3年3月31日	3	480	480	下水処理施設、農集	平成24年4月	3期目
24	鳥取県鳥取市②東部地域千代川左岸	平成30年4月1日～令和3年3月31日	3	186	186	下水処理施設、農集	平成24年4月	3期目
25	鳥取県鳥取市③福部地域	平成30年4月1日～令和3年3月31日	3	39	39	下水処理施設 (MP、P場)、農集	平成24年4月	3期目
26	鳥取県鳥取市④西部地域	平成30年4月1日～令和3年3月31日	3	99	99	下水処理施設、農集	平成24年4月	3期目
27	鳥取県鳥取市⑤南部地域	平成30年4月1日～令和3年3月31日	3	52	52	下水処理施設 (MP、処理場)、農集	平成24年4月	3期目
28	高知県土佐町	平成29年4月1日～令和2年3月31日	3	25	25	下水処理施設 (MP、処理場)、農集、水道	平成19年6月	5期目
29	佐賀県鳥栖市	平成31年4月1日～令和3年3月31日	2	456	0	下水処理施設	平成19年4月	5期目
30	宮崎県都城市①中央終末処理場等	平成30年4月1日～令和3年3月31日	3	511	0	下水処理施設 (MP、処理場)	平成21年4月	4期目
31	宮崎県都城市②高城浄化センター等	平成30年4月1日～令和3年3月31日	3	511	12	下水処理施設 (MP、処理場)	平成30年4月	1期目
32	宮崎県都城市③都城浄化センター等	平成30年4月1日～令和3年3月31日	3	511	511	下水処理施設 (処理場)	平成21年4月	4期目

(※1) 平成6年度より導入し、平成22年度までは単年度で実施、平成23年度より複数年契約としている。
(※2) 平成25年度より導入し、平成28年度までは単年度で実施、平成29年度より複数年契約としている。

③ 国土交通省における管路施設の包括的民間委託導入に対する取組

(i) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン

- 導入促進に向けて、平成 26 年 3 月に「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」を発行。
- 地方公共団体、特に執行体制が脆弱な中小都市が、地域の実情に応じて包括的民間委託の導入が円滑に行えるよう、既往の導入事例を踏まえて、令和 2 年度にガイドラインの改正に向けた検討を行い、近日中に、改正ガイドラインを HP 掲載予定。

4) P F I (従来型)・D B O方式

① P F I (従来型)・D B O方式の概要

- P F I (従来型)：民間が資金調達し、設計、建設、運営を民間が一体的に実施する方式（コンセッション方式を除く）。

・SPC の収入の源泉等の違いに基づいた分類

- ✓ サービス購入型：公共部門は SPC が受益者に提供する公共サービスに応じた対価（サービス購入料）を支払う。
- ✓ 混合型：SPC のコストは公共部門から支払われるサービス購入料と利用料金収入等により回収。
- ✓ 独立採算型：SPC のコストは利用料金収入等により回収。公共部門からのサービス購入料の支払いはなし。

※SPC のコスト：SPC が自ら調達した資金により施設の設計・建設・維持管理・運営を行うのにかかるもの

・事業期間中の施設の所有権や事業内容等による分類

- ✓ BTO 方式：SPC が対象施設を設計・建設し、完工直後に公共部門に施設所有権を移転後、施設の維持管理及び運営。
- ✓ BOT 方式：SPC が対象施設を設計・建設し、完工直後も対象施設を所有したまま維持管理及び運営を行い、事業終了後に公共部門に施設所有権を移転。

※このほか BOO 方式、RO 方式、RTO 方式等

- DBO方式：公共が資金を調達し、設計、建設、運営を民間が一体的に実施する方式。設計・建設の対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的。

② 下水道におけるPFI（従来型）・DBO方式の導入状況

- 下水汚泥の有効利用事業を中心に PFI（従来型）は 11 件、DBO 方式は 25 件実施中。なお、DBO 方式については、下水処理場やポンプ場においても実施。

(H31.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

<PFI(従来型)> 11契約

地方公共団体	事業名
東京都(H14.10)	森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業
大阪市(H18.4)	津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業
横浜市(H20.8)	北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業
黒部市(H21.4)	下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業
大阪市(H23.4)	平野下水処理場汚泥固形燃料化事業
横浜市(H24.7)	横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
豊橋市(H26.12)	豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業
愛知県(H26.12)	豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業
佐野市(H27.3)	佐野市水処理センター再生可能エネルギー発電事業
横浜市(H28.8)	横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
富田林市(H31.3)	富田林市下水道管渠長寿命化PFI事業

<DBO方式※> 25契約 ※設計・施工・管理一括発注(DB+O含む)

地方公共団体	事業名
東京都(H16.11)	森ヶ崎水再生センター 小水力発電設備整備委託事業
東京都(H17.11)	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業
兵庫県(H19.2)	兵庫西流域下水汚泥処理場 1・2系溶融炉改築工事
佐賀市(H19.5)	佐賀市下水浄化センター 汚泥堆肥化事業
東京都(H20.7)	清瀬水再生センター 汚泥ガス化炉事業
藤原川内市(H21.1)	汚泥再生処理センター 施設整備運営事業
広島市(H21.3)	広島市西部水資源再生センター 下水汚泥燃料化事業
愛知県(H21.12)	衣浦東部浄化センター 下水汚泥燃料化事業
東京都(H23.2)	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業(その2)
埼玉県(H23.12)	新河岸川水循環センター 下水汚泥固形燃料化事業
西海市(H24.11)	西海市エネルギー回収推進施設 整備・運営事業
滋賀県(H25.1)	湖西浄化センター 下水汚泥燃料化事業
北九州市(H25.4)	日明浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
熊本市(H25.4)	下水汚泥固形燃料化事業
京都府(H25.10)	洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
広島県(H26.10)	芦田川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
静岡市(H26.12)	中島浄化センター 汚泥燃料化事業
秋田県(H27.7)	県北地区広域汚泥資源化事業(米代川流域下水道・大館処理センター)
福岡県(H28.1)	御笠川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
名古屋市(H29.2)	空見スラッジリサイクルセンター 下水汚泥固形燃料化事業
大阪市(H29.9)	大阪市海老江下水処理場 改築更新事業
宇部市(H29.10)	玉川ポンプ場事業
福岡市(H29.12)	福岡市西部水処理センター 下水汚泥固形燃料化事業
大船渡市(H30.4)	大船渡浄化センター 施設改良付包括運営事業
京都市(H30.5)	鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業

表内の年月は事業開始時期

5) コンセッション方式

① コンセッション方式の概要

- 公共施設等運営事業。利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者を設定する方式。
- 運営権者は、原則として利用者から収受する下水道利用料金により事業を運営。
- コンセッション方式の活用により、企画調整、維持管理、更新工事等に係る運営権者のノウハウを有効活用するとともに、資金調達や事業実施に係るリスクを軽減可能。これによる事業効率化、料金負担抑制、事業の持続性向上を期待。

② 下水道におけるコンセッション方式の導入状況

下水道コンセッション事業の事例① (浜松市)



<事業概要>

人口: 80.4万人 (平成31年3月時点)

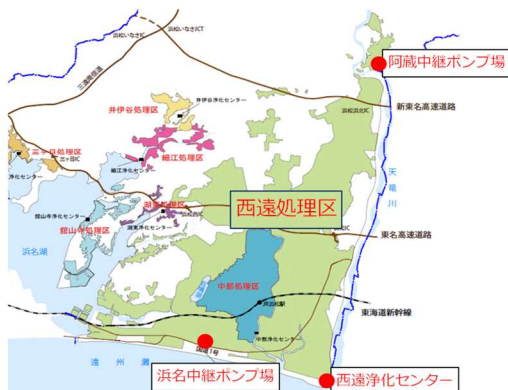
対象事業: 処理場(1箇所)・ポンプ場(2箇所)(西遠処理区=浜松市内最大処理区)の維持管理・機械電気設備改築更新
事業期間: 20年間

<運営権者>

浜松ウォーターシンフォニー株式会社
(ヴェオリア・ジャパン、ヴェオリア・ジェネッツ、JFEエンジニアリング、オリックス・須山建設・東急建設が設立した特別目的会社)

- ・効率的な維持管理や改築
- ・VFM 14.4%(優先交渉権者提案時)
- ・運営権対価: 25億円

<事業対象施設の位置図>

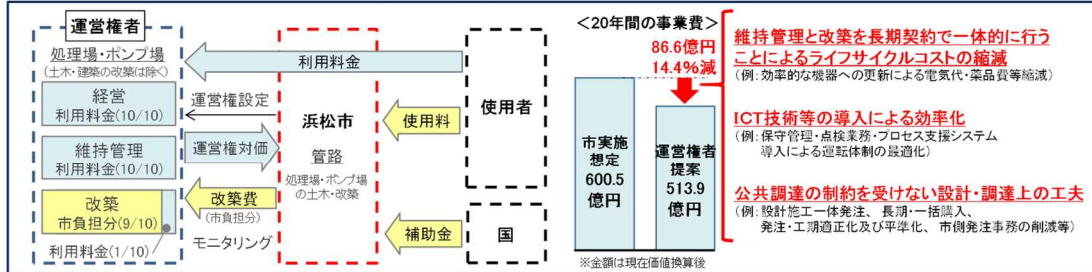


<スケジュール>

平成25年度	導入可能性調査
平成26年度	デューデリジェンス実施
平成28年2月	実施方針に関する条例制定 実施方針策定
平成28年4月	静岡県より対象施設移管 包括的民間委託開始
平成28年5月	事業者公募
平成29年3月	優先交渉権者選定結果の公表
平成29年10月	運営権設定・実施契約締結
平成30年4月	コンセッション事業開始

下水道コンセッション事業の事例①（浜松市）

<コンセッションのスキームと事業費削減の提案>



<事業開始後の運営権者の取組と効果>

1. 運営権者による修繕等の内製化	保全管理費を約 40%削減 (平成30年度) (浜松市想定コスト6.46億円⇒3.89億円)
2. 運転管理の最適化による節電・投入薬品等の節約による環境負荷の低減	・エネルギー消費原単位: 2.4%減(平成29年度→平成30年度) ・消臭剤: 5.6%減(平成29年度→平成30年度)
3. 地域貢献活動 ✓ 長期契約による正規雇用増加 ✓ 下水道ふれあいイベントの開催等	委託業者/運営権者の従業員における正規雇用の割合: 平成29年度末 74%(46名中34名) → 平成30年9月 90%(49名中45名)

<今後の取組>

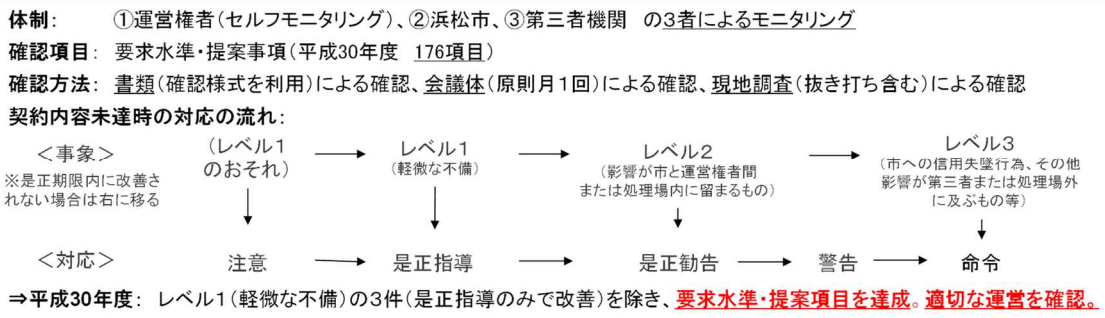
- 維持管理支援システム・多機能タブレット等、ICT技術等の導入による効率化
- 維持管理と改築を一体的に実施することによるライフサイクルコストの縮減
- 地元業者と連携した養鰻パイロット事業
- 地域活性化に貢献する起業支援事業の実施

<視察への対応>

行政・企業等から**約700名**が視察
 (平成30年4月1日
 ~令和元年12月23日)

下水道コンセッション事業の事例①（浜松市）

<モニタリング概要>



<自然災害等不可抗力への対応>

事前の対応	平成30年台風第24号における運営権者の対応
実施契約書 第54条 (2) 地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力による増加費用等の負担 ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に定める災害復旧事業(中略)は、市の負担とする。(以下略) イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。	○ 緊急時対応マニュアルに基づき、台風接近に備えた 体制の構築 ○ 対象施設の破損状況について、 市への詳細な報告及び運営権者負担による速やかな復旧 。 ○ 中継ポンプ場にて停電が発生したものの、運営権者が重油を調達し、非常用発電機にて 運転を継続 。 ⇒ 被災を踏まえて、 緊急時対応マニュアルを速やかに改定 。(人員配置の改善、薬剤の貯蔵量等)
BCPの策定 運営権者は市と協議したうえで、優先的に地震・津波編のBCPを作成	

下水道コンセッション事業の事例②(須崎市)

<事業概要>

人口: 2.2万人(令和元年11月末時点)
 対象事業: 下水道の終末処理場(1か所)、管渠(汚水)(10km)の経営、企画、運転維持管理[公共施設等運営事業]、漁業集落排水処理施設の維持管理、グリーンセンター等の運転維持管理[包括的民間委託]、下水道の雨水ポンプ場の保守点検、管渠(雨水)の維持管理[委託(仕様発注)]をパッケージ化
 事業期間: 19.5年間
 運営権者: 株式会社クリンパートナーズ須崎(NJS、四国ポンプセンター、日立造船中国工事、PFI推進機構、四国銀行が設立した特別目的会社)

<事業対象施設の位置図>



<事業スキーム(公共施設等運営事業+包括的民間委託等)>

対象事業		事業方式
下水道	下水道管渠(汚水)	経営、企画、維持管理 公共施設等運営事業
	終末処理場	経営、企画、運転維持管理 【～令和6年9月(予定)】 包括的民間委託 【令和6年10月～(予定)】 公共施設等運営事業
	雨水ポンプ場	保守点検 委託(仕様発注)
	下水道管渠(雨水)	維持管理 委託(仕様発注)
漁業	浄化槽	維持管理 包括的民間委託
	中継ポンプ施設	維持管理 包括的民間委託
グリーンセンター等	運転維持管理 包括的民間委託	

<スケジュール>

平成28年度	PFI法第6条に基づく民間提案を受付導入可能性調査
平成29年度	デューデリジェンス実施
平成29年12月	実施方針に関する条例制定
平成30年2月	実施方針策定
平成30年8月	事業者公募
平成31年1月	優先交渉権者を選定
令和元年12月	運営権設定・実施契約締結
令和2年4月	事業開始

下水道コンセッション事業の事例③(宮城県)

<事業概要>

事業名: 宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)
 対象事業: 水道用水供給事業(2事業)、工業用水道事業(3事業)、流域下水道事業(4事業)の運転維持管理・改築等(管路等の維持管理・改築、土木構造物の改築を除く)
 事業期間: 20年間
 流域下水道の利用者(関係市町村): 21市町村(仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、美里町)

<事業対象施設の位置図>



みやぎ型管理運営方式 対象9事業
 (事業区域が重なる、水道用水供給2事業、工業用水道3事業及び流域下水道4事業)
 ●水道用水供給事業(2事業)
 大崎広域水道事業
 仙南・仙塩広域水道事業
 ●工業用水道事業(3事業)
 仙台北部工業用水道事業
 仙塩工業用水道事業
 仙台南工業用水道事業
 ●流域下水道事業(4事業)
 仙塩流域下水道事業
 阿武隈川下流域下水道事業
 鳴瀬川流域下水道事業
 吉田川流域下水道事業

※みやぎ型対象外の流域下水道事業(3事業)
 北上川下流域下水道事業
 迫川流域下水道事業
 北上川下流東部流域下水道事業

※流域下水道事業の対象事業については、水道用水供給事業・工業用水道事業と区域が重複する4事業が一体運営の効果も高いと判断

<スケジュール>

平成29年度	導入可能性調査 デューデリジェンス実施(水道、工業用水道、下水道)
平成30年度	デューデリジェンス実施(下水道)
令和元年12月	実施方針に関する条例制定 実施方針策定
令和2年3月	事業者公募
令和3年3月	優先交渉権者の選定(予定)
令和3年度中	運営権設定・実施契約締結(予定)
令和4年4月	事業開始(予定)

- 20年間、水道、工業用水道、下水道一体のスケールメリットに加え、運転維持管理と改築とのパッケージ化により、9事業合計で約247億円(7.4%)、下水道事業では約55億円(4.0%)のコスト削減効果を見込む。
- モニタリングは、運営権者、県、有識者委員会による三段階で行い、運営権者による適切かつ確実な事業運営を確保。

③ 国土交通省におけるコンセッション方式導入に対する取組

(i) 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン (H31. 3)

- 下水道分野におけるコンセッションの導入促進に向け、実務的なノウハウを盛り込んだ新たなガイドラインを策定するため、平成 30 年 7 月に有識者委員会を設置し検討を実施。平成 31 年 3 月に改正。
- 本ガイドラインについては、下水道部ホームページで公開しており、コンセッションの実施を検討する地方公共団体においては参考とされたい。

6) 民間収益施設併設事業による下水道用地の活用

- 人口減少等により、余剰地が増える見込みであり、施設用地の有効利用による収益確保が重要。
- 民間収益施設併設事業による下水道用地の活用事例は全国で 67 契約。(H31. 4 月時点)
- そのうち約 9 割が再生可能エネルギー事業（バイオガス発電、太陽光発電）であり、各地方公共団体は収益施設を運営する事業者から賃料収入等を確保。
- 下水道用地等に係る財産処分は、原則として国の承認（国庫納付）が必要であるが、柔軟な対応も可能。

下水道用地の活用	下水道用地(上部空間)の活用	下水道用地(上部空間)の活用 + バイオガスの活用
 <p data-bbox="304 1668 513 1688">山形県 山形浄化センター</p>	 <p data-bbox="676 1668 914 1688">大阪府 竜華水みらいセンター</p>	 <p data-bbox="1099 1668 1262 1688">神戸市 垂水処理場</p>
<p data-bbox="234 1704 387 1744">太陽光発電 (H25.10運転開始)</p> <ul data-bbox="234 1765 579 1899" style="list-style-type: none"> ○山形県は下水道処理場にある用地を民間事業者に貸付。 ○設備容量は約2000kW。 ○県は用地の賃料として、民間事業者から年間約460万円を受領。 ○財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。 	<p data-bbox="620 1704 965 1744">スポーツ施設・スーパーマーケット等を併設 (H23.8開業)</p> <ul data-bbox="620 1765 965 1881" style="list-style-type: none"> ○大阪府は下水道処理場の上部空間を民間事業者に貸付(事業用定期借地権)。 ○賃料:年間約4,700万円 ※総額:約9億8,400万円(21年間) ○財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。 	<p data-bbox="1007 1704 1310 1744">太陽光発電とバイオガスのダブル発電 (H26.3運転開始)</p> <ul data-bbox="1007 1765 1351 1937" style="list-style-type: none"> ○神戸市と民間事業者との共同事業。神戸市は、民間事業者に下水道処理場の上部空間、消化ガスを提供。民間事業者は太陽光・バイオガスによる発電事業を行い、売電収入の一部を市に支払い。 ○年間売電収入は約1億7,000万円、そのうち約2割が市の収入。 ○財産処分区分は、目的外使用(収益あり)。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要

財産処分に対する柔軟な対応

○下水道用地等に係る財産処分は、原則として国の承認(国庫納付)が必要であるが、柔軟な対応も可能。

下水道用地の貸付け等(財産処分)

① 有償貸付け等の場合

- 収益が補助対象施設の**整備費及び維持管理費相当の範囲内**については、**国庫納付は不要**
- 「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物権等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領について(H30.3.30 国官会第27号)」参照

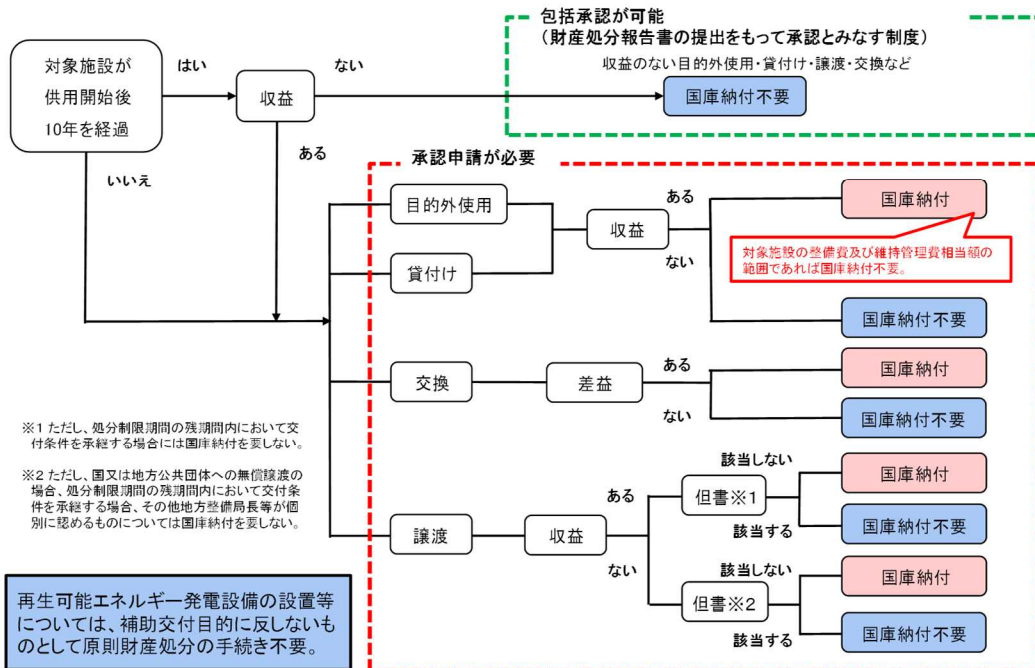
② 再生可能エネルギー発電設備の設置等の場合

- 補助金等の交付目的に反しないものとして、原則財産処分手続は不要**
(自ら発電設備を設置、又は有償で施設の一部の貸付け(屋根貸し等)を行う場合)
- 「補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等について」(平成26.2.19 国土省)参照

③ 下水道計画の見直し等による所管替えの場合

- 地方公共団体への無償譲渡の場合として、国庫納付は不要** ※ただし次のすべてに該当する場合
 - ・人口減少等を踏まえた下水道計画の見直しにより生じた対象用地を譲渡するものであること
 - ・対象用地が、取得した時点における事業計画及びその根拠となる全体計画において定められた区域内に位置することが確認できること
 - ・所管換え後の用途が公共の目的に資するものであること
- 「社会資本整備総合交付金事業および水管理・国土保全局補助事業等における財産処分承認基準等要領の運用について」(H28.8.22水管理・国土保全局下水道部下水道事業課課長補佐、下水道事業課事業マネジメント室課長補佐事務連絡)参照

主な財産処分区分に係る国庫納付の有無(イメージ図)



(3) 下水道の適切な維持管理について

1) 維持管理事故への対応

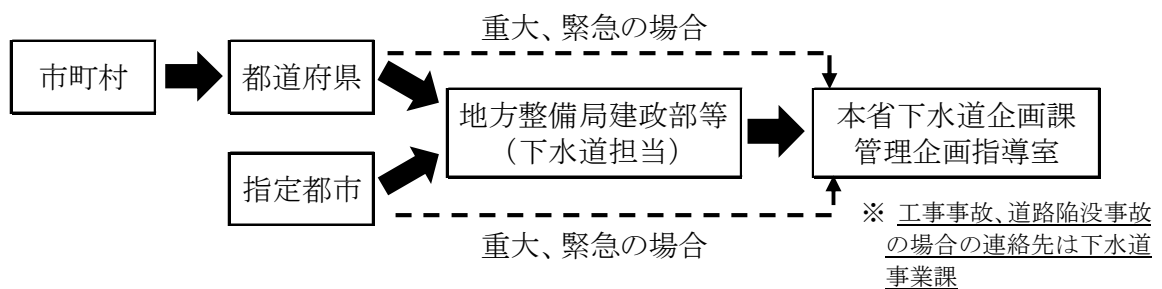
① 事故発生時の情報連絡

(i) 事故報告

下水道維持管理上の事故発生時においては、都道府県・指定都市から地方整備局建政部等（下水道担当）に速やかに情報連絡されるようお願いする。

なお、重大な事故や緊急を要する場合は、都道府県・指定都市から本省下水道企画課管理企画指導室にも併せて連絡されるようお願いする。

【情報連絡ルート】



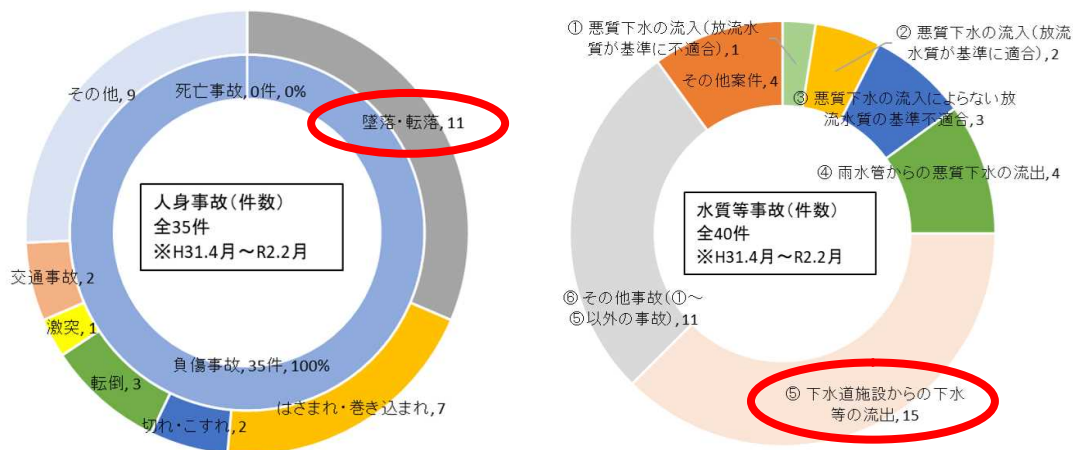
② 事故の再発防止

(i) 維持管理事故の発生状況

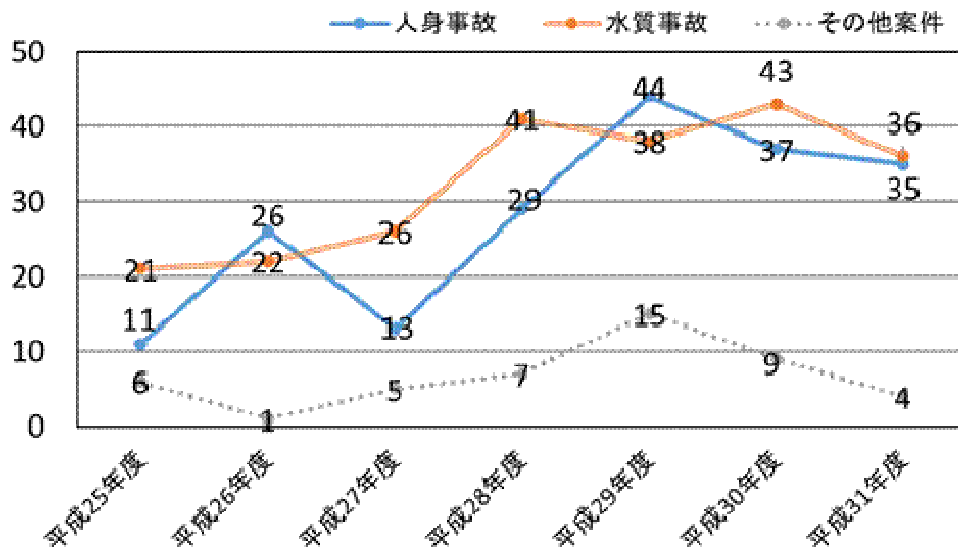
令和2年2月末時点において、人身事故が35件（うち死亡0件、負傷35件）、水質事故等が40件発生し、平成30年度の同時期に比べて人身事故は増減無し、水質事故等は11件減となっている。人身事故は、「転落・墜落」、水質事故は、「下水道施設からの下水等の流出」が最も多くなっている。

基本的な安全対策についての不注意に起因する事故などが多く、基本事項の徹底等、事故防止について高い意識を持って維持管理作業に当たることが重要である。

➤ 発生事故分類別事故件数



➤ 維持管理事故件数の推移



(ii) 令和元年度の維持管理事故の主な事例

➤ 清掃作業中の作業員と一般車両との接触事故

【概要】下水道管路の清掃作業中に、人孔から路上に出た作業員の頭部と通行車両との接触により負傷した死亡事故になりかねない危険な事故が発生。通行止めにしていただ道を地元の方が自動車を通るためガードマンが一時的に開放。人孔内で写真撮影を終えた作業員が地上に頭を出した際、地元の方が運転する自動車のバンパーに接触した。ヘルメットが外れ左側頭部が人孔蓋に当たり12針の怪我を負った。

【原因】作業実施箇所に交通誘導員が配置されておらず、業務従事者間の情報共有体制が不足していたことが原因。

➤ 処理場内作業中の汚泥ポンプの指はさまれ事故

【概要】処理場での作業中、汚泥ポンプが始動しなかったことから滑車部分を足で回転させようとした際に足が滑り、回転している滑車とベルトの間に手をつき負傷した事故が発生。汚泥循環ポンプが始動しなかったことからプーリー(滑車)部分を人力(足)で回転させようとした際に足が滑り、体勢を崩した。その際に手をついた所が回転しているプーリーとベルトの間であったため、親指が挟まった状態で回転し、指を切断した。

【原因】防護カバーを外して、不適切な方法でポンプを作動させようとしたため起きた事故であり、作業員の安全管理意識が不足していたことが原因。

➤ 食肉加工業者からの油排水による管渠の閉塞

【概要】食肉加工業者からの油排水によって管渠閉塞が起こり、人孔外部の道路等に汚水が溢れた事故が発生。

【原因】溢水現場近隣にある食肉加工業者に設置されているグリストラップ(油除去設備)は稼働していたが、その処理能力量を超える油量が管渠に流されていたことが原因。

(iii) 事故情報データベースの公開等

下水道維持管理上の事故情報をデータベース化し、国土交通省下水道部ホームページで公開している。併せて、死亡事故などの重大事故に関して、過去に発出した通知及び手引き・要領等についても公開しているため、事故等を未然に防止する観点から、本情報の活用をお願いする。

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html)

2) 新型コロナウイルス感染症に係る対応

- 令和2年4月16日に「新型インフルエンザ等特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の対象地域が、4月7日に発令された7都府県から、全都道府県に拡大された。特に、6道府県は、7都府県と同程度に蔓延が進んでいるとされ、北海道、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の13都道府県が、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組みを進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に位置付けられている。

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラであり、感染拡大期にあっても、真に必要な業務に絞り込んだ上で、終末処理場の運転管理等の業務を継続させることが求められる。

感染拡大期における業務継続に当たっては、「新型インフルエンザ等に関する業務継続計画」(以下、「新型インフルエンザ等BCP」という。)に基づく取組みが有用であり、これまで各下水道管理者に対し、重ねて策定等を要請してきたところである。

しかし、令和2年4月7日付けで7都府県及び関係政令市に対し、「新型インフルエンザ等BCP」等に基づき、各団体で現在講じている措置及び今後講じようとしている措置等について報告を求め、その内容を確認したところ、団体内での業務の絞り込みや業務継続に向けた人員計画等の作成が完了していない団体が散見された。

現在、「特定警戒都道府県」に位置付けられた13都道府県(管内市町村を含む)及び関係政令市に対し、各団体における「新型インフルエンザ等BCP」等に基づき、終末処理場の運転業務等を継続させるために現在講じている措置等について改めて報告を求めているところであり、結果を取りまとめ次第、情報提供させていただく。

各下水道管理者におかれては、例え、今この時に、貴団体の下水道従事者の罹患が判明した場合であっても、直ちに適切な措置が講じられるよう、改めて、業務継続に向けた取組みを徹底していただくようお願いする。

- 下水道事業従事者等における新型コロナウイルスの罹患が判明した場合には、貴団体内の危機管理担当部局等への報告等、適時適切な初動対応を終えた後、所定の様式により、速やかに維持管理事故と同様の報告体制により報告いただくよう令和2年2月3日付の事務連絡等によりお願いしている。

万が一、下水道従事者に新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生したとしても、業務継続が可能となるよう、感染防止と代替要員の確保を含む体制の構築についてお願いします。

- 下水道管理者等に対して、下水道部から情報提供、調査依頼等を随時行っているところであるが、一部の自治体において、管内市町村への周知がなされていない事例が確認された。今後も事態の収束までは、情報提供、調査依頼等を必要に応じて実施することが考えられるため、情報連絡体制を再確認すると共に、遺漏なく対応いただくよう協力をお願いします。
- 厚生労働省HPにおいて、「糞便からウイルスが検出されることがあります」との見解が示されている。現在、厚生労働省に詳細確認中であり、今後も新しい情報が入り次第、情報提供させていただく。なお、照会事項のうちの一部の厚生労働省見解（放流水質に関する事項）については、巻末の令和2年3月9日付の事務連絡のとおりである。
- 下水道部内に、新型コロナウイルス感染症に関連した相談窓口を開設した。下水道事業の現場で困りごとがあればご相談いただきたい。

【新型コロナウイルス感染症下水道事業相談窓口】

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 管理企画指導室
課長補佐、指導係長

hqt-kanrikikaku@gxb.mlit.go.jp

03-5253-8428（直通）

3) 除害施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の延長

本税制は、事業場等が公共下水道に排除する下水から有害物質等を除去する除害施設について、固定資産税の特例措置により整備促進を図り、公共用水域の水質保全、下水道機能の確保、下水汚泥の再生利用の推進を図ることを目的としている。

令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が公布され、本税制の適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されることとなった。（適用対象から、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、脱有機酸装置、脱フェノール装置及び脱アンモニア装置が除かれた）

各下水道管理者におかれては、適切な下水道の維持管理等を行うため、本税制を活用されるようお願いする。特に、度々発生している飲食店等から排出される油脂類による管渠閉塞事象の対策として、本税制による除害施設の設置指導は有効であると考えられるため、積極的に活用してもらいたい。

4) 住宅宿泊事業（民泊）に係る下水道法上の運用

- 住宅宿泊事業法の施行に伴い、住宅宿泊事業を営業する者の施設が水質汚濁防止法の特定施設に新たに該当することとなったため、「住宅宿泊事業に係る下水道法の運用上の留意事項について」（平成30年3月6日付け下水道企画課長通知）を発出し、新たに特定施設となった施設の設置者は使用開始の時期等を公共下水道管理者に届け出なければならないこと等について周知。

- その後、同年7月24日に規制改革推進会議から、民泊サービスに関する意見が出され、住宅宿泊事業を開始するにあたり「関連する手続きが多く、煩雑になっている」ものの一つとして、下水道法に基づく使用開始の時期の届出が挙げられ、同年11月19日の「規制改革推進に関する第4次答申」では「水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出、下水道法に基づく使用開始時期の届出等について、一定の規模・態様のサービスについては要しないこととする方向で検討する。」とされたところ。
- 下水道法の特定施設は、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設等としているところ、令和2年2月に開催された中央環境審議会水環境部会において、水質汚濁防止法の特定施設から民泊を除外する方針が了承された。今後、水質汚濁防止法施行令が改正された際は、下水道管理者に情報提供を行う予定。

(参考：2/27 中環審水環境部会資料（抜粋）)

https://www.env.go.jp/council/09water/y090-48b/mat01_1-1-1.pdf

3. 水質汚濁防止法施行令（特定施設）の見直し方針（案）

2. のとおり、現状、住宅宿泊事業における排水量は平均約1.4 m³/日と比較的少量であり、排水量と住宅の規模の間に相関関係は見られなかった。また、住宅宿泊事業においては営業日数に制限が設けられていること、人の居住の用に供されていると認められる家屋に限定されることから、その事業活動に伴う水質への汚濁負荷は限定的であると考えられる。

これらのことから、旅館業のうち住宅宿泊事業については、下宿営業と同様に特定施設から除外することとする。

下水道事業課

下水道事業課の取り組み

総 括

(1) 令和2年度予算について

- 1) 令和2年度予算の概要
- 2) 令和2年度新規事項

(2) 財政制度等審議会及び行政事業レビューにおける指摘事項等について

(3) 予算制度に関する変更点、留意点等について

- 1) 社会資本整備総合交付金等における重点配分の変更
- 2) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について
- 3) 下水道事業の評価について
- 4) 地方創生汚水処理施設推進交付金について
- 5) 防災・減災対策等強化事業推進費について

(4) 防災・減災、国土強靱化の取り組みの推進について

- 1) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策
- 2) 国土強靱化地域計画の策定促進

(1) 令和2年度予算について

1) 令和2年度予算の概要

令和2年度下水道関係予算の基本的な方針について

下水道事業においては、

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針)、「成長戦略フォローアップ」、「国土強靱化基本計画」
- ・「被災地の復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引き上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」(国土交通省の基本方針)
- ・「新下水道ビジョン」、「新下水道ビジョン加速戦略」

を踏まえ、以下の施策を推進。

安全・安心の確保 — 国土強靱化の推進 —

浸水対策

- ・ 令和元年東日本台風(台風第19号)、平成30年7月豪雨など浸水被害が頻発する中、再度災害防止に加え事前防災の観点も含めたハード・ソフト一体的な浸水対策を推進。
- ・ 特に、大規模な雨水処理施設整備を集中的に支援する個別補助制度を創設するとともに、近年の内水氾濫リスクの増大に対応して、適切な避難行動の促進による減災対策を推進。

・【公共】 大規模雨水処理施設整備事業の創設

・【行政経費】 自助共助の促進による減災対応方策マニュアルの作成経費の創設

地震・津波対策

- ・ 東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震等^{いぶり}で下水道施設の被害が発生する中、避難所対策や重要道路の機能確保等の観点からハード・ソフト一体的な地震対策を推進。
- ・ 特に、災害時にも下水道機能を確保するため、移設可能な水処理技術の実証を行う。

・【B-DASH】 過疎地域の人口減少時や災害時に移設可能な水処理技術

快適な生活環境・水環境の向上 — 潤いのある地域づくり —

未普及対策

- ・ 汚水処理施設の10年概成(令和8年度目標)に向け、市町村毎のアクションプラン(平成29年度で全て策定済)に基づき効率的かつ計画的な下水道整備を重点的に支援。

公共用水域の水質保全

- ・ 閉鎖性水域における高度処理等、公共用水域の水質保全を推進するとともに、合流式下水道については令和5年度における対策の完了に向け、計画的な取組を推進。

下水道事業の持続・成長 一次世代を支える下水道の推進

下水道リノベーション

- 処理場の統廃合や汚泥処理の集約化等に合わせた地域のエネルギー供給拠点・防災拠点としての整備、ICTによる生産性の向上など、持続可能な事業運営に向けて下水道事業を魅力あふれる事業に刷新する下水道リノベーションを推進。
- 特に、下水道リノベーションを総合的に支援する制度を新たに創設するとともに、下水道による紙オムツ受入に向けた社会実験を実施。

・【公共】 下水道リノベーション推進総合事業の創設
・【行政経費】 紙オムツ受入による下水道施設への影響調査経費の創設

ストックマネジメント

- 老朽化施設の増大に伴う事故発生や機能停止を未然に防止するため、施設の重要度等を踏まえた効率的な施設の点検・調査や、劣化度等を踏まえた計画的な修繕・改築等を行うストックマネジメントの取組を推進。
- 特に、クラウドやAI技術を活用した効率的な維持管理技術の実証を行う。

・【B-DASH】 クラウドやAI技術を活用した効率的なマンホールポンプ管理技術

広域化・共同化、PPP/PFI

- 人口減少による使用料収入の減少や施設の老朽化、管理体制の脆弱化等の課題に対応するため、広域化・共同化及びPPP/PFIを推進。
- 特に、し尿処理場から下水道への接続管渠等の整備を新たに支援するとともに、中小規模処理場同士の広域化に資する技術の実証等を行う。

・【公共】 下水道広域化推進総合事業の拡充
・【B-DASH】 中小規模処理場同士の広域化に資する低コスト汚泥減量化技術
・【行政経費】 下水道におけるPPP/PFIの導入に向けた検討経費の拡充

水インフラ輸出の促進

- 下水道分野の国際展開を図るため、政府間会議の開催、海外における実証試験等に加え、環境省との連携や日本下水道事業団の活用を図り、地域ごとに最適な汚水処理技術を組み合わせたパッケージ案件の導入を推進。
- 特に、本邦技術の対象国における基準・指針等の整備支援や、パッケージ案件を検討する対象国の拡大等を行う。

・【行政経費】 下水道分野の水ビジネス国際展開経費の拡充
・【行政経費】 官民連携による海外インフラ展開の推進の拡充

下水道に関する令和2年度予算の規模・内訳

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上。

また、防災・安全交付金により、「防災・安全」に対して重点的な支援を実施。下水道事業においては、主に①地震対策、②浸水対策、③老朽化対策、④合流改善対策を支援。

(単位:百万円)

区分	令和2年度予算額			令和元年度予算額		対前年度倍率 (国費)
	事業費	国費	うち臨時・特別措置	事業費	国費	
社会資本総合整備	3,647,906	1,801,456	288,988	3,851,686	1,876,961	0.96
うち社会資本整備総合交付金	1,546,255	762,652	34,906	1,707,786	836,374	0.91
うち防災・安全交付金	2,101,651	1,038,804	254,082	2,143,900	1,040,587	1.00

※前年度予算額は、通常分であり、臨時・特別の措置を含まない。

※下水道事業に係る費用は、この内数。

下水道防災事業費補助、下水道事業費補助、下水道事業調査費等

計画的・集中的な浸水対策や国が自ら行う実証事業等を実施する予算を計上。

- ・下水道防災事業費補助: 大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、河川事業と一体的に実施する事業への支援等
- ・下水道事業費補助: 民間活力を活用し、下水道資源の利用等を推進するため民間事業者への直接支援等を行う事業や日本下水道事業団による代行事業
- ・下水道事業調査費: 国が自ら行う技術実証事業等

(単位:百万円)

区分	令和2年度予算額		令和元年度予算額		対前年度倍率 (国費)
	事業費	国費	事業費	国費	
下水道防災事業費補助	48,894	24,447	20,815	10,408	2.35
下水道事業費補助	2,674	1,465	2,088	1,219	1.20
下水道事業調査費等	3,746	3,746	3,985	3,985	0.94
合計	55,315	29,659	26,888	15,611	1.90

※1 上記には、消費税率の引上げに伴う影響額を含む。

※2 四捨五入のため合計は一致しない場合がある。

地方創生汚水処理施設整備推進交付金

○平成28年4月の地域再生法改正により、内閣府に「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)及びその一部として「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」が創設、汚水処理施設の整備を推進。

制度フレーム

まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金)

地方創生整備推進交付金

- ・地方創生道整備推進交付金
- ・地方創生汚水処理施設整備推進交付金
- ・地方創生港整備推進交付金

・ソフト施策

交付対象(下水道)

- ・地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画に記載された、公共下水道、集落排水施設、浄化槽のうち2以上の施設の総合的な整備を支援。

➤ 令和2年度予算額

内閣府計上 まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金) 1,000億円(令和元年度当初1,000億円)
(地方創生汚水処理施設整備推進交付金はこの内数)

エネルギー対策特別会計における下水道関係事業

○下水道事業関連で、環境省によるエネルギー対策特別会計における補助・委託等事業を活用することが可能。

下水道事業関連で活用可能なエネルギー対策特別会計における補助・委託等事業

下水熱利用

事業内容	管轄部署	補助対象
○「 <u>廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業</u> 」	環境省	地方公共団体、民間企業等

省エネ・太陽光

○「 <u>業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO₂促進事業</u> 」のうち、「 <u>上下水道施設の省CO₂改修支援事業</u> 」	環境省	地方公共団体等
--	-----	---------

地域バイオマス利活用

○「 <u>地域の多様な課題に応える低炭素な地域づくりモデル形成事業</u> 」のうち、「 <u>地域の循環資源を活用した地域の脱炭素化を推進する事業の実現可能性調査支援</u> 」	環境省	地方公共団体
---	-----	--------

2) 令和2年度新規事項

① 大規模雨水処理施設整備事業の創設【下水道防災事業費補助】

1. 背景・目的

一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設については、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的な支援が必要。

2. 概要

雨水処理を担う下水道施設の計画的な整備や適切な機能確保を図るため、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の雨水処理施設の設置又は改築を計画的・集中的に支援する。

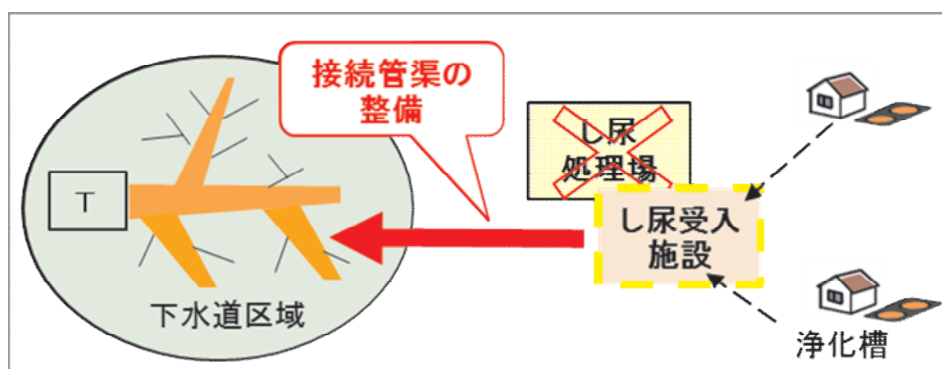
② 下水道広域化推進総合事業の拡充【社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金】

1. 背景・目的

施設の老朽化や人口減少が進行する中、広域化・共同化による事業運営の効率化をより一層推進することが必要。

2. 概要

下水道広域化推進総合事業について、し尿処理場から下水道への接続管渠等の整備を交付対象に追加し、所管部局を超えた取組を推進する。



し尿処理場から下水道への接続管渠の整備

③ 下水道リノベーション推進総合事業の創設【社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金】

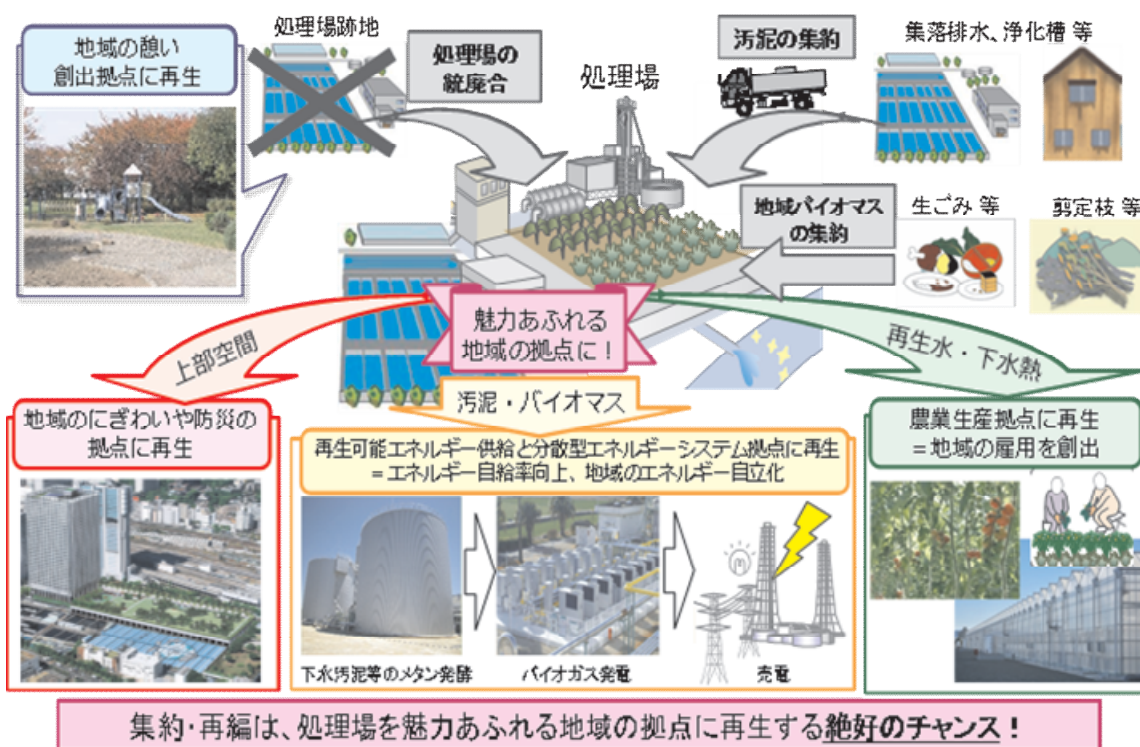
1. 背景・目的

処理場の統廃合や汚泥の集約化などにあわせて、処理場等を魅力あふれる地域の拠点へ再生する下水道リノベーションの取組を推進することが重要。

2. 概要

下水道リノベーションの取組を総合的に支援するため、「下水道エネルギー・イノベーション推進事業」を改称して新たに「下水道リノベーション推進総合事業」を創設し、リノベーション推進計画の策定や防災拠点化に必要な施設整備の追加等の拡充を行う。

【下水道リノベーションのイメージ】



(2) 財政制度等審議会における指摘事項について

財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会 <春の財政審> (R1.5.16)

- ・下水道の処理場や管渠についての整備は順調に進んでおり、今後は更新が課題となる。
- ・人口密度に応じ、個別処理と集合処理のコスト優位性が変化するところ、将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮した、汚水処理体制の整備・更新を行っていく必要。

財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会 <秋の財政審> (R1.10.17)

- ・下水道事業においては、汚水処理の普及率は増加してきたが、雨水による浸水対策が課題。
- ・下水道事業の維持管理に係る経費の負担については、「雨水公費・雨水私費」が原則とされているが、依然として多くの地方公共団体において、汚水処理に係る経費を使用料で賄っておらず、多くの公費投入がなされている。
- ・汚水処理について、広域化・共同化、PFI 導入や ICT 活用等により経営効率化を進め、国が各地方公共団体に対し費用構造を踏まえた望ましい使用料体系の在り方を積極的に示していくべきではないか。また、施設ごとの公共性も踏まえ、使用料収入を適切に確保し、管渠等に係る公費投入を効率化しつつ、
- ・地域の防災強化の観点からの雨水処理対策について、個別補助化等も活用して、公費を重点化していくべきではないか。

財政制度等審議会財政制度分科会【地方財政】<秋の財政審> (R1.11.6)

- ・下水道の費用負担に関する基本原則は「雨水公費・汚水私費」。他方、汚水処理に要する費用(含む公費負担)を使用料で賄っている割合(経費回収割合)は平均でも7割程度であり、基本原則が貫徹されているとは言い難い。
- ・経費回収割合を引き上げるための一つの方法は、汚水処理に要する費用の抑制。汚水1単位当たりの汚水処理に要する費用は、処理区域内人口が多いほど低下。「規模の経済」を働かせるためにも広域化・共同化への取組を着実に進めるべき。
- ・各団体が汚水処理費に見合う使用料を設定するインセンティブを働かせるためには、一般会計等からの繰入れ(公費投入)を抑え、受益と負担の対応関係を明確化させる必要。
- ・基準外繰出はもちろんのこと、高資本費対策等の基準内繰出についても、真に必要な範囲に限定されているか、使用料引上げへの意欲を削ぐものとなっていないかといった観点から検証が必要。特に、基準内繰出の要件の1つである「経営努力」の基準となる使用料水準は平成18年以降3,000円に据え置かれているが足下の全国平均はこれを上回っており、基準内繰出の基準の見直しが必要ではないか。

下水道事業における市街地の内水氾濫への対策強化

令和2年度政府案:244億円

- 今般の台風災害において、市街地での内水氾濫により生活・経済活動に甚大な被害が生じたこと等を踏まえ、下水道事業(雨水対策・污水対策)について、
 - ① 雨水による内水氾濫対策への重点化を行うため、段階的に個別補助化を行う方向とし、令和2年度予算においては、雨水貯留施設の整備等について新たに個別補助制度を創設。(140億円)
 - ② 他方、污水対策については、「雨水公費・污水私費」の原則等を踏まえ、補助対象や支援水準を見直し、公費投入の効率化を図る。

個別補助化による重点的な内水氾濫対策

- 内水氾濫対策への重点的・計画的な支援を行うため、段階的に交付金から切り出して個別補助化する方向
- **令和2年度予算においては、140億円を個別補助化し、**雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保を図る取組みを集中的に支援

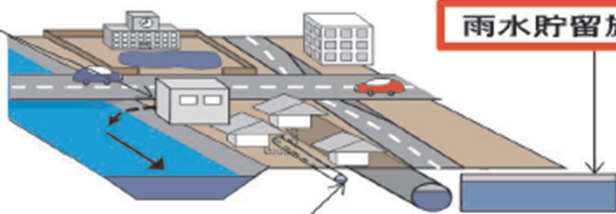
污水処理の管渠等に係る公費投入の効率化

- 污水処理の普及率が高いことや「雨水公費・污水私費」の原則等を踏まえ、管渠等に係る公費投入を効率化
 - 污水処理施設整備が概成した団体における未普及対策の非重点化
 - 污水処理施設整備が概成した団体における管渠の単純改築への補助の廃止
 - 「主要な管渠」の見直しにより、令和3年度以降、管渠の機能向上改築への補助を縮減

内水氾濫対策の具体的内容

ポンプ施設

雨水貯留施設



雨水管渠

雨水貯留管

市街地に降った雨を一時的に貯留することにより、河川への流出を抑制し、内水浸水被害の防止・軽減を図る



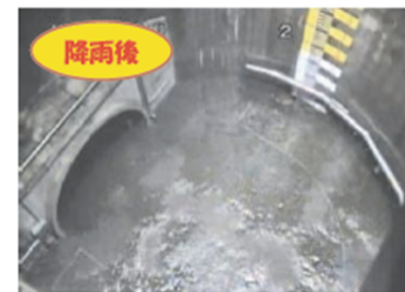
雨水貯留施設の整備



雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備



(3) 予算制度に関する変更点・留意点について

1) 社会資本整備総合交付金等における重点配分の変更

国土交通省では、優先的に取り組むべき事業に対する支援を強化するため、平成28年度から重点配分の対象となる事業を明確化するとともに、重点配分の対象となる事業のみで構成される整備計画に対しては、重点的な予算措置を実施している。

令和2年度予算においては、未普及対策事業の要件を見直すとともに、国土強靱化地域計画に基づき実施する下水道総合地震対策事業を重点配分項目へ追加している。

以下の項目に該当する事業については、引き続き積極的に重点配分の対象となる整備計画の策定を図りたい。

▼下水道事業における重点配分項目(下線部:令和2年度予算における見直し項目)

【社会資本整備総合交付金】

- ①アクションプランに基づく下水道未普及対策事業(污水处理施設整備が概成していない団体^{※1}に限る)
- ②PPP/PFI、下水污泥のエネルギー利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる^{※2}下水道事業

【防災・安全交付金】

- ①各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業
- ②国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するため追加的に必要となる^{※2}下水道事業
 - ・南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設(揚水・沈殿・消毒施設、管理棟、下水道総合地震計画に位置づけられている管渠)の地震対策
 - ・下水道総合地震対策事業(国土強靱化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものに限る)
 - ・下水道施設の耐水化・非常用電源確保(津波対策を含む)

※1 市町村毎の污水处理人口普及率(最新の公表値)が95%以上の団体とする。

(流域下水道・事務組合等の場合、当該流域・団体内のすべての自治体で污水处理人口普及率が95%以上の場合概成として扱う)

※2 PPP/PFI、地震対策等でも汚水の改築の性格があるものは対象から除外

(PPP/PFIで実施する処理場の改築、耐震で実施の管更生 等)

2) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について

令和2年度より、以下の事項を新たな交付要件とした。

- ・人口3万人未満の地方公共団体における公営企業会計の適用に係る要件化
- ・下水道使用料の改定の必要性に関する検証に係る要件化
- ・下水道革新的技術実証事業(B-DASH)における実証技術の導入検討に係る要件化

なお、本要件の詳細については、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和2年3月31日国水事第56号)を確認されたい。

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての検討要件化等の運用について(R2.3.31)」における内容

- (1) 下水処理場の改築におけるコンセッション方式導入検討の要件化
人口20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。)を実施する際、コンセッション方式導入の検討を行うことを要件化。
- (2) 下水処理場の改築における当該処理場の統廃合に係る検討の要件化
すべての地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。なお、都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体は3億円を超える事業。)を実施する際、当該処理場を廃止し、近接する他の処理場と統合する場合について、経済性比較を前提とした検討を行うことを要件化。
- (3) 汚泥有効利用施設の新設にあたっての PPP/PFI 手法の導入原則化
人口20万人以上の地方公共団体において、汚泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設等)の新設事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものに限る。)を実施する際、PPP/PFI 手法(コンセッション、PFI、DBO、DB 等)の導入を原則化。
- (4) 「広域化・共同化計画」の策定に係る要件化
「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日国水事第56号)により要請している「広域化・共同化計画^{*}」の策定に向け、平成30年度中に少なくとも一度以上、管内すべての市町村が参画する検討の場を設けるとともに、令和4年度末までに計画を策定することを要件化。
※「広域化・共同化計画」については、「〇事業マネジメント推進室(3)」にて詳述。
- (5) 公営企業会計の適用に係る要件化
人口3万人以上の地方公共団体においては、令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体においては、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを要件化。
- (6) 使用料改定の必要性の検討に係る要件化
公営企業会計の導入済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出することを要件化。
- (7) 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件化
すべての地方公共団体において、下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築(原則として概算事業費3億円以上)を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を行うことを交付要件化。

- ・ (1)及び(2)については、該当事業の詳細設計に着手する前年度の3月末日までに、(7)については該当事業の建設工事に着手する前年度の3月末日までに、検討結果を地方整備局等経由で国土交通省下水道部まで報告することとしているため、遺漏無きよう取り計らわれたい。

1, 事業全般にかかる要件等

<個別処理との経済比較>

- 分流式の汚水に係る公共下水道については、当該公共下水道による汚水処理が個別に設置される浄化槽よりも経済的であること^{*1}
- 上記について、毎年度11月末日までに、市町村毎の汚水に係る下水道計画(全体計画)について所定の項目の点検を行い、その結果を国土交通省に提出すること。^{*2}

<広域化・共同化>

- 令和4年度末までに、各都道府県において広域化・共同化計画を策定すること。^{*3}

<経営状況の見える化、使用料改定の必要性の検討>

- 人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。
人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。^{*3}
- 公営企業会計を適用済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出することを要件化。^{*3}

2, 事業を新規に実施する際にかかる要件等

<事業評価>

- 交付金事業：
平成29年4月1日以降に事業に着手するものであって、新たに下水道事業に着手する市町村等や事業規模の大きい基幹事業を対象として、費用便益費を算出し、社会資本総合整備計画に記載すること。^{*4}
- 補助事業(下水道事業費補助、下水道防災事業費補助)：
平成31年4月1日以降に実施する事業については、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」に則って事業評価を実施すること。^{*5}

<雨水公共下水道>

- 雨水公共下水道の整備区域は、「都道府県構想」の見直しの結果、公共下水道による汚水処理を行わないこととした区域を対象とする。^{*6}

<都市下水路>

- 都市下水路事業で交付対象事業となるのは、原則次のすべてに該当するものとする。^{*7}
①集水面積50ha以上、②浸水指数(浸水戸数×浸水回数×浸水時間)5,000以上、③全体事業費3億円以上
(ただし、離島対策事業、積雪対策事業、富裕団体については別途規定。)

(参考) 交付金等にかかる要件等②

3, 施設整備にかかる要件等

<施設の改築>

- 下水道施設の改築に際して交付対象となる施設については、以下のとおり取り扱う。^{*8}
 1. 事業計画等に基づく適正な維持管理を前提として、別表に定める小分類以上の施設であり、かつ同表に定める年数を経過していること。
 2. 以下(1)(2)については、上記1によらず対象とする。
 - (1)小分類未満の施設であり、適正な維持管理を前提として、ストックマネジメント計画に位置づけられた長寿命化対策
 - (2)適化法に定める処分制限期間を経過した施設であって、特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合等
 3. 平成28年度より、上記の交付対象となる施設は、下水道ストックマネジメント計画に位置づけられたものに限定する。ただし、他の事業制度に基づく計画に位置づけられたものを除く。
- 下水処理場の施設改築(別表の中分類以上)のうち、人口20万人以上の地方公共団体で、工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものは、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了している又は検討スケジュールを明確にしていること。^{*3}
- 下水処理場の施設改築(別表中分類以上)のうち、全ての地方公共団体で、工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものは、予め施設統廃合に係る検討を了していること。ただし、都道府県構想及びアクションプランの見直し(都道府県構想見直しに関する4省通知^{*9}に基づく見直し)が完了している団体については、概算事業費が3億円を超えるものを対象とする。^{*3}
- 汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠の維持更新(管渠の排除能力又は水質改善機能の増強を伴わないものに限る。)のうち、新規事業分については、原則として国庫補助負担事業を廃止する。^{*1}
- 更生工法による管渠改築に関する交付対象は、所定の条件をすべて満たすものとする。^{*10}

<エネルギー利用、省エネ、新技術の活用等>

- 汚泥有効利用施設の新設のうち、人口20万人以上の地方公共団体で、工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものは、原則としてPPP/PFI手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等)を導入すること。^{*3}
- 消化槽、消化ガス発電、焼却炉等の施設の設置、改築を行う場合、エネルギー効率に優れた技術の導入(原則、別表に定める性能指標を満たすもの)を要件とする。^{*11}
- 省エネ化を目的として標準的な設備以外の設備を導入する場合、標準的な設備を導入する場合より導入費用が上回らないこと。また、複数の同種設備を同時期に更新する場合には、設備の集約等の可否について実施設計等において検討すること。^{*12}
- B-DASHIにおける実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築(原則として概算事業費3億円以上)を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を了していること。^{*3}
- 売電のための発電設備、送電施設等については、国庫補助金等の交付目的を逸脱するため、交付対象とならない。^{*13}

【参照通知等一覧】

- *1 下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件(S46.10.9 告示第1705号、一部改正H31.4.1)
- *2 昭和46年建設省告示1705号の改正に伴う告示の運用について(H25.5.16 国水下水事第8号)
- *3 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(R2.3.31 国水下水事第56号)
- *4 下水道事業における費用便益比の算出について(H30.5.14 下水道事業課課長補佐事務連絡)
- *5 下水道事業における事業の効率性の向上及び透明性の確保について(H31.3.29 R2.3.31 下水道事業課企画専門官事務連絡)
- *6 水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について(H27.11.19 国水下水企第81号)
- *7 社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 (最終改定 R2.3.31)
- *8 下水道施設の改築について(H28.4.1国水下水事第109号下水道事業課長通知)
- *9 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について(H26.1.30 農水省・総務省・国交省・環境省4省通知)
- *10 下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について(R1.7.3 下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡)
- *11 下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について(H29.9.15 国水下水事第38号)
- *12 設備更新時の省エネルギー設備の導入にあたっての留意事項について(H28.4.1下水道事業課課長補佐事務連絡)
- *13 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における下水道事業の補助金等交付の考え方等について
(H24.9.14下水道事業課企画専門官, 課長補佐(事務)事務連絡)

3) 下水道事業の評価について

下水道事業においては、社会資本整備総合交付金を活用して実施する事業のうち、平成 29 年 4 月 1 日以降に事業に着手するものであって、新たに下水道事業に着手する市町村等や事業規模の大きい基幹事業を対象として、費用便益比を算出し、社会資本総合整備計画に記載することとしているところであるため、各団体におかれては留意いただきたい。

また、下水道事業費補助又は下水道防災事業費補助を活用して実施する以下の事業のうち、平成 31 年 4 月 1 日以降新規に実施する事業については、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」に則って事業評価を実施することとしているため、この点についても留意いただきたい。

- ・民間活力イノベーション推進下水道事業
- ・特定地域都市浸水被害対策事業
- ・日本下水道事業団法に基づく特定下水道工事
- ・下水道床上浸水対策事業
- ・事業間連携下水道事業
- ・大規模雨水処理施設整備事業（令和 2 年度より追加）

※下水道事業の事業評価実施要領細目等は、国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/hyouka.html）に掲載されているので適宜参照されたい。

4) 地方創生汚水処理施設推進交付金について

平成 28 年 4 月の地域再生法改正により、内閣府に「まち・ひと・しごと創生交付金」（地方創生推進交付金）及びその一部として「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」が創設され、汚水処理施設の整備を推進している。

本交付金については、令和元年度に計画期間が終了した団体が 33 団体、令和 2 年度新規計画認定の団体が 15 団体であり、事業実施団体数が前年度より減少している。

未普及対策に重点的に取り組んでいる団体においては、引き続き本交付金の積極的な活用をお願いしたい。なお、来年度から事業を開始する新規計画については、今年度の 11 月までに計画内容を内閣府へ事前相談する必要がある（内閣府より周知される予定）。

※地方創生推進交付金の制度要綱、および地方創生汚水処理施設整備推進交付金の交付要綱、交付要領等は、内閣府地方創生推進事務局ホームページ（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>）に掲載されているので適宜参照されたい。

5) 防災・減災対策等強化事業推進費について

防災・減災対策等強化事業推進費（旧・災害対策等緊急事業推進費）は、近年、激甚な災害が頻発していることを踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、年度途中に緊急的かつ機動的に実施する防災・減災対策の強化を行う公共事業に配分する予算であり、防災・減災対策を行う「事前防災対策」、災害を受けた地域における再度災害対策を行う「災害対策」等に活用できる。下水道事業においても、平成 30 年度に本推進費の活用実績があり、今年度の災害により被災された団体等においては、積極的に本予算を活用いただきたい。

※防災・減災対策等強化事業推進費の手引き、要求様式、過去の配分事例については国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html）に掲載されているので、適宜参照されたい。

(4) 防災・減災、国土強靱化の取り組みの推進について

1) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等をはじめ、近年激甚な災害が頻発しており、災害で明らかとなった課題に対応するため、防災のための重要インフラ、国民経済・生活を支える重要インフラについて、災害時にしっかり機能を維持できるよう政府全体で総点検を行い、平成30年11月27日に結果及び対応方策をとりまとめたところ。

総点検の結果等を踏まえ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施することとし、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を平成30年12月14日に閣議決定され、下水道施設に関しては、以下6項目について緊急対策を実施することとしている。

なお、緊急対策を実施するために計上された交付金については、緊急対策の対象事業以外に流用が認められない。3か年緊急対策を行う各団体におかれては、適切な予算執行を図り、事業目標の達成に向けて着実に対策を実施されたい。

緊急対策名	点検規模	点検結果	3か年緊急対策の考え方及び達成目標
①全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	全国の下水道事業を実施する地方公共団体(約1,400地方公共団体)	近年、浸水被害があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定され、浸水被害の危険性が高い箇所がある下水道事業を実施する約200地方公共団体が判明	雨水排水施設の整備等(約200地方公共団体)の緊急対策を実施 ⇒近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備等の対策を概ね完了
②全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策	全国の処理場約2,200箇所、ポンプ場約4,000箇所	浸水による機能停止リスクが高く、耐水化が完了していない下水道施設約70箇所(処理場約30箇所、ポンプ場約40箇所)が判明	水密扉の設置(約10箇所)等の緊急対策を実施 ⇒浸水による機能停止リスクの大きな施設について、浸水による排水機能停止リスク低減策を概ね完了
③全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	全国の処理場約2,200箇所、ポンプ場約4,000箇所	電力供給停止時の非常用電源等を有していない、もしくは能力が不足している施設約1,100箇所(処理場約500箇所、ポンプ場約600箇所)が判明	人口集中地区などを抱える地区における非常用発電設備の設置・増強(約200箇所)等の緊急対策を実施 ⇒大規模停電時の機能喪失リスク低減策を概ね完了
④全国の下水处理場等の耐震対策等に関する緊急対策	全国の処理場約2,200箇所、ポンプ場約4,000箇所	地震時の最低限の処理機能等が確保されていない下水道施設約3,800箇所(処理場約1,300箇所、ポンプ場約2,500箇所)が判明	地震時の最低限の処理機能が確保されていない施設等の耐震化(約500箇所)等の緊急対策を実施 ⇒地震時の機能停止リスク低減策が必要な下水道施設において対策を概ね完了
⑤全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策	全国の下水道事業を実施する地方公共団体(約1,400地方公共団体)	内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区について、想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップを作成していない約20地方公共団体が判明	想定最大規模の内水ハザードマップ等の作成(約20地方公共団体)の緊急対策を実施 ⇒内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区において、想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等の作成を概ね完了
⑥緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策	緊急輸送路等に布設されている重要な幹線(約80,000km)	緊急輸送路等に布設されている管路のうち、マンホール浮上防止対策が未実施の管路約7千km、重要な幹線のうち耐震性が確保されていない管路約4万kmが判明	過去に液状化が発生した埋立地区等の緊急性が高い地区におけるマンホールの浮上防止対策(約200km)、管路の耐震化(約600km)等の緊急対策を実施 ⇒緊急輸送路等における緊急車両の交通機能障害等のリスク低減策が必要な箇所において対策を概ね完了

※②～④、⑥については、ハード対策とともに、BCPを強化させるなど、被災時の早期復旧を図る

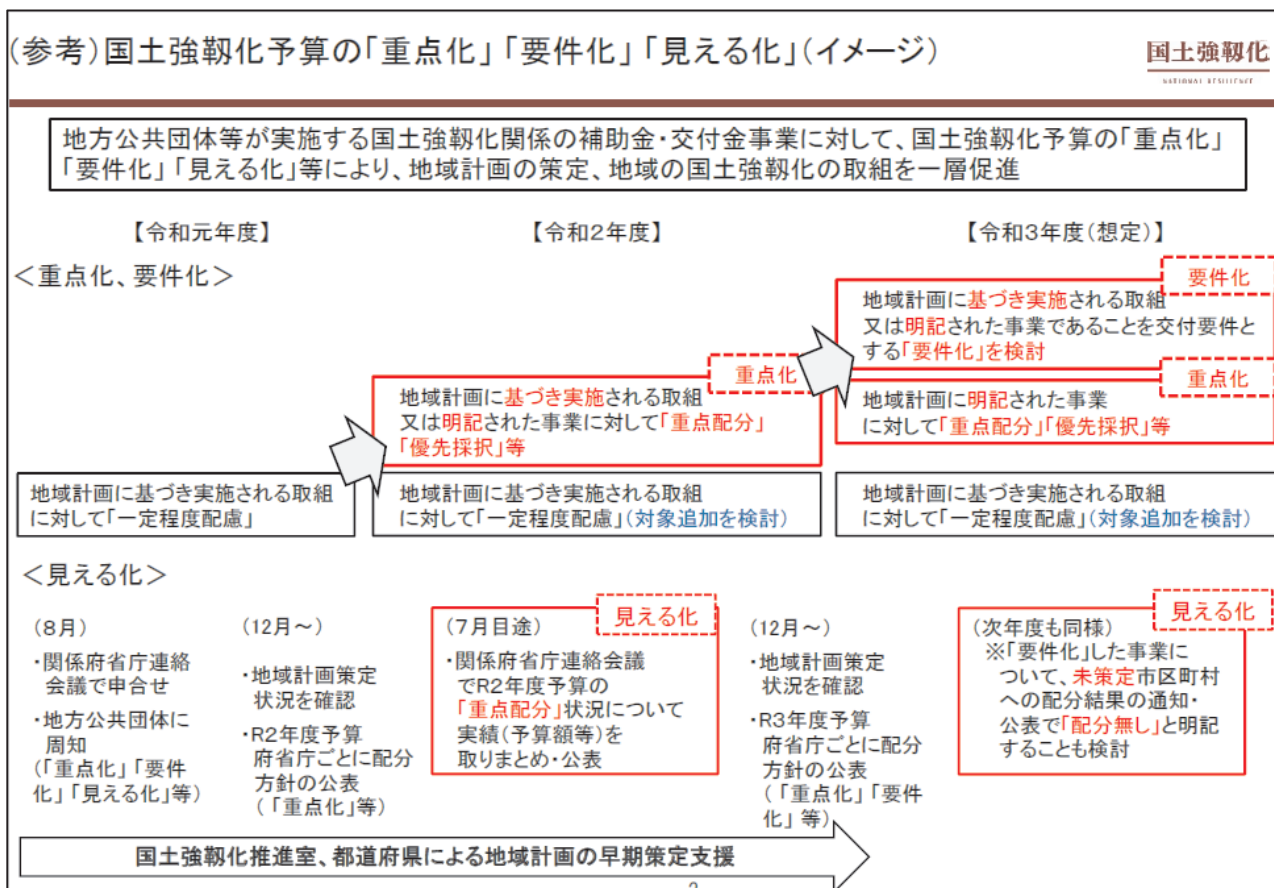
2) 国土強靱化地域計画の策定促進

地域における国土強靱化の取組を一層促進させるため、国土強靱化予算の重点化等について「国土強靱化予算の重点化等による地域の国土強靱化の取組推進について」（令和元年9月9日 大臣官房公共事業調査室、総合政策局公共事業企画調整課、国土政策局総合計画課 事務連絡）により通知し、国土強靱化地域計画の早期策定を推進しているところ。

今後、国土強靱化地域計画の策定を進めるに際しては、国が策定した国土強靱化基本計画等も参考に、下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策、ハード・ソフトによる総合的な浸水対策などを位置付けることについて、積極的に検討していただきたい。

（「下水道事業分野における国土強靱化の取組推進について」（令和元年9月27日事務連絡）参照）

なお、下水道事業では、令和2年度より、防災・安全交付金の重点配分項目に国土強靱化地域計画に基づき実施する下水道総合地震対策事業を追加しているところである。



(令和元年8月2日 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議資料より)

事業マネジメント推進室

事業マネジメント推進室の取り組み

総 括

- (1) スtockマネジメント及び老朽化対策について
 - 1) 現状
 - 2) Stockマネジメントの推進
 - 3) 下水道法の維持修繕基準に基づく腐食のおそれ大きい施設の点検について
 - 4) 事業マネジメント通信簿（Gレポ）の実施
 - 5) Stockマネジメントに関する勉強会等の開催
 - 6) その他、Stockマネジメント及び老朽化対策に関する支援

- (2) 汚水処理施設の令和8年度概成に向けた取組について
 - 1) 現状
 - 2) 汚水処理の10年概成に向けた方針
 - 3) 国における具体的な施策

- (3) 広域化・共同化に向けた取組について
 - 1) 趣旨
 - 2) 具体的な取組

- (4) 下水道リノベーションの推進
 - 1) リノベーションの概念について
 - 2) 下水道リノベーション推進総合事業と下水道リノベーション推進計画について
 - 3) 「下水道リノベーション計画」の登録制度について

- (5) 災害対策について
 - 1) 下水道BCP策定マニュアルの改訂について
 - 2) 耐水化計画の策定について
 - 3) 出水期前の点検（ゲート等）や非常用発電設備の点検
 - 4) 事業マネジメント通信簿（地震対策）

- (6) 下水道工事等の適切な執行について
 - 1) 入札及び契約の適正化
 - 2) 工事実施に当たっての留意点

- (7) 工事事務及び道路陥没事故防止対策について
 - 1) 下水道工事の安全対策について（注意喚起及び事故報告の徹底）
 - 2) 工事事務の報告について
 - 3) 道路陥没事故の報告について
 - 4) 既設管路内における工事等の安全対策
 - 5) 雨水が流入する管路内における工事等の安全対策
 - 6) 圧力管渠における安全管理の徹底について
 - 7) 令和元年度の工事事務発生状況について

- (8) i-Gesuidoの推進について
 - 1) i-Gesuidoについて
 - 2) BIM/CIMの導入促進について

(1)ストックマネジメント及び老朽化対策について

1) 現状

- ・ 平成 30 年度末における、全国の下水道管渠の総延長は約 48 万kmである。
- ・ 標準耐用年数 50 年を経過した管渠の延長約 1.9 万km(総延長の 4%)が、10 年後は 6.9 万km(14%)、20 年後は 16 万km(33%)と今後は急速に増加する。
- ・ 平成 30 年度末で約 2,200 箇所ある下水処理場でも、機械・電気設備の標準耐用年数 15 年を経過した施設が約 1,900 箇所(全体の 86%)と老朽化が進行している。
- ・ さらに、降雨時の確実な稼働が必要な雨水ポンプ場においても、平成 30 年度末で全国に約 1,600 箇所ある雨水ポンプ場のうち、設備の標準耐用年数 20 年を経過した施設が約 1,200 箇所(全体の 75%)と同様の傾向にある。
- ・ 持続的な下水道機能確保のため、計画的な維持管理・改築事業の実施が必要。

2) スtockマネジメントの推進

国土交通省では、計画的な老朽化対策に取り組まれるよう、ストックマネジメントを推進しており、財政面・技術面で支援を実施している。

(1) 下水道ストックマネジメント支援制度

平成 28 年度に創設し、以下を交付対象としている。

【交付対象】

- ・ 下水道ストックマネジメント計画の策定に要する費用
- ・ 同計画に基づく点検・調査に要する費用
- ・ 同計画に基づく改築に要する費用

平成 28 年度以降は、施設の改築や計画的な改築事業の推進のために必要な点検・調査に対する支援は、「下水道ストックマネジメント支援制度」に基づくものに限定。ただし、平成 28 年度より 5 年間(令和 2 年度まで)に限り、「下水道長寿命化支援制度」に基づく交付を可能としている。

「下水道長寿命化支援制度」による支援が令和 2 年度で終了することから、令和 3 年度以降に改築事業を実施する団体においては、令和 2 年度中に下水道ストックマネジメント計画の策定を完了するようお願いしたい。

(2) 維持管理を起点としたマネジメントサイクルの確立

ストックマネジメントの取組を加速するため、施設情報や日常の維持管理情報をデータベース化し、下水道ストックマネジメント計画の策定や効率的な修繕・改築に活用する、新たなマネジメントサイクルの標準化を推進。管路施設を対象に、情報管理方法、CAPD マネジメントの方法及び ICT を活用した効率的・効果的な点検・調査方法等を整理した「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(管路施設編)」を策定。

各地方公共団体においては、施設情報や維持管理情報を活用し、ストックマネジメントの取組を促進されるようお願いしたい。

下水道ストックマネジメント計画策定状況一覧(令和元年12月末時点)

○流域下水道以外

都道府県名	団体数	計画策定済	
		団体数	割合
北海道	152	102	67.1%
青森県	33	33	100%
岩手県	31	31	100%
宮城県	35	35	100%
秋田県	25	25	100%
山形県	31	31	100%
福島県	41	41	100%
茨城県	45	15	33.3%
栃木県	24	7	29.2%
群馬県	29	5	17.2%
埼玉県	56	21	37.5%
千葉県	34	20	58.8%
東京都	32	15	46.9%
神奈川県	33	13	39.4%
新潟県	28	25	89.3%
富山県	14	9	64.3%
石川県	18	9	50.0%
福井県	19	10	52.6%
山梨県	24	1	4.2%
長野県	65	18	27.7%
岐阜県	38	14	36.8%
静岡県	29	15	51.7%
愛知県	50	26	52.0%
三重県	23	7	30.4%
滋賀県	19	10	52.6%
京都府	23	13	56.5%
大阪府	43	22	51.2%
兵庫県	42	20	47.6%
奈良県	30	4	13.3%
和歌山県	23	2	8.7%
鳥取県	18	3	16.7%
島根県	18	5	27.8%
岡山県	26	11	42.3%
広島県	22	10	45.5%
山口県	18	5	27.8%
徳島県	14	4	28.6%
香川県	16	16	100%
愛媛県	17	8	47.1%
高知県	16	3	18.8%
福岡県	47	47	100%
佐賀県	17	16	94.1%
長崎県	16	16	100%
熊本県	31	31	100%
大分県	14	14	100%
宮崎県	17	17	100%
鹿児島県	19	19	100%
沖縄県	25	13	52.0%
合計①	1,440	837	58.1%

○流域下水道のみ

都道府県名	団体数	計画策定済	
		団体数	割合
北海道	3	3	100%
青森県	2	2	100%
岩手県	2	2	100%
宮城県	7	7	100%
秋田県	5	5	100%
山形県	1	1	100%
福島県	1	1	100%
茨城県	7	7	100%
栃木県	4	4	100%
群馬県	6	6	100%
埼玉県	8	8	100%
千葉県	3	0	0%
東京都	2	2	100%
神奈川県	2	0	0%
新潟県	4	4	100%
富山県	2	2	100%
石川県	2	2	100%
福井県	1	0	0%
山梨県	4	2	50.0%
長野県	3	3	100%
岐阜県	1	1	100%
静岡県	2	2	100%
愛知県	11	11	100%
三重県	3	1	33.3%
滋賀県	1	1	100%
京都府	4	2	50.0%
大阪府	7	7	100%
兵庫県	6	6	100%
奈良県	2	0	0%
和歌山県	2	1	50.0%
鳥取県	1	0	0%
島根県	1	1	100%
岡山県	1	1	100%
広島県	3	3	100%
山口県	2	1	50.0%
徳島県	1	0	0%
香川県	1	1	100%
愛媛県	0	0	—
高知県	1	0	0%
福岡県	8	8	100%
佐賀県	0	0	—
長崎県	1	1	100%
熊本県	3	3	100%
大分県	0	0	—
宮崎県	0	0	—
鹿児島県	0	0	—
沖縄県	3	0	0%
合計②	134	112	83.6%

下水道事業全体(公共+流域+都下)

合計①+合計②

1,574

949

60.3%

備考

団体数は、流域について流域毎にカウントしている。

(A県で5つの流域下水道をしている場合は「5」団体としてカウントしている。)

団体数には、都市下水路のみを実施している地方公共団体も含む

太字下線はストックマネジメント計画策定率30%未満の都道府県

3) 下水道法の維持修繕基準に基づく腐食のおそれ大きい施設の点検について

平成 27 年の下水道法改正により、下水道管路のうち腐食する恐れが大きい箇所については、5 年に 1 回以上の頻度での点検が義務づけられている。平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 箇年の点検実施延長(累計)は約 1,900 km(対象延長の約 44%)となっており、5 年に 1 回以上の点検の確実な実施と、点検により異状が確認された箇所についての速やかな対策実施がなされるようお願いする。

令和 2 年度では、令和元年度の点検実施状況を早々にとりまとめるとともに、すべての対象施設において点検が完了するよう、特に点検が遅れている団体に対する個別のヒアリング等も含めフォローアップを行うこととしている。

なお、改築に際して交付対象となる施設は、上記の点検を含め、事業計画等に基づき適正な維持管理が行われてきたことを前提としているので、留意されたい。

○ 平成 30 年度の点検結果等

- ・ 全国の下水道管路の総延長約 48 万kmのうち、腐食のおそれの大きい管路は約 4,300 km。
- ・ そのうち、平成 30 年度は約 18%(約 750 km)で点検を実施。平成 28 年度からの 3 箇年での累計は約 44%。
- ・ 平成 30 年度の調査により緊急度を判定した管渠で緊急度 I の判定となったのは、約 2%(5.1 km)
- ・ 緊急度 I 判定の管渠 5.1 kmについては、令和 2 年度中に対策を完了予定。

※点検の実施状況や結果及び対策予定などについては、「下水道管路メンテナンス年報」としてとりまとめている。結果の詳細は、以下のホームページ(下水道全国データベース)を参照。

<https://portal.g-ndb.jp/portal/pipeline/>

下水道管路メンテナンス年報の概要(平成30年度結果)

- ▶ 平成27年の下水道法改正により、下水道管路のうち腐食するおそれ大きい箇所については、5年に1回以上の頻度での点検が義務づけられました。
- ▶ 下水道管路メンテナンス年報は、下水道管路の現況や老朽化対策の必要性をご理解頂くため、点検の実施状況や結果及び対策予定などを取りまとめたものです。

平成30年度の点検実施状況

○点検実施率(腐食するおそれ大きい箇所)

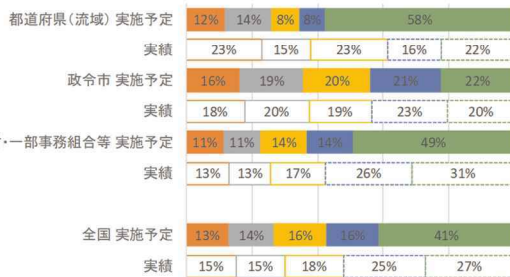
- ・平成30年度におけるマンホールの点検実施箇所数は、対象箇所数の約18%にあたる19,565箇所、管渠の点検実施延長は、対象延長の約18%にあたる753kmでした。
- ・平成30年度までの3年間の累計は、マンホールが約48%、管渠が約44%の点検実施率となっています。

■点検実施数

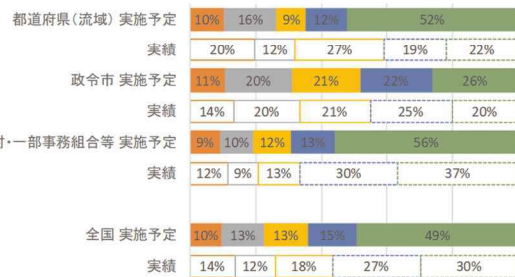
集計区分	対象数	点検実施数	点検実施率	点検実施数(累計)	点検実施率(累計)
マンホール (箇所)	110,382	19,565	17.7%	52,839	47.9%
管渠 (km)	4,274	753	17.6%	1,863	43.6%

■5年間の点検実施予定及び実績(全地方公共団体合計)

<マンホール>



<管渠>



上段：平成28年度時点での5箇年の点検実施計画
下段：平成30年度時点の点検実績及び実施計画

下水道管路メンテナンス年報の概要(平成30年度結果)

平成30年度の点検調査結果 ※腐食するおそれ大きい箇所

○点検・調査結果

- ・点検を実施した管渠752.6kmのうち約16%にあたる118.8kmで異状がありました。
- ・平成30年度に実施した管渠の調査による緊急度の判定区分の割合は、Ⅰ 2%、Ⅱ 15%、Ⅲ 42%、劣化なし 41%となりました。

■管渠の点検結果



■管渠の詳細調査結果



※下水道管路の緊急度の判定区分について

緊急度	区分	対応の基準
Ⅰ	重度	速やかに措置が必要な場合。
Ⅱ	中度	出来るだけ早期に対策が必要な場合。
Ⅲ	軽度	劣化状況を確認しながら、対策時期を検討。
劣化なし	—	—

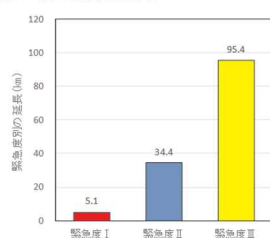
「緊急度Ⅰ」とは速やかな措置が必要となりますが、道路陥没等は発生していない状態です。調査により緊急度Ⅰの状態であることが判明した場合には、「予防保全」として速やかに対策を講じることで、道路陥没等の事故を未然に防ぐことができます。

緊急度Ⅰの対策予定

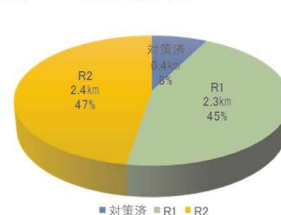
○調査結果と対策実施予定

- ・平成30年度に実施した詳細調査により、緊急度Ⅰが5.1km、緊急度Ⅱが34.4km、緊急度Ⅲが95.4kmと判定されました。
- ・速やかな措置が必要とされる緊急度Ⅰと判定された5.1kmについては、令和2年度までに全て対策を完了する予定です。

■管渠の詳細調査結果



■緊急度Ⅰの対策実施予定



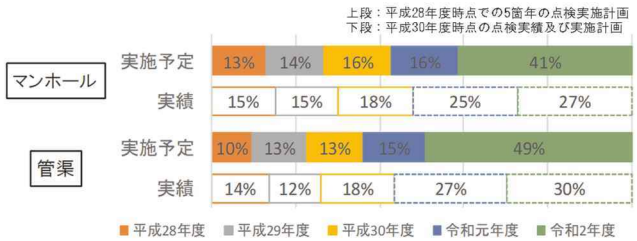
平成30年度の点検結果を踏まえた今後の課題

- ① 令和2年度までに1回目の点検を完了させるため、計画に基づく点検の確実な実施が重要
- ② 緊急度Ⅰと判定した管渠については、速やかな対策の実施が必要

① 5年に1回の点検の確実な実施

- ▶ 平成28年度時点での点検実施計画と比較し、平成30年度までの3箇年での点検実績は改善。
- ▶ 点検実施計画の見直しにより、令和元年度～2年度の計画も平準化。
- ▶ 令和2年度までに1回目の点検を確実に実施すること。

■ 5年間の点検実施予定及び実績(全国)

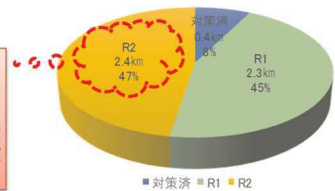


② 対策の確実な実施

- ▶ 平成30年度の調査により緊急度Ⅰと判定された箇所については、令和2年度中に確実に対策を講じること。

■ 緊急度Ⅰの対策実施予定

緊急度Ⅰと判定された管渠は、速やかな措置が必要
↓
対策予定時期を令和2年度としているものについては、確実に対策を完了すること



- 令和2年度までに1回目の点検を確実に実施するとともに、点検により異状が確認された箇所については、速やかに対策を実施すること。

都道府県別の点検実施状況

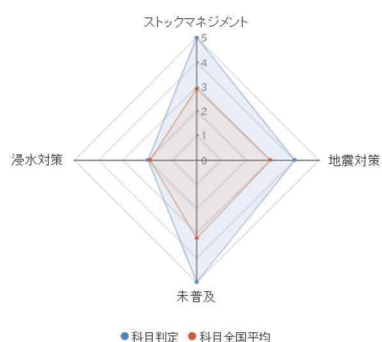
都道府県名	マンホール					管渠				
	対象数	点検箇所数（箇所）				対象数	点検延長（km）			
		平成30年度実施		累計			平成30年度実施		累計	
	点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率		
北海道	3,509	483	13.8%	1,740	<u>49.6%</u>	209.2	18.9	9.0%	70.9	<u>33.9%</u>
青森県	1,066	248	23.3%	656	61.5%	48.7	9.1	18.6%	17.4	<u>35.7%</u>
岩手県	1,221	225	18.4%	593	<u>48.6%</u>	28.1	8.2	29.1%	14.5	51.7%
宮城県	1,559	444	28.5%	918	58.9%	71.2	22.3	31.3%	32.0	<u>45.0%</u>
秋田県	1,852	177	9.6%	738	<u>39.8%</u>	128.7	72.8	56.5%	77.5	60.2%
山形県	1,827	220	12.0%	855	<u>46.8%</u>	70.0	3.1	4.5%	55.6	79.4%
福島県	1,434	361	25.2%	739	51.5%	49.6	4.6	9.3%	16.3	<u>32.8%</u>
茨城県	1,973	242	12.3%	603	<u>30.6%</u>	142.9	14.0	9.8%	41.0	<u>28.7%</u>
栃木県	1,125	557	49.5%	693	61.6%	40.1	13.1	32.6%	16.4	<u>40.9%</u>
群馬県	941	149	15.8%	613	65.1%	46.4	5.5	11.8%	26.7	57.5%
埼玉県	2,030	380	18.7%	839	<u>41.3%</u>	107.1	11.1	10.4%	23.0	<u>21.4%</u>
千葉県	1,733	923	53.3%	1,043	60.2%	90.2	20.0	22.1%	36.3	<u>40.3%</u>
東京都	24,295	3,074	12.7%	12,525	51.6%	696.8	108.6	15.6%	317.6	<u>45.6%</u>
神奈川県	1,330	445	33.5%	811	61.0%	31.6	6.4	20.1%	13.0	<u>41.2%</u>
新潟県	4,266	1,058	24.8%	1,743	<u>40.9%</u>	146.2	66.0	45.1%	92.9	63.6%
富山県	2,062	470	22.8%	784	<u>38.0%</u>	101.5	17.5	17.2%	31.5	<u>31.0%</u>
石川県	3,537	491	13.9%	1,663	<u>47.0%</u>	232.4	23.6	10.2%	114.7	<u>49.3%</u>
福井県	821	134	16.3%	218	<u>26.6%</u>	22.5	2.3	10.3%	5.0	<u>22.1%</u>
山梨県	662	123	18.6%	420	63.4%	29.0	4.4	15.2%	20.0	68.8%
長野県	2,929	689	23.5%	1,838	62.8%	131.8	6.0	4.6%	27.9	<u>21.1%</u>
岐阜県	4,638	109	2.4%	2,491	53.7%	104.5	9.2	8.8%	37.0	<u>35.4%</u>
静岡県	4,352	541	12.4%	1,512	<u>34.7%</u>	228.4	40.1	17.5%	102.4	<u>44.8%</u>
愛知県	3,774	652	17.3%	1,595	<u>42.3%</u>	151.7	25.0	16.5%	86.0	56.7%
三重県	1,475	261	17.7%	401	<u>27.2%</u>	40.9	6.7	16.3%	9.1	<u>22.2%</u>
滋賀県	1,570	84	5.4%	544	<u>34.6%</u>	143.5	2.2	1.5%	38.1	<u>26.6%</u>
京都府	1,998	378	18.9%	741	<u>37.1%</u>	77.1	29.1	37.8%	57.4	74.4%
大阪府	5,380	1,562	29.0%	4,090	76.0%	162.5	44.0	27.1%	115.8	71.3%
兵庫県	4,810	722	15.0%	1,637	<u>34.0%</u>	70.3	13.8	19.6%	30.1	<u>42.9%</u>
奈良県	2,044	197	9.6%	579	<u>28.3%</u>	51.6	4.7	9.1%	21.2	<u>41.2%</u>
和歌山県	439	34	7.7%	129	<u>29.4%</u>	33.1	0.4	1.2%	4.5	<u>13.6%</u>
鳥取県	1,588	215	13.5%	788	<u>49.6%</u>	53.3	7.6	14.2%	30.4	57.0%
島根県	663	37	5.6%	226	<u>34.1%</u>	16.4	1.1	6.7%	2.0	<u>12.2%</u>
岡山県	3,039	784	25.8%	1,270	<u>41.8%</u>	63.9	23.6	36.9%	38.0	59.6%
広島県	1,683	187	11.1%	822	<u>48.8%</u>	79.8	7.9	9.9%	39.2	<u>49.1%</u>
山口県	932	199	21.4%	597	64.1%	20.9	2.5	11.9%	10.7	51.5%
徳島県	200	39	19.5%	64	<u>32.0%</u>	8.1	2.3	28.4%	3.7	<u>45.7%</u>
香川県	722	0	0.0%	74	<u>10.2%</u>	27.0	0.0	0.0%	3.5	<u>13.0%</u>
愛媛県	933	240	25.7%	578	62.0%	47.9	6.2	13.0%	11.5	<u>24.1%</u>
高知県	110	39	35.5%	44	<u>40.0%</u>	6.8	0.0	0.0%	0.1	<u>0.7%</u>

都道府県名	マンホール					管渠				
	対象数	平成30年度実施		累計		対象数	平成30年度実施		累計	
		点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率		点検実施数	点検実施率	点検実施数	点検実施率
福岡県	2,499	955	38.2%	1,678	67.1%	123.2	34.2	27.7%	73.3	59.4%
佐賀県	1,106	22	2.0%	40	<u>3.6%</u>	55.2	3.5	6.4%	3.7	<u>6.8%</u>
長崎県	1,644	258	15.7%	425	<u>25.9%</u>	54.6	9.6	17.6%	14.1	<u>25.8%</u>
熊本県	1,749	241	13.8%	675	<u>38.6%</u>	89.3	9.0	10.1%	21.4	<u>24.0%</u>
大分県	944	562	59.5%	730	77.3%	32.5	16.7	51.4%	19.0	58.5%
宮崎県	570	21	3.7%	244	<u>42.8%</u>	20.0	0.2	0.8%	5.1	<u>25.5%</u>
鹿児島県	372	174	46.8%	202	54.3%	32.7	10.4	31.8%	14.6	<u>44.7%</u>
沖縄県	976	159	16.3%	631	64.7%	54.2	5.3	9.7%	21.0	<u>38.8%</u>
全国	110,382	19,565	17.7%	52,839	<u>47.9%</u>	4,273.5	752.6	17.6%	1,863.1	<u>43.6%</u>

※ 下線は、点検実施率が50%未満の都道府県。

4) 事業マネジメント通信簿(Gレポ)の実施

- ・ 「ストックマネジメント」「地震対策」「未普及対策」「浸水対策」の促進を図るため、これらの取組状況について数値化(見える化)したもの。
- ・ 持続的な事業運営に向けて、地方公共団体の取組を一体的・総合的に評価できる仕組みを構築。
- ・ 自己評価と客観的数値による評価指標により、自らの立ち位置を見える化。
- ・ 自らの事業の進捗や、他団体との比較による自己評価を行うことで、注力すべき事業の政策判断に活用。



《事業マネジメント通信簿の考え方》

単一の指標によるランキングではなく、多角的な評価項目により数値化し、各施策の取組状況を総合的に点数化。

- ストマネ: ストックマネジメント計画の策定状況だけでなく、実施フローにおける各ステップの実施状況も点数化。
- 地震対策: 耐震化率だけでなく、BCPの見直しや訓練の実施状況も点数化。
- 未普及対策: 汚水処理普及率だけでなく、進捗率や効率的な未普及対策事業の採用も点数化。
- 浸水対策: ハード対策・ソフト対策の取組に加え、メリハリのある計画策定の取組も点数化。

■ 事業マネジメント通信簿「ストックマネジメント」

各地方公共団体のストックマネジメントへの取組状況を簡易的に把握するため、国土交通省が定めた現段階での達成が望ましい複数の質問への回答を数値化したもの。ストックマネジメントの取組状況に関する自己診断や他団体との比較を通じての各地方公共団体への自発的な取組の促進、取組レベルの底上げに繋がることを期待している。

現在はストックマネジメントの実践により満点となるが、令和2年度からは、ストックマネジメントの普及と定着の状況を見ながら、次のステップへの誘導を図るような新たな質問の設定を予定している。

平成 31 年 3 月末時点の事業マネジメント通信簿「ストックマネジメント」結果

通信簿の判定				
1: 20点未満	2: 20点以上40点未満	3: 40点以上60点未満	4: 60点以上80点未満	5: 80点以上

事業マネジメント通信簿「ストックマネジメント」（平成30年度）

平成31年3月31日現在

都道府県名	団体数	平均点	順位	団体数（団体）				
				通信簿				
				5	4	3	2	1
北海道	155	37.8	29	28	23	15	35	54
青森県	35	67.4	9	13	7	12	3	0
岩手県	33	74.8	5	18	4	10	1	0
宮城県	42	87.6	2	34	5	3	0	0
秋田県	30	67.7	8	10	14	1	5	0
山形県	33	86.1	3	24	9	0	0	0
福島県	42	98.8	1	41	1	0	0	0
茨城県	52	31.0	34	9	4	9	4	26
栃木県	30	34.0	32	8	1	3	1	17
群馬県	31	19.4	42	4	1	2	2	22
埼玉県	64	26.1	37	5	8	13	4	34
千葉県	37	38.4	26	6	4	8	6	13
東京都	34	44.4	21	12	3	3	2	14
神奈川県	35	33.4	33	7	3	2	9	14
新潟県	32	50.6	17	12	4	3	4	9
富山県	16	45.0	20	5	0	2	4	5
石川県	20	34.5	31	4	1	3	3	9
福井県	20	38.5	25	3	3	4	3	7
山梨県	28	17.5	43	5	0	0	2	21
長野県	67	38.2	27	18	4	5	13	27
岐阜県	39	37.2	30	12	3	1	5	18
静岡県	31	46.5	18	9	2	7	4	9
愛知県	60	62.7	11	29	7	13	0	11
三重県	26	41.5	22	5	3	5	9	4

都道府県名	団体数	平均点	順位	団体数（団体）				
				通信簿				
				5	4	3	2	1
滋賀県	20	46.0	19	5	4	2	5	4
京都府	27	50.7	16	8	4	7	0	8
大阪府	51	63.5	10	17	8	26	0	0
兵庫県	48	28.5	36	8	4	4	6	26
奈良県	32	38.1	28	6	4	6	4	12
和歌山県	25	8.0	46	2	0	0	0	23
鳥取県	19	2.6	47	0	0	1	0	18
島根県	19	25.8	38	2	2	4	0	11
岡山県	27	30.0	35	3	1	7	4	12
広島県	25	41.2	23	6	2	4	5	8
山口県	20	21.5	41	1	1	3	4	11
徳島県	15	11.3	45	2	0	0	0	13
香川県	17	78.8	4	9	8	0	0	0
愛媛県	17	24.7	39	3	1	0	3	10
高知県	17	12.9	44	1	0	2	1	13
福岡県	55	68.4	7	18	12	25	0	0
佐賀県	17	71.8	6	6	4	7	0	0
長崎県	17	54.7	15	3	5	6	3	0
熊本県	34	61.8	13	5	16	13	0	0
大分県	14	60.7	14	3	3	8	0	0
宮崎県	17	62.4	12	5	3	9	0	0
鹿児島県	19	39.5	24	1	2	4	12	0
沖縄県	28	24.3	40	1	2	7	5	13
全国	1,572	45.5	0	436	200	269	171	496

5) スtockマネジメントに関する勉強会等の開催

ストックマネジメントに関して一緒に学び、意見交換や情報共有等を通して管内市町村全体のレベルアップを図ることを目的に、令和元年度は、35の都道府県及び全国を6つのブロックに分けての勉強会等を開催。ブロック勉強会については、令和2年度に開催を予定している広域化・共同化勉強会にあわせ、下水道ストックマネジメント計画の策定や下水道法の維持修繕基準に基づく腐食するおそれが大きい排水施設の点検に関するフォローアップを行う。

今後も、都道府県単位での勉強会等の場を有効に活用し、ストックマネジメント計画の策定推進や、維持管理情報の活用等、マネジメントの向上につなげていただきたい。

■ストックマネジメント勉強会の開催状況(平成28年度～令和元年度)

都道府県名	開催回数			
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
北海道		1	1	1
青森県	1		1	1
岩手県	1			1
宮城県	1	1	1	1
秋田県		1	1	1
山形県	1	1	1	1
福島県	1	1	1	※
茨城県		2	1	1
栃木県		1		
群馬県		1	1	1
埼玉県		3	5	1
千葉県		3	1	※

都道府県名	開催回数			
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
東京都			1	
神奈川県		1	1	1
新潟県	1	3	1	1
富山県		1	1	1
石川県			2	2
福井県		1	1	1
山梨県		1		1
長野県	1	2		※
岐阜県		1	1	1
静岡県			1	1
愛知県	1	4	1	2
三重県		3		1

都道府県名	開催回数			
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
滋賀県	1	3	1	1
京都府		1	2	1
大阪府		2		1
兵庫県		1	1	1
奈良県			1	1
和歌山県		1	1	1
鳥取県			1	
島根県		2	1	1
岡山県		2		
広島県	1			
山口県		1	1	
徳島県			1	1

都道府県名	開催回数			
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
香川県		1	1	2
愛媛県		1	3	
高知県	1	2	1	2
福岡県	1	1	1	2
佐賀県		3	1	1
長崎県		1	1	
熊本県		3	6	
大分県		1	1	1
宮崎県		1	1	1
鹿児島県		1	1	1
沖縄県		4	1	1
合計	12	64	52	40

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止または令和元年東日本台風の影響により開催中止

6) その他、ストックマネジメント及び老朽化対策に関する支援

① 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000135.html)

点検・調査、修繕・改築等の計画策定から対策実施に係る一連のプロセスを対象としたガイドラインを策定(「維持修繕基準の補完」としての位置付け)。

- ・本ガイドラインは、ストックマネジメント実施方針の策定や実行する際、必要に応じて参照頂けるよう、ストックマネジメントの考え方の一例を示したもの。

② 事業計画とストックマネジメント実施方針の策定例

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000135.html)

下水道事業の執行体制や老朽化対策の取組経験等が地方公共団体毎で異なる点を考慮し、初めてストックマネジメントを実施する地方公共団体の支援を目的に、事業計画の「管渠調書(第3表)」と「施設の機能維持に関する方針(様式2)」の記載例及びストックマネジメント実施方針の策定例を事務連絡で周知。

- ・地方公共団体の独自の考えに基づいたストックマネジメントの実施を妨げるものではない。
- ・ストックマネジメント実施方針とは、地方公共団体独自の維持管理・改築に係る方針等を取りまとめたものであり、事業計画や下水道ストックマネジメント計画を策定する際の根拠となるものである。
- ・日常の維持管理で得た情報を無駄なく、効率的に修繕・改築に活かすため、本策定例を活用し、実行可能な内容で早期にストックマネジメントを実践していただきたい。

③ 事業計画及びストックマネジメントに関するQ & A

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000493.html)

新たな事業計画及びストックマネジメントについて、これまでに寄せられた質問とその回答を『Q & A』として、国土交通省下水道部HPで公表している。

④ 下水道全国データベース(G-NDB)の運用

国土交通省では、地方公共団体が自らの施設管理や経営等の強み・弱みを分析し、改善の検討等に活用できるよう、下水道に関する膨大なデータを収集・分析・共有できるシステムとしてG-NDBを構築し、平成28年度から地方公共団体を対象に運用開始し、平成29年度からは民間事業者等にも公開している。

- ・『下水道統計』と『国土交通省下水道部調書』のほか、『地方公営企業年鑑』、『下水道事業経営指標』、『都市計画現況調査』のデータを基にした、各種指標値が閲覧可能。

一般公開版

- ・主に都道府県単位の集計データ(PDF)を利用登録なしに閲覧可能。

登録会員版

- ・会員登録(有料)により発効されるID・PWを使用してシステムにログインし、地方公共団体が利用している同様の分析機能が利用可能。

(2) 汚水処理施設の令和8年度概成に向けた取組について

○現状

- ・平成30年度末で全国の汚水処理人口普及率は91.4%となったものの、今なお約1,100万人が汚水処理施設を利用できない状況。
- ・人口減少や高齢化の進展に加え、厳しい財政事情等、下水道事業を取り巻く環境は厳しくなることから、今後は、将来の人口推移や既存施設の維持管理、改築・更新を見据えた都道府県構想の適切な見直しが不可欠。
- ・地方公共団体においては、今後の汚水処理施設整備に必要な人材や財政面の課題を克服し、早期に未普及解消を推進することが喫緊の課題。

○汚水処理の10年概成に向けた方針

- ・人口減少等の社会状況の変化を踏まえ、さらに時間軸を考慮した、汚水処理手法の徹底的な見直し。
- ・汚水処理人口普及率100%を目指す、令和8年度までに、都道府県単位で汚水処理人口普及率95%以上（困難な場合は、少なくとも下水道整備進捗率※で95%以上）の達成に向けて、効率的な整備を推進。
- ・財政負担を軽減し、かつ早期の整備を可能とするための低コスト技術や民間活力を積極的に導入。

※下水道整備進捗率：下水道の全体計画人口を100%とした場合の整備人口の割合。

○国における具体的な施策

上記の方針に沿った具体的な施策として、下水道事業全体としての効率化を図り、早期の未普及解消を推進するために、以下の取組を実施している。

- ・平成30年度予算から、アクションプランに基づく未普及対策を重点化。ただし、令和2年度からは、汚水処理施設整備が概成していない団体に限る。
- ・平成30年3月に、先進都市における管渠整備における設計施工一括発注方式（DB発注方式）についてモデル検討結果をとりまとめ、「下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル(案)【官民連携事業導入編】」を改訂。
- ・平成31年3月に、未普及解消事業をより一層推進するため、現在策定済みのアクションプランから好事例を抽出した事例集を作成。
- ・下水道整備進捗率の低い市町村や未普及人口の多い市町村を対象に、都道府県及び政令市からヒアリングを実施し、概成に向けた更なる下水道区域の見直し、低コスト技術や官民連携手法の積極的な導入の促進を要請。

【都道府県構想の見直し】

- 汚水処理の10年概成を目指すため、国土交通省、農林水産省、環境省の3省が平成26年1月30日に3省統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」をとりまとめ、同日付けの「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」により、平成26年度以降早急な都道府県構想の見直しを要請。

- 令和2年3月末までに全ての都道府県において見直しが完了。
※福島県については、東日本大震災の影響により調査不能な町村を除いて、アクションプランの集計値を公表している。

- 10年概成の達成に向けて、真に下水道が必要な区域への更なる見直しや低コスト技術の採用及び官民連携手法導入の検討など、可能な限り早期の整備に努められるようお願いする。

【官民連携事業の導入】

- 平成28年3月に、下水道未普及解消事業を各地方公共団体が容易に推進できるよう、「地域の実情に応じた下水道計画の見直しや、早期・低コスト型下水道整備手法の導入」「管渠整備における官民連携事業の導入」について、より実践的な検討手順等を示した「下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル（案）」（以下、事業推進マニュアルという。）を公表。

- 平成30年3月に、下水道管路面整備における設計施工一括発注方式（DB発注方式）の先進事例をもとに、契約手続の進め方や業者選定手法等についてとりまとめを行い、事業推進マニュアルを改訂。

- 未普及地域を抱えている地方公共団体においては、事業推進マニュアルを参考に、地域の実情に応じた下水道整備の推進を図られたい。
・事業推進マニュアル及び改訂に係る説明会資料は国土交通省下水道部HPにおいて公表しているので参考とされたい。

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000546.html

- 下水道管路の面的整備における設計施工一括発注方式をモデル導入した秋田県大館市の事例では、通常の発注方式（単年度、設計・施工単独）と比べ、事業費が1割程度削減されるとともに事業期間が3割程度短縮できると試算している。

官民連携事業実施都市

都道府県名	市町村等	官民連携事業の方式	事業者の選定方法	契約年度	工事着手年度 (予定含む)	完了年度 (予定含む)
岩手県	久慈市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2017	2018	2020
秋田県	大館市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2017	2018	2021
神奈川県	葉山町	DB方式	公募型プロポーザル方式	2018	2019	2022
愛知県	豊田市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2016	2016	2018
愛知県	豊田市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2017	2017	2019

【下水道クイックプロジェクト】

- 国土交通省では、地方公共団体における厳しい財政状況や、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、早期かつ低コストな未普及解消のため、「下水道クイックプロジェクト」を実施している。

■ 整備手法のコスト縮減事例

	技 術	コスト縮減事例	備 考
ク イ ッ ク プ ロ ジ ェ ク ト 技 術	流動化処理土による施工	18%縮減	比較する従来手法には、軟弱地盤として路面沈下による舗装修繕費用を含む
	クイック配管（露出配管、簡易被覆、側溝活用）による施工	12～82%縮減	
	道路線形に合わせた施工	17～21%縮減	
	改良型伏越しの連続採用	29～68%縮減	縮減率68%については、改良型伏越し採用によるルート変更の縮減効果も含む
	発生土の管きよ基礎への利用	3%縮減	
	極小規模処理施設の採用	19～49%縮減	工場製作型極小規模処理施設（接触酸化型・接触酸化型）、極小規模処理施設（PMBR）

【下水道未普及解消好事例集の活用】

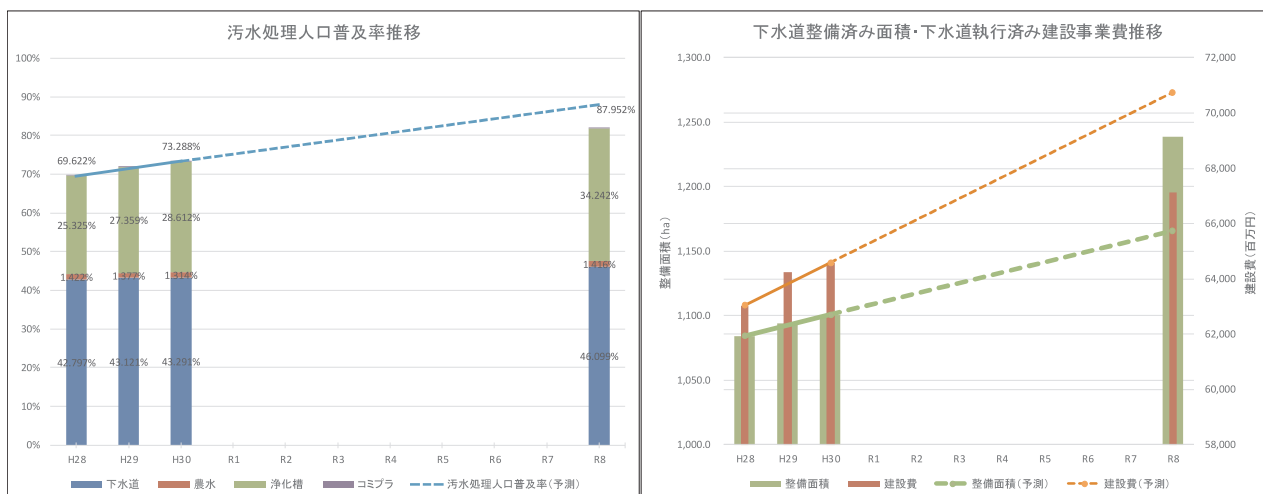
- 平成31年3月、未普及解消事業をより一層推進するため、現在策定済みのアクションプランから好事例を抽出し、事例集として取りまとめ、国土交通省HPに掲載しているため、参考にされたい。

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000546.html

【アクションプランに基づく進捗管理】

■ 下水道整備進捗率の低い市町村や未普及人口の多い市町村を対象に、令和2年1～2月に都道府県及び政令市からヒアリングを実施。

■ ヒアリング時に次のグラフを作成し、アクションプランの目標と近年の実績から見た予測値の乖離等について確認。



■ ヒアリングでは、主に次の観点から取組状況を確認。

- ・ 今後の下水道経営を見据えて、真に必要な地域へ整備するよう検討されているか。
- ・ 首長、財務当局を含め、経営面からも早期の下水道整備が必要であることを認識しているか。
- ・ 早期整備のため、クイックプロジェクトや官民連携などの活用を積極的に検討されているか。
- ・ 下水道区域から外した地域についても、早期の汚水処理概成に向けて、環境部局と連携して取り組んでいるか。
- ・ 区域の見直しに当たっては、既存ストックの効果を最大限発現させるためにも、居住誘導区域等の都市計画と連携しているか。

■ 今後、全都道府県において、市町村へ上記観点から取組状況を確認するとともに、同グラフを活用して進捗管理の徹底をお願いする。

【浄化槽法改正に伴う下水道部局の対応】

■浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）及び関係省令が令和2年4月1日より施行されることとなり、環境省より「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和2年3月5日付け環循適発第20030519号浄化槽推進室長通知。以下「施行通知」という）が発出されたところ。

■施行通知には、下水道処理区域・下水道予定処理区域内の単独処理浄化槽についても特定既存単独処理浄化槽※の措置の対象となり得るものであり、その措置を実施する場合には、下水道部局と調整することとされている。このため、下水道部局の対応に係る留意事項について、以下のとおり令和2年3月10日付けで事務連絡「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行に伴う下水道部局の対応に係る留意事項について」を発出しているので、適切に対応いただくようお願いする。

- ・ 下水道法第2条第8号に規定する処理区域内の特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対しては、同法第10条に基づき、排水設備の設置を促すこと。

また、都道府県知事が処理区域内の特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対して助言等を実施する場合には、公共下水道管理者も連携して対応すること。

- ・ 下水道法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内の特定既存単独処理浄化槽については、公共下水道の整備スケジュールについて、都道府県の浄化槽担当部局と情報共有するとともに、必要に応じて整備スケジュールの見直しを行い、当該地区の下水道整備を着実に実施すること。

また、当該地区が、都道府県構想の見直しにより下水道以外の整備手法によることとされている場合には、速やかに同法第4条に規定する事業計画を変更すること。

※「特定既存単独処理浄化槽」とは、既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものであり、都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、除去その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる（浄化槽法附則第11条。相当の期限を定めて勧告・命令も可能）。

(3) 広域化・共同化に向けた取組について

1. 趣旨

下水道事業の運営については、人口減少に伴う使用料収入の減少や、職員数の減少、施設の老朽化等により、その経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められている。

こうした課題に対し、広域化・共同化は有効な対策のひとつであることから、国土交通省としても、汚水処理事業・公営企業を所管する関係3省（総務省、農林水産省、環境省）と連携し、広域化・共同化の積極的な推進を図っている。

2. 具体的な取組

(1) 「広域化・共同化計画策定マニュアル」の改訂について

平成29年12月に「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」において、令和4年度までの広域化を推進するための目標が設定された。これを踏まえ、国土交通省は、平成30年1月に関係3省と連名で、全ての都道府県における令和4年度までの「広域化・共同化計画」策定を要請している。

また、平成30年度末に公表した広域化・共同化計画策定マニュアル（案）」について、長期の収支予測による持続性の確認や下水道公社等の参画について追記を行い、令和2年3月末に公表した。

当該マニュアルに基づき、広域化・共同化による事業持続性の取組を推進するため、下水道の長期的な収支シミュレーションに基づく、事業の持続性について確認（次頁にチェックリストのイメージを添付）のうえ、広域化・共同化計画の策定をお願いしたい。

(2) 先進事例の水平展開

国土交通省は、広域化・共同化の導入促進を図るため、平成30年8月に「下水道事業における広域化・共同化の事例集」を公表し、先進事例を幅広く収集し、その連携体制や導入効果、ノウハウ等を体系的に事例集として整理し、HPに掲載しているので、ご参考いただきたい。

(3) 広域化・共同化勉強会の開催について

広域化・共同化計画の策定を促進するため、各都道府県においてモデルブロックを1箇所以上選定したうえで、都道府県単位で勉強会を開催するとともに、地整等の単位でブロック勉強会を開催し、計画策定の進捗状況や好事例について情報共有、意見交換を通じて、より良い計画策定に向けて取り組んでいただきたい。（事務連絡発出予定）

勉強会（各地方ブロック、主な都道府県）には国土交通省からも参加し、計画策定の進捗状況や課題等のヒアリングを実施する予定。

検討ブロック		A県 北部ブロック					A県 北部ブロック					検討ブロック	
評価項目	備考	a市	b市	c町	d村	e村	備考	a市	b市	c町	d村	e村	備考
ハード	施設統廃合	○	—	○	—	—	c→aに統廃合	○	—	○	—	—	c→aに統廃合
	汚泥処理	—	—	—	—	—		—	○	○	—	—	cの濃縮汚泥をb市で一括処理
ソフト	集中監視施設の共同設置	—	—	—	—	—		○	—	—	○	○	クラウド型広域監視システムの導入
	維持管理業務(施設)	○	○	—	—	—	共同発注	○	○	○	○	○	共同発注
計画メニュー(見直し前)	水質調査	○	○	○	○	○	共同発注	○	○	○	○	○	共同発注
	台帳システム整備・保守	—	—	—	—	—		—	—	—	○	○	財務会計システムの共同整備
ソフト	委託業務の共同発注(ストマ計画、企業会計等)	—	—	—	—	—		—	—	—	○	○	企業会計移行業務の共同発注
	排水設備事務	○	○	○	—	—		○	○	○	—	—	
長期(見直し前)の経費回収率	災害時対応	○	○	○	○	○	県主導災害時協定締結	○	○	○	○	○	県主導災害時協定締結
	その他	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
長期(見直し)の経費回収率	現時点の経費回収率	110%	96%	88%	80%	77%	-	110%	76%	88%	80%	77%	-
	2030年の経費回収率(計画実施前)	106%(103%)	90%(88%)	92%(86%)	77%(69%)	72%(70%)	C町で使用料の改訂を予定しており、収支に反映	108%(103%)	93%(88%)	96%(86%)	81%(69%)	75%(70%)	C町で使用料の改訂を予定しており、収支に反映
長期(見直し)の経費回収率	2050年の経費回収率(計画実施前)	102%(99%)	83%(81%)	95%(83%)	75%(71%)	70%(67%)		110%(99%)	86%(81%)	100%(83%)	83%(71%)	88%(67%)	
	改善に向けた取り組み												
その他の効果	執行体制面	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における相互支援により強化 ・維持管理の共同化に伴い、管理レベルが統一され向上 					<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における相互支援により強化 ・維持管理の共同化に伴い、管理レベルが統一され向上 					<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備事務の共同委託による地元企業の育成 	
	環境面											<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥集約とエネルギー回収による環境負荷の低減 	
総合評価	その他											<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備事務の共同委託による地元企業の育成 	
	総合評価	経営改善の効果が限定的なため、各市町村の改築更新に合わせて事業の持続性に資する取組等について再度検討を行う。											

(4) 下水道リノベーションの推進

1) リノベーションの概念について

- 処理場の統廃合や汚泥処理の集約化等にあわせて、迷惑施設とも捉えられることの多い下水道施設を地域のエネルギー拠点や防災拠点等として再生する取組を「下水道リノベーション」と称している。

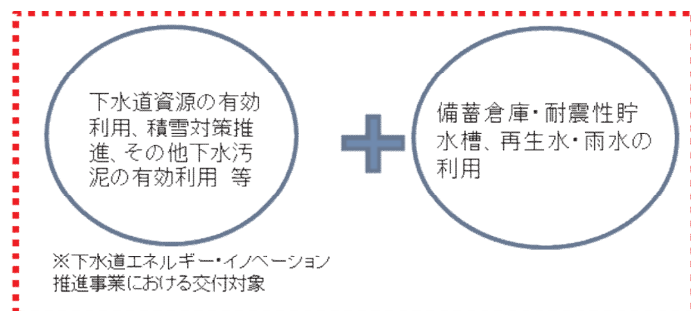
2) 下水道リノベーション推進総合事業と下水道リノベーション推進計画について

- 令和2年度から下水道リノベーションの取組を総合的に支援するため、「下水道エネルギー・イノベーション推進事業」を改称し、新たに「下水道リノベーション推進総合事業」を創設。
- 「下水道リノベーション推進計画」については、下水汚泥等の下水道資源の有効利用に向けた計画であり、新たに創設した「下水道リノベーション推進総合事業」により導入可能性調査等を含む計画策定費を支援するもの。

【参考】「下水道リノベーション推進総合事業」と「下水道エネルギー・イノベーション推進事業」の違いについて

下水道リノベーションの取組を総合的に支援するため、「下水道エネルギー・イノベーション推進事業」を改称して新たに「下水道リノベーション推進総合事業」を創設し、リノベーション推進計画の策定や防災拠点化に必要な施設整備等を交付対象に追加。

【下水道リノベーション推進総合事業のイメージ】



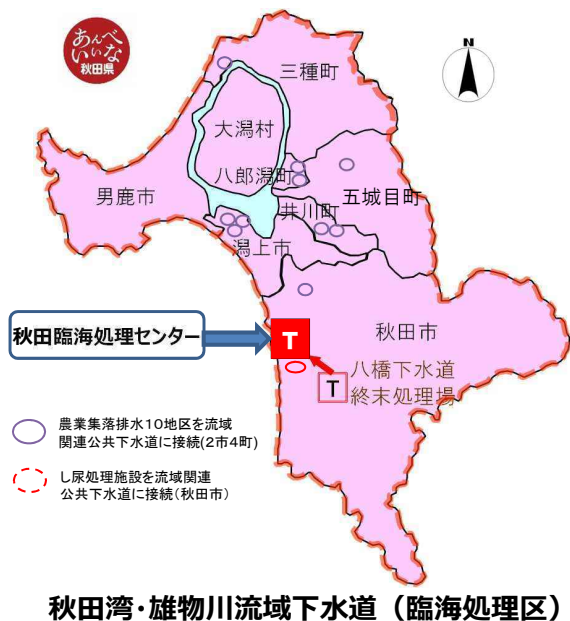
3) 「下水道リノベーション計画」の登録制度について

- 平成30年度から実施している「下水道リノベーション計画」の登録制度については、処理場のエネルギー拠点化、防災拠点化、憩い・賑わい拠点化のうち2つ以上を満たす先進的・先導的なリノベーションの取組について、計画を国交省が登録し、必要な施設整備等について支援を行うもの。
- 令和元年は秋田県（秋田臨海処理センター）および佐賀市（佐賀市下水浄化センター）を新たに登録したことで、昨年度に「下水道リノベーション計画」第1号として登録した堺市に加え、合計3件となった。（令和2年3月30日 報道発表）

新たに登録を行った2件

- ・秋田県 秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
- ・佐賀市 佐賀市下水浄化センター

- 日本海に面する秋田市臨海部埋立地に整備した県内最大の下水道終末処理場であり、県内の3市4町1村の汚水を処理している。
- 昭和57年4月供用開始
- 処理能力：143,000〔m³/日〕※令和2年度増強 計画処理人口：357,700人
- 広域化・共同化推進の中核の処理場として、農業集落排水やし尿処理施設の汚水等を集約。
- R2年度中には新技術※の活用によって能力を増強し、「秋田市八橋下水道終末処理場」の汚水を受け入れる予定。



秋田湾・雄物川流域下水道 秋田臨海処理センターリノベーション計画の概要 国土交通省

- 下水道資源の利活用を通じて、秋田臨海処理センターを地域の脱炭素化と活性化に資する拠点として再生し、「元気なふるさと秋田づくり」に貢献する下水道施設の新たな価値を創造する。
- ◇エネルギー供給拠点化
 - ・地域バイオマスの集約と汚泥燃料化 ・風力及び消化ガス発電によるエネルギー自立化と地域供給及び非常電源活用
- ◇憩い・賑わいの拠点化
 - ・「じゅんかん育ち※」普及促進 ・処理水、排熱利用の共同研究 ・コンポスト利用農場として敷地開放
- 事業期間： 令和2年度から令和7年度まで（6年間）



急激な人口減少を迎えた下水処理場の新たな価値創造を図る

【佐賀県佐賀市】佐賀市下水浄化センターの概要

▼ 佐賀市下水浄化センター

- 生態系豊かな有明海の北部に位置し、佐賀市民の大部分の下水を処理。
- 昭和53年11月供用開始
- 処理能力：約68,000(m³/日) 計画処理人口：179,400人
- 地域密着型の施設として下水道資源を積極的に有効活用し、地域へ還元。

▼ 下水道資源の活用イメージ



佐賀市下水浄化センター リノベーション計画の概要

- 下水道資源からエネルギー（豊かさ）を創出し、地域へ還元するための様々な取組をさらに推進するため、地域バイオマスの集約処理等により、各取組の機能を維持・向上させるとともに、下水浄化センターを拠点とした地域のさらなる活性化を目指していく。（事業期間：令和2年度から令和6年度まで）
- ▶ **エネルギー供給拠点化**：下水浄化センターを拠点に、し尿処理場や食品工場からの地域バイオマスを集約し、さらなるエネルギーを創出。エネルギー創出の過程で得られる二酸化炭素等から藻類を培養し、商業用のバイオジェット燃料へ活用。
- ▶ **憩い・賑わいの拠点化**：消化ガス発電の過程で排出される二酸化炭素を活用した高付加価値農業、地元の保育園・幼稚園児による下水汚泥由来肥料を用いた農業体験等。

▼ エネルギー供給拠点化



▼ 憩い・賑わいの拠点化



(5) 災害対策(耐震、耐水化、停電、BCP)について

(1) 東日本大震災

① 復旧(平成31年3月末現在)

- (管渠)被災管渠は、99%が復旧済み。(被災延長984kmのうち、976kmが復旧済み)
(処理場)被災処理場の処理機能については、124箇所(福島県内避難指示区域内の3箇所及び廃止2箇所を除く)全てで復旧済み。

② 復興交付金

- ① 復興まちづくり事業として実施される土地区画整理事業等の進捗にあわせ、管渠等の整備を推進。
- ② 地盤沈下に伴い生じた浸水被害を軽減するため、雨水排水のためのポンプ施設等の整備を推進。

	岩手県	宮城県	福島県
①の下水道事業(7箇所)	久慈市、野田村、山田町、大船渡市	七ヶ浜町	白河市、新地町
②の雨水対策事業(4箇所)		仙台市、利府町、多賀城市	相馬市
①及び②の事業(14箇所)	宮古市、大槌町、釜石市、陸前高田市	石巻市、女川町、東松島市、松島町、塩竈市、名取市、岩沼市、亶理町、気仙沼市	いわき市

(2) 令和元年の災害

① 令和元年 房総半島台風(台風第15号)

- 台風接近・通過に伴い、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、大雨となり、多くの地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測する記録的な暴風となった。
- 広域停電により、関東地方等において1都5県28処理場、98ポンプ場等で停電が発生。
- 千葉県においては、2処理場1ポンプ場において、長時間の運転による自家発電設備の故障や資機材の手配の遅れが生じたことにより、一時的な機能停止が発生。その後、可搬式ポンプや電力会社による電源車の設置等により下水道機能を確保。



可搬式ポンプ、発電機の設置



電力会社の電源車による受電

② 令和元年 東日本台風(台風第19号)

- 台風接近・通過に伴い、総降雨量が神奈川県箱根で1000mmに達し、東日本を中心に17地点で500mmを越え、3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新した。また、1都12県に大雨特別警報が発令するなど、記録的な大雨となった。
- 処理場は、福島県阿武隈川流域の県北浄化センターや長野県千曲川流域の下流終末処理場など、計16箇所で被災。
- ポンプ場は、宮城県仙台市の蒲生雨水ポンプ場や宮城県丸森町の丸森雨水ポンプ場など、計28箇所で被災。
- 国土交通省としては、浸水した施設周辺及び施設内排水のため、排水ポンプ車を支援。また、TEC-FORCEを2県5市1町へ派遣し、被災状況調査や応急復旧に向けた技術的助言等を実施。



長野県 千曲川流域下流処理区終末処理場



国土交通省の排水ポンプ車により雨水を排水

仙台市 蒲生雨水ポンプ場

【今般の災害対策】

1) 下水道 BCP 策定マニュアルの改訂について

- 昨今の豪雨災害（平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風）や大規模停電（北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風）を受けて、水害を対象に追加するとともに、災害時等における電力停止時の対応を加えた「下水道 B C P 策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）」を公表。
- 発災後の対応だけでなく、降雨情報（台風、警報等）の発表から浸水等の被害が発生するまでの対応について追記するとともに、水害における被害想定、発災後の応急対応による機能確保が困難な施設における計画的なハード対策の推進、被災後の対応事例等を新たに追加。
- また、「令和元年台風第 15 号・19 号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」の中間とりまとめ結果（令和 2 年 1 月）において、下水道管理者は「発災後 72 時間の業務継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるとともに、更なる非常用電源用の燃料備蓄の増量に努めること」とされたことを踏まえ、停電時の機能確保の対応について充実を図っている。
- 改訂マニュアルに基づき、令和 2 年度中に下水道 BCP の見直しを完了するようお願いしたい。

2) 耐水化計画の策定について

- 令和元年 12 月 3 日付事務連絡「下水処理場・ポンプ場における耐水化の推進について」により、早急に耐水化の検討に着手するよう依頼。
- 令和元年東日本台風等による下水道施設の被害を踏まえ、学識者等で構成する「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」において、耐水化の対象外力の考え方や効率的・効果的な対策手法、段階的な対策の進め方等について議論を行っているところ。
- 第二回の検討会（4 月 14 日書面開催）を踏まえ、上記について近々に取りまとめを行い、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画の策定に関する通知を発出する予定。

3) 出水期前の点検（ゲート等）や非常用発電設備の点検

- 毎年の出水期前に「出水期における都市浸水被害の軽減対策等に関する下水道施設の管理について」を発出し、浸水被害激化への対応と下水道システムの機能確保に向けて強化すべき施策の推進について、周知しているところ。
- しかしながら、昨年度の災害において、老朽化等によるゲートの機能不全や停電時における非常用発電設備の不具合等が発生。ストックマネジメント計画等に基づく計画的な点検・調査や必要な修繕、定期的な保守運転に加え、災害時においても確実に機能を発揮できるよう適切な維持管理を確実に実施していただきたい。

4) 事業マネジメント通信簿（地震対策）

- 地方公共団体における、管渠及び処理場の耐震化率や下水道 BCP の見直し実施・予定状況を評価した地震対策通信簿を公表。取組状況の自己診断や他団体との比較等に活用し、地震対策の取組促進に繋げていただきたい。

下水道BCP策定マニュアルの改訂について

背景・目的

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風では、処理場・ポンプ場が浸水し、揚水機能・処理機能が停止する事態が発生。
- 北海道胆振東部地震や令和元年房総半島台風では、広域かつ長期の停電により、自家発電設備の燃料不足や長時間の運転による自家発電設備の故障等により不安定な運転操作を強いられた。
- 地震・津波を対象とした現行のBCP策定マニュアルによって、ほぼ全ての地方公共団体でBCPを策定しているが、水害や長期の停電に対する対応は十分とは言えない。
- 近年の災害を踏まえた下水道機能の確保における課題に対応するため、新たに水害を対象に追加するとともに、広域かつ長期の停電時における機能確保の観点を充実させたため、下水道BCPマニュアルの改訂を行った。

大規模豪雨における排水機能・処理機能の確保



浸水した下水処理場
(長野県 千曲川下流処理区)



仮設ポンプ等の資機材の確保
(広島県倉敷市)

停電時における下水道施設の操作機能の確保



非常時の電源確保
(電源車による受電)



燃料供給体制の確保
(出典:経済産業省HP)

下水道BCPマニュアル改訂の方向性について

【課題】

大規模豪雨

- ・土砂災害に伴う道路崩壊等により管渠の流失・閉塞が発生した。
- ・内水氾濫の既往最高水位をベースに地盤をかさ上げしていたが、洪水により施設が被災した。
- ・施設周辺が浸水し、近づけなかった。設計図書も水没し、被害状況の調査が難航した。
- ・ポンプ場や燃料貯蔵庫は耐水化していたが、燃料移送ポンプが浸水により停止した。
- ・施設地下部の浸水により仮設ポンプ等が必要になったが、ポンプの実揚程が大きく、排水能力の確保に時間を要した。
- ・浸水に伴い施設が機能停止したが、仮設ポンプを設置できるスペースが限られていた。

長期間の停電時

- ・長期間の停電によって、非常用発電設備の燃料が不足し、不安定な運転操作を強いられた。
- ・燃料調達等の要請時に必要となる情報(油種、備蓄量、運転可能時間等)が決まっておらず、要請までの情報収集に時間を要した。
- ・長期間の停電によって、非常用発電設備が連続運転により故障が発生した。

【マニュアル改訂の方向性】

浸水・土砂災害における機能停止リスクの把握

- ・土砂災害警戒区域等からの危険個所の把握
- ・内水・洪水等の浸水想定区域、継続時間、浸水深等の把握
- ・主要機器(ポンプ、原動機等)や補器類(燃料移送機器等)への影響の把握等

下水道施設の浸水時における行動計画の策定

- ・揚水機能等の稼働状況の早期把握方法
- ・必要とされる資機材の確保と運用方法の確立等
- ・被害想定に基づき、必要最低限の機能確保、市街地での溢水防止に向けた対応手順の検討(簡易処理ルート確保)
- ・排水ポンプ車の要請準備
- ・職員の避難時における運転操作手順の検討

災害時の燃料供給体制等の確保

- ・燃料供給業者との協定締結
- ・燃料供給要請と円滑な情報共有体制の確保
- ・非常用発電設備がない場合の対処方針(管内留時間の把握等)

災害の停電時間の設定

- ・施設の立地特性や停電時の影響の程度を踏まえ、発災後72時間の業務継続が可能となるよう検討

令和元年度地震対策通信簿（下水道事業者別一覧）

平成31年3月末時点

都道府県名	団体数	平均点		団体数（団体）					割合（％）					防災3地域 [※] 内で 通信簿2以下 (40点未満)	
				通信簿					通信簿						
				順位	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	団体数
北海道	155	39.7	41	35	43	33	29	15	23	28	21	19	10	22	14%
青森県	35	62.6	5	0	7	7	9	12	0	20	20	26	34	2	6%
岩手県	33	46.5	28	3	9	10	8	3	9	27	30	24	9	7	21%
宮城県	42	44.1	32	9	11	9	6	7	21	26	21	14	17	20	48%
秋田県	27	40.4	39	7	5	6	6	3	26	19	22	22	11	0	0%
山形県	33	48.8	24	2	10	9	9	3	6	30	27	27	9	0	0%
福島県	42	73.9	1	2	0	8	13	19	5	0	19	31	45	2	5%
茨城県	51	40.0	40	10	14	15	7	5	20	27	29	14	10	22	43%
栃木県	30	62.9	4	0	2	9	11	8	0	7	30	37	27	1	3%
群馬県	31	36.1	45	11	8	4	7	1	35	26	13	23	3	9	29%
埼玉県	64	47.4	27	8	10	27	14	5	13	16	42	22	8	18	28%
千葉県	37	48.2	26	4	12	10	6	5	11	32	27	16	14	16	43%
東京都	34	57.8	10	1	4	13	10	6	3	12	38	29	18	5	15%
神奈川県	35	36.3	44	7	11	12	5	0	20	31	34	14	0	18	51%
新潟県	32	48.3	25	3	9	8	10	2	9	28	25	31	6	0	0%
富山県	16	50.9	18	0	6	4	5	1	0	38	25	31	6	0	0%
石川県	20	56.2	13	0	4	8	6	2	0	20	40	30	10	0	0%
福井県	20	42.5	34	4	5	6	3	2	20	25	30	15	10	0	0%
山梨県	28	49.8	20	2	7	9	9	1	7	25	32	32	4	9	32%
長野県	68	38.9	42	15	19	19	13	2	22	28	28	19	3	18	26%
岐阜県	39	57.1	11	2	4	12	15	6	5	10	31	38	15	6	15%
静岡県	30	56.8	12	0	7	7	11	5	0	23	23	37	17	7	23%
愛知県	60	64.4	2	1	6	18	15	20	2	10	30	25	33	7	12%
三重県	26	55.2	14	4	4	5	6	7	15	15	19	23	27	8	31%
滋賀県	20	49.4	22	4	3	3	8	2	20	15	15	40	10	7	35%
京都府	27	46.0	30	5	7	8	4	3	19	26	30	15	11	8	30%
大阪府	50	40.8	37	6	17	19	4	4	12	34	38	8	8	23	46%
兵庫県	48	40.8	38	10	11	17	7	3	21	23	35	15	6	14	29%
奈良県	32	53.4	15	1	8	9	10	4	3	25	28	31	13	9	28%
和歌山県	25	49.7	21	3	9	4	4	5	12	36	16	16	20	12	48%
鳥取県	19	44.7	31	4	5	3	6	1	21	26	16	32	5	0	0%
島根県	19	51.8	17	2	3	5	6	3	11	16	26	32	16	0	0%
岡山県	27	50.0	19	1	6	10	7	3	4	22	37	26	11	5	19%
広島県	25	38.8	43	4	6	11	4	0	16	24	44	16	0	8	32%
山口県	20	42.4	35	2	7	8	3	0	10	35	40	15	0	6	30%
徳島県	15	64.3	3	0	1	3	8	3	0	7	20	53	20	1	7%
香川県	17	46.3	29	0	7	7	1	2	0	41	41	6	12	7	41%
愛媛県	17	49.3	23	2	4	4	5	2	12	24	24	29	12	6	35%
高知県	17	43.3	33	3	3	6	5	0	18	18	35	29	0	6	35%
福岡県	55	59.3	9	2	10	17	9	17	4	18	31	16	31	2	4%
佐賀県	17	62.2	6	2	3	1	3	8	12	18	6	18	47	0	0%
長崎県	17	52.0	16	1	4	4	5	3	6	24	24	29	18	0	0%
熊本県	33	59.4	8	0	4	15	6	8	0	12	45	18	24	0	0%
大分県	14	35.6	46	4	3	6	1	0	29	21	43	7	0	6	43%
宮崎県	17	59.9	7	0	1	6	8	2	0	6	35	47	12	1	6%
鹿児島県	18	41.4	36	6	2	3	5	2	33	11	17	28	11	7	39%
沖縄県	29	31.3	47	11	8	6	3	1	38	28	21	10	3	9	31%
合計	1566	48.6		203	349	443	355	216	13	22	28	23	14		

※1 点数は、処理場管理のない団体も100点満点に換算したもの。

※2 防災3地域とは、30年以内の発生確率60%以上の首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震のエリア内。

：防災3地域内で通信簿2以下(40点未満)の団体割合が40%以上の都道府県。

通信簿の判定
1 : 20点未満
2 : 20点以上40点未満
3 : 40点以上60点未満
4 : 60点以上80点未満
5 : 80点以上

(6) 下水道工事等の適切な執行について

《新・担い手三法について～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～》

平成 26 年に、品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定した（「担い手 3 法」）。この「担い手 3 法」の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、5 年間で様々な成果が見られた。

一方で、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Construction の推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題も存在する。新たな課題に対応し、5 年間の成果をさらに充実するため、「新・担い手 3 法」として、再び品確法と建設業法・入契法が改正された。

これらの改正を踏まえ、「新 3 K^{*}」の実現など魅力ある建設現場の創出のため自らの発注体制や地域の実情に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に執行いただきたい。

※新 3 K：給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる

災害時の緊急対応の充実強化

○発注者の責務として以下の内容を規定

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法の選択
- ・建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ・労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

働き方改革への対応

○発注者の責務として以下の内容を規定

- ・休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ・公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ・設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

○公共工事等を実施する者の責務として適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結を規定

調査設計の品質確保

○公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

建設現場の生産性の向上

○限りある人材の有効活用と若者の入職促進

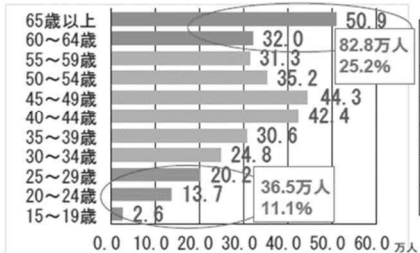
- ・工事現場の技術者に関する規制を合理化。

元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。

- ・下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

60歳以上の高齢者(82.8万人、25.2%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



出典: 建設業「労働力調査」(10年平均)を元に国土交通省にて推計

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

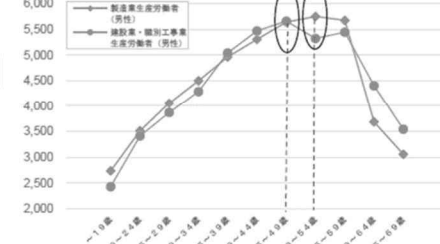
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

(時間)	2012年 (単位:千円)	2018年 (単位:千円)	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7	4,624.5	18.1%
建設業男性全労働者	4,831.7	5,713.3	18.2%
製造業男性生産労働者	4,478.6	4,764.1	6.4%
製造業男性全労働者	5,391.1	5,601.6	3.9%
全産業男性労働者	5,296.8	5,584.5	5.4%

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額+12ヶ月間賞与その他特別給付金

建設業生産労働者(技能者)の賃金は、45~49歳でピークを迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていない。

年齢階層別の賃金水準



出典: 平成30年賃金構造基本統計調査

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

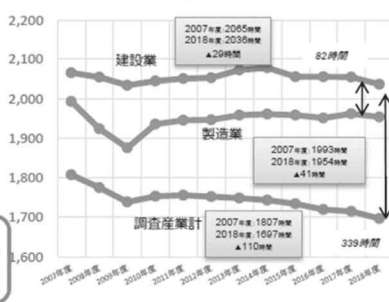
企業別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%

出典: 公共事業労働力調査

建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況。

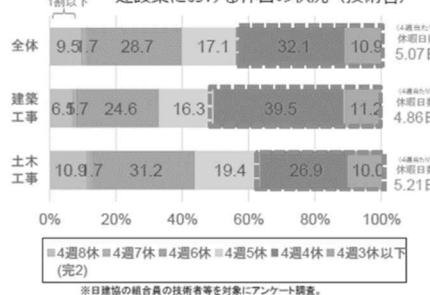
年間実労働時間の推移



出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度別より国土交通省作成

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

建設業における休日の状況(技術者)



出典: 日建協「2018年アンケート」を基に作成

新・担い手3法(品確法と建設業法・入契法の一体的改正)について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、5年間の成果をさらに充実する新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ~公共工事の発注者・受注者の基本的な責務~ <議員立法>

<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮) 施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等) 適切な設計変更(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用) <p>○受注者(下請含む)の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な請負代金・工期での下請契約締結 	<p>○発注者・受注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の活用等による生産性向上 	<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 災害協定の締結、発注者間の連携 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 	<p>○調査・設計の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
---	---	--	--

働き方改革の推進

- 工期の適正化
 - 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
 - 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
 - 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
 - 社会保険の加入を許可要件化
 - 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

- 技術者に関する規制の合理化
 - 監理技術者: 補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
 - 主任技術者(下請): 一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
 - 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
 - 経営管理責任者に関する規制を合理化
 - 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ~建設工事や建設業に関する具体的なルール~ <政府提出法案>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

● 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要 (令和元年6月7日成立、6月14日公布・施行)

背景・必要性

1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

2. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

3. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

5. その他

(1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第三十号) (令和元年6月5日成立、6月12日公布)

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

○長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

- ✓原則、月45時間かつ年360時間
- ✓特別条項でも上回ることの出来ないもの：
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・毎月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

○現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

<年齢構成別の技能者数>



3. 持続可能な事業環境の確保

○地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経營業務管理体制を有することを求めることとする。

- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
 - (i)元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 - (ii)下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

<元請の監理技術者>



<下請の主任技術者>



(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

(1) 入札及び契約の適正化

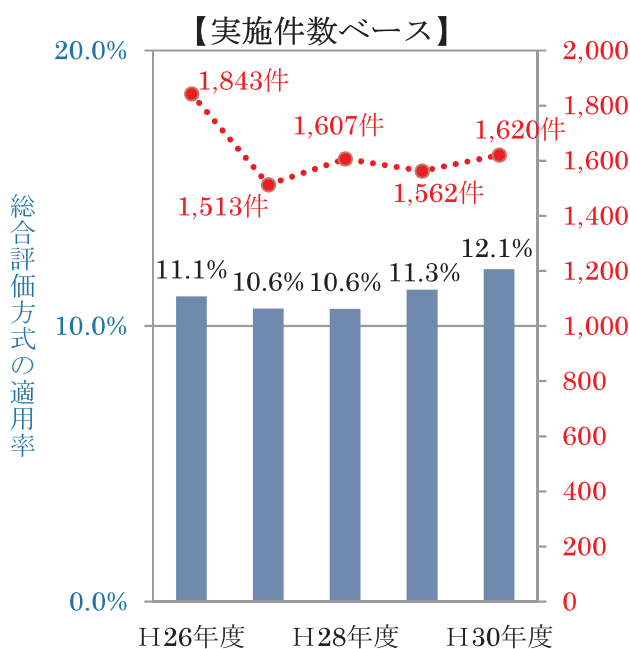
1) 多様な入札契約の導入・活用

①調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択

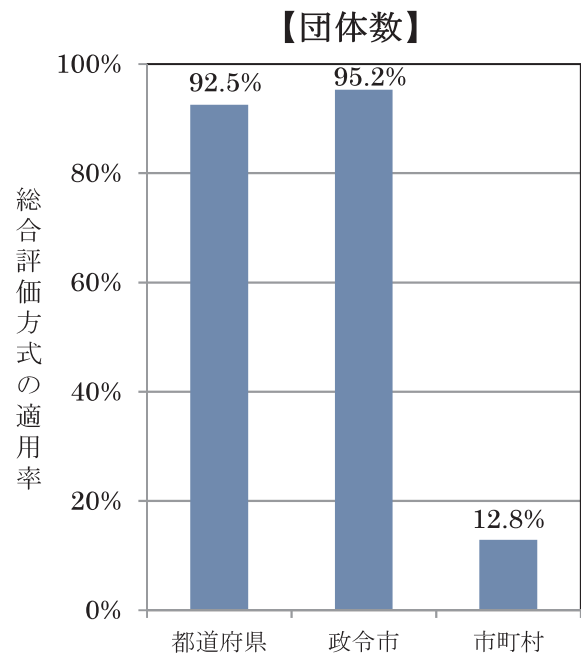
調査及び設計業務においては、価格競争のほか、適正価格による高品質な成果品を得るため、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成27年11月 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会より）等を参考にプロポーザル方式及び総合評価方式の活用を図るとともに、コンサルタント業務の発注にあたっては、極力、建設コンサルタント登録規程により登録されているコンサルタントの活用を図ること。

また、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保するとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うようお願いする。

さらに成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすとの観点から、成績評定の結果の活用を推進すること。



※適用率 = (実施件数 / 全入札件数)
 下水道事業を対象 (国土交通省下水道部調べ)
総合評価方式の推移 (実施件数ベース)



(平成30年度実績)
 ※適用率 = (実施事業体数 / 全事業体数)
 下水道事業を対象 (国土交通省下水道部調べ)

総合評価方式の取り組み状況

②工事の性格等に応じた入札契約方式の選択

工事の発注においては、令和2年に改正した「発注関係事務の運用に関する指針」（詳細は国土交通省土地・建設産業局建設業課 HP 参照）及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせるよう努められたい。

<主な入札方式>

(a) 落札者の選定の基準に関する方式

・ 価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式

・ 総合評価落札方式

技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式

・ 技術提案・交渉方式

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式

(b) 落札者の選定の手続に関する方式

・ 段階的選抜方式^{※1}

競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式

※1 本方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、その運用について十分な配慮を行う。なお、本方式は選定プロセスに関する方式であり、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式とあわせて採用することができる。

<主な契約方式>

(a) 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

・ 工事の施工のみを発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様により、その施工のみを発注する方式

・ 設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式

・ 詳細設計付工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式

・ 設計段階から施工者が関与する方式（ECI^{※2}方式）

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で、工事契約をする方式（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）

※2 Early Contractor Involvement の略

・ 維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式

(b) 工事の発注単位に応じた契約方式

・ 包括発注方式

既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式

・ 複数年契約方式

継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり、一つの契約により発注する方式

(c) 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式

・ CM方式^{※3}

対象事業のうち、工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式

※3 Construction Management の略

・ 事業促進PPP方式^{※4}

調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式）

※4 Public Private Partnership の略

2) 適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算の実施に努められたい。

- ・ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映すること。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定すること。さらに、最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用すること。
- ・ 適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わないこと。

3) 施工条件の適切な明示及び請負金額の額や工期等の適切な変更

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行うこと。

また、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行うこと。

4) ダンピング受注の防止、予定価格等の事後公表

① ダンピング受注の防止

近年、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を下回る入札のあった工事の割合が急増しているが、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。また、施工監督の強化など行政コストの増大を招く恐れがある。このため、以下の対策の強化を図るようお願いする。

- ・ 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、平成31年3月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。
- ・ 低入札価格調査制度において、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用すること。
- ・ 入札時において工事費内訳書の提出を求めること。
- ・ 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げ等の措置を行うこと。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

【範囲】
予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08



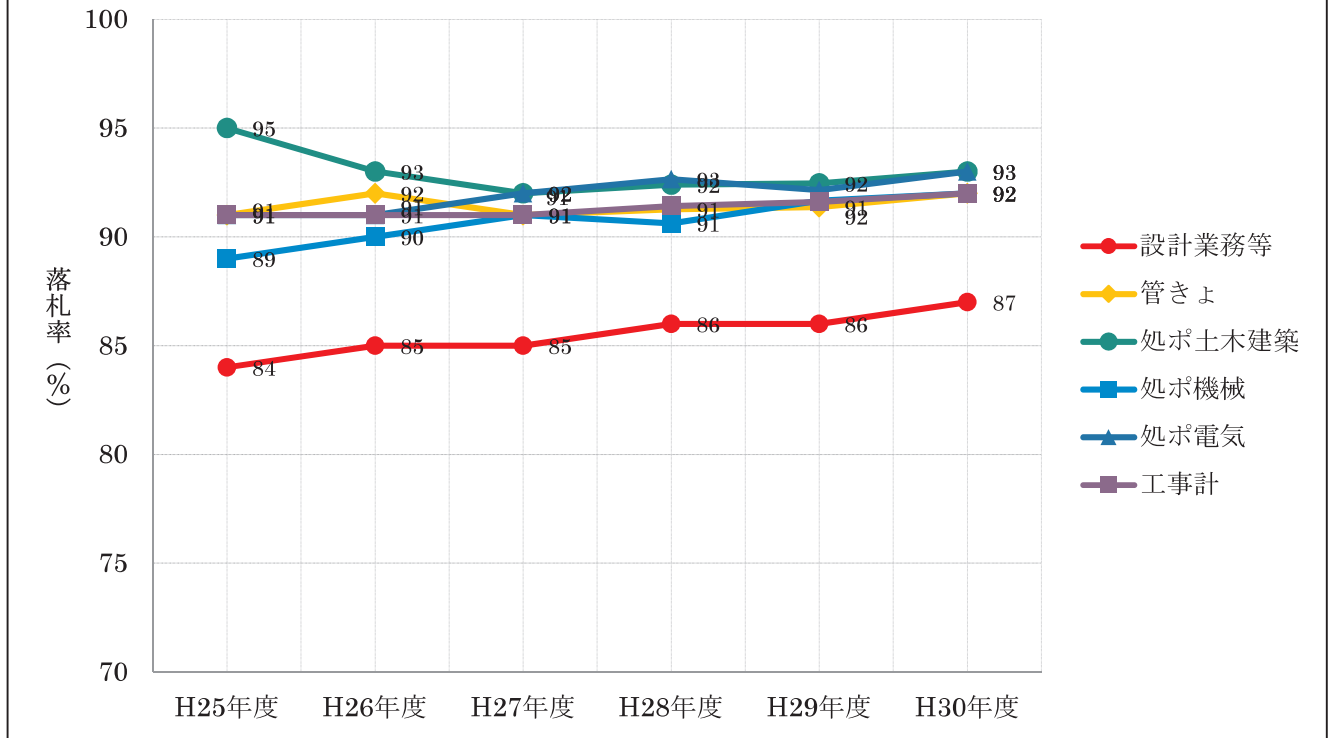
H31.4.1～

【範囲】
予定価格の 7.5/10～9.2/10
【計算式】
・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

※最低制限価格制度の運用については 《会計検査について》 3)平成28年度決算報告 も参照ください。

下水道事業における工種別平均落札率の推移



資料) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部調べ

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の取り組み状況

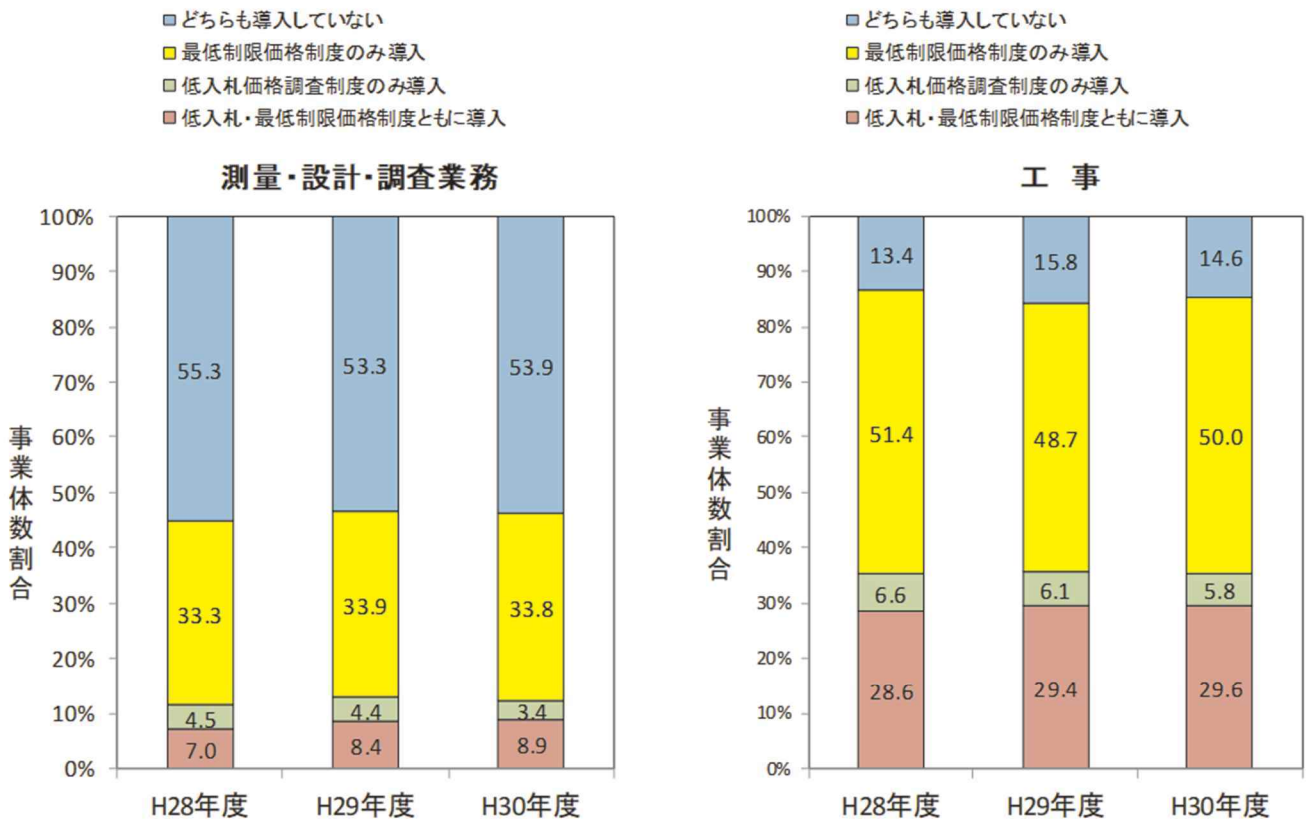


図 低入札対策の導入状況・事業体数ベース (平成 30 年度)

資料) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部調べ

② 予定価格等の事後公表

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることに鑑み、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とするようお願いする。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うようお願いする。

① 予定価格等の公表時期について [努力義務事項]

	事後公表		事前公表及び事後公表の併用		事前公表		非公表		
	H29.3.31	H30.8.1	H29.3.31	H30.8.1	H29.3.31	H30.8.1	H29.3.31	H30.8.1	
国	18	18	0	0	0	0	0	1	
	94.7%	94.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	
特殊法人等	120	118	1	1	0	0	1	2	
	96.8%	95.2%	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	0.8%	1.6%	
地方公共団体	都道府県	17	17	15	16	15	14	0	0
		36.2%	36.2%	31.9%	34.0%	31.9%	29.8%	0.0%	0.0%
	指定都市	7	7	9	9	4	4	0	0
		35.0%	35.0%	45.0%	45.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	647	669	253	276	681	651	118	100
	37.6%	38.9%	14.7%	16.0%	39.6%	37.8%	6.9%	5.8%	
小計	671	693	277	301	700	669	118	100	
	37.5%	38.8%	15.5%	16.8%	39.1%	37.4%	6.6%	5.6%	
計	809	829	278	302	700	669	119	103	
	41.9%	42.9%	14.4%	15.6%	36.3%	34.6%	6.2%	5.3%	

	非公表と事後公表の併用		非公表と事前公表の併用	
	H29.3.31	H30.8.1	H29.3.31	H30.8.1
国	1	0	0	0
	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%
特殊法人等	2	3	0	0
	1.6%	2.4%	0.0%	0.0%
地方公共団体	都道府県	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	15	16	7
	0.9%	0.9%	0.4%	0.5%
小計	15	16	7	9
	0.8%	0.9%	0.4%	0.5%
計	18	19	7	9
	0.9%	1.0%	0.4%	0.5%

※ 事前公表及び事後公表の併用には、案件により事後公表を試行（原則事前公表）している発注機関を含む。

予定価格等の公表時期について

平成30年度における公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況等の結果

(平成31年1月22日付、国土交通省、総務省、財務省)より抜粋

調査対象機関：国19機関、特殊法人等124法人

地方公共団体(47都道府県 20指定都市 1,721市区町村)

調査対象時点：平成30年8月1日現在

5) その他

①若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式

豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者が実績を積む機会が得られにくい場合、建設生産を支える技術・技能の承継が行われにくくなり、将来的な工事品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に支障が生じる懸念がある。豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用を促す方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用も考慮し、専任補助者制度の活用等により、施工実績の要件を緩和するなど、適切な競争参加資格を設定

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用も考慮し、必要に応じて施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制の評価、現場代理人としての実績や専任補助者の成績・実績の評価など、適切な評価項目を設定

「令和2年1月 発注関係事務の運用に関する指針」参照

②工事一時中止

工事発注において、工事用地の確保や占有事業者等協議などの関係機関協議を調べ、適正な工事を確保し発注を行う事が基本であるが、受注者の責に帰すことが出来ない事由により施工が出来ないと認められる場合には、発注者は工事の全部または一部の中止を速やかに書面で命じなければならない。なお、受注者の責に帰すことが出来ない事由には下記の規定がある。

- ・工事用地等の確保できない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的または人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき

- ・その他、発注者が必要があると認めるとき

一時中止の指示を行っていない場合、現場管理費等の増加や配置技術者の専任への障害が生じるといった指摘があり、適切な対応を行うようお願いする。

また、土木・建築工事の不調不落・工程遅れ等の事由により、関連する機械・電気設備工事にて製作した機器類の工場保管などが生じる事態を防ぐために、土木・建築工事の工程を確認の上、機械電気工事を発注する等、適切な対応をお願いする。

③工期の適正化と計画的な発注や施工時期の平準化

令和2年に改正された建業法及び入契法では、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の禁止や工期に影響する事象で認識しているものについて契約締結までに通知すること等が記載されている。

また、工事の施工時期の平準化は、繁忙期と閑散期の工事量の差を少なくし、年間を通して工事量を安定させ、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与するものであるため、発注者は法改正の趣旨を踏まえ、公示の平準化に努めること。

- ・繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し

年度当初からの予算執行の徹底、工期が1年に満たない工事についても繰越明許費適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による年度末の工事の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な工期の確保と工事の施工時期の平準化に取り組むようお願いする。

工期の適正化

(建設業法第19条、第19条の5・6、第20条、第20条の2、第21条、第34条、入契法第11条)

◆中央建設業審議会が工期に関する基準を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

実施を勧告

建設業者

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のために必要な情報を提供しなければならない。

◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種類ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)

地方公共団体における平準化の取組

取組状況 (地方公共団体における平準化に向けた取組の促進)

H27.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請

※以降、■H28.2、■H28.10、■H29.2、■H30.2、■H30.11、■H31.2に要請。

※H29.2以降は、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請。

H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知

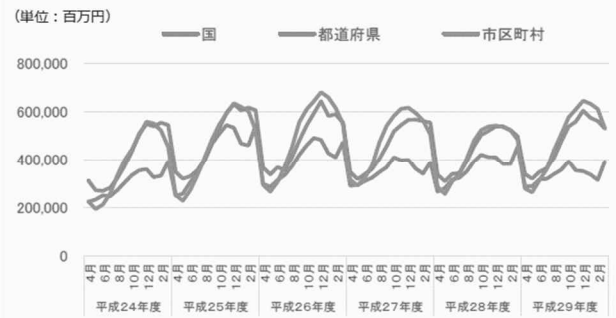
H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ

※H29.3に市区町村の事例を収集し、第2版を公表

※H30.5に市区町村の事例を拡充し、第3版を公表

H31.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について通知

【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】



出典：建設総合統計 出来高ベース (全国)

債務負担行為の活用状況 (交付金事業/H28.2、H31.2比較)

H28.2債務負担行為



実施団体：20団体増

H31.2債務負担行為



H28.2ゼロ債務負担行為



実施団体：33団体増

H31.2ゼロ債務負担行為



■本年度実施し、翌年度も実施予定 ■本年度は実施していないが、翌年度から実施予定または実施する方向で検討 ■実施していない

(2) 工事実施に当たっての留意点

1) 前金払い等支払いの適正化

前払い金制度の適切な運用、支払い手続きの迅速化

2) 監理技術者制度等の適正な運用

監理技術者等の変更が認められる場合があるので留意すること。

「監理技術者制度運用マニュアル」（最終改正 平成 28 年 12 月 19 日）2-2(4)監理技術者等の途中交代を参照し適切な対応をとること。

監理技術者の変更理由として、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ・受注者の責によらない場合により、工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ・一つの契約工期が多年に及ぶ場合

3) 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成 26 年 2 月）」により、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされ、工事現場の相互の間隔が緩和されているので注意されたい。なお、この通知により「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について（平成 25 年 9 月）」は、廃止されている。

また、現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について、平成 22 年 7 月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを踏まえ、引き続き適切に運用するようお願いする。

さらに、監理技術者等の専任を要しない期間等については、「監理技術者制度運用マニュアル（平成 28 年 12 月改正）」ほか、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改定）（平成 30 年 12 月）」により、今般の建設業の働き方改革を推進する観点から、監理技術者等が休暇の取得その他合理的な理由で短時間現場を離れることが可能となる体制を確保するなど、本通知の主旨を踏まえた監理技術者等の適正な配置等に留意されたい。

【関連通知文書等】

- 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」
(令和2年4月)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」
(令和2年4月)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」
(令和2年4月)
- 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」
(令和2年3月)
- 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」
(令和2年3月)
- 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」
(令和2年2月)
- 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈について」
(令和2年2月)
- 「発注関係事務の運用に関する指針」
(令和2年1月)
- 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」
(令和元年10月)
- 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」
(令和元年10月)
- 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」 (令和元年8月)
- 「平成31年度国土交通省所管事業の執行について」 (平成31年3月)
- 「下水道工事における一括下請負の禁止について」 (平成28年11月)
- 「工事の一時中止に伴う増加費用等の算定等について」 (平成28年10月)
- 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成27年11月)
- 「工事請負契約における設計変更ガイドライン (総合版)」 (平成27年6月)
- 「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」 (平成23年12月)
- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」 (平成23年8月)
- 「公共工事の入札及び契約手続の更なる改善について」 (平成23年4月)
- 「下水道施設の機械・電気設備工事請負契約における条件明示の考え方 (案)」
(平成23年3月)
- 「下水道施設の機械・電気設備工事請負契約における設計変更ガイドライン (案)」
(平成22年6月)
- 「下水道事業の特性を踏まえた品質確保の促進に向けた検討報告書」 (平成22年6月)
- 「下水道事業における調達方法に関する検討会報告書」 (平成20年9月)
- 「下水道事業における調達方法に関する検討会報告書」 (平成19年4月)
- 「下水道工事における品質確保促進の手引き (案)」 (平成18年3月)

《資格の活用等について》

(1) 設計者等の資格の確認

設計又は工事の監督管理や維持管理を行う者の資格については、下水道法施行令を遵守されるようお願いする。

(2) 業種区分の考え方について

建設業の許可は業種別に行うこととなっており、「建設業許可事務ガイドラインについて」（最終改正 令和元年9月6日国土建第277号）に業種区分の考え方が示されているので確認されたい。

(3) 国土交通大臣登録資格の活用

公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、技術士等の国家資格に加え、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国土交通省が民間資格を登録する制度を運用しているところ。

下水道分野においても3つの資格が登録されており、公共工事の品質確保や技術者育成等の観点からも、積極的な活用をお願いしたい。

<参考>

- ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」については、次の URL に掲載されている。

<https://www.mlit.go.jp/common/001271342.pdf>（令和2年2月5日時点）

- ・下水道分野における登録資格は下表のとおり。

対象施設分野	対象業務	対象技術者	資格の名称	所管団体
下水道管路施設	点検*・診断	管理技術者	下水道管路管理主任技士	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
	点検*	担当技術者	下水道管路管理専門技士 調査部門	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
下水道	計画・調査・設計	管理技術者	RCCM（下水道）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会

※ここでいう点検には、マンホール内部からの目視や、地上からマンホール内に管口テレビカメラを挿入する方法等により異状の有無を確認する行為のほか、管内に潜行する調査員による目視または下水道管渠用テレビカメラを挿入する方法等により、詳細な劣化状況や動向等を定量的に確認するとともに原因を検討する行為も含む。

(4) その他

各種発注者支援データベース等の活用をお願いする。推進工事の専門的で高度な技能、技術者を評価している推進工事技士資格（（公社）日本推進技術協会）や産業洗浄技能士（厚労省認定国家資格）の活用や、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドラインー2017年版ー（公社）日本下水道協会」に記載されている、管きよ更生工事の施工管理に関する資格の活用等により品質確保に努めること。

＜参考＞平成30年度資格者制度の活用状況

下水道管路管理技士	
入札参加条件 「有」	総合評価方式 における加点 「有」
北海道 旭川市	北海道 札幌市
北海道 恵庭市	山形県 南陽市
北海道 奥尻町	茨城県 古河市
青森県 黒石市	茨城県 常陸大宮市
青森県 大間町	茨城県 流城下水
岩手県 一関市	群馬県 前橋市
岩手県 二戸市	埼玉県 川口市
宮城県 松島町	千葉県 成田市
秋田県 秋田市	千葉県 印西市
山形県 鶴岡市	千葉県 栄町
山形県 長井市	山梨県 甲府市
山形県 南陽市	山梨県 上野原市
福島県 会津若松市	岐阜県 川辺町
福島県 会津坂下町	静岡県 湖西市
茨城県 日立市	愛知県 東郷町
茨城県 笠間市	兵庫県 西宮市
茨城県 つくば市	兵庫県 宝塚市
茨城県 日高組合	兵庫県 多可町
栃木県 さくら市	和歌山県 みなべ町
群馬県 前橋市	山口県 宇部市
群馬県 太田市	山口県 光市
埼玉県 川越市	山口県 美祿市
埼玉県 滑川町	香川県 東かがわ市
千葉県 船橋市	高知県 香南市
千葉県 成田市	熊本県 熊本市
千葉県 大網白里市	鹿児島県 日置市
千葉県 栄町	
東京都 立川市	
東京都 日野市	
神奈川県 平塚市	
神奈川県 藤沢市	
神奈川県 小田原市	
神奈川県 厚木市	
神奈川県 座間市	
新潟県 糸魚川市	
富山県 南砺市	
石川県 金沢市	
福井県 福井市	
福井県 坂井市	
福井県 越前町	
山梨県 南アルプス市	
山梨県 上野原市	
山梨県 市川三郷町	
長野県 岡谷市	
長野県 飯田市	
長野県 上松町	
岐阜県 郡上市	
静岡県 沼津市	
静岡県 熱海市	
静岡県 伊東市	
静岡県 島田市	
静岡県 富士市	
愛知県 豊橋市	
愛知県 豊田市	
愛知県 東郷町	
三重県 四日市市	
滋賀県 高島市	
京都府 宇治市	
大阪府 堺市	
大阪府 守口市	
大阪府 富田林市	
大阪府 松原市	
大阪府 四條畷市	
兵庫県 神戸市	
兵庫県 西宮市	
兵庫県 芦屋市	
兵庫県 宝塚市	
兵庫県 加東市	
兵庫県 上郡町	
奈良県 河合町	
和歌山県 御坊市	
和歌山県 かつらぎ町	
和歌山県 みなべ町	
岡山県 倉敷市	
広島県 大竹市	
広島県 熊野町	
徳島県 徳島市	
徳島県 海陽町	
香川県 東かがわ市	
愛媛県 四国中央市	
高知県 高知市	
高知県 香南市	
高知県 いの町	
福岡県 古賀市	
福岡県 戸畑町	
佐賀県 佐賀市	
長崎県 諫早市	
熊本県 熊本市	
熊本県 宇城市	
鹿児島県 鹿児島市	
鹿児島県 日置市	
鹿児島県 曾於市	
沖縄県 北中城村	
沖縄県 久米島町	

95 団体

26 団体

推進工事技士	
入札参加条件 「有」	総合評価方式 における加点 「有」
青森県 大間町	北海道 札幌市
宮城県 松島町	福島県 矢吹町
秋田県 秋田市	茨城県 古河市
福島県 会津坂下町	茨城県 常陸大宮市
栃木県 下野市	埼玉県 川口市
千葉県 栄町	千葉県 船橋市
東京都 東久留米市	千葉県 栄町
横浜市 横浜	新潟県 三条市
神奈川県 小田原市	新潟県 阿賀野市
神奈川県 厚木市	富山県 高岡市
新潟県 三条市	福井県 福井市
新潟県 燕市	福井県 敦賀市
新潟県 阿賀野市	福井県 小浜市
富山県 高岡市	福井県 勝山市
福井県 福井市	山梨県 上野原市
福井県 敦賀市	静岡県 静岡市
福井県 小浜市	静岡県 浜松市
福井県 勝山市	静岡県 伊東市
山梨県 上野原市	静岡県 磐田市
静岡県 静岡市	愛知県 東郷町
静岡県 浜松市	三重県 津市
静岡県 伊東市	三重県 名張市
静岡県 磐田市	三重県 菟野町
愛知県 東郷町	三重県 高島市
三重県 津市	京都府 宇治市
三重県 名張市	大阪府 松原市
三重県 菟野町	大阪府 箕面市
滋賀県 高島市	兵庫県 西宮市
京都府 宇治市	兵庫県 宝塚市
大阪府 松原市	兵庫県 上郡町
大阪府 箕面市	奈良県 斑鳩町
兵庫県 西宮市	和歌山県 和歌山市
兵庫県 宝塚市	和歌山県 御坊市
兵庫県 上郡町	和歌山県 かつらぎ町
奈良県 斑鳩町	和歌山県 由良町
和歌山県 和歌山市	和歌山県 みなべ町
和歌山県 御坊市	島根県 江津市
和歌山県 かつらぎ町	岡山県 岡山市
和歌山県 由良町	広島県 東広島市
和歌山県 みなべ町	山口県 田布施町
島根県 江津市	山口県 宇部・阿知須公共下水道組合
岡山県 岡山市	山口県 徳島市
広島県 東広島市	徳島県 鳴門市
山口県 田布施町	徳島県 松茂町
山口県 宇部・阿知須公共下水道組合	徳島県 板野町
徳島県 徳島市	香川県 さぬき市
徳島県 鳴門市	香川県 東かがわ市
徳島県 松茂町	高知県 高知市
徳島県 板野町	高知県 香南市
香川県 さぬき市	福岡県 福岡市
香川県 東かがわ市	福岡県 大牟田市
高知県 高知市	福岡県 久留米市
高知県 香南市	熊本県 宇城市
福岡県 福岡市	宮崎県 日南市
福岡県 大牟田市	鹿児島県 鹿児島市
福岡県 久留米市	鹿児島県 日置市
熊本県 宇城市	
宮崎県 日南市	
鹿児島県 鹿児島市	
鹿児島県 日置市	

60 団体

33 団体

産業洗浄技士	
入札参加条件 「有」	総合評価方式 における加点 「有」
宮城県 松島町	宮城県 七ヶ浜町
千葉県 栄町	茨城県 常陸大宮市
神奈川県 川崎市	埼玉県 川口市
滋賀県 高島市	千葉県 栄町
大阪府 松原市	岐阜県 川辺町
兵庫県 宝塚市	兵庫県 宝塚市
兵庫県 上郡町	兵庫県 多可町
和歌山県 かつらぎ町	山口県 光市
香川県 東かがわ市	山口県 美祿市
高知県 香南市	香川県 東かがわ市
熊本県 宇城市	高知県 高知市
鹿児島県 日置市	鹿児島県 鹿儿島市
鹿児島県 鹿儿島市	鹿児島県 日置市

12 団体

12 団体

※「下水道事業における調達に関するアンケート」（令和元年度）集計結果より

下水道管路更生管理技士		総合評価方式 における加点 「有」	
入札参加条件 「有」		総合評価方式 における加点 「有」	
北海道	歌志内市	北海道	札幌市
北海道	恵庭市	北海道	旭川市
岩手県	久慈市	岩手県	矢巾町
宮城県	松島町	宮城県	古河市
秋田県	秋田市	茨城県	常陸大宮市
秋田県	能代市	茨城県	流域下水
山形県	鶴岡市	栃木県	真岡市
山形県	酒田市	群馬県	前橋市
山形県	長井市	埼玉県	川口市
福島県	会津若松市	千葉県	印西市
福島県	南相馬市	千葉県	栄町
福島県	広野町	富山県	高岡市
茨城県	日立市	山梨県	甲府市
茨城県	笠間市	山梨県	上野原市
茨城県	つくば市	岐阜県	川辺町
茨城県	日高組合	愛知県	東郷町
群馬県	前橋市	大阪府	箕面市
群馬県	太田市	兵庫県	西脇市
埼玉県	川越市	兵庫県	宝塚市
千葉県	大網白里市	兵庫県	多可町
千葉県	栄町	奈良県	奈良市
東京都	府中市	和歌山県	上富田町
神奈川県	平塚市	山口県	宇部市
神奈川県	小田原市	山口県	防府市
神奈川県	座間市	山口県	光市
新潟県	新潟市	山口県	美祢市
新潟県	燕市	香川県	東かがわ市
富山県	高岡市	高知県	香南市
福井県	坂井市	熊本県	熊本市
福井県	越前町	鹿児島県	日置市
福井県	五領川公共下水道事務組合		
山梨県	南アルプス市		
山梨県	上野原市		
長野県	岡谷市		
長野県	飯田市		
長野県	茅野市		
静岡県	浜松市		
静岡県	沼津市		
静岡県	伊東市		
愛知県	豊橋市		
愛知県	豊田市		
愛知県	東郷町		
三重県	四日市市		
三重県	いなべ市		
滋賀県	高島市		
京都府	京都市		
京都府	宇治市		
京都府	八幡市		
大阪府	守口市		
大阪府	八尾市		
大阪府	富田林市		
大阪府	松原市		
大阪府	箕面市		
兵庫県	神戸市		
兵庫県	芦屋市		
兵庫県	宝塚市		
兵庫県	加東市		
兵庫県	上郡町		
奈良県	奈良市		
奈良県	河合町		
和歌山県	かつらぎ町		
和歌山県	九度山町		
岡山県	倉敷市		
岡山県	瀬戸内市		
広島県	呉市		
広島県	福山市		
広島県	熊野町		
山口県	防府市		
徳島県	徳島市		
香川県	東かがわ市		
高知県	高知市		
高知県	香南市		
福岡県	福岡市		
福岡県	古賀市		
福岡県	福津市		
福岡県	芦屋町		
佐賀県	佐賀市		
長崎県	佐世保市		
熊本県	熊本市		
熊本県	宇城市		
熊本県	別府市		
大分県	豊後高田市		
大分県	別府市		
大分県	豊後高田市		
鹿児島県	鹿児島市		
鹿児島県	日置市		

85 団体

30 団体

下水道管きよ更生施工管理技士		総合評価方式 における加点 「有」	
入札参加条件 「有」		総合評価方式 における加点 「有」	
宮城県	松島町	北海道	旭川市
秋田県	能代市	茨城県	古河市
山形県	鶴岡市	茨城県	常陸大宮市
山形県	長井市	群馬県	前橋市
福島県	南相馬市	埼玉県	川口市
茨城県	日立市	千葉県	印西市
茨城県	つくば市	千葉県	栄町
茨城県	日高組合	富山県	高岡市
群馬県	前橋市	山梨県	甲府市
群馬県	前橋市	山梨県	上野原市
千葉県	大網白里市	岐阜県	川辺町
千葉県	栄町	愛知県	東郷町
東京都	府中市	大阪府	箕面市
東京都	府中市	兵庫県	西脇市
新潟県	燕市	兵庫県	宝塚市
新潟県	高岡市	兵庫県	多可町
富山県	坂井市	奈良県	奈良市
福井県	越前町	和歌山県	上富田町
福井県	五領川公共下水道事務組合	山口県	宇部市
山梨県	南アルプス市	山口県	防府市
山梨県	上野原市	山口県	光市
長野県	岡谷市	山口県	美祢市
長野県	茅野市	香川県	東かがわ市
静岡県	浜松市	高知県	香南市
静岡県	沼津市	熊本県	熊本市
静岡県	伊東市	鹿児島県	日置市
愛知県	豊橋市		
愛知県	豊田市		
愛知県	東郷町		
三重県	四日市市		
三重県	いなべ市		
滋賀県	高島市		
京都府	京都市		
京都府	宇治市		
京都府	八幡市		
大阪府	守口市		
大阪府	八尾市		
大阪府	富田林市		
大阪府	松原市		
大阪府	箕面市		
兵庫県	神戸市		
兵庫県	芦屋市		
兵庫県	宝塚市		
兵庫県	加東市		
兵庫県	上郡町		
奈良県	奈良市		
奈良県	河合町		
和歌山県	かつらぎ町		
和歌山県	九度山町		
岡山県	倉敷市		
岡山県	瀬戸内市		
広島県	呉市		
広島県	福山市		
広島県	熊野町		
山口県	防府市		
徳島県	徳島市		
香川県	東かがわ市		
高知県	高知市		
高知県	香南市		
福岡県	福岡市		
福岡県	古賀市		
福岡県	福津市		
福岡県	芦屋町		
佐賀県	佐賀市		
長崎県	佐世保市		
熊本県	熊本市		
熊本県	宇城市		
熊本県	別府市		
大分県	豊後高田市		
大分県	別府市		
大分県	豊後高田市		
鹿児島県	鹿児島市		
鹿児島県	日置市		

61 団体

24 団体

※「下水道事業における調達に関するアンケート」（令和元年度）集計結果より

《下水道用設計標準歩掛表について》

(1) 積算に関する検討体制

地方公共団体における下水道事業の円滑な事業運営の一助として、『下水道用設計標準歩掛表』を作成・発行している。作成・発行までの流れとしては、地方公共団体からの要望や現場の施工実態などから、標準歩掛の新規制定・改定が必要と判断した場合には、下水道部から「下水道用歩掛検討委員会（以下、歩掛検討委員会）」に検討を指示している。

歩掛検討委員会では、専門の歩掛検討小委員会（以下、小委員会）において、標準歩掛の使用機械や適用範囲など具体的な検討を行っている。小委員会は、事務局である下水道部・下水道協会、および委員である政令指定都市などにより構成されている。

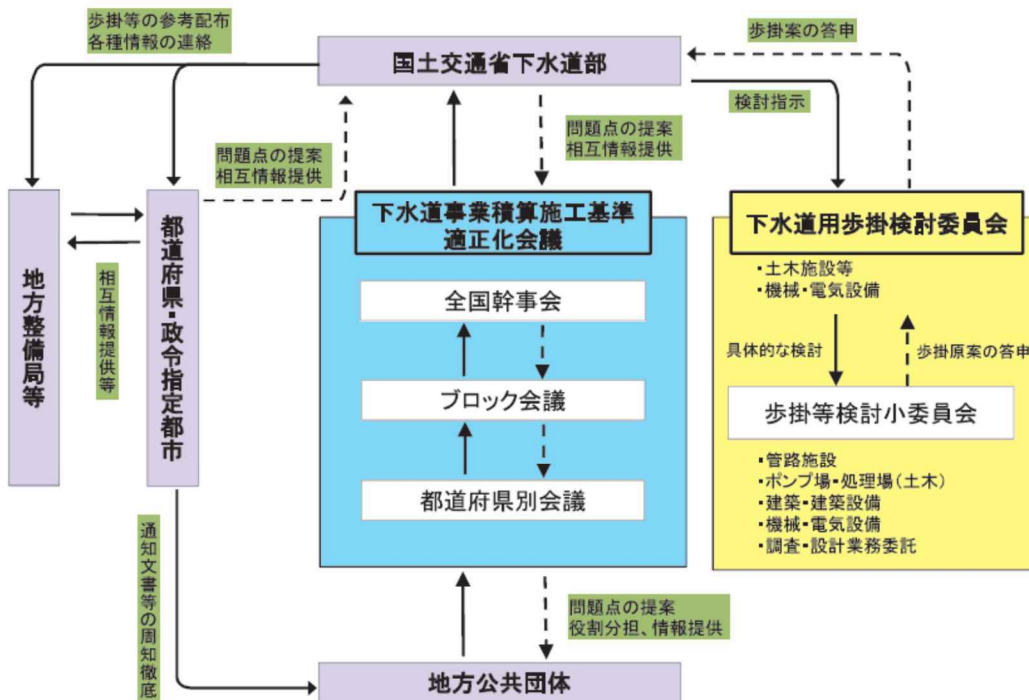
小委員会における検討の結果、標準歩掛の新規制定や改定などが必要と判断された場合には、歩掛検討委員会における審議を経て、下水道部に歩掛案が答申され、確認した後、下水道部から各地方公共団体などに参考送付・情報提供している。

『下水道用設計標準歩掛表』の作成・発刊にあたっては、地方公共団体の声を反映するため、下水道事業積算施工基準適正化会議（以下、適正化会議）などを活用し、積算施工基準に関する課題、標準歩掛に関する適用範囲や新規制定の要望について意見交換・議論を行い、その結果を踏まえて、標準歩掛の適正化を図っていることから、各地方公共団体等におかれては、適正化会議において、積極的に要望等を挙げていただきたい。

また、各地方公共団体等発注の工事を対象に行う施工実態調査（歩掛、諸経費等）は各種積算基準の基礎資料となることから、御協力をお願いする。あわせて、調査内容については必要に応じて各地方公共団体等から業者へヒアリングによる内容確認をお願いする。

なお、『下水道用設計標準歩掛表』は（公社）日本下水道協会において発行・販売されている。

下水道事業積算施工基準適正化会議 構造図



(2) 令和元年度の主な改定内容

1) 下水道用設計標準歩掛表

①第1巻 管路

- ・シールド工（改定）
- ・市場単価（追加）
「小型マンホール工（塩化ビニル製）」の起点落差形式(KDR)設置について
「取付管およびます工（塩化ビニル製）」の可とう継手設置について

②第2巻 ポンプ場・処理場

【機械設備編・電気設備編】

- ・一般管理費等の改定、工事設計書作成例の語句追加、塗料の改定

③第3巻 設計委託 改定なし

令和元年度の主な改定内容について紹介したが、詳細については下水道部のHP（新旧対照表を掲載）や、今後発刊される下水道用設計標準歩掛表にて確認していただきたい。

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000330.html

2) 土木工事積算基準の改定について

①現場管理費率の改定

- 熱中症対策に資する現場管理費補正の導入等

②週休2日に取り組む際の必要経費の計上

- 週休2日対象工事の適用に関し検討した結果、
 - ・すべての下水道工事においても活用することが可能
 - ・契約条件の明確化、現場における履行確認に留意注) 機械・電気設備工事においては対象外としていたが、H31年度に増加分の費用等を比較検討し、適用できることを確認した。

詳細については国交省HPを参照ください

<http://www.mlit.go.jp/report/press/content/001328028.pdf>

《会計検査について》

(1) 平成31年度（令和元年度）決算検査報告に向けた主な検査状況

○管更生工事について、以下のような視点で検査されている。

(テーマ会検【国土交通検査第3課】)

- ・更生材の単価設定に際し、特別調査対象価格以上であるものに対して、適切に特別調査を実施しているか
- ・更生材の単価設定に際し、適用可能な複数の工法から見積りを徴し、入札の不調があった場合や、受注機会の均等化などの観点から地域の実情に応じて平均単価を採用する場合などの特別な事情もなく、その平均により設計単価を決定していないか
- ・更生工法による管きよ改築の交付対象要件として、下水道ストックマネジメント計画又は他の事業制度に基づく計画に位置付けているか

(2) 近年の主な指摘事項（国土交通本省案件）

会計検査院の指摘があった場合、交付金等の返納や所要の安全度を確保するための手直し工事の実施、関係省庁がその是正措置として事務連絡等を発出するなどの対応が求められる。この場合、対応の進捗状況の確認や、事務連絡等に基づく対策等が地方公共団体で実施されているかなど会計検査院のフォローアップ調査が行われることから、留意が必要である。

1) 平成30年度決算報告

①下水道施設の電気設備に係る耐震対策について

河川管理施設等の防災施設に設置されている電気設備について、耐震調査が実施されていないことから所要の耐震性が確保されているか不明となっており、地震時等に防災施設としての機能が十分に発揮されないおそれがある状況について改善の必要があると指摘されたもの。耐震調査の必要性や、設計資料等の保管が不十分で耐震性が確保されているか確認できない場合等の確認方法について周知しており、適切に耐震診断及び耐震対策を実施するようお願いする。（令和元年9月30日付事務連絡「下水道施設の電気設備に係る耐震対策について」参照）

②下水道整備事業の実施における水道管等の移設補償費の算定について

事業を行う上で支障となる通信線、配水管等の移設に要する費用を補償する際、移設に必要な費用から既存施設の財産価値の減耗分を控除するなどして補償費を算出することとなっている。この補償費の算定に当たり、既存施設の財産価値の減耗分の算定を誤っていたり、処分利益額を控除していなかったりなどしていたため補償費が過大となっていたもの。移設に係る補償費の算定については、公共補償基準等に基づいた適切な対応をお願いする。（令和元年11月13日付事務連絡「下水道整備事業の実施における水道管等の移設補償費の算定について」参照）

2) 平成 29 年度決算報告

下水道事業のポンプ工事の積算にあたり、ポンプの積算単価の決定に当たっては、特別調査を活用するなどして市場単価を把握し、これにより経済的な積算を行うことが可能であったにもかかわらず、製造会社等から徴した見積単価と同額を積算単価としている事態は適切ではないことから、是正改善を図る必要があると指摘された。

3) 平成 28 年度決算報告

①通信線路等の移設に係る補償費の算定について

電気通信事業者へ支払った移設補償費については、通信線等の材料費のみを対象に控除すべき減価相当額として算定し、公共補償基準等に基づいた算定方法である工事費等を含めた複成価格を対象に控除していなかったこと、また、電気通信事業者との事前の取決めにより、処分利益等額の一部を控除することとし、全額を控除していなかったことから、不当事項として指摘された。移設に係る補償費の算定については、各地方公共団体においては公共補償基準等に基づいた適切な対応をお願いします。

②汚水処理施設の基礎杭の設計について（平成 25 年度決算検査報告にて処置済み事項）

基礎杭と処理槽く体の結合部において、「下水道施設の耐震対策指針と解説-2014 年版-」（公益社団法人日本下水道協会編）等に基づいた設計が行われず、レベル 1 地震動時の照査において、杭頭補強鉄筋として考慮できない杭外周溶接鉄筋を採用し設計しており、所要の安全度が確保されていなかったことから、不当事項として指摘され、所要の安全度を確保するための手直し工事を実施することになった。基礎杭の設計について、平成 25 年度に同様の指摘を受けており、各地方公共団体においては適切な対応をお願いします。

③最低制限価格制度の適用について

総合評価落札方式による入札において、落札者の決定に当たり価格のみを考慮する最低制限価格制度は適用できないにもかかわらず、誤って設定された最低制限価格を下回る価格で入札した者を失格として排除したことから、不当事項と指摘された。

なお、この指摘事項については、総務省と国交省が連名で、平成 29 年 9 月に地方公共団体に対して通知を発出し、総合評価落札方式による入札には最低制限価格を設定できない旨を周知しており、各地方公共団体においては適切な対応をお願いします。

4) 平成 27 年度決算報告

道路内に函渠を埋設する下水道工事については、平成 28 年 8 月 29 日付事務連絡「道路の復旧を伴った下水道函渠の浅層埋設工事について」を発出し、道路占用許可申請書内の「道路の復旧方法」に正確な内容を記載し、やむを得ず下水道函渠の一部が舗装に入り込む設計となった場合は、道路の復旧方法について、路面の機能を損なわないようにするために必要となる措置に関して当該道路管理者の十分な指導を受ける旨を周知しており、各地方公共団体においては適切な対応をお願いします。

過去の事例については会計検査院 HP を参照ください <http://report.jbaudit.go.jp/index.html>

(7) 工事事務及び道路陥没事故防止対策について

《重要1》

令和元年度は、はさまれ・巻き込まれや墜落・転落等による計7件（前年度比5件増）もの死亡事故が発生しており、大変憂慮すべき事態である。発注者においては、「下水道セーフティーネット」における事故データベースを活用し、元請け業者及び下請け業者等の安全意識の向上を促すよう、注意喚起を徹底いただきたい。

死亡事故が発生した場合は、引き続き、本省による個別ヒアリングを行い、再発防止策や今後の安全管理方針等の確認を行う。

《重要2》

以下に該当する下水道工事事務、道路陥没事故（下水道工事中以外に発生したものも含む）が発生した場合には、必ず当日中に速やかに本省・地方整備局等へ第一報を連絡すること。（その際は既定の報告様式は不要。）

- 死亡または死亡に至る恐れのある重大事故
- 罹災者が複数人に及ぶ大規模な事故（硫化水素中毒等も含む）
- 第三者（民間人）が絡む人身事故
- ガス管に損傷を与えた物損事故
- 上記のほかメディアで報道される又は報道発表が必要となる重大事故

※遅くとも当日中には報告すること

※上記に該当しないことが明らかな下水道工事事務で、休業4日以上となる事故が発生した場合も速やかに報告すること（遅くとも3日以内）

※土日祝日の事故も本省・地方整備局等の緊急連絡先へ報告すること

○ポイント

過去に発生した事故事例等を踏まえ、事故の再発防止を徹底するため、下記について改めて管内の下水道管理者へ周知し、元請業者や下請業者も含め適切な対応に努めていただきたい。

- ・雨水が流入する管路内の工事等は、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」（平成20年10月）を参考に安全対策を徹底すること。
- ・硫化水素ガスの発生や一酸化炭素中毒の恐れのある既設管路内の工事等は、「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成14年4月）を参考に安全対策を徹底すること。
- ・下水道工事事務が発生した場合は、「下水道工事における事故報告の徹底について」（H24.12.25事務連絡）のとおり事故原因、再発防止策の報告を徹底すること。

1) 下水道工事の安全対策について（注意喚起及び事故報告の徹底）

下水道工事の安全対策については、これまでの全国下水道主管課長会議や下水道セーフティネット等で事故の未然防止に努めていただくようお願いしている。

平成 29 年度には、死亡事故が例年に比べ多発していることを受け、平成 29 年 11 月 9 日付下水道部長名通知において死亡事故多発に伴う非常事態を宣言しており、現場の隅々まで安全管理の徹底に努めて頂くようお願いしてきた（その後も死亡事故が相次いだことから、平成 30 年 3 月 2 日付下水道部長名通知において、再度、安全管理の徹底を依頼）。平成 30 年度に入り、死亡事故が 100 日以上発生しなかったことから非常事態宣言は、一旦解除することとした。

しかしながら、安全対策については、継続的な意識の向上が重要であることや、過去 3 か年（平成 28～30 年度）の下水道工事等における死亡事故の原因は墜落・転落によるものが最も多かったことを踏まえ、令和元年 7 月 18 日付下水道企画課長・下水道事業課長通知において、墜落転落事故の防止を令和元年度の重点対策項目として、注意喚起のポスターを作成する等、更なる安全対策の取組みを推進してきたところである。

また、令和元年度においては、工事の繁忙期となる年末以降に下水道工事に係る死亡事故が立て続けに発生し、計 7 件もの死亡事故が発生した他、交通事故として、道路上における下水道工事の作業帯内へ通行車両が突入する死亡事故も 4 件発生した。これらを踏まえ、令和 2 年 3 月 13 日付管理企画指導室長・事業マネジメント推進室長通知において、工事関係者の安全意識向上を促すよう改めて注意喚起をお願いするとともに、道路場の作業帯の設置について交通状況に応じた安全対策の実施に一層留意するよう周知した。

現場における安全管理に努めるよう指導して頂くとともに、発注者自身においても、これまで以上に安全管理に対する意識向上を図り、安全パトロールの継続的な実施や、安全対策に関する指導の徹底等により、受注者の安全管理に対する意識改革を促進し、下水道工事現場における事故の未然防止をお願いする。

〔留意事項〕

○下水道事故情報データベースの公開について

報告された事故原因や再発防止策は、事業主体において安全対策を検討するための基礎資料として広く活用できるように、国土交通省下水道部 HP の「下水道セーフティネット」において事故データベースを掲載し事業主体に共有している。各地方公共団体等におかれては、これらの過去の事故データから得られる教訓を安全管理にフィードバックし、安全対策を継続的に改善するようお願いする。

下水道セーフティネット

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

2) 工事事故の報告について

国土交通省では、更なる安全対策の取組みを推進するために、下水道工事の特性を踏まえた分析、安全対策を検討していくこととしており、そのために必要な事故データの蓄積を目的として、平成 30 年 4 月に「下水道工事事故報告要領」を改定しているの
で、本要領に定めた手順による報告の徹底をお願いする。また、報告の際には死亡事故を含めた全ての事故について、事故原因の分析を行い、具体的な再発防止策までを確実に

に報告するようお願いする。

なお、ガス事業者以外の者が行う建設工事等において、ガスを損傷するなどの事故が毎年発生していることを受け、経済産業省産業保全グループガス安全室より、令和2年2月28日付通知「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）」において、ガス管損傷事故の未然防止を徹底するよう協力依頼があった。ガスを損傷する等の事故については、ガス漏れ等により重大事故につながる恐れがあるため、引き続き、全てのガス管損傷事故について、「下水道工事事故報告要領」における所定の様式により国土交通省へ速やかに報告するようお願いする。

3) 道路陥没事故の報告について

近年、下水道管路の老朽化等に起因する道路陥没事故が年間に約3,000件発生しており、中には、第三者が巻き込まれるなど重大な事故に繋がる道路陥没も発生しているところである。国土交通省としては、特に社会的影響が大きいと思われる道路陥没について、早期に把握する必要があることから、「下水道施設が起因する道路陥没の情報提供について（平成29年4月3日付け下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐事務連絡）」に従い、速やかな報告の徹底をお願いする。

また、平成30年4月30日小田急電鉄小田原線の線路脇で陥没事故が発生したことを踏まえ、平成30年度には、軌道下に布設された下水道管について、緊急点検を実施した。引き続き、軌道下に布設された下水道管の点検・対策状況のフォローアップを実施する予定であるが、鉄道等の軌道下に埋設された下水道管については、陥没により重大な社会的影響が懸念されることから、引き続き点検等の必要な対策に努めていただくようお願いする（令和2年4月9日付け下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐事務連絡「下水道管に起因する陥没事故の再発防止について」）。

下水道管内の点検・調査を計画的に実施し、不具合があった場合には、早急に修繕・改築等の措置を講じるようお願いする。

4) 既設管路内における工事等の安全対策

国土交通省においては、硫化水素ガスの発生や一酸化炭素中毒による事故等の再発防止に向け、「下水道管渠内の作業における安全の確保について（平成14年3月13日付け国都下管第7号）」により通知しているところであるが、平成29年12月29日にも、愛知県刈谷市において、下水道管渠の清掃作業中に、作業員が硫化水素中毒と疑われる死因によりマンホール内で死亡する事故が発生した。このため、改めて、平成30年1月4日に下水道部企画課管理指導室課長補佐名事務連絡「処理場等の維持管理作業における安全の確保」を発出しているため、各下水道管理者におかれては、「下水道管きよ内作業の安全管理に関する中間報告書（平成14年4月）」等を参考に、安全対策について請負者への指導徹底をお願いする。

5) 雨水が流入する管路内における工事等の安全対策

平成20年8月5日、東京都雑司ヶ谷幹線工事（合流式下水道管の再構築工事）の現場において、集中豪雨により急激に管渠内水位が上昇し、作業を実施していた5名が流され死亡するという痛ましい事故が発生した。

この事故を踏まえて国土交通省では、局地的な大雨に対し、雨水が流入する下水道管

渠内における工事等（調査、点検、清掃を含む）を安全に実施するために必要な対応策について「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」（平成20年10月）をとりまとめている。

しかしながら、平成21年8月19日に沖縄県那覇市ガープ川（下水管路）で、大雨に伴う急激な水位上昇により、施設の構造物の耐力度調査等に携わっていた作業員の方が流され、4名が死亡するという事故が再び発生している。

発注者においては、手引き等を参考にして、大雨に伴う急激な水位上昇が予想される下水道管路内で行う工事等について安全対策の徹底をお願いする。

6) 圧力管渠における安全管理の徹底について

近年、圧力管渠（特に露出部）における破損等により、未処理下水が公共用水域や道路等に流出する事故が全国で数多く発生している。この状況を踏まえ、「圧力管渠（露出部）における緊急点検の実施及び圧力管渠における流出防止対策の実施状況の報告について（依頼）」（平成29年12月15日付事務連絡）により、圧力管渠の緊急点検を依頼している。実施結果については、「圧力管渠における緊急点検及び流出防止対策の実施状況について」（平成30年3月16日付事務連絡）でとりまとめており、点検において異常が確認された箇所について、早急に対策を完了させるよう依頼している。

各下水道管理者におかれては、圧力管渠における調査点検を今後も継続的に実施するとともに、圧力管渠が破損した場合における未処理下水の流出防止対策（圧力管渠の二条化、仮設ポンプの備蓄等）についても対策を講じるようお願いする。

7) 令和元年度の工事事故発生状況について

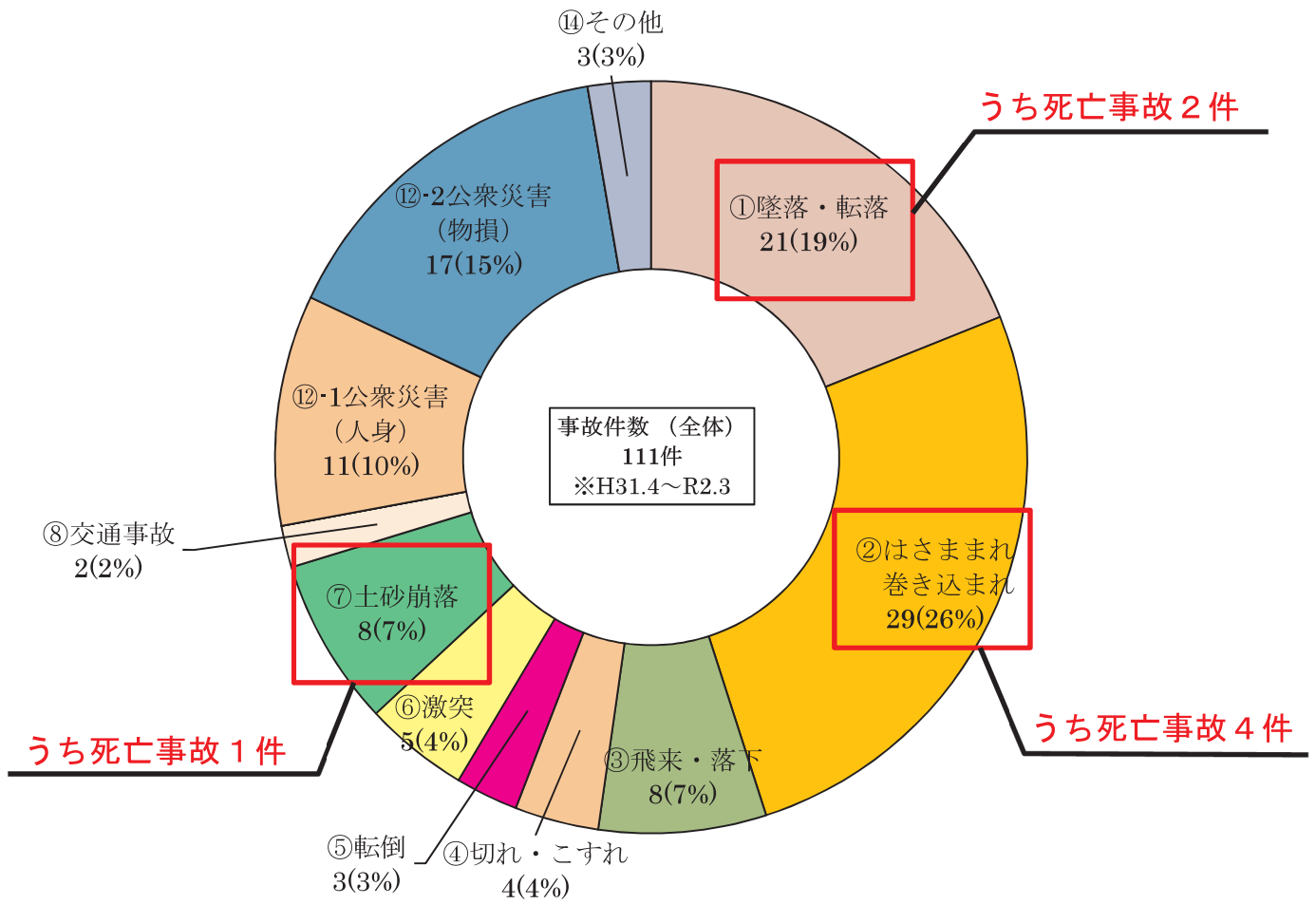
管渠工事に関しては、開削工事における土砂崩壊事故、立坑・人孔等の高所作業における墜落・転落事故、重機との接触などヒューマンエラーを起因とする事故などが発生している。また、段差箇所や開口部の明示不足による第三者の転倒、ガス管の損傷等の公衆災害も多く報告された。

ポンプ場・処理場工事に関しては、一般建築に比べ階高が高く開口部が多いことから、墜落制止用器具（安全帯）を適切に使用していないことによる転落事故など、下水道工事に特有の事故が発生している。

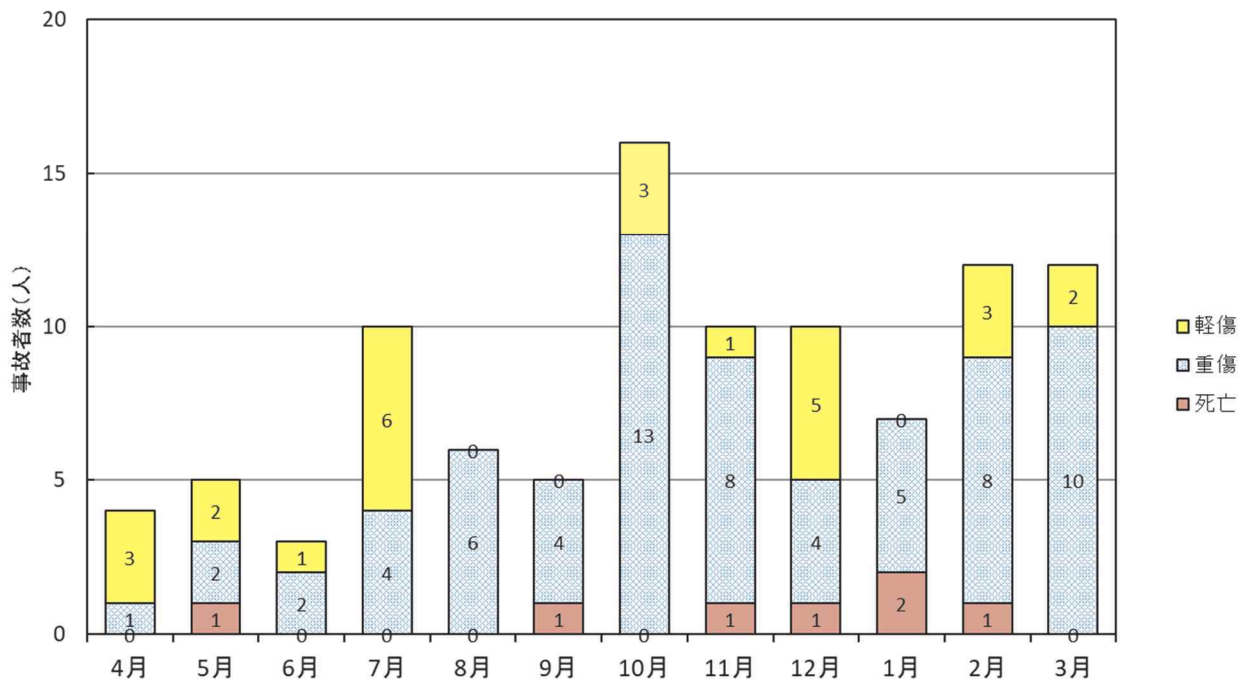
○令和元年度に国土交通省へ報告のあった事故者数

(参考)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	H30年度
死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7	2
重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67	70
軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26	19
合計	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100	91
その他（民間発注工事など）														
死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



発生要因別事故件数



令和元年度の月毎の事故者数 (※民間発注工事など除く)

○ 令和元年度に発生した死亡事故

「はさまれ・巻き込まれによる死亡事故」

- ・ 下水道管路の布設工事において、下水道管路布設後の埋め戻し作業中、バックホウで砂を投入していたところ、バックホウ前方の地盤が崩落したことにより、バックホウが前のめりになった際に、バケットと簡易土留（切梁）との間に作業員が挟まれた。
- ・ ポンプ施設の放流きょ建設工事において、鋼矢板による土留工の施工中に、油圧式杭圧入引抜機が転倒することにより作業員1名がその下敷きになった。
- ・ 水処理施設の築造工事において、土留支保工の解体作業中、カバープレートをクレーンで吊上げる際に、仮置きしていた鋼材と地面の隙間にカバープレートが入り込み、鋼材の片側が持ち上がったことで、鋼材が転倒し、土留支保工を解体していた作業員が倒れた鋼材にはさまれた。
- ・ 推進工法による下水道管路の布設工事において、推進機の先導部を解体し、スクリューを回転させて排土作業を行っていたところ、到達側の立坑内にいた作業員の衣服がスクリューに巻き込まれたことで、身体が強く締め付けられた。

「転落・墜落による死亡事故」

- ・ 改築工事において、作業員が可搬式の仮設足場の組立て作業中に、バランスを崩して、作業床から3.4m下の地面に墜落した。
- ・ 下水道管路の布設工事において、道路上に標示施設や人孔の周辺に防護施設を設置せず、人孔及び管内の点検作業を行っていたところ、作業員が人孔から路上に頭を出した際、一般の通行車両に接触し、約3.3m下の人孔内に落下した。

「土砂崩壊による死亡事故」

- ・ 下水道管路の布設工事において、軽量鋼矢板を建て込むため、作業員が掘削面に立ち入ったところ、掘削側面の土砂が崩壊し、作業員が土砂に埋もれた。

【通知文書等】

過去に発出している通知等は以下に掲載しているので、参考にされたい。

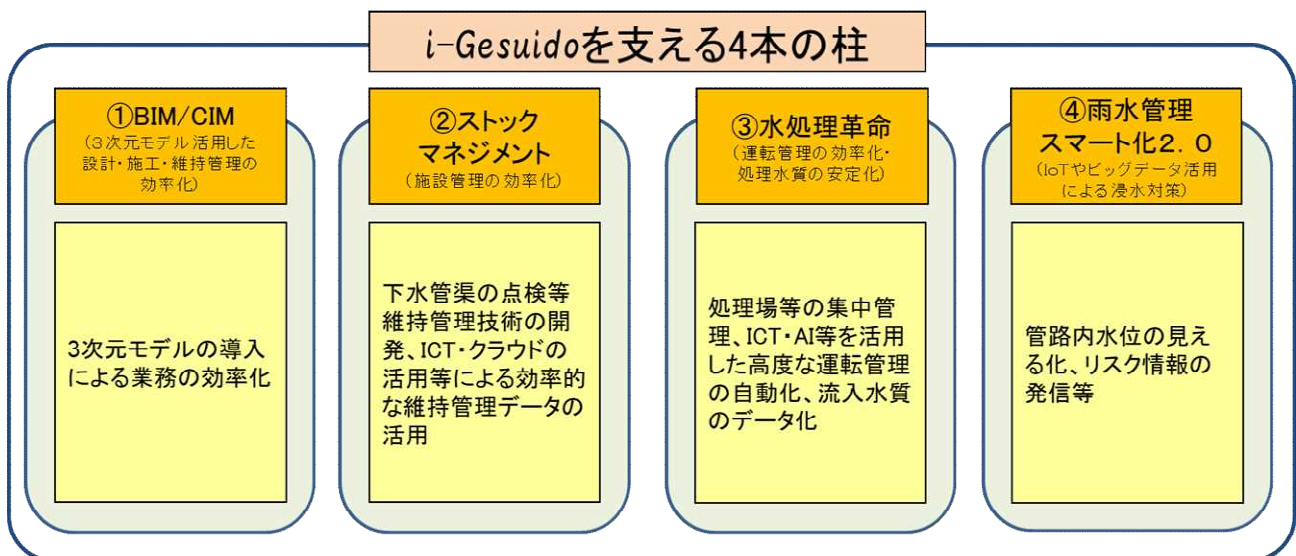
下水道セーフティネット

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

(8) i-Gesuido の推進について

1) i-Gesuido について

- 国土交通省では、下水道事業の抱える様々な課題に対して、ICT の活用による下水道事業の質・効率性の向上や情報の見える化を行い、下水道事業の「持続」と「進化」を实践。その取組を「i-Gesuido」として推進。
- 「i-Gesuido」では、既存の ICT を各地方公共団体において積極的に導入できるよう、ガイドライン等基準類の整備を行うとともに、関係する技術の開発を推進するなど、下水道事業における ICT の導入を促進。
- 「i-Gesuido」の推進に当たっては、ICT を活用して効率的な事業実施が可能な 4 本の柱を中心に施策を展開し、より効率的な下水道事業とすることを目指す。
- 同時に、ICT を活用して他分野と連携する取組等についても今後検討し、社会の多様な分野に貢献。



(主な取組)

- ① BIM/CIM の導入促進
下水道工事との生産性向上を図るため、下水道分野における BIM/CIM の導入・普及を促進する。
- ② 台帳電子化によるマネジメントサイクルの導入
施設情報や維持管理情報のデータを一元管理し、アセットマネジメントによる効率的な事業運営を可能とする共通プラットフォームを整備する。(詳細、P. 119 参照)
- ③ 監視制御システムの互換手法構築による広域管理
拠点となる処理場から複数の下水処理場等を遠隔で監視・制御する広域管理の普及を推進

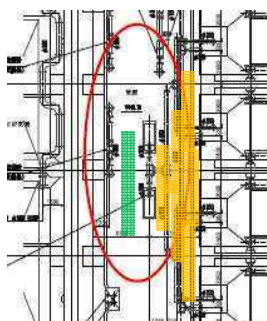
めるとともに、各処理場等の監視制御システムに互換性を持たせる技術を開発・標準化をする。(詳細、P. ○参照)

2) BIM/CIMの導入促進について

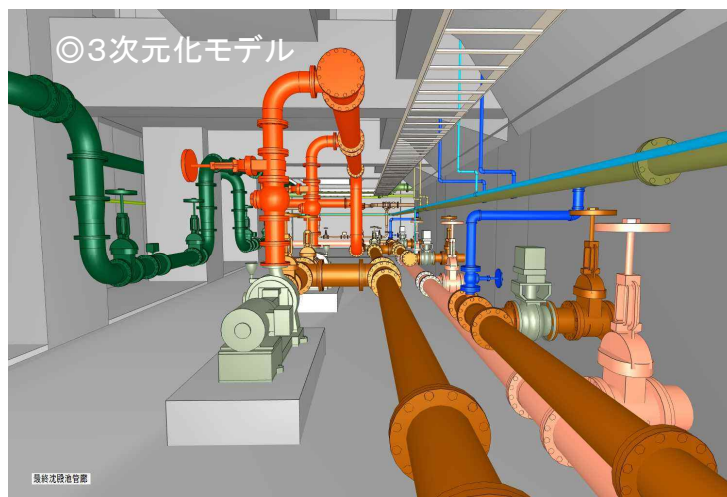
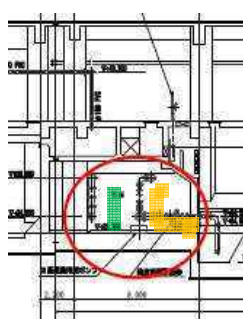
- BIM/CIM は、計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、施工・維持管理の各段階においても、関係者間で情報を共有し、一連の建設生産システムにおける業務効率化・高度化を図るものである。
- 特に下水道事業では、下水処理場・ポンプ場において、水処理施設や管理棟などの土木・建築構造物と、機械・電気設備の配管・配線類が1つの施設内に密接に関係し、かつ輻輳して配管されており、各職種の情報を1つの3次元モデルに集約・可視化することで、設計ミスや手戻りの減少、関係者間での意思決定の迅速化、施工手順の明確化による安全性向上などの効果が期待できる。
- 下水道事業に携わる関係者（受注者、発注者等）が CIM を円滑に導入できるよう「CIM 導入ガイドライン(案)第8編下水道編」を令和元年5月に策定し、地方公共団体への説明会等を実施したところであり、BIM/CIM モデル（3次元モデル）を活用した施設（ポンプ場や処理場等）設計等については交付対象としているので、BIM/CIM の積極的な活用をお願いしたい。

【BIM/CIM イメージ】

○平面図

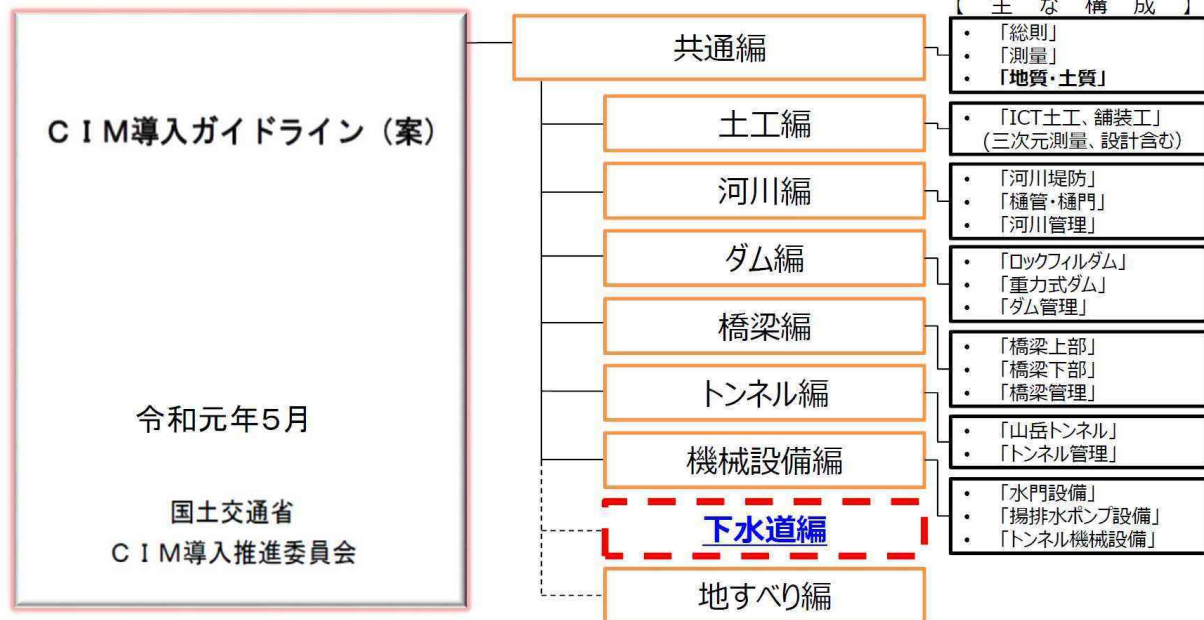


○断面図



『CIM導入ガイドライン(案)』の改定

- 「CIM導入ガイドライン」は、公共事業に携わる関係者（発注者、受注者等）がCIMを円滑に導入できることを目的に作成。
- CIMモデルの詳細度、受発注者の役割、基本的な作業手順や留意点とともに、CIMモデルの作成指針（目安）、活用方法（事例）を記載。
- 技術革新及び現場試行結果等を踏まえ継続的に改善、拡充。



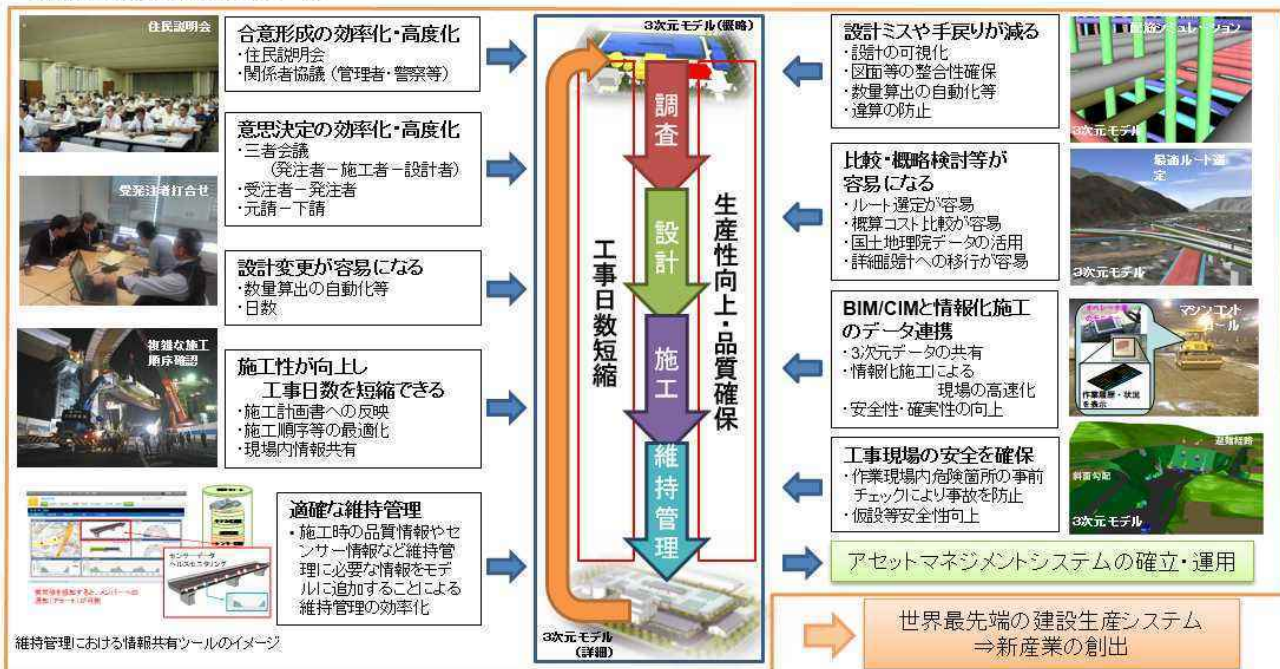
ガイドラインの記載内容

導入効果

3次元モデルを活用した

- ①生産性向上・効率化、②設計ミス・手戻り防止、③合意形成の円滑化・高度化等

※ BIM/CIMは、フロントローディング(初期工程(フロント))に重点を置き、集中的に労力・資源を投入して検討し、品質向上や工事日数の短縮を図ることやコンカレントエンジニアリング(情報共有より同時並行作業を効率的に実施する手法)の実施のために、必要なツール



流域管理官

流域管理官 (総括)

(1) 浸水対策の推進について

- 1) 下水道による浸水対策の推進について
- 2) 内水ハザードマップの作成促進について
- 3) 水位周知下水道の導入促進について
- 4) 下水道浸水被害軽減総合事業等の活用について
- 5) 河川やまちづくりとの連携について
- 6) 気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会について
- 7) 気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会について 等

(2) 雨天時浸入水対策の推進について

- 1) 雨天時浸入水対策ガイドラインについて
- 2) 雨天時浸入水対策計画の策定等について

(3) きめ細やかな水環境管理（能動的水環境管理）の推進について

- 1) 四次元流総の推進について
- 2) 高度処理の推進について
- 3) 下水放流水に含まれる栄養塩類の能動的管理の推進について
- 4) 下水処理場における水質とエネルギーの最適管理について 等

(4) 水質リスク低減に向けた取組の推進について

- 1) 雨天時水質管理の推進
- 2) 環境省における環境基準・排水基準改定に向けた動き 等

(5) 雨水・再生水利用等の推進について

- 1) 再生水利用の促進について
- 2) 適正な再生水利用の徹底について
- 3) 雨水の利用の促進に関する法律について
- 4) 再生水国際標準化の動きについて 等

○学・市民連携（企画課の項にて紹介）

- 下水道の市民科学プロジェクトについて 等

(1) 浸水対策の推進について

1) 下水道による浸水対策の推進について

下水道による浸水対策については、人（受け手）主体の目標設定、地区と期間を限定した整備（選択と集中）、ソフト対策・自助の促進による浸水被害の最小化という、浸水対策における基本的考え方に基づき、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を推進している。

この基本的な考え方は、都市機能が集積し、一定規模以上の浸水被害実績を有する地区や浸水シミュレーション等により一定規模以上の浸水被害が想定される地区などにおいては、下水道浸水被害軽減総合事業制度により広く展開・活用されている。

一方で、下水道浸水被害軽減総合事業が適用されず、通常の下水道事業を行う地域においては、従来型の事業の連続性等の観点から、基本的考え方が広く活用・展開される状況に至っていない。

このため、国土交通省では、市街地の全域等を対象として、降雨の規模、土地の浸水のしやすさ、脆弱性を総合的に考慮して浸水リスクを評価した上で、緊急的・重点的に対策を実施すべき区域（どこを）、目標とする整備水準（どの程度）、段階的な整備方針（いつまでに）等を定める雨水管理総合計画の策定を推進している。

浸水リスクの評価については、都市浸水対策に関する検討会（平成 30 年度）からの提言においても、「気候変動等の影響で下水道の施設計画を超過する降雨の増加が見込まれる中、現在の施設計画で設定している降雨確率が将来的に上がる可能性があることを踏まえ、想定最大規模降雨や既往最大降雨等に対する浸水リスクを把握するとともに、計画対象降雨の再評価、施設計画の再評価といった、計画の一連の検証・再評価を強く推し進めるべき」としており、まずは施設計画を超過する想定最大規模降雨等における内水浸水想定区域図の早期作成が望まれる。

また、内水浸水想定区域図等を活用し、住民等へ浸水リスクを周知することで、自助・共助による減災対策および適切な水防活動や避難行動等を促進するとともに、雨水管理総合計画等で定めた浸水対策を実施すべき区域においては、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な浸水対策を、予算制度等を活用しながら重点的に実施して頂きたい。

特に「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に位置づけられた箇所等については、達成目標が 2020 年度までに完了するよう各施策の推進をお願いする。

2) 内水ハザードマップの作成促進について

①内水ハザードマップ作成及び公表の推進

国土交通省では、内水による浸水情報と避難方法等に係る情報を、住民にわかりやすく事前に提供するため、内水ハザードマップの作成・活用を推進している。

平成27年の水防法改正では、地下街等がある地区など、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして水位周知下水道を指定した地区については、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域を指定し、想定最大規模降雨による内水ハザードマップを公表することとなっている。

下水道による浸水対策を実施している全ての市区町村においては、令和元年10月28日付「内水ハザードマップの作成促進について」の通知のとおり、「水害ハザードマップ作成の手引き」(平成28年4月)に基づき内水ハザードマップの作成及び水害に係る防災訓練等の実施に積極的に取り組んでいただきたい。

特に、床上浸水など甚大な浸水被害が発生した地区、下水道浸水被害軽減総合事業等を実施する地区、地下空間利用が高度に発達している地区などを有する、内水ハザードマップの早期作成が必要な市区町村については、重点的に作成を進めるべきと考えている。また、既に作成済みの市区町村においては、防災訓練や防災教育での活用など、継続的に住民の理解を促進するとともに、作成後の降雨状況等を踏まえ、適切に内水ハザードマップを見直すようお願いする。

なお、内水ハザードマップの早期作成が必要な市区町村については、近年の浸水実績等を勘案し、対象となる市区町村の見直しを行う予定である。これに基づき、該当する市区町村においては令和2年度末までに内水浸水想定区域図等の作成・公表が概ね完了するよう取組をお願いする。

②内水ハザードマップの必要性

内水ハザードマップのベースとなる内水浸水想定区域図は、地域の既往最大級の降雨や他地域での大規模な降雨、水防法に基づく想定最大規模降雨等の下水道の雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に、下水道その他の排水施設の能力不足や河川の水位上昇に伴い当該雨水を排水できない場合に浸水の発生が想定される区域や、実際に浸水が発生した区域である。

内水浸水想定区域図は洪水浸水想定区域図と比較し、浸水範囲や浸水深は相対的に小さい傾向にあるが、内水浸水は洪水浸水想定区域図から離れた場所でも発生する可能性があること、発生頻度が相対的に高く洪水が発生しなくても内水浸水は発生する可能性があることから、洪水ハザードマップだけでは内水浸水のリスク情報を十分提供されているとはいえない。

また、気候変動の影響により、短時間高強度の豪雨が増加する傾向にあり、これまで内水浸水が発生していない地区においても、今後、浸水被害が発生する可能性がある。

内水浸水は市民生活や企業活動に密接な係わりがあり、内水ハザードマップ等による浸水リスク情報は、住民や企業等が行う止水板等による減災対策、住宅建築時に高床式や盤上げをするなど住まい方の工夫、水平避難の際の避難ルートの選択など、水害リスクを最小化するための取組みの参考となることから、内水浸水のリスク情報の提供が望まれている。

浸水シミュレーションによる内水浸水想定区域図の作成が早期に実施できない場合は、

浸水実績による内水浸水想定区域図の作成も有効であり、下水道による浸水対策を実施している全ての市区町村は、自助・共助による防災・減災対策の促進の観点からも、早期に作成・公表することが重要である。

③内水ハザードマップ作成に係る支援

内水ハザードマップのベースとなる内水浸水想定区域図の作成は、浸水想定を含むシミュレーション等の検討について、浸水対策の実施に必要なものとして交付金の基幹事業として支援できる。また、内水ハザードマップは内水浸水想定区域図に避難情報を追加したものであるが、作成については、浸水対策と一体性を有する事業として、効果促進事業の対象となるので留意されたい。

④排水先の河川水位

内水浸水想定区域図の作成においては、下水道の能力不足だけでなく、放流先河川等の水位上昇によって雨水を排水できないことによって発生する浸水現象等を対象とすることから、放流先河川等の水位の経時変化を設定する必要がある。

対象とした実績降雨における放流先河川等の最大水位が低い場合には、実績水位を引き伸ばすことにより設定する。この場合、放流先河川等の最高水位は、河川等の堤防の決壊や河川からあふれた水によるはん濫を伴わない水位に設定する。放流先が洪水予報河川である場合には、はん濫危険水位、水位周知河川である場合には、避難判断水位を目安にすることも考えられる。

なお、河道からの溢流による浸水は、内水浸水想定に含めない。

ポンプ排水区においては、排水ポンプ場の運転調整が行われる可能性があることに留意し、一例として、放流先河川が最高水位となった時点で排水ポンプ場の運転調整が行われる浸水シナリオによる内水浸水想定区域図の検討を行うことも必要である。

なお、外水位（河川）の影響が大きな場合には、下水道と河川を統合的に解析できるモデルを採用するなど、内水の挙動をより詳細に再現することが望ましい。

なお、内水浸水想定区域の作成にあたっては「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」(平成 28 年 4 月)を参考とされたい。

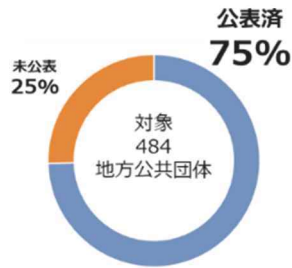
⑤ハザードマップポータルサイトへの登録について

国土交通省では、平成 19 年より全国の各種ハザードマップを一元的に検索・閲覧が可能なポータルサイトを運営している。内水ハザードマップを作成・公表した際やホームページの更新等により URL が変更となった場合には、速やかにハザードマップポータルサイトへの登録申請を行っていただきたい。

内水ハザードマップの作成状況

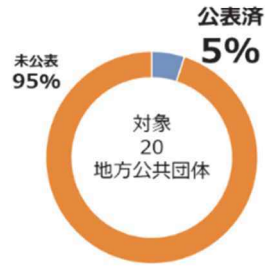
- 過去に甚大な浸水被害が発生するなど、内水ハザードマップの早期作成が必要な484地方公共団体のうち361地方公共団体が、既往最大規模降雨等による内水ハザードマップを公表済。
- 平成27年の水防法改正後、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する20地方公共団体のうち1地方公共団体が、想定最大規模降雨による内水ハザードマップを公表済。

既往最大規模降雨等による
内水ハザードマップ



公表済 361地方公共団体
(平成31年3月末現在)

想定最大規模降雨による
内水ハザードマップ



公表済 1地方公共団体
(平成31年3月末現在)

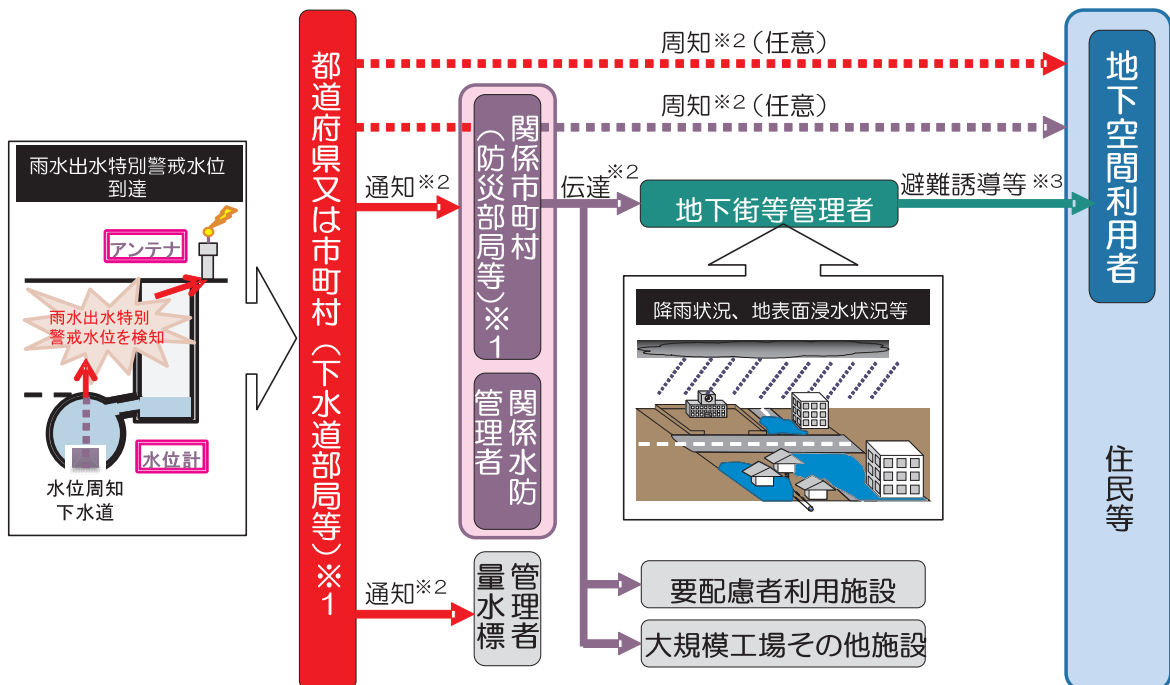
3) 水位周知下水道の導入促進について

【制度概要】

- ・ 想定し得る最大規模の内水に対する避難体制等の充実・強化のため、水位を周知する下水道を指定し、内水による災害の発生を特に警戒すべき水位である内水氾濫危険水位を設定して、その水位に達した場合は、内水氾濫危険情報を関係者に通知・周知する制度。
- ・ 水位周知下水道を指定した下水道が存在する地区では、その地区における想定最大規模降雨に対応した内水浸水想定区域図を公表し、ハザードマップの作成やそれに基づく訓練等を実施する必要がある。

【制度活用のポイント】

- ・ 地下街等を有する都市については、地下街管理者と制度の内容や実際の運用方法について意見交換を行い、検討を早急に進めていただきたい。
- ・ また、水位情報の発信にあたっては、降雨情報等、水位以外の情報を十分に活用しつつ、水防活動や避難の判断に資する情報となるよう、各地方公共団体の実情に応じてご検討いただきたい。
- ・ 地下街等が存在しない都市においても、近年甚大な浸水被害が発生した地区を有する都市においては、ソフト対策の強化を目的として、水位の情報を活用したリスク情報の発信に積極的に取り組んでいただきたい。



※1：市町村が水位情報を通知する場合は同一市町村

※2：関係市町村・関係水防管理者・量水標管理者への通知、地下街管理者等への伝達は必須事項、住民等への周知は任意事項

※3：地下街等管理者が水位情報のほか、降雨状況、地表面浸水状況等を総合的に判断して地下空間利用者へ避難誘導等を実施

水位周知下水道のイメージ（発災時）

4) 下水道浸水被害軽減総合事業等の活用について

近年、中小都市における浸水被害が増大していることを踏まえ、令和元年度予算より下水道浸水被害軽減総合事業を拡充し、中小都市の中心部についても対象となるよう地区要件を緩和するとともに、ボトルネック箇所等の浸水被害の軽減を早期に発現させるため、機動的かつ柔軟な対応が可能な排水ポンプ車の整備を交付対象とした。

また、下水道浸水被害軽減総合事業や効率的雨水管理支援事業は地区ごとに計画の策定が必要で市全体の浸水対策の方針が不明確であったことから、下水道浸水被害軽減総合事業に効率的雨水管理支援事業を統合し、地区ごとの計画を集約するとともに、市全体の整備方針を明確化することとした。

ここでは、浸水対策における「基本的考え方」の活用・展開の観点から、留意事項を記載しているので、参考とされたい。

【下水道浸水被害軽減総合事業】

令和元年度の予算制度改正により、下水道浸水被害軽減事業を下水道浸水被害軽減型、効率的雨水管理支援事業を効率的雨水管理支援型として統合した。

下水道浸水被害軽減型は、駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区、河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区、内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等の浸水被害の軽減、最小化及び解消を目的として、再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせて総合的な浸水対策を実施するものである。

効率的雨水管理支援型は、行政と住民等が連携して効率的な浸水対策を図る地域において、浸水リスクに応じたきめ細やかな目標設定と、迅速かつ経済的な浸水対策を推進し、既存施設を最大限活用した下水道整備や個人・事業者等による共助・自助の取組により浸水対策を実施するものである。

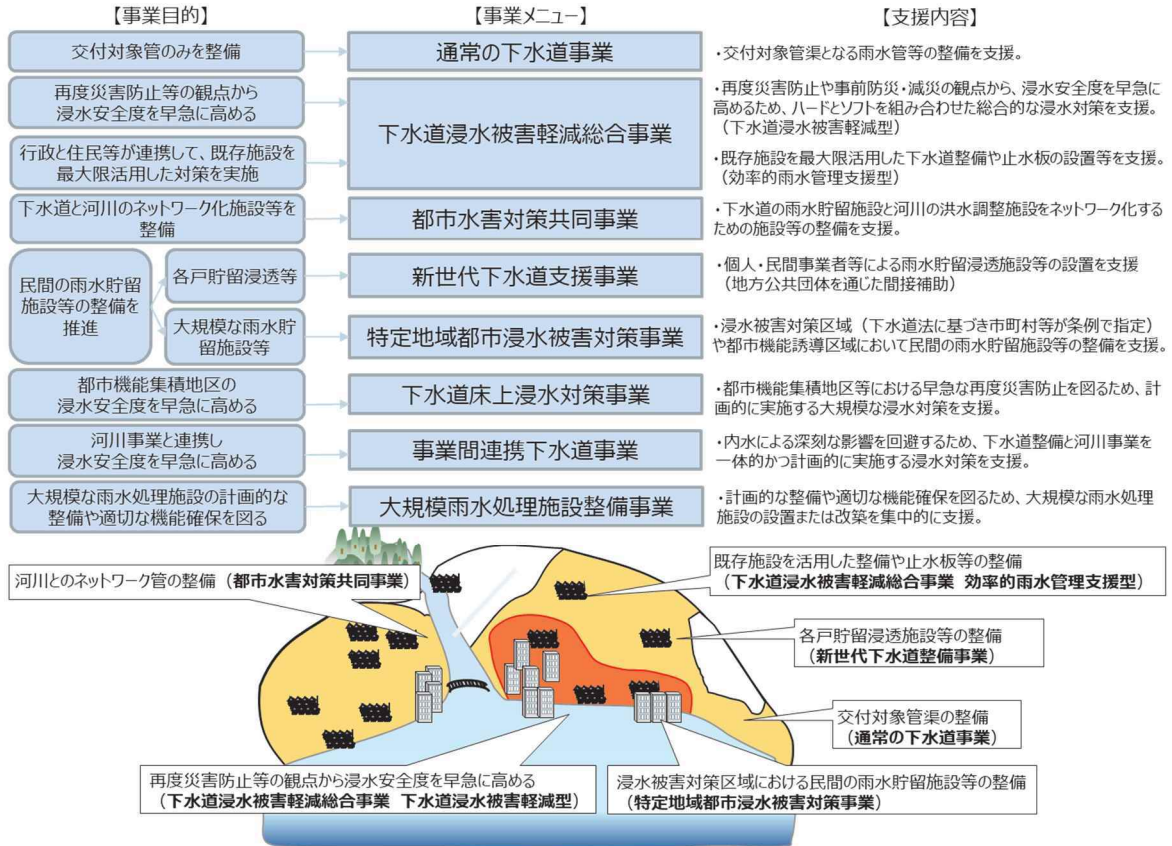
下水道浸水被害軽減総合事業は、浸水対策実施の基本方針、対象地区の概要及び選定理由、整備目標（効率的雨水管理支援型については、浸水リスク評価に応じた対策目標）、事業内容及び年度計画（効率的雨水管理支援型については、既存施設を最大限活用した対策）、その他必要な事項を定めた「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定する必要がある。

このうち、浸水対策実施の基本方針は、市街地全域等における浸水対策の基本的な考え方、浸水対策を実施すべき地区の概要など「雨水管理総合計画」で定める内容を反映することとしているが、雨水管理総合計画の策定は効率的雨水管理支援型で支援できるので積極的に活用されたい。なお、この場合、効率的雨水管理支援型を活用した計画策定に必要な検討の結果として雨水管理総合計画の策定ができるものであり、雨水管理総合計画を策定することのみを目的とした効率的雨水管理支援型の活用はできないことに留意されたい。

なお、下水道浸水被害軽減総合計画の策定にあたっては「下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）」（平成 28 年 4 月）を、雨水管理総合計画の策定にあたっては、「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」（平成 29 年 7 月）を参考とされたい。

下水道による浸水対策を支援するため、下水道浸水被害軽減総合事業のほか、以下に示すような各種制度を準備しているため、各制度の内容・趣旨をご理解いただき、下水道による効率的な浸水対策の実施のために、積極的に活用されるようお願いする。

下水道による浸水対策に関する事業制度



【下水道による都市浸水対策の達成状況】

平成31年3月末現在で、人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等において、概ね5年に1回程度発生する規模の降雨に対して下水道の整備が完了した面積の割合は約59%となっている。

■都道府県、政令市別の都市浸水対策達成率（平成31年3月31日現在）

都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	66%	滋賀県	30%
青森県	53%	京都府	79%
岩手県	39%	大阪府	73%
宮城県	32%	兵庫県	67%
秋田県	48%	奈良県	46%
山形県	43%	和歌山県	23%
福島県	45%	鳥取県	63%
茨城県	59%	島根県	17%
栃木県	33%	岡山県	44%
群馬県	47%	広島県	59%
埼玉県	43%	山口県	56%
千葉県	45%	徳島県	72%
東京都	67%	香川県	42%
神奈川県	63%	愛媛県	55%
新潟県	56%	高知県	52%
富山県	75%	福岡県	67%
石川県	50%	佐賀県	40%
福井県	68%	長崎県	61%
山梨県	50%	熊本県	54%
長野県	22%	大分県	66%
岐阜県	52%	宮崎県	57%
静岡県	42%	鹿児島県	70%
愛知県	78%	沖縄県	60%
三重県	40%	全国	59%

政令市等	達成率
札幌市	78%
仙台市	34%
さいたま市	47%
千葉市	77%
東京都区部	70%
横浜市	66%
川崎市	57%
相模原市	70%
新潟市	58%
静岡市	50%
浜松市	32%
名古屋市	98%
京都市	91%
大阪市	88%
堺市	57%
神戸市	80%
岡山市	58%
広島市	70%
北九州市	72%
福岡市	75%
熊本市	54%
政令市等	71%

5) 河川やまちづくりとの連携について

① 「100mm/h 安心プラン」の策定促進について

平成25年度より要綱を定め、地方公共団体からの申請に基づき、令和2年3月末時点で21都市24計画を登録した。登録された地区は、下水道浸水被害軽減総合事業下水道浸水被害軽減型の対象地区となる。

「100mm/h 安心プラン」の策定にあたっては、施設の計画を超える局地的な大雨等に対して、河川部局等の関係機関や住民等と協議し、計画を策定していただきたい。円滑な登録手続きを進めるためにも、関係機関と事前協議を行った上で登録申請がされるよう調整されたい。

また、気象、地形、土地利用等の違いにより都市をとりまく状況は様々であることから、登録の視点は都市によって異なる。都道府県におかれては、市町村の計画策定を支援していただくとともに、その計画内容などについての不明点などがある場合には、地方整備局等を通じてご相談されたい。

河川と下水道の連携（100mm/h安心プラン登録制度）

- 計画を超える降雨に対して、地域の関係機関・住民等が協力して、浸水被害の軽減を図る取組みを定めた計画を国土交通省が「100mm/h安心プラン」として登録し、国が重点的に支援する制度を平成25年度に創設。（令和2年3月末時点で21市24計画を登録）
- 平成27年度より、**100mm/h安心プラン登録地区が、下水道浸水被害軽減総合事業の交付対象要件として追加。**

100mm/h安心プラン登録都市

福島県郡山市、茨城県水戸市、茨城県ひたちなか市、栃木県鹿沼市、埼玉県春日部市、千葉県茂原市、長野県岡谷市、富山県高岡市、石川県金沢市、静岡県富士市、静岡県沼津市、静岡県焼津市、静岡県袋井市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市（4箇所）、愛知県東海市、岐阜県多治見市、兵庫県姫路市、広島県福山市、福岡県北九州市、佐賀県佐賀市
R1は3市3計画登録



地域	計画数
北海道	0
東北	1
関東	6
北陸	2
中部	11
近畿	1
中国	1
四国	0
九州	2
沖縄	0

プランは国交省HPでも公表

広島県福山市の登録証の伝達式 (R1.10.1)



- <福山市100mm/h安心プラン>
浸水リスクの高い地域を集中的かつ迅速に整備を行い
浸水被害の早期軽減を図る。
- 【取組内容】
- ・河川改修、排水機場ポンプ増設、雨水幹線整備、雨水ポンプ場整備
 - ・公共用地等を利用した雨水貯留施設の暫定整備
 - ・Webを利用した監視カメラ画像・水位情報の提供
 - ・内水ハザードマップの作成、公表
 - ・市民と行政が一体となった「総合防災訓練」等の実施 等

② 特定都市河川浸水被害対策法による浸水対策の推進

これまで鶴見川、新川、寝屋川、巴川、境川（愛知県）、猿渡川、境川（東京都、神奈川県）、引地川の8河川が特定都市河川浸水被害対策法（以下「特定都市河川法」という。）の指定を受け、総合的な浸水対策が進められている。指定を受けた特定都市河川では、あらかじめ国土交通大臣の同意を得て、流域水害対策計画を策定することとされている。流域水害対策計画の策定状況は以下の通りである。

都市部における浸水は、都市機能の麻痺や地下街の浸水をもたらすなど、重大な被害につながることから、著しい浸水被害が発生、又はその恐れがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域においては、特定都市河川法に基づく総合的な浸水対策に積極的に取り組まれるようお願いする。

【参考】流域水害対策計画の策定状況（平成31年3月末時点）

河川名※	関係機関	特定都市河川及び特定都市河川流域の指定 (下段：施行日)	流域水害対策計画の策定
鶴見川	国土交通省関東地方整備局、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、町田市、稲城市	平成17年4月1日 (同上)	平成19年3月14日
新川	愛知県、名古屋市、一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町	平成17年5月31日 (平成18年1月1日)	平成19年10月30日 (平成26年10月17日一部変更)
寝屋川	大阪府、大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、藤井寺市	平成18年1月13日 (平成18年7月1日)	平成18年2月15日 (平成26年8月5日第一回変更)
巴川	静岡県、静岡市	平成21年2月6日 (平成21年4月1日)	平成22年3月26日
境川	愛知県、名古屋市、刈谷市、豊田市、安城市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、東郷町、東浦町	平成23年7月1日 (平成24年4月1日)	平成26年3月25日
猿渡川	愛知県、刈谷市、豊田市、安城市、知立市	平成23年7月1日 (平成24年4月1日)	平成26年3月25日
境川	東京都、神奈川県、横浜市、町田市、相模原市、大和市、藤沢市、鎌倉市	平成26年2月14日 (平成26年6月1日)	策定中
引地川	神奈川県、大和市、座間市、海老名市、藤沢市、茅ヶ崎市、綾瀬市	平成26年2月14日 (平成26年6月1日)	平成27年6月5日

※当該河川に流入する支川の一部を含む。

③ 予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除の推進について

平成30年12月13日に社会資本整備審議会より答申された「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」において、緊急的に実施する対策の一つとして、社会経済被害を最小化し、中心市街地や重要拠点等の機能確保を図るため、「排水先の河川の水位が低く、水位予測によっても河川の水位上昇が見込まれない場合などは、予備ポンプや移動式ポンプ等を活用して効果的な内水排除を推進すること」が示されている。

答申を踏まえ、河川管理者及び下水道管理者は、社会経済被害の最小化に向け相互に連携し、「出水時における排水ポンプ場の運転調整について」（平成13年6月27日 国河治第五二号）「出水時における排水ポンプ場の運転調整等について」（平成13年6月27日 国都下流第一六号）に基づく運転調整ルールを設定を前提として、予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除に向けた運転ルールを適切に定められたい。

④ 浸水被害対策区域制度（官民連携した浸水対策）

【制度概要】

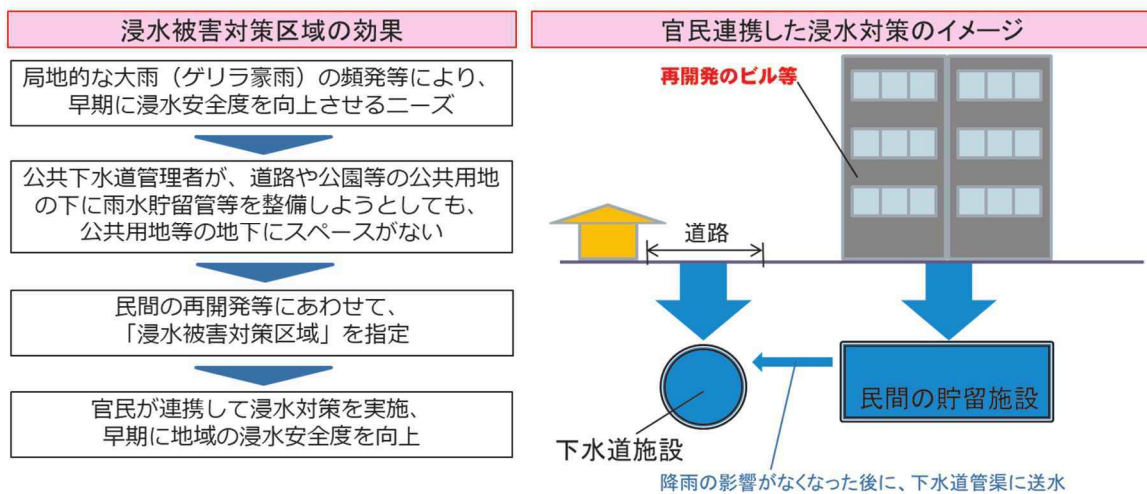
- ・ 財政状況の逼迫、地下空間の輻輳等により、下水道管理者のみでは追加的整備を行うことが困難な場合に、民間施設の地下空間を活用するなど、民間の協力を得て、浸水対策を実施する区域を指定する制度を創設。
- ・ 下水道法に規定する「浸水被害対策区域」や都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画に定められた「都市誘導区域」では、管理協定を締結することで下水道管理者が民間設置の雨水貯留施設の管理を行えるなど、官民連携した浸水対策を実施。
- ・ これまでに神奈川県横浜市及び藤沢市において浸水被害対策区域を指定。

【制度活用のポイント】

- ・ 浸水被害対策区域等を活用した民間事業者等と連携した効率的な浸水対策の実施により、都市部における浸水に対する安全度の早期向上を図られたい（平成 29 年 3 月 31 日付国水 downstream 第 43 号「官民連携による効率的な浸水対策の推進について」参照）。
- ・ なお、浸水被害対策区域等における民間事業者等の雨水貯留施設の設置に対しては、特定地域都市浸水被害対策事業において、整備費用の一部を国が直接支援する制度もあるため、これらの制度の活用も考慮して積極的に検討されたい。
- ・ 浸水被害対策区域制度の活用にあたっては「官民連携した浸水対策の手引き（案）」（平成 29 年 7 月）を参考とされたい。

浸水被害対策区域制度（官民連携による浸水対策の推進）

- 公共下水道の排水区域のうち、都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、地方公共団体が条例で「浸水被害対策区域」を指定。
- 下水道法第10条の排水設備の基準に代えて、条例で、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定め、民間に対して雨水貯留施設の設置等を義務づけることができる。
- 区域内に存する貯留容量100m³以上の雨水貯留施設について、公共下水道管理者自らが管理する必要があると認めるときは、施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設を管理することができる。



6) 気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会について

○概要

気候変動による降雨量の増加を反映した外力の設定方法等について検討するため、令和元年12月に、学識者等で構成する検討会を国土交通省下水道部が設置。

○設置趣旨

近年、都市化の進展等に伴う浸透面積の減少により、雨水の流出量が増え、河川や下水道にかかる負担が増加していることに加え、気候変動の影響等により、大雨等が頻発し、内水氾濫が発生するリスクが増大している。

令和元年東日本台風においては、河川の氾濫等による被災とともに、全国15都県135市区町村において内水氾濫による浸水被害が発生した。併せて、下水道施設そのものも被災し、市民生活に多大な影響を与えることになった。

こうした中、昨年10月、国土交通省水管理・国土保全局に設置された「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」において、「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言」がとりまとめられた。国土交通省では、提言を踏まえ、気候変動による降雨量の増加を反映した治水対策に転換するための具体的な方策について検討を速やかに進め、全力を挙げて、防災・減災対策に取り組んでいくこととしたところである。

そこで、これまでの下水道による都市浸水対策の取組を踏まえつつ、気候変動の影響等を考慮した取組を推進するため、気候変動を踏まえた下水道による浸水対策等について議論を深めることを目的として、本検討会を設置するものである。

○スケジュール

第1回検討会 R1.12.18 近年の降雨及び内水被害の状況、下水道整備の現状等

第2回検討会 R2.4.14 (書面開催) 気候変動を踏まえた下水道計画における外力の設定の考え方等

第3回検討会 R2.5 (予定) とりまとめ

気候変動を踏まえた下水道による浸水対策等に係る課題及び論点 (案)

現状・問題点	課題 (対策の方向性)	論点 (解決すべき事項)	検討事項
<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動に伴う降雨量の増加等の懸念 ○近年、度重なる出水により多くの内水被害が発生するとともに、河川の氾濫等により下水道施設が浸水し、機能が停止 	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動を踏まえた雨水計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動の影響を踏まえた計画目標の外力の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道計画としての外力の設定方法 等
<ul style="list-style-type: none"> ○下水道整備は一定程度進捗しており、完成施設では効果が発現。一方、下水道整備が途上である地区において内水被害が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の機能の維持 (耐水化の推進) 	<ul style="list-style-type: none"> ○耐水化の対象外力の設定 ○効率的・効果的な対策手法 	<ul style="list-style-type: none"> ○耐水化の対象外力の考え方 ○効率的・効果的な対策手法の検討 ○対策箇所の優先順位・対策期間 等
<ul style="list-style-type: none"> ○また、下水道整備が完了した地区でも下水道の施設計画を超過する降雨により内水被害が発生。 ○令和元年東日本台風における内水被害の多くは、排水先河川のピーク水位が計画高水位を上回った地区で発生。 ○内水ハザードマップについては、既往最大規模降雨、想定最大規模降雨ともに作成が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○早期の安全度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的・効果的なハード整備 ○既存施設の運用の工夫策 ○まちづくりとの連携によるリスク軽減手法 	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的・効果的なハード整備の検討 ○整備の加速化、更なる連携施策 等 ○既存施設の運用の工夫策 ○ポンプ排水の効率化、水門の操作性の向上 ○まちづくりとの連携によるリスク軽減手法の検討 等
<ul style="list-style-type: none"> ○今後のまちづくりや建築物における電気設備の浸水対策において、内水氾濫によるリスク情報の活用が必要さが指摘されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ソフト施策の更なる推進・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的・効果的なソフト施策 (内水ハザードマップ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○内水ハザードマップ作成の加速化 ○内水ハザードマップ (実績、想定最大規模) 作成の推進 等 ○効果的なソフト施策の検討

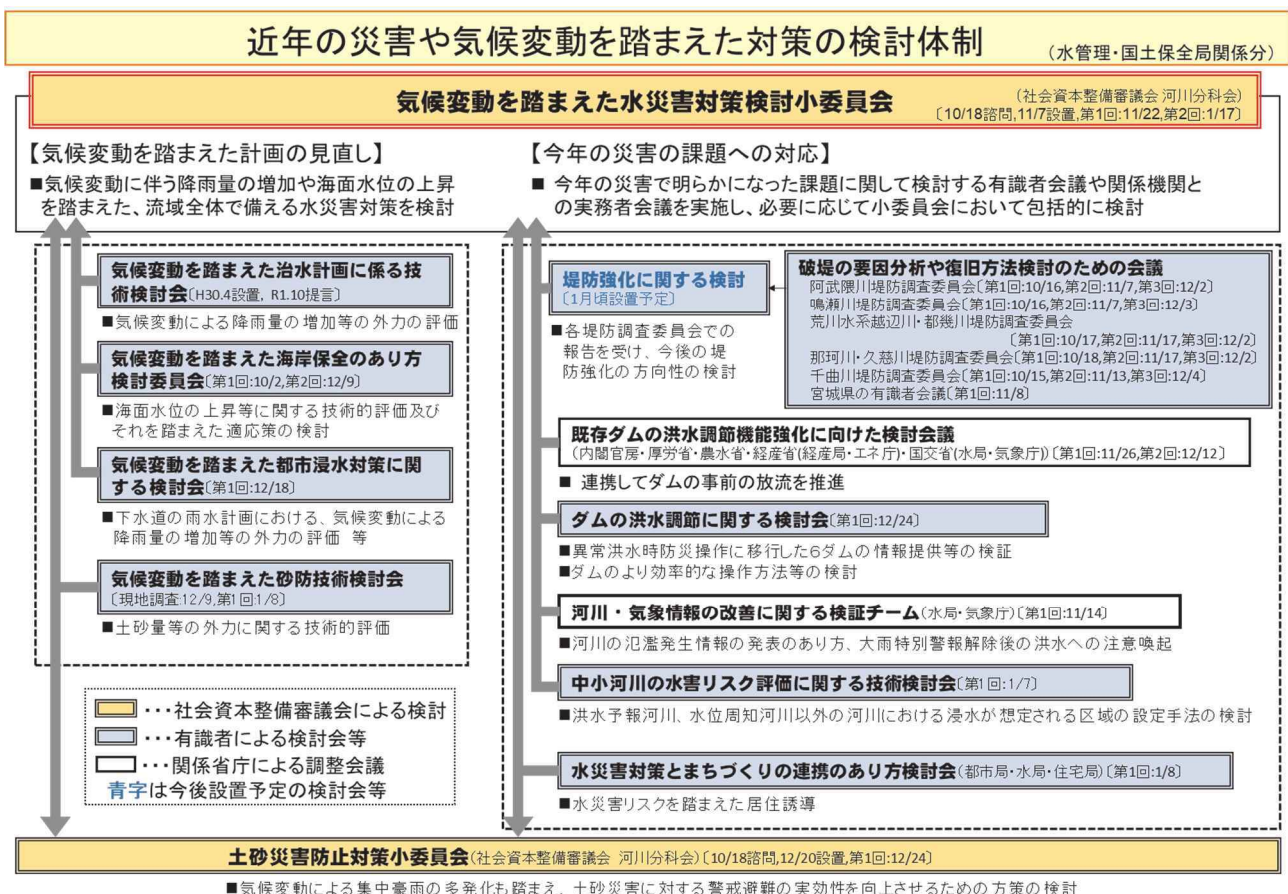
7) 気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会について

○概要

国土交通省は、社会資本整備審議会に対し、気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について令和元年10月に諮問。これを受け、令和元年11月に同審議会河川分科会に気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会を設置。治水計画、海岸保全、都市浸水対策などの課題に関して有識者会議で検討し、必要に応じて小委員会でも包括的に検討。

○諮問の内容

- ・全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が頻発し、甚大な被害が発生しており、気候変動に伴う降雨量の増加や海面水位の上昇等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- ・平成27年9月の関東・東北豪雨を受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えの下、ハード・ソフト一体となった対策を推進してきたところ。
- ・国土交通省が設置した「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」では、産業革命以前と比べて世界の平均地上気温を2℃上昇以下に抑えることを、前提としたシナリオの場合でも、21世紀末には20世紀末と比べて、降雨量が全国平均で1.1倍、洪水の発生頻度が全国平均で2倍になるとの試算結果が示された。
- ・今後、気候変動に伴う降雨量の増加や海面水位の上昇、人口減少や超高齢化社会の到来、社会構造の変化等を踏まえ、低い水準にある治水安全度の速やかな向上や、予測される将来の降雨量等を反映した治水対策への転換に加えて、災害リスクを勘案したコンパクトなまちづくり等の国土・土地利用のあり方の転換と一体となって、流域全体で備える水災害対策を如何に進めるべきか。



(2) 雨天時浸入水対策の推進について

1) 雨天時浸入水対策ガイドラインについて

分流式下水道を採用している都市において、施設の老朽化の進行や地震等の被災、高強度降雨の増加等に伴い、降雨時に下水の流量が増加し、汚水管等からの溢水や宅内への逆流等が発生している。このため、雨天時浸入水は、下水道を管理する地方公共団体にとって解決すべき課題であると認識されているものの、必ずしも十分な対策がとられているとは言えない状況である。

このような状況に速やかに対処するため、国土交通省は分流式下水道における雨天時浸入水に起因する事象に対し、効果的かつ効率的な対策及びその計画を立案するための基本的な考え方等を定めた「雨天時浸入水対策ガイドライン（案）」（以下「本ガイドライン」という。）を令和2年1月に策定した。

計画降雨以下の降雨に対して雨天時浸入水に起因する事象が発生する地方公共団体は、下記の事項に十分留意して、本ガイドラインを参考に、雨天時浸入水に起因する事象の発生を防止することを目的として、地域の実情や施設の状況等を踏まえ、発生源対策や運転管理及びこれらを踏まえた施設対策等を定めた「雨天時浸入水対策計画」を速やかに策定し、必要に応じ、この計画の内容を下水道法に基づく事業計画に反映することにより、効果的かつ効率的な雨天時浸入水対策の実施を図られたい。

記

① 雨天時浸入水に起因する事象について

分流式下水道の処理区において汚水系統の管路施設やポンプ施設、処理施設等において発生する以下の3つの事象を、雨天時浸入水に起因する事象（以下「事象」という。）とした。

(事象1) 処理場外にある汚水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足し、増水した下水がマンホール等から溢水、または宅内へ逆流した下水がトイレや宅内ます等から溢水すること

(事象2) 処理場外にある汚水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足することが想定される箇所において、マンホール等からの溢水対策として設置した管きょから、下水が公共用水域へ流出すること

(事象3) 処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出

雨天時浸入水の増大により処理場の処理能力が不足し、一部の下水を二次処理せずに放流または流出すること

② 段階的な対策について

雨天時浸入水対策を実施する地方公共団体は、事象の発生を防止するための対策について、雨天時浸入水対策計画の計画期間における全ての対策について検討するとともに、対策完了まで長期間を要する場合には、地域の実情及び放流先の水環境等を踏まえ、段階的な目標を設定し、時間軸を有した対策を講じられたい。

具体的には消毒等の応急対策や、未利用地を活用し一時貯留するなどの暫定対策などを含めて、早期に効果発現が図られるよう対策を行うことが望ましい。

③流域下水道について

流域下水道における雨天時浸入水対策は、流域下水道管理者と流域関連公共下水道管理者が相互に連携することが重要である。地形的な要因等により、雨天時浸入水の流入が多い地区と、事象が発生しやすい地区の下水道管理者が異なることも考えられるが、事象が発生した実績のある処理区は、その処理区全体の課題として、当該流域下水道に関係するすべての下水道管理者が雨天時浸入水対策に協力し、推進体制を構築することが重要である。

④モニタリング等について

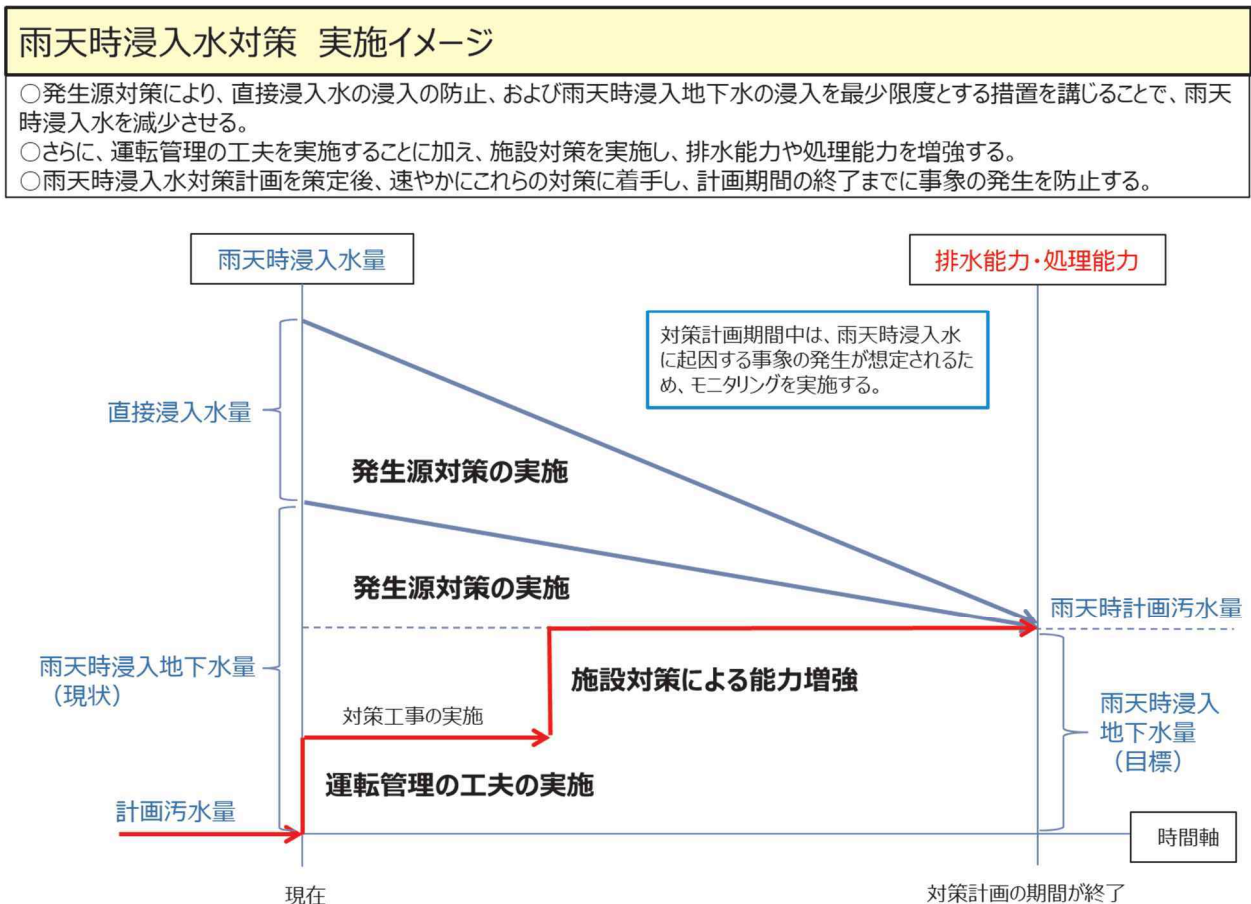
雨天時浸入水対策が完了するまでの間に、計画降雨以下で事象が発生した場合、または、対策が完了した後に計画降雨を超過し事象が発生した場合などにおいて、継続的に事象の発生状況を詳細に記録し、関係者への情報提供を行われない。

また、雨天時浸入水対策の実施状況を踏まえて対策効果を把握し、必要に応じて雨天時浸入水対策計画を見直し、より効果的かつ効率的な対策を実施されたい。

(参考)

雨天時浸入水対策ガイドライン（案）（令和2年1月）

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000639.html



2) 雨天時浸入水対策計画の策定等について

①雨天時浸入水対策計画策定等に係る事前協議の手続きについて

雨天時浸入水対策計画の策定時または変更時の事前協議（以下「事前協議」という。）については、当面の間、本省担当官と直接協議し、確認を受けることとする。ただし、本省担当官が認めた場合は書類等の郵送及び電話・電子メール等による協議も可能とする。なお、本省担当官は地方整備局等担当官と必要な調整を行うこととする。

（参考）本省担当窓口

下水道部流域管理官付計画係長 TEL03-5253-8111（内線 34315）

②事前協議に際し必要な書類等について

1) 雨天時浸入水対策計画

雨天時浸入水対策計画は、令和2年2月28日付「雨天時浸入水対策計画策定に係る手続き等について」の事務連絡のとおり作成することを標準とする。なお、雨天時浸入地下水量の設定に際し、目標とする浸入率が、雨天時浸入水対策ガイドラインの第3章第2節（（参考）浸入を最少限度とする措置が講ぜられた場合の浸入率について）に示す値を超えて設定する場合は、別途、説明資料を添付することとする。

2) 下水道計画一般図

「下水道法に基づく事業計画の運用について（平成27年11月19日付け国水下水事第80号）」において定める下水道計画一般図（雨天時浸入水対策計画で対象とする区域の境界線を記載すること、内容が把握できる範囲においてA4あるいはA3版等に縮小することも可とする。）とする。

③ 雨天時浸入水対策に係る国の財政的支援について

雨天時浸入水対策計画の策定において、計画的な改築事業の実施に必要な下水道施設（処理場・ポンプ場、管きよ等）の浸入水に係る点検、調査その他の施設計画の検討については、社会資本整備総合交付金等による支援が可能であるので活用されたい。

また、施設対策においては、従来 of 交付対象に該当する主要な管渠やこれを補完するポンプ施設等に係る対策であれば、交付対象になりうることに留意されたい。

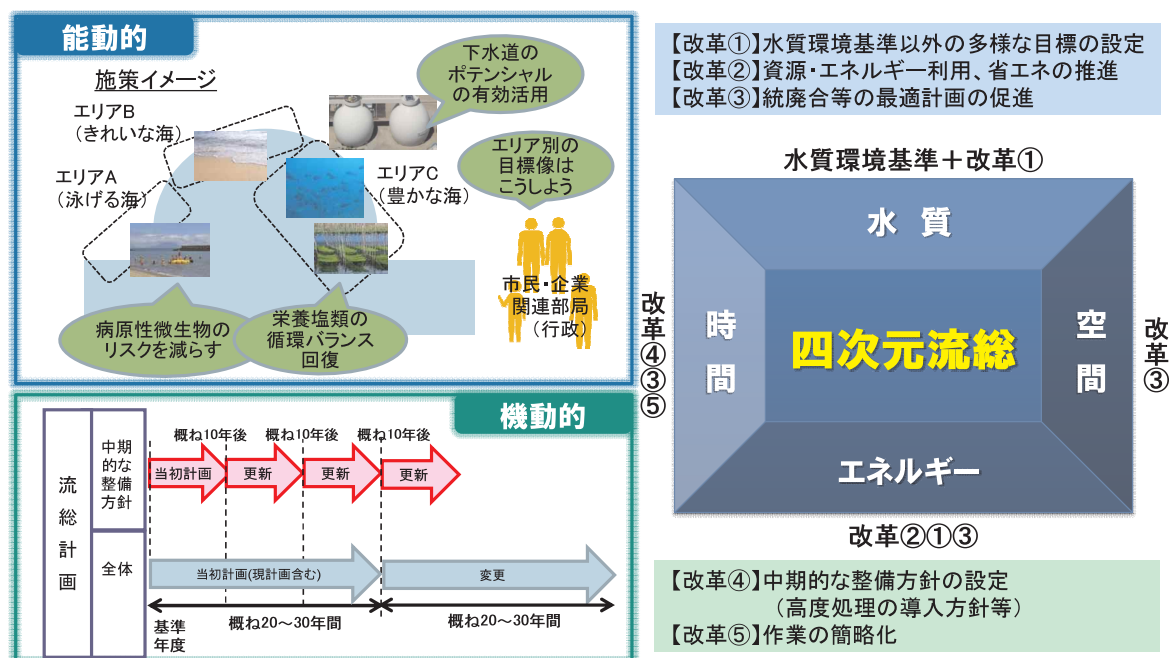
(3) きめ細やかな水環境管理の推進について

1) 四次元流総の推進について

平成 27 年 1 月に「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説（以下、「流総指針」という）」を改訂し、同年 7 月には計画書の様式の変更等の下水道法施行規則の改正を行った。

改訂した流総指針は、水質環境基準の達成といった従来の流総計画の「水質」の軸に加え、資源・エネルギー利用、省エネの推進など「エネルギー」の軸、中期的な整備方針を定めることによるアダプティブマネジメントの推進など「時間」の軸、広域化を踏まえた統廃合等の最適計画の促進など「空間」の軸といった 3 つの軸も考慮した「四次元流総」の策定を推進している。

【参考】四次元流総



2) 高度処理の推進について

①高度処理実施率について

閉鎖性水域の水質改善等に必要高度処理の実施率は、平成 30 年度末時点で全国平均約 51%となっている。高度処理の必要な各地方公共団体におかれては、引き続き高度処理の導入を進めていただきたい。特に、実施率が低い地方公共団体においては、改築・更新時における高度処理の導入はもとより、既存施設を活用した段階的高度処理（水域の早期水質改善に向けて、既存施設の一部改造や運転管理の工夫により段階的に高度処理化を図る手法と定義）の取組を積極的に実施していただきたい。

なお、事業計画に高度処理として位置付ければ、流域関連市町村を含む一般市町村においては補助対象範囲の拡大や特別交付税措置の対象となるため、流域関連公共下水道を含めた関係市町村にも周知頂きたい。

②既存施設を活用した段階的高度処理

耐用年数等から施設の全面的な改築が当面の間見込めない処理場においても、段階的高度処理の導入により高度処理を推進すること目的とし、平成 27 年 7 月に「既存施設を活用した段階的高度処理の普及ガイドライン（案）」を公表している。また、平成 27 年度より、段階的高度処理の普及を目的として「既存施設を活用した段階的高度処理促進に係るナレッジ共有会議」を開催し、ガイドライン（案）の周知や好事例等の情報共有、課題の抽出・解決を図っており、積極的な参加をお願いしたい。このガイドライン（案）では、段階的高度処理の効果、導入手順、運転管理上の留意点等を整理しており、段階的高度処理導入の検討時に参照していただきたい。

さらに、流域別下水道整備総合計画の策定にあたっては、中期整備事項として、概ね 10 年程度の中期的な整備方針を定める際、既存施設・ナレッジを活用した段階的高度処理等の導入を検討していただきたい。なお、段階的高度処理の推進に向けて、運転管理による新たな高度処理技術等があれば情報提供頂きたい。

③高度処理共同負担制度

高度処理共同負担制度（平成 17 年度創設）は、高度処理を効率的に行うことができる下水道管理者が、他の下水道管理者の実施する高度処理の負荷削減機能を併せて高度処理を行う場合、国が、当該高度処理の施設を設置する下水道管理者に設置に係る費用の一部を一括して支援することができる制度である。

適用範囲は、同一の流総計画内の施設となり、適用する際は流総計画への位置付けが必要となる。

平成 19 年度に、「高度処理共同負担制度に関するガイドラインと解説（案）」を発刊。平成 22 年度及び平成 25 年度に高度処理共同負担の実行可能性調査を実施してきたところ。

本制度の活用については、流域管理官までご相談いただきたい。

高度処理人口及び高度処理実施率(平成31年3月31日現在)

(平成30年度末)

都道府県名	高度処理人口	高度処理	都道府県名	高度処理人口	高度処理
	(万人)	実施率		(万人)	実施率
北海道	37.6	69.7%	滋賀県	119.9	87.9%
青森県	0.0	—	京都府	151.7	69.7%
岩手県	0.7	99.9%	大阪府	609.2	75.0%
宮城県	17.0	40.7%	兵庫県	189.9	44.5%
秋田県	0.01	100.0%	奈良県	52.5	50.1%
山形県	0.0	—	和歌山県	10.3	20.9%
福島県	4.3	81.3%	鳥取県	3.6	59.7%
茨城県	64.5	72.2%	島根県	18.3	91.0%
栃木県	0.0	0.1%	岡山県	103.3	66.7%
群馬県	0.2	0.2%	広島県	71.8	41.4%
埼玉県	211.8	32.2%	山口県	19.2	19.6%
千葉県	177.0	33.9%	徳島県	2.8	11.3%
東京都	711.3	50.9%	香川県	2.8	66.4%
神奈川県	316.4	43.9%	愛媛県	10.1	12.8%
新潟県	0.02	0.2%	高知県	8.3	25.7%
富山県	6.1	26.7%	福岡県	274.3	87.4%
石川県	18.2	74.6%	佐賀県	5.7	62.6%
福井県	2.8	55.0%	長崎県	8.3	26.9%
山梨県	0.1	0.5%	熊本県	20.9	34.5%
長野県	19.7	93.6%	大分県	2.1	33.6%
岐阜県	97.1	65.5%	宮崎県	0.0	—
静岡県	6.2	61.8%	鹿児島県	0.0	—
愛知県	369.5	52.9%	沖縄県	5.7	82.2%
三重県	83.7	68.5%	全国計	3,835	51.4%

- ・良好な水環境創出のための高度処理実施率とは、公共用水域の水質改善による良好な水環境創造に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る区域内人口に対し、高度処理（段階的処理を含む）が実施されている区域内人口の割合。
- ・高度処理人口及び高度処理実施率は小数点以下2桁を四捨五入している。
- ・「—」は、流総計画又は全体計画に位置付けがなく高度処理を実施していないもの。
- ・福島県については東日本大震災の影響で調査困難な処理区域を除いた値。

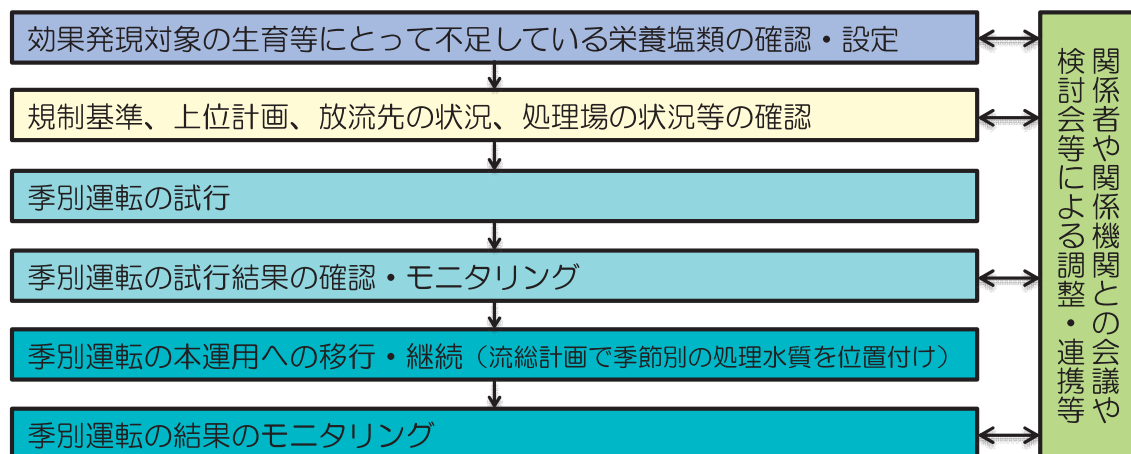
3) 下水放流水に含まれる栄養塩類の能動的管理の推進について

公共用水域の水質保全は、有機汚濁負荷や栄養塩類の削減により、全国で水質環境基準の達成を図ることが重要と考えられてきた。しかし、生物の多様性の保全や持続可能な水産活動を育める豊かな海にとっては、栄養塩類も水生生物の生息・育成にとって欠かせないものである。生態系や水産資源への配慮等、きれいなだけでなく豊かな水環境を求める新たなニーズが高まっている。

こうした取組を行う下水処理場の参考としてもらうことを目的とし、平成 27 年 9 月に「下水放流水に含まれる栄養塩類の能動的管理のための運転方法に係る手順書（案）」を公表している。平成 29 年度からは三河湾で新たに試行が開始されるなど、24 都市 31 箇所（平成 31.3 時点）の下水処理場で、下水処理水放流先の水産業等に配慮し、冬季に下水処理水中の栄養塩類濃度を上げ、不足する窒素やりんを供給するなどの能動的運転管理が試行されている。

能動的運転管理の試行の実施、さらに本運用へと移行・継続するにあたっては、関係者や関係機関と調整・連携しつつ、水質環境基準の達成・維持が担保出来ること、地先の周辺水質等への大きな影響が想定されないことを確認するとともに、効果等のモニタリングを実施して頂きたい。

なお、播磨灘流域別下水道総合計画（兵庫県）では、県内 3 下水処理場において全国で初めて季節別の処理水質を位置づけ本運用を実施した。季節別処理水質を流域別下水道整備総合計画に位置づける場合には、早めに流域管理官まで相談されたい。



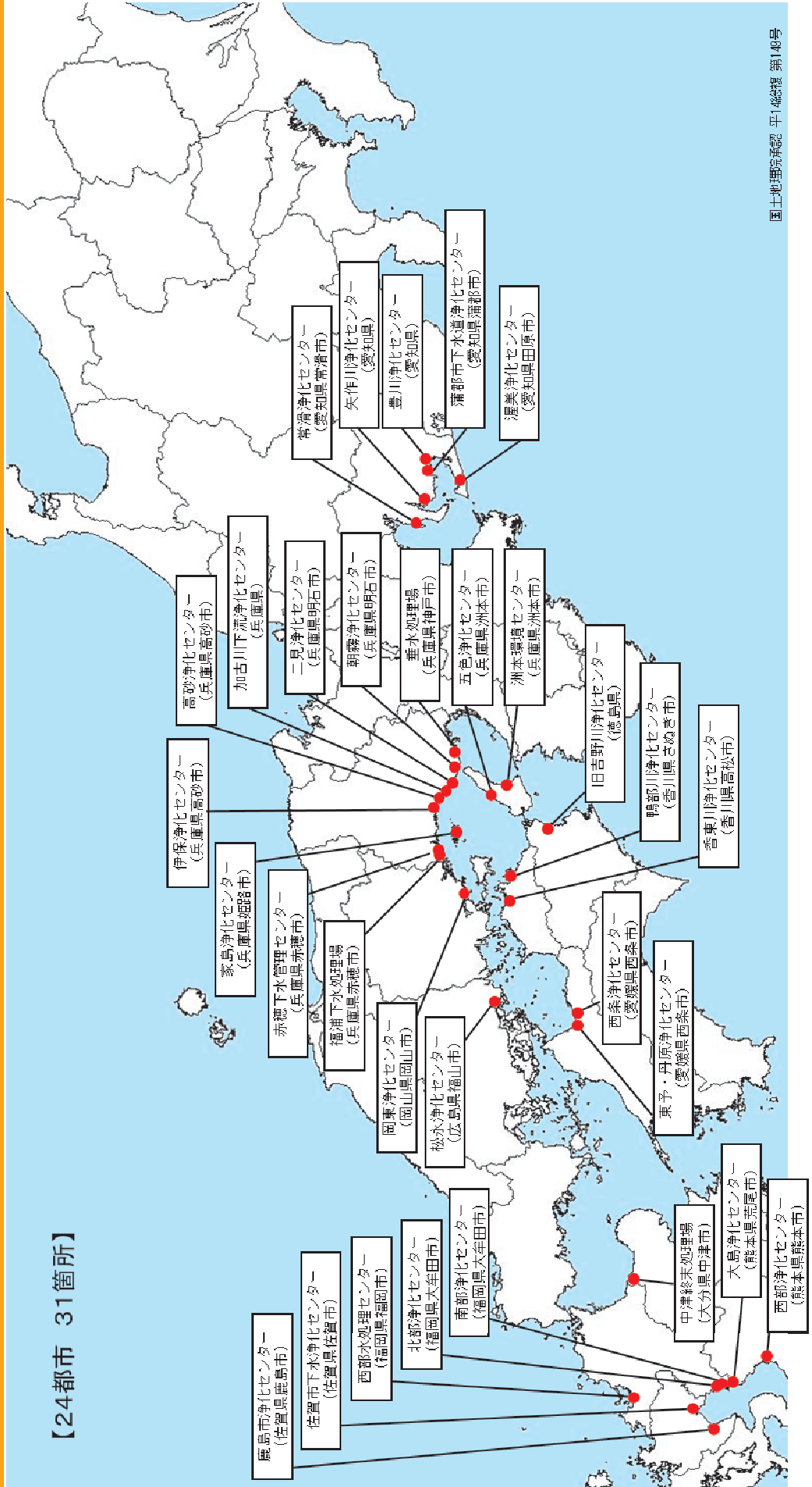
試行から本運用に係る確認・モニタリングの概要

4) 海の再生について

全国 4 ヶ所（東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾）において「全国海の再生プロジェクト」が実施されている。各湾では、再生推進会議を設置し、再生行動計画を策定したうえで、各施策を推進している。さらに、東京湾においては、平成 25 年 11 月に「東京湾再生官民連携フォーラム」が設立され、官民で連携・協働した取組が進められている。

季節別運転を実施・試行している下水処理場(H31.3時点)

【24都市 31箇所】



5) 下水処理場における水質とエネルギーの最適管理について

きめ細かな水環境管理の推進にあたり、特に下水処理場においては、主に「水質」「エネルギー」による管理が重要である。一方、処理水質とエネルギー消費量は、トレードオフの関係にあるものもあり、水質管理目標とエネルギー削減目標をバランス良く設定し、最適な管理を行う必要がある。

このため、国土交通省では、二軸グラフを活用した PDCA サイクルによる管理手法として「二軸管理」の検討を行い、平成 30 年 3 月に「水質とエネルギーの最適管理のためのガイドライン～下水処理場における二軸管理～」を公表している。各下水処理場においては、このガイドラインを参照し、取組を進めていただきたい。

【水質とエネルギーの最適管理のためのガイドライン～下水処理場における二軸管理～】

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage tk_000379.html

6) スマートオペレーションの推進

下水処理場における消費エネルギー削減のため、既設の機器の省エネ機器への更新に加え、既設の機器をより効率的な方法で運転することで、大きな省エネ効果が得られることが明らかになっている。

このため、国土交通省では、下水処理場における消費電力量の大きい施設を対象とし、適切な処理水質を維持しながら省エネ効果を上げることを前提として、運転管理手法の改善による省エネ対策と、省エネ設備導入による省エネ対策について検討し、令和元年 6 月に「下水処理場のエネルギー最適化に向けた省エネ技術導入マニュアル（案）」を公表している。各下水処理場においては、このガイドラインを参照し、取組を進めていただきたい。

【下水処理場のエネルギー最適化に向けた省エネ技術導入マニュアル（案）】

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage tk_000379.html

(4) 水質リスク低減に向けた取組の推進について

1) 雨天時水質管理の推進

① 下水道法施行令に基づく合流式下水道の改善対策の進捗状況

平成2年度末時点で、下水道法施行令に基づく改善対策の目標年度が平成25年度である都市のうち、東日本大震災の影響で事業が遅れている1都市を除き、169都市と15流域下水道については、その対応を完了している。目標年度が平成35年度である21都市と1流域下水道については、千葉県船橋市と兵庫県尼崎市においてその対応を完了している。その他の都市については引き続き、目標年度までの達成に向け対策を推進していただくとともに、対策が未実施の場合は、速やかに実施されたい。

【参考】平成35年度目標都市等の状況

(都市別)

No.	都道府県名	市町村名	評価	合流式下水道改善率	下水道法施行令の雨天時放流水質基準の達成状況	No.	都道府県名	市町村名	評価	合流式下水道改善率	下水道法施行令の雨天時放流水質基準の達成状況
1	北海道	札幌市	A	72.4%		12	大阪府	大阪市	B	74.1%	
2	宮城県	仙台市	B	95.0%		13	大阪府	八尾市	B	12.1%	
3	千葉県	船橋市	-	100%	○	14	大阪府	大東市	B	52.1%	
4	東京都	区部	B	76.5%		15	大阪府	柏原市	B	10.8%	
5	神奈川県	横浜市	B	99.1%		16	大阪府	藤井寺市	B	10.8%	
6	神奈川県	川崎市	B	73.4%		17	大阪府	東大阪市	B	23.3%	
7	神奈川県	藤沢市	B	35.3%		18	兵庫県	尼崎市	-	100%	○
8	新潟県	新潟市	B	69.4%		19	広島県	広島市	A	89.3%	
9	愛知県	名古屋市	B	63.0%		20	福岡県	北九州市	B	68.7%	
10	愛知県	豊橋市	B	41.7%		21	福岡県	福岡市	B	99.3%	
11	京都府	京都市	B	66.2%							

(流域下水道)

No.	都道府県名	流域名	流域下水道名(処理区名)	合流式下水道改善率	下水道法施行令の雨天時放流水質基準の達成状況
1	大阪府	寝屋川流域	川俣処理区	10.8%	

※ 合流式下水道改善率：

合流式下水道により整備されている区域の面積に占める下水道法施行令第6条第2項に基づき実施すべき「汚濁負荷量の削減」の対策施設の整備が完了している処理区の合流区域面積の割合。

※ A～D評価：事業費の執行状況等をもとに各地方公共団体が目標年度（平成35年度）までに、各改善目標が達成可能か否かを地方公共団体が自己評価したもの。

A：目標達成に向け順調な実施状況。事業の効率化により、目標達成の前倒しも可能

B：新技術の導入や適切な対策手法の選定等で目標達成可能

C：計画通りに事業が進捗しておらず、目標達成がやや困難

D：事業がほとんど実施されておらず、目標達成が困難

②今後の合流式下水道の改善対策の推進について

「合流式下水道の改善対策に関する調査報告書—合流式下水道改善対策検討委員会報告—（平成 14 年 3 月）（<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sewerage/info/cso/goryu01.html>）」において、合流式下水道の改善については、長期的に見て行うべき改善対策と当面行うべき改善対策を整理したうえで計画的に改善対策を実行することが重要とされている。下水道法施行令に基づく改善対策の目標年度が平成 25 年度の都市については、本報告書に示す長期的な改善対策のあり方を踏まえ、引き続き公共用水域の水質保全等に取り組んでいただきたい。

特に近年では、水浴場等における衛生学的リスクについて関心が高まっており、その要因として合流式下水道からの雨天時越流水が注目されている。そのため、水浴場を含む重要影響水域における衛生学的リスクについて把握を行い、必要に応じた一層の水質保全等に取り組んでいただきたい。併せて、合流改善事業の効果についての PR にも努めていただきたい。

上記の趣旨に即した更なる合流式下水道改善対策の実施事例や予定があれば、流域管理官まで情報提供頂きたい。

2) 環境省における環境基準改定に向けた動き

①大腸菌数

糞便汚染の指標として、現在、大腸菌群が用いられている。大腸菌群数の測定方法は、大腸菌検出を目的として計測するものの、糞便以外に土壌等にも分布する菌種や、糞便由来でないと考えられる菌種も検出されるため、糞便汚染を的確に捉えていないと考えられるなど、糞便汚染の指標性が低いという課題がある。コレラ、チフス、赤痢等に代表される腸管系細菌感染症は温血動物の糞便を媒体にして感染することから、水の衛生学的安全指標としては、糞便汚染の有無を確認することが重要である。

また、水道水質基準は、平成16年4月の水道法の水質基準改定の際に、「大腸菌群」に代わり、「大腸菌」が新たに糞便汚染の指標として採用されているほか、水浴場の水質判定基準は糞便性大腸菌群数であるなど、それぞれの基準が整合していないという課題もある。

環境省では、「今後の水環境保全の在り方について（平成21年12月）」において、生活環境の保全に関する環境基準に関し、「大腸菌の有効な衛生指標の検討を進める必要がある」とし、中央環境審議会水環境部会生活環境項目環境基準専門委員会第9回（平成30年10月31日）において、生活環境項目環境基準における大腸菌群数および水浴場の水質判定基準は、大腸菌数として定めることが適当との方針が示された。

この動きに対応するため、国土交通省においては、平成30年度、平成31年度に、全国の下水处理場に大腸菌数等の測定・運転データ等の提供について調査依頼を行い、約2/3の処理場から調査結果が得られ、このデータを基に「下水道における水系水質リスク検討会」において、下水道としての対応について議論を行っているところである。今年度は、調査結果から高い大腸菌数が測定された下水处理場において更なる追加調査等を実施する予定である。

②底層溶存酸素量、沿岸透明度

環境省において、生活環境の保全に関する新たな環境基準として、底層溶存酸素量（魚介類を中心とした水生生物の生息環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準）および沿岸透明度（海草藻類及び沈水植物等の生息環境の保全及び親水機能の保全するうえで維持されることが望ましい基準）の導入について検討が行われ、平成27年12月中央環境審議会から環境大臣への答申がなされた。答申では、水生生物の生息への影響等を直接判断できる指標である「底層溶存酸素量」を環境基準として設定し、国民が直感的に理解しやすい指標である「沿岸透明度」を地域環境目標（仮称）とすることが提言された。

この答申を踏まえ、平成28年3月に「底層溶存酸素量」が生活環境の保全に関する環境基準に追加された。

また、平成29年10月中央環境審議会水環境部会のもとに「底層溶存酸素量

類型指定専門委員会」が新たに設置され、現在、環境省において、底層溶存酸素量の類型指定に向けた検討等が進められている。

3) 環境省における排水基準改定に向けた動き

①ほう素

下水道業においては、令和元年7月1日から令和4年6月30日まで、温泉を利用する旅館業に属する特定事業場から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出するものであって、一定の条件に該当するもの限り、ほう素及びその化合物の暫定排水基準が50mg/L（一律排水基準10mg/L）と設定されている。

これは、令和元年5月の中央環境審議会水環境部会において、温泉原水のほう素濃度の変動について十分なデータがないこと、周辺旅館の温泉排水の管理に関する取組状況の把握等や濃度低減に向けた取組みが行われることが考慮され、暫定排水基準50mg/Lの継続が維持されたものである。ただし、今後は、温泉原水及び温泉排水の水質の変動や濃度低減に向けた取組状況を把握し、妥当性を確認の上、令和4年7月以降は、30mg/Lへの見直しを検討することが適当とされた。

②硝酸性窒素等

下水道業においては、令和元年7月1日から令和3年6月30日まで、特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する特定事業場から排出される水を受け入れているもの限り、硝酸性窒素等の暫定排水基準値が130mg/L（一律排水基準100mg/L）と設定されている。

これは、令和元年5月の中央環境審議会水環境部会において、高濃度の硝酸性窒素等を排出している事業所の排水量増加に伴い汚濁負荷が増大することが見込まれていること、流入下水に硝化処理を阻害する物質が存在するとともに、脱窒工程で必要となる有機物が一般家庭からの排水と比較して少ないという特徴が考慮されたため、暫定排水基準130mg/Lの継続が維持されたものである。ただし、今後予定している事業場における設備増設の状況や濃度低減に向けた取組状況を考慮し、一般排水基準への移行を検討することが適当とされた。

③亜鉛

下水道業においては、平成28年12月11日から平成33年12月10日まで、金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するもの限り、亜鉛の暫定排水基準が5mg/L（一律排水基準2mg/L）と設定されている。

4) 生物を用いた水環境の評価・管理手法に関する検討について

環境省において、平成27年度まで、生物を用いた水環境の評価・管理手法を活用するための技術的課題について専門家から構成される検討会が設置され、検討が進められてきた。平成28年度からは、これまでの知見を踏まえつつ、より幅広い専門家や関係者から構成される検討会が設置され、①事業場からの排水の評価・管理に排水全体への生物応答を利用した評価・管理手法（以下、WET手法（WET:Whole Effluent Toxicity））を用いる場合の有効性や課題も含めた活用の在り方、②WET手法を用いる場合の評価・管理手法の基本的な考え方、③実務的なWET手法の活用方法や、試験法、排水改善手法等の技術的課題等、④公共用水域の評価・管理へのWET手法等の活用の在り方について検討が行われ、平成31年3月に、生物応答試験を用いた排水の評価手法とその活用の手引き（中間とりまとめ）が公表された。

5) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）に関する取り組みについて

①届出

一定の要件を満たす下水道事業者は、第一種指定化学物質等取扱事業者として、下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の下水道終末処理施設からの排出量を把握し、毎年度6月30日までに、国土交通大臣に届け出なければならないことから、万全を期されたい。

なお、届出方法については、届出された排出量等の登録を効率的に行うためにも、紙面届出ではなく、電子届出とされるようお願いする。

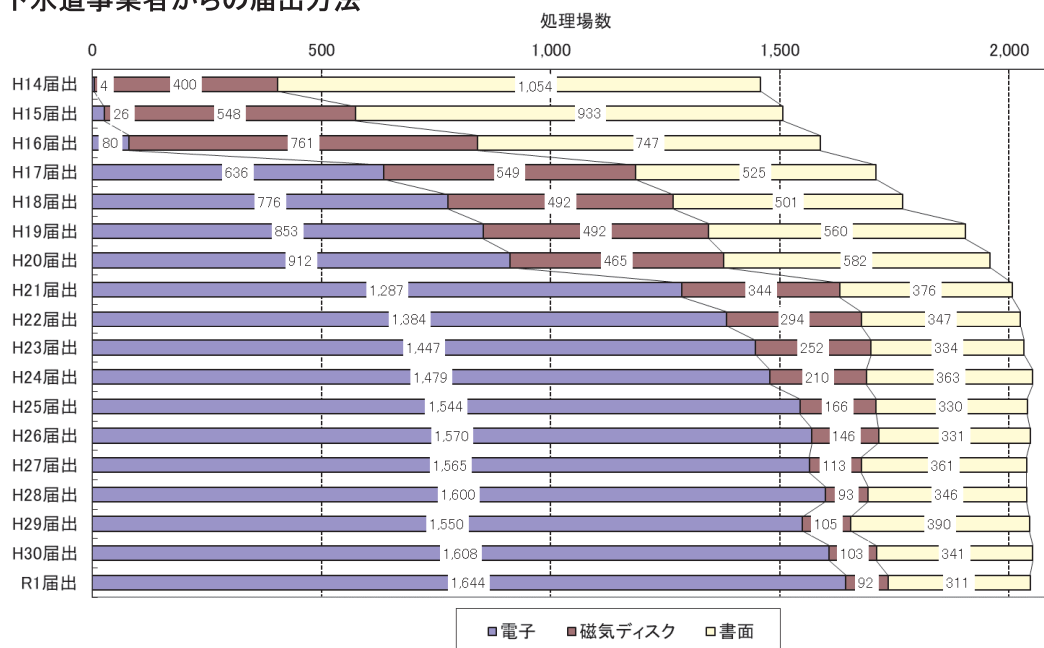
- ・電子届出方法については下記のURLを参照されたい。

<http://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

- ・「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)」をHPで公表しているの、十分にご活用いただきたい。

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000447.html

下水道事業者からの届出方法

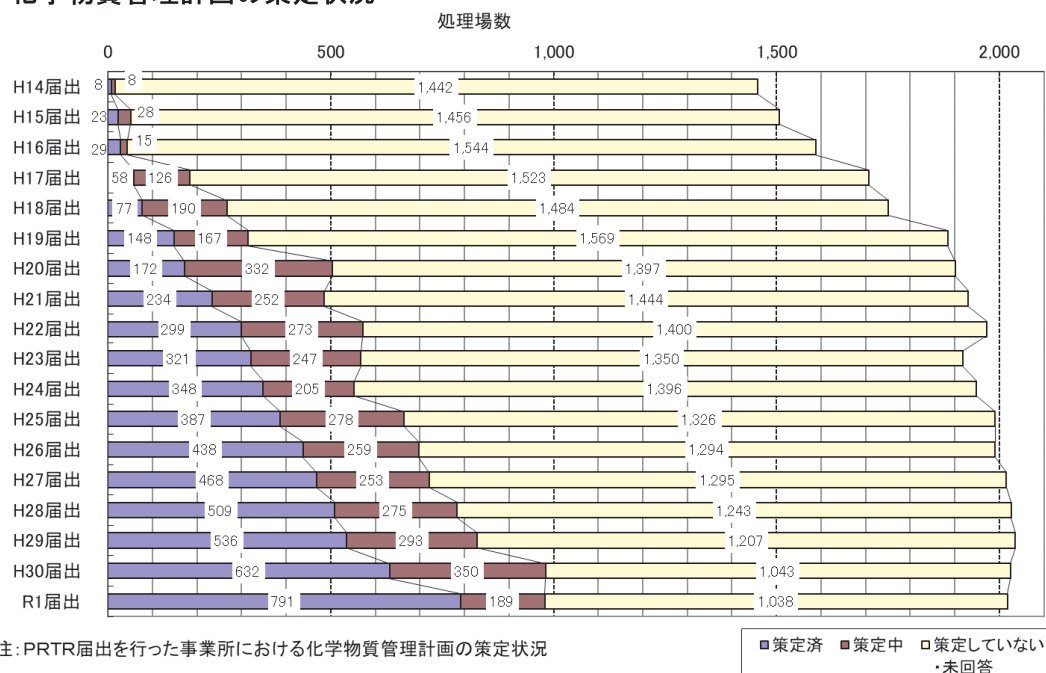


②化学物質管理計画の策定

各地方公共団体におかれては、化管法の化学物質管理指針に基づく化学物質管理計画の策定（令和元年度末で約40%に止まっている）を進めるなど、より一層の化学物質の自主的な管理の改善をお願いします。

過去の水質事故の有無等に関わらず、化管法に基づく届出を行う下水道事業者は、化学物質管理計画を策定されたい。

化学物質管理計画の策定状況



注: PRTR届出を行った事業所における化学物質管理計画の策定状況

6) マイクロプラスチックに関する動向

海洋のプラスチックごみやマイクロプラスチックに関する報道等が増加している。下水処理場や雨水吐室からの放流水等における調査事例があれば情報提供をお願いします。

(5) 雨水・再生水利用等の推進について

1) 再生水利用の促進について

再生水は水資源としてのポテンシャルを有しており、一層の活用が期待される。一方、再生水の利用率は平成27年度末時点で約1.3%と少なく、さらなる有効利用の推進を図る必要がある。平成29年度には、関東の荒川流域や渡良瀬川をはじめ全国各地で取水制限が行われるなどの渇水状況が生じたことから、特に渇水の頻度が高い地域などにおいては、あらかじめ再生水の供給設備の設置などについて検討し、取水制限が行われた際には、積極的な再生水の供給に努めるなど、再生水の有効活用を推進していただきたい。この際、渇水に関する協議会等に参画し、下水再生水の供給可能箇所や供給方法等について周知するなどにより、積極的に下水再生水の利用の呼びかけをお願いしたい。昨年「下水再生水等の活用の推進について」（令和元.5.30 下水道部流域管理官付流域下水道計画調整官事務連絡）を发出しているので参考としていただきたい。

また、水道施設の断水時においては、トイレのフラッシュ水等の雑用水として活用することもでき、既に下水処理場内で下水再生水を利用している場合、事業計画を変更することなく、被災地等において、暫定的に下水再生水を利用してもらうことは可能である。下水再生水等の水質及び水質に応じた利用用途、設備の一般への開放時の安全対策など、利用上の注意について適切に周知された上での災害時の備えとして下水再生水の活用方法についても検討していただきたい。


なお、平成29年8月に渇水時等における再生水利用事例集を公表しており、有効活用を検討する際の参考としていただきたい。

事例集：<http://www.mlit.go.jp/common/001199251.pdf>

渇水時等における下水再生水利用 事例集(概要)

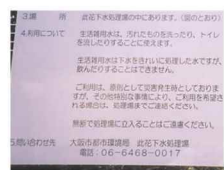
○緊急的な供給に係る5つの課題毎に対応策と事例を提示

給水設備




給水機能のみを有する簡易な設備とすることも可能
(例:千葉市)

水量



下水再生水供給施設の案内版を設置し、地域住民へ周知(例:大阪市)

水質




農業利用する場合には、処理場から放流水質または場内利用水と同等の下水再生水の利用も可(例:佐賀市)

体制

利用者自身が取水記録を記録(例:高松市)

安全設備



処理場と場外の敷地境界(出入口付近)に供給施設を設置(例:佐賀市)

利用上の注意事項

- 飲用不可です。(使用後は水道水で手を洗ってください。)
- 取水バルブの開閉は、ゆっくり操作してください。
- 記録簿には、必ず利用日・利用者名・用途・取水量を記入してください。
- 再生水は、井戸・水道水に比べ塩分濃度が高いため、花・野菜への使用には注意が必要です。
- 無料です。

○緊急時に下水再生水を利用できる処理場等のデータ整理
○下水再生水の導入経緯や供給施設の諸元、工夫等をまとめた事例集(8事例)

2) 適正な再生水利用の徹底について

平成 29 年 9 月、水処理水の再利用のための配管が水道の給水装置に誤って接続され、下水処理水が上水道に混入するという事態が発生した。このことを受け、全国に緊急点検を要請し、その結果を踏まえ「下水道施設の維持管理及び処理水の再利用に係る法令遵守等の徹底について（平成 29 .10 .4 国水下企第 6 9 号、国水下流第 3 0 号）」を発出し、一昨年にフォローアップ調査を実施したところ。年度当初にあたり、対策が未実施の場合は、改めて通知の内容を確認するとともに、速やかに実施されたい。

また、「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」（平成 1 7 年 4 月、国土交通省）には、再生水利用を行うに当たっての水質基準等の他、再生水利用の誤接続防止対策や再生水利用の実施に当たり考慮する必要がある事項等について記載しているので、適正な再生水利用を徹底されたい。なお、本マニュアルは不特定多数の人が利用する施設への直接供給を対象としているが、利用者が特定される場内利用等についても、マニュアルを参考にして適切に対応いただきたい。

3) 雨水の利用の推進に関する法律について

雨水の利用の推進に関する法律第 10 条の規定に基づき、「国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標」が平成 27 年 3 月に閣議決定されたとともに、同法第 7 条の規定に基づき、「雨水の利用の推進に関する基本方針」を定めた。この基本方針では、雨水の利用の推進の意義や、雨水の利用の方法に関する基本的事項として、集水、貯留、処理、給水施設等の技術的留意点が示されているとともに、下水道の雨水貯留管等による雨水利用も位置付けている。

平成 28 年 3 月には下水道施設における雨水（あまみず）利用に関する事例集を作成し公表したところ。

限られた水資源が有効に活用されるべく、新世代下水道支援事業制度（水環境創造事業水循環再生型、リサイクル推進事業再生資源活用型）を積極的に活用頂き、雨水浸透によるグリーンインフラの推進も含め、雨水・再生水利用を推進して頂きたい。

4) 再生水国際標準化の動きについて

再生水技術に関する信頼性の向上や、我が国の優位技術の国際競争力の向上を図るべく、平成 25 年 6 月、我が国が主導して ISO 専門委員会（TC282）を立ち上げ、水分野では初めての幹事国となった（国内審議団体は、国土交通省下水道部流域管理官）。

日本が議長となっている「リスクと性能の評価」に関する分科会（TC282/SC3）では、これまでに国際会議を 11 回開催し、昨年、水の再利用に関する健康リスク評価や、水質階級分類、処理技術の性能評価に関する国際規格 4 本が発行されたところ。また、オゾン処理や UV 消毒等の個別処理技術の性能評価や再生 LCC による性能評価などに関する規格開発が順次進行中である。

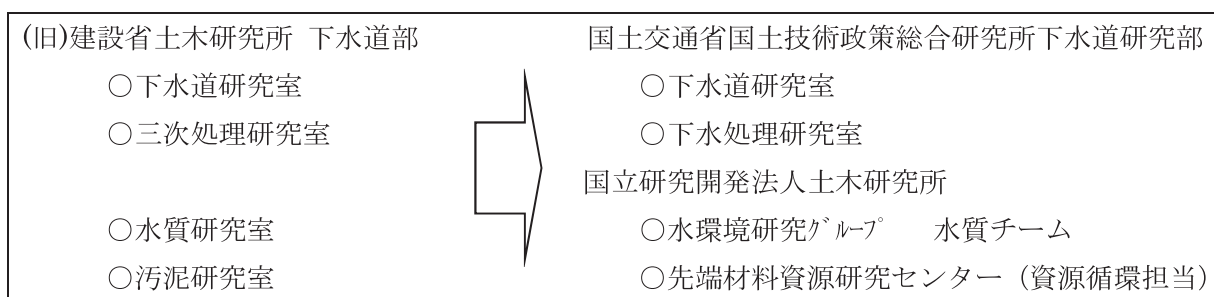
国土技術政策総合研究所
及び
(国研) 土木研究所関係

国土交通省国土技術政策総合研究所 及び国立研究開発法人土木研究所における調査研究

下水道に関する国の調査研究体制は、平成 13 年の省庁再編に際し、(旧)建設省土木研究所から、国土交通省国土技術政策総合研究所（国総研）と独立行政法人土木研究所（土研）（平成 27 年 4 月に国立研究開発法人土木研究所に名称変更）に再編され、2 研究所体制のもと実施されている。

国総研は、本省が行う政策の企画立案の支援、技術基準の策定、地方公共団体の事業執行に必要な技術支援を行う。

土研は、国土交通大臣による中長期目標の指示に基づき、下水道を含めた土木技術に関する先端的な研究開発や先導的・基礎的な研究開発を行う。



組織概要

国総研 下水道研究部

下水道研究官、下水道エネルギー・機能復旧研究官

○下水道研究室

下水管路を適切に管理するためのストックマネジメント支援、下水道施設の地震・津波対策、都市の浸水被害軽減、下水道の活用による付加価値向上などの研究。

○下水処理研究室

下水道が有する資源・エネルギーやストックの活用、下水処理の地球温暖化対策、水循環の健全化に資する下水処理の手法などの研究。

土木研究所

○水環境研究グループ 水質チーム

下水道から河川・湖沼にいたる流域一体での化学物質等の挙動・影響の解明と対策技術の研究、湖沼やダム貯水池等の富栄養化対策等の水質管理技術の研究。

○先端材料資源研究センター 上席研究員（資源循環担当）

社会活動から発生する排水や廃棄物バイオマスなどの再生利用や安全な処理処分、下水道発創エネや再生可能エネルギー利用、ノロウイルスなど病原微生物に関する水系リスク管理と下水道に関わる材料についての調査研究、技術開発。

国土技術政策総合研究所における調査研究

国土交通省国土技術政策総合研究所 下水道研究部



3つの役割

- ① 本省が行う政策の企画立案を支援するための調査研究（政策支援）
- ② 下水道の技術基準の策定に係る調査研究（技術基準）
- ③ 国及び地方公共団体が行う事業執行に必要な技術的条件の整備に係る調査研究（技術支援）

研究体制

下水道研究部長 岡本 誠一郎 (TEL: 029-864-2831)
 下水道研究官 南山 瑞彦 (TEL: 029-864-3726)
 下水道エネルギー・機能復旧研究官 横田 敏宏 (TEL: 029-864-3099)
 下水道研究室長 岡安 祐司 (TEL: 029-864-3343)
 下水処理研究室長 田嶋 淳 (TEL: 029-864-3933)

主要施策に関する令和元年度の成果と令和2年度の予定

主要施策	令和元年度の成果	令和2年度の予定
◆持続可能な下水道サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・点検調査頻度や方法の設定方法の提案、効果的な改築修繕工法の選定手法の検討 ・管路更生工法JISの見直し検討 ・2パイプの維持管理方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管路を対象とした総合マネジメントに関する研究のとりまとめ ・B-DASHガイドライン策定(ICTを活用した管マネ技術、AIを活用した管内異常検知技術)
◆災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道胆振東部地震等の被災情報、特性の整理 ・下水道BCPへのタイムライン的手法の導入に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場機能喪失直後の運転管理手法等の検討、大雨時の管路施設のリスク低減策及び管内調査機器の検討 ・地震直後の被災程度の把握を目的とした下水道地震被害推定システムの精度、利便性向上の検討
◆雨水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・下水管内の水位情報を用いた雨水排水施設運用手法について、条件が異なるモデル排水区を対象に試行を行い、本手法適用の可否や浸水被害軽減効果等について整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水管内の水位情報を活用した雨水排水施設運用手法の提案 ・計画降雨強度式の見直し状況等に関する実態調査
◆下水道の活用による付加価値向上	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツ等の基礎情報整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツ等受入れによる下水道施設への影響検討 ・B-DASHガイドライン策定(下水熱利用技術)
◆省エネ・創エネ化とコスト縮減(B-DASHプロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> ・普及展開(GL策定済み技術) ・ガイドライン策定(高効率消化システム、発電型汚泥焼却、最終沈殿池処理能力向上、バイオガス集約・活用の4技術) 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及展開(GL策定済み技術) ・ガイドライン策定(劣化診断技術2件、クラウドを活用したSM技術、高濃度消化・バイオガス精製技術の4技術)
◆地球温暖化対策(水・汚泥処理から発生するN ₂ Oの抑制)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチスケール実験装置を用いたN₂O排出因子の検討 ・インベントリ反映に向けた知見蓄積(四季変動等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験装置と簡易試験の組み合わせによるN₂O発生因子の検討 ・インベントリ反映に向けた知見蓄積継続(四季変動等)
◆水系水質リスク対策(衛生学的指標の見直し、再生水推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を活用した消毒の能力の向上技術に関する検討 ・国際規格(案)に対応可能な再生利用システムの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・大腸菌測定の見直し精度に関する検討 ・ウイルスや既存の細菌等のリスク評価手法の適応性の検討

下水道技術ビジョン(平成27年12月策定)のフォローアップ



□下水道技術ビジョンの概要

- 「新下水道ビジョン」に示された中期目標を達成するための技術開発内容
- ①～⑪の技術開発分野ごとに**ロードマップ**を作成
 - ・中期目標達成に向けた技術的課題
 - ・技術目標: 技術的課題を解決するための技術目標
 - ・技術開発項目: 技術目標を達成するための技術開発項目

□下水道技術ビジョンのフォローアップ ⇒ 下水道技術開発会議が担当

- 重点的な研究開発を行うべき事項の選定 ⇒ 「**ロードマップ重点課題**」として公表(最新版: R1.8)
- 最新の研究開発動向を反映 ⇒ 公募した技術提案を審査の上、**ロードマップに反映**、**下水道技術ビジョンを一部改定**(最新版: H30.2)
- 引き続き、ロードマップの進捗状況や関連の検討(次頁)によりビジョンを継続的にフォロー

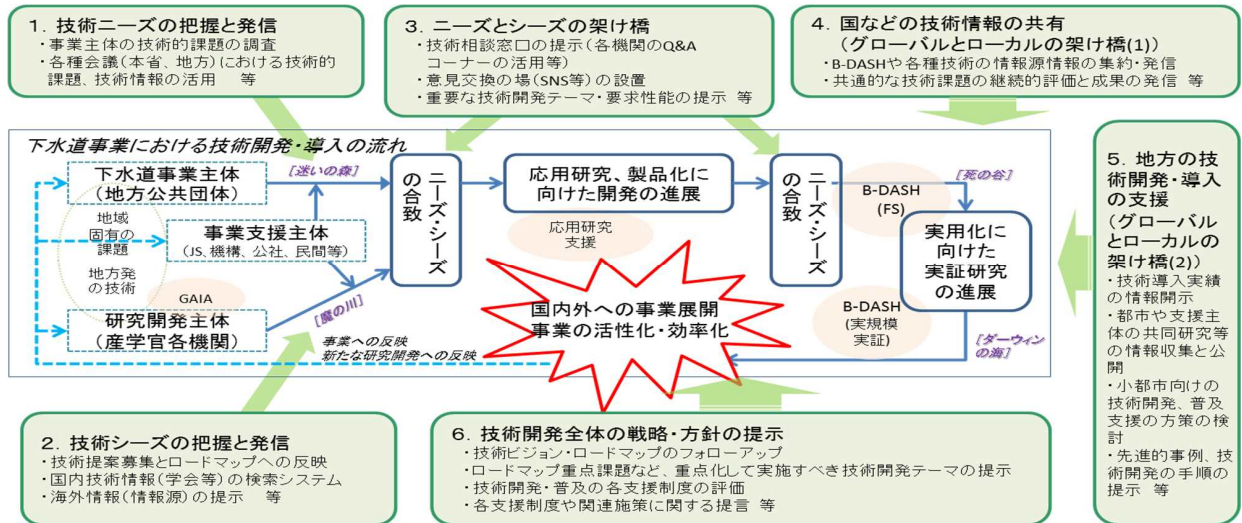
大分類	技術分野
(1) 施設の管理と機能向上	① 持続可能な下水道システム(再構築)
	② 持続可能な下水道システム(健全化、老朽化対応、スマートオペレーション)
(2) 防災・危機管理	③ 地震・津波対策
	④ 雨水管理(浸水対策)
	⑤ 雨水管理(雨水利用、不明水対策等)
(3) 水環境と水循環	⑥ 流域圏管理
	⑦ リスク管理
(4) 資源循環・地球温暖化対策	⑧ 再生水利用
	⑨ 地域バイオマス
	⑩ 創エネ・再生可能エネルギー
	⑪ 低炭素型下水道システム

□ 目的: 下水道技術ビジョンのフォローアップと技術開発推進方策の検討

□ 体制: (座長) 国総研下水道研究部長 (委員) 地方公共団体、下水道関係社団・財団法人、日本下水道事業団、土研、大学、本省下水道部 (事務局) 国総研 ⇒ 産学官連携の議論の場

□ 検討内容:

- 当会議における技術開発・導入の流れに対応した6つの柱の検討と、B-DASHプロジェクトの実施等により、国総研が**下水道分野の技術開発・導入全般をマネジメント**
- 令和2年度は、ニーズとシーズの架け橋として、事業運営課題とそれに対する技術的解決策を把握するためのツールを重点的に検討予定



□ 情報発信: 下水道技術開発会議のHPにて、技術ビジョン、会議資料、ロードマップ重点課題等を公表
<http://www.nilim.go.jp/lab/eag/gesuidougijyutsukaihatsukaigi.html>

下水道技術ビジョン・ロードマップ重点課題

- ✓ 下水道技術ビジョン(第3章 3.4)「新技術の導入・普及の推進方策」
 「国が実施する技術開発・普及のための事業・施策(注: B-DASHなど)はロードマップのうち早期に研究開発が急がれるもの、中長期的に課題解決が不可欠なものについて、重点化して実施する。」
- ✓ 下水道技術開発会議において、ロードマップに提示されている技術開発項目のうち、重点化して実施すべき分野を定め、「ロードマップ重点課題」として選定。

令和元年度ロードマップ重点課題(令和元年8月公表)

短期～中期課題	◆ 技術目標①1 人口減少時代に適した施設整備・管理	H30から継続	
	◆ 技術目標②2 施設管理の迅速化・低コスト化のための技術開発等	H28から継続	
	◆ 技術目標③2 大規模地震を対象とした耐震対策手法、優先度評価手法、 ③4 大規模地震・津波等の非常時の段階的な応急処理方法、優先度評価手法	短期～中期に変更(③2)(H28から継続)追加課題(③4)	
	◆ 技術目標④1-1 局所的豪雨等に対応した雨水管理技術	短期～中期に変更(H29から継続)	
	◆ 技術目標⑤4 不明水の実態把握、影響評価と有効な対策の確立	短期～中期に変更(H28から継続)	
	◆ 技術目標⑨1 下水道で地域バイオマスを活用する技術	H28から継続	
	◆ 技術目標⑩3 下水資源を活用したエネルギー生産技術	H29から継続	
	◆ 技術目標⑪1 下水道の消費エネルギー約1割削減に向けた技術	H28から継続	
	中期～長期課題	◆ 技術目標⑦4 病原微生物の制御、⑦5 病原微生物の検出、監視システム	H28から継続
		◆ 技術目標⑨3 リンなどの有用資源回収、⑨5 下水灰の肥料化	H28から継続

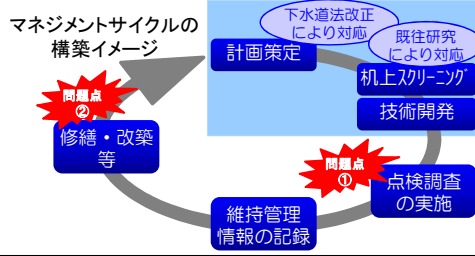
※ 技術目標の番号は、下水道技術ビジョン・ロードマップの番号と対応



布設条件や管材の種類など都市の状況に応じた点検調査技術の選定手法を開発することで、効率的な点検調査を推進するとともに、維持管理情報を活用した計画・設計・施工・維持管理の最適化手法を提案することで、適切な管路マネジメントサイクルの構築の実現を支援

現状の問題点

- ①点検調査方法に関する具体的な基準等はなく、事業主体の経験や判断に委ねられているが、中小都市では技術的な判断ができず効率的な実施が困難な状況
- ②改築・修繕・経過観察等の対応や優先順位が判断できず、維持管理情報を活用した効率的な管路マネジメントがなされていない



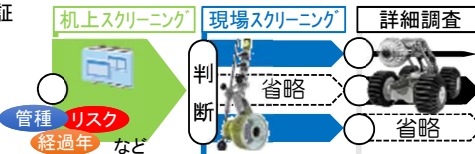
成果 (アウトプット)

- ・効率的かつ経済的な点検調査技術の選定手法の手引き
- ・最適な補修改築等の選定に係る手引き
- ・維持管理情報の活用事例集

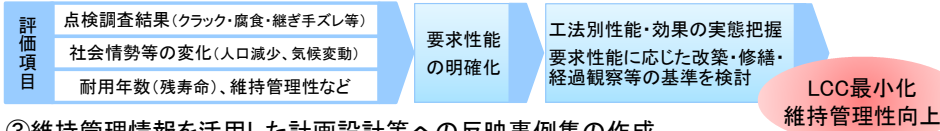
技術的課題と研究内容

- ①布設条件や管材の種類など都市の実情に応じた点検調査技術の選定手法の開発
 リスク、管種、異常発生傾向等に応じた最適な点検調査手法の検討
 →現場スクリーニングや詳細調査(TVカメラ調査)を要しない条件の分析
 →検討した条件の有効性をケーススタディにより検証

管種等の条件に応じた効率的かつ経済的な点検調査を実現



- ②維持管理情報の活用による計画・設計・施工・維持管理の最適化手法の提案



- ③維持管理情報を活用した計画設計等への反映事例集の作成

社会に与える効果 (アウトカム)

- ・確実な点検調査と維持管理情報の活用による適切な管路マネジメントの実現
- ・管路システムの持続的な機能確保、コスト最適化

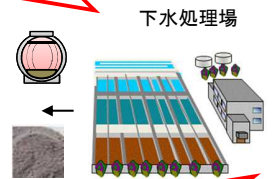
さらに成果の活用により点検調査が進み、維持管理情報が蓄積されるとIoTやAI等の新たな技術導入や民間ノウハウの活用が促進
 →より一層の省力化・低コスト化・効率化へ



背景・必要性・目的

- 水質保全だけでなく**エネルギー収支も考慮した水環境マネジメントの推進が必要**
- **省エネ・創エネの両面から対策を進めることにより、総合的にエネルギー消費量を削減することが必要**
- 下水処理場及び流域全体における**エネルギー消費量の削減、資源利用を推進するための具体的な検討方法、考え方を整理することが必要**

電力消費を抑えたい、下水汚泥のエネルギー利用を進めたいが検討方法がわからない...



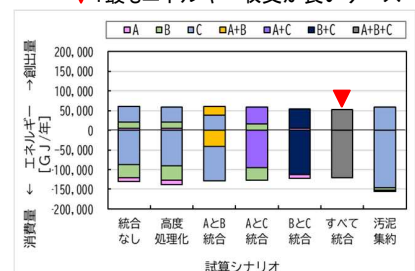
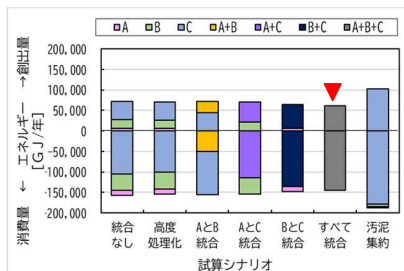
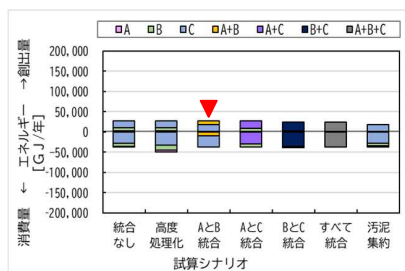
エネルギー消費・創出を一体で検討することが現状は困難...

概要

- 下水汚泥エネルギー利用を考慮したコスト・エネルギーの試算および実態との比較
- 省エネ・創エネ施策導入シナリオの検討
- 資源・エネルギー収支算出の考え方の提案

試算結果例(創エネルギー技術を導入した場合の処理場全体におけるエネルギー収支)

▼: 最もエネルギー収支が良いケース



【試算条件】 処理場A(10,000m³/日・硝化抑制運転)、B(50,000m³/日・硝化抑制運転)、C(100,000m³/日・硝化促進運転)
 すべての処理場で省エネ施策(一部機器を省エネ型に変更)も実施

➡ 様々な施策導入によるエネルギー収支の変化の傾向等を比較整理

防災・減災、国土強靱化に係る研究等の実施 (令和元年度補正予算、令和2年度当初予算(臨時・特別の措置))



下水処理場の応急復旧対応を再現可能な下水処理実験施設整備及び検討【令和元年度補正予算】

要旨 台風19号による外水氾濫により、複数の下水処理場が水没し、処理場機能が喪失。緊急措置として消毒処理を実施するも、下水性状によっては消毒効果が不十分となる場合があるが、その対応方法は明らかになっていない。処理場機能喪失直後の緊急措置段階における運転管理手法等の提案のため、下水性状の変化を再現可能な変動槽等を備えた実験施設を整備し、被災直後の速やかな対策手法を明らかにする調査研究を実施する。

- 研究内容**
- ▶ 実験施設の新設
パイロットプラント規模の下水処理施設及び下水性状変動槽の整備
 - ▶ 下水性状に応じた最低限の処理方法の検討
処理場機能喪失時の下水性状の確認に必要な計測項目、消毒効果を発揮させるために必要な下水性状に応じた前処理(沈殿・曝気など)の運転管理手法等の検討

※ 本研究については、土木研究所との共同研究で実施予定



浸水被害を受けた下水処理場

下水道管路の防災・減災技術の開発に関する実態調査、管路実験施設の新設【令和2年度当初予算(臨時・特別の措置)】

要旨 近年、施設能力を超える雨水の流入に伴う下水道管路、ポンプ場の被害が顕在化しており、住民生活、水環境への影響や交通障害等のリスク低減のため、大雨時の下水道管路、ポンプ場の被災リスク低減及び管内調査機器の開発・導入による復旧活動の迅速化が求められる。このため、被災施設の要因分析を行い、施設対策メニューを検討するとともに、調査機器の要求性能を検討する。

- 研究内容**
- ▶ 大雨による施設被害の要因分析、対策メニューの検討
 - ▶ 災害時・平常時の管内状況調査、調査機器の要求性能の検討
 - ▶ ポンプ施設等の停止に伴う交通阻害防止対策に関する検討
 - ▶ 実現場(災害時・平常時)を再現可能な実規模管路実験施設の設置



大雨による管路施設の被害状況

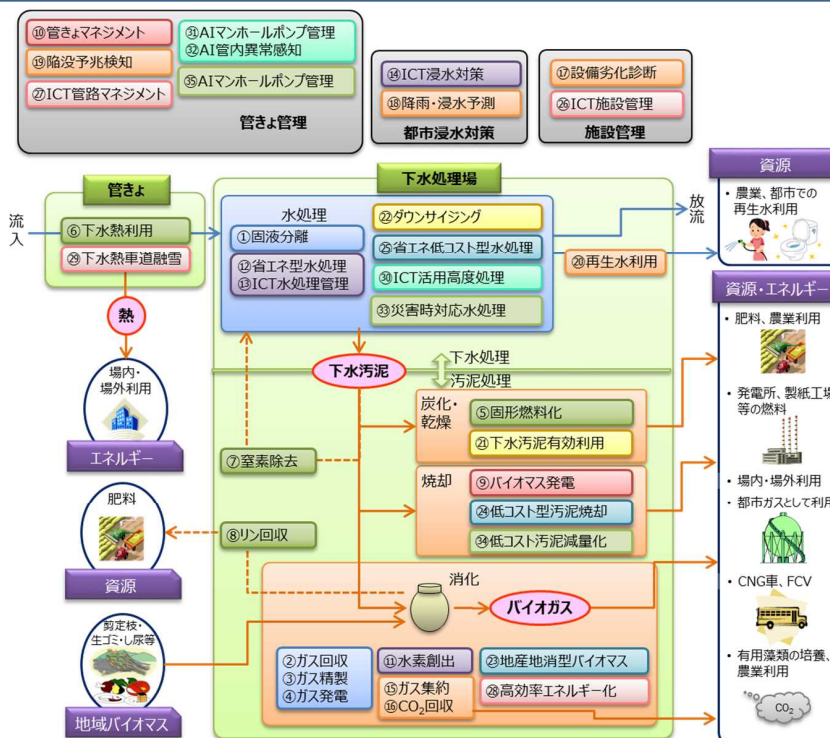
下水道革新的技術実証研究(B-DASHプロジェクト)

処理研



▶ 下水道における省エネ・創エネ化の加速のため、大幅なコストの削減とエネルギー利活用の効率化や既存ストックの有効活用等を同時に実現する革新的技術を公募・選定し、国が主体となって**実規模レベルの施設を設置**して技術的な検証を行い、**ガイドライン**をとりまとめ、民間企業のノウハウ、資金を活用しつつ全国の下水道施設に導入を促進

▶ **過去ガイドライン化された技術**について、自主研究データを用いて**実証施設の性能を評価**するなど、ガイドラインの**フォローアップ**を順次実施し、普及展開を加速。



年度別B-DASH公募テーマ

H23	①水処理(固液分離) ②バイオガス回収 ③バイオガス精製 ④バイオガス発電
H24	⑤下水汚泥の固形燃料化 ⑥未処理下水の熱利用 ⑦栄養塩(窒素)除去 ⑧栄養塩(リン)除去・回収
H25	⑨バイオマス発電 ⑩管きょマネジメント
H26	⑪水素創出 ⑫省エネ型水処理 ⑬ICT水処理管理 ⑭ICT水処理対策
H27	⑮バイオガス集約・活用 ⑯CO ₂ 分離・回収・活用 ⑰設備劣化診断 ⑱降雨・浸水予測 ⑲陥没予測検知 ⑳再生水利用
H28	㉑下水汚泥有効利用 ㉒ダウンスizing
H29	㉓地産地消型バイオマス ㉔低コスト型汚泥焼却 ㉕省エネ低コスト型水処理
H30	㉖ICT施設管理 ㉗ICT管路マネジメント ㉘高効率エネルギー化 ㉙下水熱車道融雪
R1 (H31)	㉚ICT活用高度処理 ㉛AIマンホールポンプ管理 ㉜AI管内異常感知
R2	㉝災害時対応水処理 ㉞低コスト汚泥減量化 ㉟AIマンホールポンプ管理

下水道革新的技術実証研究(B-DASHプロジェクト) 技術導入ガイドライン(案)策定状況



技術分野	テーマ	実証技術名	大規模 (5万㎡ ～)	中規模 (1～5万 ㎡)	小規模 (～1万 ㎡)
下水汚泥利用	固液分離、ガス回収、ガス発電	超高効率固液分離技術を用いたエネルギーマネジメントシステム	○	○	
	ガス回収、ガス精製	バイオガスを活用した効果的な再生可能エネルギー生産システム	○	○	
	リン回収	消化汚泥からのリン除去・回収技術	○	○	
	固形燃料化	温室効果ガスを抑制した水熱処理と担体式高温消化による固形燃料化技術	○	○	○
	固形燃料化	廃熱利用型 低コスト下水汚泥固形燃料化技術	○	○	
	バイオマス発電	脱水・燃焼・発電を全体最適化した革新的下水汚泥エネルギー転換システム	○	○	
	バイオマス発電	下水道バイオマスからの電力創造システム	○	○	
	水素創出	下水バイオガス原料による水素創エネ技術	○	○	○
	CO2分離・回収・活用	バイオガス中のCO2分離・回収と微細藻類培養への利用技術	○	○	
	下水汚泥有効利用	脱水乾燥システムによる下水汚泥の肥料化、燃料化技術	○	○	○
	下水汚泥有効利用	自己熱再生型ヒートポンプ式高効率下水汚泥乾燥技術		○	○
	地産地消型バイオマス	高効率消化システムによる地産地消エネルギー活用技術	○	○	
低コスト型汚泥焼却	温室効果ガス削減を考慮した発電型汚泥焼却技術	○	○		

※ 対象処理場規模について

大:50,000m³/日以上、中:10,000m³/日～50,000m³/日、小:10,000m³/日以下

下水道革新的技術実証研究(B-DASHプロジェクト) 技術導入ガイドライン(案)策定状況



技術分野	テーマ	実証技術名	大規模 (5万㎡ ～)	中規模 (1～5万 ㎡)	小規模 (～1万 ㎡)
水処理	窒素除去	固定床型アナモックスプロセスによる高効率窒素除去技術	○	○	
	省エネ型水処理	無曝気循環式水処理技術		○	○
	省エネ型水処理	高効率固液分離技術と二点DO制御技術を用いた省エネ型水処理技術	○	○	○
	ICTを活用した運転管理	ICT を活用したプロセス制御とリモート診断による効率的水処理運転管理技術	○	○	
	ICTを活用した運転管理	ICT を活用した効率的な硝化運転制御技術	○	○	
	ダウンサイジング水処理	DHSシステムを用いた水量変動追従型水処理技術			○
	ダウンサイジング水処理	特殊繊維担体を用いた余剰汚泥削減型水処理技術			○
	省エネ低コスト型水処理	最終沈殿池の処理能力向上技術	○	○	○
その他	再生水利用	UF 膜ろ過と紫外線消毒を用いた高度再生水システム			
	バイオガス集約・活用	メタン精製装置と吸蔵容器を用いたバイオガス集約技術			○

※ 対象処理場規模について

大:50,000m³/日以上、中:10,000m³/日～50,000m³/日、小:10,000m³/日以下

下水道革新的技術実証研究(B-DASHプロジェクト) 技術導入ガイドライン(案)策定状況



技術分野	テーマ	実証技術名
管路管理技術	管きょマネジメント	高度な画像認識技術を活用した効率的な管路マネジメントシステム
	管きょマネジメント	管口カメラ点検と展開広角カメラ調査及びプロファイリング技術を用いた管渠マネジメントシステム
	管きょマネジメント	展開広角カメラ調査と衝撃弾性波検査法による管渠マネジメントシステム
	劣化点検・調査	下水圧送管路における硫酸腐食箇所への効率的な調査技術
浸水対策技術	ICTを活用した浸水対策	ICTを活用した浸水対策施設運用支援システム
	都市浸水対策	都市域における局所的集中豪雨に対する雨水管理技術
その他	下水熱利用	管路内設置型熱回収技術を用いた下水熱利用に関する実証研究

- 以上の技術について、令和元年度までに28の技術導入ガイドライン(案)を策定済み
- 技術導入ガイドライン(案)は、以下の国総研HPで公表
 - 下水道研究室関係 → <http://www.nilim.go.jp/lab/ebg/b-dash.html>
 - 下水処理研究室関係 → <http://www.nilim.go.jp/lab/ecg/bdash/bdash.htm>

下水道革新的技術実証研究(B-DASHプロジェクト) 普及展開



□ ガイドライン説明会(令和元年8月7日)

- 平成30年度に実証事業を完了した高効率消化システム、発電型汚泥焼却、最終沈殿池処理能力向上、バイオガス集約・活用の4技術に関する技術導入ガイドライン(案)を紹介
- 併せて、平成25年度採択「脱水・焼却・発電を全体最適化した革新的下水汚泥エメルギー転換システム」の導入効果等について紹介



説明会資料は国総研HPで公開中 ↓
http://www.nilim.go.jp/lab/ecg/bdash/exp_2019.htm

□ B-DASH技術情報資料(B-DASHカタログ)

- これまでに発行した28の技術導入ガイドラインのポイントをまとめた技術情報資料
- 新技術の導入検討を考えている方向けに作成しており、技術の適用施設規模、技術分野、適用範囲、導入効果及び導入時の留意点について、見開き2ページで分かりやすく記載
- ガイドラインには無い情報(主な導入事例、導入団体からのコメント等)も掲載

B-DASHカタログは国総研HPで公開中 ↓
<http://www.nilim.go.jp/lab/ebg/b-dash.html>

処理場規模、対象分野、導入効果について該当するものを分かりやすく表示

検討の初期段階で役立つ、技術の適用範囲や留意点を簡単に確認できる!

導入団体からのコメント、主な導入事例は、技術導入ガイドラインには無い貴重な情報

技術開発企業の連絡先があるため、最新情報の確認や技術相談が円滑に!

国立研究開発法人土木研究所における調査研究

A. 組織の概要

国立研究開発法人土木研究所は、土木技術に関する研究開発、技術指導、成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的として設立された試験研究機関である。

この目的を達成するため、安全・安心な社会の実現への貢献、社会資本の維持管理、長寿命化等への貢献、持続可能で活力ある社会の実現への貢献などを目指して、土木技術全般の基盤となる汎用的な技術等に関する研究開発を実施している。

土木研究所では、国土交通大臣及び農林水産大臣から提示された中長期目標に対応し、平成28年度から令和3年度まで6年間の第4期中長期計画に基づき、社会的要請の高い課題に重点的、集中的に対応しながら、研究開発成果の最大化に向けて取り組んでいくこととしている。

下水道分野の研究体制

・国立研究開発法人土木研究所

つくば中央研究所水環境研究グループ

----- グループ長 萱場 祐一

水質チーム 上席研究員 山下 洋正 (TEL : 029-879-6777)

- ・下水道を含む一体的な流域管理、水系水質リスク管理に関する研究

先端材料資源研究センター (iMaRRC) 材料資源研究グループ

----- グループ長 西崎 到

上席研究員 (資源循環担当) 重村 浩之 (TEL : 029-879-6765)

- ・下水、下水汚泥のリサイクルやエネルギー化、下水道用材料に関する研究開発

B. 令和2年度の研究方針

土木研究所では、第4期中長期計画(H28~R3)に基づき、下水道に係る資源・エネルギーの活用、水環境における微量化学物質や病原微生物の実態把握と影響の評価及び対策手法の検討等に取り組むこととしている。

a. 下水道を含む流域一体での化学物質等の挙動および影響把握(水質チーム)

日常生活や社会活動からは、未規制物質も含めて様々な微量化学物質が排出されている。特に人や産業が集積する都市域で発生する環境負荷や、人が使用する医薬品や日用品に含まれる化学物質は、環境中への排出において下水道が主要な経路となるため、下水処理プロセスおよび放流先水環境における一体的な挙動・影響把握が重要である。

このため、規制の検討対象候補である、あるいは環境影響が懸念される化学物質等のうち、特に挙動把握が重要な化学物質を選定し、環境水中の挙動や主要な流出源を把握・推定する。また、下水処理水中に残存し、環境水中へ移行する重要な経路となっている化学物質やナノ物質等については、分析方法の検討、活性汚泥処理プロセスでの挙動の把握、水生生物への影響評価、除去技術の開発などを実施する。

平成31年度より「下水処理水中に残存するアンモニア性窒素の低減技術と水生生物の影響評価に関する研究」に着手しており、担体処理によるアンモニア等除去特性の把握、アンモニアおよび消毒副生成物等の生物影響の評価等に引き続き取り組む。

b. 下水道におけるリサイクル技術の開発(iMaRRC(資源循環担当))

低炭素・循環型社会の構築に向けて、水やバイオマス資源のリサイクルのための技術開発や各種調査研究を推進する。

バイオマス関連研究として、下水道施設を核とした資源・エネルギー有効利用に関する技術の開発、下水・汚泥処理システム全体の低炭素化のための調査研究を推進する。具体的には、「下水含有栄養塩を活用したエネルギー生産技術の開発に関する研究」、「河川事業等に由来するバイオマスの下水処理場内利用に関する研究」及び「資源回収型下水処理技術に関する研究」を実施する。また、令和2年度より新たに「消化ガスの効率的運用に関する基礎的研究」に着手する。

水系水質リスク関連研究として、水環境中のリスク低減に向けた病原微生物の対策技術等に関する研究を行う。具体的には、「公共用水域における消毒耐性病原微生物の管理技術に関する研究」及び「遺伝子情報を活用した病原微生物の早期検出に関する研究」を実施する。

更に、下水道に関する材料関連研究として、平成29年度より「下水処理施設におけるコンクリート構造物および防食技術の評価手法に関する研究」に着手している。

令和2年度の個別研究課題は、別表に示す調査研究を予定している。

C. 主要な研究成果(令和元年度)

1. 水環境における微量化学物質等の実態把握と影響の評価

新たな規制対象物質や、水生生物への影響等の観点から挙動を注視すべき化学物質等については、下水中の存在量、下水処理過程での除去特性、さらには河川等の環境水中での消長を把握することが重要である。これまでに化学物質等の流域からの排出負荷実態や、

水生生物に及ぼす影響についての調査研究を行い、その影響評価のための試験法の開発や評価手法の構築に取り組んできた。令和元年度は、水質環境基準に関連して要監視項目とされている物質のうち、過年度の調査で流入下水中の存在および処理による低減が確認されたフェノールについて、実下水処理場における挙動を調査し、水処理工程における除去特性を詳細に確認した。また、PRTR 対象物質等、多数存在して個別把握が容易でない物質を効率的に把握するために、精密質量分析を活用した網羅的スクリーニング手法を検討し、定性的確認および半定量を可能とする手法開発を進めた。（担当：水質チーム）

2. 下水道における生物を用いた影響評価・管理の検討

国内で流通する化学物質の増加に伴い、個別物質対策だけでなく、総合的な生物影響として把握する取組が注目されるようになってきている。例えば環境省は、生物応答試験(WET)について制度的導入を検討し、当面は自主的な取組の一環とすることとしている。令和元年度は、下水処理水が藻類に及ぼす慢性的影響を継代培養試験により検討し、処理水の希釈割合が高い場合は増殖が促進されプラスの影響が見られる等、希釈割合により増殖特性や遺伝子影響が異なることを明らかにした。また、紫外線照射で劣化させたマイクロプラスチックでは藻類増殖影響が軽減される等、より実環境に即した影響を把握した。（担当：水質チーム）

3. 下水道施設を核とした資源・エネルギー有効利用に関する研究

下水道資源を活用した効率的な藻類培養及びそのエネルギー利用技術を開発するために、下水資源による藻類培養において、実施設の下水汚泥分離液を用いた藻類培養及びエネルギー化の適用可能性検討、遠心分離による藻類回収の適用可能性検討を行った。また、河川事業等に由来するバイオマス of 下水処理場内の利用を促進するため、刈草の脱水機における脱水助剤としての利用について、実際の試験機を用いて、脱水助剤としての適用可能性評価を行った。さらに、剪定枝を焼却炉で燃料利用するためのプロセスについて、剪定枝混焼実験に必要な検討項目の整理を行った。（担当：iMaRRC（資源循環担当））

4. 公共用水域における消毒耐性病原微生物の管理技術に関する研究

下水や水環境中における様々な病原微生物の影響の評価手法やその軽減のための処理技術に関する研究を行った。ふん便汚染の基本的な指標である大腸菌について、下水試料に適した測定法の提案を行うため、複数の測定法や特定酵素基質培地による定量評価や変動係数について検討を行った。ノロウイルスに対し効率的な評価を行うため、比較的測定が容易な大腸菌ファージについて、ノロウイルスとの関連性を評価し、また、大腸菌ファージの種類別に塩素消毒や紫外線消毒の不活化特性について検討した。さらに、病原微生物の処理技術の評価の一環として、膜分離活性汚泥法(MBR 法)におけるノロウイルス削減効果や、その影響因子について検討した。（担当：iMaRRC（資源循環担当））

別表 国立研究開発法人土木研究所における令和2年度個別研究課題一覧

分類	課題名(担当チーム、費目)	研究目標	成果の活用
資源利用	下水含有栄養塩を活用したエネルギー生産技術の開発に関する研究(iMaRRC(資源循環担当)、一般)	藻類等を活用した下水からの有用資源・エネルギー回収技術の確立	新たな資源回収プロセスの基本プロセス設計の提案
	河川事業等に由来するバイオマスの下水処理場内利用に関する研究(iMaRRC(資源循環担当)、一般)	河川等の管理に由来する草木類の資源利用等の最適化	下水処理場を中心としたバイオマスの最適な利用プロセス選定の支援
	資源回収型下水処理技術に関する研究(iMaRRC(資源循環担当)、一般)	エネルギーやリンの回収量増加に資する下水処理技術の開発	新たな下水処理技術の基本プロセス設計の提案
	消化ガスの効率的運用に関する基礎的研究(iMaRRC(資源循環担当)、一般)	地域バイオマス利活用を含めた消化ガス回収の最大化	下水汚泥や地域バイオマスのメタン発酵に関する運転方法の提案
病原微生物	公共用水域における消毒耐性病原微生物の管理技術に関する研究(iMaRRC(資源循環担当)、一般)	公共用水域への各種汚染源の解明と対策手法の構築	基準類やガイドラインなどの見直しに資する基礎データに活用
	遺伝子情報を活用した病原微生物の早期検出に関する研究(iMaRRC(資源循環担当)、一般)	遺伝子情報を活用した、病原微生物早期検出の可能性評価、及び的確な消毒効果の評価	下水処理場における病原微生物管理に係る基礎資料として活用
微量化学物質・水生生態系	公共用水域における健康・生態リスクが懸念される化学物質の制御手法に関する研究(水質チーム、一般)	水環境中での化学物質の実態と挙動の解明、生態系影響の評価	化学物質に起因する生態リスク評価手法の開発に活用
	下水処理場に残留するアンモニア性窒素の低減技術と水生生物の影響評価に関する研究(水質チーム、一般)	下水処理水中のアンモニア性窒素の生物影響試験方法及び毒性低減技術の開発	下水処理水中のアンモニア性窒素の除去技術の開発、ガイドライン化
	下水に含まれるナノ物質等の挙動および影響把握に関する研究(水質チーム、一般)	ナノ物質等の検出方法の構築、下水処理場および放流先におけるナノ物質等の挙動の解明	総合的な水質管理のための基礎資料として活用
流域管理	底層環境に着目した停滞性水域における水環境管理技術に関する研究(水質チーム他、一般)	栄養塩類、微量元素などの発生源と流出機構の解明	流域における物質動態特性の解明と流出モデルの開発
地球環境	気候変動による停滞性水域の熱・物質循環と水質環境への影響評価と適応策に関する研究(水質チーム他、一般)	温暖化による気候変動が水質に及ぼす影響把握手法の提案	地球環境の中長期的変化に適応した水質管理のための基礎資料
総合土砂管理	土砂供給に伴う河川環境影響評価およびダムからの土砂供給技術の運用手法に関する研究(水質チーム他、一般)	ダムからの土砂供給に係る水域環境の影響評価手法の確立	総合土砂管理計画作成や土砂供給実施時の技術的支援に活用
社会インフラの長寿命化	下水処理施設におけるコンクリート構造物および防食技術の評価手法に関する研究(iMaRRC(資源循環担当他)、一般)	二酸化炭素等によるコンクリート構造物の劣化メカニズムの解明、有機酸に対する材料評価方法の開発	基準類やガイドラインなどの作成・見直しにおいて活用

※費目の略称: 一般(運営費交付金)

(参考) 令和元年度 受託調査研究実績

課題名(検討内容)	委託機関	担当
官民連携による下水資源・エネルギーを活かした植物栽培技術の研究(下水道応用研究)	国土交通省	iMaRRC(資源循環担当)
南部浄化センター地域バイオマス利活用技術導入検討業務委託	千葉市	iMaRRC(資源循環担当)
下水処理場における硝化阻害物質の高効率探索システムの開発(下水道応用研究)	国土交通省	水質チーム
ライフサイクル全体での化学物質管理に資するPRTRデータの活用方策に関する研究(環境総合研究推進費)	環境再生保全機構	水質チーム

通知等

通知のバックナンバーについては、
下水道全国データベース (<https://portal.g-ndb.jp/portal/>)
に掲載予定

※掲載されましたら、改めて周知いたします。

通知等

平成 31 年 4 月 1 日

雨天時浸入水に起因する事象報告について 2 2 7

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年度 都市浸水被害の報告について 2 3 2

平成 31 年 4 月 1 日

災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について 2 3 8

平成 30 年 4 月 2 日（再通知）

下水道工事事故報告要領の改訂について 2 4 1

平成 29 年 4 月 2 日（再通知）

下水道の維持管理における事故報告様式の変更について 2 4 2

平成 29 年 4 月 3 日（再通知）

下水道施設が起因する道路陥没の情報提供について 2 4 9

平成 31 年 4 月 15 日

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の円滑な施行に
向けて 2 5 1

平成 31 年 4 月 16 日

「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」の改正について 2 5 2

平成 31 年 4 月 16 日

公共下水道に係る主要な管渠の範囲の取扱いについて 2 5 3

平成 31 年 4 月 19 日

P R T R 制度における届出及び化学物質管理計画の策定について 2 5 5

平成 31 年 4 月 22 日	
大腸菌調査(全国調査)の実施について	256
平成 31 年 4 月 23 日	
水害（洪水、雨水出水、津波又は高潮）ハザードマップの作成について（再周知）	257
平成 31 年 4 月 25 日	
平成 31 年度 下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業について（周知）	259
令和元年 5 月 30 日	
下水再生水等の活用の推進について	260
令和元年 5 月 31 日	
出水期における都市浸水被害の軽減対策等に関する下水道施設の管理について	262
令和元年 6 月 12 日	
100mm/h 安心プランの登録申請について	266
令和元年 6 月 18 日	
移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除の推進について	267
令和元年 7 月 1 日	
「下水道処理施設維持管理業者登録規程」の一部改正について	268
令和元年 7 月 1 日	
「昭和 62 年建設省告示第 1350 号」の一部改正について	269
令和元年 7 月 2 日	
消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について	270
令和元年 7 月 3 日	
下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について	271

令和元年 7 月 11 日	
災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について	275
令和元年 7 月 24 日	
包括的民間委託に関するアンケート調査への協力について	276
令和元年 9 月 2 日	
標準下水道条例の改正について	277
令和元年 9 月 13 日	
「下水道処理施設維持管理業者登録規程」の一部改正について	280
令和元年 9 月 27 日	
下水道事業分野における国土強靱化の取組推進について	281
令和元年 9 月 27 日	
風水害、地震等の災害に伴う大規模停電時における下水道機能の維持・確保対策の徹底 について	282
令和元年 10 月 11 日	
台風第 19 号の接近に伴う下水道機能の維持・確保対策の徹底について	283
令和元年 10 月 16 日	
下水道施設におけるテロ対策の徹底について（依頼）	284
令和元年 10 月 17 日	
被災した雨水ポンプ場の応急対応について	288
令和元年 10 月 21 日	
被災した雨水ポンプ場の応急対応について	289
令和元年 10 月 28 日	
内水ハザードマップの作成促進について	290

令和元年 11 月 8 日	
令和元年台風第 19 号に係る下水道施設の災害復旧工事等の取扱いについて	・ ・ ・ ・ 2 9 1
令和元年 11 月 13 日	
下水道整備事業の実施における水道管等の移設補償費の算定について	・ ・ ・ ・ ・ 2 9 2
令和元年 12 月 18 日	
事業マネジメント通信簿(Gレポ)の公表について	・ ・ ・ ・ ・ 2 9 6
令和 2 年 1 月 31 日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について①	・ ・ ・ ・ ・ 3 0 8
令和 2 年 1 月 31 日	
雨天時浸入水対策への取組の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 3 1 1
令和 2 年 2 月 3 日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について②	・ ・ ・ ・ ・ 3 1 4
令和 2 年 2 月 10 日	
下水道管路メンテナンス年報の公表について	・ ・ ・ ・ ・ 3 1 6
令和 2 年 2 月 13 日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について③	・ ・ ・ ・ ・ 3 1 7
令和 2 年 2 月 14 日	
第 4 回インフラメンテナンス大賞の公募開始について	・ ・ ・ ・ ・ 3 1 8
令和 2 年 2 月 17 日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について④	・ ・ ・ ・ ・ 3 2 1
令和 2 年 2 月 17 日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑤	・ ・ ・ ・ ・ 3 3 0

令和2年2月20日		
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑥	・・・・・・・・・・・・・・・・	333
令和2年2月20日		
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑦	・・・・・・・・・・・・・・・・	337
令和2年2月25日		
下水道使用料の誤徴収事案の発生について	・・・・・・・・・・・・・・・・	339
令和2年2月25日（メール送付）		
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑧		
（新型コロナウイルス感染防止対策に関する追加の情報提供および協力依頼）	・・・・・・	340
令和2年2月26日（メール送付）		
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑨	・・・・・・・・・・・・・・・・	342
令和2年2月27日（メール送付）		
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑩	・・・・・・・・・・・・・・・・	343
令和2年2月28日		
雨天時浸入水対策計画策定に係る手続き等について	・・・・・・・・・・・・・・・・	344
令和2年3月3日（メール送付）		
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑪	・・・・・・・・・・・・・・・・	349
令和2年3月6日		
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑫	・・・・・・・・・・・・・・・・	350
令和2年3月9日		
「BIM/CIM活用ガイドライン（案）」等の制定について	・・・・・・・・・・・・・・・・	351
令和2年3月9日		
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑬	・・・・・・・・・・・・・・・・	352

令和2年3月10日	
改正浄化槽法施行通知に伴う下水道部局の対応に係る留意事項	353
令和2年3月10日	
新型コロナウイルス感染症に係る労働者派遣法の遵守について	355
令和2年3月11日（メール送付）	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑭	357
令和2年3月13日	
死亡事故の増加を踏まえた安全管理の徹底について	358
令和2年3月18日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑮	369
令和2年3月23日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑯	370
令和2年3月27日	
下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)のガイドライン(案)の公表について	371
令和2年3月30日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑰	377
令和2年3月31日	
新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑱	383
令和2年3月31日	
下水道用設計標準歩掛表の一部改定について（令和2年度版）	384
令和2年3月31日	
「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（管路施設編） —2020年版—」の活用について	387

令和2年3月31日	大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の施行について	388
令和2年3月31日	大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の運用について	391
令和2年3月31日	社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について	398
令和2年3月31日	社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について	422
令和2年3月31日	事業評価の実施について	435
令和2年4月1日	下水道法に基づく事業計画の運用にあたっての留意事項について	436
令和2年4月1日	都市浸水被害の報告について	437
令和2年4月1日	雨天時浸入水に起因する事象報告について	444
令和2年4月3日	新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑰ （第10回新型コロナウイルス感染症 対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症 対策の状況分析・提言」及び事業継続に向けた準備）	448
令和2年4月9日	下水道管に起因する陥没事故の再発防止について	465

令和2年4月9日

下水道工事における安全対策の徹底（その1）について 467

令和2年4月10日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑩

（下水道料金の納付猶予等に関する第1回調査結果の周知及び第2回調査依頼） 469

令和2年4月12日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑪

（在宅勤務〈テレワーク〉等の更なる推進の依頼） 471

令和2年4月13日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑫

（出勤者7割削減を実現するための取組の更なる推進の要請） 504

令和2年4月14日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑬（メール送付）

（新型コロナウイルス罹患報告書の様式変更） 510

令和2年4月16日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑭

（終末処理場の運転管理等の業務継続に向けた取組み状況の調査依頼） 512

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑮

（緊急事態宣言対象地域の拡大を踏まえた終末処理場の運転管理等の業務継続に向けた取組み
状況の調査依頼） 517

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑯

（特定警戒都道府県以外の下水道管理者へ課長通知を発出した旨の情報提供） 523

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑳

(下水道使用料の支払猶予等に関する第3回調査依頼) 531

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について㉑

(緊急事態宣言の対象地域拡大を受けた在宅勤務〈テレワーク〉の推進及び都道府県を跨ぐ
移動の自粛に向けた呼びかけの要請) 534

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について㉒

(緊急事態宣言の対象地域拡大を受けた工事及び業務の工期の見直しや一時中止の対応、施工中
工事における感染拡大防止策の徹底等の周知) 574

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について㉓

(「緊急事態宣言時に事業継続が求められる事業で働く方々の感染予防、健康管理の強化について」
〈厚生労働省労働基準局長通知〉の周知) 602

令和2年4月21日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について㉔

(工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底) 649

事務連絡

平成31年4月1日

各都道府県下水道担当課長 様
各政令指定都市下水道担当部長 様
(地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

雨天時浸入水に起因する事象報告について

日ごろから、下水道行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今、施設の老朽化の進展や地震等の被災、高強度降雨の増加、接続率の増加による施設の余裕の減少に伴い、雨天時浸入水量が増加し、それに起因して分流式下水道の污水管等からの溢水や逆流が発生しているほか、一部の処理場においては二次処理を満足に行えないまま放流するといった事象が発生しています。これらの事象は下水道法の趣旨を鑑みると好ましくないものと考えます。

そこで、国土交通省としては、雨天時浸入水に起因する事象への対策を進めていくための基礎資料として、まずはこれらの事象が発生する度に、その実態を把握することとしました。つきましては、今後は雨天時浸入水に起因する事象^{*}が発生した場合には、別紙にて記載いただき、報告いただきますようお願いいたします。このとき、水質事故に該当する事案においては、「維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書」の提出を求めませんのでご留意ください。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）にも周知いただきますようお願いいたします。

※ここでいう事象とは分流式下水道の処理区において発生する以下の3つの事象を指します

1. 処理場における流入水の一部を二次処理せず放流または流出
（この場合、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるときは、速やかに状況及び講じた措置の概要を環境部局等に届け出ることとする。）
2. 処理場外にある污水管の人孔からの溢水や宅内への逆流
（なお、晴天時における溢水についても、直近の降雨等の影響の可能性のあることから、「維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書」ではなく、「雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書」にて作成していただき報告してください。）
3. 污水管と雨水管等を直接接続し、雨天時に増水した下水が未処理で公共用水域に流出

【添付資料】

- ・別紙1 雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書（様式、記入例）

雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書

第 報

(平成31年 月 日 時 分 現在)

担当:

氏名:

連絡先電話番号:

E-mail:

都道府県名		事業者		事業種別	<input type="checkbox"/> 公共下水道	<input type="checkbox"/> 特公下水道	<input type="checkbox"/> 特環下水道
都道府県 コード		市町村 コード			<input type="checkbox"/> 流域下水道		
発生日時	※推定の場合はその旨記載。						
発生場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生場所 (処理区) 等 ・ 放流先河川名 (海域名) 						
	<input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他 (民間施設等)						
施設損傷 について	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設・設備名: _____ 供用年数 _____ 年 / 耐用年数 _____ 年 (メンテナンスの状況について)						
事象類型	<input type="checkbox"/> ① 処理場における流入水の一部を二次処理せず放流または流出 <input type="checkbox"/> ② 処理場外にある汚水管の人孔からの溢水 <input type="checkbox"/> ③ 宅内への逆流 <input type="checkbox"/> ④ 汚水管と雨水管等を直接接続し、雨天時に増水した下水が未処理で公共水域に流出 <input type="checkbox"/> ⑤ その他の事象 (①～④以外の事象)						
事象等の 経緯及び対応							

<p>事象の原因等</p>	<p>・ 事象の原因(降雨状況・地理的条件など)</p> <p><input type="checkbox"/> 処理区内で降雨あり (時間最大雨量 mm/h)</p> <hr/> <p>・ 放流水質について (処理場名 :)</p> <table border="1" data-bbox="296 707 1469 972"> <thead> <tr> <th>測定物質</th> <th>計測値</th> <th>基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th>水質事故に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td rowspan="2"><input type="checkbox"/> 該当する</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>/</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td rowspan="2"><input type="checkbox"/> 該当しない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定を行った理由 ()</p> <p>※水質測定は、下水道管理者が、排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると判断したときに実施してください。測定項目についても、下水道管理者が必要と考える項目を選択し、測定してください。 ※測定した場合は、必ず測定結果を国土交通省に報告してください。</p>	測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当			/	<input type="checkbox"/> 該当する			/			/	<input type="checkbox"/> 該当しない			/
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当																
		/	<input type="checkbox"/> 該当する																
		/																	
		/	<input type="checkbox"/> 該当しない																
		/																	
<p>事象への対応状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 ()</p> <p><input type="checkbox"/> マスコミ対応 ()</p>																		
<p>水道原水など 利水への影響</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載</p> <p>()</p>																		
<p>再発防止策</p>																			

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。

雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書

第 3 報

(平成31年 4月 1日 16時 00分 現在)

担当: ○○県○○市下水道部下水道課 氏名: _____
 連絡先電話番号: _____ E-mail: _____

都道府県名	○○県	事業者	○○○市	事業種別	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 特公下水道 <input type="checkbox"/> 特環下水道 <input type="checkbox"/> 流域下水道
都道府県コード	11	市町村コード	11111		
発生日時	平成31年 4月 1日 10時頃 ※推定の場合はその旨記載。				
発生場所	・発生場所(処理区)等 ○○市△△町□□丁1-2地先 他10箇所 (○△処理区) ○○市△△町□□丁1-2 (○○浄化センター)				
	・放流先河川名(海域名) 一級河川○○川 <input checked="" type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)				
施設損傷について	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設・設備名: 人孔蓋(コンクリート蓋) 供用年数 35年/耐用年数 30年 (メンテナンスの状況について)				
事象類型	<input checked="" type="checkbox"/> ① 処理場における流入水の一部を二次処理せず放流または流出 <input type="checkbox"/> ② 処理場外にある污水管の人孔からの溢水や宅内への逆流 <input type="checkbox"/> ③ 宅内への逆流 <input checked="" type="checkbox"/> ④ 污水管と雨水管等を直接接続し、雨天時に増水した下水が未処理で公共水域に流出 <input type="checkbox"/> ⑤ その他の事象(①~④以外の事象)				
事象等の経緯及び対応	(例) 4月1日 10:00 ○○市○○町の歩道内のマンホールから污水が漏れていると地域住民から市へ連絡が入る。 11:30 ○○市下水道部管理課職員が現地を確認、○○市環境課、○○警察署、○○消防署へ連絡し、交通規制の実施。 12:00 管路清掃業務委託(年間)の業者((株)○○)へ連絡、バキューム車、高圧洗浄車の手配。 12:30 交通誘導員配置後、現地にて清掃を開始。平行して、道路上のマンホールから流出した污水を洗い流してバキューム回収し、生石灰にて消毒。 13:00 道路上の清掃完了。 14:00 ○○市環境課立会いのもと、水域への污水の流出はなく、道路上への流出污水が少量であったこと、流出污水の回収を行い、残った污水についても水による希釈を十分におこない、消石灰による消毒の対応を行ったこと、民地等の道路以外の土地への流出が無かったことから、対応を完了とした。				

一回の降雨で複数の箇所において溢水が発生した場合は他○箇所と表現し、別紙にて説明

複数の設備が損傷したは、主となる設備について入してください。

事象の原因等	<ul style="list-style-type: none"> 事象の原因(降雨状況・地理的条件など) <input checked="" type="checkbox"/> 処理区内で降雨あり (時間最大雨量 60 mm/h) 処理区内の一部に民間から移管された施設がある。 																		
実施した場合は 水質測定を	<ul style="list-style-type: none"> 放流水質について (処理場名 : 〇〇浄化センター) <table border="1" data-bbox="323 763 1294 992"> <thead> <tr> <th>測定物質</th> <th>計測値</th> <th>基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th>水質事故に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD</td> <td>12mg/L(最大値) 7mg/L(日間平均値)</td> <td>15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)</td> <td rowspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> 該当する</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>100000個/ml</td> <td>3000個/ml / 3000個/ml</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td rowspan="2"><input type="checkbox"/> 該当しない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 測定を行った理由 (処理場において24時間以上の未処理放流を実施したため) <p>※水質測定は、下水道管理者が、排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると判断したときに実施してください。測定項目についても、下水道管理者が必要と考える項目を選択し、測定してください。 ※測定した場合は、必ず測定結果を国土交通省に報告してください。</p>	測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当	BOD	12mg/L(最大値) 7mg/L(日間平均値)	15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する	大腸菌群数	100000個/ml	3000個/ml / 3000個/ml			/	<input type="checkbox"/> 該当しない			/
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当																
BOD	12mg/L(最大値) 7mg/L(日間平均値)	15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する																
大腸菌群数	100000個/ml	3000個/ml / 3000個/ml																	
		/	<input type="checkbox"/> 該当しない																
		/																	
事象への 対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 (例: 処理水の貯留による放流の一時停止) <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関への連絡 (例: 県の環境部局への連絡、水濁協への連絡、関係利水者への連絡) <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 (例: 取水停止、遊泳禁止) <input checked="" type="checkbox"/> マスコミ対応 (例: 〇時に〇〇記者クラブに一報を投げ込み) 																		
水道原水など 利水への影響	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <p>※有の場合は、どこで影響があるか記載 (例: 一級河川〇〇川への放流水質悪化のため、処理場下流側〇〇市において、水道水に異臭を確認、取水制限を実施。)</p>																		
再発防止策	<p>発生源対策として、浸入量が多い地区の絞り込みを実施(H29～)</p>																		

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。

事 務 連 絡

平成 31 年 4 月 1 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(以上各地方整備局経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

平成 31 年度都市浸水被害の報告について

近年、局地的な大雨等による浸水被害が頻発しており、昨年度も平成 30 年 7 月豪雨など全国各地で浸水被害が発生し、随時浸水被害の報告を頂きました。報告資料は、社会資本整備審議会の大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会や、都市浸水対策に関する検討会等において、都市浸水対策の課題を整理するとともに、課題解決に向けた諸施策の内容等の充実に活用しています。

平成 31 年度の浸水被害についても、引き続き下記の通り都市浸水被害の報告をお願いいたします。

浸水被害が発生した場合には、原則として災害発生後 3 日以内に報告をお願いしているところですが、社会的影響が甚大な浸水被害については、「都市浸水被害の早期報告について」（平成 29 年 7 月 14 日付事務連絡）で周知しているとおおり、できるだけ早期に報告いただくようお願いします。

なお、本事務連絡の報告とは別に、風水害時の下水道施設の施設被害については、「風水害時の下水道施設及び浸水被害の速報の報告について」（平成 25 年 7 月 17 日付事務連絡）に基づき、地方整備局等の下水道担当課を経て、国土交通省下水道事業課に報告を行うようお願いします。

記

1. 報告の目的

下水道事業を実施している若しくは実施予定の地方公共団体を対象に浸水被害が発生した場合における被害状況及び下水道整備による浸水被害の改善効果を把握することを目的として、ご報告をお願いするものです。

2. 報告の内容

別添の【様式 1】【様式 2】【様式 3】に必要事項を記入の上ご報告をお願いします。

3. 記載方法

別添の都市浸水被害報告記入要領をご参照ください。

- ・別添資料 都市浸水被害報告（様式－1，様式－2，様式－3）
都市浸水被害報告記入要領

以 上

都市浸水被害報告 記入要領

1. 目的

下水道事業を実施しているもしくは実施予定の地方公共団体を対象に、浸水被害が発生した場合における被害状況及び下水道整備による浸水被害の改善効果、今後の対策予定を把握することを目的とします。

2. 対象等

- ① この報告の適用対象となる地方公共団体は、下水道法に定める下水道事業を実施しているもしくは実施予定の地方公共団体とし、報告の対象となる浸水は、下水道全体計画区域内で発生した浸水とします。
- ② 外水氾濫のみに起因する浸水被害は報告対象外とします。
- ③ この報告は、原則として災害発生後3日以内に、都道府県を經由して各地方整備局等までメールまたはFAXにて送付願います。

ただし、「都市浸水被害の早期報告について」（平成29年7月14日：国土交通省流域管理官付課長補佐事務連絡）において示しているような、社会的影響が甚大な浸水被害（例えば、地下街における浸水被害等）の情報や、その報道内容については、できるだけ早期にお送りいただきますようご協力をお願いします。

- ④ 3日以内にご提出いただく内容は、様式1、様式3にその時点で把握可能な範囲の情報を記入してください（様式2は3日以内である必要はありませんが、効果の検証や対策の方針に関する検討を行った上でできるだけ早期に提出をお願いいたします。）。なお、確定値が判明した段階等、適宜情報を更新の上送付願います。
- ⑤ この報告は、1市町村につきそれぞれ1枚としますが、様式3については被害範囲に応じて適宜分割して報告いただきますようお願いいたします。
- ⑥ 浸水状況を把握し、その後の対策を検討するため、できるだけ浸水している状況の写真を撮影の上ご報告いただきたいと思います。職員自ら写真等の撮影が困難な場合には、SNSや新聞を活用する等、浸水状況の積極的な把握についてご協力をお願いいたします。（SNSを活用した情報の把握については、以下の資料をご活用ください。）
 - ・災害対応におけるSNS活用ガイドブック（平成29年3月：内閣官房）

URL：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/bousai.html

3. 記入要領

- ・黄色のセルについては、必要な情報を記入していただき、青色のセルについては、該当する項目をリストから選択して回答してください。

【様式－1について】

① 発生日時

浸水被害の発生日時を記入してください。日時の根拠について、欄右側の□の一方をチェックしてください。

② 発生場所

上覧には発生場所の住所（地区名）について、分かる範囲で詳細に書いてください。地区が複数ある場合は、書ける範囲で記載いただければと思いますが、枠に入りきらない場合は、「他○地区」と省略していただいて構いません。

下欄には浸水被害を受けた道路・施設名等を、又は浸水被害の原因となった河川名等を記入してください。複数の道路・施設等が浸水被害にあった場合、又は複数の河川等が浸水被害の原因となった場合は、主要なものについて記入をお願いします。欄が足りない場合は適宜、行を追加してください。

③ 被害の原因

浸水被害の原因となった出水の原因について、該当する欄1箇所をチェックをお願いします。窪地等内水・外水由来内水・外水氾濫の区分については以下のとおりとします。

- ・ 窪地等内水 : 放流先河川等には余裕があるが、下水道等の排水能力不足により浸水被害が発生したもの
- ・ 外水由来内水 : 下水道等の排水能力はあるが、河川等へ放流できないことにより浸水被害が発生したもの
- ・ 外水氾濫 : 溢水や堤防の決壊等により、浸水被害が発生したもの

④ 発生時の降雨状況

時間最大雨量、日最大雨量、総雨量について、浸水被害が発生した最寄りの気象台のデータを記入して下さい。

また、気象要因の名称等について記入。（例：台風○○号、梅雨前線等。特に気象庁が命名した名称等あればそれを記載してください（九州北部豪雨等）。）

⑤ 被害の状況

上欄には浸水被害の状況把握時点の日時を記入し、速報値・確定値の一方を選択してください。

下欄には被害の状況について、各項目において＜有・無・調査中・確認不能（浸水面積のみ）＞の中から該当するものを1つ選択してください。「有」に該当する場合は、空欄に分かる範囲で数字等の記入をお願いします。

浸水被害が一部で確認されており、さらに他の被害について調査中である場合は、「調

「調査中」を選択し、確認されている範囲で被害の状況を記入してください。被害の状況について「無」「調査中」「未確認」のいずれか1つに該当する場合は、空欄の記入は必要ありませんが、できるだけ空欄とならないよう早期に情報収集を行ってください。

なお、上欄で速報値にチェックした場合は、確定値となるよう、引き続き情報収集を行ってください。確定値となった場合には、全ての項目について「有」「無」のいずれかを選択することになります。

○「浸水面積」欄

- ・概ねの浸水面積をh a 単位で記入

○「人的被害」欄

- ・報告時点で確認済みの数字を記入

○「家屋被害」欄

- ・報告時点で確認済みの数字を記入。最大浸水深は、目視による概算値でも可。

○「道路通行被害」欄

- ・冠水等により通行不能となった箇所数及び最大浸水深を記入。最大浸水深は、目視による概算値でも可。

○重要な都市施設の被害状況

(共通)

- ・それぞれ被害の有無を選択し、被害がある場合には、その内容を以下の通り記入してください。
- ・その他の施設や、該当する施設が複数存在する場合には「その他の場合」の欄に合わせて記入してください。なお、該当する重点施設が複数ある場合には、どちらか片方に記入してください。

「地下施設被害」

- ・原則として床面が道路面下にある施設について浸水被害が発生した箇所数を記入。最大浸水深は、目視による概算値でも可。
- ・また浸水被害を受けた地下施設がある場合には、該当するものをく単独地下施設・地下街・地下道・地下鉄・その他・ー>の中から選択の上、その被害の概要について具体的に記入（被害を受けた施設がない場合“ー“を選択）。

「要配慮者関連施設被害」

- ・原則として要配慮者関連施設について浸水被害が発生した箇所数を記入。最大浸水深は、目視による概算値でも可。
- ・また浸水被害を受けた地下施設がある場合には、該当するものをく医療施設・老人ホーム、身障者等養護施設、その他・ー>の中から選択の上、その被害の概要について備考欄に記入（被害を受けた施設がない場合“ー“を選択）。

「交通拠点施設被害」

- ・原則として床面が道路面下にある施設について浸水被害が発生した箇所数を記入。

最大浸水深は、目視による概算値でも可。

- ・また浸水被害を受けた地下施設がある場合には、該当するものを「ターミナル駅、その他鉄道駅、バスターミナル・その他・ー」の中から選択の上、その被害の概要について具体的に記入（被害を受けた施設がない場合 “ー” を選択）。

「防災拠点施設被害」

- ・原則として床面が道路面下にある施設について浸水被害が発生した箇所数を記入。最大浸水深は、目視による概算値でも可。

- ・また浸水被害を受けた地下施設がある場合には、該当するものを「防災拠点・避難地・役所等・消防本部・消防署・その他・ー」の中から選択の上、その被害の概要について具体的に記入（被害を受けた施設がない場合 “ー” を選択）。

「その他都市施設被害状況等」欄

- ・上記の項目に該当しないものについて具体的に記入してください。

⑥ 特記事項

その他、特記すべき事項について記入してください。

【様式－２について】

（１）当該地区の整備状況

①発生地点の整備状況

- ・「下水道」欄、「河川」欄ともに、＜整備済・整備中・未整備・調査中＞のうち該当するものを選択してください。
- ・整備計画には報告時点で公表されている計画規模、現況能力には報告時点で供用されている下水道及び河川の流下能力を記入してください。事業名には、主な対策内容について記載してください。
- ・「整備済」を選択した場合は、整備計画と現況能力に同じ数字を記入の上、事業名には整備を行ったときの整備工事名を記入してください。
- ・なお河川の欄は、浸水の原因に関わらず放流先の河川等のデータを記入してください。
- ・整備効果について、過去の災害と比較して、＜効果有、調査中、効果無（未整備等を含む）＞のうち該当するものを選択頂くとともに、その概要を記入してください。

② 今後の対策方針

- ・今後の対策の予定について＜対策済・既存の計画に基づき対策予定・検討中・対策予定無＞のうち該当するものを選択し、対策の予定がある場合はその期間を記入して下さい。

- ・その他、備考欄に今後の対応等の概要について記入してください。

③ 発生地点の既往の浸水実績

浸水被害が発生した地域において、過去に発生した浸水被害のうち、下水道の整備効果が確認できる被害についてその実績を記入してください。下水道の整備効果が確認できる被害とは、以下の2項目に該当する浸水被害とします。

- ・現状の対策を講じる前に発生した浸水被害
- ・降雨強度又は総雨量が同程度の時に発生した浸水被害

ただし該当する過去の浸水被害がない場合は、この限りではありません。

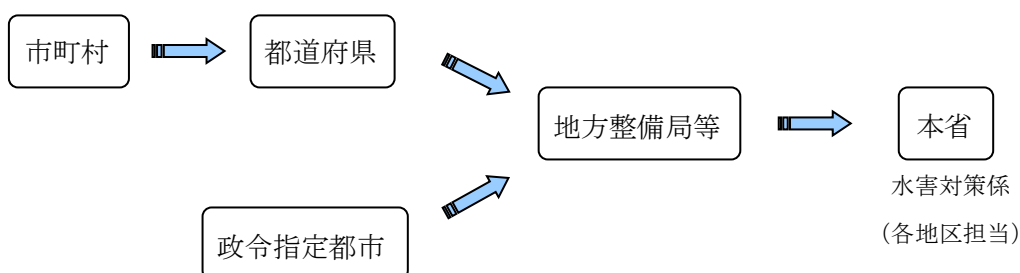
記載の要領については、様式1と同様とします。

【様式－3について】

- ・浸水被害の発生地域について、別紙を参考に図面を作成してください。
- ・図面に使用する地図は、形式を問いませんが、縮尺は地図で浸水した家屋や道路の範囲が分かる程度として下さい。なお、浸水箇所が複数あり、一つの地図に納まらない場合は、シートをコピーして作成ください。
- ・図面中には、浸水被害の解消・軽減に資する管路の位置とその工事完了時期、今回の浸水被害の発生地域及び道路の通行不能箇所等について図示してください。
- ・図面には浸水被害の発生地域の写真を添付し、その撮影日・地先名を明示するとともに、図面中にも撮影箇所を示してください。（写真を SNS や新聞等を活用して入手した場合には、その旨記入下さい。）
- ・図面下に記入例にならって、同地域における過去の浸水被害と今回の浸水被害の状況について比較表を作ってください。
- ・重要な都市施設における浸水被害が発生している場合は、図中にその場所が分かるように記載いただくとともに、できる限りその施設が浸水している状況が分かるような写真等について添付いただきますようお願いいたします。

【報告体制について】

各市町村（政令指定都市を除く）が作成した報告においては、各都道府県を通して各地方整備局等に、また各政令指定都市が作成した報告においては、各地方整備局等に送付してください。各地方整備局等においてはその内容を本省下水道部に報告することとします。



事務連絡

平成 31 年 4 月 1 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について

これまで地震災害及び風水害発生時の下水道施設の被害報告については、災害復旧事業や広域的な支援の準備を迅速に行う観点から、被害発生の有無等の第一報を国土交通省においてより早期に把握するために、「地震災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(平成 24 年 12 月 12 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡)及び「風水害時の下水道施設及び浸水被害の速報の報告について」(平成 25 年 7 月 17 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課課長補佐事務連絡)に基づき、報告をお願いしているところです。

今後は、地震、風水害、その他自然災害による下水道施設の被害状況について必要な内容を早期に把握するため、以下の①～②の場合においては、別添の報告様式 1、2 により速やかに報告をお願いします。報告に当たっては、都道府県・指定都市の下水道部局でとりまとめの上、地方整備局等の下水道担当課を経て、下水道事業課事業マネジメント推進室まで報告いただくようお願いします。

また、本事務連絡の報告とは別に、都市浸水被害の報告については、「都市浸水被害の早期報告について」(平成 29 年 7 月 14 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡)に基づき、地方整備局等の下水道担当課を経て、国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付に報告を行うようお願いします。

- ① : 震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- ② : 風水害、その他自然災害により、下水道施設に関する被害が発生した場合

なお、本ルールについては、今後の運用状況を見て、変更等を行う場合があります。その場合には、改めてご連絡させていただきます。

各都道府県におかれましては、管内市町村に対して周知していただけますようお願いいたします。

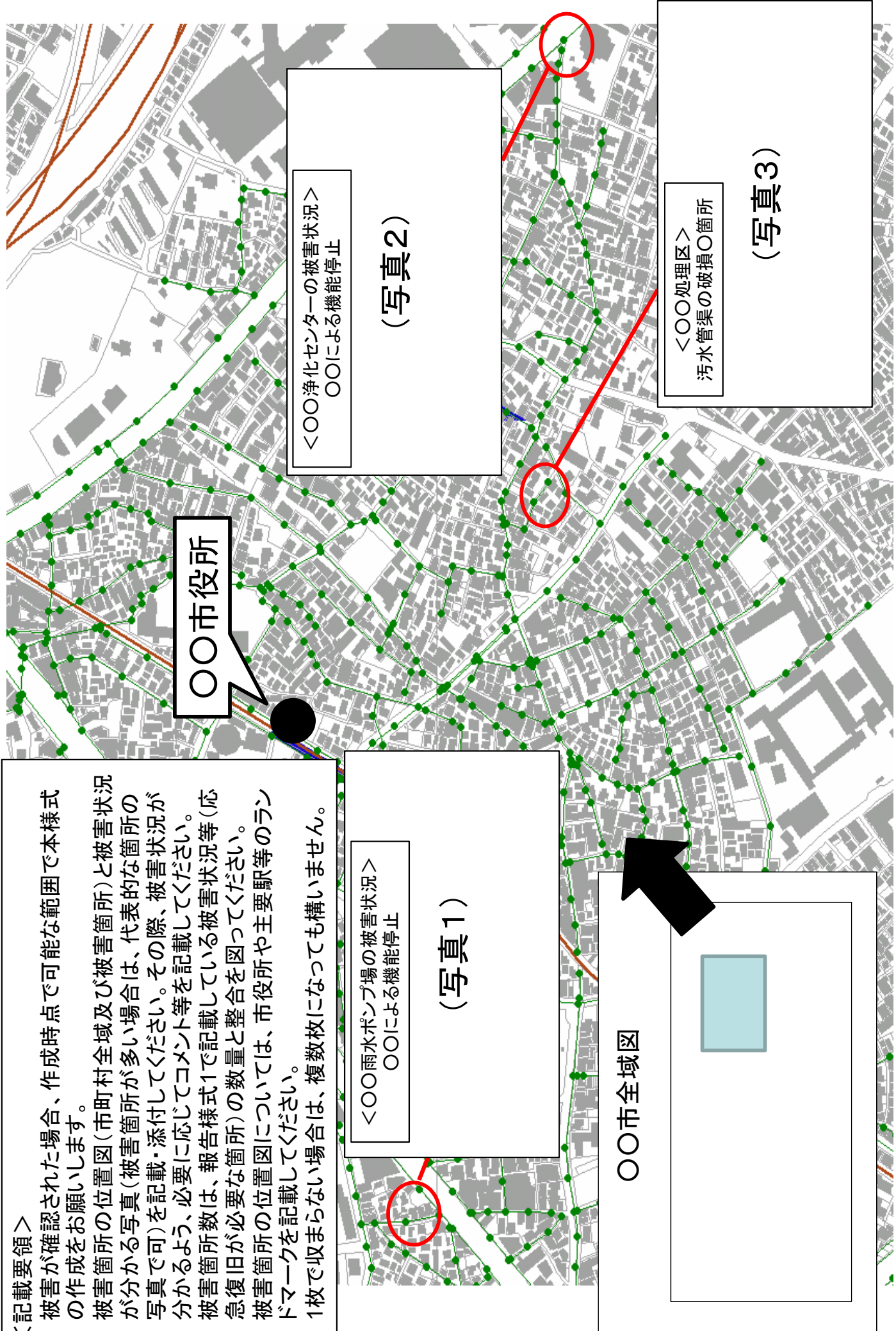
以上

〇〇県〇〇市における施設被害箇所(〇月〇日時点)

様式2

<記載要領>

- 被害が確認された場合、作成時点で可能な範囲で本様式の作成をお願いします。
- 被害箇所の位置図(市町村全域及び被害箇所)と被害状況が分かる写真(被害箇所が多い場合は、代表的な箇所の写真で可)を記載・添付してください。その際、被害状況が分かるよう、必要に応じてコメント等を記載してください。
- 被害箇所数は、報告様式1で記載している被害状況等(応急復旧が必要な箇所)の数量と整合を図ってください。
- 被害箇所の位置図については、市役所や主要駅等のランドマークを記載してください。
- 1枚で収まらない場合は、複数枚になっても構いません。



〇〇市役所

<〇〇浄化センターの被害状況>
〇〇による機能停止

(写真2)

<〇〇処理区>
汚水管渠の破損〇箇所

(写真3)

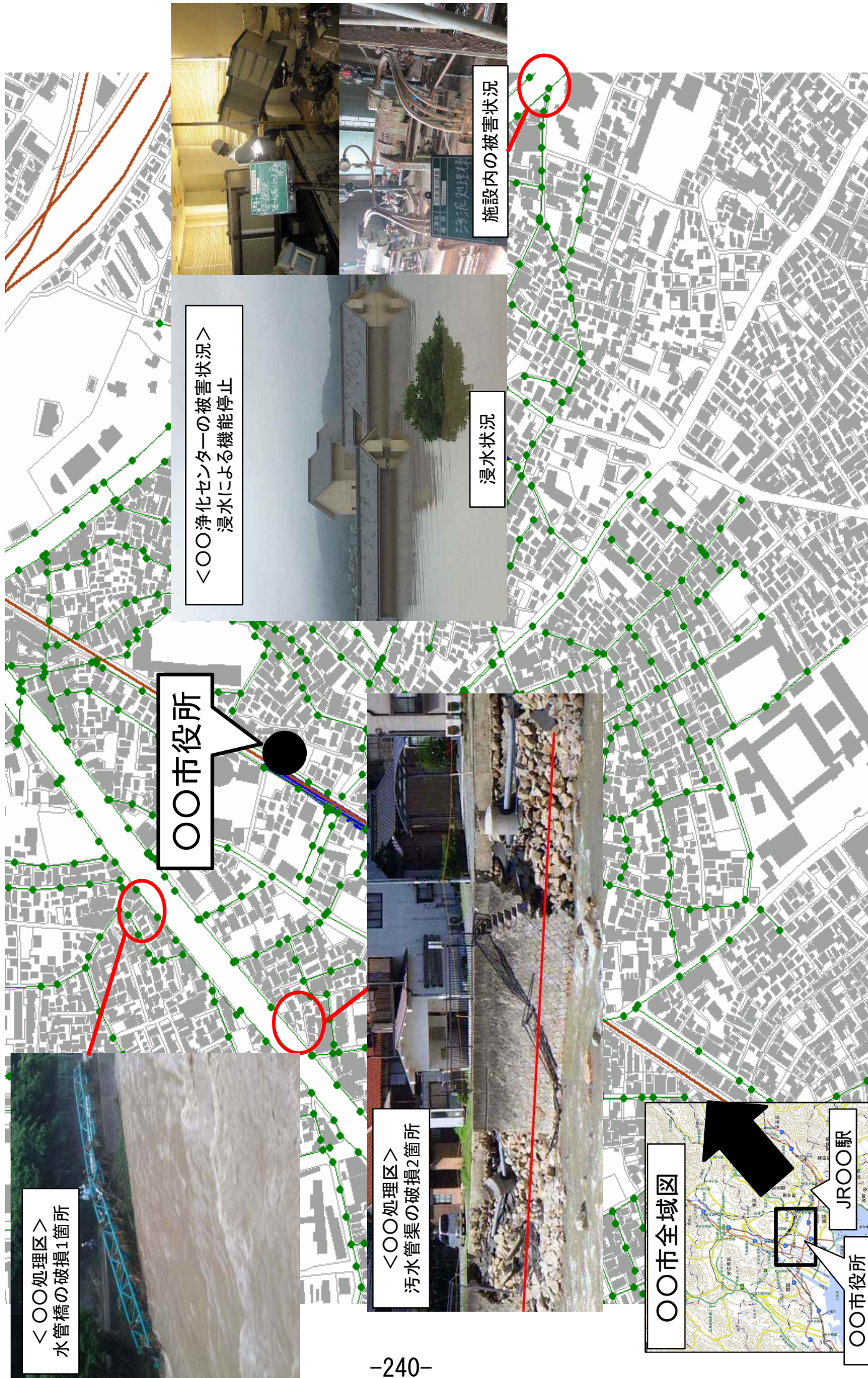
<〇〇雨水ポンプ場の被害状況>
〇〇による機能停止

(写真1)

〇〇市全域図

〇〇県〇〇市における施設被害箇所(〇月〇日時点)

様式2(作成例)



事務連絡
平成30年4月2日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

） 殿

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事故報告要領の改定について

下水道工事の事故防止にあたっては、H21.12.24 付事務連絡「下水道工事における事故防止対策の取り組みについて」において「下水道工事故報告要領」を通知し、下水道工事故についてご報告いただくとともに、国土交通省へ報告のあった事故についてとりまとめた「下水道セーフティネット」を毎月送付し、事故を未然防止するための取り組みを要請しているところです。また、下水道工事において発生する死亡事故等の重大な事故情報を迅速に把握することを目的として、H29.4.3 付事務連絡「下水道工事故報告要領の改訂について」において報告をお願いしているところです。

今回、下水道工事に関する事故の報告対象を追加し、別紙のとおり要領を改定いたしましたので、平成30年4月以降については、本要領に定めた手順により報告をお願いいたします。

あわせて、より一層の安全対策の徹底と工事現場における安全管理の強化をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成29年 3 月 3 0 日

各都道府県下水道担当課長 様
各政令指定都市下水道担当部長 様
(地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

下水道の維持管理における事故報告様式の変更について

日ごろから、下水道行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道の維持管理における人身事故及び水質等事故（以下、「維持管理事故」という。）が発生した際には、各下水道管理者より事故報告書を提出いただき、下水道セーフティネット[※]等で事故情報や再発防止策、経年分析結果を周知することで、維持管理事故の未然防止・抑制を図っているところです。

より正確な事故情報等の提供や分析を行うため、平成29年度より事故報告様式を別紙1、2のとおり変更を行うこととしたので、平成29年4月1日からの維持管理事故報告については、新様式にて作成及び提出いただけますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・別紙1 維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書
（様式、記入例、水質事故等分類表）
- ・別紙2 維持管理事故（人身事故）に関する事故報告書
（様式、記入例、人身事故分類表）

※下水道セーフティネットURL

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書

第 報 (平成 年 月 日 時 分 現在)

担当: 氏名:
連絡先電話番号: E-mail:

事故分類	<input type="checkbox"/> 水質事故 <input type="checkbox"/> その他案件																		
都道府県名	事業者	事業種別	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 特公下水道 <input type="checkbox"/> 特環下水道 <input type="checkbox"/> 流域下水道 <input type="checkbox"/> 都市下水路 <input type="checkbox"/> その他																
発生日時	※推定の場合はその旨記載。																		
発生場所	・ 発生場所(関係処理場)等 ・ 放流先河川名(海域名)																		
	<input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)																		
施設損傷について	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設・設備名: 供用年数 年 / 耐用年数 年 (メンテナンスの状況について)																		
事故類型	<input type="checkbox"/> ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) <input type="checkbox"/> ② 悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合) <input type="checkbox"/> ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 <input type="checkbox"/> ④ 雨水管からの悪質下水の流出 <input type="checkbox"/> ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 <input type="checkbox"/> ⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)																		
原因者	<input type="checkbox"/> 1. 下水道管理者(委託を含む) <input type="checkbox"/> 2. 民間事業者(一般人を含む) <input type="checkbox"/> 3. その他(天災、原因不明を含む)																		
事故等の経緯及び対応																			
事故の原因等	・ 事故の原因 ・ 原因物質とその量 ・ 放流水質について (処理場名 :)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定物質</th> <th>計測値</th> <th>基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th>採水日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※処理場からの放流水については、下水道法第8条に定める水質基準を超過した場合にも報告をお願いします。 ※水濁法等の基準値について、最大値、日間平均値がある場合は、上段下段に分けて記入してください。 ※測定物質の項目が足りない場合は適宜、項目を増やしてください。</p>					測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考			/					/	
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考															
		/																	
		/																	
事故への対応状況	<input type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 () <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 () <input type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 () <input type="checkbox"/> マスコミ対応 ()																		
水道原水など利水への影響	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載																		
再発防止策																			

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。

維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書

第 1 報

(平成29年 4月 1日 16時 00分 現在)

担当: 〇〇県〇〇市下水道部下水道課 氏名: _____
 連絡先電話番号: _____ E-mail: _____

事故分類	<input checked="" type="checkbox"/> 水質事故 <input type="checkbox"/> その他案件																
都道府県名	〇〇県 事業者 <u>△△△市</u>	事業種別 <input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 特公下水道 <input type="checkbox"/> 特環下水道 <input type="checkbox"/> 流域下水道 <input type="checkbox"/> 都市下水路 <input type="checkbox"/> その他															
発生日時	平成29年 4月 1日 10時頃 ※推定の場合はその旨記載。																
発生場所	・発生場所(関係処理場)等 <u>〇〇市△△町□□丁1-2 (〇〇浄化センター)</u> ・放流先河川名(海域名) <u>一級河川〇〇川</u> <input checked="" type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)																
施設損傷について	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設・設備名: <u>管渠(ヒューム管Φ300)(自然流下)</u> 供用年数 <u>65年</u> / 耐用年数 <u>50年</u> (メンテナンスの状況について) (例) 毎年一回、マンホール蓋及びマンホール内の目視点検を実施。管路については、5年に一度、カメラ調査を実施。(昭和27年に施工)																
事故類型	<input type="checkbox"/> ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) <input type="checkbox"/> ② 悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合) <input type="checkbox"/> ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 <input type="checkbox"/> ④ 雨水管からの悪質下水の流出 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 <input type="checkbox"/> ⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)																
原因者	<input type="checkbox"/> 1. 下水道管理者(委託を含む) <input type="checkbox"/> 2. 民間事業者(一般人を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 3. その他(天災、原因不明を含む)																
事故等の経緯及び対応	(例) 4月1日 10:00 〇〇市〇〇町の歩道内のマンホールから汚水が漏れていると地域住民から市へ連絡が入る。 11:30 〇〇市下水道部管理課職員が現地を確認、管渠が閉塞していると想定。〇〇市環境課、〇〇警察署、〇〇消防署へ連絡し、交通規制の実施。 12:00 管路清掃業務委託(年間)の業者((株)〇〇)へ連絡、バキューム車、高圧洗浄車の手配。 12:30 交通誘導員配置後、現地にて清掃を開始。平行して、道路上のマンホールから流出した汚水を洗い流してバキューム回収し、生石灰にて消毒。 13:00 閉塞原因物質(繊維質のものと油脂類が固化したものを)を回収し、閉塞を解消。道路上の清掃完了。 14:00 〇〇市環境課立会いのもと、水域への汚水の流出はなく、道路上への流出汚水が少量であったこと、流出汚水の回収を行い、残った汚水についても水による希釈を十分におこない合流管へ排出したこと、消石灰による消毒の対応を行ったこと、民地等の道路以外の土地への流出が無かったことから、対応を完了とした。																
事故の原因等	・事故の原因 (例) 民間事業者又は一般家庭から排出されたと想定される油脂類とオムツなどの繊維質が絡まり管路を閉塞させ、マンホールから汚水があふれた。 (例) 〇〇会社△△工場(特定事業場)から誤って有害物質を下水道に流入させた為、処理場からの放流水質が基準値を超過した。 (例) 処理場の施設設備に経年劣化による故障が発生した為、未処理水が公共用水域に放流された。 ・原因物質とその量 (例) 汚水〇〇L (例) 悪質下水の流入(鉱油類 20mg/L (排水基準値: 5mg/L)) 100L (例) 特定事業所から悪質下水の排水(シアン 2mg/L (排水基準値: 1mg/L)) 50L ・放流水質について (処理場名: <u>〇〇浄化センター</u>) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>測定物質</th> <th>計測値</th> <th>基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th>採水日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD</td> <td>20mg/L(最大値) 17mg/L(日間平均値)</td> <td>15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)</td> <td>4/1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シアン</td> <td>0.1mg/L</td> <td>1mg/L / 1mg/L</td> <td>4/1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※処理場からの放流水については、下水道法第8条に定める水質基準を超過した場合にも報告をお願いします。 ※基準値について、最大値、日間平均値がある場合は、上段下段に分けて記入してください。 ※測定物質の項目が足りない場合は適宜、項目を増やしてください。		測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考	BOD	20mg/L(最大値) 17mg/L(日間平均値)	15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)	4/1		シアン	0.1mg/L	1mg/L / 1mg/L	4/1	
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考													
BOD	20mg/L(最大値) 17mg/L(日間平均値)	15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)	4/1														
シアン	0.1mg/L	1mg/L / 1mg/L	4/1														
事故への対応状況	<input checked="" type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 (例: 処理水の貯留による放流の一時停止) <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関への連絡 (例: 水濁協への連絡、関係利水者への連絡) <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 (例: 取水停止、遊泳禁止) <input checked="" type="checkbox"/> マスコミ対応 (例: 〇時に〇〇記者クラブに一報を投げ込み)																
水道原水など利水への影響	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載 (例: 一級河川〇〇川への放流水質悪化のため、処理場下流側〇〇市において、水道水に異臭を確認、取水制限を実施。)																
再発防止策	例: 原因物質からの原因者特定が困難であるため、今後、市報や自治会回覧を用いて住民への注意喚起を行う。また、閉塞箇所付近、及び上流側にある飲食店への除害施設の管理状況の確認と指導を行う。(別紙参照)																

複数の設備が損傷した場合は、主となる設備について記入してください。

施設の種別についても記入してください。(自然流下式管渠、圧力式管渠等)

事故の経緯及び各種対応を時系列にて記入してください。

原因物質、量、または水質基準(特定事業所等)等について、出来る限り詳細に記入してください。

関係処理場における放流水の水質について、記入してください。

基準値は、「下水道法の基準」と「水濁法等の基準(上乗せ条例)の両方の基準値の記入をしてください。

※原因物質による放流水の水質基準超過が無かった場合も、その事を記入してください。

記入例1: BODの値が下水道法の基準を超過した。

記入例2: 事業場から基準値を超過するシアンが排出されたが、処理場放流水質については、基準値内であった。

再発防止措置について、記入してください。

水質事故等分類表

事故分類	事故類型	分類の説明	事故例
水質事故	①悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	汚水管に水質基準を超過した汚水等の悪質下水が流入したことが原因で、処理場からの放流水の水質が基準に適合できなかった事故	・民間施設より許容限度を超過した有害物質等が汚水管に流入したことが原因で、処理場からの放流水の水質が基準を超過した事故
	②悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	汚水管に水質基準を超過した汚水等の悪質下水が流入したが、処理場からの放流水の水質が基準に適合できた事故。	・民間施設より許容限度を超過した有害物質等が汚水管に流入したが、処理場における処理等で放流水の水質が基準を超過しなかった事故
	③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	設備の故障や誤操作等により、処理場からの放流水の水質が基準に適合できなかった事故	・反応槽のプロア故障により、放流水の水質が基準を超過した事故 ・最終沈殿池より、汚泥が流出し、放流水の水質が基準を超過した事故
	④雨水管からの悪質下水の流出	雨水管に汚水や油等が流入し、河川や海などに流出した事故	・民間施設より重油が漏れ、雨水管に流入し、河川に流出した事故 ・排水設備の誤接続により、汚水が雨水管に流入し、河川に流出した事故
	⑤下水道施設からの下水等の流出	管路施設の破損等により、下水や汚泥等が道路などに流出した事故	・管渠の破損により、海へ汚水が流出した事故 ・マンホールポンプが停止し、マンホールから汚水が道路に溢水した事故 ・管渠内が油脂類等により閉塞し、マンホールから汚水が溢水した事故
	⑥その他事故(①～⑤以外の事故)	①～⑤に分類されない水質等に関わる事故	・管渠内で硫化水素が発生し、異臭騒ぎ
その他案件	—	人身・水質事故に分類されない案件	・処理場内の除草作業で発生した刈草が車のマフラーの熱で発火した案件。 ・中継ポンプ場へ侵入され、窓ガラスを割られた案件 ・施設設備損傷が発生したが、迅速な対応を行った為、水質事故とはならなかった案件。

維持管理事故(人身事故)に関する事故災害報告書

第 報

現在

都道府県名	事業者	事業種別	現在		
			公共下水道 流域下水道	特公下水道 都市下水路	特環下水道 その他
事故災害の状況					
発生日時			発生経緯 及び 内容 (事故原因)		
発生場所					
罹災者	(所属・氏名)	(性別)			
		(年齢)			
	従事作業				
	(被害状況)				
事故類型	① 墜落・転落	② はさまれ・巻き込まれ	③ 飛来・落下	④ 切れ・こすれ	⑤ 転倒
	⑥ 激突	⑦ 土砂崩壊	⑧ 交通事故	⑨ 感電	⑩ おぼれ
	⑪ 火災・爆発	⑫ 公衆災害	⑬ 作業車両の横転	⑭ その他	
措置状況			事故災害状況図 (別紙添付可)		
関係官署 事故調査状況					
再発防止策	(別紙添付可)				
報道等の発表等					
備考					

維持管理事故(人身事故)に関する事故災害報告書

第○報		(最終)		▲最終報告の場合、(最終)と記入		18:00		現在		
都道府県名	○○県	事業者	△△市	事業種別	<input type="radio"/> 公共下水道	特公下水道	特環下水道	<input type="radio"/> 流域下水道	都市下水路	その他
事故災害の状況										
発生日時	平成29年4月1日 15:00頃			▲請負業者等の場合、会社名(○次下請)と追記		発生時の作業状況(作業内容、保安器具等の状況、天候等)、事故発生原因、事故内容について、できる限り詳細に記入				
発生場所	△△市 □□処理場									
罹災者	(所属・氏名)		(性別)		発生経緯及び内容(事故原因)					
	自治体職員 下水三郎		男							
	従事作業		38							
放水水質調査										
(被害状況)										
▲事故類型説明シートを参考に該当する類型に○		右手中指骨折(全治4週間)								
事故類型	<input type="radio"/> ① 墜落・転落	<input type="radio"/> ② はさまれ・巻き込まれ	<input type="radio"/> ③ 飛来・落下	<input type="radio"/> ④ 切れ・こすれ	<input type="radio"/> ⑤ 転倒					
	<input type="radio"/> ⑥ 激突	<input type="radio"/> ⑦ 土砂崩壊	<input type="radio"/> ⑧ 交通事故	<input type="radio"/> ⑨ 感電	<input type="radio"/> ⑩ おぼれ					
	<input type="radio"/> ⑪ 火災・爆発	<input type="radio"/> ⑫ 公衆災害	<input type="radio"/> ⑬ 作業車両の横転	<input type="radio"/> ⑭ その他						
措置状況	▲事故発生直後からの措置状況を時系列に記入。				事故災害状況図 (別紙添付可)					
関係官署 事故調査状況	労働基準監督署、警察、他部局等の調査状況を記入				▲再発防止策を記入					
再発防止策	(別紙添付可)									
報道等の発表等		有無を記入								
備考										

<参考>

人身事故分類表

事故種別	事故類型	事件事例
死亡事故	① 墜落・転落	人が建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段等から落ちることをいう。乗っていた場所がぐずれ、動揺して墜落した場合を含む。交通事故を除く。感電して墜落した場合には感電に分類する。
	② はさまれ・巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態でつぶされ、ねじれる等をいう。交通事故は除く。
	③ 飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。切断片、切削粉等の飛来、その他自分のもっていた物を足の上に落とした場合を含む。
	④ 切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
	⑤ 転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづきまたはすべりにより倒れた場合をいう。感電して倒れた場合には感電に分類する。
	⑥ 激突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合、物が主体となって人にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械などとともに激突した場合、つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合も含む。交通事故は除く。
負傷事故	⑦ 土砂崩壊	土砂等がぐずれ落ちまたは崩壊して人にあたった場合をいう。
	⑧ 交通事故	交通事故のうち道路交通法適用の事故をいう。事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。
	⑨ 感電	帯電体に触れ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。
	⑩ おぼれ	水中に墜落し、または流されておぼれた場合をいう。
	⑪ 火災・爆発	火災の発生、爆発の発生による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても火災、爆発に起因している場合、火災・爆発に分類する。
	⑫ 公衆災害	第三者に危害を与えてしまった場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、被災者が第三者である場合、公衆災害に分類する。
	⑬ 作業車両の横転	作業車両の横転による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、作業車両の横転に起因する場合、作業車両の横転に分類する。
	⑭ その他	①～⑬に分類できないもの。

事務連絡
平成 29 年 4 月 3 日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当チームリーダー

） 殿

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道施設が起因する道路陥没の情報提供について

近年、下水道管路の老朽化等に起因する道路陥没事故が年間に約 3,300 件発生しており、中には、第三者が巻き込まれるなど重大な事故に繋がる道路陥没も発生しているところです。国土交通省としては、特に社会的影響が大きいと思われる道路陥没について、早期に把握する必要があることから、道路陥没事故が発生した場合の報告について、下記のとおり要領を定めましたので、平成 29 年 4 月以降については、本要領に定めた手順により報告をお願いいたします。

記

1. 情報提供対象とする道路陥没

- 死亡または死亡に至る恐れのある重大事故
- 罹災者が複数人に及ぶ大規模な事故
- 第三者（民間人）が絡む事故
- メディアで報道される又は報道発表が必要となる重大事故

2. 様式

- ・別添の【様式 1】【様式 2】に必要事項を記入の上ご報告をお願いします。

3. 添付資料

- ・図面（平面図、断面図、ポンプ場からの圧送管布設距離が把握可能な図面）、写真（道路陥没状況、作業状況、老朽管の状況、復旧状況）、新聞記事等

4. その他

- 第1報は速やかに情報を把握（新聞報道やTV報道前）するため、当日中に報告することとし、その際には本省、地方整備局等に同時に報告すること。また、第1報の添付資料は陥没状況の写真添付程度で情報提供。（その他図面、詳細な写真等については可能な範囲で事故発生日に提出。）
- 第2報は新聞報道内容の事実関係について自治体に確認した結果や、復旧状況、追加調査結果等とする。
- 第3報以降（最終報告）は現場追加調査状況、最終復旧（管更生完了等）の情報提供。
- 【様式1】については速やかに、【様式2】については最終報告時点での提出をお願いする。

事 務 連 絡

平成 31 年 4 月 15 日

日本下水道事業団

総務課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課課長補佐

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」
の円滑な施行に向けて

標記について、内閣府及び厚生労働省より別添のとおり周知がありました。貴法人におかれましても、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成三十年法律第九十九号。）の附帯決議の趣旨を踏まえ、業務の状況に応じ、労働環境の確保に関し適切な御配慮をいただきますよう、お願いいたします。

平成31年4月16日

北海道知事 殿

国土交通省水管理 ・ 国土保全局長

「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」の改正について

「下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件」（昭和46年建設省告示1705号）が今般改正されたことに伴い、「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」（昭和62年8月1日付け都下企第36号）を下記のように改正し、平成31年度予算に係る国の補助金等から適用するので遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしく願います。

記

次の各号すべてに該当する市町村の分流式の公共下水道に係る主要な管渠の範囲は、別表に定めのあるものについては、同表に定める基準によることとする。

- 一 告示第6項の別表に基づき算定した場合における当該市町村の平成26年度以降の各年度の補助対象率の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。

北海道下水道担当部長 殿

国土交通省水管理 ・ 国土保全局下水道部
下水道事業課長

公共下水道に係る主要な管渠の範囲の取扱いについて

公共下水道に係る主要な管渠の範囲については、平成31年4月16日付け国
水 下 事 第 2 号 国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 長 通 達 「 公 共 下 水 道 に 係 る 主 要 な
管渠の範囲について」の改正について」（以下「局長通達」という。）により通
知したところであるが、その取扱いについては下記によることとしたので、遺憾
のないよう取り計らわれない。

なお、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方よろ
しく願います。

記

1. 局長通達の別表は、「下水道法施行令24条の2第1項第1号及び第2号
並びに第2項の規定に基づき定める件」（昭和46年建設省告示第1705
号）の第6項第1号の規定を踏まえ設けたものである。
2. 局長通達の一、二における「補助対象率」は、分流式の污水管きよに係るも
のみの補助対象率であり、1市町村で公共下水道と特定環境保全公共下水
道の両事業を実施している場合には、両事業につき合算した補助対象率とする。
3. 局長通達の一、二における「補助対象率」は、市町村に複数の処理区が存在
する場合は、原則としてこれらを合計した補助対象率を算定し、適用の可否を
定めることとする。ただし、処理区毎に第1種、第2種及び第3種の区分の適
用が異なる場合、種別毎に補助対象率を算定し、適用の可否を定めることとす
る。

4. 局長通達の一、二における「補助対象率」の計算にあたっては、以下に係る事業費を除くものとする。
- ア) 新市街地関連として実施されるもの
 - イ) 下水道総合地震対策計画に位置づけられた分流式の污水管渠に係るもの
(国土交通省告示別表に定める基準により補助対象となるものを除く。)
 - ウ) 下水道未普及解消重点整備計画に位置づけられたもの
 - エ) 効果促進事業
5. 局長通達の一、二における「平成26年度以降の各年度」は、局長通達別表を適用しようとする年度の前年度までである。
6. 局長通達の一における補助対象率の「算定」に用いる別表は、平成30年度以前については平成25年改正別表(国土交通省告示第492号)を、平成31年度以降については平成31年改正別表(国土交通省告示第498号)をそれぞれ適用するものとする。
- なお、局長通達別表が適用された年度についても、補助対象率の「算定」の際には国土交通省告示別表を適用するものとする。

附 則

「下水道未普及解消重点支援制度における公共下水道に係る主要な管渠の取扱いについて」(平成21年4月1日付け国都下事第500号)は廃止する。

事 務 連 絡

平成31年4月19日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

P R T R 制度における届出及び化学物質管理計画の策定について

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下化管法という)に基づき、一定の要件を満たす下水道事業者は、第一種指定化学物質等取扱事業者として、下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の下水道終末処理施設からの排出量を把握し、毎年度6月30日までに、国土交通大臣に届け出なければなりません。

つきましては、P R T R 制度の確実な運用を図るため、「化管法の対象となる下水道事業者判定フロー」(別紙1)に基づき、届出の必要性の有無を確認し、届出に万全を期すようお願いいたします。詳細は、「化管法の対象となる下水道事業者とその責務」(別紙2)を参照して下さい。

また、届出に際しては、「P R T R 届出提出前の確認事項」(別紙3)に基づき、届出内容の確認をお願いいたします。

なお、下水道事業者の届出の一部については、紙面又は磁気ディスクによる届出が行われているところですが、特に紙面による届出の事務処理には多くの労力を要し支障となっています。P R T R 届出事務全体の効率化の観点から、「電子届出の促進について」(別紙4)を参照し、原則、インターネットブラウザによる電子届出を活用いただきますようお願いいたします。

さらに、下水道における化学物質リスク管理の初期対応では、化学物質管理計画が必要であることから、下水道終末処理施設を設置する下水道事業者のうち化学物質管理計画を未策定の団体においては、「化学物質管理計画の策定」(別紙5)を参照し、早期に策定していただくようお願いいたします。なお、日常業務を体系的に整理しとりまとめることで、容易に化学物質管理計画を策定できる簡易様式(別紙6)を作成しましたので参考として下さい。

今後、化学物質管理計画の策定状況についてフォローアップしていきますのでよろしく願います。

各都道府県においては、貴管内の下水道事業を実施している市町村(政令市を除く)に対して、この旨周知方よろしく願います。

連絡先 国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付 永末
tel:03-5253-8432 E-mail: nagasue-s255@mlit.go.jp

事務連絡
平成31年4月22日

都道府県下水道担当課長殿
政令指定都市下水道担当部長殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部流域下水道計画調整官

大腸菌調査(全国調査)の実施について

日頃より下水道行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今年の全国下水道主管課長会議でお伝えしたとおり、環境省において、新たな環境基準項目として大腸菌数の導入の検討が進んでいます。

環境基準に設定されれば、水質汚濁防止法に基づく排水基準項目の追加及び下水道法施行令第6条(放流水の水質の技術上の基準)の改正について検討する必要があります。

そこで、昨年度に引き続き、全国の終末処理場での大腸菌数の実態調査を下記のとおり実施しますので、ご協力の程お願い致します。

また、各都道府県においては、貴管内市町村に対し周知して頂きますよう、お願い致します。なお、詳細な調査方法等については、後日、改めて事務連絡を発出する予定です。

記

1. 測定箇所：流入下水、一次処理水、消毒前処理水、放流水
2. 測定回数：7月～9月中に1回(雨水の影響の少ない時)
3. 測定方法：大腸菌数：平板培養法
その他の項目：下水試験法
4. 測定項目：水温、pH、SS、アンモニア性窒素、BOD、COD、大腸菌数、大腸菌群数、残留塩素濃度(遊離残留塩素、全残留塩素)
5. 備考：本調査に係わる費用は、各都道府県・市町村・事務組合等のご負担となりますので、予算措置等の程宜しくお願いします。
6. 問い合わせ先：
国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付 伊勢
電話：03-5253-8432 E-mail：ise-t2n6@mlit.go.jp

事務連絡
平成31年4月23日

各都道府県、政令指定都市 担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室 課長補佐
下水道部流域管理官付 課長補佐
海 岸 室 企画専門官

水害（洪水、雨水出水、津波又は高潮）ハザードマップの作成について（再周知）

日頃より水防行政にご理解ご協力賜りありがとうございます。

平成30年7月豪雨では、あらかじめ行政が想定していた浸水想定区域内等で災害が発生し、住民に避難を促す情報も数多く発信したにもかかわらず、避難行動につながらなかった地域もあり、各地域で多くの被災者を生むこととなりました。この教訓を踏まえて、国土交通省は地方公共団体、各種メディアの関係者等と連携し、「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」を立ち上げ、災害リスク情報の効果的な発信に努めております。また、「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（平成30年12月 中央防災会議防災対策実行会議）では、ハザードマップ等により想定される災害リスクの周知を徹底することの重要性が改めて報告されたところです。

水害が発生した場合には、住民だけでなく一時的に地域に滞在する通勤者や旅行者なども被災するおそれがあるため、ハザードマップの地図面等に表示する浸水深等の閾値や配色は災害の種別を問わず、各市町村間で統一することが望ましいと考えております。

つきましては、すべての利用者にとってわかりやすいハザードマップ等が作成されるよう別紙のとおり各種マニュアル等を公表しておりますので、関係市町村にも周知のうえ、ご活用いただくようよろしくお取りはからいください。

【問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室

課長補佐	相澤（内線 35439）
課長補佐	望月（内線 35454）
津波水防係長	西（内線 35457）
水防企画係長	竹下（内線 35456）

TEL：03-5253-8460（直通）

下水道部流域管理官付

課長補佐	長谷川（内線 34323）
水害対策係長	中田（内線 34314）

TEL：03-5253-8432（直通）

海岸室

企画専門官	小川（内線 36322）
津波・高潮対策係長	田中（内線 36324）

TEL：03-5253-8471（直通）

ハザードマップ等の作成にあたっては、下記資料等をご参照ください。

項目	手引き・マニュアル	相談先
ハザードマップ	水害ハザードマップ作成の手引き（平成 28 年 4 月） http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/suigai_hazardmap_tebiki_201604.pdf	水防企画室 TEL: 03-5253-8460

（参考）浸水想定区域図等作成マニュアル

項目	手引き・マニュアル	相談先
洪水	洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）（平成 27 年 7 月） http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/pdf/manual_kouzui_shinsui_1710.pdf	水防企画室 TEL: 03-5253-8460
雨水出水	内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（平成 28 年 4 月） http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/pdf/souteizu_manual.pdf	下水道部 TEL: 03-5253-8432
津波	津波浸水想定の設定の手引き（平成 31 年 4 月） http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kaigan/tsunamishinsui_manual.pdf	海岸室 TEL: 03-5253-8471
高潮	高潮浸水想定区域図作成の手引き（平成 27 年 7 月） http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kaigan/takashioshinsui_manual.pdf	海岸室 TEL: 03-5253-8471

(地方整備局等下水道担当課長経由)
都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課課長補佐 村岡 正季

平成 31 年度下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業について (周知)

下水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

下水汚泥のバイオガス化・固形燃料化等によりエネルギー利用することが可能ですが、生ゴミや刈草、家畜糞尿等の地域で発生するバイオマスを集約することで、効率的なエネルギー利用が可能となるとともに、地域の資源循環を生み出し、地域の雇用創出も期待されます。

これらの取組の案件形成を支援するため、国土交通省は、昨年度に引き続き、「下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業」を以下のとおり実施します。本事業は、実績を有する地方公共団体職員や国土交通省及び関係省庁職員等を派遣し、助言や意見交換等を実施するものです。また、併せて下水処理場における地域バイオマス受入に関する、国土交通省及び関係省庁等への各種質問・相談を対象としたメール窓口も設置いたします。

つきましては、下記の要領で支援対象団体の公募の受付をいたしますので、下水道事業者におかれましては、積極的なご活用のご検討をお願い申し上げます。

都道府県下水道担当部(局)におかれましては、貴管下の下水道事業者等への情報提供を併せてお願い申し上げます。

記

1. 事業概要

(1) 下水道エネルギー拠点化コンシェルジュの派遣

募集期間：2019年4月25日(木)～5月24日(金) 17:15 必着

募集要領：国土交通省下水道部 HP に掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000411.html

(2) メール窓口による個別相談

下水道エネルギー拠点化 メール窓口

本業務事務局(三菱総合研究所) gesui_biomass@ml.mri.co.jp

2. 参考

昨年度の実績 <http://www.mlit.go.jp/common/001282913.pdf>

地域バイオマスに関するパンフレット <http://www.mlit.go.jp/common/001232781.pdf>

【問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課資源利用係長 岡内啓悟

TEL：03-5253-8427

E-mail：okauchi-k24j@mlit.go.jp

令和元年5月30日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付
流域下水道計画調整官

下水再生水等の活用の推進について

下水道は都市内の汚水、雨水を集約しており、その処理水（下水再生水）や雨水を用途に応じた水資源として活用することにより、健全な水循環の維持、回復や資源の有効活用に貢献することができます。また、渡良瀬川流域や吉野川流域など、近年取水制限が行われた地域では渇水問題が顕在化しており、下水再生水の活用が期待されていると考えられます。

このため、下記に注意の上、下水再生水等の一層の活用を推進していただくようお願いします。

各都道府県においては、貴管内の下水道事業を実施している市町村（政令市を除く）に対して、この旨周知方よろしくお願いします。

記

1. 「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」を踏まえ、下水再生水や雨水利用の積極的な活用に努めること。この際、多くの関係者及び市民への広報に努めるとともに、下水再生水等の水質及び水質に応じた利用用途などの利用上の注意について適切に周知されるよう十分に配慮すること。
2. 特に近年、取水制限が行われている地域等では、より一層、下水再生水の供給等に努めること。その際、実際に渇水が発生してから対応するのではなく、日頃から関係者と情報を共有し、下水再生水の供給可能箇所や供給方法等に関する積極的な周知を図ること。また、平成29年に国土交通省が公表した「渇水時等における下水再生水利用事例集」を参考に、下記の点についても留意の上、既存の再生水の場内利用設備の一般への開放などできるだけ短期間で対応可能な暫定的な再生水供給方法についても検討すること。

- ・場内の安全の確保（場内交通、取水時の転落防止等）
- ・取水者・取水量等の記録
- ・取水ポンプや電源の確保（場内にはない場合は取水者が自ら持参する旨を通知）
- ・再生水水質、用途の目安の提示、飲用不可であることを明示
- ・取水時や再生水利用時の事故等の責任の明確化
- ・既存の協定等(河川維持用水等)に抵触しないことの確認
- ・恒常的に再生水の供給を行う場合は吐口調書等の事業計画の変更が必要

(参考)

■下水処理水の再利用水質基準等マニュアル

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040422/05.pdf>

■渇水時等における下水再生水利用事例集

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000529.html



市民への配布（給水施設の設置）



道路・公園等の樹木等への散水



工事現場等の清掃用水



農業用水



消火用水

国水下企第3号
国水下事第7号
国水下流第1号
令和元年5月31日

各都道府県知事 殿
各指定都市の長 殿
地方共同法人 日本下水道事業団理事長 殿
独立行政法人 都市再生機構理事長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部長

出水期における都市浸水被害の軽減対策等に関する下水道施設の管理について

出水期における下水道施設の管理等については、都市浸水被害の軽減のため、平成27年に水防法及び下水道法の改正を行ったところであり、関係部局等とも連携を図りつつ、下記事項及び「出水対策について」（令和元年5月16日国水防第8号）に留意の上、遺漏のないよう、お願いしたい。また、昨年7月豪雨の教訓を踏まえ設置された「都市浸水対策に関する検討会」で提言された、浸水被害激化への対応と下水道システムの機能確保に向けて強化すべき施策の推進を図られたい。

特に、近年の災害等により、下水道施設に大きな被害が生じているところについては、十分な対応を図られたい。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願いたい。

記

1. 下水道施設の点検等について

(1) 雨水を排除するための下水道施設（管きょ、ます、マンホール、樋門、伏越し、雨水調整池及びポンプ場・処理場）については、施設の損傷の有無の確認等に加え、次の諸事項に留意の上、点検及び整備を行い、雨水排除に支障が予想される場合には、速やかに土砂の除去その他適切な措置を講ずるよう願いたい。また、道路側溝、水路等の下水道以外の雨水排除に係る施設についても、管理者と連携の上、適切に対応願いたい。

- ア. 管きよ
 - ・土砂等の堆積状況
- イ. ます
 - ・落葉、ごみ等の付着状況
 - ・土砂等の堆積状況
- ウ. マンホール
 - ・蓋と枠の連結部（蝶番等）の劣化状況
- エ. 樋門
 - ・ゲートの開閉状況
- オ. 伏越し
 - ・土砂等の堆積状況
- カ. 雨水調整池
 - ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況
 - ・機能に影響を与える土砂等の堆積状況
 - ・安全柵等の損傷状況
- キ. ポンプ場・処理場
 - ・ポンプ及び自家発電設備の作動状況
 - ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況

- (2) 低地に設置されている処理場、ポンプ場については、想定浸水高さや既往最高内水位、堤防高を考慮の上、所定の耐水性が確保されているか点検するとともに、浸水のおそれがある場合には、機器等の設置高さの変更や、扉の水密化等により、浸水に対応できる構造とするとともに、燃料供給体制を確保するなど、迅速な復旧作業に必要な措置を講ずるようお願いしたい。
- (3) 短時間での大量の雨水流入による急激な水位上昇時にもポンプやゲート等を確実に操作できるよう、操作手順の再確認、訓練・研修の実施等の措置を講ずるようお願いしたい。
- (4) 下水道施設に被害が発生した際、迅速な被害状況の把握や、復旧方法の検討に活用できるように、設計図書の適切な保管を徹底されたい。

2. 豪雨時における体制確保等について

- (1) 迅速に初動体制を整えるため、事前に緊急時における職員の配置体制（特に、夜間・休日の配置体制）を確認するとともに、複数の気象情報提供機関からの降雨予測データを活用するなど、気象情報の収集に努めるようお願いしたい。
- (2) 豪雨時には、浸水被害が予想される地区の巡視等により、状況の早期把握に努めるようお願いしたい。また、その際には防災事務に従事する者の安全確保に留意をお願いしたい。
- (3) 豪雨後には、速やかに浸水被害の有無やその程度、下水道施設の被災の有無やその程度等を十分に把握願いたい。また、浸水被害や下水道施設の被災がある場合は、適切な

対応を図られたい。

- (4) 発災後の調査、応急復旧等にあたっては、被災した地方公共団体の体制だけでは困難な場合があることから、他の地方公共団体連携した支援体制の構築や、民間企業等との協定締結など、適切な対応を図られたい。

3. 水防体制の強化について

- (1) 豪雨時に、人員及び水防資機材の動員、情報の収集、緊急連絡、適切な水防工法の実施等が迅速かつ効果的に行えるよう、関係機関等と十分情報交換をするようお願いしたい。
- (2) 水防資機材の点検整備又は手配方法の確認を十分行い、緊急事態に備えるとともに、危険度の高い地域においては、排水ポンプ車や仮設ポンプの準備等の措置を講ずるようお願いしたい。
- (3) 病院や地下街等の施設の浸水を防止するため、施設管理者が取組む止水板設置などの対策について、下水道浸水被害軽減総合事業を活用するなど、支援の充実をお願いしたい。
- (4) 企業等の浸水被害軽減や早期の業務再開に資する BCP 作成を支援するため、必要な防災情報の提供に努めるようお願いしたい。
- (5) 平成 27 年に改正した水防法において、内水に係る下水道施設の水位情報の通知・周知制度、想定される最大規模降雨に対応する浸水想定区域制度を創設しており、地下街等が発達している区域に存する排水施設等については、検討の上、速やかに、水位周知下水道へ指定するとともに、その浸水想定区域の指定・公表を行うようお願いしたい。

4. 地域住民等への防災情報の提供、防災意識の啓発について

- (1) 内水ハザードマップの作成や、雨量、管きょ内水位、ポンプ運転状況等の情報の把握・提供に係るシステム等の整備に努めるとともに、住民や地下街等の重要な施設の管理者への情報提供を充実するようお願いしたい。
- (2) 過去の水害を事例に、防災教育や防災訓練を実施するなど、住民自らが浸水リスクを適切に理解できる取り組みを行うようお願いしたい。
- (3) 豪雨時に発現した下水道施設の整備効果については、住民への速やかな情報提供に努めるようお願いしたい。
- (4) 大規模な水災害が発生する場合も想定し、発災前の段階における防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施するため、時間軸に沿ったタイムライン（時系列の防災行動計画）等を事前に準備するなど、関係機関等との連携の強化を図られたい。

5. 地下街・地下鉄及び接続ビル等の浸水対策について

地下街・地下鉄及び接続ビル等の浸水は、電気施設の停電や地下空間の天井までの冠水による人的被害の発生等、大きな被害を生じるおそれがあることから、「地下街・地下鉄及び接続ビル等における内水に係る防災・減災対策の推進について」（平成 27 年 8 月 27

日国水 downstream 第 40 号) において、地下街・地下鉄及び接続ビル等の管理者等と連携して次のことに努めるよう通知しているが、引き続き十分な対応を図られるようお願いしたい。

- (1) 避難確保計画・浸水防止計画の作成及び公表の支援
- (2) 地下空間の浸水に対する危険性の事前周知及び啓発
- (3) 地下街・地下鉄及び接続ビル等の管理者への管きょ内水位の情報等の的確かつ迅速な伝達
- (4) 防災体制の確保
- (5) 地下空間への雨水流入の防止等浸水被害軽減対策の推進

6. 出水期間中の工事等について

- (1) 雨水が流入する下水道管きょ内における工事、調査及び維持管理作業等（以下「管きょ内工事等」という。）については、出水期間中は極力避けるものとし、出水期間中にやむを得ず管きょ内工事等をする場合には、事故防止対策を十分講ずるとともに、管きょ内水位の急激な上昇のおそれがあるような場合には速やかに管きょ内工事等を中止する等の措置を講ずるようお願いしたい。なお、現場特性に応じた工事等の中止基準・再開基準の設定や迅速に退避するための対応等について、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」にとりまとめているので、参考にされたい。
- (2) 工事等の実施にあたっては、工事仮設物が河川等の洪水流下機能を阻害するなどにより、浸水被害を助長することがないよう留意願いたい。

7. 都道府県知事による重大な浸水被害を防止するための指示について

都道府県知事は、公衆衛生上重大な危害が生じるような浸水被害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、下水道法第 37 条第 1 項の規定に基づき、下水道管理者に対し必要な指示を行うことができることに留意し、適切に対応願いたい。

以 上

< 参考資料 >

- ・「都市浸水対策に関する検討会」

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000587.html

- ・「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000021.html

事務連絡
令和元年6月12日

各都道府県、関係政令都市
河川担当課長 殿
下水道担当課長 殿
(以上、各地方整備局等経由)

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 

下水道部 流域管理官付 課長補佐 

100mm/h 安心プランの登録申請について

100mm/h 安心プランについては、平成31年4月1日付 国水治第184号、国水下事第77号において、実施要領を改定したところですが、今年度の登録申請受付期間については、以下の期間とします。

また、登録にあたっては、円滑な登録手続きを進めるためにも、別紙の登録の流れに基づき、下記受付期間前に本省を含む関係機関との事前調整を終えた上で登録申請がされるよう、お願い致します。なお、受付期間は、原則として第1期及び第2期のみと致しますが、特段の理由によりこれに間に合わない場合については、個別にご相談ください。

記

1. 受付期間

第1期	令和元年 8月 1日～令和元年 8月 30日
第2期	令和元年10月 1日～令和元年10月 16日
(予備)	令和元年12月 2日～令和元年12月 17日

2. 問合せ先

北海道開発局	地方整備課、都市住宅課
各地方整備局	地域河川課、都市整備課、都市・住宅整備課
沖縄総合事務局	流域調整課、建設産業・地方整備課

3. その他

様式は、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。
<http://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/index.html>

事 務 連 絡

令和元年6月18日

北海道開発局 低潮線保全官
都市事業管理官
各地方整備局 河川管理課長
下水道担当課長
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課長
都道府県・政令指定都市 河川管理担当課長
下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課河川保全企画室 課長補佐

下水道部流域管理官付 課長補佐

移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除の推進について

近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や都市化の進展等に伴い、浸水被害が多発している。平成30年7月豪雨では西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的豪雨が発生し、その結果、多数の死者・行方不明者と3万棟近い家屋被害に加え、都市中心部でのライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。

これを受けて、平成30年12月13日に社会資本整備審議会より答申された「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」（以下、「答申」という。）において、緊急的に実施する対策の一つとして、社会経済被害を最小化し、中心市街地や重要拠点等の機能確保を図るため、「排水先の河川の水位が低く、水位予測によっても河川の水位上昇が見込まれない場合などは、予備ポンプや移動式ポンプ等を活用して効果的な内水排除を推進すること」が示されている。

答申を踏まえ、河川管理者及び下水道管理者は、社会経済被害の最小化に向け相互に連携し、「出水時における排水ポンプ場の運転調整について」（平成13年6月27日 国河治第五二号）「出水時における排水ポンプ場の運転調整等について」（平成13年6月27日 国都下流第一六号）に基づく運転調整ルールを設定を前提として、移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除に向けた運転ルールを適切に定められたい。

都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知願いたい。

国水下企第16号
令和元年7月1日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等下水道担当部長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長
(公印省略)

「下水道処理施設維持管理業者登録規程」の一部改正について

今般、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法第2条に基づき、工業標準化法（昭和24年法律第185号）が規定する用語のうち、「日本工業規格」等の用語が改正されることとなった。

これに伴い、別添のとおり、令和元年6月28日付け国土交通省告示第233号により、「下水道処理施設維持管理業者登録規程」（昭和62年建設省告示第1348号）を一部改正して、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める等の措置を行い、同年7月1日から施行することとしたので通知する。

なお、都道府県におかれては、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

国水下企第 17 号
令和元年 7 月 1 日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等下水道担当部長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長
(公印省略)

「昭和 62 年建設省告示第 1350 号」の一部改正について

今般、技術士法施行規則（昭和 59 年総理府令第 5 号）の改正に伴い、昭和 62 年建設省告示第 1350 号で引用する技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験の選択科目の名称が「廃棄物・資源循環」に変更となった。

これに伴い、別添のとおり、令和元年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 246 号により、「昭和 62 年建設省告示第 1350 号」の一部を改正して、技術士法による第二次試験の選択科目の名称を「廃棄物・資源循環」に改め、選択科目の名称が「廃棄物・資源循環」に変更される以前の技術士法による第二次試験の合格者を、「廃棄物・資源循環」に変更された後の技術士法による第二次試験の合格者と同等に扱うよう措置し、同年 7 月 1 日から施行することとしたので通知する。

なお、都道府県におかれては、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

事 務 連 絡
令 和 元 年 7 月 2 日

日本下水道事業団
会計課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課課長補佐

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

令和元年10月1日に消費税率（地方消費税率を含みます。）が8%から10%に引き上げられます。消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）が制定・施行されているところです。

今般、別添1「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（令和元年6月付け 20190522 中第3号 公取取第44号 経済産業大臣・公正取引委員会委員長名）、並びに、別添2「「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」等の周知・広報への御協力をお願い（協力依頼）」（令和元年6月27日付け 消表対第285号 消費者庁表示対策課長名）が関係事業者等宛てに発出されております。

つきましては、別添1及び別添2の趣旨を踏まえ、消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な価格転嫁を着実に行うよう要請します。

事務連絡
令和元年7月3日

都道府県下水道担当課長殿
政令指定都市下水道担当部長殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当課長等経由)
独立行政法人 都市再生機構下水道担当課長殿
日本下水道事業団計画課長殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について

標記について、下記の通り運用するので適切な事業執行方お願いします。

各都道府県にあっては管内関係市町村（政令指定都市を除く。）へ周知していただくようお願いします。なお、「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について（平成29年7月28日付け下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）」及び「下水道管きよの更生工法に係る個別協議の運用について（平成28年1月18日付け下水道事業課企画専門官事務連絡）」は廃止とします。

記

更生工法による管きよ改築に関する交付対象は、(1)～(5)の要件をすべて満たすものとして、当面の間、運用します。

- (1) 更生による改築が必要であり、改築時点において交付対象である既設管であること
- (2) 既設管について維持修繕基準等に基づき適正な維持管理が行われていたこと
- (3) 更生を行う管きよの下水道ストックマネジメント計画が策定されていること（ただし、下水道総合地震対策事業に基づく下水道総合地震対策計画等、他の事業制度に基づく計画に位置づけられた事業は、あらためて下水道ストックマネジメント計画に位置づける必要はない。また、下水道長寿命化支援制度に基づく下水道長寿命化計画の取扱いについては、別途、「下水道ストックマネジメント支援制度及び下水道長寿命化支援制度の運用について（平成28年4月1日下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）」による。）
- (4) 更生範囲が少なくとも1スパン(人孔間)以上であること

- (5) 更生工法の種類毎に、別表1に定める基準等に準拠して設計・施工されるものであること。なお、別表1に基づくものでない場合については、国土交通省と個別に協議を行ったものであること。

当該個別協議にあたり、公益財団法人日本下水道新技術機構が実施する建設技術審査証明事業に基づく建設技術審査証明書を取得しているなど、一定の技術的知見が蓄積されていると認められる工法（以下、「第三者認定工法」という。）を採用する場合については、第三者認定工法を採用しようとする現場条件に対し、当該工法が建設技術審査証明書等を取得した際の評価項目及び要求性能等を照らし合わせた結果、当該工法の適用可能性があると判断される場合については、その根拠を示した書面等をもって個別協議を行うことができる。

以上

別表 1

工法種類	定 義	条 件	適用すべき基準等	備 考
反転工法	熱または光等で硬化する樹脂を含浸させた材料を、既設マンホールから既設管内に反転加圧させながら挿入し、既設管内で加圧状態のまま樹脂が硬化することで管を構築するもの	自立管として設計するものであること	管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2017年版(公社)日本下水道協会)	左記の基準の適用開始時期は別表2のとおり なお、適用開始時期までは旧基準を適用できるものとする
形成工法	樹脂を含浸させたライナーや硬化性の連続パイプを既設管内に引き込み、水圧または空気圧等で拡張・圧着させた後に硬化することで管を構築するもの	自立管として設計するものであること	管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2017年版(公社)日本下水道協会)	
製管工法	既設管内に硬質塩化ビニル材等をはめ合わせながら製管し、既設管との間にモルタル等を充填することで管を構築するもの	自立管及び複合管として設計するものであること	管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2017年版(公社)日本下水道協会)	
鞘管工法	工場で製作した二次製品を更生材として使用する工法であり、材料に日本工業規格等の基準が定められているもの	自立管として設計するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・日本工業規格 (JIS) ・日本下水道協会規格 (JSWAS) ・(公社)日本下水道協会の認定工場制度に基づく認定資器材 (I類・II類) 等 	

- (注) 1 「旧基準」とは、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (案) (平成23年12月 (社)日本下水道協会)」のことをいう。
- 2 「自立管」とは、「既設管の強度を期待しない構造の管」のことをいう。
「複合管」とは、「既設管と更生材が一体となる構造の管」のことをいう。
- 3 防食や止水等を目的に、強度を有する既設管に反転工法や形成工法で構築する二層構造管の施工等、本表に該当しないものについては国土交通省協議を行うことを必要とする。
- 4 「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2017年版(公社)日本下水道協会)」は、部分的なライニング等の修繕には適用されないこと。
- 5 下水道総合地震対策事業において管きよ更生工法により耐震化を行う場合も、本表に定める基準等に準拠して設計・施工されるものであること。

別表 2

目次項目	ガイドラインの適用開始時期				備考(対象項目)※2
	H29.7.28 から	H30年度 から※1	H31年度 から※1	別表3 による	
1.4.1 自立管の要求性能				○	要求性能への追加記載事項、現場硬化管の短期曲げ強さ定義(耐荷性能)・耐薬品性試験方法や現場硬化管(ガラス繊維なし)長期曲げ強さ試験時間の変更、引張伸び率等の追加項目
1.4.2 複合管の要求性能			○		要求性能への追加記載事項、充填材ヤング率・接合部引張強さ等の追加項目
3.4.6 地震時の荷重(複合管)		○			周面せん断力の考慮
3.4.12 耐震設計の考え方(複合管)		○			周面せん断力の考慮、地盤バネの算出方法、Csの導入
4.2.5 材料の品質管理及びしゅん工時の品質管理	○※3				耐薬品性試験方法変更(しゅん工時試験)
上記以外	○				

※1 記載時期から適用することとし、それまでは適用を猶予する期間とする。(猶予期間)

※2 備考欄の内容については、ガイドライン適用開始後対象とする項目であり、猶予期間については旧基準も適用できるものとする。ただし、「3.4.6」、「3.4.12」の対象項目の猶予期間は、旧基準のみを適用する。

※3 「4.2.5」における自立管の現場硬化管については、R3年度から適用する。

別表 3

種 別	更 生 材	ガイドラインの適用開始時期		
		H31年度 から※1	R2年度 から※1	R3年度 から※1
現場硬化管	ガラス繊維なし			○
	ガラス繊維あり		○	
密着管	—	○		
ら旋巻管	—	○		

※1 記載時期から適用することとし、それまでは適用を猶予する期間とする。(猶予期間)

事 務 連 絡

令和元年7月11日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について

これまで地震災害及び風水害発生時の下水道施設の被害報告については、「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(平成31年4月1日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡)に基づき、都道府県・指定都市の下水道部局でとりまとめの上、地方整備局等の下水道担当課を経て、下水道事業課事業マネジメント推進室まで速やかに報告をお願いしているところです。

今般、6月下旬からの大雨において、下水道施設(雨水幹線)が被害を受けたものの、当該施設を管理する部局と下水道部局との間の情報連絡が不十分であったことから、施設被害の発生から報告までに1週間近く要する事態が見受けられました。

上記の事務連絡のとおり、下水道部局において、全ての下水道施設の被害状況等について適切に情報収集できるよう情報連絡ルートの再確認及び関係部局間の情報連絡の徹底をお願いします。

また、都市浸水被害の報告については、「都市浸水被害の早期報告について」(平成29年7月14日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡)に基づき、地方整備局等の下水道担当課を経て、国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付まで速やかに報告を行うよう改めてお願いします。

各都道府県におかれましては、管内市町村に対して周知していただけますようお願いいたします。

以上

事 務 連 絡
令和元年 7 月 24 日

各地方公共団体下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

包括的民間委託に関するアンケート調査への協力について

国土交通省と（公社）日本下水道協会では、「公共サービス改革基本方針」（平成19年10月26日閣議決定）に基づき、下水道施設の維持管理における包括的民間委託を推進するため、「包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）（平成20年6月）」（以下、「マニュアル」という。）の発刊等により地方公共団体を支援してまいりました。

このたび、（公社）日本下水道協会では、このマニュアルが発刊から10年以上経過していること等を踏まえ、マニュアルを改訂して一層支援することとしており、この改訂に係る委員会には、国土交通省も委員として加わり検討を進めております。

このマニュアルの改定にあたっては、包括的民間委託に関する最新の状況をアンケート調査により把握し、その結果を参考資料として掲載することで地方公共団体における包括的民間委託の導入を更に支援することが考えられております。

つきましては、公務御多用中、誠に恐縮ではございますが、この（公社）日本下水道協会が実施する包括的民間委託に関するアンケート調査に御協力をいただきますようお願いいたします。

各都道府県下水道担当 殿
各政令指定都市下水道担当 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

標準下水道条例の改正について

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成 28 年法律第 29 号)に基づき、成年被後見人及び被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項等の適正化等を図るための措置を講ずるため、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第 37 号。以下「一括整備法」という。)が 6 月 7 日に成立し、同月 14 日に公布された。

これを受けて、内閣府から各府省宛ての事務連絡において、「政省令以下の法令等(各地方自治体に対して条例・規則等の例を示している通知も含む。)において成年被後見人等に係る欠格条項を設けているものがあり、これらの規定についても速やかに検討を行い、見直しを行う」よう依頼があり、「政省令以下の法令等における欠格条項の見直しについても、基本的には、一括整備法の整備方針を踏まえた対応」を行う方針が示された。

従来から市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として送付していた「標準下水道条例について」(昭和 34 年 11 月 18 日付け厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号)において、成年被後見人等に係る欠格条項を設けている規定等の整備を行うこととし、新たに別紙のとおり標準下水道条例を改正することとしたので、下記事項に留意のうえ、事務の参考とされたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管下市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知されたい。

記

一括整備法の整備方針では、従来の成年被後見人等に係る欠格条項について、心身の故障等がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて当該資格等からの排除の要否を判断する規定へ見直し等を行うとともに、資格等を取得した後心身の故障により業務等を適正に行うことができなくなった旨を行政庁が可及的速やかに把握できるよう必要な届出規定等を整備することとされた。

標準下水道条例についても、一括整備法の整備方針を踏まえた対応を行うこととし、当該整備方針を踏まえて、所要の改正を行うものとする。

第一 排水設備指定工事店の指定に関する成年被後見人等に係る欠格条項等の見直しについて（標準下水道条例第6条の2、第6条の3及び第6条の12関係）

1 現行の標準下水道条例第6条の3第1項第4号イは、排水設備指定工事店の指定に関する成年被後見人等に係る欠格条項であるため、整備方針に定めるとおり、「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削除する。

新たな欠格条項として「精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を同号ニとして追加する。

2 現行の標準下水道条例第6条の12は、排水設備指定工事店が市（町村）長に届け出なければならない場合について定めているところ。今回の改正に伴い、指定を受けた後に精神の機能の障害により排水設備指定工事店としての事業を適正に行うことができなくなった旨を市（町村）長が可及的速やかに把握できるようにする。加えて、必要に応じて指定の取消し又は一時停止を行うことを可能とするため、「第6条の三第一項第四号イ、ニ若しくはホのいずれかに該当するに至ったとき、」を同条に追加する。

3 その他所要の形式的改正を行う。

第二 責任技術者の登録に関する成年被後見人等に係る欠格条項等の見直しについて（標準下水道条例第6条の7関係）

1 現行の標準下水道条例第6条の7第2項第1号は、責任技術者の登録に関する成年被後見人等に係る欠格条項であるため、整備方針に定めるとおり、「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削除する。

新たな欠格条項として「精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を同項第3号として追加する。

2 現行の標準下水道条例では、責任技術者が登録を受けた後、市（町村）長に対して届け出なければならない場合について定めていないところ。今回の改正に伴い、登録を受けた後に精神の機能の障害により職務を適正に行うことができなくなった旨を市（町村）長が可及的速やかに把握できるようにする。加えて、必要に応じて登録の取消し又は効力停止を行うことを可能とするため、「責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市（町村）長にその旨を届け出るものとする。」を同条第3項として追加する。

第三 その他（標準下水道条例別添関係）

別添に定める様式について、改元に伴う所要の改正を行う。

第四 留意事項

標準下水道条例は、従来から市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として作成しているものであり、規定方法や改正のタイミング、市町村規則に委任しているもの等については、各下水道管理者における事情等を踏まえて個別にご判断いただきたい。

国水下企第49号
令和元年9月13日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長
(公印省略)

「下水道処理施設維持管理業者登録規程」の一部改正について

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)に基づき、成年被後見人及び被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項等の適正化等を図るための措置を講ずるため、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第37号。以下「一括整備法」という。)が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布された。

これを受けて、内閣府から各府省宛ての事務連絡において、「政省令以下の法令等において成年被後見人等に係る欠格条項を設けているものがあり、これらの規定についても速やかに検討を行い、見直しを行う」よう依頼があり、「政省令以下の法令等における欠格条項の見直しについても、基本的には、一括整備法の整備方針を踏まえた対応を行う方針が示された。

これに伴い、別添のとおり、令和元年9月13日付け国土交通省告示第544号により、「下水道処理施設維持管理業者登録規程」(昭和62年建設省告示第1348号)を一部改正して、第6条第1項1号の「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」について、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に表現を改めるとともに、「精神の機能の障害により下水道処理施設維持管理業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を同項第6号として新たに追加する等の措置を行い、同年9月14日から施行することとしたので通知する。

なお、都道府県におかれては、貴管下市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知されたい。

事務連絡

令和元年9月27日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐
流域管理官付 課長補佐

下水道事業分野における国土強靱化の取組推進について

地域における国土強靱化の取組を一層促進させるため、国土強靱化予算の重点化等について「国土強靱化予算の重点化等による地域の国土強靱化の取組推進について」(令和元年9月9日 大臣官房公共事業調査室、総合政策局公共事業企画調整課、国土政策局総合計画課 事務連絡)(以下、「事務連絡」という。別紙1)により通知し、国土強靱化地域計画の早期策定を推進しているところです。

今後、国土強靱化地域計画の策定を進めるに際しては、国が策定した国土強靱化基本計画(別紙2)等も参考に、下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策、ハード・ソフトによる総合的な浸水対策などを位置付けることについて、積極的に検討していただくようお願いいたします。

なお、事務連絡にあるとおり、各事業分野における防災・安全交付金の「重点化」等の具体的な内容については、現在検討中であり、後日、その内容について連絡する予定です。

各都道府県におかれましては、管内市町村(政令指定都市を除く)に周知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡

令和元年 9 月 2 7 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

風水害、地震等の災害に伴う大規模停電時における
下水道機能の維持・確保対策の徹底について

先般の令和元年台風第 15 号により、千葉県内等で大規模停電が発生し、多くの下水道施設において、自家発電設備による運転が行われた他、自家発電設備がない施設等においては、可搬式発電設備や電源車を設置する等の対応が行われました。

また、これらの対応に際しては、可搬式発電設備等の手配に時間を要し、下水道の使用自粛を要請した事例や停電の長期化に伴う自家発電設備の継続的な運転により故障が発生した事例などがあったところです。

風水害、地震等による停電等、災害時においても下水道施設の機能を維持、確保するため、ハード、ソフト両面から対策を推進していただいているところですが、引き続き「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」等に基づき、自家発電設備等の整備を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検・調査や必要な修繕、定期的な保守運転などの適切な維持管理を実施するようお願いいたします。また、可搬式発電設備や燃料供給等の手配など、下水道 B C P に基づく停電対応が迅速に実施できるよう日頃から準備、意識向上を図るようお願いいたします。

なお、下水道 B C P 策定マニュアル改訂検討委員会（2019 年）において、北海道胆振東部地震等を教訓に、大規模停電を踏まえた下水道 B C P のあり方について検討しているところであり、今回の事案も勘案しながら、早急に改訂マニュアルを策定・公表することとしています。

各都道府県におかれましては、所管施設における対策を実施していただくとともに、管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知・助言方お願いいたします。

<下水道 B C P 策定マニュアル改訂検討委員会（2019 年）の検討状況>

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000515.html

事 務 連 絡

令和元年 10 月 11 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐
流域管理官付 課長補佐

台風第 19 号の接近に伴う下水道機能の維持・確保対策の徹底について

気象庁の発表によりますと、大型で非常に強い台風第 19 号は、12 日夕方から夜にかけて、非常に強い勢力を保ったまま、東海地方または関東地方に上陸し、その後東日本から東北地方を北東へ進む見込みです。

つきましては、令和元年 10 月 9 日にも連絡したところではありますが、「出水期における都市浸水被害の軽減対策等に関する下水道施設の管理について」（令和元年 5 月 31 日付国水下企第 3 号、国水下事第 7 号、国水下流第 1 号）や「風水害、地震等の災害に伴う大規模停電時における下水道機能の維持・確保対策の徹底について」（令和元年 9 月 27 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）に留意の上、特に台風による大雨や電源喪失を念頭に置いて、非常用発電設備や雨水排水ポンプの燃料を事前に調達するとともに、可搬式発電設備・電源車等の資機材及び燃料の調達体制や施設被害が生じた際の連絡体制の確保など、十分な備えをいただくよう、改めてお願いします。

各都道府県におかれましては、所管施設における対策を実施していただくとともに、管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知・助言方お願いいたします。

事務連絡
令和元年10月16日

東京都下水道局 総務部 局務担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道施設におけるテロ対策の徹底について（依頼）

平素より下水道行政の推進について、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、天皇陛下の御即位に伴う儀式等につきましては、10月22日に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗食の儀（第1日）が、10月23日に内閣総理大臣夫婦主催晩餐会が、11月14日から15日に大嘗宮の儀がそれぞれ東京都内において執り行われる予定です。

については、天皇陛下の御即位に伴う儀式等の開催場所における下水道施設の管理及び警戒の強化など、適切な措置を講じられますようお願いいたします。



警察庁丙備一発第188号
令和元年8月19日

国土交通省大臣官房
危機管理・運輸安全政策審議官 殿

警察庁警備局長
(公印省略)

即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀等に伴う警備協力について（要請）

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、天皇陛下の御即位に伴う儀式等につきましては、10月22日に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀（第1日）が、10月23日に内閣総理大臣夫妻主催晩餐会が、11月14日から15日に大嘗宮の儀がそれぞれ東京都内において執り行われる予定です。

これらの儀式等には多数の外国要人が参列することが、祝賀御列の儀には多数の奉祝者が参列することが見込まれています。

また、これら儀式等については、極左暴力集団等による違法行為が懸念されるほか、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているなど、厳しい情勢にあり、東京都内における警戒警備の徹底はもちろんのこと、それ以外の地域においても重要施設や公共交通機関等に対するテロ等違法行為の発生を未然に防止するための対策を講ずる必要があります。

警察では、国民の理解と協力を得て、天皇皇后両陛下、皇族方及び国内外要人の身の安全をはじめとする儀式等の安全及び円滑な進行を確保するとともに、違法行為の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性に御理解いただき、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますよう要請いたします。

国土交通省に対する要請事項

○ 各省庁共通要請事項

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 天皇陛下の御即位に伴う儀式等（以下「本儀式等」という。）関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 本儀式等開催場所、宿舍周辺における小型無人機等の使用自粛
- 5 業務用車両、小型無人機等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 7 サイバーセキュリティ対策の強化

○ 個別要請事項

- 1 本儀式等開催場所、宿舍周辺における河川、道路、公園、共同溝等の管理及び警戒の強化並びにその要請
- 2 工事資機材、工事用火薬類等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡徹底並びにその指導等
- 3 放射性物質等の運搬に関する管理の強化の指導等
- 4 公共交通機関におけるポスター、放送等を通じた旅客への不審者（物）発見時の協力要請の指導
- 5 公共交通機関及び関連施設に対する警戒警備の強化の指導
- 6 船舶及び港湾施設に対する警戒警備の強化の指導
- 7 航空機、空港及び航空保安施設に対する警戒警備の強化及びその指導
- 8 鉄道ケーブル等交通運行上重要な物件に対する警戒警備の強化の指導
- 9 ハイジャック等防止対策の徹底及びその指導

- 10 小型航空機・小型船舶所有者等に対する管理強化の指導及び本儀式等開催場所、宿舎周辺における飛行・航行自粛要請
- 11 航空法及び小型無人機等飛行禁止法に係る要請
 - 本儀式等開催期間中について、本儀式等開催場所、宿舎周辺の上空における無人航空機の飛行自粛及び飛行させる場合の警察への連絡に係る協力の要請
 - 空港等における訪日外国人等に対する航空法及び小型無人機等飛行禁止法の積極的広報
 - 個別事案発生時等における無人航空機の飛行許可・承認に係る警察からの照会への24時間即時対応体制の確保
- 12 本儀式等開催場所、宿舎周辺における緊急走行時の110番通報及びその要請
- 13 重要インフラ事業者等に対する自主警備体制及びサイバーセキュリティ対策の強化の指導
- 14 本儀式等開催場所、宿舎周辺において国土交通省が管理する公園内での小型無人機等の飛行に係る警察への協力
- 15 レンタカー事業者団体に対する借受人への本人確認や使用目的聴取の徹底、不審点を認めた場合の警察への通報等の指導
- 16 住宅宿泊事業者等に対する宿泊者名簿への記載等の徹底の指導
- 17 祝賀御列の儀開催日の駅構内における雑踏事故防止に向けた指導
- 18 祝賀御列の儀の沿道における環境整備の推進
- 19 高速道路における交通規制等警備諸対策への協力

※ 下線の事項は、即位礼正殿の儀、饗宴の儀（第1日）及び内閣総理大臣夫妻主催晩餐会に伴う警備協力要請事項です。

事 務 連 絡

令和元年 10 月 17 日

関係県下水道担当課長 殿
関係政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐
流域管理官付 課長補佐

被災した雨水ポンプ場の応急対応について

気象庁の発表によれば、18日から19日にかけて東北地方と東日本では、低気圧や前線の影響でまとまった雨となり、低気圧の発達程度等によっては大雨となるところがあるとされています。

つきましては、今般の台風第19号による浸水被害により、排水機能の停止・低下等が生じた雨水ポンプ場の応急対応について、排水ポンプ車や仮設ポンプの準備等の措置を講ずるとともに、住民や避難所等防災拠点の施設管理者へ速やかな情報提供及び避難体制の構築など、十分な備えをいただくよう、改めてお願いします。

なお、各地方公共団体で排水ポンプ車等の確保が難しい場合は、国土交通省までご相談願います。

各県におかれましては、所管施設における対策を実施していただくとともに、管内市町村(政令指定都市を除く)に対して周知・助言方お願いいたします。

事 務 連 絡

令和元年 10 月 21 日

関係県下水道担当課長 殿
関係政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐
流域管理官付 課長補佐

被災した雨水ポンプ場の応急対応について

気象庁の発表によれば、台風第 20 号が九州の南東海上にあり、日本の南に停滞している前線には台風周辺の暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となっています。そのため、21 日から 22 日にかけて静岡県や関東甲信地方、東北地方では、低気圧や前線の影響で広い範囲で雨となり、22 日未明から昼過ぎにかけて静岡県や関東地方では雷を伴って激しく振るところがあるとされています。

つきましては、今般の台風第 19 号による浸水被害により、排水機能の停止・低下等が生じた雨水ポンプ場の応急対応について、排水ポンプ車や仮設ポンプの準備等の措置を講ずるとともに、住民や避難所等防災拠点の施設管理者へ速やかな情報提供及び避難体制の構築など、十分な備えをいただくよう、改めてお願いします。

なお、各地方公共団体で排水ポンプ車等の確保が難しい場合は、国土交通省までご相談願います。

各県におかれましては、所管施設における対策を実施していただくとともに、管内市町村(政令指定都市を除く)に対して周知・助言方お願いいたします。

事務連絡
令和元年10月28日

各都道府県 下水道主管部長 殿
各政令指定都市 下水道主管局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付流域下水道計画調整官

内水ハザードマップの作成促進について

近年、全国各地で記録的な豪雨が頻発し、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等により甚大な浸水被害が発生したが、一方で浸水被害があった市区町村のうち内水ハザードマップを作成していない市区町村も見受けられた。

については、未だ内水ハザードマップを作成していない市区町村においては、内水ハザードマップを早期に作成されるようお願いする。特に、床上浸水など甚大な浸水被害が発生した地区、下水道浸水被害軽減総合事業を実施する地区、地下空間利用が高度に発達している地区などを有する、内水ハザードマップの早期作成が必要な市区町村については、重点的に作成を進めるべきと考えている。

また、既に作成済みの市区町村においては、防災訓練や防災教育での活用など、継続的に住民の理解を促進するとともに、作成後の降雨状況等を踏まえ、適切に内水ハザードマップを見直すようお願いする。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村（政令指定都市を除く）に対して周知するとともに、作成等の促進をお願いする。

(参考)

・水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html

事 務 連 絡
令和元年 11 月 8 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

令和元年台風第 19 号に係る下水道施設の災害復旧工事等の取扱いについて

今般の台風第 19 号による広い範囲での甚大な被害の発生に際し、被災地における災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施をはかる観点から、工事等の一時中止に係る措置や随意契約の活用及びその際の繰越の適切な実施等、災害復旧事業において講ずべき施策について、別添資料の通り、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から事務連絡が発出されております。

各位におかれましては、下水道施設に係る災害復旧工事等について適切に取り扱い頂いているところと思いますが、別添資料を参考に、引き続き被災地の状況も踏まえつつ、災害対応を含む円滑な発注及び実施体制の確保に取り組まれるようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和元年 11 月 13 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 課長補佐（事務）
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道整備事業の実施における水道管等の移設補償費の算定について

標記については、「下水道整備事業の実施における水道管等の移設補償費の算定について(平成 11.10.27 都市局下水道部公共下水道課長補佐(事務)事務連絡)」により、適切な対応をお願いしているが、今般、会計検査院から内閣に送付された平成 30 年度決算検査報告において、不適切な事例が掲記されたところである。

水道管等の移設補償費を算定する場合、建設費については、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」第 8 条で、「既存公共施設等の機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行われる場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用(土地代及び建設雑費その他通常要する費用を除く。)から、既存公共施設等の処分利益及び既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分を控除した額を補償するものとする。ただし、既存公共施設等が国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものである場合においてやむを得ないと認められるときは、その限度において、既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分の全部又は一部を控除しないことができる」こととなっている。

しかしながら今般、一部の地方公共団体において、やむを得ないとする明確な理由なく財産価値の減耗分を全く控除しない事態や、一部のみを控除して水道管等の移設補償を行った事態が見受けられた。

については、検査報告の内容に十分留意し、今後かかる事態を重ねて生ずることのないよう関係職員に周知徹底を図るとともに、関係法令の遵守、適切な補償費の算定、関係部局における積算審査の徹底になお一層努め、適正かつ効率的な予算執行をお願いする。

公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱第8条（建設費）

第8条 既存公共施設等の機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行なわれる場合には、当該公共施設等を建設するために必要な費用（土地代及び建設雑費その他通常要する費用を除く。）から、既存公共施設等の処分利益及び**既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分を控除**した額を補償するものとする。ただし、既存公共施設等が国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものである場合においてやむを得ないと認められるときは、その限度において、既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分の全部又は一部を控除しないことができる。

2 既存公共施設等の機能回復が当該既存公共施設等を移転することによっても行なうことができる場合において、前項の規定により算定した額が次条本文の規定により算定した額をこえるときは、同項の規定にかかわらず、同条本文の規定により算定した額を補償するものとする。



補償額＝代替施設の建設費－既存施設の処分利益－**既存施設の財産価値減耗分**

公共補償基準要綱の運用申し合せ第7第2項（減耗分の算定方法）

- 2 本条第1項に規定する既存公共施設等の財産価値の減耗分は、原則として、次式の定額法により算定した額を標準として定めるものとする。

$$D_n = C \left\{ (1 - R) \frac{n}{n + n'} \right\}$$

D_n ……経過年数 n 年間における減耗分相当額

C ……**既存公共施設等の復成価格**

R ……耐用年数満了時における残価率

n ……既存公共施設等の廃止時点までの経過年数

n' ……既存公共施設等の廃止時点からの残存耐用年数

（以下省略）



復成価格全体を対象として算出（工事費の一部を対象として算出しないこと）

公共補償基準要綱の運用申し合せ第7第4項（減耗分の負担が困難な場合）

4 **本条第1項ただし書**は次に掲げるところにより取扱うものとする。

一 国、地方公共団体に準ずる団体とは、公社、公団その他政府関係機関、公益事業者及び村落共同体等とする。

二 やむを得ないと認められるときは、財産価値の減耗分の全部又は一部に対応する費用の支出が困難となる次のような場合等とする。

(1) 地方公共団体が管理する既存公共施設等であつて、当該公共施設等に係る決算が継続的に赤字状況にある等、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合

(2) 村落共同体等が管理する既存公共施設等であつて、当該団体が減耗分相当額の資金調達力を有しない等と認められる場合

【解説】

- ・ (1) の「決算」は概ね3ヶ年以上の実績で判断すべき



決算書等により赤字の程度や財政規模等を個別に調査、勘案し判断すべき

事務連絡
令和元年12月18日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

事業マネジメント通信簿(Gレポ)の公表について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道事業におけるストックマネジメント、地震対策、未普及対策、浸水対策の促進を図るため、これらの取組状況について数値化(見える化)した各種通信簿を公表してきました。

今般、平成30年度末時点の状況を取りまとめ、「事業マネジメント通信簿(Gレポ)」として公表しましたのでお知らせいたします。

事業マネジメント通信簿は、自己評価と客観的数値による評価指標により自らの立ち位置が見える化したもので、事業の進捗や、他団体との比較による自己評価を行うことで、注力すべき事業の政策判断に活用していただくことなどを期待しています。今回新たに公表した事業マネジメント通信簿では、これまで公表してきた4つの施策ごとに数値化した結果をレーダーチャート形式にて見える化したほか、5段階評価の根拠となる評価項目ごとの詳細な結果について確認できるようになりました。

各地方公共団体においては、下水道事業の持続性向上に向けて、積極적으로ご活用いただきますようお願いいたします。

<事業マネジメント通信簿の公表アドレス(下水道全国データベース内)>

<https://portal.g-ndb.jp/portal/report/> (一般公開用)

<レーダーチャート・評価項目の詳細結果(下水道全国データベースログインページ内)>

<https://portal.g-ndb.jp/portal/>

※ 上記トップページよりログインしてご確認ください。

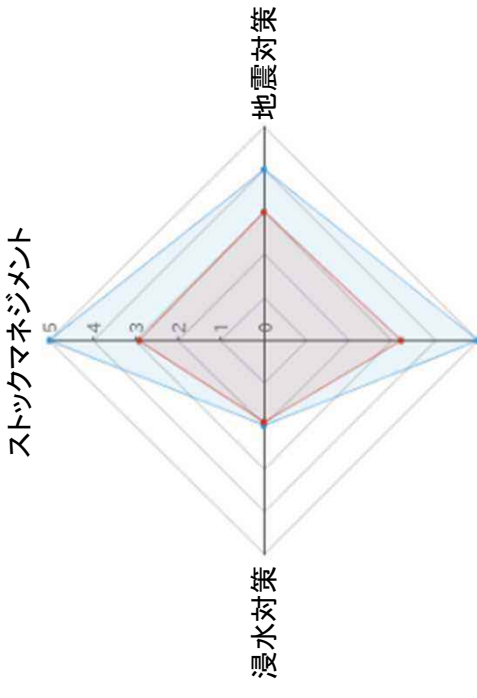
事業マネジメント通信簿(Gレポ)について

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室

事業マネジメント通信簿(Gレポ)とは

- 「ストックマネジメント」「地震対策」「未普及対策」「浸水対策」「浸水対策」の促進を図るため、これらの取組状況について数値化(見える化)したものです。
- 持続的な事業運営に向けて、地方公共団体の取組を一体的・総合的に評価できる仕組みを構築。
- 自己評価と客観的数値による評価指標により、自らの立ち位置を見える化。
- 自らの事業の進捗や、他団体との比較による自己評価を行うことで、注力すべき事業の政策判断に活用。

通信簿による見える化と他団体との比較



未普及対策

- 《事業マネジメント通信簿の考え方》
 単一の指標によるランキングではなく、多角的な評価項目により数値化し、各施策の取組状況を総合的に点数化。
- ストマネ: ストックマネジメント計画の策定状況だけでなく、実施フローにおける各ステップの実施状況も点数化。
 - 地震対策: 耐震化率だけでなく、BCPの見直しや訓練の実施状況も点数化。
 - 未普及対策: 汚水処理普及率だけでなく、進捗率や効率的な未普及対策事業の採用も点数化。
 - 浸水対策: ハード対策・ソフト対策の取組に加え、メリハリのある計画策定の取組も点数化。

評価結果の例

科目	評価項目	評価結果	評価点数	科目点数	判定				
ストックマネジメント	①. 全施設を対象とした管理区分を設定済み	○	10	100	5				
	②. 全施設を対象としたリスク評価・優先順位を設定済み	○	10						
	③. ①と②を踏まえた点検・調査の基本方針を策定済み	○	10						
	④. ①と②を踏まえた修繕・改善の実施計画を策定済み	○	10						
	⑤. ③に基づき点検・調査を実施中	○	20						
	⑥. ④に基づき修繕・改善を実施中	○	20						
	⑦. ①～④を事業計画に反映済み	○	10						
	⑧. ①～④をストックマネジメント実施方針やストックマネジメント計画等に反映済み	○	10						
地震対策	重要な幹線等の耐震化率	46%	14	67	4				
	処理場の耐震化率 揚水・消毒・沈殿施設総数	12	13						
	処理場の耐震化率 揚水・消毒・沈殿耐震化済み施設数	5							
	処理場の耐震化率	42%	30						
	下水道BCPの見直し時期 H29未まで(実績)	○							
	下水道BCPの見直し時期 H30未まで(実績)	○							
	下水道BCPの見直し時期 H31以降(予定)	○	10						
	下水道BCPIに基づく訓練実施時期 H30未まで(実績)	○							
	下水道BCPIに基づく訓練実施時期 H31以降(予定)	○							
	汚水処理人口普及率	99.7%	5						
基礎評価	5								
進捗評価	-								
未普及対策	未普及対策事業の採用	-	0	0	5				
	メリハリのついた計画策定	策定に未着手							
	下水道法事業計画	○				30			
	効率的な取組	×				0			
	(小計)					30			
	計画	重要対策地区の取組				重要対策地区を定めていない	0	38	2
		一般地区の取組				35%	20		
		(小計)					20		
		浸水実績、計画降雨、既往最大降雨等に基づくハザードマップの作成				○	15		
		想定最大降雨に基づく浸水想定区域を指定し、ハザードマップへ反映				×	0		
ハザードマップを活用した訓練を実施していること		○	10						
水位の周知		×	0						
止水板の設置や土のう等の活用方法、雨水貯留・浸透に関する市民への案内を実施		○	15						
上記の取組に関する補助金等のメニューや土のうステーション等の予算措置を実施		○	15						
防災教育		○	10						
(小計)		65							

- スtockマネジメントへの取組状況を簡易的に把握するため、国土交通省が定めたその時点で達成することが望ましい複数の質問への回答を数値化したもの。
- スtockマネジメントへの取組状況に関する自己診断や他団体との比較を通じての各地方公共団体での自発的な取組の促進、取組レベルの底上げに繋がることを期待。

通信簿の概要

国交省が現段階で
求める取組水準
の達成状況を質問

自己申告による
回答を数値化

通信簿の判定	
1	20点未満
2	20点以上40点未満
3	40点以上60点未満
4	60点以上80点未満
5	80点以上

通信簿の質問項目

- ① 全施設を対象とした管理区分の設定
- ② 全施設を対象としたリスク評価・優先順位の設定
- ③ ①と②を踏まえた点検・調査の基本方針の策定
- ④ ①と②を踏まえた修繕・改築の実施計画の策定
- ⑤ ③に基づく点検・調査の実施
- ⑥ ④に基づく修繕・改築の実施
- ⑦ ①～④を事業計画への反映
- ⑧ ①～④をストックマネジメント計画や実施方針への反映

チェックシートによる回答内容の確認

- ・ 第三者による確認を行うため自己申告の内容について下記によりチェック
都道府県・政令市分は地方整備局がチェック
市町村分は都道府県がチェック

チェックシート

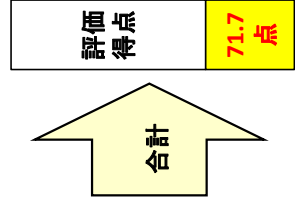
評価項目	該当する(「1」を記入)と回答した理由 ※該当しない項目は記載不要	備考 (記載例)	整備局 又は 都道府県 のチェック欄
① 全施設を対象とした管理区分を設定済み	○月○日に提出のストックマネジメント計画に記載	○月○日に提出のストックマネジメント計画に記載 (未提出の場合は具体的に記載) ○を時期に具体化、 △を事後保全、 △をその他は状態監視保全 など 『左に入らない場合は、別紙に記載』	
② 全施設を対象としたリスク評価・優先順位を設定済み	別紙のとおり	○月○日に提出のストックマネジメント計画の立案時リスク評価や優先順位を基に点検頻度を設定。 (未提出の場合は具体的に記載) ○は×××によりリスク評価を基盤 など 『左に入らない場合は、別紙に記載』	
③ ①と②を踏まえた点検・調査の基本方針を策定済み		○月○日に提出の事業計画に記載 (未提出の場合は具体的に記載) ○は10年に1回点検 △は20年に1回点検を実施 など 『左に入らない場合は、別紙に記載』	
④ ①と②を踏まえた修繕・改築の実施計画を策定済み		○月○日に提出の事業計画に記載 (未提出の場合は具体的に記載) 緊急度が○のものに改築の対象とし、 ○年～△年で、概ね△×km改築予定 など 『左に入らない場合は、別紙に記載』	
⑤ ③に基づく点検・調査を実施中		今年度もしくは今後の、点検や調査の予定を記載して、実施中であることを説明 など	
⑥ ④に基づく修繕・改築を実施中		今年度の修繕や改築の予定を記載して、実施中であることを説明 改築の予定がないと判断した場合は、その理由を記載して、実施中であるが現段階では改築対象がないことを説明 など	
⑦ ①～④を事業計画に反映済み		○月○日に反映済の事業計画を提出 など	
⑧ ①～④をストックマネジメント計画やストックマネジメント実施方針に反映済み		○月○日に反映済のストックマネジメント計画を提出 別紙のとおりストックマネジメント実施方針を作成済み など	

- 各地方公共団体の下水道事業における地震対策の取組状況を簡易的に把握するため、管渠及び処理場の耐震化率や下水道BCPの見直し実施状況、BCPに基づく訓練の実施状況を数値化したもの。
- 各地方公共団体において、取組状況の自己診断や他団体との比較等に活用されることで、地震対策の取組促進に繋がることを期待。

評価得点の算出

○ 処理場管理のある団体

評価項目	重要な幹線等の耐震化率	処理場の耐震化率	下水道BCPの見直し時期	下水道BCPに基づく訓練実施時期
評価得点の算定方法	重要な幹線等の耐震化率 × (30点)	処理場の耐震化率 × (30点)	H29末まで(実績)⇒30点 H30末まで(実績)⇒20点 H31以降(予定)⇒0点	H30末まで(実績)⇒10点 H31以降(予定)⇒0点
(例)A団体	83% ⇒ 24.9点	56% ⇒ 16.8点	H30末まで(実績)⇒20点	H30末まで(実績)⇒10点

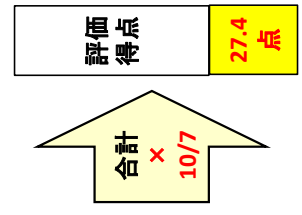


通信簿の判定

通信簿	
評価得点	通信簿
20点未満	1
20点以上40点未満	2
40点以上60点未満	3
60点以上80点未満	4
80点以上	5
60点以上80点未満	4

○ 処理場管理のない団体

評価項目	重要な幹線等の耐震化率	処理場の耐震化率	下水道BCPの見直し時期	下水道BCPに基づく訓練実施時期
評価得点の算定方法	重要な幹線等の耐震化率 × (30点)	処理場の管理なし	H29末まで(実績)⇒30点 H30末まで(実績)⇒20点 H31以降(予定)⇒0点	H30末まで(実績)⇒10点 H31以降(予定)⇒0点
(例)B団体	64% ⇒ 19.2点	—	H31以降(予定)⇒0点	H31以降(予定)⇒0点



通信簿	
評価得点	通信簿
20点未満	1
20点以上40点未満	2
40点以上60点未満	3
60点以上80点未満	4
80点以上	5
20以上40点未満	2

- 未普及対策への取組状況を簡易的に把握するため、汚水処理人口普及率や進捗率、未普及率への取組状況を基に数値化したもの。
- 未普及対策への取組状況の自己診断や他団体との比較に活用され、地方公共団体において、より一層自発的な取組が促進されることを期待。

①基礎評価

- 平成30年度末の汚水処理人口普及率を用いた評価を基礎点とする。

基礎点	汚水処理人口普及率
5	98%以上
4	95%以上98%未満
3	90%以上95%未満
2	70%以上90%未満
1	70%以上

②進捗評価

- 平成29年度末から平成30年度末までの進捗率に応じて加点を行う。

加 点	進捗率
+1	1.5%以上

※基礎評価「5」の市町村には反映しない

③未普及対策事業の採用

- 官民連携事業、クイックプロジェクトのどちらかを採用している場合は加点する

加 点	官民連携orクイックプロジェクト 対象市町村
+1	

※官民連携事業の場合は、取組に着手していれば加点の対象とする。

クイックプロジェクトの場合は、平成30年度において採用している場合は加点の対象とする。

※基礎評価「5」の市町村には反映しない

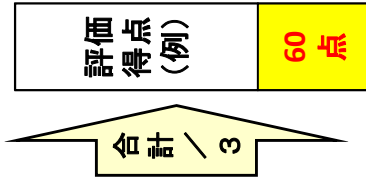
総合評価：「①基礎評価」＋「②進捗評価」＋「③未普及対策事業の採用」

事業マネジメント通信簿「浸水対策」

- 各地方公共団体における「メリハリをつけた計画の策定状況」、「ハード対策」、「水害リスク情報の周知等に関するソフト対策」の取組状況を数値化したもの。
- メリハリをつけた計画の策定を通じ、「再度災害防止」に加え「事前防災・減災」や「選択と集中」の観点から、浸水リスクを評価・把握し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進することを期待。

評価得点の算出

大項目	中項目	内容	配点		得点 (例)
			項目別	小計	
計画	メリハリをつけた計画策定	メリハリをつけた計画の策定状況	60	100	70
	下水道法事業計画	事業計画の策定状況	30		
	効率的な取り組み	河川事業や、街づくりとの連携を図った取り組み	10		
ハード対策	重要対策地区の取り組み	重要対策地区における整備済面積	60	100	50
	一般地区の取り組み	一般地区における整備済面積	40		
ソフト対策	内水HM	内水ハザードマップの策定状況とハザードマップを活用した訓練の実施	30	100	60
	水位の周知	下水道施設の水位を周知する取り組みの実施	30		
	自助・共助の推進	止水板の設置や土の活用方法、雨水貯留・浸透に関する市民への案内または助成を実施	30		
	防災教育	水害に関する防災教育の実施	10		



通信簿	
評価得点	通信簿
20点未満	1
20点以上40点未満	2
40点以上60点未満	3
60点以上80点未満	4
80点以上	5
60点以上80点未満	4

メリハリをつけた計画とは、浸水リスク等を踏まえ
 ①どこを → 重点地区、一般地区等を区分
 ②どの程度 → 目標降雨
 ③いつまでに → 段階的な整備方針、事業費を検討し、必要に応じて主要な施設計画を見直して策定する計画。

配点の合計は300点とし、合計を1/3して100満点とする。

- 都道府県別及び事業者別の評価点数及び5段階評価の一覧(PDF版)は下水道全国データベースのTOPページ(誰でも閲覧可能)で公開。
- 評価項目ごとの詳細な結果についてはログインページ内にて閲覧が可能。



下水道全国データベース

システム稼働時間
平日 8:00 ~ 21:00

国・地方公共団体
ログイン

登録会員
ログイン

一般公開版は
こちら

新規会員登録は
こちら

リーダーチャート 評価項目の詳細

下水道全国データベースとは

持続可能な下水道事業に向けた地方公共団体支援のツールとして
主に以下に示す3つの機能を提供するもの

1. 調査登録機能
国交省の調査及び下水道統計等の調査作成依頼から収集までをシステム化したもので、経年的にデータを蓄積
2. 分析機能 (詳細はこちら) [民間企業向けのマニュアルはこちら]
登録データで算出した指標の表やグラフを作成するもの。他団体等との比較により、特徴(強み・弱み)の把握が可能
日本下水道協会運営の災害サイトと連携した災害時支援
3. クラウドシスマネジメント (試験運用中)

国・地方公共団体版 : 機能1 ~ 3全ての機能の利用が可能

登録会員版 : 機能2(分析機能)のみ利用が可能

一般公開版 : 機能1 ~ 3の利用はできないが、一覧表で作成した下水道に関するデータが閲覧可能

お知らせ

2019.12.18	事業マネジメント通信簿 (Gレボ) を公開しました
2019.11.15	管まよ管理延長を公開しました。
2019.10.21	S M計画策定状況を更新しました
2019.09.30	経営状況の見える化を更新しました
2019.08.09	サポートデスク対応についてのお知らせ 8/13 (火) ~8/15 (木)
2019.07.11	S M計画策定状況を更新しました
2019.07.10	平成28年度下水道統計を更新しました
2019.07.02	S M計画策定状況を更新しました
2019.05.17	重要指標を更新しました
2019.04.24	システム停止のお知らせ 4/27 (土) ~5/6 (月)

1 ページ >>

下水道データ集

事業計画

事業マネジメント通信簿 (Gレボ)

ベストプラクティス集

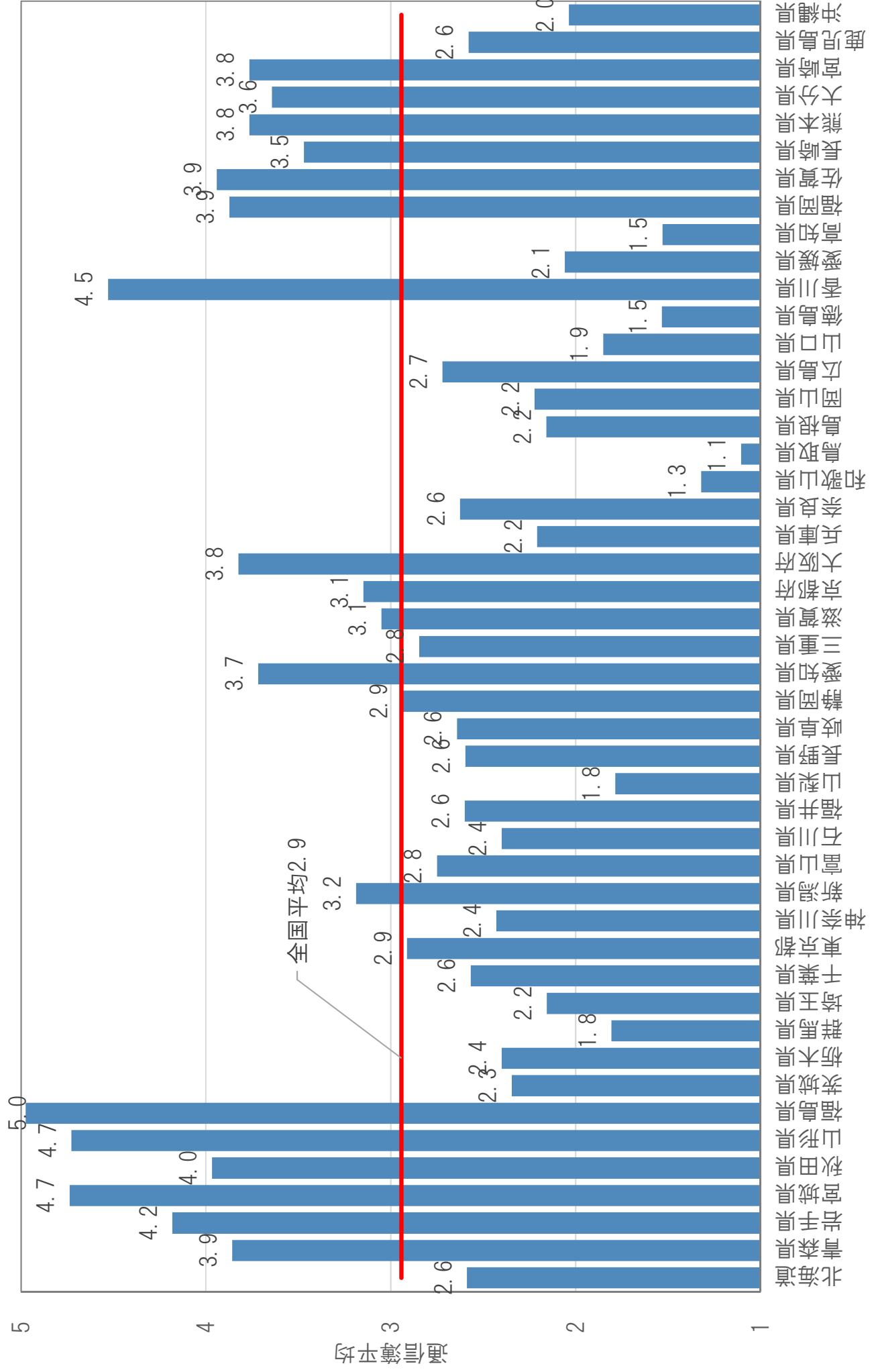
都道府県及び
事業者別一覧

下水道管路メンテナンス年報

経営状況の見える化



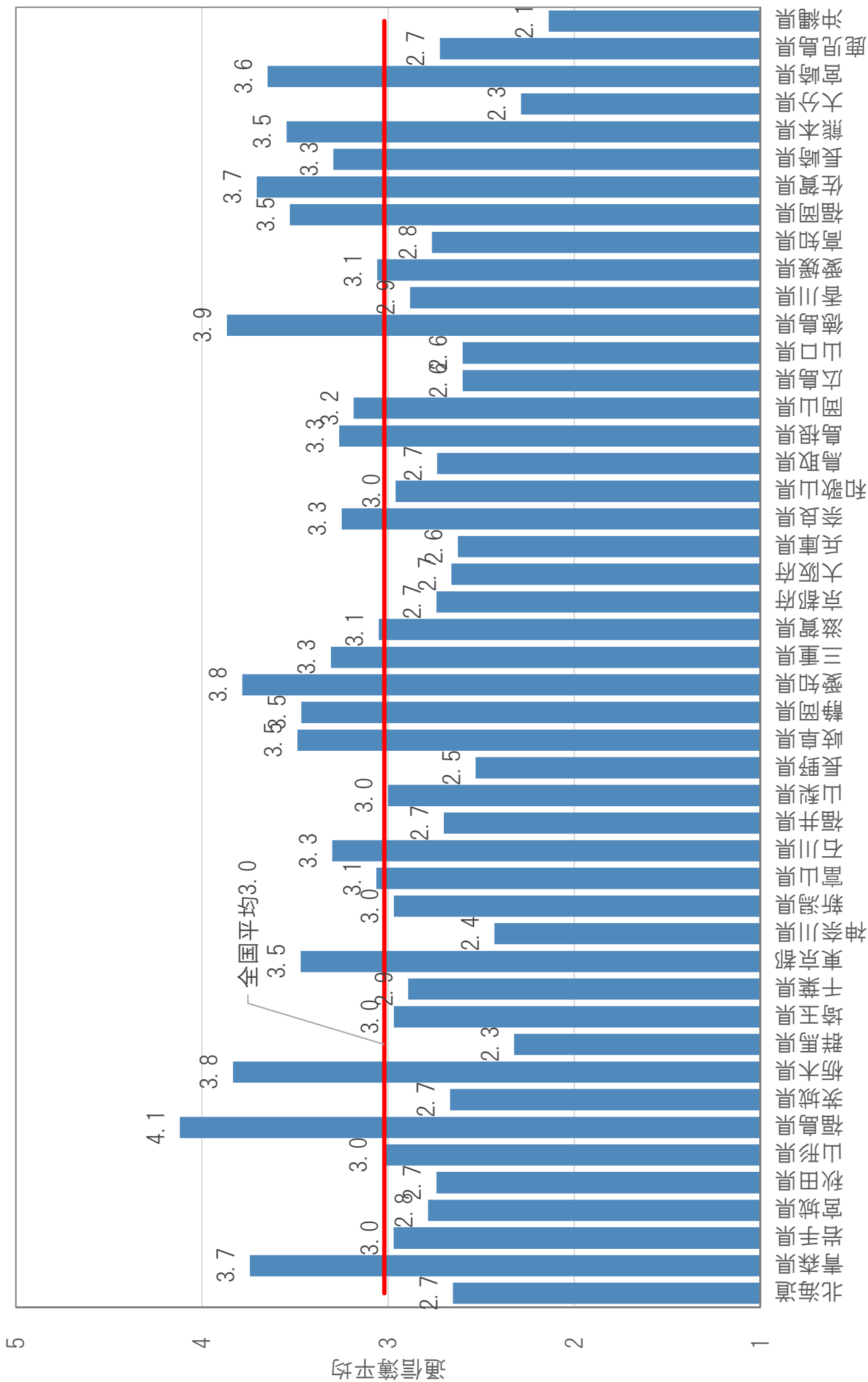
GLEポ「ストックマネジメント」都道府県別平均値



都道府県名

※団体ごとの5段階評価結果を単純平均したもの

GLEポ「地震対策」都道府県別平均値

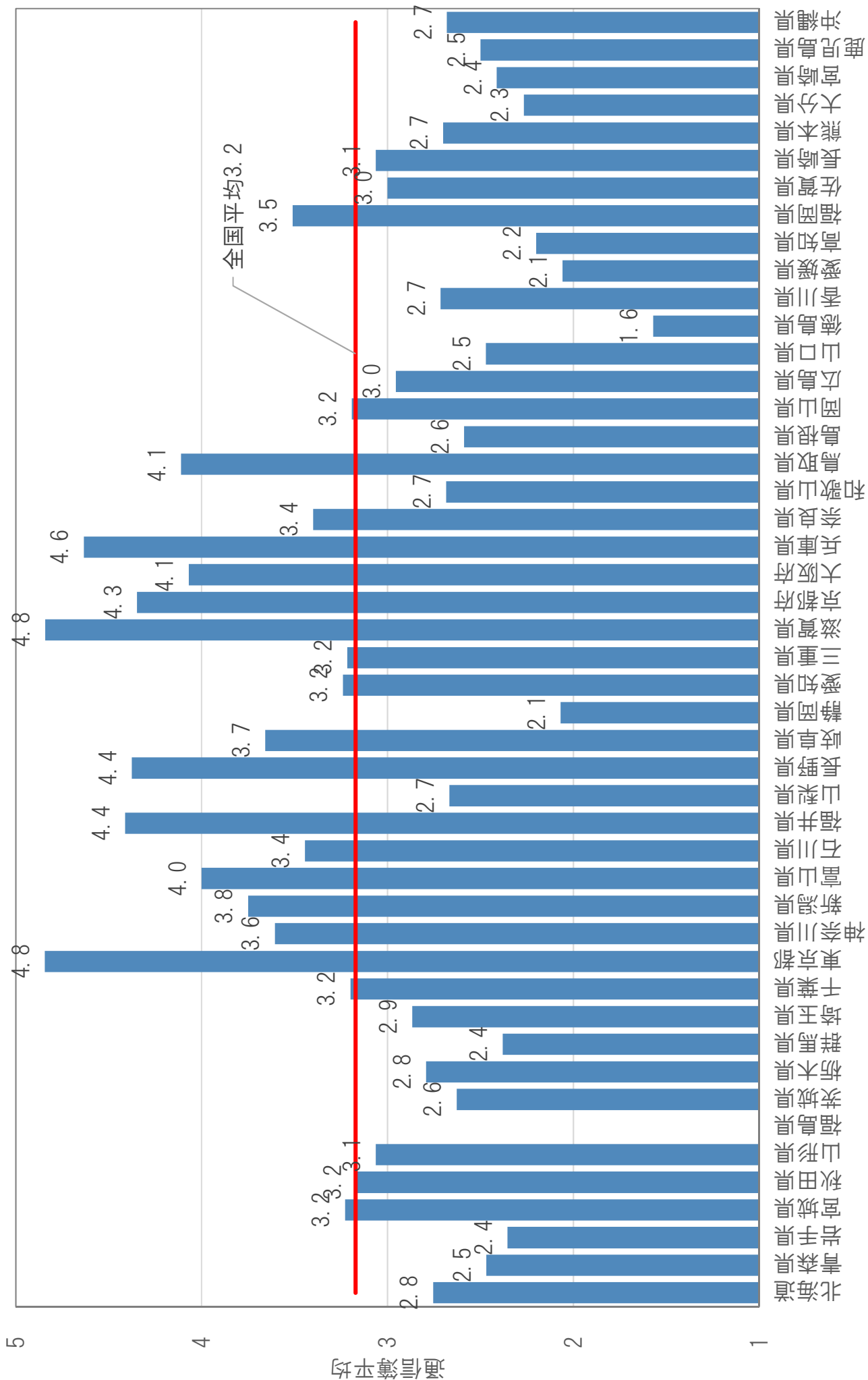


都道府県名

※団体ごとの5段階評価結果を単純平均したもの



GLポ「未普及対策」都道府県別平均値

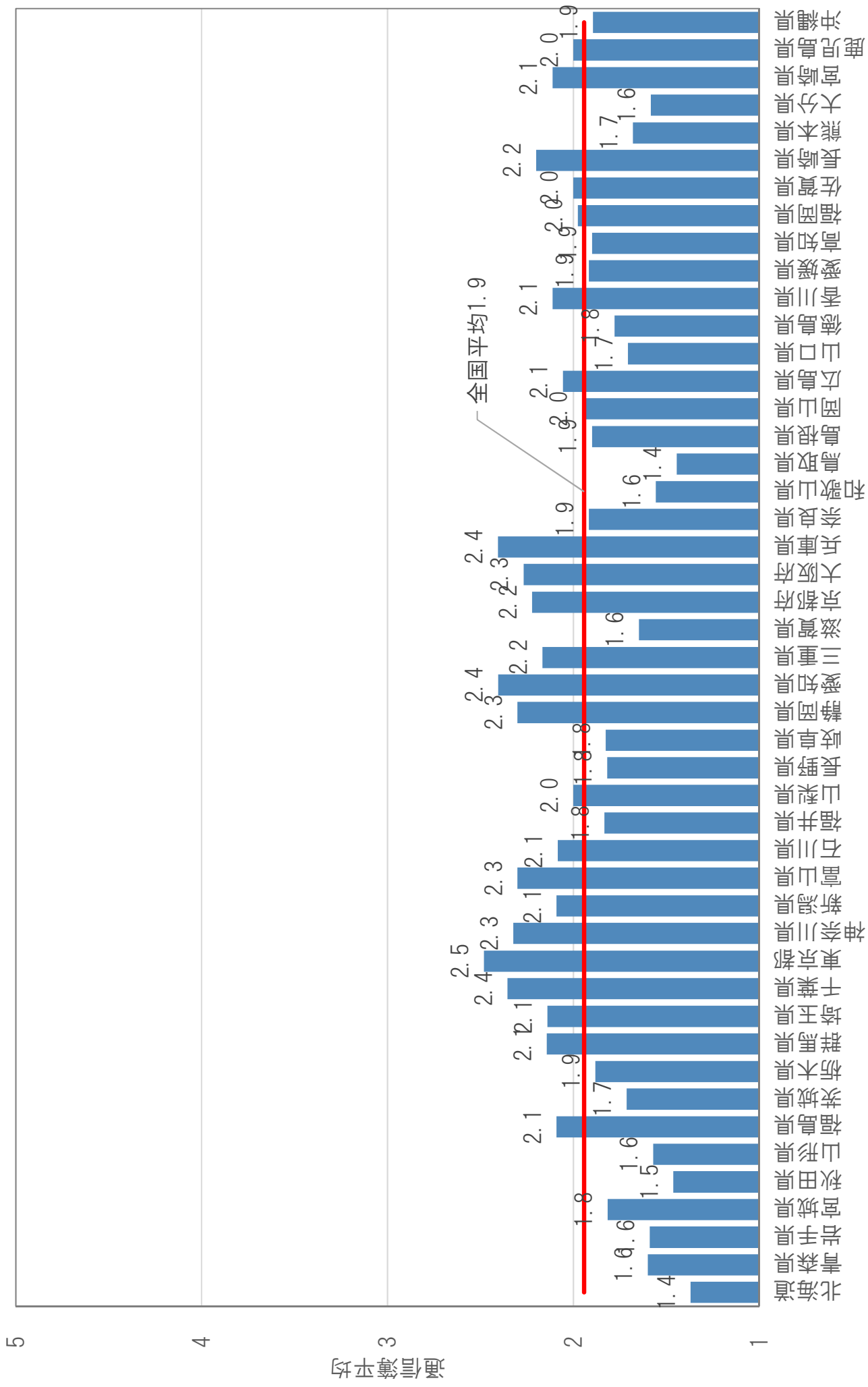


都道府県名

※団体ごとの5段階評価結果を単純平均したもの



GLEポ「浸水対策」都道府県別平均値



都道府県名

※団体ごとの5段階評価結果を単純平均したもの

事務連絡
令和2年1月31日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、中華人民共和国武漢市等において発生している新型コロナウイルス感染症については、国内でのヒトからヒトへの感染が認められたところです。

これに関し、政府では、内閣官房が設置した「新型コロナウイルス感染症対策」のポータルサイトに最新情報が掲載されるとともに、厚生労働省のHPでは国民の皆様に向けて、「風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。」とのメッセージが掲載されています。

御高承のとおり、下水道は、国民生活に不可欠のライフラインであり、国民が安心して利用できる状況が確保されることが必要です。このため、各下水道管理者におかれましても、下水道サービスの提供に支障が生じることのないよう、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策に努めていただきますようお願い致します。

今後、引き続き、以下のウェブサイトで最新情報を把握するとともに、貴自治体における危機管理担当部局及び保健担当部局等との情報共有を密にするようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。

(参考)

○内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

事 務 連 絡
令和2年1月31日

日本下水道事業団
総務課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、中華人民共和国武漢市等において発生している新型コロナウイルス感染症については、国内でのヒトからヒトへの感染が認められたところです。

これに関し、政府では、内閣官房が設置した「新型コロナウイルス感染症対策」のポータルサイトに最新情報が掲載されるとともに、厚生労働省のHPでは国民の皆様に向けて、「風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。」とのメッセージが掲載されています。

貴団体におかれましても、業務の実施に支障が生じることのないよう、引き続き、以下のウェブサイトで最新情報を把握するとともに、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策に努めていただきますようお願い致します。

(参考)

○内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

関係法人各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課 企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

今般、中華人民共和国武漢市等において発生している新型コロナウイルス感染症については、国内でのヒトからヒトへの感染が認められたところです。

これに関し、政府では、内閣官房が設置した「新型コロナウイルス感染症対策」のポータルサイトに最新情報が掲載されるとともに、厚生労働省のHPでは国民の皆様に向けて、「風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。」とのメッセージが掲載されています。

各法人におきましては、以下のウェブサイトにおいて最新情報を把握するとともに、会員企業・団体等に対しまして、周知及び注意喚起をお願いします。

(参考)

○内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

国水下流第19号
令和2年1月31日

各都道府県 下水道主管部長 殿
各政令指定都市 下水道主管局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

流域管理官

雨天時浸入水対策への取組の推進について

分流式下水道を採用している都市において、施設の老朽化の進行や地震等の被災、高強度降雨の増加等に伴い、降雨時に下水の流量が増加し、汚水管等からの溢水や宅内への逆流等が発生している。このため、雨天時浸入水は、下水道を管理する地方公共団体にとって解決すべき課題であると認識されているものの、必ずしも十分な対策がとられているとは言えない状況である。

このような状況に速やかに対処するため、分流式下水道における雨天時浸入水に起因する事象に対し、効果的かつ効率的な対策及びその計画を立案するための基本的な考え方等を定めた「雨天時浸入水対策ガイドライン（案）」（以下「本ガイドライン」という。）を策定した。

計画降雨以下の降雨に対して雨天時浸入水に起因する事象が発生する地方公共団体は、下記の事項に十分留意して、本ガイドラインを参考に、雨天時浸入水に起因する事象の発生を防止することを目的として、地域の実情や施設の状況等を踏まえ、発生源対策や運転管理及びこれらを踏まえた施設対策等を定めた「雨天時浸入水対策計画」を速やかに策定し、必要に応じ、この計画の内容を下水道法に基づく事業計画に反映することにより、効果的かつ効率的な雨天時浸入水対策の実施を図られたい。

各都道府県におかれては、この旨を管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知願いたい。

記

1 雨天時浸入水に起因する事象について

分流式下水道の処理区において汚水系統の管路施設やポンプ施設、処理施設等において発生する以下の3つの事象を、雨天時浸入水に起因する事象（以下「事象」という。）とした。

（事象1） 処理場外にある污水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足し、増水した下水がマンホール等から溢水、または宅内へ逆流した下水がトイレや宅内まです等から溢水すること

（事象2） 処理場外にある污水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足することが想定される箇所において、マンホール等からの溢水対策として設置した管きょから、下水が公共用水域へ流出すること

（事象3） 処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出

雨天時浸入水の増大により処理場の処理能力が不足し、一部の下水を二次処理せずに放流または流出すること

2 段階的な対策について

雨天時浸入水対策を実施する地方公共団体は、事象の発生を防止するための対策について、雨天時浸入水対策計画の計画期間における全ての対策について検討するとともに、対策完了まで長期間を要する場合には、地域の実情及び放流先の水環境等を踏まえ、段階的な目標を設定し、時間軸を有した対策を講じられたい。

具体的には消毒等の応急対策や、未利用地を活用し一時貯留するなどの暫定対策などを含めて、早期に効果発現が図られるよう対策を行うことが望ましい。

3 流域下水道について

流域下水道における雨天時浸入水対策は、流域下水道管理者と流域関連公共下水道管理者が相互に連携することが重要である。地形的な要因等により、雨天時浸入水の流入が多い地区と、事象が発生しやすい地区の下水道管理者が異なることも考えられるが、事象が発生した実績のある処理区は、その処理区全体の課題として、当該流域下水道に関係するすべての下水道管理者が雨天時浸入水対策に協力し、推進体制を構築することが重要である。

4 モニタリング等について

雨天時浸入水対策が完了するまでの間に、計画降雨以下で事象が発生した場合、または、対策が完了した後に計画降雨を超過し事象が発生した場合などにおいて、継続的に事象の発生状況を詳細に記録し、関係者への情報提供を行われたい。

また、雨天時浸入水対策の実施状況を踏まえて対策効果を把握し、必要に応じて雨天時浸入水対策計画を見直し、より効果的かつ効率的な対策を実施されたい。

(参考)

雨天時浸入水対策ガイドライン（案）（令和2年1月）

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000639.html

事務連絡
令和2年2月3日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年1月31日付け事務連絡にて、下水道サービスを継続的に提供するため、貴自治体において、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策に努めていただくようお願いしたところです。

さて、多くの自治体におかれましては、不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設や処理場見学会等の普及啓発事業に取り組まれているものと承知しています。ついては、令和2年1月31日付け事務連絡でもお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症の予防・まん延防止の観点から、咳エチケットや手洗い等通常の感染症対策が重要であることについて、広報施設や処理場への来訪者の皆様に向けて周知していただきますようお願い致します。

また、本件に関して、下水道事業において不測の事態が発生した場合には、貴自治体内の危機管理担当部局等への報告等、適時適切な初動対応を終えた後、速やかに維持管理事故と同様の報告体制により報告いただきますようお願い致します。

(参考)

<一般向け>

○首相官邸「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

<外国人旅行者向け>

○観光庁「外国人旅行者向けコールセンターのお知らせ新型コロナウイルス関連についても多言語でお問い合わせ対応を行っています～」

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html

(注) 下水道事業の広報施設等に外国人旅行者が多く来館される場合や海外からの視察者を受け入れる場合等には、上記コールセンターの周知についてもあわせてご協力をお願い致します。

事務連絡
令和2年2月3日

日本下水道事業団
総務課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年1月31日付け事務連絡にて、業務を継続的に実施するため、貴団体において、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策に努めていただくようお願いしたところです。

さて、貴団体におかれましては、不特定多数の人が集まる研究施設や研修施設等の運営に取り組みされているものと承知しています。ついては、令和2年1月31日付け事務連絡でもお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症の予防・まん延防止の観点から、咳エチケットや手洗い等通常の感染症対策が重要であることについて、研究施設や研修施設への来訪者の皆様に向けて周知していただきますようお願い致します。

また、本件に関して、事業において不測の事態が発生した場合には、貴団体内の危機管理担当部局等への報告等、適時適切な初動対応を終えた後、速やかに各業務分野の報告体制に従い報告いただきますようお願い致します。

(参考)

<一般向け>

○首相官邸「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

<外国人旅行者向け>

○観光庁「外国人旅行者向けコールセンターのお知らせ新型コロナウイルス関連についても多言語でお問い合わせ対応を行っています～」

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html

(注) 研究施設や研修施設に外国人旅行者が多く来館される場合や海外からの視察者を受け入れる場合等には、上記コールセンターの周知についてもあわせてご協力をお願い致します。

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道管路メンテナンス年報の公表について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道管渠の老朽化や腐食等による道路陥没等の社会的影響の大きい事故を未然防止するために、平成27年の下水道法改正において維持修繕基準を創設し、硫化水素による腐食のおそれ大きい下水道管路については、5年に1回以上の頻度での点検を義務づけています。また、国民・下水道利用者みなさまに下水道管路の現状及び老朽化対策についてご理解をいただくため、腐食のおそれ大きい箇所における点検の実施状況や結果及び対策予定等を「下水道管路メンテナンス年報」としてとりまとめ、平成29年度から公表しています。

今般、平成30年度の点検結果等についてとりまとめましたのでお知らせいたします。各下水道管理者におかれましては、平成30年度の点検結果の課題を踏まえ、下水道法上の義務である腐食のおそれ大きい下水道管路における5年に1回以上の頻度での点検について、令和2年度までに1回目の点検を確実に実施するとともに、点検により異状が確認された箇所については速やかに対策を講じるよう改めてお願いいたします。

なお、計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び対策の実施については、下水道ストックマネジメント支援制度による交付対象となることをあわせて申し添えます。

添付資料

- ・ 下水道管路メンテナンス年報
- ・ 下水道管路メンテナンス年報の概要と点検結果を踏まえた課題

○ 結果の詳細は、下水道全国データベースで公開しています。

<https://portal.g-ndb.jp/portal/pipeline/>

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年1月31日付け事務連絡（職員等の感染予防対策）及び同年2月3日付け事務連絡（不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設等における来訪者への咳エチケット等の周知）にて対応をお願いしているところです。

この度、新型コロナウイルス感染症に関する内閣官房のポータルサイト及び厚生労働省のHPにおいて、「多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合も、お一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくとともに、イベントや行事等を主催する側においても、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討いただけますようお願いいたします。」と掲載されました。

つきましては、下水道事業の広報施設や処理場見学会等の普及啓発事業に取り組まれている下水道管理者におかれましては、来訪者における新型コロナウイルス感染症の予防・まん延防止の観点から、広報施設や処理場等の入り口におけるアルコール消毒液の設置等、可能な範囲での対応についても、格別の御配慮を賜りますようお願い致します。

さらに、貴団体における広報施設等への来訪者への咳エチケット等の周知（ポスター、ちらし等）及び消毒液の設置について御対応いただいた場合には、対応した施設ごとに、①施設名称、②施設内のポスター等の掲示場所、③施設内の消毒液の設置場所、④掲示・設置状況の写真を速やかにメールにて以下の提出先まで情報提供願います。

今後も事態の変化に応じ、下水道管理者において必要と考えられる対応等についてお願いさせていただくことが想定されますので、各位におかれましては、引き続き、事情御賢察の上、御協力のほどお願い申し上げます。

(対応状況報告)

- 提出先： tachibana-n2wt@mlit.go.jp
- 問合せ先： 三浦、佐藤（03-5253-8428（直通））

(参考)

- 内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- 厚生労働省（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 首相官邸「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- 観光庁「外国人旅行者向けコールセンターのお知らせ新型コロナウイルス関連についても多言語でお問い合わせ対応を行っています～」
http://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html

事務連絡
令和2年2月14日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団計画課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

第4回インフラメンテナンス大賞の公募開始について

国土交通省では、日本国内の社会資本メンテナンス（以下「インフラメンテナンス」という。）に係る優れた取組や技術開発を表彰するインフラメンテナンス大賞を平成28年度より実施しており、昨年度の第3回の公募においては、下水道分野から株式会社クボタの『下水道圧送管路における硫酸腐食箇所の効率的な調査技術』が国土交通大臣賞、豊橋市上下水道局の『バイオマス資源利活用施設整備・運営事業』が優秀賞を受賞しています。本表彰制度を通じて好事例として広く紹介することで、我が国のインフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的としております。

今般、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、防衛省とともに、「第4回インフラメンテナンス大賞」の公募を2月14日から開始したことが発表されましたのでお知らせします。各地方公共団体等においてインフラのメンテナンスに係る優れた効果、実績をあげられた取組や技術開発が行われている場合は、下水道分野におけるインフラ機能維持に向けた好事例として他団体が参考にできるよう、積極的に応募していただくようお願いいたします。応募資格や募集要項などの詳しい内容については、以下に記載の公募開始のプレスリリースをご覧ください。

<プレスリリース：第4回インフラメンテナンス大賞の公募を開始！>

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000235.html

※（参考）過去の受賞者の取組概要や第4回公募概要

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html

インフラメンテナンスで 日本の国土を守る

第4回「インフラメンテナンス大賞」エントリー受付中!

インフラメンテナンス大賞とは

日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、我が国のインフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的に実施するものです。

主催／総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省

令和2年4月13日(月)締切

エントリーはWEBから

第4回インフラメンテナンス大賞

[写真提供]山崎エリナ：兵庫県神戸市出身、フランス・パリを拠点に写真活動に専念する。40カ国以上を旅して撮影しており、現在は、国内外で写真展を開催するなど活躍中。

第3回「インフラメンテナンス大賞」大臣賞受賞案件



総務大臣賞
電柱点検の効率化に向けた構造劣化判定技術の実用化
日本電信電話(株)アクセスサービスシステム研究所



情報通信技術の優れた活用に関する総務大臣賞
合成開口レーダ衛星によるインフラ変位モニタリング
国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構



文部科学大臣賞
大学研修施設(大規模実橋モデル)を活用した「臨床型」の橋梁維持管理技術者育成
名古屋大学大学院 工学研究科土木工学専攻 橋梁長寿命化推進室



厚生労働大臣賞
時間積分式漏水発見器による効率的な漏水発見手法(スクリーニング工法)
東京水道サービス(株)



農林水産大臣賞
手造り公共事業
えな土地改良区



農林水産大臣賞
漁港の砂堆積と砂浜侵食を同時に保全する
ジェットポンプ式サンドバイパスシステム
静岡県一一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所・五洋建設(株)



国土交通大臣賞
保線におけるIoT技術の実用化とメンテナンスへの応用
東日本旅客鉄道(株)ほか



国土交通大臣賞
下水道圧送管路における硫酸腐食箇所の効果的な調査技術
(株)クボタ

募集要項

趣旨

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港・電力・ガス等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられています。

これらのインフラの老朽化が今後も進行していく中で、インフラによってもたらされる我が国の活力や生活、環境、景観、安全・安心の機能を維持していくためには、インフラのメンテナンスに国全体で取り組む必要があります。

この表彰は、我が国のインフラが直面する老朽化やその対策に必要な担い手不足の問題に対応して、インフラメンテナンスの現場における工夫やメンテナンスを支える活動、インフラメンテナンスの効果的・効率的な実施を実現した研究・技術開発の優れた成果を収めた取組の関係者を表彰するものです。

表彰の対象

以下の①～③の3つの部門において、日本国内のインフラメンテナンスに係る優れた効果・実績を挙げた取組や技術開発を行った者(個人及び施設管理者・企業・団体等の活動グループ)

① メンテナンス実施現場における工夫部門

施設管理者が管理するインフラについて、当該施設管理者自ら又は委任、委託等を受けた企業、団体等が行うメンテナンス活動における工夫(②に該当するものを除く)

② メンテナンスを支える活動部門

①の取組以外で、市民活動や人材育成等のインフラ機能の維持に貢献するために行う活動(③に該当するものを除く)

③ 技術開発部門

調査・計測手法、計画・設計手法、施工技術、施工システム、維持管理手法(点検・診断技術、モニタリング技術を含む)、材料・製品、機械、維持管理データ管理におけるインフラメンテナンスを効果的・効率的に改善する研究・技術開発

受賞案件

- 総務大臣賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、農林水産大臣賞、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞、防衛大臣賞(原則各省別の部門ごとに1件、計21件)
- 情報通信技術の優れた活用に関する総務大臣賞(1件)
- 特別賞(7件以内)
- 優秀賞(特別賞と合わせて最大28件程度)

応募期間

令和2年2月14日(金)から4月13日(月)

受賞者の発表

受賞者の発表は令和2年夏頃を予定しています。受賞者及び受賞内容については、連絡担当者あてに通知します。
※受賞者に対して表彰式を行います。表彰式等の詳細については追って公表します。

応募方法

[WEBフォームよりエントリーする場合]

下記ホームページよりログインの上、フォーム上にて作成ください。
<https://www.im4-award-form.jp/>



[郵送によりエントリーする場合]

下記ホームページより所定の書類をダウンロードいただき、資料作成の上、応募専用アドレスに電子メールにて送付ください。また、下記の送付先まで郵送で送付してください。

- ・資料ダウンロードホームページ:
http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000235.html
- ・応募専用電子メールアドレス:hqt-maintenance-taisho@ml.mlit.go.jp
- ・資料送付先:〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課
インフラメンテナンス大賞担当 宛

お問合せ先

国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課 インフラメンテナンス大賞担当

・電話番号:03-5253-8912 ・メールアドレス:hqt-maintenance-taisho@ml.mlit.go.jp

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年1月31日付け事務連絡（職員等の感染予防対策）等にて対応をお願いしているところです。

この度、令和2年2月5日付け事務連絡にて実施した下水道事業に係る「新型インフルエンザ等に関する業務継続計画」（以下、「新型インフルエンザ等BCP」という。）の策定状況調査の結果（速報）について、別紙のとおりとりまとめましたので共有いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る知見等が必ずしも明らかになっていない現状において、今後の事態の変化に応じて下水道管理者が講じるべき措置を検討する上で、新型インフルエンザ等BCPが有用であると考えられます。

しかし、調査結果によれば、令和2年1月末時点での新型インフルエンザ等BCPを策定済の地方公共団体は全回答団体の27.2%にとどまっています。

つきましては、新型インフルエンザ等BCPを未策定の地方公共団体におかれましては、平成28年12月6日付け事務連絡等を参照しつつ、今後想定される対応策等について、早急に整理・確認していただくようお願い致します。また、すでに策定済みの地方公共団体におかれましては、計画内容を再確認いただきますようお願い致します。

(別紙)

○「下水道事業に係る新型インフルエンザ等BCPの策定状況調査結果（速報）」

(添付)

○「新型インフルエンザ等の発生時における業務継続計画の策定について」（平成28年12月6日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室課長補佐事務連絡）

(参考)

○内閣官房（新型インフルエンザ等対策政府行動計画等）

新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成30年6月21日 一部改定）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html>

○厚生労働省（水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210223-1.html>

下水道事業に係る新型インフルエンザ等BCPの策定状況調査結果（速報）

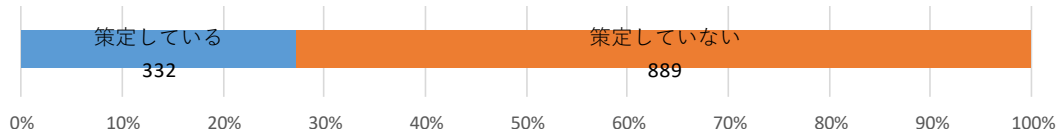
○実施概要

流域下水道事業及び公共下水道事業を実施する1,483の地方公共団体を対象に、令和2年1月末時点の策定状況等について調査を実施し、同年2月5日から同月14日の間に1,221団体から回答あり（回答率82.3%）。

問1 新型インフルエンザ等BCPを策定していますか。

(回答)

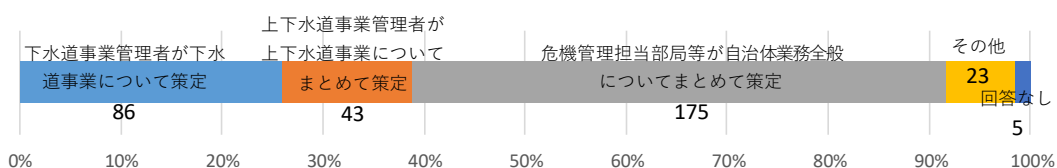
- ① 策定している 332団体 (27.2%)
 ② 策定していない 889団体 (72.8%)



問2（問1で策定済の団体のみ）策定の名義主体と策定範囲についてお答えください。

(回答)

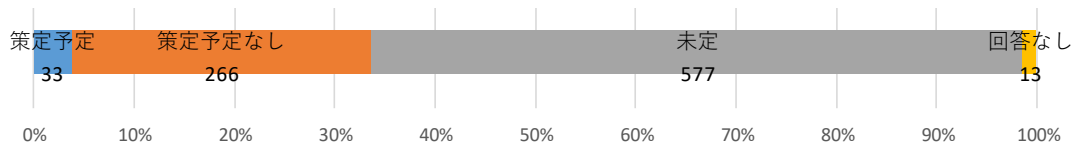
- ① 下水道事業管理者が下水道事業について策定 86団体 (25.9%)
 ② 上下水道事業管理者が上下水道事業についてまとめて策定 43団体 (13.0%)
 ③ 危機管理担当部局等が自治体業務全般についてまとめて策定 175団体 (52.7%)
 ④ その他 23団体 (6.9%)
 回答なし 5団体 (1.5%)



問3（未策定の団体のみ）今後策定の予定はありますか。

(回答)

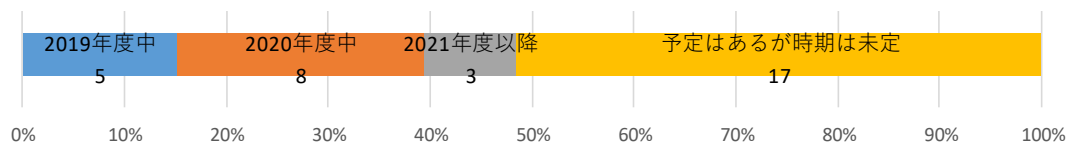
- ① 策定予定 33団体 (3.7%)
 ② 策定予定なし 266団体 (29.9%)
 ③ 未定 577団体 (64.9%)
 回答なし 13団体 (1.5%)



問4（問3で策定予定の団体のみ）策定予定時期はいつですか。

(回答)

- ① 2019年度中 5団体 (15.2%)
 ② 2020年度中 8団体 (24.2%)
 ③ 2021年度以降 3団体 (9.1%)
 ④ 予定はあるが時期は未定 17団体 (51.5%)



問5 新型インフルエンザ等BCP策定済の団体で、BCPをウェブサイトに掲載している場合は、当該URLの記入をお願いします。

北海道	北斗市	https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/4438.html
岩手県	宮古市	https://www.city.miyako.iwate.jp/kenko/singata_1.html
政令市	仙台市	http://www.city.sendai.jp/kikikanri/kurashi/anzen/kanri/hogo/kanri/taisaku.html
宮城県	気仙沼市	https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s044/010/010/010/010/010/010/koudoukeikaku.pdf
茨城県	水戸市	https://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000281/000483/p016416.html
茨城県	龍ヶ崎市	https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/fukushi/kenko/kenko/2014121100127.html
千葉県	千葉県	https://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/kokuminhogo/kikikanri/gyoumkeizoku.html
東京都	東村山市	https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kenko/kenko/seijinhoken/kansen/kenco3986.html
東京都	稲城市	https://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/keikaku_hokoku/kenko/influenza_koudou.files/
新潟県	五泉市	https://www.city.gosen.lg.jp/life_procedures/9_1/1/3944.html
石川県	石川県	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/
長野県	軽井沢町	https://www.town.karuizawa.lg.jp/www/contents/1001000000455/index.html
岐阜県	関市	https://www.city.seki.lg.jp/0000006047.html
静岡県	熱海市	https://www.city.atami.lg.jp/kenko/kansensho/1001096.html
愛知県	半田市	https://www.city.handa.lg.jp/hoken-c/kenko/kenko/shisaku/shingatainflubcp.html
三重県	三重県	http://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/82287012627.htm
滋賀県	竜王町	http://www.town.ryuoh.shiga.jp/machi/machi_plan/influ_koudoukeikaku/influ_koudoukeikaku_gaiyou.pdf
滋賀県	愛荘町	https://www.town.aisho.shiga.jp/kurashi_tetsuzuki/bosai/3/3828.html
大阪府	箕面市	https://www.city.minoh.lg.jp/bousai/influenza/20110228bcp.html
兵庫県	西宮市	https://www.nishi.or.jp/kenko/hokenjojoho/kansensho/influenza/shingatainfl.html
奈良県	奈良県	http://www.pref.nara.jp/42373.htm
島根県	島根県	https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai_info/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/index.data/BCP1.pdf
政令市	岡山市	http://www.city.okayama.jp/hofuku/hokenkanri/hokenkanri_00164.html
岡山県	津山市	https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=1390
広島県	熊野町	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1407722862580/index.html
広島県	北広島町	https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/9/1394.html
佐賀県	みやき町	https://www.town.miyaki.lg.jp/var/rev0/0004/6837/201526202542.pdf
沖縄県	那覇市	https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/kansensyou/sonota/nahsingatainfluenza.files/naha_influenza_actionplan.pdf

平成28年12月6日

(各地方整備局等建政部等経由)

各都道府県下水道担当課長 殿

各政令指定都市下水道担当局部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課 管理企画指導室 課長補佐

新型インフルエンザ等の発生時における業務継続計画の策定について

標記については、平成21年9月28日付け国都下管第8号(別紙参照)にて、各下水道管理者に対し、その要請を行ったところですが、「新型インフルエンザ等の発生時における業務継続計画」(以下、「業務継続計画」という。)の策定は、平成28年4月15日付け事務連絡等で通知した「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(国民生活・国民経済安定分野)」(以下、「特定接種」という。)の登録要件の1つとなっているため、別紙及び以下の行動計画等を参考に策定・見直し等を実施していただけますようお願いいたします。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合、特定接種は、下水道事業の継続的实施を図るために有効な手段と考えられますが、現在のところ、特定接種の登録申請件数は約470件程度となっているため、未申請の下水道管理者におかれては、積極的に特定接種の登録申請を行っていただくようお願いいたします。(登録申請の受付期限は、平成29年1月5日まで。)

なお、各都道府県におかれましては、本件について管内各市町村(政令指定都市を除く。)に周知いただけますようお願いいたします。

- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画

新型インフルエンザ等対策ガイドライン

URL : <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html>

- ・ 特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録要領

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

国都下管第8号
平成21年9月28日

(各地方整備局等建政部等経由)

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部
下水道企画課下水道管理指導室長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ発生時における下水道事業の継続的实施について

平成21年2月に全面改定された「新型インフルエンザ対策行動計画」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)(以下「改訂計画」という。)においては、新型インフルエンザ発生時においても、最低限の国民生活が維持されるよう、各事業者に対し、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制、従業員や職場における感染対策等を定めた事業継続計画を策定するよう要請しているところであるが、各下水道管理者におかれては、以下の事業継続計画策定についての留意事項等も踏まえ、改訂計画の趣旨が的確に実現されるよう努められたい。

なお、各都道府県におかれては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)にも周知徹底をお願いします。

記

1 事業継続計画策定についての留意事項

新型インフルエンザ発生時における下水道事業の継続的实施を図る観点からは、大規模流行時における最低限必要な業務の選定・人員体制の整備等に加え、縮小すべき不急業務のリストアップ、優先順位等について、あらかじめ定めておくことが重要であることから、各下水道管理者におかれては、以下の点に留意して、事業継続計画の策定に取り組まれたい。

① 感染状況に即応した業務の縮小について

職員の感染状況等に即応した機動的な業務縮小が可能となるよう、会議、施設見学・イベント業務、事業場等の立入検査等の不急業務のリスト化、優先順位等についてあらかじめ定めること。その際、管渠内の作業、処理場内でのしき、汚水、汚泥に

触れる作業等を制限する場合には、貴自治体における「緊急事態宣言」等の発出時期、作業等の緊急性等に十分に留意の上、定めること。

なお、施設見学・イベント業務の中止、窓口業務の縮小をした場合等におけるホームページ、記者発表等による住民への迅速な情報提供の実施についても定めること。

② 大規模流行時における人員体制等について

新型インフルエンザが大規模に流行した場合においても、水処理施設、汚泥処理施設、ポンプ施設等の運転管理業務、水質管理業務、管渠の緊急対応業務が的確に遂行できるよう、委託業者への協力要請、必要に応じ他部局と十分な調整の上、処理場毎に、最低限必要な業務、必要人員数・リスト化等についてあらかじめ定めること。特に、法令上一定の資格が必要とされている業務に携わる者の代替要員の確保については、部局内外の経験者、委託業者、OB職員等幅広く募り、リスト化すること。

③ 必要な物資の確保・使用、職員等に対する感染予防について

改訂計画においては、新型インフルエンザの流行は約8週間程度続くものと予想されているところであるが、今後、マスク、手袋、消毒液等の必要な物資の確保がより一層困難になることにかんがみ、使用ルールの策定・ルールに基づく使用の徹底について定めるとともに、併せて、近隣自治体の下水道担当部局等との連携体制についても検討すること。

また、職員等に対する感染予防については、特に、法令上一定の資格が必要とされている業務に携わる者等に対する徹底を期する旨定めること。

2 事業継続計画の運用上の留意事項

下水道担当部局（下水道施設の運転管理等委託業者も含む。）のみならず、新型インフルエンザ関連部局等も対象とした連絡網をあらかじめ作成するなど緊急時に備えた情報連絡体制の整備・充実化に努めること。

特に、実際に発生する被害状況等は想定と異なる可能性があることから、事業継続計画で位置づけられた対策を基本としつつ、臨機応変の対応が求められる事態も十分にあり得る。このため、普段から、貴自治体における危機管理担当部局・健康担当部局等、関係都道府県・近隣自治体の下水道担当部局等との意思疎通に心がけ、緊急時においても必要な情報の受発信が迅速かつ円滑になされるよう努めること。

事務連絡

令和2年2月17日

関係法人各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課 企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本日、厚生労働大臣より、「新型コロナウイルスを防ぐには」が発表され、国民の皆様に対して、従来からの手洗いや咳エチケット等に加え、新たに「発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください」、「風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている」などの症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください」等の呼びかけがなされています。

詳細につきましては、別添「新型コロナウイルスを防ぐには」を御参照いただくとともに、各法人におきましたは、役職員及び関係団体等の皆様への周知をお願い致します。

引き続き、内閣官房や厚生労働省等のウェブサイトで最新情報を把握するようお願い致します。

(参考)

○厚生労働省（新型コロナウイルスを防ぐには）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596757.pdf>

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

令和2年2月17日改訂版

事務連絡
令和2年2月17日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、厚生労働大臣より、「新型コロナウイルスを防ぐには」が発表され、国民の皆様に対して、従来からの手洗いや咳エチケット等に加え、新たに「発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください」、「風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている」などの症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください」等の呼びかけがなされています。

詳細につきましては、別添「新型コロナウイルスを防ぐには」を御参照いただくとともに、関係職員及び関係事業者の皆様への周知をお願い致します。

引き続き、内閣官房や厚生労働省等のウェブサイトで最新情報を把握するとともに、貴自治体における危機管理担当部局及び保健担当部局等との情報共有を密にすようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。

(参考)

○厚生労働省（新型コロナウイルスを防ぐには）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596757.pdf>

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

令和2年2月17日改訂版

関係法人各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課 企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

2月18日開催の第11回新型コロナウイルス感染症防止対策本部での総理大臣発言等を踏まえ、多くの人が集まる場所における感染の危険性を少しでも減らすため、通勤ラッシュを回避するテレワーク（特に在宅勤務）が有効な対策となることから、各法人において役職員に対しまして、可能な範囲でテレワークによる勤務を積極的に認め、その活用について特段の御配慮を賜りますようお願いするとともに、関係団体等に対しても協力依頼の通知等をお願いします。

また、通勤を伴う場合にも、混雑する時間帯を避ける時差出勤や、職員等をはじめとするお一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくなど、有効な対策についての周知をお願いいたします。

引き続き、内閣官房や厚生労働省等のウェブサイトで最新情報を把握するようお願い致します。

(参考)

○首相官邸（新型コロナウイルス感染症対策本部（第11回））

http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/18corona.html

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

2月18日開催の第11回新型コロナウイルス感染症防止対策本部での総理大臣発言等を踏まえ、多くの人が集まる場所における感染の危険性を少しでも減らすため、通勤ラッシュを回避するテレワーク（特に在宅勤務）が有効な対策となることから、貴自治体において下水道事業に従事する職員及び関係者に対しまして、可能な範囲でテレワークによる勤務を積極的に認め、その活用について特段の御配慮を賜りますよう、お願いいたします。

また、通勤を伴う場合にも、混雑する時間帯を避ける時差出勤や、職員等をはじめとするお一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくなど、有効な対策についての周知をお願いいたします。

引き続き、内閣官房や厚生労働省等のウェブサイトで最新情報を把握するとともに、貴自治体における危機管理担当部局及び保健担当部局等との情報共有を密にするようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。

(参考)

○首相官邸（新型コロナウイルス感染症対策本部（第11回））

http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/18corona.html

事 務 連 絡
令和2年2月20日

関係法人各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課 企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

本日、厚生労働省より、別添のとおり、イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージが示されました。

つきましては、各法人におかれましては、当該メッセージを踏まえた対応につき、御協力賜りますようお願いするとともに、関係団体等に対しても協力依頼の通知等をお願いします。

引き続き、内閣官房や厚生労働省等のウェブサイトで最新情報を把握するようお願い致します。



イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

事務連絡
令和2年2月20日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

本日、厚生労働省より、別添のとおり、イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージが示されました。

つきましては、各下水道管理者におかれましては、当該メッセージを踏まえた対応につき、御協力賜りますよう、お願い致します。

引き続き、内閣官房や厚生労働省等のウェブサイトで最新情報を把握するとともに、貴自治体における危機管理担当部局及び保健担当部局等との情報共有を密にするようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。



イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

事務連絡

令和2年2月25日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

下水道使用料の誤徴収事案の発生について

今般、不適切な事務処理により、平成26年4月から平成31年11月使用分に係る下水道使用料において、約11,000件、総額約230万円の過大徴収が発覚したとの報告がありました。

具体的には、平成26年3月議会において、下水道使用料に消費税相当額を加えた額に10円未満の端数を生じる場合の処理方法を「四捨五入」から「切り捨て」へと変更する条例改正を行ったところ、これを徴収業務の受託者へ通知等しなかったため、料金システムの修正が行われず、改正前の端数処理方法が適用され続けた結果、過大徴収となったものです。

下水道使用料等を適切に徴収することは、負担の公平性や下水道経営改善の観点から極めて重要であり、国土交通省では、これまで全国下水道主管課長会議等において、適正な使用料の徴収をお願いしてきたところです。また、国土交通省が昨年8月に設置した「人口減少下の維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」の議論においても、下水道使用料の誤徴収等が重要な課題の一つであると認識されています。

つきましては、各下水道管理者におかれましては、同様の事案の未然防止に努めていただくとともに、今後下水道使用料の誤徴収等の事案が判明した際には、速やかに国へ情報提供いただきますよう、お願い致します。

事 務 連 絡
(管理企画指導室よりメール送付)
令和 2 年 2 月 2 5 日

都道府県下水道担当者 様
政令指定都市下水道担当者 様

新型コロナウイルス感染防止対策に関する追加の情報提供及び協力依頼

新型コロナウイルス感染防止対策に関して、追加の情報提供及び協力依頼になります。
新たに、新型コロナウイルスに関するよくある質問をまとめたチラシ（添付ファイル）が
官邸 HP に掲載されておりますので、必要に応じてご活用下さい。

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

また、首相官邸（災害・危機管理）ツイッターからも本件チラシについて発信されておりますので、ツイッターアカウントを運営している下水道管理者におかれましては、差し支えない範囲で以下ツイートのリツイート拡散にご協力下さい。

<https://twitter.com/KanteiSaigai/status/1231103973177745408>

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。以上、どうぞよろしくお願ひ致します。

新型コロナウイルスQ&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

Q1 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

A 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定して記録しましょう。

Q3 最寄りの保健所等(帰国者・接触者相談センター)に相談するとどうなりますか？

A 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

Q4 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

A 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ② ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

医療機関を受診するとき

Q6 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

A 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関(「帰国者・接触者外来」など)を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

Q2 感染したかも?と思ったらどうしたらいいですか？



A 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「**帰国者・接触者相談センター**」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある



・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため**妊婦さん**は、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。

・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

Q5 感染予防のためにできることはなんですか？

A 以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

新型コロナウイルスについて

Q7 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。



事 務 連 絡
(管理企画指導室よりメール送付)
令和 2 年 2 月 2 6 日

都道府県下水道担当者 様
政令指定都市下水道担当者 様

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和2年2月26日に開催された第14回新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より「政府といたしましては、この1、2週間で感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、また、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」との発言がありました。(参考1)

つきましては、各下水道管理者におかれましては、多数の方が集まるイベント等について、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を講じられますようお願い致します。

また、混雑した鉄道等の車両内は一般的に感染を拡大させるリスクが高いことから、車両混雑を緩和することが有効です。このため、各下水道管理者におかれましては、職員等のテレワークや時差出勤の積極的活用についてご協力をお願い致します。

併せて、不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設を設置・運営している下水道管理者におかれましては、当該広報施設内での館内放送により、国土交通省及び厚生労働省からのお願いとして、来館者へテレワークや時差通勤等の積極的な活用を呼びかけるなどの取組についても、ご協力をお願い致します。(参考2)

(参考1) 首相官邸 HP (第14回新型コロナウイルス感染症対策本部での内閣総理大臣発言)
<https://www.kantei.go.jp/jp/98abe/actions/202002/26corona.html>

(参考2) 館内放送の文例

- ・国土交通省、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いのお知らせです。
- ・混雑した鉄道等の車両内は、一般的に感染を拡大させるリスクが高いことから、車両混雑を緩和することが有効です。このため、来館者の皆様においては、テレワークや時差出勤といった取組を積極的に行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- ・手洗い、アルコール消毒や、咳エチケットは、感染症対策の基本です。このため、来館者の皆様においては、館内や車両内におけるこれらの取組へのご協力をお願い申し上げます。
- ・以上、国土交通省、厚生労働省からのお願いのお知らせでした。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く)にも周知願います。よろしくお願い致します。

事 務 連 絡
(管理企画指導室よりメール送付)
令和 2 年 2 月 2 7 日

都道府県下水道担当者 様
政令指定都市下水道担当者 様

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症については、今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期です。政府方針を踏まえ、東京国立博物館など4つの国立博物館では、2月27日から3月15日まで臨時休館を決定したところです。

不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設を設置・運営している下水道管理者におかれましては、これらの状況を踏まえて、3月15日までの間、臨時休館するなどの対応についてご検討いただきますようお願い致します。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。よろしくようお願い致します。

令和2年2月28日

各都道府県、各政令指定都市

下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道事業課 課長補佐

流域管理官付 課長補佐

雨天時浸入水対策計画策定に係る手続き等について

近年、分流式下水道を採用している都市において、施設の老朽化の進行や地震等の被災、高強度降雨の増加等に伴い、降雨時に下水の流量が増加し、汚水管等からの溢水や宅内への逆流等が発生している。

このため、国土交通省では令和2年1月に「雨天時浸入水対策ガイドライン（案）」を策定し、計画降雨以下の降雨に対して雨天時浸入水に起因する事象が発生する地方公共団体に対し、発生源対策や運転管理及びこれらを踏まえた施設対策等を定めた「雨天時浸入水対策計画」を速やかに策定し、必要に応じ、この計画の内容を下水道法に基づく事業計画に反映することにより、雨天時浸入水対策の実施を図ることを、令和2年1月31日付け国水 downstream 第19号により通知したところであるが、雨天時浸入水対策計画に係る事前協議の手続き等について、下記の通りとすることとしたので、連絡します。

各都道府県におかれては、この旨を管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知願います。

記

1. 雨天時浸入水対策計画策定等に係る事前協議の手続きについて

雨天時浸入水対策計画の策定時または変更時の事前協議（以下「事前協議」という。）については、当面の間、本省担当官と直接協議し、確認を受けることとする。ただし、本省担当官が認めた場合は書類等の郵送及び電話・電子メール等による協議も可能とする。なお、本省担当官は地方整備局等担当官と必要な調整を行うこととする。

2. 事前協議に際し必要な書類等について

1) 雨天時浸入水対策計画

雨天時浸入水対策計画は、別紙の様式により作成することを標準とする。なお、雨天時浸入地下水量の設定に際し、目標とする浸入率が、雨天時浸入水対策ガイドラインの第3章第2節（（参考）浸入を最少限度とする措置が講ぜられた場合の浸入率について）に示す値を超えて設定する場合は、別途、説明資料を添付することとする。

2) 下水道計画一般図

「下水道法に基づく事業計画の運用について（平成27年11月19日付け国水下事第80号）」において定める下水道計画一般図（雨天時浸入水対策計画で対象とする区域の境界線を記載すること、内容が把握できる範囲においてA4あるいはA3版等に縮小することも可とする。）とする。

3. 雨天時浸入水対策に係る国の財政的支援について

雨天時浸入水対策計画の策定において、計画的な改築事業の実施に必要な下水道施設（処理場・ポンプ場、管きょ等）の浸入水に係る点検、調査その他の施設計画の検討については、社会資本整備総合交付金等による支援が可能であるので活用されたい。

また、施設対策においては、従来の交付対象に該当する主要な管渠やこれを補完するポンプ施設等に係る対策であれば、交付対象になりうることに留意されたい。

〇〇市 雨天時浸入水対策計画

〇〇市下水道課

策定 令和〇〇年 〇月

改定 令和〇〇年 〇月

1. 雨天時浸入水対策の基本方針

1.1. 基本方針

備考) 雨天時浸入水に起因する事象の発生状況、処理区の概要、目的、計画期間等を具体的に記述

1.2. 実施概要

① 対象処理区における現在の雨天時浸入水量及び雨天時計画汚水量の概要

② 運転管理を踏まえた施設対策の概要

備考) 対象処理区における現在の雨天時浸入水量及び雨天時計画汚水量の概要、運転管理を踏まえた施設対策の概要等を具体的に記述、雨天時計画汚水量の算出根拠を添付すること

2. 発生源対策

2.1 スクリーニング調査・詳細調査

備考) スクリーニング調査の手法、詳細調査の手法等を具体的に記述

2.2 ストックマネジメント

備考) 直接浸入水の対策概要、雨天時浸入地下水の対策概要、ストックマネジメント計画との連携概要等を具体的に記述

2.3 雨水整備

備考) 対象処理区における雨水整備の概要、雨水計画との連携概要等を具体的に記述

2.4 排水設備

備考) 対象処理区における排水設備の指導及び検査の概要、各戸貯留の促進概要等について具体的に記述

3. 運転管理

備考) 管路施設、ポンプ施設、処理施設について具体的に記述

4. 施設対策

4.1. 管路施設

備考) 主要な管路施設の対策概要等を計画期間全体及び当面の期間（概ね5～7年程度）について具体的に記述、主要な管路施設の流量計算を添付すること

4.2. ポンプ施設

備考) ポンプ施設の対策概要等を計画期間全体及び当面の期間（概ね5～7年程度）について具体的に記述、ポンプ施設の容量計算を添付すること

4.3. 処理施設

備考) 処理施設の対策概要等を計画期間全体及び当面の期間（概ね5～7年程度）について具体的に記述、処理施設の容量計算を添付すること

5. その他

備考) 計画期間内において優先的に実施する対策や、早期の事象の防止・軽減対策、暫定対策等について、必要に応じて記述

事 務 連 絡
(管理企画指導室よりメール送付)
令 和 2 年 3 月 3 日

各地方整備局等 下水道担当者 様

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症に係る対応について、下記のとおり事務連絡を送付致します。各地方整備局等におかれましては、管轄区域の都道府県及び政令市に対して速やかに周知いただきとともに、自治体から報告があった場合には、管理企画指導室に提出して下さい。

記

厚生労働省 HP によれば、現在の状況は、「感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模の患者クラスター（集団）が把握されている状態」で、3月2日12時現在、国内で232例の患者、22例の無症状病原体保有者が確認されていることが公開されています。

すでに2月3日付の事務連絡において、「下水道事業において不測の事態が発生した場合には、貴自治体内の危機管理担当部局等への報告等、適時適切な初動対応を終えた後、速やかに維持管理事故と同様の報告体制により報告いただきますようお願い致します。」と要請させていただきました。

今後、貴自治体内の下水道担当職員、処理場・ポンプ場の運転管理業務及び管路施設の維持管理業務受託者、並びに下水道工事受注者等において、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合には、速やかに別添の報告様式により情報提供賜りますようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。

令和2年3月6日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐
流域管理官付課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

これまで、厚生労働省では、「新型コロナウイルスに関するQ & A (一般の方向け)」において、「糞便中に感染性のあるウイルス粒子は検出されていない」とのWHO (世界保健機関) の報告に基づく見解を示してきたところですが、3月1日に公表された「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」では、「糞便からウイルスが検出されることがあります」との見解が示されました。この件については、現在、厚生労働省に詳細を確認中であり、新しい情報が入り次第、下水道管理者等に情報提供させていただきます。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、処理場での適切な消毒等による水質管理に遺漏なきようお取り組みいただきますようお願いいたします。

また、国民生活に不可欠な下水道サービスを持続的に提供するため、未処理汚水に接触する可能性がある業務を実施する場合には、業務委託契約書、仕様書、事業実施計画書等の安全衛生管理に係る事項を遵守させるとともに、現場の状況に応じた適切な保護具等を選定・着用・洗浄するなど、下水道事業従事者の安全衛生の管理に努めて下さい。

なお、都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

事務連絡
令和2年3月9日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

「BIM/CIM活用ガイドライン（案）」等の制定について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、建設現場の生産性向上を図る i-Construction の取組において、3次元モデルを活用し社会資本の整備、管理を行う BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) の導入により、受発注者双方の業務効率化や高度化を推進しております。

今般、国土交通省大臣官房技術調査課にて「BIM/CIM活用ガイドライン（案）」及び「発注者におけるBIM/CIM実施要領（案）」の制定、並びに「CIM導入ガイドライン（案）」の改定を行いましたのでお知らせいたします。

受発注者双方にとって分かりやすいガイドラインとなるよう、従前の「CIM導入ガイドライン（案）共通編」を再整理し、発注者向けの規定を明確にした「発注者におけるBIM/CIM実施要領（案）」、BIM/CIMの活用の視点から見直した、「BIM/CIM活用ガイドライン（案）」とに分冊したものです。なお、CIM導入ガイドライン（案）第8編の下水道編についての改定はありません。

各地方公共団体におかれましては、下水道事業の生産性向上に向け、これらの基準類を参考にBIM/CIMの活用を検討していただきますようお願いいたします。

なお、BIM/CIMに関する基準類は、下記の国土交通省大臣官房技術調査課のホームページをご参照ください。

○BIM/CIM基準要領等（最新版）【国土交通省ホームページ内】

http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000064.html

令和2年3月9日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐
流域管理官付課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルスに関し、本日、厚生労働省から、照会事項の一部について下記の見解を聴取しましたので、情報提供させていただきます。各下水道管理者におかれましては、引き続き、処理場での適切な消毒等による水質管理に遺漏なきようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願い致します。

記

1 下水処理過程でのウイルスの失活について

SARS コロナウイルスは pH7～8の汚水中、6時間程度で失活することが判っており、同種の新型コロナウイルスについても、8時間程度の滞留時間を要する一般的な下水処理（pH7～8）の過程で十分、失活させることが可能であると考えられる。

2 塩素処理の効果について

SARS コロナウイルスは大腸菌よりも塩素消毒に感受性が高いことが判っている。同種の新型コロナウイルスについても、生物処理後に塩素処理を行い、大腸菌群数を十分低減することで、感染リスクを相当程度、低減することが可能と考えられる。

以上

事務連絡
令和2年3月10日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等 下水道事業担当課長等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課 管理企画指導室 課長補佐
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

浄化槽法の一部を改正する法律等の施行に伴う
下水道部局の対応に係る留意事項について

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）及び関係省令が令和2年4月1日より施行されることになり、環境省より「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和2年3月5日付け環循適発第20030519号浄化槽推進室長通知。以下「施行通知」という。）が発出されたところです。

当該施行通知では、「下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域及び同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内の単独処理浄化槽についても、特定既存単独処理浄化槽の措置の対象となり得るものであり、これらの区域内の単独処理浄化槽に対して措置を実施する場合には、下水道部局と調整すること。」とされています。

今後、上述の施行通知に則り、公共下水道管理者と都道府県の浄化槽担当部局との間で、特定既存単独処理浄化槽に対する措置について調整する際には、下記事項に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知・助言をお願いいたします。

(注)「特定既存単独処理浄化槽」とは、既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものであり、都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、除去その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる（浄化槽法附則第11条。相当の期限を定めて勧告・命令も可能）。

記

- 1 下水道法第2条第8号に規定する処理区域内の特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対しては、同法第10条に基づき、排水設備の設置を促すこと。

また、都道府県知事が処理区域内の特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対して助言等を実施する場合には、公共下水道管理者も連携して対応すること。

- 2 下水道法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内の特定既存単独処理浄化槽については、公共下水道の整備スケジュールについて、都道府県の浄化槽担当部局と情報共有するとともに、必要に応じて整備スケジュールの見直しを行い、当該地区の下水道整備を着実に実施すること。

また、当該地区が、都道府県構想の見直しにより下水道以外の整備手法によることとされている場合には、速やかに同法第4条に規定する事業計画を変更すること。

以 上

事務連絡
令和2年3月10日

日本下水道事業団
総務課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る労働者派遣法の遵守について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、厚生労働省より各府省庁に対して、別紙のとおり、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号）を踏まえ、派遣労働者を受け入れている業務がなくなる又は縮小される場合にも、労働者派遣契約を解除するのではなく、労働者派遣契約の変更により、新たな就業機会の確保を図るよう依頼がなされたところです。

また、併せて各府省庁の関係法人・関係団体においても適切な対応が行われるよう周知の依頼がなされたところです。

つきましては、貴法人におかれましても、派遣労働者を受け入れている場合には、上記指針に基づき適切に対応されるようお願い致します。

職需発 0309 第 1 号
令和 2 年 3 月 9 日

各府省庁 人事担当課長 殿

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る労働者派遣法の遵守について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、今月 5 日に労働者派遣事業者の団体に対し、新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に対する配慮に関して要請を行ったところです。

貴府省庁におかれても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成 11 年労働省告示第 138 号)を踏まえ、派遣労働者を受け入れている業務がなくなる又は縮小される場合にも、労働者派遣契約を解除するのではなく、労働者派遣契約の変更により、新たな就業機会の確保を図るための対応をお願いいたします。

また、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び地方公共団体の関係部局等の貴府省庁の関係法人・関係団体等において派遣労働者を受け入れている場合には、これらの関係法人・関係団体等において適切な対応が行われるよう、関係部局を通じて、周知をお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

(参考) 派遣先が講ずべき措置に関する指針 (平成 11 年労働省告示第 138 号)

第 2 派遣先が講ずべき措置

6 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

(3) 派遣先における就業機会の確保

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。

【連絡先】厚生労働省職業安定局
需給調整事業課 米岡、名草、森
電話 03-3502-5227 (直通)

事 務 連 絡
(管理企画指導室よりメール送付)
令和 2 年 3 月 1 1 日

各地方整備局等 下水道担当者 様

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症に係る対応について、下記のとおり事務連絡を送付致します。
各地方整備局等におかれましては、管轄区域の都道府県及び政令市に対して周知をお願いいたします。

記

3月9日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を踏まえ、10日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、「全国規模のイベントについては中止、延期、規模縮小等の対応を要請したところですが、専門家会議の判断が示されるまでの間、今後概ね10日間程度はこれまでの取組を継ぎいただくよう御協力をお願い申し上げます」との発言がありました。

下水道管理者におかれましては、上述の期間中、多数の方が集まるイベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応を継続いただきますようお願い致します。また、不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設を設置・運営している下水道管理者におかれましても、上述の期間中、臨時休館するなどの対応についてご検討いただきますようお願い致します。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知願います。

(参考)

○新型コロナウイルス感染症対策本部（第19回）における内閣総理大臣発言

<http://www.kantei.go.jp/jp/98abe/actions/202003/10corona.html>

○新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（3月9日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>

国水下企第94号
国水下事第36号
令和2年3月13日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長 殿
（上記、各都道府県等経由）
日本下水道事業団事業統括部長 殿
都市再生機構都市再生部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長

下水道事業課事業マネジメント推進室長

死亡事故の増加を踏まえた安全管理の徹底について

下水道工事や維持管理作業における事故の防止に向けては、「下水道工事等に係る事故防止重点対策の実施について」（令和元年7月18日付け国水下企第20号・国水下事第16号）を発出するなど、安全管理の徹底に努めていただくよう繰り返しお願いしているところです。

しかしながら、今年度（令和2年2月末時点）において、はさまれ・巻き込まれや墜落・転落等による計7件もの下水道工事に係る死亡事故が発生しています。

別紙1に今年度に発生した死亡事故の事例についてとりまとめましたので、これらも用いつつ、契約中の下水道工事等に係る元請け業者及び下請け業者等の安全意識の向上を促すよう、改めて注意喚起をお願いします。

また、今年度においては、別紙2のとおり、道路上における下水道工事等の作業帯内へ通行車両が突入する死亡事故が4件発生しております。道路上の作業帯の設置に当たっては、道路管理者や交通管理者と十分協議の上、標示施設や防護施設の設置及び、夜間工事における照明又は反射装置等の設置による視認性の向上、不測の事態に備えた退避スペースの確保等、交通状況に応じた安全対策の実施について、一層留意いただきますようお願いいたします。

今後も、年度末にかけて工期末が集中するなど、現場作業が錯綜することが考えられます。各下水道管理者におかれましては、現場への安全パトロール等を通じ、施工計画書に基づく作業手順の遵守や安全管理の徹底等を改めて確認し、事故の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道事業課 事業マネジメント推進室 山本

TEL:03-5253-8430(内線 34237)

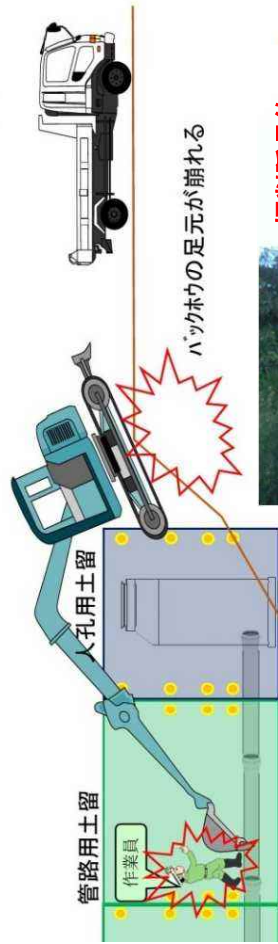
下水道工事における死亡事故事例

R1-1-2 事故発生状況と再発防止策 (はさまれ: R1.5.11 茨城県)

【事故発生状況】

- ・事故当日は、汚水管布設後、バックホウ(0.45m³)で埋戻し作業を実施
- ・危険予知活動において、埋戻しの際に重機とのはさまれに注意することを共有
- ・施工計画では合図誘導員1名と作業員2名で埋戻し工を行う予定であったが、合図誘導員を配置せず、作業員2名で工事を施工
- ・埋戻し作業中、バックホウ前方の地盤が崩れたことにより、バックホウが傾き、重機の作業半径内にいた土留内の作業員がバックホウのバケットと土留切梁との間に挟まれた

＜状況図＞



バケットと切梁の間に挟まれた



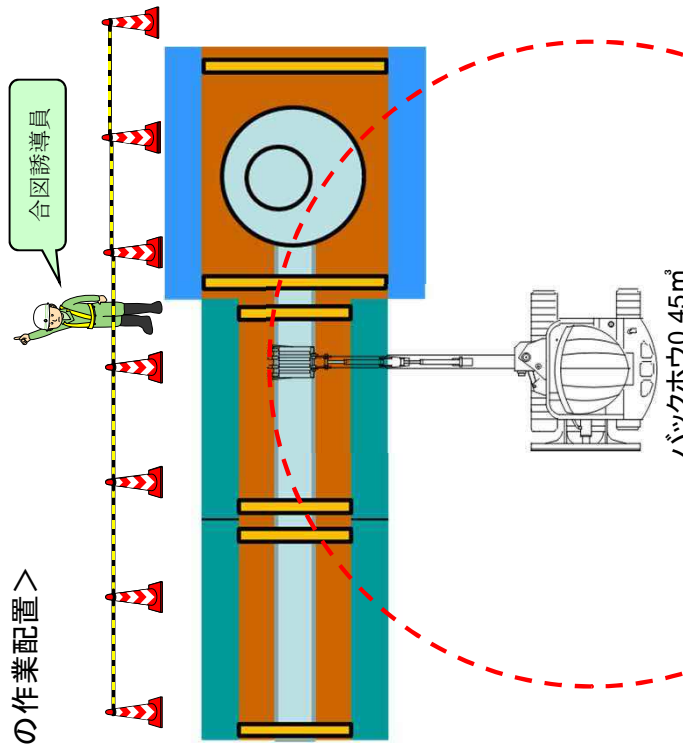
地盤崩落時の様子



【本来の作業手順】

1. 施工計画書に基づく作業手順の周知
欠員等により、施工計画書どおりの体制が組めない場合は、発注者と協議し、体制が整うまで作業は実施しない。
2. 危険予知活動の実施
施工計画書に基づき、当日の作業手順・作業体制を確認し、安全対策を講じる。
3. 適切な作業ヤードを確保の上、バックホウを安全な場所に配置
地盤の崩落の恐れのない場所で作業を行う。
やむを得ず法肩等不安定な場所に重機を配置する必要がある場合は、敷鉄板を置く等の地盤の崩落防止措置を適切に行う。
4. 作業員が重機の運転時に作業半径内に入らないよう、重機の合図誘導員を適切に配置し、作業員は合図誘導員の指示に従い、埋戻しと敷均しの作業を分離して実施する。

＜本来の作業配置＞

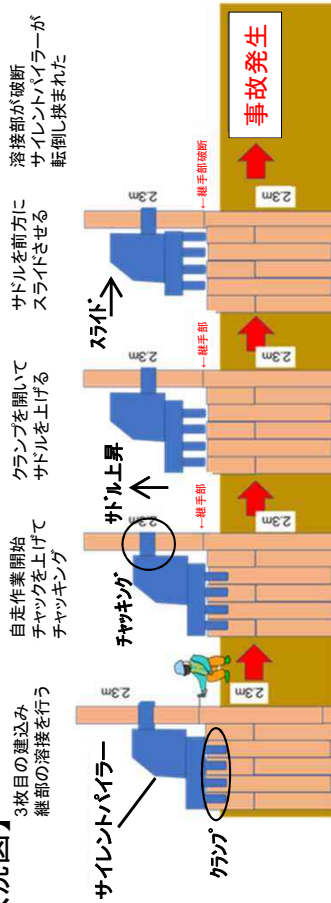


重機の運転時、作業半径内は立入禁止

【事故発生状況】

- ・事故当日は、架空線直下において継施工の土留め鋼矢板(鋼矢板継割付1.3m+2.3m×4 計10.5m)を油圧式杭圧入引抜機(サイレントバイラー)を圧入する作業をしていた。
- ・作業手順書では、鋼矢板の継手部を地中まで圧入したうえで油圧式杭圧入引抜機を自走する手順としていたが、鋼矢板の圧入作業を実施しなかつた。また、溶接面の必要寸法が確保できていなかった。
- ・継手部の溶接が終わり、自走作業を完了させたために鋼矢板とクランプの位置関係を確認しようとしてパイラーオペレーターが油圧式杭圧入引抜機に近づいた。その際、地中に圧入されていない継手部に応力が集中していったことで、油圧式杭圧入引抜機を支持している鋼矢板が破断し、その影響で転倒した油圧式杭圧入引抜機にパイラーオペレーターが下敷きになり被災した。
- ・事故発生時、作業指揮者は次工程の作業ヤード確保のための資材撤去等の作業中であり、監視が不十分であった。

【状況図】



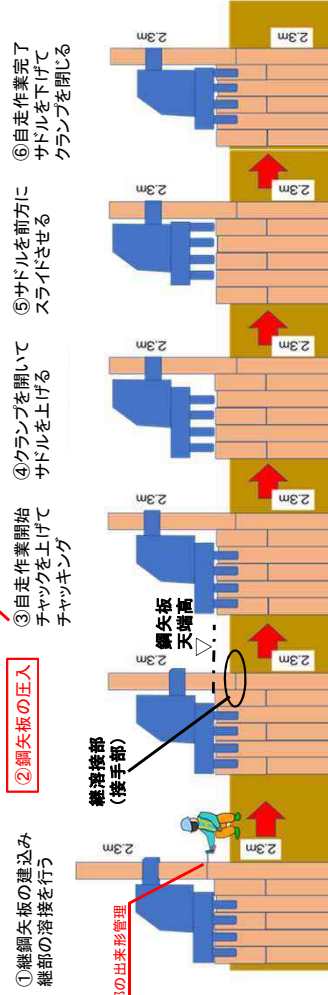
【事故発生時の様子】



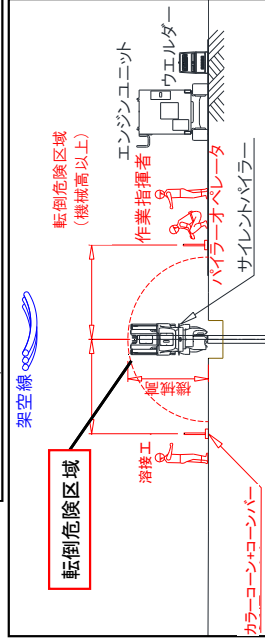
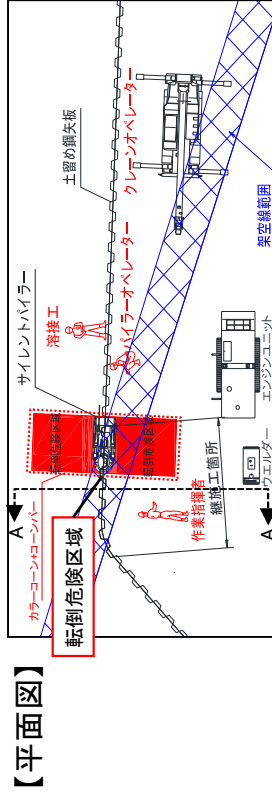
【再発防止策】

1. 自走前の鋼矢板の圧入量及び溶接寸法を作業手順書に記載する。
2. 作業手順書に記載されているとおり、鋼矢板の圧入量や溶接面等が確保されているか確認する。
3. 油圧式杭圧入引抜機の自走中は、カラーコーンとコンバンバーで転倒危険区域を明示し、作業員が立入らないようにする。
4. クランプがうまく閉じない場合等、やむを得ず自走中の油圧式杭圧入引抜機に近づく必要がある場合は、クレーンを用いて油圧式杭圧入引抜機の転倒防止の措置を講ずるなどの安全対策を実施する。
5. 作業指揮者は、作業員が自走作業前に転倒危険区域に立入っていないか、作業手順書どおりに作業しているかを確認する。

※作業員は転倒危険区域外へ回避



【再発防止策後の作業配置】

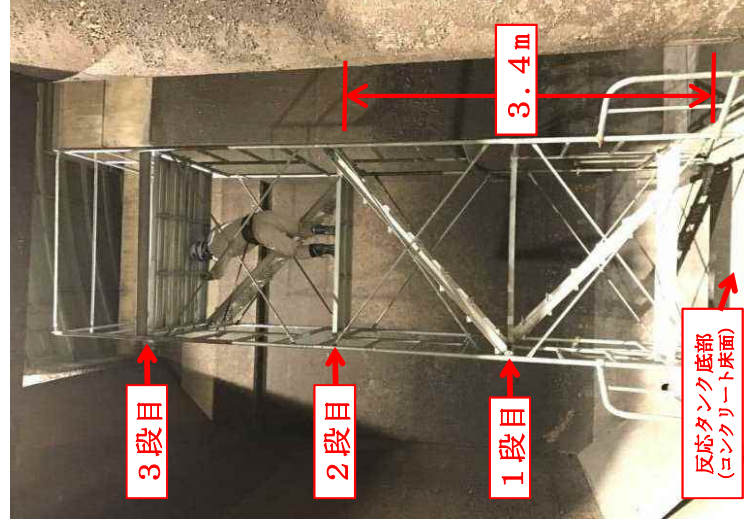


【A-A断面図】

【事故発生状況】

- ・ 事故当日、罹災者は反応槽内において足場の組立作業に従事していた。
- ・ 組み立てていた足場は、三段の作業床で構成される可搬式の既製品であり、罹災者が2段目の足場から3段目の作業床を取付けようとした際に、バランスを崩して3.4m下のコンクリート製の底面へ墜落した。
- ・ 事故発生時、罹災者は腰部に墜落制止用器具を着用していたが、フックを手すりに掛けていなかったため、墜落を防ぐことができなかった。

【状況写真】



足場の概要と高さ



事故時の状況



足場側面

【再発防止策】

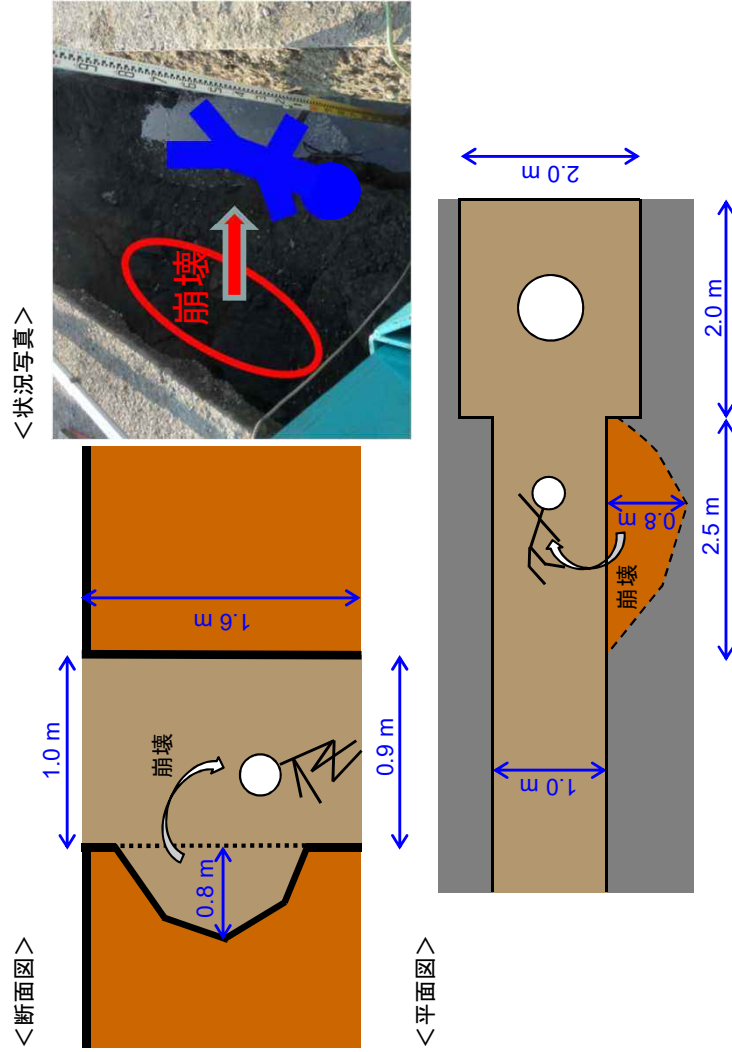
1. 作業員全員へ安全教育を行い、墜落制止用器具の着用と適切な使用を徹底する。
2. 仮設材について、手すりの設置や側面にネットを張る等、物理的に墜落・転落事故が生じにくい環境を作る。
3. 作業指揮者を配置し、作業の監視・指導を強化するとともに、発注者においても定期的なパトロールを実施し、従事者全員の安全管理に対する意識の向上に努める。
4. 高所作業を伴う工事現場においては、注意喚起ポスターを掲示し、全対策について継続的な意識の向上を図る。

【墜落・転落事故の再発防止策】

【事故発生状況】

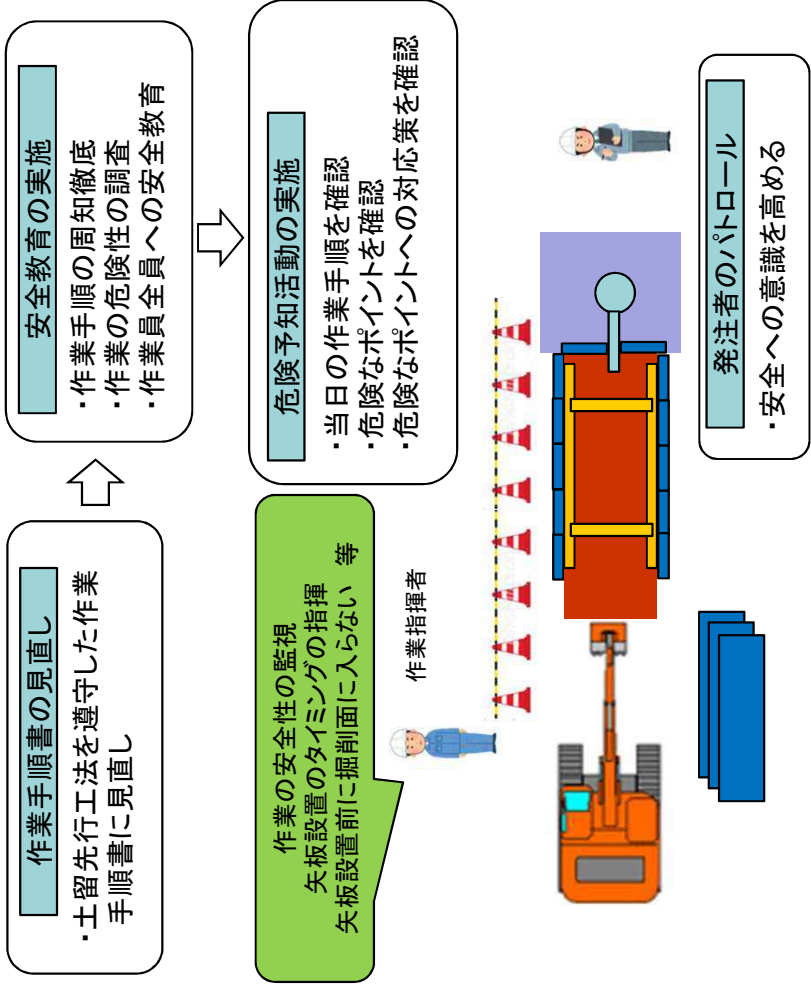
- ・ 事故当日は下水道管路の布設のための掘削作業を実施しており、被災者は工事の現場代理人として作業を指揮する立場であったが、掘削面に立ち入り作業も行っていった。
- ・ 施工計画において建込み簡易土留め工法を予定していたが、現場では建込み式の軽量鋼矢板工法を採用し、1.6m掘削したところで、矢板を設置する前に、建込みの支障となる石などの除去作業のため、複数の作業員が掘削面に立ち入った。
- ・ 被災者が掘削面内において、中腰で作業を行っていた際に掘削側面の土砂が崩壊し全身が土砂で埋まった。

【状況図】



【再発防止策】

1. 掘削の高さが1.5メートル以上の場合、矢板設置前における掘削面への立入の禁止を徹底する。
2. 作業指揮者を明確にし、作業全体を見渡せる位置に配置して、作業手順や作業の安全性を監視する。
3. 現場作業に即した作業手順書に見直し、実際の作業に対してKY活動を実施する。
4. 発注者は工事現場へのパトロールを実施し、施工計画書に基づき作業や安全管理の実施について確認する。

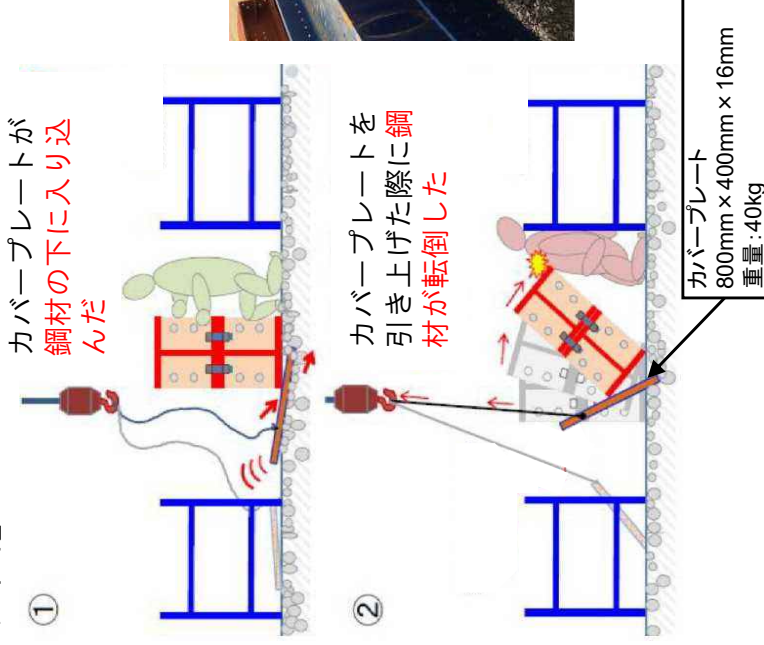


R1-5-2 事故発生状況と再発防止策（はさまれ：R2.1.9 兵庫県神戸市）

【事故発生状況】

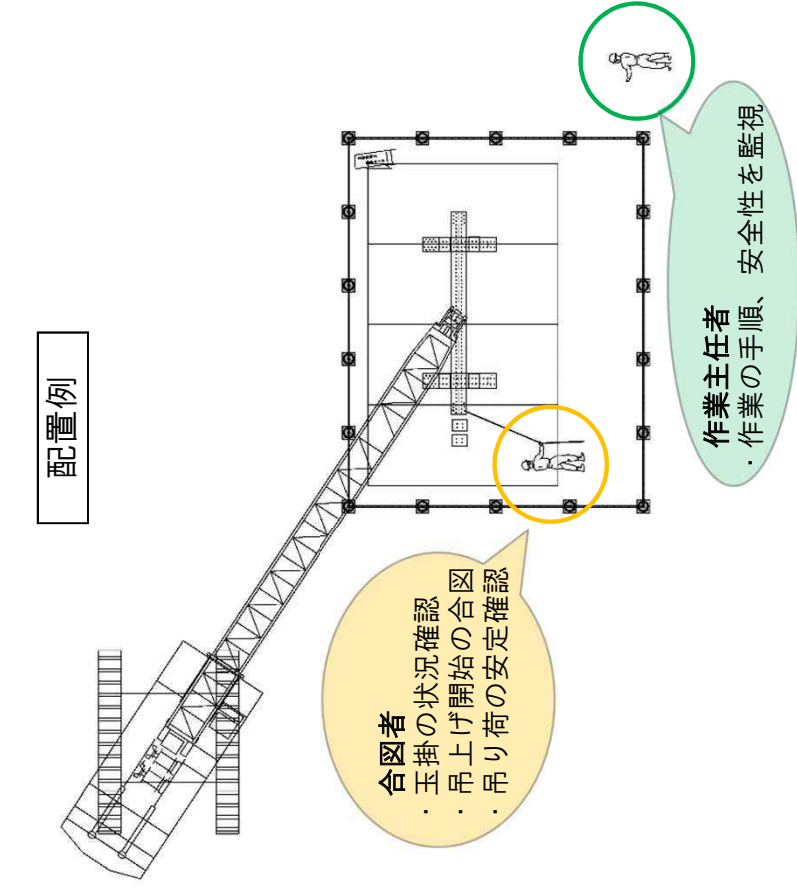
- ・ 事故当日は、解体した土留支保工を、場外に搬出するための解体作業を行っていた。
- ・ カバープレートをクレーンで吊上げる際に、仮置きしていた鋼材と地面の隙間にカバープレートが入り込み、鋼材の片側が持ち上がったことで、鋼材が転倒し、土留支保工を解体していた作業員が倒れた鋼材にはさまれた。
- ・ 土留支保工を解体していた作業員は、作業主任者から視認しづらい幅約60cmの狭隘な空間で作業を行っていた。

【状況図】



【再発防止策】

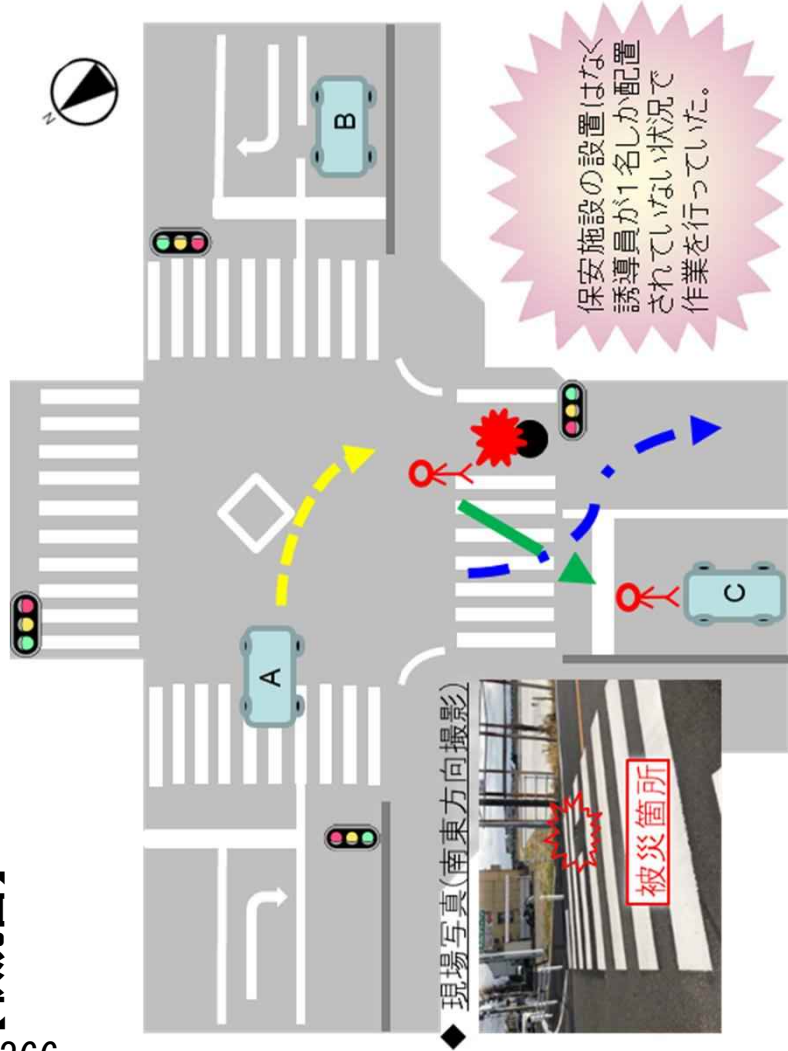
1. 合図者は、玉掛けの状況を確認し、吊上げ開始の合図を行った後、吊り荷が確実に吊上がるまで確認する。
2. 作業主任者は、作業全体を見渡せる位置で、作業手順や作業の安全性を監視することを徹底する。



【事故発生状況】

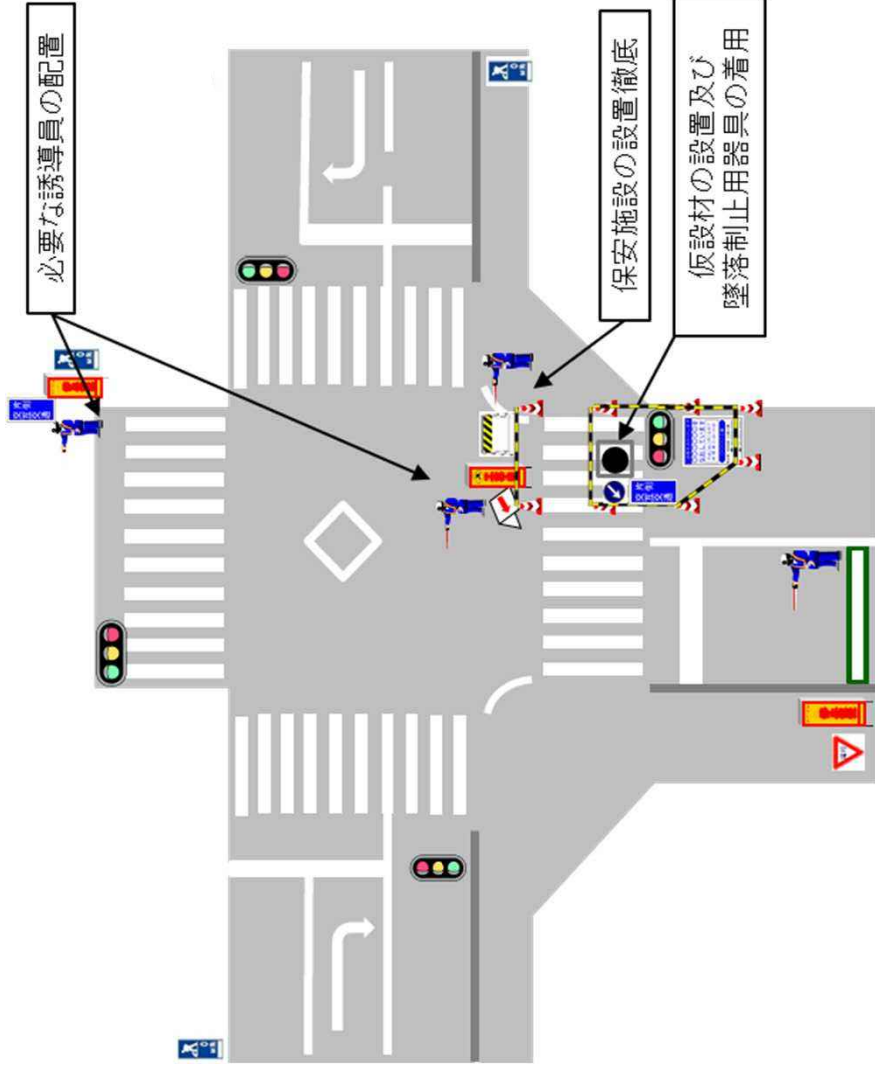
- ・ 下水道管路布設工事の完了検査前に、作業員1名と交通誘導員1名の計2名が、保安施設を設置せず、人孔及び管内の点検を実施していた。
- ・ 下図のように、車両Aが右折、車両Bが左折をしようとしており、誘導員は車両AとBを一点鎖線の経路で誘導しようとした。
- ・ 車両の通行路を確保するため、北進してきた車両Cを停止線の手前で停止させようと一時的に人孔付近から離れたところ、車両Aが右折してきて、路上に頭を出した作業員と接触し、約3.3m下の人孔内に落下した。

【状況図】



【再発防止策】

1. 道路上で工事等の作業を行う場合は、保安施設や誘導員を適切に配置し、道路使用の許可条件を遵守する。
2. 開口部において、適切に仮設材を設置し、墜落制止器具の着用・使用を徹底する。
3. 予定外の作業を行う場合は、元請け業者や発注者等に報告の上、その際の安全対策について協議を行うことを徹底する。

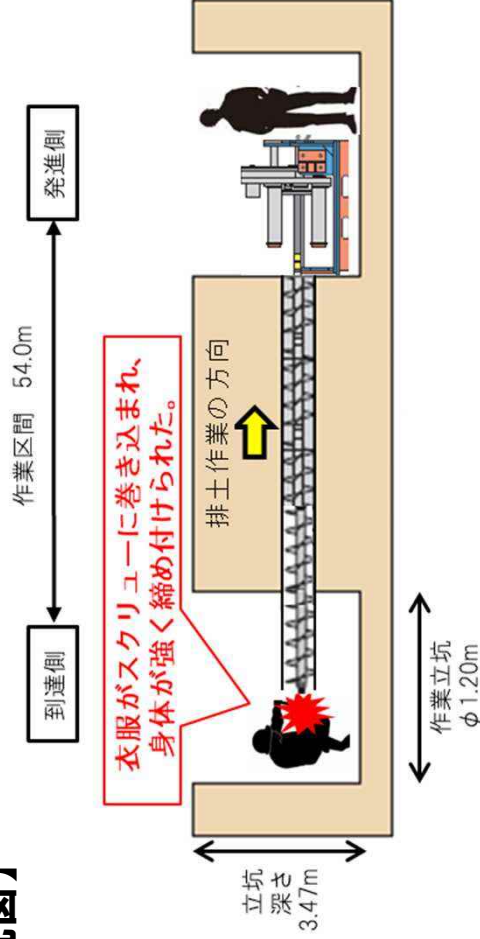


R1-7-2 事故発生状況と再発防止策（巻き込まれ：R2.2.4 奈良県橿原市）

【事故発生状況】

- ・ 事故当日は、推進工事による下水道管路の布設工事を行っていた。
- ・ 推進工が完了し、スクリューを回転させて発進側の立坑で排土作業を行っていたところ、到達側立坑で作業をしていた被災者の衣服がスクリューに巻き込まれ、身体が強く締め付けられた。
- ・ 事故発生時、被災者は到達側の立坑内において単独で作業を行っていた。

【状況図】



【状況写真】



【再発防止策】

1. 推進工の完了後は、スクリューを回転させた状態で到達側の立坑内に立ち入ることを禁止する。
2. 作業手順書に記載されていない予定外作業を行う必要がある場合は、現場代理人等に報告・相談した上で、監視員の下で作業を行う。
3. 作業手順書に基づき、当日の作業内容に即したKY活動を実施する。

＜請負業者＞

安全教育の実施

- ・新規入場者教育の実施
- ・作業手順の確認
- ・作業の危険性の調査
- ・作業員全員への安全教育

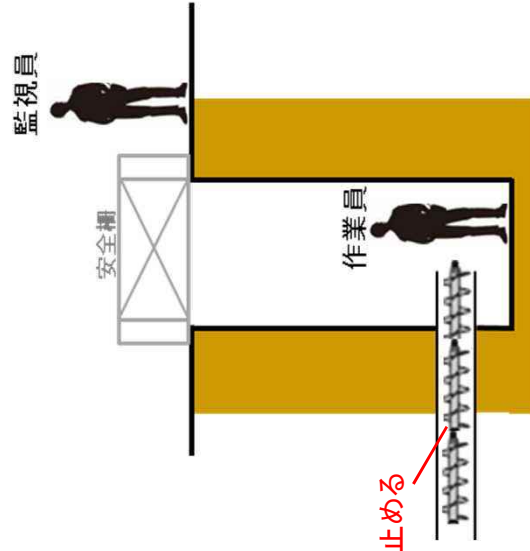
危険予知活動の実施

- ・当日の作業手順を確認
- ・危険なポイントを確認
- ・危険なポイントへの対応策の検討

＜発注者＞

安全パトロールの実施

- ・安全対策の確認
- ・安全管理への意識の向上



令和元年度 下水道工事・維持管理作業における道路上での死亡事故

NO.	発生日	分類	事故情報		被災者		
			時間帯	事故概要	死者	負傷者	合計
1	R1.9.26	維持管理作業中	夜間	片側2車線の道路において、1車線を規制し、管路清掃(延長90m)を行っていたところ、作業帯に20tダンプが突入し、交通規制車が飛ばされ、マンホール付近にいた作業員が轢かれた。	1	1	2
2	R1.10.9	工事中	昼間	片側1車線の道路を片側交互通行で規制し、下水道管路の布設工事を行っていたところ、通行車両である軽自動車作業帯に突入し、作業員を轢いた。	1		1
3	R1.12.10	工事中	夜間	片側3車線の道路において、中央の1車線を規制して下水道管路の改築工事を行っていたところ、通行車両である大型タンクローリーが作業帯に突入し、作業員や交通誘導員を轢いた。	2	5	7
4	R1.12.19	工事中	夜間	片側3車線の道路において、2車線を規制して下水道管路の改築工事を行っていたところ、通行車両である乗用車が作業帯に突入し、交通誘導員を轢いた。	1		1

事務連絡
令和2年3月18日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和2年3月18日付け国水下企第97号 各都道府県下水道担当部長あて下水道企画課長通知において要請した事項の実施に当たっては、下記の点にご留意の上、お取り組みいただきますようお願いいたします。

記

1. 措置の対象者について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例貸付の貸付対象者を例示しておりますが、地域の実情に応じ、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している下水道使用者を柔軟に対象としていただくようご検討下さい。

2. 措置内容について

下水道使用料の支払の猶予に限らず、例えば分割納付を認めることや督促手数料又は延滞金を減免するなど柔軟な措置の実施をご検討願います。

特に、生活に困窮している滞納者への対応に当たっては、上述の貸付制度の周知を含め、福祉部局及び水道部局とも十分に連携をとっていただき、特段のご配慮をお願いいたします。

3. その他

各地方公共団体が定める条例又は規則において、下水道使用料の支払の猶予等に関する規定がある場合については、同条例又は規則に基づき、柔軟な措置を講じていただくようご検討願います。

また、国土交通省から通知している標準下水道条例には、支払の猶予について、規定はありませんが、例えば、同条例第25条に基づき、督促手数料や延滞金を減免することは可能です。

なお、条例及び規則に規定がない場合の取扱いについては、追って、総務省自治財政局公営企業課より発出される通知を参照下さい。

以上

事務連絡
令和2年3月23日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和2年3月11日付事務連絡により、今後概ね10日間程度、多数の方が集まるイベント等の中止、延期又は規模縮小等の継続とともに、不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設の臨時休館等の継続をお願いしたところです。

3月19日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を踏まえ、翌20日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、「全国規模の大規模イベント等の開催については、中止、延期、規模縮小等の検討をお願いしてきたところですが、今回、専門家会議から大規模イベント等について、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められるとの見解が示されたことから、今後は、主催者がこれを踏まえた判断を行う場合には、感染対策のあり方の例^{*}も参考にしてください。引き続き、感染拡大の防止に十分留意してください。」との発言がありました。(※政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)P19別添【多くの方が参加する場での感染対策のあり方の例】)

各下水道管理者におかれましては、地域の感染状況に応じて、多数の方が集まるイベント等については、リスクを判断の上、開催する場合には、換気が悪く、多くの方が密集し、近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なる場所を避けるなど、慎重な対応を講じられますようお願い致します。

また、不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設を設置・運営する下水道管理者におかれましては、地域の感染状況に応じて、引き続き、臨時休館等の取扱いを判断いただきますようお願い致します。

なお、都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(参考)

○政府の新型コロナウイルス感染症対策本部(第21回)における内閣総理大臣発言(令和2年3月20日)

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/20corona.html

○政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>

事務連絡
令和2年3月27日

(地方整備局等下水道担当課長経由)
各都道府県下水道担当課長
各政令指定都市下水道担当部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課 課長補佐 村岡 正季

下水道革新的技術実証事業 (B-DASH プロジェクト) のガイドライン (案)
の公表について (周知)

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道事業が抱える様々な課題の解決に向けて、実規模レベルの施設で技術的な検証を行い、ガイドライン化して全国展開を図る「下水道革新的技術実証事業 (B-DASH プロジェクト)」を実施しています。

これまでに、45 技術を採択し、24 技術のガイドラインを作成してきましたが、今年度は、以下の 4 技術についてガイドラインを作成・公表しましたので、お知らせします。

① 複数の下水処理場からバイオガスを効率的に集約・活用する技術

複数の下水処理場から発生する余剰消化ガスを精製し、吸蔵して運搬することで、1 箇所に集約して発電に利用する技術。

② 高効率消化システムによる地産地消エネルギー活用技術

嫌気性消化技術の効率化、未利用バイオマスの集約活用等により、バイオガス発生量を増加、温室効果ガス排出量を削減する技術。

③ 温室効果ガス削減を考慮した発電型汚泥焼却技術

汚泥焼却設備において、小型腹水式タービンの採用と局所攪拌空気吹込み技術により、創エネ・省エネ効果とGHG排出量削減効果を得ることのできる技術。

④ 最終沈殿池の処理能力向上技術。

最終沈殿池にろ過部を設置することにより、水処理能力を最大 2 倍まで向上させる処理技術。

技術の概要は別紙①～④を参照してください。

なお、これまでに実証した技術概要は、国土交通省下水道部のホームページで公開しています。

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000450.html)

また、ガイドラインの本編は、国土技術政策総合研究所のホームページで公表しています。

〔下水道研究室 HP <http://www.nilim.go.jp/lab/ebg/b-dash.html>
下水道処理研究室 HP <http://www.nilim.go.jp/lab/ecg/bdash/bdash.htm>〕

<問合せ先>

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 村岡・溝上

Tel:03-5253-8111 (内線34-134) Fax:03-5253-1596

E-mail: mizoue-y2gj@mlit.go.jp

メタン精製装置と吸蔵容器を用いたバイオガス集約 別紙①

技術導入ガイドライン (案)

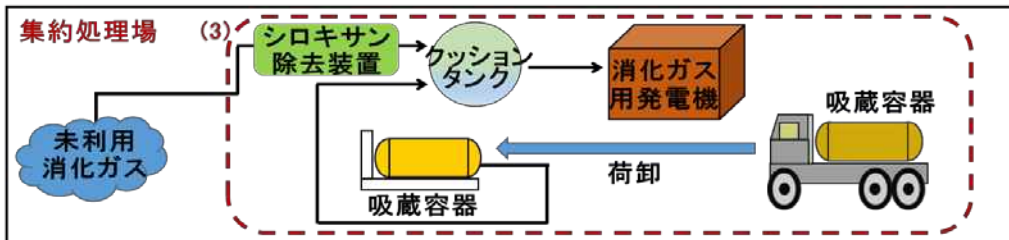
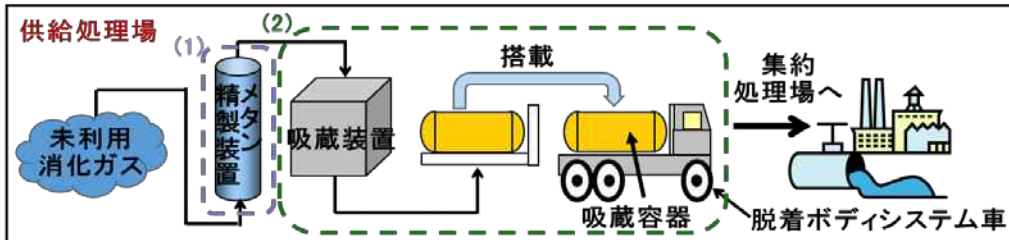
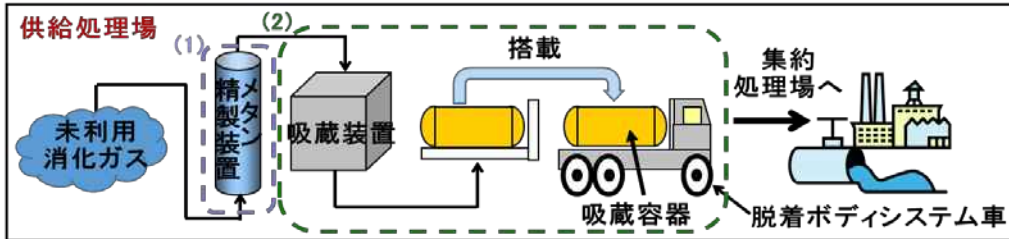
技術の概要

実証実施者: JNCエンジニアリング(株)・吸着技術工業(株)・(株)九電工・シンコー(株)・山鹿都市ガス(株)・熊本県立大学・大津町・益城町・山鹿市共同研究体

本技術は複数の処理場の余剰消化ガスを、車載型吸蔵容器を用いて集約することで効率的に発電する技術である。

発電機は1処理場のみの設置なので、建設コストや設置スペース、運転員やメンテナンスの手間を縮小できる。

よって、低コストで効率的な発電が可能となり、余剰消化ガスを有効利用することができる。



(1)メタン精製 (2)ガス吸蔵・運搬 (3)ガス集約・発電

導入効果(試算例)

- ◆ 費用回収年を重視する場合、供給処理場にはメタン精製装置、吸蔵容器を設置し、集約処理場にはメタン精製装置の代わりにシロキサン除去装置を設置し、クッションタンクにて供給処理場からの消化ガスと混合する。
この場合、エネルギー創出量として25,497GJ/年、温室効果ガス排出削減量1,381 t-CO₂/年の効果が期待される。
- ◆ 未利用消化ガス全量使用を重視する場合、上記機器に加えて供給処理場に低濃度メタン対応型の余剰ガス燃焼装置を設置する。※これにより、メタン精製装置から発生するオフガスを、既存施設に影響を与えず処理することができるため、未利用消化ガスを全量利用することが可能となる。
この場合、費用回収年はやや長くなるものの、エネルギー創出量として27,874GJ/年、温室効果ガス排出削減量1,501 t-CO₂/年の効果が期待される。

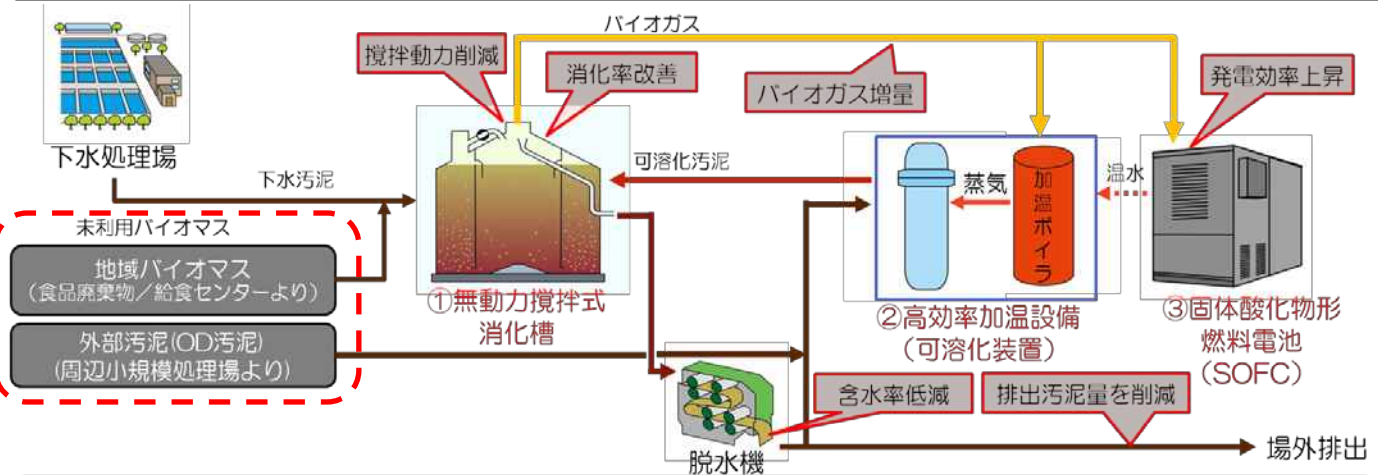
— モデル処理場での導入効果の試算結果 —

	費用回収年を重視する場合	未利用消化ガス全量使用を重視する場合
費用回収年(年)	14.8	15.6
エネルギー創出量(GJ/年)	25,497	27,874
GHG排出削減量(t-CO ₂ /年)	1,381	1,501

技術の概要

実証実施者：三菱化工機(株) 国立大学法人九州大学・日本下水道事業団・唐津市共同研究体

従来の汚泥処理である嫌気性消化技術の効率化、未利用バイオマスの集約活用および燃料電池による効率的な発電によりバイオガス発生量を増加、温室効果ガス排出量の削減し、下水処理場におけるエネルギー自給率の向上を図ることが可能な技術です。



- ①「**無動力攪拌式消化**」
 - ・発生するバイオガスの圧力を利用することで消化槽内のお泥攪拌を機械攪拌と比較し消費電力95%以上削減
- ②「**高効率加温設備(可溶化装置)**」
 - ・熱可溶化による熱加水分解作用により、消化日数が15日程度まで短縮可能
 - ・消化率が10ポイント改善されるため、バイオガスが増量
 - ・汚泥が改質され脱水汚泥の含水率が4ポイント低減
 - ・上記消化率、含水率の改善効果により、脱水汚泥排出量を大幅に低減
- ③「**固体酸化物形燃料電池 (SOFC)**」
 - ・発電効率: 48%以上 (680時間の連続運転で結果)

導入効果(試算例)

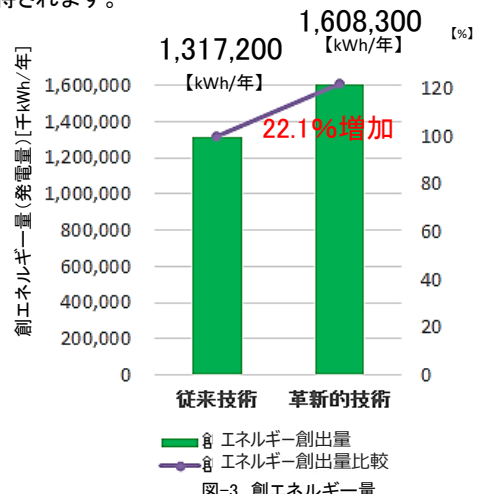
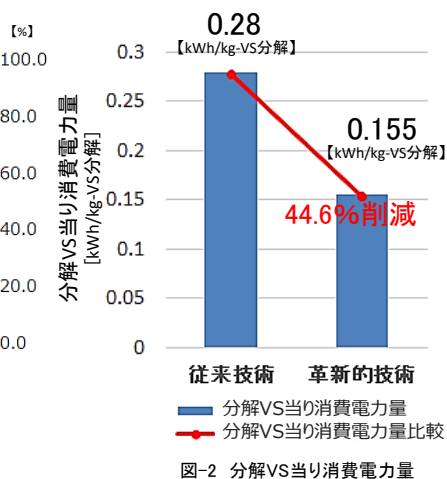
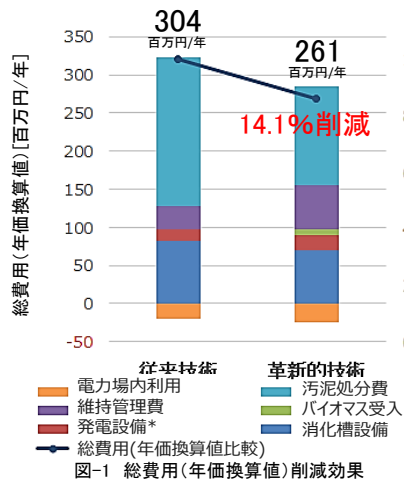
従来技術

- ・ PC製消化槽、脱硫装置、低圧ガスホルダ、温水ボイラ、小型ガスエンジン
- ・ 地域バイオマスは別途場外で処分

試算規模

流入下水量	日平均30,000m ³ /日
下水汚泥	5.1 t-ds/日
OD脱水汚泥	0.6 t-ds/日
地域バイオマス	0.3 t-ds/日

- ◆ 従来技術との比較において、総費用(年価換算値)で14.1%の削減効果が確認されました。
- ◆ 分解VS当り消費電力量は44.6%削減、創エネルギー量(発電量)は、22.1%増加の効果を得られることが確認されました。
- ◆ 本技術の導入による、汚泥の有効活用及び維持管理コストの低減への大きな貢献が期待されます。

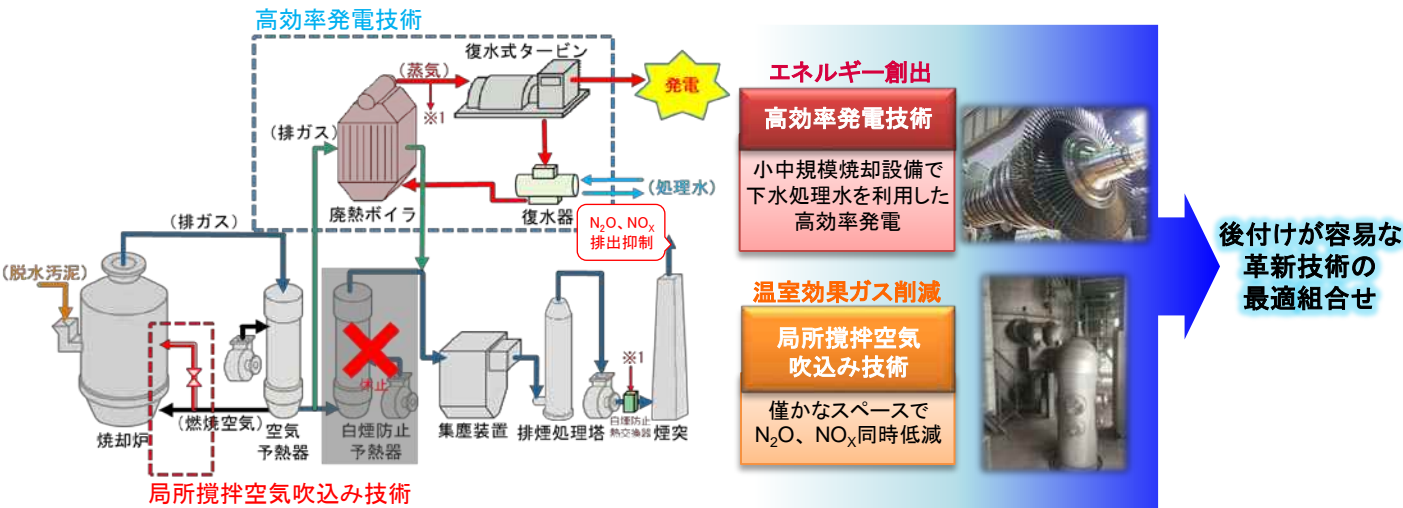


*: SOFC機器費に関しては、経産省SOFCロードマップに準じた想定価格にて設定

技術の概要

実証実施者：JFEエンジニアリング(株)・日本下水道事業団・川崎市共同研究体

本技術は高効率小型蒸気タービンと水冷式復水器を組み合わせた「高効率発電技術」と、既設流動焼却炉への追加設置も可能な「局所攪拌空気吹込み技術」からなり、汚泥焼却設備におけるエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の大幅な削減が可能な技術です。



後付けが容易な
革新技術の
最適組合せ

「高効率発電技術」

小中規模焼却設備(60~300wet-t/日)に適用可能な高効率小型復水式タービン
下水処理水を冷却水として活用することで高効率発電を実現

「局所攪拌空気吹込み技術」

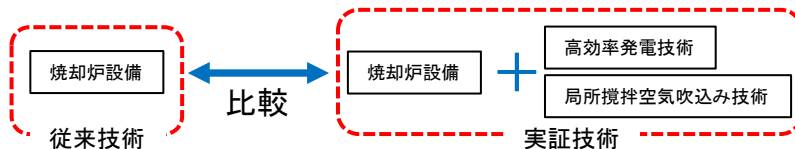
流動床式焼却炉であれば規模を問わず既設焼却炉へも省スペースで追加設置が可能
N₂O及びNO_x排出量の同時削減が可能

N₂O排出係数0.263kg-N₂O/wet-t以下を実証で確認

(実証フィールドにおいて、N₂O排出係数0.232kg-N₂O/wet-t、NO_x排出量50%以上の削減を達成)

導入効果(試算例)

- ◆ 従来技術との比較において、総費用(年価換算値)で0.5%の削減効果が確認されました。
- ◆ エネルギー消費量は97.6%の削減、温室効果ガス排出量は69.7%の削減効果を得られることが確認されました。
- ◆ 本技術の導入による、汚泥焼却設備における維持管理コストの低減及び地球温暖化対策への大きな貢献が期待されます。



焼却炉規模	炉形式	流動床式焼却炉
	汚泥焼却量	150wet-t/日
	補助燃料	都市ガス
汚泥条件	汚泥性状	混合生活污水
	含水率	74.0%
	有機分	86.4%
	高位発熱量	19,890 kJ/kg-DS

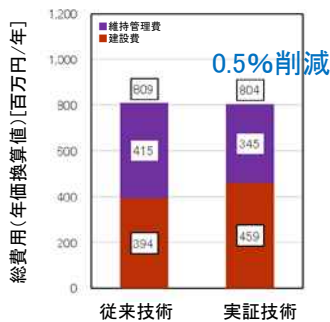


図-1 総費用(年価換算値)削減効果

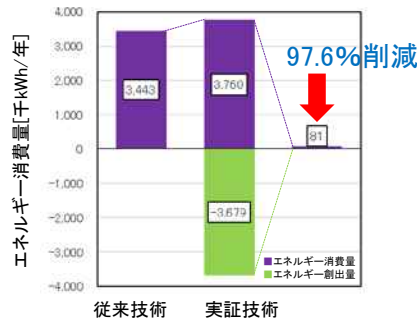


図-2 エネルギー消費量削減効果

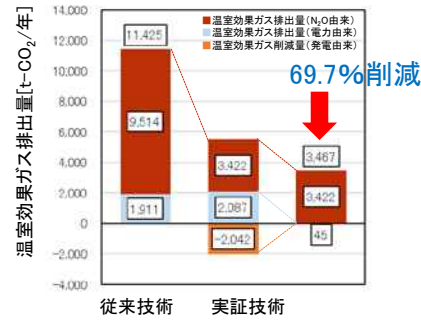
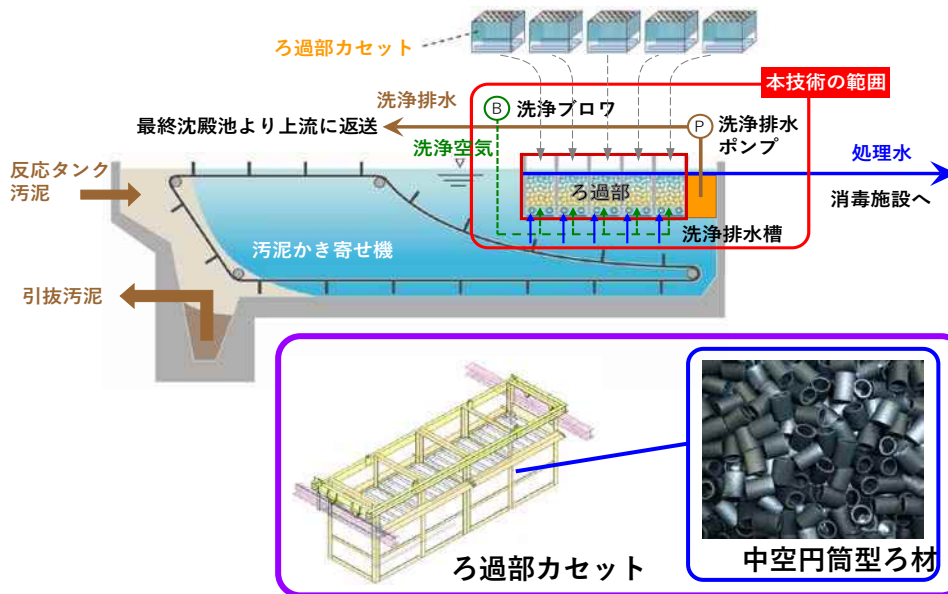


図-3 温室効果ガス排出量削減効果

技術の概要

実証実施者：メタウォーター(株)・日本下水道事業団・松本市共同研究体

本技術は、最終沈殿池にろ過部を設置することにより、水処理能力を量的あるいは質的に向上させる(「処理水質を悪化させることなく、処理水量を最大2倍まで増加させる」または「計画処理水量において、新たに急速ろ過施設を設置した場合と同等程度に処理水質を向上させる」)処理技術です。



- 既存の最終沈殿池を活用し、『処理能力の増強』もしくは『処理水質の向上』が図れます。
- 最終沈殿池の増設、もしくは急速ろ過施設の新設と比較し、建設費を大幅に削減できます

導入効果(試算例)

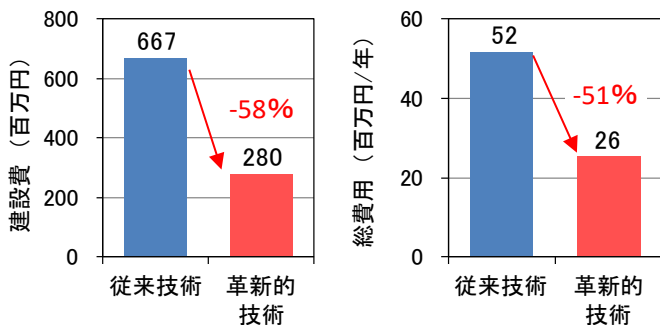
◆ 『処理能力の増強』が目的の場合

- 日最大流入水量の2倍の水量でも、既設系列と同程度の水質が得られることが確認できました。
- 従来技術(最終沈殿池一式の増設)に比べて、建設費で58%、総費用(年価換算値)で51%の削減と試算されました。

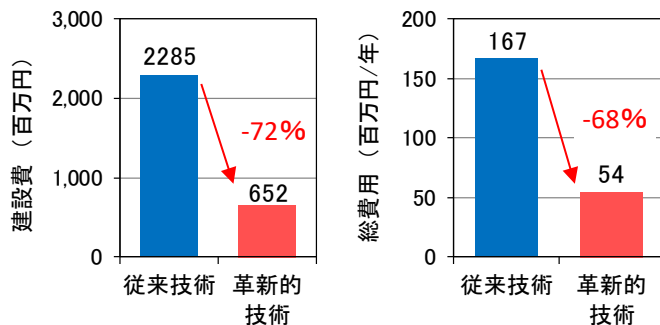
◆ 『処理水質の向上』が目的の場合

- 計画日最大流入水量の水量(対象とした既設系列も同程度の水量)において、砂ろ過処理水と同程度の水質が得られることが確認できました。
- 従来技術(急速ろ過施設一式の増設)に比べて、建設費で72%、総費用(年価換算値)で68%の削減と試算されました。

従来技術	最終沈殿池施設1式 (土木躯体、かき寄せ機などの機器)
試算規模	計画日最大汚水量15,000m ³ /日の増加 (革新的技術により、既存最終沈殿池の処理能力を2倍に増強する)



従来技術	急速ろ過施設1式 (土木躯体、原水ポンプなどの機器)
試算規模	計画日最大汚水量45,000m ³ /日処理 (革新的技術を既存の最終沈殿池のすべてに導入する)



※) 総費用(年価換算値) = 建設費年価 + 年間維持管理費

表 ガイドライン公表済のB-DASH技術一覧(令和2年3月末時点)

分野	テーマ	実証技術名	ガイドライン
下水汚泥利用	固液分離・ガス回収ガス発電	超高効率固液分離技術を用いたエネルギーマネジメントシステム	○
		バイオガスを活用した効果的な再生可能エネルギーシステム	○
	下水汚泥の固形燃料化	温室効果ガスを抑制した水熱処理と担体式高温消化による固形燃料化技術	○
		廃熱利用型 低コスト下水汚泥固形燃料化技術1	○
	リン除去・回収	栄養塩除去と資源再生(リン)革新的技術実証研究	○
	バイオマス発電	脱水・燃焼・発電を全体最適化した革新的下水汚泥エネルギー転換システム	○
		下水道バイオマスからの電力創造システム1	○
	水素創出	水素リーダー都市プロジェクト ～下水バイオガス原料による水素創エネ技術の実証～	○
	CO2分離・回収・活用	バイオガス中のCO2分離・回収と微細藻類培養への利用技術	○
	バイオガス集約・活用	複数の下水処理場からバイオガスを効率的に集約・活用する技術	NEW! ①
	下水汚泥の有効利用	脱水乾燥システムによる下水汚泥の肥料化、燃料化技術 自己熱再生型ヒートポンプ式高効率下水汚泥乾燥技術	○ ○
	地産地消エネルギー活用技術	高効率消化システムによる地産地消エネルギー活用技術の実用化に関する実証事業	NEW! ②
	省エネ型汚泥焼却技術	温室効果ガス削減を考慮した発電型汚泥焼却技術の実用化に関する実証事業	NEW! ③
	中規模向けエネルギーシステム	高濃度消化・省エネ型バイオガス精製による効率的エネルギー利活用技術に関する実証事業	実証中
小規模向けエネルギーシステム	小規模下水処理場を対象とした低コスト・省エネルギー型高濃度メタン発酵技術に関する実証事業	実証中	
水処理	窒素除去	固定床型アナモックスプロセスによる高効率窒素除去技術	○
	省エネ型水処理	無曝気循環式水処理技術	○
		高効率固液分離技術と二点DO制御技術を用いた省エネ型水処理技術	○
	ICTを活用した運転制御	ICTを活用した効率的な硝化運転制御技術	○
		ICTを活用したプロセス制御とリモート診断による効率的な水処理運転管理技術	○
	ダウンサイジング水処理	DHSシステムを用いた水量変動追従型水処理技術実証研究	○
		特殊繊維担体を用いた余剰汚泥削減型水処理技術	○
	省エネ・低コストな水処理能力向上技術	最終沈殿池の処理能力向上技術実証事業	NEW! ④
ICT・AI制御高度処理技術	単槽型硝化脱窒プロセスのICT・AI制御による高度処理技術実証事業	実証中	
管路施設管理技術	管渠マネジメント	高度な画像認識技術を活用した効率的な管路マネジメントシステム	○
		管口カメラ点検と展開広角カメラ調査及びプロファイリング技術を用いた管渠マネジメントシステム	
		展開広角カメラ調査と衝撃弾性波検査法による管渠マネジメントシステム	
	管渠腐食点検調査	下水圧送管路における硫酸腐食箇所の効率的な調査技術	○
	設備劣化診断	ICTを活用した下水道施設の劣化状況把握・診断技術の実証	実証中
		ICTを活用する劣化診断技術および設備点検技術実証事業	実証中
	空洞探査	車両牽引型深層空洞探査装置の実用化に向けた技術実証事業	-
		三次元陥没予兆診断技術に関する実証事業	
ICT活用型下水道施設管理	クラウドを活用し維持管理を起点とした継続的なストックマネジメント実現システムの実用化に関する実証事業	実証中	
ICTを活用型管路マネジメント	維持管理情報のビックデータ解析による効果的なマネジメントサイクルの確立に関する実証事業	実証中	
	ICTを活用した総合的な段階型管路診断システムの確立にかかる実証事業	実証中	
ICT活用マンホールポンプ管理	ICT技術(クラウドAIシステム)を用いた汚水マンホールポンプのスマートオペレーションの実証	実証中	
浸水対策	ICTを活用した浸水対策	ICTを活用した浸水対策施設運用支援システム	○
	都市浸水対策	都市域における局所的集中豪雨に対する雨水管理技術	○
浸入水対策	AIによる管内異常検知	水位計と光ファイバー温度分布計測システムにAIを組合せた雨天時浸入水調査技術の実用化に関する実証事業	実証中
		AIによる音響データを用いた雨天時浸入水検知技術の実用化に関する実証事業	実証中
その他	下水熱利用	管路内設置型熱回収技術を用いた下水熱利用に関する実証研究	○
		小口径管路からの下水熱を利用した融雪技術の実用化に関する実証事業	実証中
		ヒートポンプレスで低LCCと高COPを実現する下水熱融雪システムに関する研究	実証中
再生水利用	UFろ過膜と紫外線消毒を用いた高度再生水システム	○	

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(作業従事者の感染予防対策に係る保護具の適切な着用等のお願い)

3月1日に公表された「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(厚生労働省)において、「糞便からウイルスが検出されることがあります」との見解が示されたことを踏まえ、3月6日付け事務連絡では、未処理汚水に接触する可能性がある業務を実施する場合には、業務委託契約書等の安全衛生管理に係る事項を遵守させるとともに、現場の状況に応じた適切な保護具を選定するなど従事者の安全衛生の管理に努めていただくようお願いしたところです。

しかしながら、3月13日付け事務連絡により実施した「管路施設の清掃作業時等における作業従事者の保護具の着用状況等調査」(以下「実態調査」という。)の結果(詳細は別紙参照)、未処理の汚水に直接接触する業務に従事する場合であるにもかかわらず、マスクや保護めがねの着用が不十分である、作業作業終了後の手洗いが徹底されていない等の課題が見受けられました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点からも、各下水道管理者におかれましては、管路施設内の清掃作業等で未処理の汚水に直接接触する可能性がある業務を実施する場合の保護具の取扱い等については、当面の間、下記により適切にご対応いただきますようお願い致します。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

記

1 作業現場の状況に応じたマスク・保護めがねの着用

「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第2版改訂版(ver2.1)」(2020年3月10日。(一社)日本環境感染症学会)によれば、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のポイントは、「ウイルスを含む飛沫が目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐ」と、「ウイルスが付着した手で目、鼻、口の粘膜と接触するのを防ぐ」とされています。

一方、実態調査の結果によると、直営・委託の別にかかわらず、マスクは8割弱、保護めがねは5割弱の着用率にとどまっています。

このため、未処理汚水に接触する可能性がある業務を実施する場合には、マスクの着用を徹底するとともに、作業現場における未処理汚水の状況(水量・水深、糞便の希釈状況等)と作業内容を十分に考慮し、作業に伴い飛沫が直接目に入ることを防ぐため、保護めがね(ゴーグ

ルが望ましいが、汚水飛沫が目に入ることを防ぐことができれば一般的なメガネ等でも可)の着用を励行するようお願い致します。

2 作業終了後の手洗いの徹底

新型コロナウイルス感染症の感染予防には、手洗いが重要とされています。

一方、実態調査の結果によると、直営・委託の別にかかわらず、作業終了後の衛生管理として、手洗い・うがいの実施率は100%に達していません。

このため、たとえ作業中はゴム手袋等を着用し、手指が直接未処理の汚水に接触していない場合であっても、作業終了後の手洗いを徹底するようお願い致します。

3 作業終了後の器具等の洗浄

作業終了後に未処理汚水が付着した器具等を洗浄することは、作業従事者又は当該器具等を収納・保管する他の職員が未処理汚水と直接接触することや、未処理汚水が周辺環境に飛散することを防ぐ観点からも有用と考えられます。

一方、実態調査の結果によると、直営・委託の別にかかわらず、作業終了後の衛生管理として、保護具・清掃器具等の洗浄の実施率は100%に達していません。

新型コロナウイルス感染症の感染予防を徹底する観点からも、作業終了後の器具等の洗浄を徹底するようお願い致します。

4 マスク及び消毒液の調達

実態調査の結果によると、マスク及び消毒液の入手が困難との声が多数寄せられました。

これを踏まえ、需給状況の把握と対応の検討を行っているところですが、現時点で各下水道管理者等へあっせん等を行うことは難しい状況です。状況に変化がありましたら、速やかに連絡させていただきます。

以上

作業従事者の保護具の着用状況等調査結果

1. 調査実施概要

①対象団体

公共下水道又は流域下水道の管理者である全国1, 483団体を対象にアンケート調査を実施

②実施時期

3月13日(金)～18日(水)

③回答状況

1, 218件の回答が得られた(回答率82.1%)。

2. 直営／委託の状況

①管路施設の清掃作業

(直営)245団体、(委託)995団体

②処理場、ポンプ場でのスクリーニングの除去・洗浄・搬出作業

(直営)129団体、(委託)1,013団体

3. 困りごと

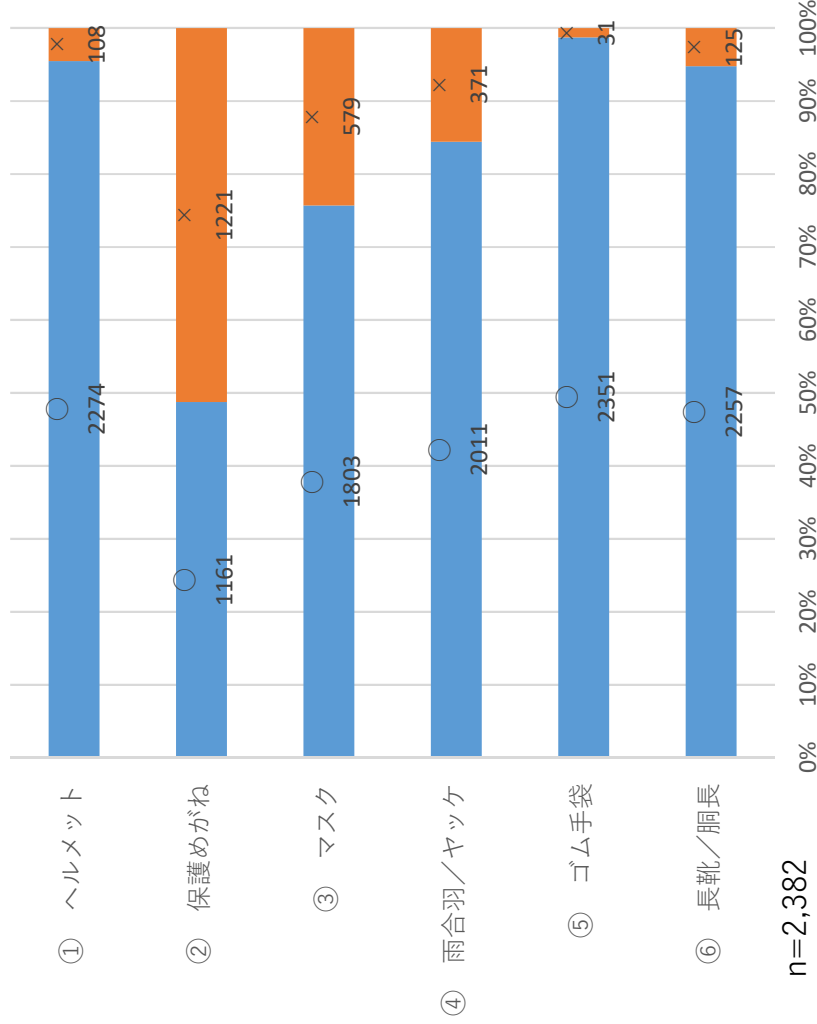
「マスク入手困難」を挙げた団体:547団体

「消毒液入手困難」を挙げた団体:287団体

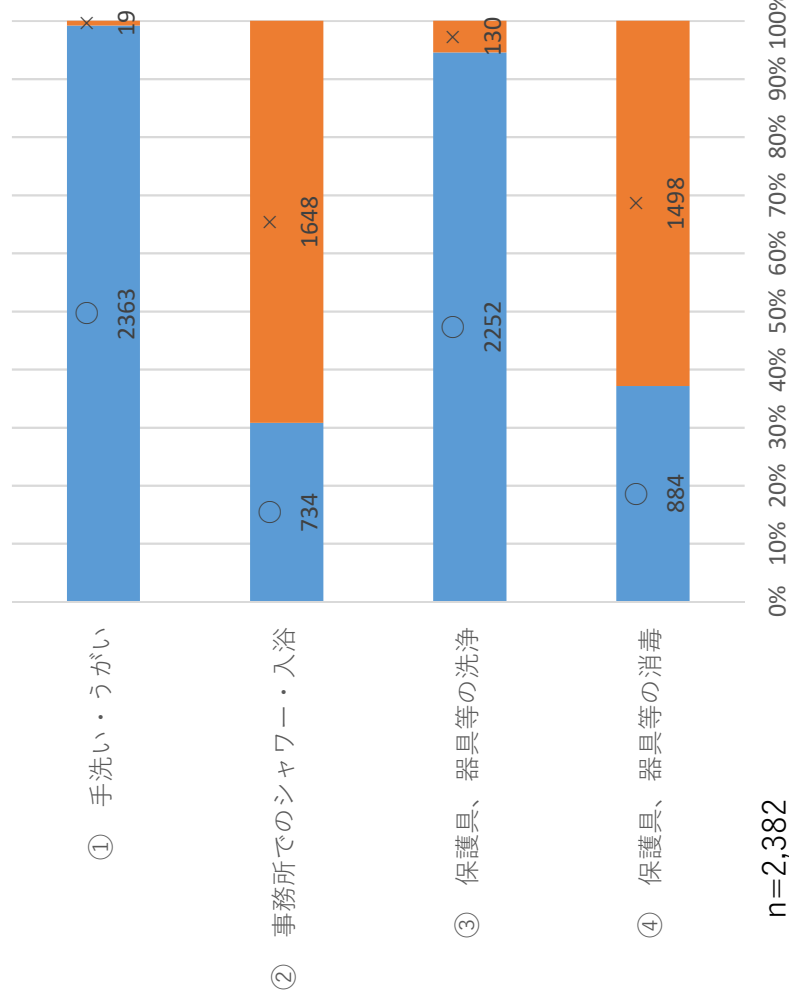
○ 未処理汚水に接触する作業である管路施設の清掃及び処理場、ポンプ場でのスクリーンかすの除去、洗浄、搬出時における保護具の着用状況については、①ヘルメット、④雨合羽／ヤッケ、⑤ゴム手袋、⑥長靴／胴長の4点については、概ね着用されている一方、②保護めがねは5割弱、③マスクは8割弱の着用にとどまっている状況。

○ 上述の作業終了後の衛生管理について、①手洗い・うがい、③保護具、器具等の洗浄は概ね実施されているが、②事務所でシャワー・入浴、④保護具・器具等の消毒は、3割強の実施にとどまっている状況。

保護具の着用状況



作業後の衛生管理

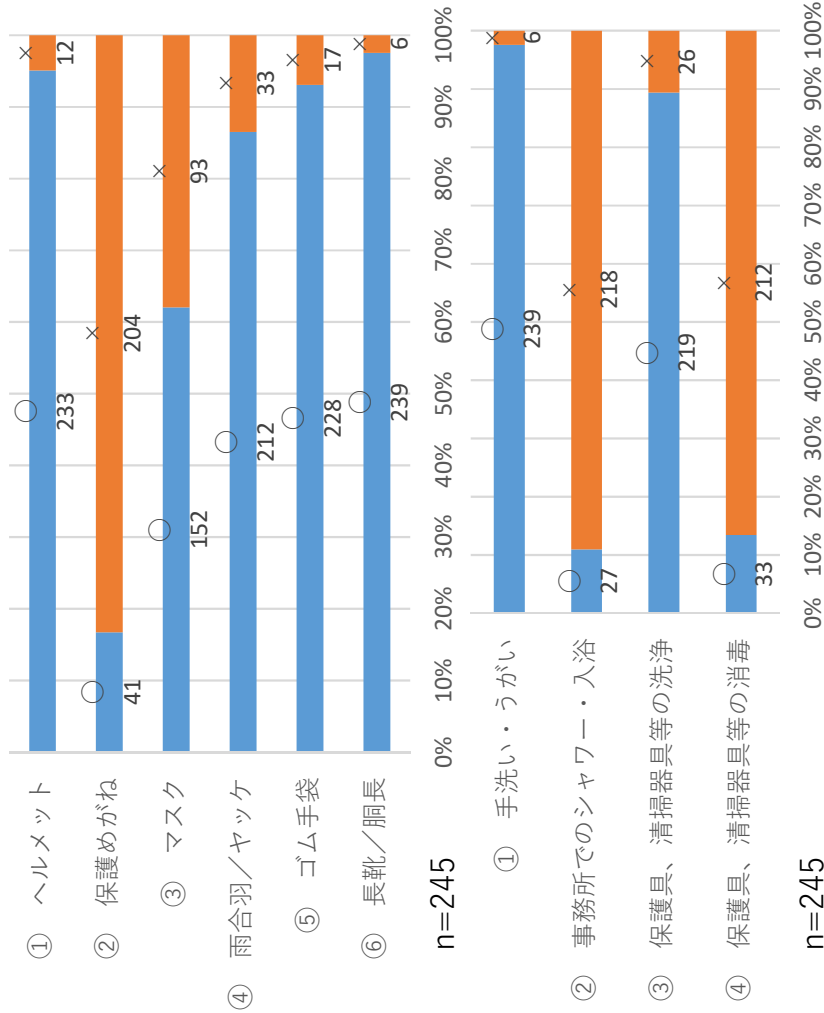


(参考)管路施設の清掃時における保護具の着用状況／衛生管理について

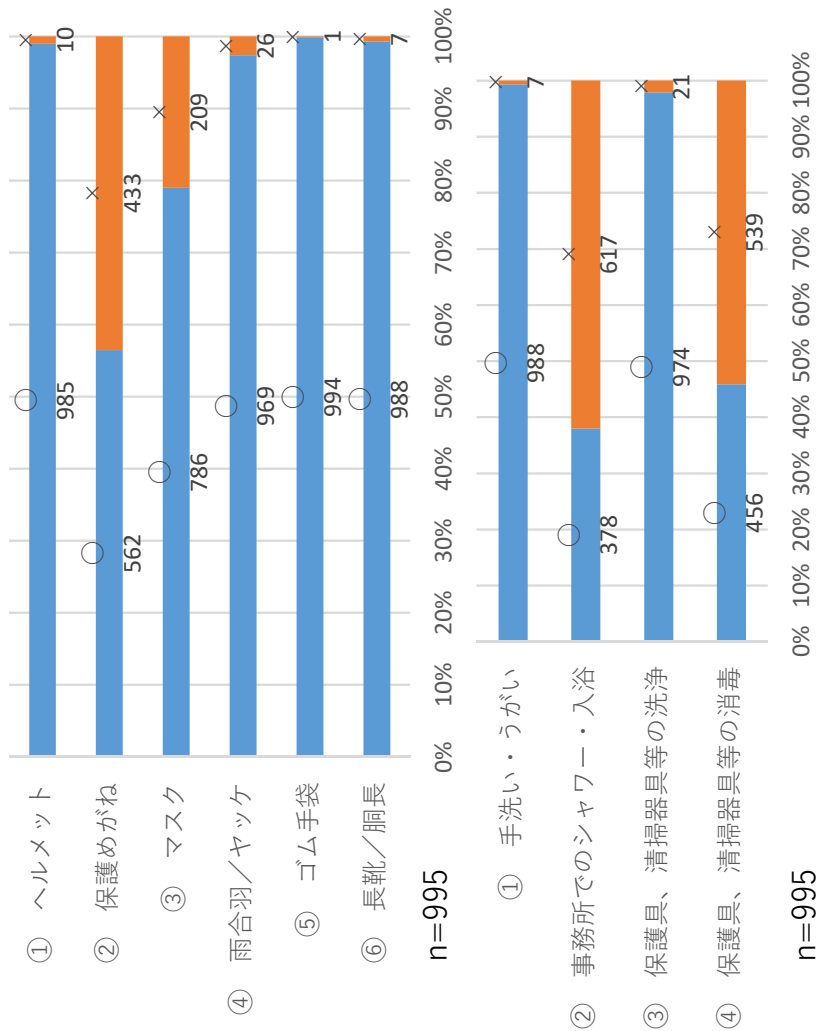
○ 管路施設の清掃時の保護具の着用状況については、①ヘルメット、④雨合羽／ヤッケ、⑤ゴム手袋、⑥長靴／胴長の4点については、概ね着用されている一方、②保護めがねは直営で2割弱、委託で6割弱、委託で6割程度、委託で8割弱の着用にとどまっている状況。

○ 作業後の衛生管理について、①手洗い・うがい、③保護具、器具等の洗浄は概ね実施されているが、②事務所でのシャワー・入浴、④保護具・器具等の消毒は、直営で1割程度、委託で4割程度の実施状況にとどまった。

直営の場合



委託の場合

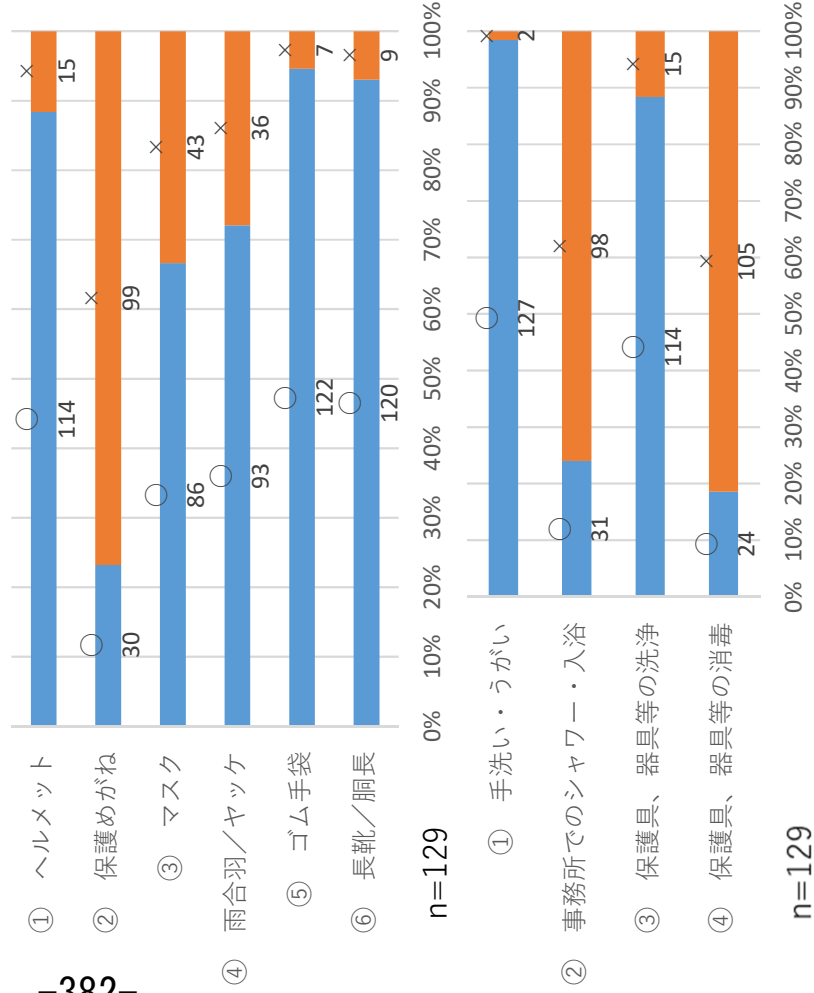




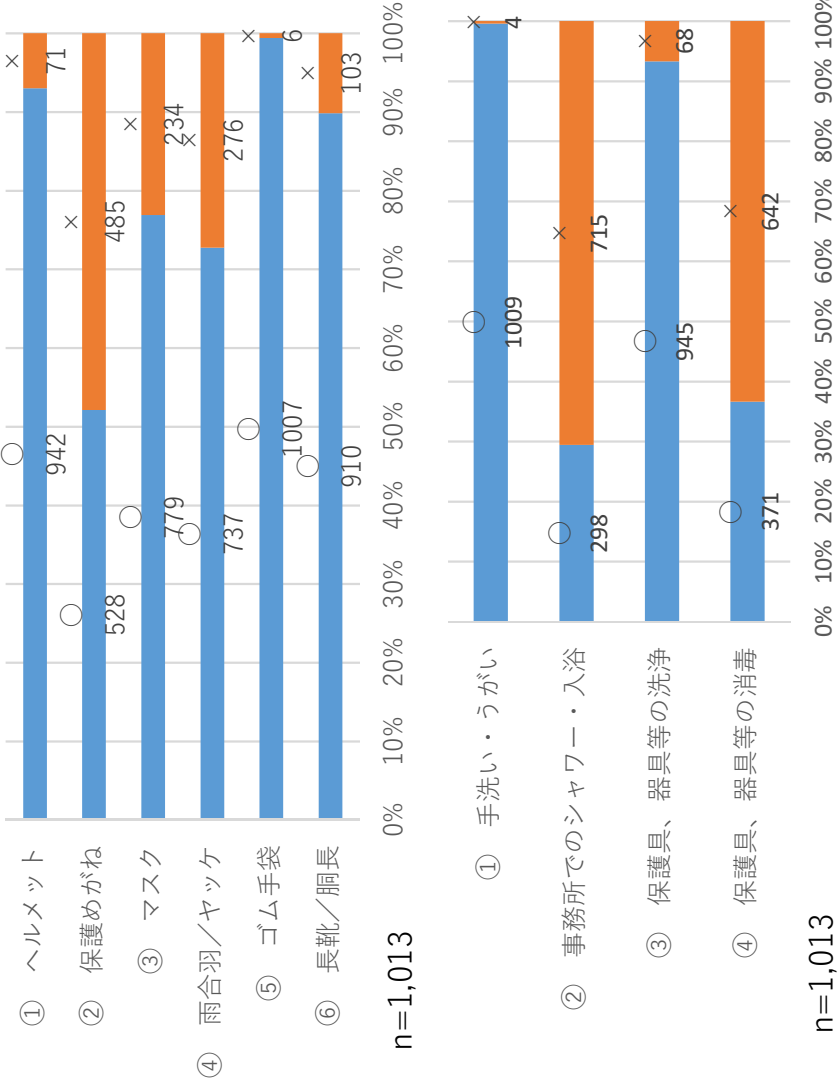
○ 処理場等でのスクリーンかすの除去等時における保護具の着用状況については、①ヘルメット、④雨合羽／ヤッケ、⑤ゴム手袋、⑥長靴／胴長 の4点については、概ね着用されている一方、②保護めがねは直営で2割強、委託で5割強、③マスクは直営で6割強、委託で8割強の着用にとどまっている状況。

○ 作業後の衛生管理について、①手洗い・うがい、③保護具、器具等の洗浄は概ね実施されているが、②事務所でのシャワー・入浴及び④保護具・器具等の消毒は、直営で2割程度、委託で4割弱の実施状況にとどまった。

直営の場合



委託の場合



事務連絡
令和2年3月31日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(4月期の人事異動等を踏まえたテレワークの継続的实施等をお願い)

4月期の人事異動等により、新たな体制で下水道事業を実施される下水道管理者におかれましては、現下の感染拡大の状況等を踏まえ、新体制においても、引き続き、下記の対応をお願い致します。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

記

1 テレワーク・時差出勤の励行

2月20日及び26日付け事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、通勤ラッシュを回避するテレワーク(特に在宅勤務)や時差出勤の積極的な活用について御配慮をお願いしたところですが、新体制においても引き続き、テレワーク等を積極的に活用いただきますよう改めてお願い致します。

2 咳エチケット・手洗い等の徹底並びに保護具の適切な着用等

咳エチケットや手洗い等の通常の感染症対策が重要であることについては、1月31日付け事務連絡等により繰り返し周知してきたところですが、新規採用者を含め、初めて下水道事業に従事する職員等に対しても、再度周知徹底をお願い致します。

また、未処理の汚水に直接接触する可能性がある業務における保護具(マスク・保護めがね)の着用等については、3月30日付けの事務連絡による対応を再度周知徹底願います。

3 イベント等における集団感染の防止対策

下水道事業に関するイベント等の実施を検討する際には、3月23日付け事務連絡等を踏まえ、換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なる場所を避けるなどの集団感染防止対策が必要であること等についても、再度周知徹底をお願い致します。

4 不測の事態への対応

貴団体内の下水道事業従事者等の罹患が判明した場合には、2月3日付け事務連絡により弊省への報告をお願いしているところですが、本件についても、引き続き遺漏なく御対応いただきますようお願い致します。

以上

国 水 下 事 第 4 3 号
令 和 2 年 3 月 31 日

各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
下 水 道 部 長
(公 印 省 略)

下 水 道 用 設 計 標 準 歩 掛 表 の 一 部 改 定 に つ い て (令 和 2 年 度 版)

標 記 に つ い て 、 令 和 2 年 度 版 と し て 別 添 の と お り 改 定 し た の で 通 知 す る 。

(別 添)

- ・ 改 定 事 項
- ・ 第 1 卷 管 路 編
- ・ 第 2 卷 処 理 場 ・ ポ ン プ 場 編

※ 第 3 卷 設 計 委 託 編 に つ い て は 変 更 な し

国 水 下 事 4 3 号
令和 2 年 3 月 31 日

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長
都市再生機構下水道担当部長
日本下水道事業団技術戦略部長

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部長
(公印省略)

下水道用設計標準歩掛表の一部改定について（令和 2 年度版）

標記について、令和 2 年度版として各地方整備局にあて別添のとおり通知したので参考送付する。

(別添)

- ・ 改定事項
- ・ 第 1 卷 管路編
- ・ 第 2 卷 処理場・ポンプ場編

※第 3 卷 設計委託編については変更なし

下水道用設計標準歩掛表（令和２年度版）の改定内容

「第１巻 管路」編

〔管路施設〕

- シールド工法「一次覆工」等の歩掛改定
理由：施工合理化調査の結果、歩掛に変化が認められたため。

「第２巻 ポンプ場・処理場」編

〔土 木〕

- 語句等の修正
理由：建設機械等損料算定表改定されたため。

〔機械設備〕

- 一般管理費等率の改定
理由：公共工事機械設備技術等各省連絡会の調査・解析に基づき改定。
- 工事設計書作成例の改定
理由：一般労務費の項目に機械設備工事で使用頻度が高い「機械設備工」を追記。
- 現場塗装工の塗料名ジंकクロメート錆止め塗料を鉛・クロムフリーさび止め塗料に改定
理由：ジंकクロメート錆止め塗料は、有害な鉛・クロムを多量含むため、鉛・クロムフリーさび止め塗料に改定。

〔電気設備〕

- 材料保管率の語句修正
理由：材料補完率の備考に記載の「電線管類の補完率」の解説について解釈しやすい表現に修正。

〔建築・建築設備〕

- 下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説の改定
理由：国土交通省大臣官房官庁営繕部の技術基準である「公共建築工事積算基準等資料」との語句等の整合を図るため。

「第３巻 設計委託」編

- 改定なし

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 1 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立 に向けたガイドライン(管路施設編)-2020 年版-」の活用について

下水道の普及率は、平成 30 年度末で 79.3%(人口普及率)に達し、管路総延長約 48 万kmと管理するストックが増加する中、大量のストックの適切な維持管理、老朽化した施設の適切な改築等が求められています。

国土交通省では、「下水道管路施設における維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクルの確立に向けた技術検討会」を開催し、本検討会における議論を踏まえ、今般、「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(管路施設編)-2020 年版-」(以下「ガイドライン」という。)を策定しました。本ガイドラインは、管路施設を対象として、データの活用面を踏まえた蓄積すべき維持管理データの内容やその段階的な整備、これらのデータの効率的な電子化、データを活用した CAPD マネジメントの方法及び ICT を活用した効率的・効果的な点検・調査方法等を整理し、平成 27 年 11 月に発行した「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015 年版-」と合わせて、各下水道管理者が維持管理情報等を起点とし、情報蓄積・分析に基づく効率的なマネジメントサイクルの確立を支援するものです。

各下水道管理者においては、日々発生する維持管理情報等を適切に蓄積し、効率的に活用して診断・評価を実践するマネジメントサイクルを実践していただきますようお願いいたします。特に、施設情報や維持管理情報の電子化がなされていない団体におかれは、本ガイドラインを参照し、現在保有している情報の状況や将来的な到達目標に照らして、当面整備すべきデータの範囲を定めるなど、段階的に電子化を促進されますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知・助言いただくよう、お願いいたします。

国 水 下 事 第 4 2 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長

大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の施行について（通知）

大規模雨水処理施設整備事業の交付に関して、「大規模雨水処理施設整備事業実施要綱」を別添のとおり定め、令和2年4月1日より施行することとしましたので、通知します。

つきましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、貴職からこの旨周知方
お願いいたします。

大規模雨水処理施設整備事業 実施要綱

第1 通則

大規模雨水処理施設整備事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

大規模雨水処理施設整備事業は、計画的な施設整備や適切な機能確保を図るため、雨水処理を担う大規模な下水道施設の設置又は改築事業を集中的に実施することを目的とする。

第3 事業主体

大規模雨水処理施設整備事業の事業主体は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

第4 対象事業

大規模雨水処理施設整備事業の対象となるのは、防災・安全社会資本整備交付金、社会資本整備総合交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業のうち基幹事業の通常の下水道事業、下水道浸水被害軽減総合事業、都市水害対策共同事業、下水道総合地震対策事業のいずれかに該当する事業のうち、雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築事業であって、以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 事業の完了までに要する期間が概ね10年以内であること
- (イ) 全体事業費が5億円以上であること

国の補助に係る補助率については、各基幹事業の規定によるものとする。

第5 事業計画の策定

事業主体は、大規模雨水処理施設整備事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。この場合において、指定都市を除く市町村にあっては、都道府県知事を経由して行うものとする。

第6 事業計画の公表

事業主体は、大規模雨水処理施設整備事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第7 監督等

1. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する大規模雨水処理施設整備事業に関し、適正化法、その他の法令及びこ

の要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する大規模雨水処理施設整備事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。

2. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する大規模雨水処理施設整備事業につき、大規模雨水処理施設整備事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その大規模雨水処理施設整備事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第8 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村(特別区を含む。)に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。

国 水 下 事 第 5 5 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

都 道 府 県 下 水 道 担 当 部 長 殿
政 令 指 定 都 市 下 水 道 担 当 局 長 殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の運用について

令和2年3月31日付け国水下事第42号により、大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の施行について国土交通省水管理・国土保全局長より通知したところであるが、その運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしく願います。

記

1. 定義

「雨水処理を担う下水道施設」とは、下水道施設（合流式下水道を含む）のうち、雨水の排除、貯留、浸透等の機能を有するものをいう。

2. 大規模雨水処理施設整備事業計画の内容

- (1) 対象とする降雨は、再度災害の防止及び事前防災・減災の観点から適切に定めるものとする。
- (2) 大規模雨水処理施設整備事業計画は、以下の事項を定める。なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の参画を得て策定する。
 - ① 対象地区の概要及び選定理由
 - ② 整備目標
 - ③ 内水ハザードマップ策定状況
 - ④ 事業内容及び年度計画
 - ⑤ 整備効果
 - ⑥ 放流先河川との調整状況
 - ⑦ その他必要な事項

3. 下水道床上浸水対策事業、事業間連携下水道事業との関係について

下水道床上浸水対策事業又は事業間連携下水道事業の採択要件に合致する場合は、当該制度により実施することを原則とする。ただし、事業の性質上、下水道床上浸水対策事業又は事業間連携下水道事業により実施することが適当でない事業については、その限りではない。

4. 大規模雨水処理施設整備事業計画と下水道法事業計画等との関係

大規模雨水処理施設整備事業計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

なお、大規模雨水処理施設整備事業計画に位置付けた施設は、浸水に対する安全度を向上させる場合を除き、施設整備の目的に応じて、別途下水道ストックマネジメント計画又は下水道総合地震対策計画へも位置付けることとする。

〇〇地区 大規模雨水処理施設整備事業計画

(様式1)

項 目	内 容 ・ 施 策 等
選定理由	<p>(新規整備の場合の例)</p> <p>〇〇地区は、古くから下水道整備を進めてきた合流地区であるため、雨水整備水準は市内の分流地区に比べて低く、平成〇年には集中豪雨により地下街への雨水の浸入が生じ、都市機能に影響を来す大規模な浸水被害が発生したことから、早急な浸水対策が急務である。なお〇〇地区は過去10年間に〇回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積は〇〇ha、延べ床上浸水戸数は〇戸、延べ浸水戸数は〇戸である。</p> <p>備考) 下水道浸水被害軽減総合事業の場合、採択要件を記載</p> <p>(改築更新の場合の例)</p> <p>〇〇地区では下水道を整備してから〇年が経過しており、雨水幹線や〇〇ポンプ場などの雨水処理施設の老朽化が進行している。これらの施設について適切な機能確保を図り浸水被害を防止するため、集中的な雨水処理施設の改築を実施する必要がある。</p>
整備目標	<p>① 本計画における対象降雨 (必ず記載) (機能向上を伴わない改築の場合、現況を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画における対象降雨：77mm/hr ・目標とする理由：平成〇年〇月に〇〇地区で記録した既往最大降雨 77mm/h ・ハード整備による整備水準の目標:60ミリメートル/hr <p>②目標設定 (必ず記載) (機能向上を伴わない場合、現況を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> i)生命の保護の観点：当該排水区に存在する高齢者・障害者等要配慮者関連施設〇箇所の床上浸水を防止する。 ii)都市機能の確保の観点：機能保全水深を 20cm と設定する。 iii)個人財産の保護の観点：家屋の床上浸水を防止する。 iv)その他：特になし <p>備考) 浸水対策の観点(生命の保護、都市機能の確保、個人財産の保護等)から目標設定を行い、その内容について具体的に記述</p> <p>③ハード対策、ソフト対策及び自助の役割分担について (該当ある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> i)ハード対策 <ul style="list-style-type: none"> 施設整備により 60mm/h の降雨において浸水被害を防止することを目的とする。 ii)ソフト対策及び自助 <ul style="list-style-type: none"> 施設整備で対象とする降雨量を上回る既往最大降雨 77mm/h の降雨において、下水道管理者による内水ハザードマップ作成・公表などの情報提供、地域住民等による止水板設置など、それぞれの主体が対策を実施することにより、市街地部の浸水深を機能保全水深 20cm にとどめ、被害をできるだけ小さくする。

	備考) ハード整備における目標水準を記述するとともに、目標水準を超える降雨に対し被害をできるだけ小さくするためのソフト対策及び自助についても目標を具体的に記述
--	---

項目	内容・施策等			
内水ハザードマップ策定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有 (平成 年 月 日策定済み) ・ 策定予定 (令和3年3月末策定予定) 			
主な事業内容 (該当あるものについて記載)	公助	ハード対策	下水道管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水管渠の整備 排除面積〇ha ・ 雨水貯留施設の整備 貯留能力〇m³ ・ 雨水ポンプ場の整備 排水能力〇m³/分
			下水道管理者以外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透水性舗装の整備 (〇〇市道路課) 面積〇m² ・ 学校の雨水貯留施設の整備 (〇〇市教育委員会) 貯留量〇m³ ・ 公園下の雨水調整池の整備 (〇〇市公園課) 貯留量〇m³
	自助	ソフト対策	下水道管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水ハザードマップの作成・公表 ・ 降雨情報の収集と提供 ・ 水位観測情報の提供
			下水道管理者以外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下街等の管理者に対する浸水リスクの啓発 (〇〇市〇〇課)
	自助	ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 止水板の設置 (〇〇地下街管理者) 〇箇所 ・ 各戸貯留浸透施設 (〇〇市〇〇要綱) 〇戸 	
		ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難訓練 (〇〇市〇〇課) 	

備考) 事業内容については主な施策について具体的な実施数量を記述

また、下水道管理者以外が行う施策については、道路管理者など実施主体、制度要綱等を具体的に記述

* 下水道浸水被害軽減総合計画に基づき実施している事業の場合、既存の施設調書を添付すること

年度計画（百万円）（必ず記載）

名称	令和2年度	令和3年度	・・・	令和8年度	計
雨水管渠	1,840	1,530	・・・		〇〇〇
雨水貯留管	150	150	・・・	198	〇〇〇
〇〇ポンプ場	150	150	・・・	102	〇〇〇
計	2,140	1,830	・・・	300	〇〇〇

備考) 事業内容に位置づけた施設について年割額（事業費）を記述。

整備済のものは含めない。

項目	内容・施策等
整備効果	<p>（新規整備の場合）</p> <p><事業評価の内容></p> <p>被害額：〇〇百万円が削減される。</p> <p>B/C：〇.〇〇</p> <p>経済的内部収益率：〇〇%</p> <p><その他の定量的な効果></p> <p>都市浸水対策達成率：〇%→〇%</p> <p>（改築更新の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置から〇年が経過している〇〇地区の〇〇施設について、雨水排水機能を適切に確保する。（〇m³/分、1/5 対応） ・機能向上を伴う場合：雨水排水能力を〇m³/分から〇m³/分に増強し、対応降雨を 1/3 対応から 1/5 対応に強化 <p>（共通：該当あれば記載）</p> <p>ソフト対策，自助の整備効果等：</p> <p>内水ハザードマップによる情報提供及び止水板の整備を併せて行い，地下街等への浸水を防止するとともに，既往最大降雨に対し機能保全水深 20cm を達成する。</p>
放流先河川との調整状況	<p>現在，放流先河川の整備水準は 45mm/h 対応となっているが，今後 2 年間で，目標水準 60mm/h までの整備を緊急的に行い，整合性を図る。</p> <p>備考) 対象地区に関係する河川があれば，その整備状況を計画も含め具体的に記述。</p> <p>特段調整の必要がない場合、その理由を記載。</p>
その他	<p>地下街管理者，道路管理者，地域住民等と連携し，下水道浸水被害軽減総合計画を策定した。また，当該計画に位置づけられた貯留管は合流式下水道緊急改善計画にも位置づけられており，両計画で整合性が図られている。</p>

	備考) 他の公共事業, 住民との連携, 合流式下水道の改善, 水位周知下水道の指定や運用方法など, 本事業に関連するその他の事項について記述
--	--

(参考図面)

1. 使用図面

5,000～10,000 分の 1 程度で計画内容がわかるようにする。大規模雨水処理施設整備事業により実施する箇所を明示すること。

2. 図面記載内容

*あくまで作成例であり、これによらない記載を妨げるものではない。

記載内容	色別	適用
貯留施設 施工済 計画期間内施工予定 集水区域	黒 赤 青	貯留施設を 2～3mm の実践で書く。 施設名を記入。 集水区域を 5mm 幅程度で囲む。施工済の場合は黒で全体を薄く塗りつぶす。
浸透施設 施工済 計画期間内施工予定 整備区域	黒 赤 青	対象区域を 5mm 幅程度で囲む。 施設名を記入。 対象区域を 5mm 幅程度で囲む。
ポンプ施設 施工済 計画期間内施工予定	黒 赤	直径 5mm の円に P で表現。 色で塗りつぶす。
雨水又は合流管渠 施工済 計画期間内施工予定	茶 橙	昭和 46 年 10 月 9 日付建設省告示第 1705 号の別表に定める基準に適合する管渠を 1mm の実線で書く。 管渠名を記入。
計画対象区域界	桃	2mm の実線。
① 駅	緑	色で塗りつぶす。 施設名を記入。
② 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(緊急輸送道路, 防災拠点等)		
③ 国の防災関係機関や県庁, 市役所等の施設		
④ 高齢者・障害者等要配慮者関連施設		
⑤ 床上浸水被害の未解消地区	水色 黄色	水色で全体を薄く塗りつぶす。 黄色で全体を薄く塗りつぶし, 事業主体と事業名を記載。
⑥ 下水道管理者以外の主体との連携により行われている整備		
⑦ 防水ゲート, 止水板又は逆流防止施設		
⑧ 各戸貯留浸透施設		

国水下企第117号
国水下事第54号
国水下流第30号
令和2年3月31日

都道府県下水道担当部長殿
政令指定都市下水道担当局長殿
（以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由）
独立行政法人 都市再生機構担当部長殿
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課長

下水道事業課長

流域管理官

社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について

令和2年3月31日付け国官会第29901号により、社会資本整備総合交付金交付要綱について国土交通事務次官より通知したところであるが、附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イー7 下水道事業 及び ロ 防災・安全交付金事業 ロー7 下水道事業に係る運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしく願います。

I. 下水道浸水被害軽減総合事業

1. 交付対象事業の要件

ア) 下水道浸水被害軽減型

- (1) 「駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区」について、具体的な地区を以下のとおりとする。
 - ・駅の周辺で、商業・業務施設の集積している地区
 - ・その地区に災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（緊急輸送道路、防災拠点、ヘリポートなど）を有する地区で、商業・業務地区、住宅地などの人口の集積している地区
 - ・国の防災関係機関、県庁、市役所などの災害時に国・地方公共団体の対策本部が設置される蓋然性が高い施設を有する地区
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
 - ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設
- (3) 「地下街等」とは、以下のとおりとする。
 - ・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設
- (4) 内水浸水シミュレーションによる被害の想定は、以下のとおり行う。
 - ・対象とする地区への降雨に対して、その地区の特性を反映した流出・氾濫現象を解析することとする。
 - ・内水浸水による被害の想定を行う際には、水位観測を実施し内水浸水シミュレーションの再現性を確保するなど、その妥当性を確認するものとする。また、災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者の関連施設が存在する地区については、内水浸水シミュレーションにより、当該施設の出入口などから雨水が流入し被害が想定されることを確認するものとする。

イ) 効率的雨水管理支援型

- (1) 「浸水シミュレーション等」とは、以下のとおりとする。
 - ・浸水シミュレーションや過去の浸水実績、地形情報等を活用した浸水想定手法

2. 交付対象事業の内容

ア) 下水道浸水被害軽減型

- (1) ⑥、⑦に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
 - ・対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めるものとする。
 - ・事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと（例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など）。また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握するものとする。

- (2) ⑥、⑦に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・下水道施設とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設（浸透トレンチ、浸透井等）、公共枿及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないものとする。
 - ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

イ) 効率的雨水管理支援型

- (1) 下水道浸水被害軽減総合計画の策定とは、計画の策定(水位観測計画の策定等を含む。)に係る調査を含むものとする。なお、効率的雨水管理支援型の検討に関する下水道浸水被害軽減総合計画の策定にあたっては、社会資本総合整備計画に当該計画が記載されていることを要しない。
- (2) (2)及び(3)の事業の実施における「削減された費用」とは、以下のとおりとする。
- ・既存の全体計画等に基づき整備する予定であった施設のうち、効率的雨水管理型の検討により取り止めた施設の整備に要する費用。
- (3) (3)に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等(校庭、公園や水田等への雨水の貯留に係る集排水のための配管等を含む。)とする。

3. 下水道浸水被害軽減総合計画の内容

- (1) 下水道浸水被害軽減型の計画策定にあたって対象とする降雨は、再度災害の防止及び事前防災・減災の観点から必要となる程度とする。なお、事前防災・減災の観点から必要となる程度とは、当該都市に降った既往最大降雨を基本とする。対象とする降雨を他地域の大規模降雨とする場合には、内水浸水シミュレーションで当該降雨を基にした内水ハザードマップを策定・公表するものとする。
- (2) 下水道浸水被害軽減総合計画は、以下の事項を定める。なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の参画を得て策定する。
- ① 浸水対策実施の基本方針
 - ② 対象地区の概要及び選定理由
 - ③ 整備目標（効率的雨水管理支援型については、浸水リスク評価に応じた対策目標）
 - ④ 内水ハザードマップ策定状況（なお、計画策定時に内水ハザードマップ未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）
 - ⑤ 事業内容及び年度計画（効率的雨水管理支援型については、既存施設を最大限活用した対策）
 - ⑥ 整備効果（効率的雨水管理支援型については、費用削減効果）
 - ⑦ 放流先河川との調整状況（効率的雨水管理支援型をのぞく）
 - ⑧ その他必要な事項

4. 下水道浸水被害軽減総合計画と下水道法事業計画との関係

下水道浸水被害軽減総合計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

Ⅲ. 下水道総合地震対策事業

1. 交付対象事業の要件

- (1) 「上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域」とは、以下のとおりとする。
 - ・当該予定処理区域内の施設(処理場、ポンプ場、管渠)の一部又は全部が上水道の取水口より上流にある予定処理区域
- (2) 「災害復旧事業終了後5年以内に完了する事業」とは、以下のとおりとする。
 - ・全ての災害復旧事業の成功認定を受けた日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までに実施する事業とする。なお、5年を超えて実施する事業については交付対象外とする。

2. 交付対象事業の内容

- (1) 「防災拠点及び避難地」とは、以下のとおりとする。
 - ・防災拠点とは、広域防災拠点、その他防災拠点としての機能を持つ施設とする。
 - ・避難地とは、広域避難地、一次避難地、その他避難地としての機能を持つ施設とする。
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
 - ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、被災時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設とする。
- (3) 「重要物流道路及び代替・補完路」とは、以下のとおりとする。
 - ・道路法第四十八条の十八にもとづく重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わって必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの
- (4) 「イー7-(2) 2. ア)の対象となる事業を実施中又は実施済みの地区」には、「イー7-(2) 2. ア)」の交付対象事業の要件に該当しており、「イー7-(2) 2. ア)」を適用せずに雨水の貯留・排水施設の整備を実施した地区を含むものとする。
- (5) 「都市機能が集積していること」とは、以下に掲げるいずれかの施設が集積している地区であって、主な土地利用が工場(跡地を含む。)又は住宅地でない地区であることをいう。
 - ①劇場、百貨店、事業所その他の商業・業務施設
 - ②官公庁施設
- (6) 「マンホールトイレシステム」とは以下のとおりとする。
 - ・マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設を交付対象とし、便器及び仕切り施設(テント等)は除く。

3. 下水道総合地震対策計画の内容

- (1) 事業内容は、下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化及び下水道のバックアップ対策等の減災対策事業を含むものとする。
- (2) 下水道総合地震対策計画は、以下の事項を定める。

- ① 対象地区の概要
- ② 対象地区の選定理由
- ③ 計画目標
- ④ 計画期間
- ⑤ 防災対策の概要
- ⑥ 減災対策の概要
- ⑦ 計画の実施効果
- ⑧ 下水道BCP策定状況（なお、計画策定時に下水道BCP未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）

IV. 合流式下水道緊急改善事業

1. 合流式下水道緊急改善計画の内容

(1) 対象地区の計画目標については、以下の3項目について定めるものとする。

- ① 汚濁負荷量の削減
- ② 公衆衛生上の安全確保
- ③ 夾雑物の削減

なお、計画目標については、“合流式下水道の当面の改善目標”として以下の目標を十分に勘案して設定するものとする。

- ① 汚濁負荷量の削減

分流式下水道と置き換えた場合に排出する汚濁負荷量と同程度以下(いわゆる分流式下水道並み)となること

- ② 公衆衛生上の安全確保

全ての雨水吐において未処理放流水の放流回数を半減させること

- ③ 夾雑物の削減

全ての雨水吐で夾雑物の流出を極力防止すること

(2) 合流式下水道緊急改善計画は、以下の事項を定める。

- ① 対象地区の概要
- ② 計画目標(合流式下水道の当面の改善目標との関係を含む。)
- ③ 計画期間
- ④ 整備効果
- ⑤ 事業の効率化に関する取り組み
- ⑥ 事業内容及び年度計画
- ⑦ 評価結果

(3) 計画の策定に当たっては、以下の事項について検討し、効率的かつ効果的な改善事業となるよう努めることとする。

- ① 未処理放流等の実態の把握や放流先のモニタリング等の調査を充分に行うこと
- ② 適切なモデル方式を採用し、合流式下水道の実態に応じた対策を講じること
- ③ SPIRIT21の開発技術などの新技術の導入を検討すること
- ④ 改善対策手法の比較等を実施すること
- ⑤ 未処理放流等で特に影響を受けやすい水域では、消毒を行うなどにより、未処理放流による汚染リスクを解消する対策を検討すること
- ⑥ 未処理放流状況の情報提供等のソフト対策について検討すること

(4) 雨水対策と併用して整備する施設については、雨水対策と合流改善対策との整備の考え方及び合流改善機能の適切な発現のための運用方針等を明らかにすることとする。

2. 交付対象

要綱においては、本事業の交付対象は下水道事業を実施する地方公共団体としているが、原則として、下水道法施行令附則（平成15年9月25日政令第435号）第5条において、その処理区域の面積が国土交通省令で定める面積以上であるもの又は合流式の流域下水道及びそれに接続している合流式の流域関連公共下水道であって当該合流式の流域関連公共下水道の処理区域の面積の合計が国土交通省令で定める面積以上であるものに限る。

3. 合流式下水道緊急改善計画と下水道法事業計画との関係

合流式下水道緊急改善計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

4. 評価の実施

- (1) 評価は、事業主体が改善目標の達成状況の確認等を行い、重点的、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、その公表により事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すことを目的として実施する。
- (2) 評価は、事業主体がこれまでに実施してきた合流式下水道の改善に係る事業について評価を行うこととする。また、計画の中間年度終了時に中間評価を行うとともに、計画期間終了後に事後評価を行うこととする。
- (3) 評価の内容は次の各号のとおりとする。
 - ① 対象事業の進捗状況
 - ② 目標の達成状況及び下水道法施行令附則(平成15年9月25日政令第435号)第2条の2に基づく改善期限までの目標達成の見通し
 - ③ 対象事業の整備効果の発現状況
 - ④ 事業の効率化に関する取り組み状況
 - ⑤ 今後の方針
- (4) 評価を実施した場合、その結果を速やかに公表するとともに、国土交通省に提出するものとする。
- (5) 評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性を確保するため「アドバイザー会議」を開催するなど、学識経験者等の第三者の意見を求めること。なお、アドバイザー会議等の設置は以下を参考にされたい。
 - ① 会議の設置対象
処理区域として合流式下水道を有する市町村及び流域下水道が合流式である都道府県とする。
 - ② 会議の設置方法
設置対象ごとに設置する。
なお、市町村(政令指定都市を除く。)は、自ら設置する方法に代えて、都道府県にて設置される会議に依頼する方法や近隣市町村でまとめて設置する方法も採りうるものとする。
 - ③ 会議の構成
地域の下水道、水環境、水辺の利用状況等に詳しい地域の学識者や地域の経済団体、NPO等の有識者等とする。

- ④ 会議での意見聴取事項
 - ・合流式下水道の公共用水域に与える影響
 - ・合流式下水道の改善に向けての基本的考え方
 - ・各対象地区の合流式下水道緊急改善計画
 - ・合流式下水道緊急改善事業を実施したことによる変化のモニタリング
 - ・その他合流式下水道緊急改善事業の推進に関する事項
- (6) 事業主体は、事業の効率化に関する取り組み状況の評価において、SPIRIT21などの新技術の導入や、改善対策手法の経済性、ソフト対策の導入等の取り組み状況が十分でないと認められた場合は、評価結果を反映して計画を見直し、適切な改善措置を講じることとする。

V. 都市水害対策共同事業

1. 交付対象事業

- (1) 「当該地区又は近傍の地区」とは、下水道の雨水貯留施設又は河川の洪水調節施設が設置されている市町村の区域を基本とする。
- (2) 「その他共同で施設を利用するために必要な施設」とは、附帯設備(ゲート設備等)、電気計装設備(監視制御設備、ケーブル配管等)等とする。

2. 事業計画の作成

- (1) 本事業を実施する地方公共団体は、本事業の実施に当たり、あらかじめ河川管理者と協議調整の上、事業に関する基本的事項を定めた計画(以下「事業計画」という。)を作成すること。
- (2) 事業計画では、以下の事項を記載する。
 - ① 対象地域の概要
地理的・社会的状況、過去の浸水被害の状況、下水道整備及び河川整備の現状等
 - ② 事業期間
年次計画の概要等
 - ③ 整備効果
出水特性や降雨規模を踏まえ、対象となる下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設を融通利用することによる浸水被害の軽減効果について、費用効果分析を含めて整理すること。
 - ④ ネットワーク化施設等の概要
ネットワーク管の管径、延長、概算事業費等
 - ⑤ 河川管理者との事業実施区分
施工区分等

3. 整備に要する費用負担

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の整備に要する費用の負担については、下水道管理者と河川管理者でそれぞれ2分の1ずつを負担することを基本とするが、これによりがたい場合は、河川管理者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

4. 施設の運用方法及び維持管理

- (1) 施設の運用方法
河川の洪水調節施設とネットワーク化された下水道の雨水貯留施設において相互に融通利用をするために必要な施設(ゲート、ポンプ等)の操作ルール、降雨や施設操作等についての情報伝達・共有化方法など具体的な運用方法について、河川管理者と協議調整し、相互の合意のもとに決定することとする。
- (2) 施設の維持管理区分
ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の維持管理の区分について、河川事業者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

5. 河川管理者との連携・協議体制等

河川管理者と上記の協議調整をするに当たっては、都市雨水対策協議会等により、十分な調整に努めることとする。

VI. 下水道整備推進重点化事業

1. 交付対象事業の要件

- (1) 本事業の対象は「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」に基づき策定されたアクションプランのうち、以下に該当するものとする。
 - ・低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫が図られかつ残整備区域における1人あたりの下水道整備費用が60万円以下の予定処理区（処理分区の場合は予定処理分区。以下同じ。）における事業
- (2) 1. (1)については、予定処理区単位で確認することとする。したがって、アクションプランには本事業の適用を受ける予定処理区毎に創意工夫の内容や整備費用を明確にすることとする。

2. 交付対象事業の内容

「重点アクションプランに位置づけられた汚水に係る管渠」とは、1. (1) 及び (2) の要件を満たす予定処理区内の管渠のこととする。

3. 留意事項

- (1) 本事業を実施する市町村は、上記1. (1) を満たすアクションプランを策定後、速やかに広く広報、周知するとともに、社会資本総合整備計画に要件を満たす根拠を明記することとする。
- (2) 1. (1) に定める下水道整備費用には、処理場の増設や汚水ポンプの整備費用も含む。なお、地形や大規模な設備増設等の特殊な事情がある場合は、個別に国土交通省と協議を行うことができる。
- (3) 本事業を実施する予定処理区においては、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1. (1) の要件を満たしていることを要件とすることとする。なお、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1. (1) の要件から外れる恐れがある場合には、予め国土交通省に報告の上、相談いただきたい。

VII. 下水道ストックマネジメント支援制度

1. 交付対象事業の内容

- (1) 「施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査」として交付対象となる事業は、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法（状態監視保全）とした施設・設備のうち、「下水道ストックマネジメント計画」の「施設の管理区分の設定」に記載した点検頻度もしくは調査頻度に基づく点検・調査をいう。なお、処理場・ポンプ場施設の点検のうち、日常的な運転管理の一環として実施される点検については、交付対象事業にはあたらない。
- (2) (1) には、交付対象となる管渠及びこれを補完する施設（以下、「管路」という。）の計画的な改築を目的として、当該管路と接続した管路であり、かつ、当該管路の整備時期とほぼ同時期（概ね前後10年間）に整備された管路を含めて一体的に実施される点検・調査を含む。
- (3) 「『下水道ストックマネジメント計画』の策定」として交付対象となる事業には、以下が含まれる。
 - ① 下水道ストックマネジメント計画を策定するための地方公共団体独自の維持管理・改築に係る計画・方針等の検討業務
 - ② ①の検討のために必要となる施設の諸元及び既存点検・調査結果等のデータとりまとめ（電子化を含む。）
- (4) 「計画的な改築」として交付対象となる事業は、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載した事業とする。ただし、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法（事後保全施設）に分類した施設に係る改築事業にあつては、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載する必要はない。

2. 下水道ストックマネジメント計画の内容

- (1) 下水道ストックマネジメント計画は、下水道施設全体を俯瞰して持続的な機能確保を図る観点から、事業主体ごと、もしくは、事業計画ごとに策定するものとする。
- (2) 下水道ストックマネジメント計画には、以下の事項を定めるものとする。
 - ① スtockマネジメント実施の基本方針
 - ② 施設の管理区分の設定
 - ③ 改築実施計画（計画期間は5年以内とする。）
 - ④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

Ⅷ. 下水道長寿命化支援制度

1. 下水道長寿命化計画の内容

- (1) 計画的な改築を推進するため、原則として、下水道としての機能を確保するための一体的な範囲を対象として策定するものとする(例えば、管渠及びこれを補完する施設(以下、「管路」という。))については、排水区単位、重要な都市施設と終末処理場を接続する管路、処理施設・ポンプ施設については、「下水道施設の改築について」(平成28年4月1日付け国水下水事第109号国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知。以下「改築通知」という。)に定める「中分類」単位以上など)。
- (2) 下水道長寿命化計画は、以下の事項を定める。また、本計画については、下水道施設の点検・調査結果に基づき策定するものとする。
 - ① 対象施設及びその選定理由
 - ② 点検調査結果の概要及び維持管理の実施状況
 - ③ 計画期間
 - ④ 長寿命化対策を含めた計画的な改築及び維持管理の概要
 - ⑤ 長寿命化対策の実施効果(ライフサイクルコストの縮減額)
- (3) 計画期間は概ね5年以内とする。
- (4) 「長寿命化対策」とは以下のとおりとする
 - ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間を経過した施設に対し、対策実施時点から数えて処分制限期間以上の使用年数を期待できるとともに、原則として当初の設置時点から数えて改築通知に定める標準耐用年数以上の使用年数を期待できる対策をいう。
 - ・長寿命化対策を実施した場合において、長寿命化対策を実施しない場合よりも年平均費用が安価になる対策をいう。

2. 交付対象事業

- (1) 「必要な点検・調査」には、以下が含まれる。
 - ・交付対象施設となる管路の計画的な改築を促進するために、当該管路と接続した管路であり、かつ、当該管路の整備時期とほぼ同時期(概ね前後10年間)に整備された管路を含めた一体的な点検・調査。
 - ・上記点検・調査結果に関するデータのとりまとめ(電子化を含む。)
- (2) 改築通知の別表に定める「小分類」施設未満の規模に係る改築においても、適正な維持管理が行われてきたことを前提として、「下水道長寿命化計画」に位置付けられた長寿命化対策に限り、交付対象事業の範囲とする。

Ⅸ. 下水道広域化推進総合事業

1. 交付対象事業

- (1) 「し尿受入施設」については、し尿や下水道以外の汚水・汚泥を受け入れる施設として、前処理施設・ポンプ施設・管渠等の新設・改築費用を交付対象とすることができる。

<事業計画記載例>

例えば〇〇衛生センター（し尿処理場）の機能を廃止し、A公共下水道〇〇処理区（終末処理場：〇〇浄化センター）に接続する場合、事業計画（第4表）に次のように記載する。

処理施設 の名称	位置	敷地面積 (単位アール)	処理方法	処理能力		計画処理 人口(人)	摘 要
				晴天日最 大(単位 立方メートル)	雨天日最 大(単位 立方メートル)		
				〇〇浄化 センター	C町大字 △△		

- (2) 汚水処理施設の統合を行う場合については、既存施設の改築を行うよりも、経済的である事業を交付対象とする。

なお、汚水処理施設の統合のために新たに必要な施設の設置と一体的な事業であり、かつ、汚水処理施設の統合化に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計が、改築に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計よりも安価である場合は、統合化に伴う既施設の撤去・処分費用も含めて交付対象とすることができる。この場合、廃止する処理場等の施設については事業計画に記載することとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B農業集落排水処理施設の汚水を受け入れて、B農業集落排水処理施設の撤去費を交付対象とする場合、事業計画（第4表）に次のように記載する。

処 理 施 設 調 書							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力			摘 要
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)	
〇〇浄化 センター	C町大字 △△	1,000	標準活性 汚泥法	32,000	-	44,600	計画下水量(日最大) 31,250m ³ /日 全体計画処理能力 (日最大) 80,000m ³ /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 〇〇浄化センターへの汚 水受け入れに伴い、〇〇 農業集落排水処理施設 を廃止。

2. 交付対象

「計画策定」については、下水道事業を実施していない地方公共団体も交付対象に含む。

3. 留意事項

(1) 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合

- ・関係する汚水処理施設の発生汚泥量等については、下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。
- ・「処理人口及び処理水量の2分の1以上を下水道事業が対象としている地域に限る」場合を交付対象としているが、し尿受入施設及び汚水処理施設の統合に必要な施設については、処理水量の一部が下水道事業である地域を交付対象とする。また、「計画策定」については、下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定を交付対象とする。
- ・計画及び事業実施にあたっては、都道府県及び市町村の下水道担当部局は、農業集落排水担当部局その他関係部局と十分な連絡調整を図ること。

(2) 複数の地方公共団体で事業を実施する場合

- ・本事業の実施にあたって、関係するそれぞれの都道府県及び市町村（一部事務組合を含む。）は、下水汚泥の輸送や集約処理等に関して、あらかじめ下水道法に基づくそれぞれの事業計画に位置付けるものとする。
- ・交付対象及び経費負担について、「原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該施設の設置又は改築を交付対象事業として行うことができる」としているが、「計画策定」についてはこの限りではない。

(3) 実施要領第3の「地方自治法第252条の14」に基づく事務委託について

- 1) 地方自治法第252条の14に基づく事務委託により、委託に係る事務の範囲においては、事業主体及び下水道法上の管理者は都道府県となること。

- 2) 市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が都道府県に委託する事務の範囲は、原則として汚泥処理に係る施設の建設及び維持管理とすること。
- 3) 建設費及び維持管理費の按分比率は、都道府県及び関係する市町村で協議調整の上、計画汚泥量比等により定めること。
- 4) 地方自治法第252条の14に基づいて、他の下水道管理者に下水汚泥の処理を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は適用されない。
- (4) 実施要領第4②の下水道事業計画の定め方について
- 1) 流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合にあっては、流域下水道事業と公共下水道事業において、あらかじめ下水道法に規定する事業計画を定めること。

2) 流域下水道及び公共下水道に係る事業計画書の記載方法について

流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合の事業計画は、関係各下水道事業計画に位置付けられるものであるが、手続の簡素化の観点から、「主要な施設」は、核となる流域下水道の事業計画にのみ記載するものとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B市、C町、D町の公共下水道から脱水ケーキを受け入れて、A流域下水道の脱水ケーキとあわせて焼却処理する場合、それぞれの事業計画に次のように記載する。

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
〇〇浄化センター	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約1.39m ³ /秒	
	沈砂池	5池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m ³ /m ² ・日	
	・	・	・	・	
	焼却炉	2基	流動焼却炉	100t/日(1基あたり)	B市、C町、D町の委託を受けて、 A流域下水道脱水ケーキ 100t/日 B市公共下水道脱水ケーキ 50t/日 C町公共下水道脱水ケーキ 30t/日 D町公共下水道脱水ケーキ 20t/日 を焼却処理する。 ※1

※1 摘要欄の脱水ケーキ量の内訳が変わっても、施設的能力変更が生じなければ、軽微な変更扱いとする。

①核となる流域下水道事業(A流域下水道)の事業計画(第4表)

②その他の下水道事業(B公共下水道)の事業計画(第4表)

処理施設調書							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力			摘要
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)	
◎◎終末 処理場	B市 ◎◎町 E町大字 △△	300 (○県○ 流域下水 道○浄 化セン ター内)	標準活性 汚泥法	16,000	-	22,300	計画下水量(日最大) 15,625m ³ /日 全体計画処理能力 (日最大) 20,000m ³ /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 脱水ケーキの焼却処理 を○県に事務委託

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
◎◎終末 処理場	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約0.35m ³ /秒	
	沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m ³ /m ² ・日	
	・	・	・	・	
	汚泥脱水機	3台	ベルトプレス	約130kgDS/m・時	
	汚泥輸送車	1台	鉄筋コンクリート造	11t積みトラック	脱水ケーキを輸送
	・	・	・	・	
	沈砂池			流動焼却炉	50t/日相当分

X. 下水道リノベーション推進総合事業

1. 交付対象事業

- (1) 未利用エネルギー活用事業に係る定義は、以下のとおりとする。
- ① 「下水道バイオガス」とは、「下水汚泥等の処理に伴い発生するメタンを主成分とするガスや、それを加工して得られるガス」とする。
 - ② 「公共又は公益の用途」とは、公共施設(市役所、学校、図書館等)における利用、バス等公共交通機関や低公害車の燃料・都市ガスの原料としての利用等の用途をいう。
 - ③ 「地域全体で効率的であると認められる地域」とは、地域に賦存するバイオマスの有効利用の最適化を図る「バイオマス利活用計画」(バイオマス利活用の現状と課題、バイオマス利活用の方向性、利活用に向けた具体的取組等を定めた計画)において、地域全体で下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが効率的であると位置付けられた地域をいう。
- (2) 積雪対策推進事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。
- ① 流雪水路とは、河川水等の持つ運動エネルギーを利用し、雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・流速、水深を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
 - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、当該両水路について合算した下水排除面積により、昭和46年建設省告示第1705号を適用する。
 - ・流雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
 - ② 融雪水路とは、下水処理水等の持つ熱エネルギー及び運動エネルギーを利用し、融雪及び雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・融雪を行うために必要な水深及び流速を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
 - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、流雪水路の規定に準ずる。
 - ・流融雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流融雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
 - ③ 処理水供給施設とは、流雪溝、消雪パイプ等に下水処理水を供給するための施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・浄化施設、ポンプ施設及び送水管(他の管理者が設ける受水槽、計量器、熱交換器、止水栓等の手前まで)等。
 - ④ 融雪槽のうち、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・融雪槽(雪捨て場)への処理水給水管、排水管、沈砂掻寄せ機、投雪等に必要設備等。
- (3) 下水処理水・雨水再利用事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下の

とおりとす。

- ① 送水施設とは、当該施設が処理水の送水に必要な施設で、かつ延長は概ね10km以内とする。

2. 留意事項

- (1) 未利用エネルギー活用事業に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとす。

- ① 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)において、本事業により回収した下水道バイオガスのうち、下水汚泥以外のバイオマスを投入することによって得られるものについては、全量処理場内で活用すること。

- ② 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)及び(d)において、剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の適用が及ぶものであること。

なお、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設が廃掃法第8条第1項に定める一般廃棄物処理施設に該当する場合には、所要の手続きをとること。

また、家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設は廃掃法施行令第7条に定める産業廃棄物処理施設には該当しない。

この他、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該事業に係る市町村の廃棄物処理担当部局が定める、廃掃法第6条に基づく一般廃棄物処理計画との整合に留意すること。

剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物以外のバイオマスを廃棄物として受け入れる場合には、国土交通省と別途協議すること。

- (2) 積雪対策推進事業に関し、事業主体は、あらかじめ次の事項について事業実施計画を定め、国土交通省と協議すること。

- ① 下水道事業として実施しようとする積雪対策の基本方針

- ② 積雪対策に資する下水道整備の事業計画概要

- ・計画対象区域
- ・除・排雪状況
- ・積雪対策に資する下水道整備の全体概要
- ・当面の事業実施計画

- ③ なお、処理水を主要な流雪水路、融雪水路などの下水道施設、流雪溝及び消雪パイプ等に供給する場合は、吐口として下水道法で定める事業計画書の吐口調書に記載すること。

- (3) その他、「IX. 下水道広域化推進総合事業」の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業については、「IX. 下水道広域化推進総合事業」に記載の内容に従うこととする。

X I. 新世代下水道支援事業制度

1. 定義

機能高度化促進事業 新技術活用型における「官民共同開発」でいう「官」とは、「政府機関」とする。

2. 交付対象事業

(1) 水環境創造事業 水循環再生型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

- ① 管渠等とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設(浸透トレンチ、浸透井等)、公共枮及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないものとする。
- ② 浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
- ③ 附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

(2) 機能高度化促進事業 ICT活用型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

- ① 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器とは、以下の項目等について遠隔操作により自動的に測定・監視できるものとする。

測定項目等

水素イオン濃度、水温、浮遊物質濃度、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、窒素含有量、リン含有量、油分、シアン化合物、六価クロム化合物、その他公共用水域の水質の保全のため必要な項目及び下水の水質について定性的に判断するために必要なもの及び流量。

- ② 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な附帯施設とは、事業所から排除される下水を採水するために必要な枮、停電時の電源確保のための無停電装置等とする。
- ③ 測定データを送信するために必要な通信設備とは、光ファイバー等の通信線、測定データを送信するために測定現場である送信地及び処理場等の受信地に設置されるテレメータ装置とする。
- ④ 収集したデータを集計・分析するために必要な機器とは、事業所に設置された測定装置の遠隔操作、データの収集及び収集したデータの分析のために必要な中央制御装置、表示装置及びデータ記憶装置等とする。

(3) 用地に関する交付対象事業の範囲について

事業実施のために新たに用地の確保を要する場合には、個別に国土交通省が必要と認めたものについて、交付対象事業の範囲の施設が要する用地についても交付対象事業の範囲とすることができる。

但し、水環境創造事業 水循環再生型のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の設置に該当するものは除く。

3. 留意事項

交付対象事業の水環境創造事業 水循環再生型(b)に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ・ 対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めるものとする。
- ・ 事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと(例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など)。

また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握するものとする。

X II. 下水道地域活力向上計画策定事業

1. 定義

- (1) 「PPP/PFI手法」とは、包括的民間委託方式、設計・施工一括発注方式（DB）、設計・施工・運営一括発注方式（DBO）及びPFI方式等を含む。
- (2) 「PPP/PFI手法やICTの活用を含む下水道施設の整備・管理の広域化・効率化に係る計画」の広域化とは、農業集落排水等との接続やし尿を含む汚泥の集約処理等、下水道と他の汚水処理施設等の広域化を含む。

2. 交付対象事業

計画の策定に要する費用（計画の策定に必要な調査を含む。）

3. 留意事項

「PPP/PFI手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画」の策定にあたっては、PPP/PFI手法の活用を前提としているため、当該計画に係る事業の期間、特性、規模等を踏まえた適切なPPP/PFI手法の導入を検討することを原則とする。

XⅢ. 雑則

「下水道浸水被害軽減総合事業実施要綱の運用について(平成21. 4. 1 国都下事第497号)」

「下水道総合地震対策事業実施要綱の運用について(平成21. 4. 1 国都下事第498号)」

「合流式下水道緊急改善事業実施要領の運用の一部改正について(平成19. 4. 2 国都下事発349号)」

「合流式下水道緊急改善事業に関するアドバイザー会議等の設置について(平成14. 7. 5 国都下事発第102号)」

「都市水害対策共同事業実施要綱の運用等について(平成19. 4. 2 国都下事第345号)」

「下水道長寿命化支援制度実施要綱の運用について(平成20. 4. 1 国都下事第490号)」

「共同水質検査施設及び汚泥処理処分施設について(昭和52. 6. 10 都下公発16号)」

「流域下水汚泥処理事業補助実施要領の運用について(平成11. 3. 19都下流発第4号)」

「汚水処理施設共同整備事業の実施について(平成7. 12. 19 7-11, 都下公発35〔農林水産省構造改善局計画部事業計画課長, 建設部整備課長, 建設省都市局下水道部公共下水道課長 共同通知〕)」

「新世代下水道支援事業制度実施要綱の運用の一部改正について(平成20. 4. 1 国都下企第58号、国都下事第489号)」

「下水道基本計画策定費補助実施要領の運用について(平成14. 6. 3 国都下事発第46号)」

は廃止する。ただし、社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金に係る部分については、廃止後もなお効力を有する。

国水事第56号
令和2年3月31日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等下水道事業担当部長等経由)

独立行政法人 都市再生機構担当部長 殿
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について

国土交通省においては、下水道事業のさらなる効率化に向け、コンセッション方式をはじめとする PPP/PFI 手法の活用や汚水処理施設の広域化を推進しているところである。これらの取組を一層推進するため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（以下「社会資本整備総合交付金等」という。）の交付にあたっては、令和2年3月31日付け国官会第29901号国土交通事務次官通知による社会資本整備総合交付金交付要綱の改正に伴い、改めて以下のとおり取り扱うこととした。なお、平成30年4月6日付け国水事第3号下水道事業課長通知は廃止する。

- ① 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了している又は検討スケジュールを明確にしていることを、下記1. のとおり交付要件とする。
- ② 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予め施設統廃合に係る検討を了していることを、下記2. のとおり交付要件とする。
- ③ 汚泥有効利用施設の新設を行うにあたっては、原則として PPP/PFI 手法（コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。以下同様。）を導入することを、下記3. のとおり交付要件とする。
- ④ 平成30年度末までに、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総務省総財準1号等）により策定を要請している「広

域化・共同化計画」の策定に向けた検討に着手していることを下記4. - 1のとおり平成31年度以降の交付要件とする。また、令和4年度末までに、「広域化・共同化計画」を策定することを、下記4. - 2のとおり令和5年度以降の交付要件とする。

- ⑤ 人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記5. のとおり令和3年度以降の交付要件とする。また、人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記5. のとおり令和7年度以降の交付要件とする。
- ⑥ 公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していることを、下記6. のとおり令和7年度以降の交付要件とする。
- ⑦ 下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を了していることを、下記7. のとおり交付要件とする。

都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、周知徹底方願いする。

1. 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

(1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の地方公共団体。

(2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（平成 28 年 4 月 1 日付け国水下水事第 109 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) コンセッション方式導入検討の方法

「下水道事業における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程作成のためのガイドライン」（平成 29 年 1 月国土交通省下水道部）もしくは「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、各地方公共団体が定める優先的検討規程等による「簡易な検討」を行うことを基本とし、その検討単位としては、処理場単位、処理区単位などが考えられ、各地方公共団体の実情に合わせて適当な範囲で検討を行うこと。また、検討結果については、事業主体が策定する全体計画、中期ビジョン等の中長期計画、事業計画の策定または改定を行う場合には、それと併せて内容の点検・見直しを実施するなど、常にその内容が適当なものであるよう努めること。

(4) 国土交通省への報告

(1) に該当の地方公共団体が (2) に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、コンセッション方式導入の検討結果又はコンセッション方式の導入検討スケジュールについて、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 1 により国土交通省まで報告されたい。

(5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

2. 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（平成 28 年 4 月 1 日付け国水下水事第 109 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

ただし、平成 26 年 1 月 30 日付け国水下水事第 50 号国土交通省下水道事業課長等通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しについて」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体については、“工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業”を“改築事業（簡易な改築事業を除く）”とする。なお、簡易な改築事業とは「工事契約 1 件あたりの概算事業費が 3 億円以下と見込まれる事業」とする。

(3) 処理施設の統廃合に係る検討の方法

「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成 26 年 1 月国土交通省、農林水産省、環境省）（以下「都道府県構想マニュアル」）を踏まえ、当該処理場を廃止し、近接する当該同一市町村内の処理場との統合もしくは流域下水道への接続をする場合について、社会情勢を適切に踏まえつつ、経済性比較等による検討を行うこと。

なお、検討にあたっては「都道府県構想マニュアル」に記載の「4-6 集合処理区域（既整備区域等含む）同士の接続検討」等を参考にされたい。

(4) 国土交通省への報告

(1)に該当の地方公共団体が(2)に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、当該処理場の統廃合の検討結果について、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 2 により国土交通省まで報告されたい。

(5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

3. 汚泥有効利用施設の新設にあたっての PPP/PFI 手法の導入原則化

(1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の地方公共団体。

(2) 対象事業

汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱利用施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

<参考>コンセッション・統廃合に係る検討と報告の時期について

年度	検討・報告時期
○年度以前	<u>コンセッション・統廃合の検討</u> (事業計画、中期ビジョン策定・改定時等)
○年度	改築基本設計 <u>コンセッション・統廃合の検討</u> (以前の検討結果を活用可能)
○年度末	検討結果の報告
○+1 年度	改築詳細設計
○+2 年度	改築工事

4. 「広域化・共同化計画」策定に係る要件

4. - 1 「広域化・共同化計画」策定に向けた検討着手に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 「広域化・共同化計画」策定に向けた検討着手

「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年 1 月 17 日付け国土交通省国下事第 56 号等）（以下、4 省通知という。）により要請している「広域化・共同化計画」の策定に向け、都道府県及び下水道事業を実施している管内すべての市町村が参画する検討の場（広域化・共同化に関する協議会、連絡会議、研修会及び講習会など）を設け、検討に着手していること。

(3) 国土交通省への報告

都道府県においては、「広域化・共同化計画」策定に向けた検討状況について、平成 31 年 3 月末日までに別添様式 3 により国土交通省まで報告されたい。

(4) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

4. - 2 「広域化・共同化計画」策定に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 「広域化・共同化計画」の策定

令和 5 年 3 月末日までに、4 省通知により要請している「広域化・共同化計画」が策定されていること。

(3) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

5. 公営企業会計適用に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 公営企業会計の適用

人口 3 万人以上の地方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口 3 万人未満の地方公共団体（既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く。）については、令和 6 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。

6. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体については、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね 10 年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を経営戦略に記載すること。

また、令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体については、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

(2) に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

7. 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道施設の新設、増設及び改築であつて、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が原則 3 億円以上と見込まれる事業。（ただし、令和 2 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) 新技术導入検討の方法

下水道施設における新設、増設又は改築事業において、経済性、維持管理性、機能性等の観点から下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）の実証技術の導入が可能な場合は、当該技術の導入検討を行うこと。

なお、検討にあたっては B-DASH 実証技術適用表（国土交通省下水道部）及び B-DASH プロジェクト導入ガイドライン（国土技術政策総合研究所）を参考にされたい。

（４）国土交通省への報告

（１）に該当の地方公共団体が（２）に記載の事業についての建設工事に着手する場合は、新技術等導入の検討結果について、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 4 により国土交通省まで報告されたい。

（５）その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

(様式1)

提出日：

コンセッション（公共施設等運営権）方式の導入に係る検討結果報告書

<検討対象（該当施設がある処理区）>

1. 実施主体名	
2. 処理区名	
3. 処理場名	
4. 現在の運営手法	直営・委託・包括的民間委託・DBO方式・コンセッション以外のPFI方式 ・コンセッション方式・その他（ ）

1. 検討時期（いずれかを選択）

(1) 今回検討を実施	<input type="checkbox"/> 「2. 検討結果」に必要事項を記入
(2) 今後検討予定	【具体的検討時期】 【理由】

2. 検討結果

「下水道事業におけるPPP/PFI手法導入優先的検討規程作成のためのガイドライン」又は「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づき、各地方公共団体が定める優先的検討規程等による「簡易な検討」を実施する。

1. 検討単位	処理区単位 ・ 処理場単位 ・ その他（ ）	
2. 簡易な検討	従来手法との費用総額の比較による評価結果	
	従来手法の費用	コンセッション方式による費用
合計（現在価値） （百万円）		
前提条件等		
費用換算できない リスク項目等		

(様式1)

3. 検討結果

- 検討対象事業を含む単位でコンセッション方式導入に向けた詳細検討を実施
- 検討対象事業を含む単位でコンセッション方式以外のPPP/PFI方式導入に向けた詳細検討を実施

【詳細検討に進むPPP/PFI方式の概要及びコンセッション方式の導入に向けた将来の検討見通し】

- その他

【コンセッション方式を含むPPP/PFI方式の導入を現時点で予定していない場合はその理由及び将来のコンセッション方式導入に向けた検討見通し】

※検討内容については、必要に応じて参考資料を添付すること。

(様式2)

提出日：

広域化（処理場の統廃合）に係る検討結果報告書

<基礎情報>

1. 都道府県名	
2. 実施主体名	
3. 処理場名	
4. 施設名	
5. 工事名	
6. 概算工事費（百万円）	

当該処理場を廃止する場合に最も統合する可能性が高いと考えられる処理場（統合検討対象処理場）と、統合する場合と統合しない場合の比較を実施する。

※離島地域など地理的要件等により、統廃合の実施が想定されにくい場合についてはその旨を3.に記載すること。

1. 統合先検討対象処理場		
統合先検討対象処理場名 ：		

統合先検討対象処理場管理主体：		

2. 統合に関する検討 (以下の(1)、(2)のいずれかの評価を実施し、その結果を記載すること)		
(1) 統合に関する経済性比較結果（維持管理費含む）		
	統合する場合	統合しない場合
年あたり費用 (百万円/年)		
(2) その他の評価		
【評価内容】		

3. 1, 2を踏まえた総合的な処理場の統廃合の検討結果		

(様式3)

提出日：

「広域化・共同化計画」策定に向けた検討着手に係る報告書

<検討会の基礎情報>

1. 都道府県名	
2. 検討会名称	
3. 検討会設立日	平成 年 月 日
4. 構成団体名 市町村・一部事務組合等	

検討会における検討状況

「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け国下事第56号等）により要請している「広域化・共同化計画」の策定に向け、都道府県及び関係市町村からなる検討の場を設け、検討に着手する。

1. 検討の場の開催状況		
	開催日時	参加団体
第1回		
第2回		
第3回		
第4回		
※記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。		
2. 検討状況		
平成30年度に実施した検討の場における検討状況（なるべく具体的に記載のこと）		

提出日：

新技術の導入に係る検討結果報告書

<基礎情報>

1. 都道府県名			
2. 実施主体名			
3. 処理場名			
4. 施設名			
5. 工事名			
6. 新設/増設/改築の別	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
7. 概算工事費 (百万円)			

8. 新技術等の導入検討の有無	
<input type="checkbox"/> 有	→ 9.
<input type="checkbox"/> 無	【理由】 <input type="checkbox"/> 今回の事業範囲で適用可能なB-DASH実証技術が無いため。 <input type="checkbox"/> その他 ()

9. 新技術等の導入検討結果	
(今回事業範囲で導入可能なすべてのB-DASH技術を記載)	
(1) 導入検討技術名	
(2) 導入可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否【理由】 <input type="checkbox"/> 当該技術より他の新技術の方が効果が高いと判断されたため。 ↳ 他技術の名称 () <input type="checkbox"/> 必要な機能・性能が満足できないため。 <input type="checkbox"/> 設置スペースや維持管理動線が確保できないため。 <input type="checkbox"/> 経済性が劣ったため。 <input type="checkbox"/> 維持管理性が劣ったため。 (一施設に複数技術が混在、機器点数が著しく増加、有資格者が新たに必要、など) <input type="checkbox"/> その他 ()

事務連絡
令和 2 年 3 月 31 日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
(以上、地方整備局等下水道事業担当課長等経由) 殿
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長
地方共同法人日本下水道事業団計画課長

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

事業評価の実施について

平成 31 年 3 月 29 日付け国土交通省下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡「下水道事業における事業の効率性の向上及び透明性の確保について」において、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」に則って事業評価を実施する事業を示しているところですが、以下の事業についても、同様に事業評価を実施することといたしますので、ご留意下さいますようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、その旨周知方お願いいたします。

- ・大規模雨水処理施設整備事業

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 課長補佐
流域管理官付 課長補佐

下水道法に基づく事業計画の運用にあたっての留意事項について

「下水道法に基づく事業計画の運用について(平成 27 年 11 月 19 日付け国水下事第 80 号)」(以下「運用通知」という。)に関する留意事項を下記のとおり示しますので事務執行上の参考とされますようお願いいたします。都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 運用通知 3. (2)⑨(iii)リ並びに 4. (2)⑧(iii)リ関係

既存施設において評価 2 を行った実績により容量計算書を策定し、一定の知見が確認されている場合は、改めて評価 2 を行う必要はない。

以上

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

都市浸水被害の報告について

近年、局地的な大雨等による浸水被害が頻発しており、浸水被害が発生した場合には、原則として災害発生後 3 日以内に報告をお願いしているところですが、社会的影響が甚大な浸水被害については、「都市浸水被害の早期報告について」(平成 29 年 7 月 14 日付事務連絡)で周知しているとおおり、できるだけ早期に報告いただくようお願いします。

なお、本事務連絡の報告とは別に「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(平成 31 年 4 月 1 日付事務連絡)については、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課に報告を行うようお願いします。

記

1. 報告の目的

下水道事業を実施している若しくは実施予定の地方公共団体を対象に浸水被害が発生した場合における被害状況及び下水道整備による浸水被害の改善効果を把握することを目的として、ご報告をお願いするものです。

2. 報告の内容

別添の都市浸水被害報告記入要領をご参照のうえ、都市浸水被害報告書(様式 1, 2, 3)に必要事項を記入し、ご報告をお願いします。

以 上

様式－1

都市浸水被害報告(浸水被害状況の報告)

(市町名: ○○市)

発生日時	平成 年 月 日 時 分 (<input type="checkbox"/> 地元の情報、 <input type="checkbox"/> 推定)
発生場所	<p>県 市</p> <p>道路・施設名等: 被害の原因となった河川名等:</p>
被害の原因	<input type="checkbox"/> 窪地等内水、 <input type="checkbox"/> 外水由来内水、 <input type="checkbox"/> 外水氾濫
発生日時の降雨状況	<p>時間最大雨量: _____ mm/時、日最大雨量: _____ mm/日</p> <p>総雨量: _____ mm (_____ 日 _____ 時 ~ _____ 日 _____ 時、計 _____ 時間)</p> <p>気象要因の名称等: _____</p>
被害の状況	<p>_____ 月 _____ 日 _____ 時現在 (<u>速報値</u>)</p> <p>○浸水面積 状況: <u>調査中</u> _____ ha</p> <p>< 土地利用: - . - . - . - ></p> <p>○人的被害 状況: <u>調査中</u> 死者・行方不明 <u>0</u> 名、負傷 <u>0</u> 名</p> <p>○家屋被害 状況: <u>調査中</u> 床上浸水 <u>0</u> 戸、床下浸水 <u>0</u> 戸、 最大浸水深 <u>0</u> cm</p> <p>○道路通行被害 状況: <u>調査中</u> 通行不能 <u>0</u> 箇所、最大浸水深 <u>0</u> cm</p> <p>○重要な都市施設の被害状況</p> <p>「地下施設被害」 状況: <u>調査中</u> <u>0</u> 箇所、最大浸水深 <u>0</u> cm</p> <p>該当する施設を選択→ < _____ > その他の場合</p> <p>「要配慮者関連施設被害」 状況: <u>調査中</u> <u>0</u> 箇所、最大浸水深 <u>0</u> cm</p> <p>該当する施設を選択→ < _____ > その他の場合</p> <p>「交通拠点施設被害」 状況: <u>調査中</u> <u>0</u> 箇所、最大浸水深 <u>0</u> cm</p> <p>該当する施設を選択→ < _____ > その他の場合</p> <p>「防災拠点施設被害」 状況: <u>調査中</u> <u>0</u> 箇所、最大浸水深 <u>0</u> cm</p> <p>該当する施設を選択→ < _____ > その他の場合</p> <p>「その他都市施設被害状況」 状況: <u>調査中</u> 概要: _____</p>
特記事項	

様式－2 都市浸水被害報告(当該地区の整備状況、過去の浸水実績)

(1) 当該地区の整備状況 (市町名: ○○市)

発生地点の整備状況	<input type="radio"/> 下水道 < 調査中 > 整備計画 _____ 年確率規模、時間雨量 _____ mm/時 現況能力 _____ 年確率規模、時間雨量 _____ mm/時 事業名: _____ <input type="radio"/> 河川 放流先河川名: _____ 状況: < 調査中 > 整備計画 _____ 年確率規模、時間雨量 _____ mm/時 現況能力 _____ 年確率規模、時間雨量 _____ mm/時 <input type="radio"/> 過去の災害に対する施設整備による被害の軽減効果 < _____ 調査中 _____ > 効果の概要: _____
今後の対策方針	対策の予定について < _____ 検討中 _____ > 対策予定期間: 平成 _____ 年 ~ _____ 年 備考: _____

(2) 当該地区の過去の浸水実績 ※特に、今回発生した災害に対する整備効果が確認可能なものを記載。

発生日時	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (<input type="checkbox"/> 地元の情報、 <input type="checkbox"/> 推定)
被害の原因	<input type="checkbox"/> 窪地等内水、 <input type="checkbox"/> 外水由来内水、 <input type="checkbox"/> 外水氾濫 時間最大雨量: _____ mm/時、日最大雨量: _____ mm/日 総雨量: _____ mm (_____ 日 _____ 時 ~ _____ 日 _____ 時、計 _____ 時間) 気象要因の名称等: _____
被害の状況	<input type="radio"/> 浸水面積 状況: _____ 無 _____ ha < 土地利用: - . - . - . - > <input type="radio"/> 人的被害 状況: _____ 無 死者・行方不明 _____ 名、負傷 _____ 名 <input type="radio"/> 家屋被害 状況: _____ 無 床上浸水 _____ 戸、床下浸水 _____ 戸、 最大浸水深 _____ cm <input type="radio"/> 道路通行被害 状況: _____ 無 通行不能 _____ 箇所、最大浸水深 _____ cm <input type="radio"/> 重要な都市施設の被害状況 「地下施設被害」 状況: _____ 無 _____ 箇所、最大浸水深 _____ cm 該当する施設を選択 → < _____ > その他の場合 「要配慮者関連施設被害」 状況: _____ 無 _____ 箇所、最大浸水深 _____ cm 該当する施設を選択 → < _____ > その他の場合 「交通拠点施設被害」 状況: _____ 無 _____ 箇所、最大浸水深 _____ cm 該当する施設を選択 → < _____ > その他の場合 「防災拠点施設被害」 状況: _____ 無 _____ 箇所、最大浸水深 _____ cm 該当する施設を選択 → < _____ > その他の場合 「その他都市施設被害状況」 状況: _____ 無 概要: _____

様式一3

都市浸水被害報告 図面

地区名

〇〇県〇〇市〇〇地区

図面

写真

写真

※写真はSNS(〇〇新聞)から

		平成 年 月 日 時 分 時点				
	浸水被害発生日	気象要因	時間最大雨量	総雨量	浸水面積	浸水被害の概要
同地域における過去の浸水被害						
今回の浸水被害						

様式－1

都市浸水被害報告(浸水被害状況の報告)

(市町名: ○○市)

発生日時	平成 30年 4月 2日 12時 0分 (■ 地元の情報、□ 推定)
発生場所	○○ 県 ○○ 市 ○○地区 道路・施設名等: 国道○号 被害の原因となった河川名等: ○○川
被害の原因	■ 窪地等内水、□ 外水由来内水、□ 外水氾濫
発生日時の降雨状況	時間最大雨量: 50 mm/時、日最大雨量: 100 mm/日 総雨量: 200 mm (2日 3時 ~ 2日 18時、計 15時間) 気象要因の名称等: 台風○○号
被害の状況	4月 2日 12時現在 (速報値) ○浸水面積 状況: 有 10 ha < 土地利用: 住宅地 > ○人的被害 状況: 有 死者・行方不明 0名、負傷 0名 ○家屋被害 状況: 有 床上浸水 0戸、床下浸水 0戸、 最大浸水深 0 cm ○道路通行被害 状況: 有 通行不能 0箇所、最大浸水深 0 cm ○重要な都市施設の被害状況 「地下施設被害」 状況: 有 0箇所、最大浸水深 0 cm 該当する施設を選択→ < 地下街 > その他の場合 「要配慮者関連施設被害」 状況: 有 1箇所、最大浸水深 0 cm 該当する施設を選択→ < 身障者等養護施設 > その他の場合 「交通拠点施設被害」 状況: 有 1箇所、最大浸水深 0 cm 該当する施設を選択→ < その他鉄道駅 > その他の場合 「防災拠点施設被害」 状況: 有 1箇所、最大浸水深 0 cm 該当する施設を選択→ < 防災拠点 > その他の場合 「その他都市施設被害状況」 状況: 有 概要: 工場
特記事項	ポンプ場が浸水により機能停止

様式－2 都市浸水被害報告(当該地区の整備状況、過去の浸水実績)

(1) 当該地区の整備状況 (市町名: ○○市)

発生地点の整備状況	○下水道 < 調査中 > 整備計画 <u>5</u> 年確率規模、時間雨量 <u>50</u> mm/時 現況能力 <u>3</u> 年確率規模、時間雨量 <u>30</u> mm/時 事業名: <u>雨水幹線築造工事</u>
	○河川 放流先河川名: <u>○○川</u> 状況: < 整備済 > 整備計画 <u>5</u> 年確率規模、時間雨量 <u>50</u> mm/時 現況能力 <u>5</u> 年確率規模、時間雨量 <u>50</u> mm/時
	○過去の災害に対する施設整備による被害の軽減効果 < <u>効果有</u> > 効果の概要: <u>貯留施設の整備により、平成○○年の○○戸より、○○戸減少した。</u>
今後の対策方針	対策の予定について < 既存の計画に基づき対策予定 > 対策予定期間: 平成 <u>31</u> 年 ~ <u>34</u> 年 備考: <u>雨水幹線を新規に整備予定</u>

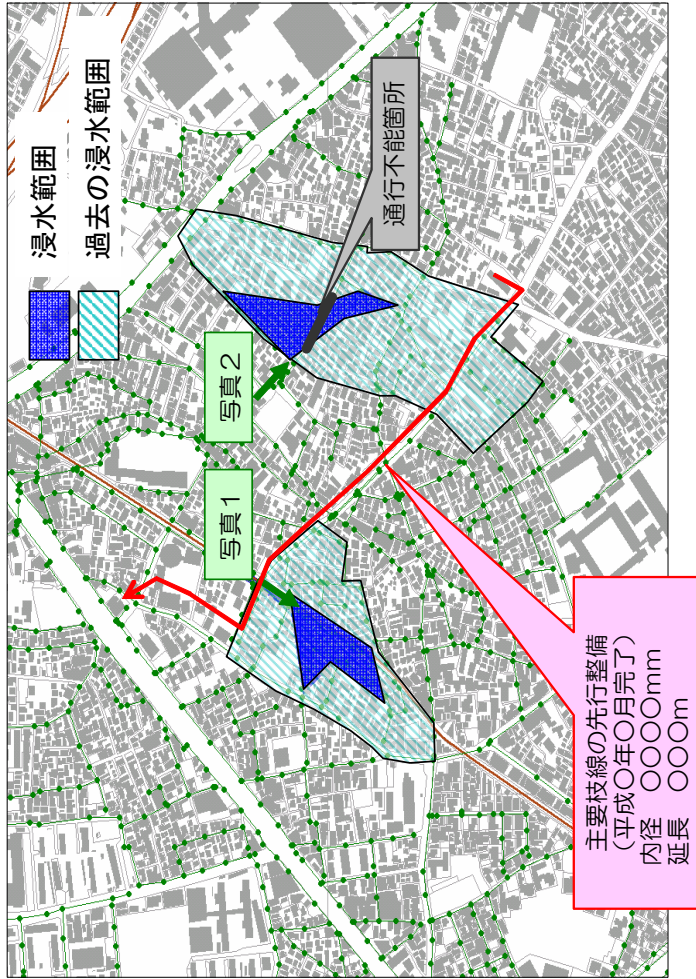
(2) 当該地区の過去の浸水実績 ※特に、今回発生した災害に対する整備効果が確認可能なものを記載。

発生日時	平成 <u>28</u> 年 <u>4</u> 月 <u>20</u> 日 <u>12</u> 時 <u>30</u> 分 (<input checked="" type="checkbox"/> 地元の情報、 <input type="checkbox"/> 推定)
被害の原因	<input checked="" type="checkbox"/> 窪地等内水、 <input type="checkbox"/> 外水由来内水、 <input type="checkbox"/> 外水氾濫 時間最大雨量: <u>55</u> mm/時、日最大雨量: <u>120</u> mm/日 総雨量: <u>240</u> mm (<u>19</u> 日 <u>18</u> 時 ~ <u>20</u> 日 <u>18</u> 時、計 <u>24</u> 時間) 気象要因の名称等: <u>台風○○号</u>
被害の状況	○浸水面積 状況: <u>有</u> <u>10</u> ha < 土地利用: 住宅地・商業地・工業地・農地 > ○人的被害 状況: <u>有</u> 死者・行方不明 <u>0</u> 名、負傷 <u>0</u> 名 ○家屋被害 状況: <u>有</u> 床上浸水 <u>0</u> 戸、床下浸水 <u>0</u> 戸、 最大浸水深 <u>0</u> cm ○道路通行被害 状況: <u>有</u> 通行不能 <u>0</u> 箇所、最大浸水深 <u>0</u> cm ○重要な都市施設の被害状況 「地下施設被害」 状況: <u>有</u> <u>3</u> 箇所、最大浸水深 <u>20</u> cm 該当する施設を選択→ < <u>単独地下施設</u> > その他の場合 <u>地下街</u> 「要配慮者関連施設被害」 状況: <u>有</u> <u>2</u> 箇所、最大浸水深 <u>20</u> cm 該当する施設を選択→ < <u>医療施設</u> > その他の場合 <u>養護老人ホーム</u> 「交通拠点施設被害」 状況: <u>有</u> <u>2</u> 箇所、最大浸水深 <u>20</u> cm 該当する施設を選択→ < <u>ターミナル駅</u> > その他の場合 <u>その他鉄道駅</u> 「防災拠点施設被害」 状況: <u>有</u> <u>2</u> 箇所、最大浸水深 <u>30</u> cm 該当する施設を選択→ < <u>防災拠点</u> > その他の場合 <u>消防署</u> 「その他都市施設被害状況」 状況: <u>有</u> 概要: <u>工場</u>

様式一3 都市浸水被害報告 図面

(記入例)

地区名 ○○県○○市○○地区



(写真1)

○○市○○町○丁目付近
平成○年○月○日撮影

(写真2)

※写真はSNS(○○新聞)から引
○○市○○町○丁目付近
平成○年○月○日撮影

平成○年○月○日 ○時○分時点

	浸水被害発生日	気象要因	時間最大雨量 総雨量	浸水面積	浸水被害の概要
同地域における 過去の浸水被害	平成○年○月○日	台風○号 ○○集中豪雨	最大○mm/hr 総雨量○mm	○ha	床上浸水○戸、床下浸水○戸 ○○地下駐車場等○箇所浸水 ○○道路○○交差点冠水により通行止
今回の浸水被害	平成○年○月○日	台風○号 ○○集中豪雨	最大○mm/hr 総雨量○mm	○ha	床上浸水○戸、床下浸水○戸 ○○地下駐車場浸水

事務連絡
令和2年4月1日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

雨天時浸入水に起因する事象報告について

分流式下水道を採用している都市において、施設の老朽化の進行や地震等の被災、高強度降雨の増加等に伴い、降雨時に下水の流量が増加し、汚水管等からの溢水や宅内への逆流等が発生しています。

このような状況に速やかに対処するため、国土交通省は分流式下水道における雨天時浸入水に起因する事象に対し、効果的かつ効率的な対策及びその計画を立案するための基本的な考え方等を定めた「雨天時浸入水対策ガイドライン（案）」を策定するとともに、「雨天時浸入水対策への取組の推進について」（令和2年1月31日付国水 downstream 第19号）において、計画降雨以下の降雨に対して雨天時浸入水に起因する事象が発生する地方公共団体へ雨天時浸入水対策計画の速やかな策定と、効果的かつ効率的な雨天時浸入水対策の実施をお願いしています。

雨天時浸入水に起因する事象につきましては、今後も発生状況等を継続的に把握する必要があることから、これらの事象が発生した場合には、別紙にて記載いただき、報告いただきますようお願いいたします。このとき、水質事故に該当する事案においては、「維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書」の提出を求めませんのでご留意ください。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）にも周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 雨天時浸入水に起因する事象について

分流式下水道の処理区において汚水系統の管路施設やポンプ施設、処理施設等において発生する以下の3つの事象を、雨天時浸入水に起因する事象（以下「事象」という。）としています。

(事象1) 処理場外にある汚水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足し、増水した下水がマンホール等から溢水、または宅内へ逆流した下水がトイレや宅内ます等から溢水すること

(事象2) 処理場外にある汚水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足することが想定される箇所において、マンホール等からの溢水対策として設置した管きょから、下水が公共用水域へ流出すること

(なお、晴天時における溢水についても、直近の降雨等の影響の可能性があることから、「維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書」ではなく、「雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書」にて作成していただき報告してください。)

(事象3) 処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出

雨天時浸入水の増大により処理場の処理能力が不足し、一部の下水を二次処理せずに放流または流出すること

(この場合、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるときは、速やかに状況及び講じた措置の概要を環境部局等に届け出ることとする。)

2. 報告の内容

別添の雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書（別紙1）に必要事項を記入の上、ご報告をお願いします。

以 上

雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書

第 報

(令和 年 月 日 時 分 現在)

担当:

氏名:

連絡先電話番号:

E-mail:

都道府県名		事業者		事業種別	<input type="checkbox"/> 公共下水道	<input type="checkbox"/> 特公下水道	<input type="checkbox"/> 特環下水道
都道府県 コード		市町村 コード			<input type="checkbox"/> 流域下水道		
発生日時	※推定の場合はその旨記載。						
発生場所	<ul style="list-style-type: none"> 発生場所(処理区)等 放流先河川名(海域名) 						
	<input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)						
施設損傷 について	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設・設備名: _____ 供用年数 _____ 年 / 耐用年数 _____ 年 (メンテナンスの状況について)						
事象類型	<input type="checkbox"/> ① 処理場外にある污水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流 <input type="checkbox"/> ② 処理場外にある污水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出 <input type="checkbox"/> ③ 処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出 <input type="checkbox"/> ④ その他の事象(①～③以外の事象)						
事象等の 経緯及び対応							

<p>事象の原因等</p>	<p>・事象の原因(降雨状況・地理的条件など)</p> <p><input type="checkbox"/> 処理区内で降雨あり (時間最大雨量 _____ mm/h)</p> <hr/> <p>・放流水質について (処理場名 : _____)</p> <table border="1" data-bbox="296 707 1469 972"> <thead> <tr> <th>測定物質</th> <th>計測値</th> <th>基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th>水質事故に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td><input type="checkbox"/> 該当する</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td><input type="checkbox"/> 該当しない</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>測定を行った理由 (_____)</p> <p>※水質測定は、下水道管理者が、排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると判断したときに実施してください。測定項目についても、下水道管理者が必要と考える項目を選択し、測定してください。 ※測定した場合は、必ず測定結果を国土交通省に報告してください。</p>	測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当				<input type="checkbox"/> 該当する				<input type="checkbox"/> 該当しない								
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当																		
			<input type="checkbox"/> 該当する																		
			<input type="checkbox"/> 該当しない																		
<p>事象への対応状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 (_____)</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 (_____)</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 (_____)</p> <p><input type="checkbox"/> マスコミ対応 (_____)</p>																				
<p>水道原水など 利水への影響</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (_____)</p> <p>※有の場合は、どこで影響があるか記載</p>																				
<p>再発防止策</p>	<p> </p>																				

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。

事務連絡
令和2年4月3日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の現状分析及び提言」について（情報提供）
及び事業継続に向けた準備について（依頼）

我が国における新型コロナウイルス感染症の現状については、今のところ諸外国のようなオーバーシュート（爆発的急増）は見られていないものの、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している状況にあります。

このような状況の中、4月1日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が示され、新たに、地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標や「3つの密」を避けるための取組の徹底等、市民の行動変容の必要性について提示されたところです。

これを踏まえ、貴団体におかれましては、本内容について適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

また、各下水道管理者におかれましては、昨今の状況を踏まえ、職員を含め業務従事者が感染した場合等でも、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条及び第8条に基づき、各地方公共団体が作成している行動計画等に従い、業務継続が可能な体制の整備及びその他の必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

(添付資料)

○第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（情報提供）及び所管の指定公共機関に対する事業継続の準備の要請について（依頼）（令和2年4月2日付け国土交通省大臣官房危機管理官事務連絡）

以上

事務連絡
令和2年4月3日

日本下水道事業団
総務課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課課長補佐

第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（情報提供）及び事業継続に向けた準備について（依頼）

我が国における新型コロナウイルス感染症の現状については、今のところ諸外国のようなオーバーシュート（爆発的急増）は見られていないものの、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している状況にあります。

このような状況の中、4月1日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が示され、新たに、地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標や「3つの密」を避けるための取組の徹底等、市民の行動変容の必要性について提示されたところです。

これを踏まえ、貴法人におかれては、本内容について適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条又は第8条に基づく行動計画を、指定公共機関及び指定地方公共機関は、同法第9条に基づく業務計画を作成することとされております。貴法人におかれては、いずれにも該当してはおりませんが、昨今の状況を踏まえ、役職員が感染した場合等でも、貴法人の定めた業務継続計画に従い、事業継続が可能な体制の整備及びその他の必要な準備を進めて頂けますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（情報提供）及び所管の指定公共機関に対する事業継続の準備の要請について（依頼）（令和2年4月2日付大臣官房危機管理官事務連絡）

事務連絡
令和2年4月2日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（情報提供）
及び所管の指定公共機関に対する事業継続に向けた準備の要請について（依頼）

令和2年4月1日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「提言」という。）が示されました。

提言においては、感染のまん延状況に応じて、「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」及び「感染未確認地域」の3つの地域区分ごとに、基本的な考え方や想定される対応等が提示（提言中Ⅳ. 1.）されるとともに、行動変容の必要性として、「3つの密」を避けるための取組の徹底等が指摘（提言中Ⅳ. 2.）されたところです。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されたことを踏まえ、対策に万全を期す観点から、同法の指定公共機関に対し、事業が継続できる体制の整備その他の必要な準備を要請する必要があります。

つきましては、貴局等において、提言について御了知いただくとともに、所管事業者に対し情報提供を行っていただきますよう、よろしく申し上げます。

併せまして、所管の指定公共機関に対し、事業が継続できる体制の整備その他の必要な準備を要請していただけますよう、よろしく申し上げます。

（別添1）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」概要

（別添2）「専門家会議提言の地域区分ごとに想定される対応について」

（別添3）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）

第 10 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 4 月 1 日）概要

状況分析

1. 国内（全国）の状況

今のところ諸外国のような、オーバーシュート（爆発的患者急増）は見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増。医療供給体制が逼迫しつつある地域が出てきており医療供給体制の強化が近々の課題。

2. 海外の状況

欧州や米国では感染が爆発的に拡大し、世界の状況はより厳しい状況。

提言

1. 地域区分について

- 地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標として、①新規確定患者数、②リンクが不明な新規確定患者数、③帰国者・接触者外来の受診者数等を提示。
- ①「感染拡大警戒地域」、②「感染確認地域」、③「感染未確認地域」の3つの地域区分ごとに、基本的な考え方や想定される対応を提示。
(別添参照)

2. 行動変容の必要性について

①「3つの密」を避けるための取組の徹底、②自分が患者になったときの受診行動等について指摘。

3. 地域の医療提供体制の確保について

①重症者を優先した医療提供体制の確保、②病院、施設における注意事項、③医療崩壊に備えた市民との認識共有について指摘。

4. 政府等に求められる対応について

休業等を余儀なくされた店舗等の事業継続支援や従業員等の生活支援など経済的支援策をはじめ、医療提供体制の崩壊を防ぐための病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備、重症者増加に備えた人材確保等に万全を期すべきと指摘。

専門家会議提言の地域区分ごとに想定される対応について

地域区分	想定される対応
<p>①感染拡大警戒地域</p> <p>・ 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その前週と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュートと呼べるほどの状況には至っていない等の地域。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「3つの密」を避けるための取組をより強く徹底。 ✓ 自治体首長からの行動制限メッセージ等を発信。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間を明確にした外出自粛要請 ・ 10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避ける ・ 家族以外の多人数での会食などは行わない 等 ✓ 地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討。
<p>②感染確認地域</p> <p>・ ①でも③でもない地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については実施。 ✓ 屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控える。 等
<p>③感染未確認地域</p> <p>・ 直近の1週間において、感染者が確認されていない地域。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 屋外イベントや文化・芸術施設の利用等については、適切な感染症対策を講じたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施。 等

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）

I. はじめに

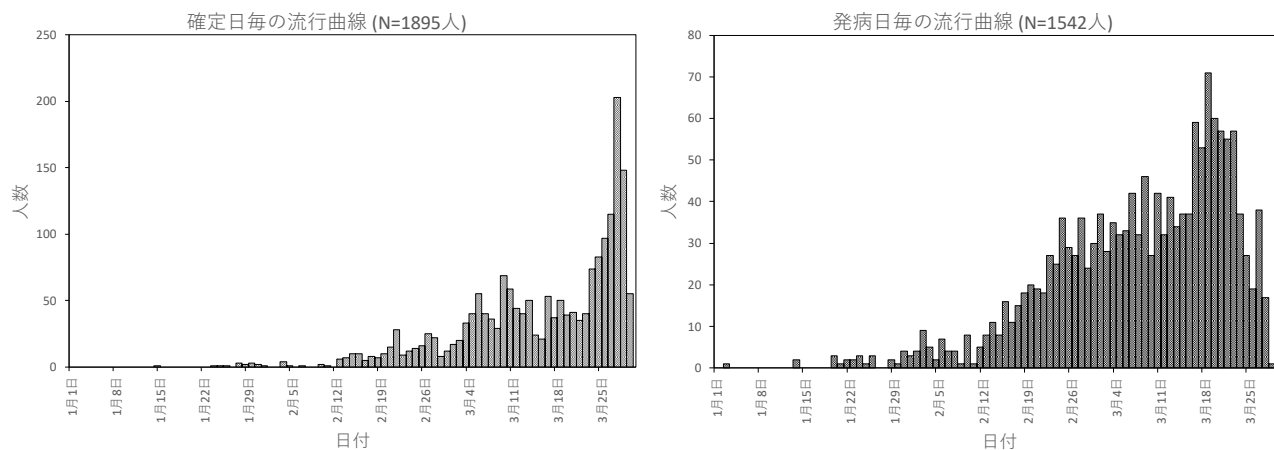
○ 本専門家会議は、去る3月19日に「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「3月19日の提言」という。）を発表し、その後、海外からの移入が増加していたことも踏まえ、3月26日に「まん延のおそれが高い」状況である旨の報告を行った。これを受け、同日付けで政府では政府対策本部を立ち上げられたが、前回の提言から約2週間が経過したので、最新の情報に基づいて状況分析を更新するとともに、提言を行うこととした。

II. 状況分析

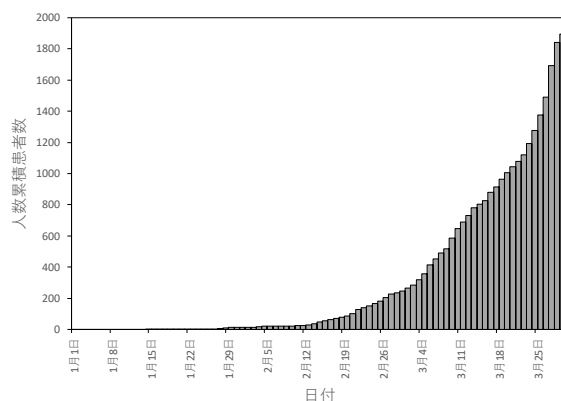
1. 国内（全国）の状況

○ 前回の「3月19日の提言」から2週間が経過した現在の全国的な状況については、
 ・ **新規感染者数は、**日ごとの差はあるものの、3月26日に初めて1日の新規感染者数が100人を超え、累積感染者数は3月31日には2000人を超えるに至っている。特に、確定日別でも発病日別でも**都市部を中心に感染者数が急増している**。31日は、東京都で78人、大阪府では28名などの新規感染者が確認された。こうした地域においては、クラスター感染が次々と報告され、感染源（リンク）が分からない患者数が増加する状況が見られた。

【図1. 日本全国における流行曲線（左図：確定日別、右図：発病日別）】

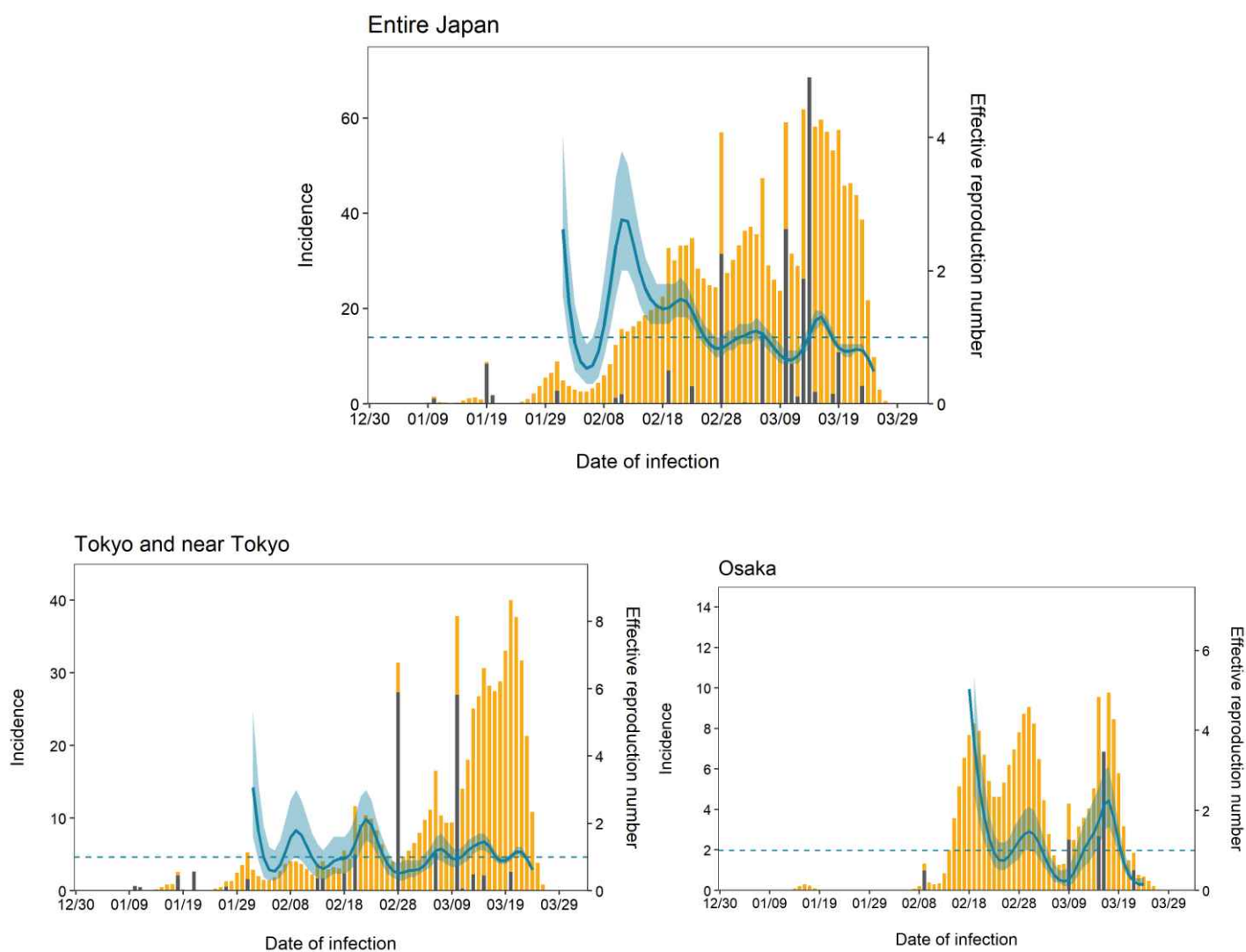


【図2. 累積感染者数（日本）】



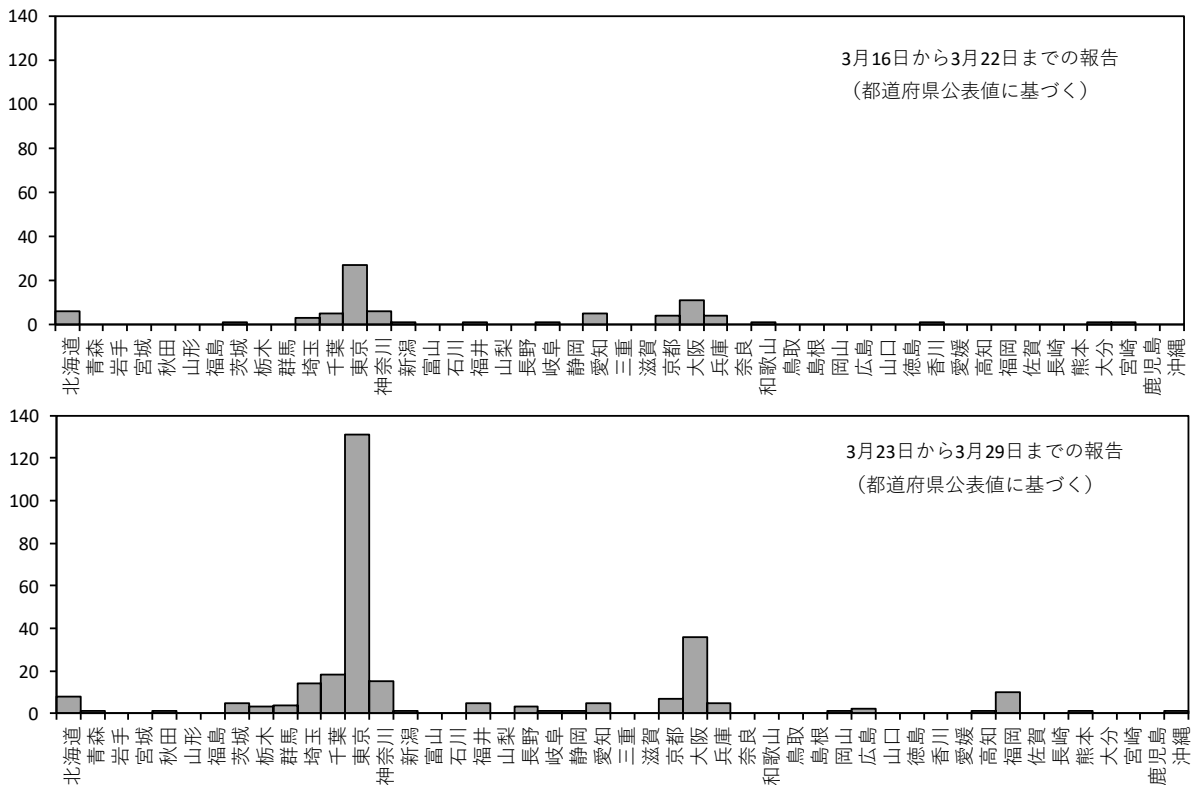
- ・日本全国の実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団のある時刻における、1人の感染者が生み出した二次感染者数の平均値）は、3/15時点では1を越えており、その後、3月21日から30日までの確定日データに基づく東京都の推定値は1.7であった。今後の変動を注視していく必要がある。
- ・また、海外からの移入が疑われる感染者については、3月上旬頃までは、全陽性者数に占める割合が数%台であったものの、3月11日前後から顕著な増加を示し、3月22日、23日頃には4割近くを占めるようになった後、直近はやや減少に転じている。
- ・最近では、若年層だけでなく、中高年層もクラスター発生の原因となってきている。
- ・また、最近のクラスターの傾向として、病院内感染、高齢者・福祉施設内感染、海外への卒業旅行、夜の会合の場、合唱・ダンスサークルなどが上げられる。特に、台東区におけるクラスターについては全貌が見えておらず、引き続き注意が必要である。

【図3. 実効再生産数 日本全国、東京と東京近郊、大阪】



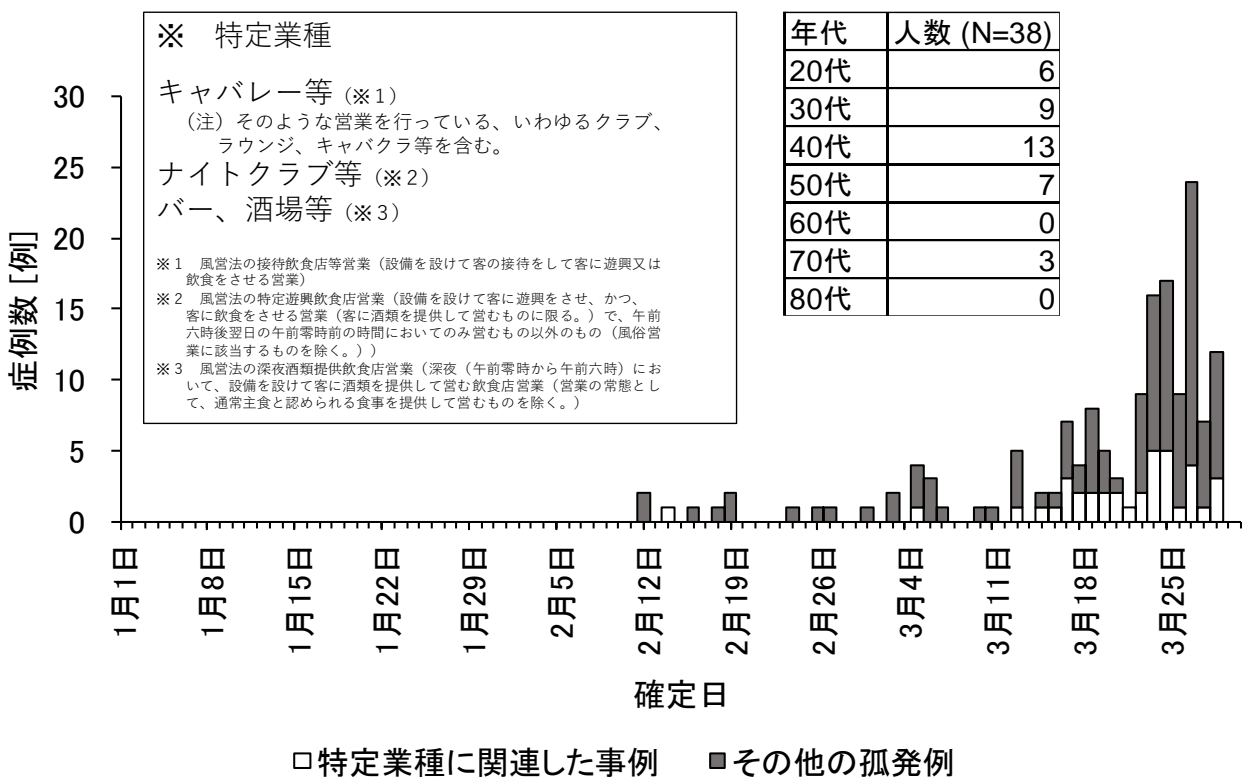
※ 推定された感染時刻別の新規感染者数（左縦軸・棒グラフ；黄色は国内発生推定感染時刻別の感染者数、紺色は推定感染時刻別の輸入感染者数）とそれに基づく実効再生産数（1人あたりが生み出した2次感染者数・青線）の推定値。青線は最尤推定値、薄青い影は95%信頼区間である。

【図4. 都道府県別にみた感染源（リンク）が未知の感染者数の推移（報道ベース）】



※ 2020年3月16日～22日、3月23日～29日の間に報道発表された各都道府県の感染源が分からない感染者数の推移（報道ベース）。これらのうち積極的疫学調査によって感染源が探知された者は、今後、集計値から引かれていくことになる。流動的な数値であることに注意が必要である。

【図5. 夜の街クラスターについて（東京都）】



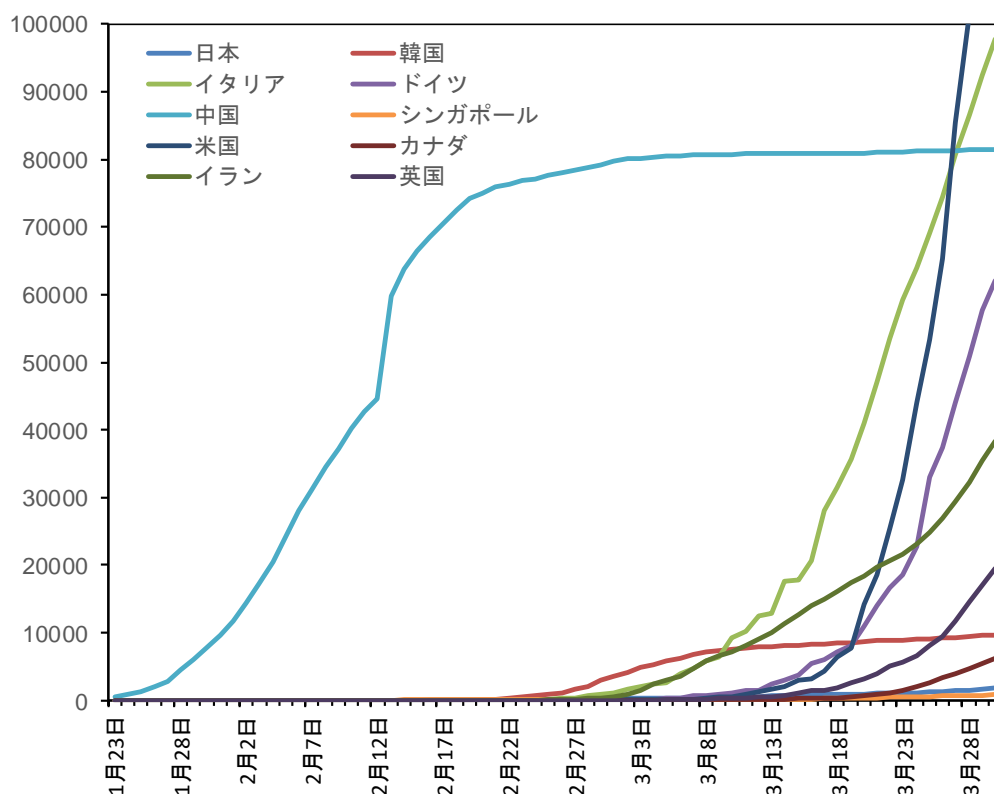
○ 以上の状況から、我が国では、今のところ諸外国のような、オーバーシュート（爆発的患者急増¹⁾）は見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している。そうした中、医療供給体制が逼迫しつつある地域が出てきており医療供給体制の強化が喫緊の課題となっている。

○ いわゆる「医療崩壊」は、オーバーシュートが生じてから起こるものと解される向きもある。しかし、新規感染者数が急増し、クラスター感染が頻繁に報告されている現状を考えれば、爆発的感染が起こる前に医療供給体制の限度を超える負担がかかり医療現場が機能不全に陥ることが予想される。

2. 海外の状況

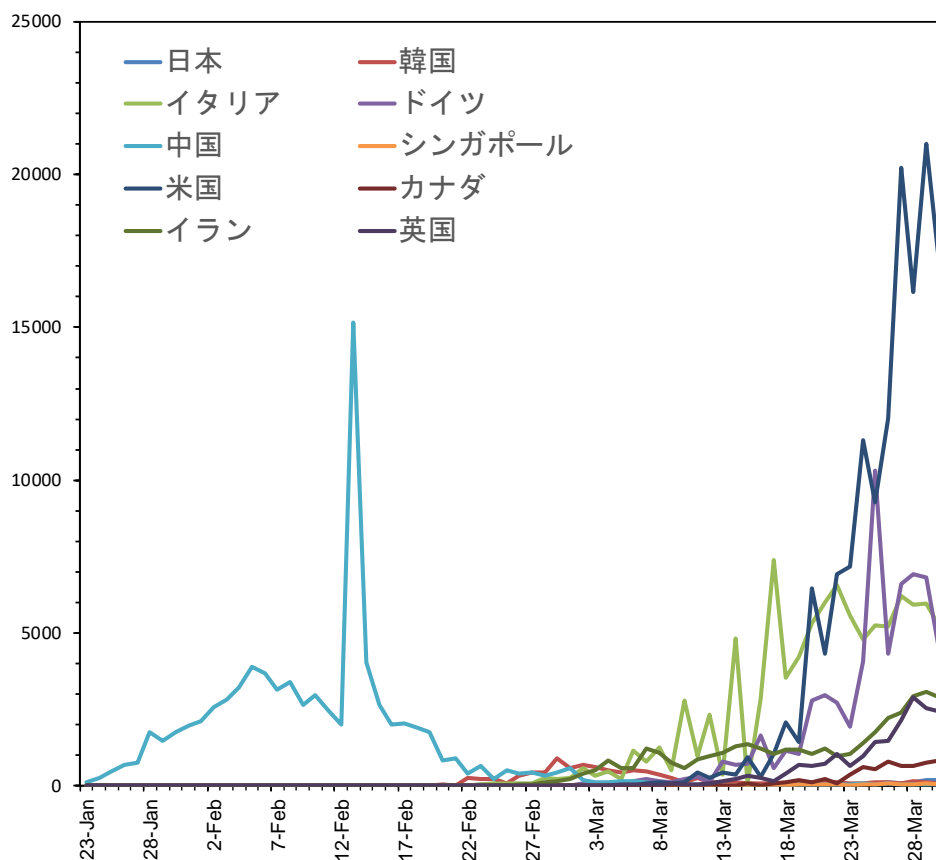
○ この間、欧州や米国では感染が爆発的に拡大し、世界の状況はより厳しいものとなっている。こうした国々では、医療崩壊により十分な医療が受けられない状況が起きており、日本でもその場面を取り上げた報道がなされている。

【図6. 累積感染者数の国別推移】



¹ オーバーシュート： 欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増する程度のスピードが継続して認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、一定期間の不要不急の外出自粛や移動の制限（いわゆるロックダウンに類する措置）を含む速やかな対策を必要とする。なお、3月21～30日までの10日間における東京都の確定日別患者数では、2.5日毎に倍増しているが、院内感染やリンクが追えている患者が多く含まれている状況にあり、これが一過性な傾向なのかを含め、継続的に注視していく必要がある。

【図7. 新規感染者数の国別推移（確定日ベース）】



Ⅲ. 現在の対応とその問題点

1. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方について

- 「3月19日の提言」における「Ⅱ. 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」においては、クラスター連鎖の防止を図っていくための「対策のバランス」の考え方を、地域の感染状況別に整理したものである。
- しかし、自治体などから、「自らの地域が3分類のどこに当たるのか教えて欲しい」という要望があることや、前提となる地域のまん延の状況や、医療提供体制の逼迫の状況を判断する際の、国・都道府県で共通のフォーマットとなる指標の考え方が対外的に示されていない、という課題が指摘された。

2. 市民の行動変容の必要性

- 「3月19日の提言」においては、「短期的収束は考えにくく長期戦を覚悟する必要があります」とした上で、市民の方に対し、感染リスクを下げるための行動変容のお願いをした。

- しかし、①集団感染が確認された場に共通する「3つの密」を避ける必要性についての専門家会議から市民の方へのメッセージが十分に届かなかったと考えられること、②このところ、「コロナ疲れ」「自粛疲れ」とも言える状況が見られ、一部の市民の間で警戒感が予想以上に緩んでしまったこと、③国民の行動変容や、健康管理に当たって、アプリなどSNSを活用した効率的かつ双方向の取組が十分には進んでいないことなどの課題があった。

3. 医療提供体制の構築等について

(1) 重症者を優先する医療提供体制の構築

- 今後、新型コロナウイルス感染症の患者が大幅に増えた場合に備え、この感染症による死者を最大限減らすため、新型コロナウイルス感染症やその他の疾患を含めた、地域の医療提供体制の検討・整備を行うことが必要である。

(2) 病院、福祉施設等における注意事項等

- 大分県、東京都、千葉県などで数十名から100名近い病院内・施設内感染が判明した。高齢者や持病のある方などに接する機会のある、医療、介護、福祉関係者は一層の感染対策を行うことが求められるほか、利用者等を介した感染の拡大を防止していくことが求められる。

IV. 提言

1. 地域区分について

(1) 区分を判断する際に、考慮すべき指標等について

- 地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標等は以下のとおりである。
- 感染症情報のリアルタイムでスムーズな情報の把握に努められるよう、都道府県による報告に常に含む情報やタイミングに関して統一するよう、国が指示等を行うとともに、国・都道府県の双方向の連携を促進するべきである。

【地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標等】

指標	考え方
①新規確定患者数	○感染症法に基づいて届出された確定患者数。各確定日で把握可能。約2週間程度前の感染イベントを反映することに注意を要する。
②リンクが不明な新規確定患者数	○都道府県内保健所による積極的疫学調査の結果、感染源が不明な感染者。地域におけるコミュニティ伝播を反映する。 ○報告時点では、リンクが繋がっていないことも多く、把握には日数を要する。 ○海外からの輸入例はここから別途集計すべきである。

③帰国者・接触者外来の受診者数	○オーバーシュート（爆発的患者急増）を可能な限り早く捉えるために、確定患者に頼らないリアルタイムの情報分析が重要である。
④帰国者・接触者相談センターの相談票の数項目（※）	○①～⑤の数値の動向も踏まえて総合的な検討を要す。 ※ ①帰国者・接触者外来受診を指示された件数（報告日別）、 ②医療機関からの相談件数（報告日別）推移の2項目
⑤PCR検査等の件数及び陽性率	

※ 加えて、実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団において、ある時刻における1人の感染者が生み出した実際の二次感染者数の平均値）が地域での急激な感染拡大（オーバーシュート（爆発的患者急増））の事後評価に有用である。しかし、推定には専門家の知見を借りて示す必要があり、また、当該感染症においては感染から報告までの時間の遅れが長い場合概ね2週前の流行動態までしか評価できない。

【地域の医療提供体制の対応を検討する上で、あらかじめ把握しておくべき指標等】

○ また、都道府県は、これ以外に、地域の状況を判断する上で、医療提供体制に与えるインパクトを合わせて考慮する必要がある。については、

- ① 重症者数
- ② 入院者数
- ③ 利用可能な病床数と、その稼働率や空床数
- ④ 利用可能な人工呼吸器数・ECMO数と、その稼働状況
- ⑤ 医療従事者の確保状況

などを、定期的に把握しておかなくてはならない。

○ 地域ごとの医療機関の切迫度を、これらの指標から適宜把握していくことにより、感染拡大や、将来の患者急増が生じた場合などに備え、重症者を優先する医療提供体制等の構築を図っていくことが重要である。

（2）地域区分の考え方について

○ 「3月19日の提言」における「Ⅱ.7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記（1）の各種指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものとする。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

①「感染拡大警戒地域」

○ 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。

- 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

<想定される対応>

- オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²（以下「3つの密」という。）を避けるための取組（行動変容）を、より強く徹底していただく必要がある。
- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。
 - ・ 期間を明確にした外出自粛要請、
 - ・ 地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
 - ・ 家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
 - ・ 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。

②「感染確認地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者数についてもあまり増加していない状況にある地域（①でも③でもない地域）

<想定される対応>

- ・ 人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する。
- ・ 具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること
- ・ また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討していくことが求められる

③「感染未確認地域」

- 直近の1週間において、感染者が確認されていない地域（海外帰国の輸入例は除く。直近の1週間においてリンクなしの感染者数もなし）

<想定される対応>

- ・ 屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどについては、適切な感染症対策を講じたうえで、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施する。
- ・ また、その場合であっても、急激な感染拡大への備えと、「3つの密」を徹底的に回避する対策は不可欠。いつ感染が広がるかわからない状況のため、常に最新情報を取り

² 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。以下「3つの密」という。

入れた啓発を継続してもらいたい。

2. 行動変容の必要性について

(1) 「3つの密」を避けるための取組の徹底について

○ 日本では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするため、「①クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という3本柱の基本戦略に取り組んできた。

しかし、今般、大都市圏における感染者数の急増、増え続けるクラスター感染の報告、世界的なパンデミックの状況等を踏まえると、3本柱の基本戦略はさらに強化する必要がある、なかでも、「③市民の行動変容」をより一層強めていただく必要があると考えている。

- このため、市民の皆様には、以下のような取組を徹底していただく必要がある。
 - ・「3つの密」をできる限り避けることは、自身の感染リスクを下げるだけでなく、多くの人々の重症化を食い止め、命を救うことに繋がることについての理解の浸透。
 - ・今一度、「3つの密」をできる限り避ける取組の徹底を図る。
 - ・また、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことを避けていただく。
 - ・さらに、「3つの密」がより濃厚な形で重なる夜の街において、
 - ①夜間から早朝にかけて営業しているバー、ナイトクラブなど、接客を伴う飲食店業への出入りを控えること。
 - ②カラオケ・ライブハウスへの出入りを控えること。
 - ・ジム、卓球など呼気が激しくなる室内運動の場面で集団感染が生じていることを踏まえた対応をしていただくこと。
 - ・こうした場所では接触感染等のリスクも高いため、「密」の状況が一つでもある場合には普段以上に手洗いや咳エチケットをはじめとした基本的な感染症対策の徹底にも留意すること。

(2) 自分が患者になったときの、受診行動について

○ 感染予防、感染拡大防止の呼びかけは広まっているが、患者となったときの受診行動の備えは不十分である。例えば、受診基準に達するような体調の変化が続いた場合に、自分の居住地では、どこに連絡してどのような交通手段で病院に行けばいいのか、自分が患者になった時、どのように行動すべきか、事前に調べて理解しておき、家族や近い人々と共有することも重要である。

○ こうした備えを促進するため、新型コロナウイルス感染症を経験した患者や家族などから体系的に体験談を収集し、情報公開する取り組みにも着手すべきである。

(3) ICTの利活用について

○ 感染を収束に向かわせているアジア諸国のなかには、携帯端末の位置情報を中心にパ

パーソナルデータを積極的に活用した取組が進んでいる。感染拡大が懸念される日本においても、プライバシーの保護や個人情報保護法制などの観点を踏まえつつ、感染拡大が予測される地域でのクラスター（患者集団）発生を早期に探知する用途等に限定したパーソナルデータの活用も一つの選択肢となりうる。ただし、当該テーマについては、様々な意見・懸念が想定されるため、結論ありきではない形で、一般市民や専門家などを巻き込んだ議論を早急に開始すべきである。

- また、感染者の集団が発生している地域の把握や、行政による感染拡大防止のための施策の推進、保健所等の業務効率化の観点、並びに、市民の感染予防の意識の向上を通じた行動変容へのきっかけとして、アプリ等を用いた健康管理等を積極的に推進すべきである。

3. 地域の医療提供体制の確保について

(1) 重症者を優先した医療提供体制の確保について

- 今後とも、感染者数の増大が見込まれる中、地域の実情に応じた実行性のある医療提供体制の確保を図っていく必要がある。
- 特に、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫の5県においては、人口集中都市を有することから、医療提供体制が切迫しており、今日明日にでも抜本的な対策を講じることが求められている。
- また、その際には感染症指定医療機関だけでなく、新型インフルエンザ等協力医療機関、大学病院など、地域における貴重な医療資源が一丸となって、都道府県と十分な連携・調整を行い、どの医療機関で新型コロナウイルスの患者を受け入れるか、また逆にどの医療機関が他の疾患の患者を集中的に受け入れるか、さらに他の医療機関等への医療従事者の応援派遣要請に応じるか、などそれぞれの病院の役割に応じ総力戦で医療を担っていただく必要がある。
- 併せて、軽症者には自宅療養以外に施設での宿泊の選択肢も用意すべきである。

(2) 病院、施設における注意事項

- 大分県、東京都、千葉県などで数十名から100名近い病院内・施設内感染が判明した。一般に、病院内感染、施設内感染における感染ルートは、①医療従事者、福祉施設従事者からの感染、②面会者からの感染、③患者、利用者からの感染が考えられる。
- このうち、医療従事者、福祉施設従事者等に感染が生じた場合には、抵抗力の弱い患者、高齢者等が多数感染し、場合によっては死亡につながりかねない極めて重大な問題となる。こうした点を、関係者一人一人が強く自覚し、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるといった感染リスクを減らす努力をする、院内での感染リスクに備える、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、症状がなくても患者や利用者とは必ずマスクを着用するなどの対策に万全を期すべきである。特に感染が疑われる医療、福祉施設従事者等については、迅速にPCR検査等を

行えるようにしていく必要がある。

- また、面会者からの感染を防ぐため、この時期、面会は一時的に中止とすることなどを検討すべきである。さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、福祉施設での通所サービスなどの一時利用を制限（中止）する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限（中止）する等の対応を検討すべきである。
- 入院患者、利用者について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施する。

(3) 医療崩壊に備えた市民との認識共有

- 我が国は、幸い今のところ諸外国のようないわゆる「医療崩壊」は生じていない。今後とも、こうした事態を回避するために、政府や市民が最善の努力を図っていくことが重要である。一方で、諸外国の医療現場で起きている厳しい事態を踏まえれば、様々な将来の可能性も想定し、人工呼吸器など限られた医療資源の活用のあり方について、市民にも認識を共有して行くことが必要と考える。

4. 政府等に求められる対応について

- 政府においては、上記1～3の取組が確保されるようにするため、休業等を余儀なくされた店舗等の事業継続支援や従業員等の生活支援など経済的支援策をはじめ、医療提供体制の崩壊を防ぐための病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備、重症者増加に備えた人材確保等に万全を期すべきである。
- 併せて、3月9日、3月19日の専門家会の提言及び3月28日の新型コロナウイルス基本的対処方針で述べられている、保健所及びクラスター班への強化が、未だ極めて不十分なので、クラスターの発見が遅れてしまう例が出ている。国及び都道府県には迅速な対応を求めたい。
- さらに、既存の治療薬等の治療効果及び安全性の検討などの支援を行うとともに、新たな国内発ワクチンの開発をさらに加速するべきである。

V. 終わりに

- 世界各国で、「ロックダウン」が講じられる中、市民の行動変容とクラスターの早期発見・早期対応に力点を置いた日本の取組（「日本モデル」）に世界の注目が集まっている。実際に、中国湖北省を発端とした第1波に対する対応としては、適切に対応してきたと考える。
- 一方で、世界的なパンデミックが拡大する中で、我が国でも都市部を中心にクラスター

一感染が次々と発生し急速に感染の拡大がみられている。このため、政府・各自治体・には今まで以上強い対応を求めたい。

- これまでも、多くの市民の皆様が、自発的な行動自粛に取り組んでいただいているが、法律で義務化されていなくとも、3つの密が重なる場を徹底して避けるなど、社会を構成する一員として自分、そして社会を守るために、それぞれが役割を果たしていこう。

以上

事務連絡
令和2年4月9日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道管に起因する陥没事故の再発防止について（周知）

平成30年4月30日、小田急電鉄小田原線の線路脇で陥没が発生し、調査の結果、鉄道の軌道下に布設された下水道管が破断し、ズレが生じていたことが確認されました。その後、下水道管理者である神奈川県伊勢原市において、詳細な原因究明の調査を行った結果、過去の工事で残置された構造物上に下水道管を布設したことにより、その前後で基礎構造が相違していたため、周辺地盤の地盤沈下により下水道管が不同沈下し、管が破断したことが判明しました。

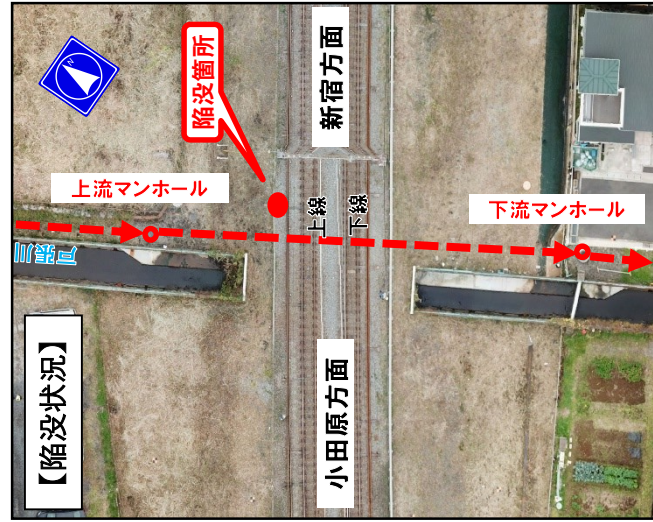
このことを踏まえ、各地方公共団体におかれましては、下記について十分留意するようお願いいたします。

- ①下水道管の設計、施工に際し、布設箇所における土質特性を勘案するとともに、既設地下構造物等の影響に留意すること。
- ②計画的に下水道の点検を行い、不同沈下の兆候等異状の有無を把握し、異状箇所については早急に修繕・改築等の措置を講じること。
- ③特に、鉄道等の軌道下に埋設された下水道管については、陥没により重大な社会的影響が懸念されることから、引き続き点検等の必要な対策に努めること。

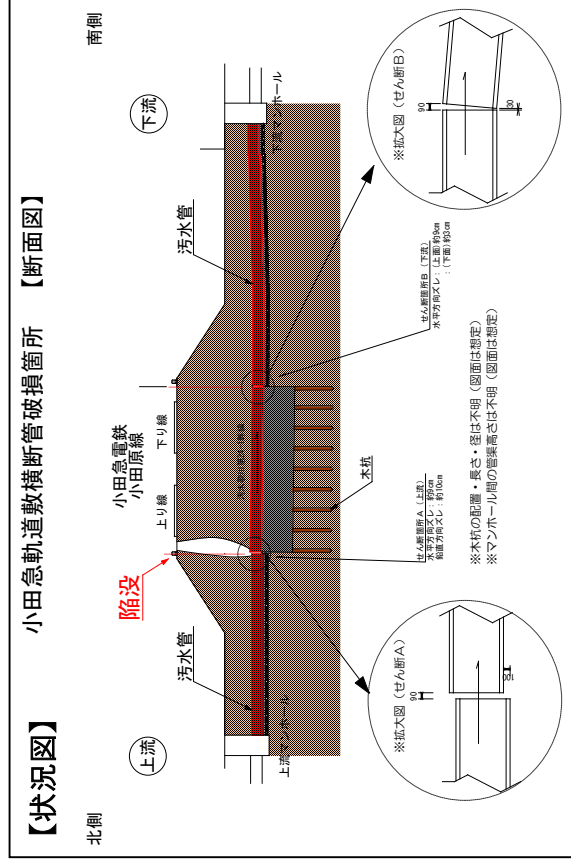
【伊勢原市における下水道管損傷における陥没事故】

- 発生日時 : 平成30年4月30日 (月) 10時35分頃
- 発生場所 : 伊勢原市石田地内 小田急電鉄小田原線 (軌道)
- 陥没範囲 : 幅1.0m、深さ4.5m
- 第三者損害 : なし
- 事故原因 : 軌道下部分は、過去の工事で残置された構造物上に下水道管を布設したと想定される。
そのため、その上下流で基礎構造が相違し、周囲の圧密沈下により不同沈下が発生し、下水道管の破断に至った。
- 整備年度 : 平成3年度
- 経過年数 : 27年
- 影響 : 本厚木駅ー伊勢原駅間上下線で運転見合わせ。約35,000人
運休約110本 (うち特急54本) 影響人員 約35,000人
- 報道 : あり

【発生場所】



【陥没状況】



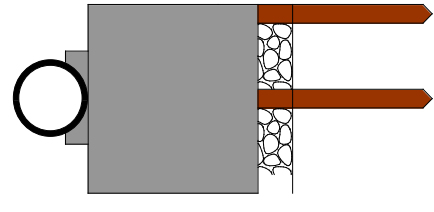
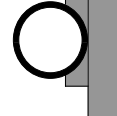
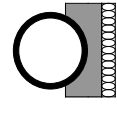
【状況図】

小田急軌道敷横断面破損箇所 【断面図】

下水道管基礎構造図

軌道外基礎

軌道下基礎



木杭の配置等は想定

事務連絡
令和2年4月9日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その1）について （令和2年4月4日福岡県福岡市発注の工事に伴う死亡事故）

本年4月4日、福岡県福岡市発注の推進工法による雨水管路の布設工事において、クレーンで雨水管を木製角材の上を下ろした後、転倒防止対策をしていなかった雨水管が転倒し、作業員が雨水管と工事用フェンスにはさまれたことで死亡するという事故が発生しました（別紙参照）。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

各下水道管理者におかれましては、道路上の下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

下水道工事におけるはさまれ事故 (R2.4.4 福岡県福岡市)

■発生日：令和2年4月4日(土) 午前11時30分頃

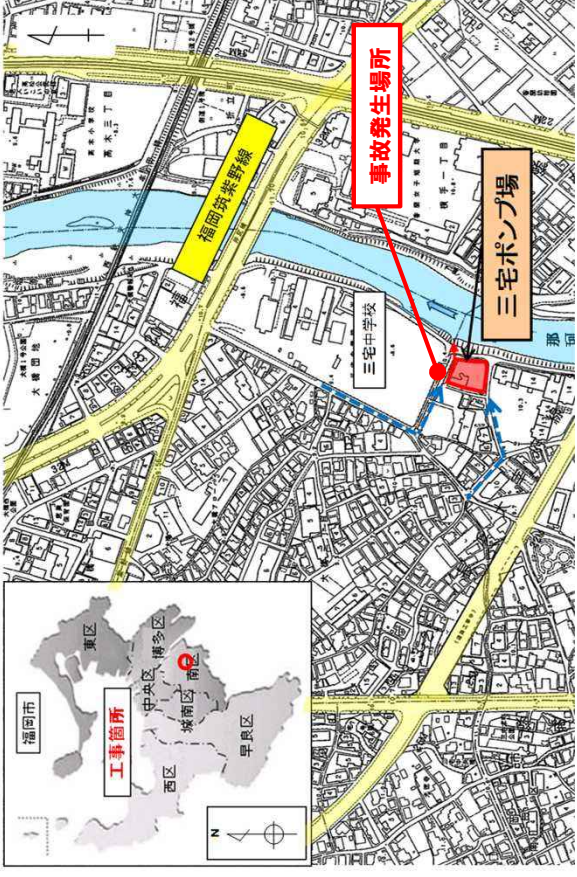
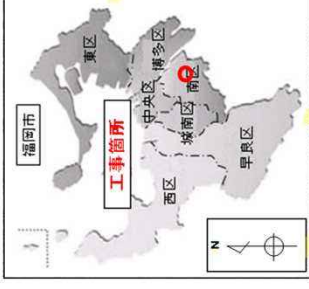
■発生場所：福岡市南区三宅

■報道：あり

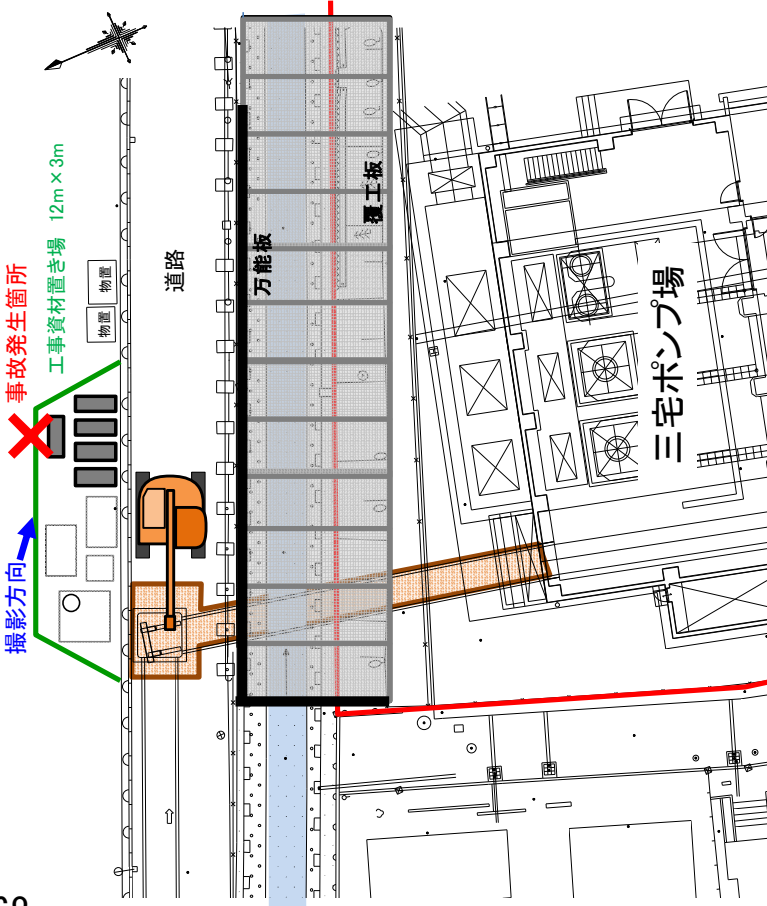
■工事概要：流入管築造工事及び場内整備工事

■事故内容：推進工法による雨水管路の布設工事において、クレーンで雨水管を木製角材の上に下ろした後、転倒防止対策をしていなかった雨水管が転倒し、作業員が雨水管と工事用フェンスにはさまれたことでの死亡した。

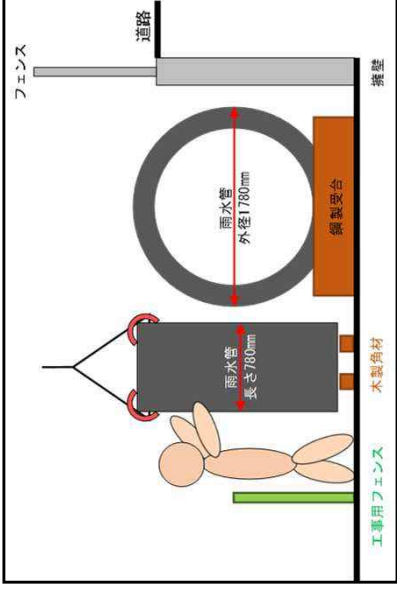
【発生場所】



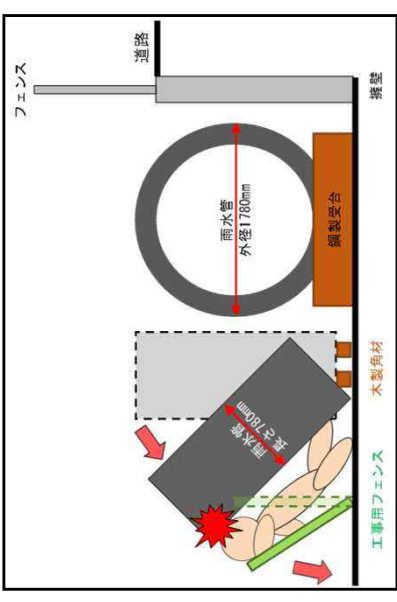
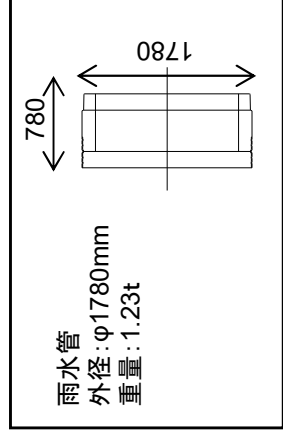
【状況図】



【事故イメージ図】



【管詳細図】



令和2年4月10日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(第1回調査依頼結果及び第2回調査依頼)

3月18日付け国水下企第97号の通知において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している下水道使用者を対象として、地域の実情に応じ、福祉部局及び水道部局とも十分に連絡・連携しつつ、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いしたところです。

各公共下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況については、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について(調査依頼)」(令和2年3月24日付け事務連絡)(以下、第1回調査という。)により調査させていただき、別添のとおり結果をまとめましたので、情報共有させていただきます。各公共下水道管理者におかれましては、支払い猶予等についての取組みの参考にしていただきますようお願いいたします。

また、国土交通省下水道部では、今後も支払い猶予等の対応に関する実施状況について、定期的に調査を実施し、情報共有を図ることと致しました。

つきましては、下記のとおり第2回調査を実施させていただきますので、各公共下水道管理者におかれましては、ご多忙の中、短期間の照会となり、誠に恐縮ですが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

記

1. 調査対象

公共下水道事業実施団体(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。)

※第1回調査で、下水道使用料の支払い猶予等について、④実施予定なしと回答した下水道管理者におかれましても回答願います。

2. 調査内容（詳細は調査票②を参照）

支払猶予等の措置の実施状況

3. 回答期限

令和2年4月17日（金）17時まで

4. 提出・問い合わせ先

回答者は、各都道府県を経由することなく、直接、以下のメールアドレスに提出して下さい。
また、メール件名及び調査票ファイル名は「【支払猶予②回答】(〇〇都道府県〇〇市町村名)」
として下さい。

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 管理企画指導室
三浦（課長補佐）・保木（課付）、高橋（指導係長）
hqt-yuyo-a@gxb.mlit.go.jp

(参考)厚生労働省「水道料金の支払い猶予等措置の実施状況調査結果(令和2年4月9日時点)」

以上

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 2 日

日本下水道事業団
総務企画課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課管理係長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）
（在宅勤務（テレワーク）等の更なる推進）

貴法人におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、テレワークや時差通勤等に多々ご協力頂き感謝申し上げます。

4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正を受けた在宅勤務の推進等）」において、テレワークや時差通勤等の強力な推進をお願いしたところですが、昨日開催されました新型コロナウイルス感染症対策本部において、安倍内閣総理大臣より、接触削減について、「7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分ではない面もあることから、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにする。②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らす。」との発言がありました。

貴法人においても、既に在宅勤務に係る取組みを進めて頂いていることと存じますが、弊省大臣官房危機管理官より、上記総理発言に基づく在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について、別添の通り事務連絡が発出されておりますので、ご確認いただき、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向け、改めて、徹底して頂きますようお願いいたします。

また、昨日の政府対策本部において繁華街対策の強化のため、基本的対処方針の変更が決定されました。つきましては、貴法人においても、「三つの密」を避ける行動の徹底はじめ、引き続き、基本的対処方針に基づく感染症対策が確実に実施されるよう、周知徹底頂くようお願いいたします。

(別添) 所管事業者等における在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について
(令和2年4月12日付大臣官房危機管理官事務連絡)

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 2 日

関係法人各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

（在宅勤務（テレワーク）等の更なる推進）

4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正を受けた在宅勤務の推進等）」において、テレワークや時差通勤等の強力な推進をお願いしたところですが、昨日開催されました新型コロナウイルス感染症対策本部において、安倍内閣総理大臣より、接触削減について、「7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分ではない面もあることから、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにする。②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らす。」との発言がありました。

弊省大臣官房危機管理官より、上記総理発言に基づく在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について、別添の通り事務連絡が発出されておりますので、ご確認いただき、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向け、改めて、会員各位に周知のうえ、適切に対応頂きますようお願いいたします。

また、昨日の政府対策本部において繁華街対策の強化のため、基本的対処方針の変更が決定されました。つきましては、貴法人においても、「三つの密」を避ける行動の徹底はじめ、引き続き、基本的対処方針に基づく感染症対策が確実に実施されるよう、会員各位に周知徹底をお願いいたします。

（別添）所管事業者等における在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について

（令和2年4月12日付大臣官房危機管理官事務連絡）

事務連絡
令和2年4月12日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

所管事業者等における在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について
（依頼）

所管事業者及び関係団体等におけるテレワークや時差通勤等の今まで以上の強力な推進については、令和2年4月8日付の大臣官房危機管理官事務連絡により、周知徹底を依頼したところですが、昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、総理より、接触削減について、「7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分ではない面もあることから、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにする。②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らす。関係省庁は、来週に向けて、強い危機感を持って、中小・小規模事業者の皆さんも含む、すべての事業者の皆さんに、この要請を徹底してください。」との発言がありました。

つきましては、最低7割、極力8割という接触削減の実現のため、在宅勤務（テレワーク）の推進について、総理発言を踏まえ、改めて緊急事態宣言の対象である7都府県に本社、事業所を有する所管事業者及び関係団体等に対し、要請を徹底して頂きますようお願いいたします。

また、昨日の本部では繁華街対策の強化のため、別添2及び別添3の通り、基本的対処方針の変更が決定されましたので、所管事業者及び関係団体等に対し、変更内容をお伝え頂くとともに、「三つの密」を避ける行動の徹底はじめ、引き続き、基本的対処方針に基づく感染症対策が確実に実施されるよう、周知徹底頂くようお願いいたします。

- （別添1）第28回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言
- （別添2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）
- （別添3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 新旧対照表

第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部 安倍内閣総理大臣発言

- 緊急事態宣言の発出を受けて、国民の皆様には、最低 7 割、極力 8 割、人と人との接触を削減する、との目標のもと、在宅での勤務をはじめ、不要不急の外出を自粛いただくなど、大変なご協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。
- この緊急事態を 1 か月で終えるためには、最低 7 割、極力 8 割の、接触削減を何としても実現しなければなりません。そのためには、もう一段の、国民の皆様のご協力をいただくことが不可欠であります。緊急事態宣言の区域内においては、原則、すべての従業員による自宅勤務などを実施している企業が多くあるとの報告を受けています。他方、7 割から 8 割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分ではない面もあることから、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにする。②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低 7 割は減らす。関係省庁は、来週に向けて、強い危機感を持って、中小・小規模事業者の皆さんも含む、すべての事業者の皆さんに、この要請を徹底してください。
- また、夜の繁華街においては、既に多くの感染が確認されており、緊急事態宣言が発出された地域のみならず、全国的な広がりを見せています。7 都府県において強い自粛要請を行うことで、結果として、他の道府県への人の流れが生まれるような事態は、あってはなりません。そのため、密閉、密集、密接、3 つの「密」が、より濃厚な形で重なる、バー、ナイトクラブ、カラオケ、ライブハウスはもとより、繁華街の接客を伴う飲食店等については、緊急事態宣言が出ている地域か否かを問わず、全国すべての道府県において、その出入りを控えていただくよう、特措法第 24 条 9 項に基づいて要請すべき旨を、基本的対処方針に新たに追加いたしました。
- 緊急事態宣言が発出された地域では、医療提供体制がひっ迫しています。政府として、軽症者や無症状感染者向けの、宿泊施設の確保に加え、自衛隊を派遣して、宿泊施設への移送の協力、施設内のゾーニングや関係者の皆さんの能力構築支援なども行っていますが、医療現場の負担を軽減するため、都府県と連携して、こうした取組を一層加速 してください。
- さらに、現場で必要となる医療物資の不足状況を緩和するため、プッシュ型で提供していきます。サージカルマスクは、来週までに合計で 4,500 万枚を全国の医療機関に配布しますが、7 都府県の医療機関向けに、追加で、1,000 万枚を配布します。医療用ガウン及びフェイスシールドについては、それぞれ 100 万着を、7 都府県それぞれのひっ迫状況に応じて、直ちに配布してください。N 9 5 マスク、及び、KN 9 5 マスクについては、現在、輸入が激減し、大変厳しい状況にあります。来週中に 7 万枚を届けるとともに、今月中に 70 万枚を配布します。また 7 都府県以外の地域においても、医療現場の状況にしっかりと目配りし、医療防護具の提供に、できる限りの努力を尽くして下さい。

- 感染リスクと背中合わせの厳しい状況のもとで、今この瞬間も、医療従事者の皆さんは、命を守るために全力を尽くして下さっています。改めて、心からの感謝の気持ちを示すとともに、医療現場を守るために、全国的に不足状況が続いている医療物資について、科学的かつ効率的な使い方が可能となるような各種支援に加え、引き続き、あらゆる手を尽くして、国内の生産体制の増強を進めていきます。これまでも設備投資への大胆な補助金などにより、異業種を含めた国内メーカーに積極的な生産拡大を促してまいりましたが、今般の経済対策なども活用し、政府一丸となって、取組を更に強化してください。

- 院内感染のリスクを軽減する観点から、来週から初診を含めて、電話やオンラインでの診療を可能とします。今後とも、医療現場の負担軽減に向けて、各省庁はできる限りの取組を進めてください。

- この緊急事態を乗り越えるため、国民の皆様の行動変容、行動を変えていただくこととともに、政府と都道府県が連携した取組の強化が求められています。各位にあっては、現場の声・情報を幅広く吸い上げるとともに、対策を柔軟かつ迅速に打って行ってください。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 4 月 11 日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたところであり、この状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、次項「一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実」に示すとおり、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること、
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断できる。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県である。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底

的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、現在拡大している感染を収束の方向に向かわせることが可能である。具体的には、国民においては、不要不急の外出を避けること、「三つの密」や夜の街を極力避けること、事業者においては、業務継続計画（BCP）に基づき、出勤者の4割減少はもとより、テレワークなどを活用することで、さらに接触の機会を減らすことを協力して行っていく必要がある。30日間に急速に収束に向かわせることに成功できたとすれば、数理モデルに基づけば、80%の接触が回避できたと判断される。なお、政府としては、緊急事態を宣言しても、社会・経済機能への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、4月6日までに、合計44都道府県において合計3,817人の感染者、80人の死亡者が確認されている。特に、最近の状況としては、感染経路が特定できていない感染者が40.6%（令和2年4月4日現在、4月1日までの状況）を占める状況となっている。このことは、クラスターとして感染が見られてきた特定の場所での感染に加え、これまで限定的であった日常生活の中での感染のリスクが徐々に増大し始めていることを意味する。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解として、今のところ諸外国のような、オーバーシュートは見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、患者数が急増し、そうした中、医療供給体制がひっ迫しつつある地域が出てきており、医療供給体制の強化が喫緊の課題となっていると状況分析されていたところであるが、特に3月16日から4月1日にかけて、報告された感染者数は817人から2,299人と急増し、倍化時間（2倍になるまでの時間）は4.0日、感染経路の不明な患者数は40.6%となっている。専門家会議では、繁華街の接客を伴う飲食店等のクラスターの存在が指摘されており、院内感染や高齢者・福祉施設内感染とともに、大きな問題となっている。また、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘も存在する。

一方で、海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に広がっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。こういった状況の中で、本年3月中旬から下旬にかけて、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が増加した。これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日－3月18日）から29%（3月19日－3月25日）に増加し、最大で37%を超える日もあったが、水際対策の強化の結果、現在は一定程度に収まっている。しかし、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたものの、現在では欧米を中心に拡大しており、輸入症例の広域化の影響を受けている。

国内の医療提供体制としては、感染者の急激な増加が見られる東京都と大阪府では、既に重症者等に対する入院医療の提供体制に支障をきたすおそれがあると判断し、入院治療が必要ない軽症者を宿泊施設での療養に切り替える旨発表している。また、東京都に隣接し、感染者数が200人を超える神奈川県も入院医療の切替えを行う方針であり、大都市圏を中心に医療提供体制のひっ迫が現実のものとして現れ始めている。

都道府県別の動向としては、特に東京都及び大阪府において、報告され

た累積感染者数が令和2年4月6日現在、それぞれ400人以上（東京都1,123人、大阪府429人）、過去1週間の倍化時間も7日未満（東京都5.0日、大阪府6.6日）となっており、感染者数のさらなる急増の危険性がある。さらに、その近隣府県としては、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、京都府において累積感染者数が100人を超えており、そのうち、京都府を除く全ての府県で、感染経路が不明の感染者がほぼ半数を超えている。さらに、福岡県については、累積報告数が100人以上となっており、倍化時間が約3日と急速な感染の広がりが見られ、感染経路の不明な症例の割合が7割を占めている状況にある。このように、東京都及び大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

なお、これら7都府県以外の都道府県においても、今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離をとること（Social distancing; 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことには

リスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

- ・ 現在のところ、感染が拡大している地域であっても、多くの場合、ライブハウス、スポーツジム、医療機関、さらに最近になって繁華街の接客を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。
- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリ

スクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- ・ 感染症法第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況

の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いします。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
 - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
 - ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
 - ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十

分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。

- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 地方公共団体は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化を図る。また、都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間の検査機関等を活用する。
- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

- ④ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発を引き続き可及的速やかに進める。

(3) まん延防止

- ① 令和 2 年 4 月 7 日の緊急事態宣言は、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、これまでの施策をさらに加速させることを目的として行うものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指す。一方で、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、法第 5 条の規定を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）は、まん延の防止に関する措置として、まずは法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。その上で、都道府県による法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限の要請を行い、特定都道府県による法第 45 条第 2 項から第 4 項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、必要に応じ専門家の意見も聞きつつ、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の要請、指示等の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。
- ② 都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、開催の自粛の要請等を強く行う。特に、全国的かつ大

規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。一方、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。

- ③ 特定都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催の制限の要請等を行う。これに関連し、国及び地方公共団体間で緊密に情報共有や連携を行うものとする。これらの場合における要請等に当たっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。
- ④ 特定都道府県は、法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるよう、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。
- ⑤ 都道府県及び市町村は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。
- ⑥ 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。このため、保健所の体制強化を図る。
- ⑦ 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき政府対策本部と密接に情報共有する。

政府対策本部は、専門家の意見をききながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ⑧ 特定都道府県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から、極力避けるよう、また、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、住民に冷静な対応を促す。
- ⑨ 特定都道府県は、必要に応じ、期間及び区域を示したうえで、まずは、法第45条第1項に基づく外出の自粛要請を行う。基本的対処方針等諮問委員会の意見も踏まえ、一定期間、外出自粛により、まん延の抑え込みを図る。外出の自粛の対象とならない外出の具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なものが考えられる。なお、外出自粛等の要請の期間としては、対応が効果をあげるために必要な期間、感染日から発症日までの平均期間（平均潜伏期間）、対応の効果を検知することができるまでの期間として、基本的対処方針等諮問委員会の意見等も踏まえ、30日程度が適当と考えられる。ただし、実際にこれらの措置を実施するにあたっては、期間について柔軟に判断を行い、地域の状況を踏まえて、短縮及び延長を適切に行う。
- ⑩ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、特定都道府県は、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する。指定公共機関等はまん延防止対策に関するBCPの策定・実施を図っており、特定都道府県は、取組をさらに強化を促す。また、職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つ

の密」を避ける行動を徹底するよう促す。外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している繁華街の接客を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促すとともに、まん延の状況や人の移動の実態等を踏まえ、域内のみならず、域外への外出も対象とする。

- ⑪ 特定都道府県は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する。事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする。なお、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、法第2条に規定される指定公共機関及び指定地方公共機関や法第28条に規定される登録事業者を参考とし、これら医療、国民生活・国民経済維持の業務をサポートする事業者等にも留意し、別添に例示する。
- ⑫ 政府及び特定都道府県は、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑬ 大都市圏の都道府県は、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、全国的かつ急速なまん延の起点とならないよう、上記のまん延防止のための対策を十分に行う。それ以外の都道府県であっても、全国的かつ急速なまん延のおそれがあることから適切な対策を講ずる。
- ⑭ 政府及び地方公共団体は、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が重なることがないよう、所要の感染防止策を講じるよう促す。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける。また、キャバレー、ナイトクラブ等の遊興施設については、クラスター発生の状況等を踏まえ、外出自粛の周知を行う。
- ⑮ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確

保及び育成を行う。

- ⑯ 厚生労働省及び都道府県は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ⑰ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第20条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第12条に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。また、政府は、民間事業者等と協力して、SNS等の技術を活用して、感染状況等の把握を行う仕組みを構築する。
- ⑱ 文部科学省は、4月1日に改定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等において示した、臨時休業の実施に係る考え方について周知を行うとともに、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、必要に応じ、追加的な考え方等を示す。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ⑲ 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。
- ⑳ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

- ⑳ 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCPに基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。また、特定都道府県以外の都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す。
- ㉑ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ㉒ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ㉓ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

(4) 医療等

- ① 厚生労働省は、地方公共機関や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
- ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。

- ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。
 - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。
 - ・ また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。地方公共団体は、予め、ホテルなど一時的な宿泊施設の確保に努めるとともに、国は、地方公共団体と密接に連携し、地方公共団体の取組を支援すること。
 - ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じ、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、専属的な人材を確保するなど外来を早急に受診できる体制を整備すること。
 - ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
 - ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。
- ② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供

体制の確保を進める。

- 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。
 - 医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
 - 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。
 - 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
 - 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
 - 仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、特定都道府県による法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するにあたって、必要な支援を行うこと。
 - 医療提供体制のひっ迫及びオーバーシュートの発生に備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ③ 厚生労働省は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、地方公共団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が同時に重なる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が

共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
- ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

④ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に PCR 検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。

⑤ 都道府県は、③の周知に協力するとともに、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。

⑥ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。

- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。

- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑦ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

(5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮等

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援

やいじめ防止等の必要な取組を実施する。

- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。
- ⑥ 政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅での DV や虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等に必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第 54 条に基づく緊急輸送の要請や法第 55 条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第 26 条第 1 項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、

医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対

策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。
- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) 緊急事態宣言後の取組

政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価し、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。

- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制の逼迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。
- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

（下線部分は改定箇所）

変 更 案	現 行
<p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>(3) まん延防止</p> <p>②① 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCP に基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛</p>	<p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>(3) まん延防止</p> <p>②① 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCP に基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛</p>

<p>勸奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利 用等を強力に呼びかける。</p>	<p>勸奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利 用等を強力に呼びかける。また、<u>特定都道府県以外の 都道府県は、法第24条第9項に基づき、繁華街の接客 を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す。</u></p>
--	---

事務連絡
令和2年4月13日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

所管事業者等における出勤者7割削減を実現するための取組の
更なる推進について（依頼）

最低7割、極力8割という接触削減の実現に向けた所管事業者及び関係団体等における在宅勤務（テレワーク）の更なる推進については、令和2年4月12日付の大臣官房危機管理官事務連絡により、緊急事態宣言の対象である7都府県に本社、事業所を有する所管事業者及び関係団体等に対する要請をお願いしたところですが、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、7都府県における全ての事業者に対する出勤者7割削減の取組の要請に加え、7都府県以外の事業者に対しても、可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただくよう要請してほしいとの依頼がございました。

また、同依頼においては、基本的対処方針において、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」についても、「三つの密」を避けるための取組など十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただくよう、周知をお願いしたいとされています。

つきましては、出勤者7割削減の目標に向け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡等を踏まえ、7都府県以外の所管事業者及び関係団体等に対しても、可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただくよう、要請をお願いいたします。

なお、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」については、オフィスでの業務に関する出勤者の削減に関する取組に加え、オフィス以外での業務についても、十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、業務継続計画等を踏まえつつ、可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただくよう、周知をお願いいたします。

（別添）出勤者7割削減を実現するための要請について（令和2年4月13日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）

各府省庁 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

出勤者7割削減を実現するための要請について

平素より大変、お世話になっております。

ご承知のとおり、令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されました。同日に変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、「接触機会の提言に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわれることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」こととしています。

これに関して、各府省におかれては、所管の事業者等に対して、更なる取組みの要請をお願い致します。

1. 全事業者への出勤者削減の追加要請

具体的には、第28回新型コロナウイルス感染症対策本部（4月11日）における総理のご発言も踏まえ、中小・小規模事業者も含む全ての事業者に対して、

- ① オフィスでの仕事は、原則として自宅で行えるようにする。
- ② どうしても出勤が必要な場合も、ローテーションを組むことなどによって、出勤者の数を最低7～8割は減らす、
- ③ 出勤する者については、時差通勤を行い、社内でも人の距離を十分にとる、
- ④ 取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組みを説明し、理解・協力を求める

といった取組みを、基本的対処方針や参考資料に挙げた厚生労働省HP等を参考にしつつ、実施するよう要請をお願いいたします。

なお、基本的対処方針の別添に挙げている、指定公共機関や指定地方公共機関等の、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」については、上記に関わらず、「三つの密」を避けるため取組みなど十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者7割削減に取り組んでいただくよう、周知をお願いいたします。

2. 要請実施の報告

本要請についての、所管の業界への周知状況を【4月14日（火）9時30分まで】に新型コロナウイルス感染症対策推進室までご報告ください。

また、本要請については、後日、各業界の取組み状況や実績について、追ってご報告をお願いすることを考えておりますので、その旨、申し添えます。

以上、ご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）

<https://corona.go.jp/>

◎ 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部 総理発言（抜粋）

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/11corona.html

「緊急事態宣言の発出を受けて、国民の皆様には、最低7割、極力8割、人と人との接触を削減するとの目標の下、在宅での勤務を始め、不要不急の外出を自粛いただくなど、大変な御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

この緊急事態を1か月で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。そのためには、もう一段の国民の皆様の御協力をいただくことが不可欠であります。

緊急事態宣言の区域内においては、原則、全ての従業員による自宅勤務などを実施している企業が多くあるとの報告を受けています。他方、7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分でない面もあることから、オフィスでの仕事は原則として、自宅で行えるようにする。どうしても出勤が必要な場合でも、出勤者を最低7割は減らす。関係省庁は、来週に向けて強い危機感を持って、中小・小規模事業者の皆さんも含む、全ての事業者の皆さんにこの要請を徹底してください。」

(別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）

- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

参考資料 2

<新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（3月19日）> 多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例（p. 19）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>

（新型コロナウイルスについての相談・受診の目安）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

（新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

（新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

（新型コロナウイルス感染症について（厚労省HP））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（感染症対策へのご協力をお願いします（チラシ））

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

<電話相談窓口について>

○厚生労働省の電話相談窓口

- ・電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）
- ・受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）
- ・聴覚に障害のある方をはじめ、電話での御相談が難しい方に向けて、FAX（03-3595-2756）でも受付を開始しております。

○都道府県・保健所等による電話相談窓口

各都道府県が公表している新型コロナウイルスに関するお知らせや、保健所等による電話相談窓口については、リンク先にて、随時情報を更新しています。ぜひご確認ください。
https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html（首相官邸HP）

<https://corona.go.jp/action/>（内閣官房HP）

○帰国者・接触者相談窓口一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyassessyokusya.html

事 務 連 絡
(管理企画指導室よりメール送付)
令和 2 年 4 月 1 4 日

各都道府県下水道担当者様
各政令市下水道担当者様

下水道従事者における新型コロナウイルス感染症罹患者の発生
及び罹患者発生報告の様式の改定について（周知）

2月3日付事務連絡等で、下水道事業従事者における新型コロナウイルス感染症の罹患者が判明した場合には、維持管理事故と同様の報告体制による報告を求めてきたところです。

これまでに、広島県福山市をはじめ2件の事例が報告されています。いずれも、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された7都府県の区域外での発生事例であり、罹患者は、本庁内で業務に従事していた職員であり、職場内での感染は見られていない状況です。

各下水道管理者におかれましては、上述の事例を自分事として捉えて頂き、もし明日にも下水道従事者に新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生したとしても、業務を継続することが可能となるよう、感染防止と代替要員の確保を含む体制の構築について、万全を期して頂きますようお願い致します。

また、今後、下水道に従事する職員等に罹患者が発生した場合の報告様式を別紙のとおり改めましたので、以後の報告はこれによりお願い致します。

なお、都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知願います。

(新型コロナウイルス感染症患者発生時の報告対象者)

①下水道事業を担当する自治体職員

②処理場・ポンプ場の運転管理業務及び管路施設の維持管理業務受託者

③下水道工事受注者

④検針等使用料収受業務受託者

⑤その他

※赤字が今回修正項目

日時：

発表日	居住地	所属	性別	年齢	罹患者の勤務先	罹患者の担当業務	感染経緯	重症度	感染経路 (積極的疫学調査結果)	職場への影響	下水道管理者及び受託事業者が 講じた措置	今後の業務継続の見込み (支援の要否)	罹患者発生情報の取扱い	備考
2/23	〇〇県 〇〇市	以下から 選択のこと。 自治体職 員or 受託事業 者	以下から 選択のこと。 男 or 女 or その 他	以下か ら選 択の こ と。 10代 or 20代 or 30代 or 40代 or 50代 or 60代 or 70代 or 80代 以 上	以下から選択のこと。 本庁内or 処理場or ポンプ場or 工事現場or 点検現場or 検針先or その他(備考欄に具 体的に記述)	〇〇処理場(〇〇市)において、 ××業務に従事。 症状が見られてから、××してい ない。	2月21日：体調不良 2月22日：発熱 2月22日：休業 2月23日：PCR検査 陽性	軽度 ※不明の場合 は「不明」と 記載	以下から選択のこと。 職場内or 家庭内or 不明or その他(備考欄に具 体的に記述)	濃厚接触者●●名全員に自宅待機を 指示済み ・非濃厚接触者●●名についても任意 での自宅待機を実施済み ・保健所の指示により職場内の消毒 を実施済み	【下水道管理者】 ・××業務に欠員が生じたため、他 部署から経験者の補充を要済み ・委託事業者において本社等からの 交代要員の確保完了を確認済み ・職場内の消毒を実施済み 【委託事業者】 ・本社等から交代要員を確保済み ・2班体制での交代勤務を実施済み ・全従業員に出勤前の検温の実施及び 体調不良時の自宅待機を徹底済み など	各施設内で現行の執行体制の中で 運転管理要員等を確保できている。 ・各施設内では要員確保ができず、 自治体内の他部門の応援が必要であ り、すでに人事部長等と調整を開始 済み。 ・自治体内での要員確保が困難に なっており、広域支援を●●県に要 請する予定。 ・委託事業者の本社等から要員を確 保できている。 ・委託事業者内での要員確保が困難 であるが、協力企業からの応援によ り、業務継続できる見込み。 ・委託事業者等及び自治体内でも要 員確保が困難になっており、広域支 援を●●県に要請済み。	・市長が●●月●●日に記者会見で公 表済み ・市のHPにも●●月●●日に掲載予 定 ・国からの自治体向け事務連絡等 で団体を表記することは可能 (or・・・の理由から困難)。 ※国から自治体向け事務連絡等 での情報共有(注急喚起等)にお ける団体名の記載可否の見解をお 示し下さい。困難とする場合は、 その理由を記述して下さい。	

(記載例及び留意事項)

1

2

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 6 日

7 都府県下水道担当部長 殿

(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県)

関係政令指定都市下水道担当部長 殿

(さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、
福岡市)

(各地方整備局建政部経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課管理企画指導室長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について (依頼)

(終末処理場の運転管理等の業務継続に向けた取組み)

令和 2 年 4 月 7 日付け国水下企第 1 号 下水道企画課長通知により、「新型インフルエンザ等に関する業務継続計画」(以下、「新型インフルエンザ等BCP」という。)に基づき各団体で現在講じている措置及び今後講じようとする措置等について報告をいただき、その内容を確認させて頂いたところ、団体内での業務の絞り込みや業務継続に向けた人員計画等の作成が完了していない団体が散見されました。

例えば、今この時に、貴団体の下水道従事者の罹患が判明した場合であっても、直ちに適切な措置が講じられるよう、改めて、業務継続に向けた取組を進めていただくようお願いするとともに、各団体における現在の取組み状況について、下記により改めて調査を実施しますので、ご多忙の折恐れ入りますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

7 都府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いします。

記

1. 調査対象

7 都府県(管内市町村を含む)及び関係政令指定都市

2. 調査内容(詳細は調査票及び調査要領を参照)

各下水道管理者の取組状況

3. 回答期限

令和2年4月23日（木）17時まで

4. 提出先及び提出にあたっての留意点

回答者は、直接以下のメールアドレスに提出して下さい。

メール件名及び調査票ファイル名を「【業務継続回答】〇〇都府県〇〇市
町村名又は〇〇政令市名」として下さい。

5. 問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室

保木（課長補佐）、高橋（指導係長）

hqt-gesui-chousa@gxb.mlit.go.jp

03-5253-8428（直通）

0. 都府県、市町村名の記入

※流域関連公共下水道を実施している市町村は、1.~4.まで回答、5.~7.は「該当なし」を選択し、備考欄に「流域関連公共」もしくは「一部流域関連公共」と記載してください。

1. 庁内外関係機関※及び委託先の連絡網の確認・整理

緊急時に備え、庁内外関係機関や委託先との連絡網について確認、整理されているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①整理済 ②整理中 ③未整理】

※例えば市町村であれば、庁内、都道府県（下水道部局だけでなく、衛生部局、保健所等も含む）、近隣市町村、日本下水道協会（本部・地方支部）、公社、各種業務委託先、報道機関、医療機関、その他の機関について、連絡先の整理が必要と考えられます。

2. 優先業務の絞り込み

①職員が行っている業務について、優先業務の絞り込みを行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①整理済 ②整理中 ③未整理】

②委託先で行っている業務（処理場）に関して、委託先に、優先業務の絞り込みの指示及び確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示・確認済、②指示済・未確認、③未指示】

3. 優先業務の実施に係る最低限必要な人員数の確認

①職員が行っている業務について、最低限必要な人員数の確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②確認中 ③未確認】

②委託先が行っている業務（処理場）に対して、最低限必要な人員数の確認を行うよう、委託先に指示及び確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示・確認済、②指示済・未確認、③未指示】

4. 処理場の運転主体

処理場の運転主体について、直営、委託別に個所数を数字で選択して下さい。

※流域関連公共のみの場合は、いずれも0を選択し、以降の設問5. 6. 7. については、いずれも「該当なし」の回答を選択して下さい。

5. 処理場における従事者相互の感染防止

①直営処理場における従事者相互の感染防止について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①実施済 ②一部実施済み ③調整中 ④未実施 ⑤該当なし】

②委託処理場における従事者相互の感染防止について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①実施済 ②一部実施済み ③調整中 ④未実施 ⑤該当なし】

6. 罹患者発生時の代替要員の確保状況

- 6-1. 職員に罹患者が出た場合における代替要員の確保状況について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①直ちに代替要員の配置が可能 ②一部は直ちに配置可能。その他調整中。③現在調整中 ④罹患者発生後に具体的配置を調整予定 ⑤未検討 ⑥該当なし】
- 6-1.で①、②を選択した場合は、代替要員として確保している範囲を「○」で選択して下さい。【①下水道部局内 ②庁内他部局 ③OB ④その他】(複選択可。なお、処理場ごとに範囲が異なる場合でも、該当するものは全て選択して下さい。)
- 6-2. 処理場の委託先従事者に罹患者が出た場合における代替要員の確保に係る指示について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示済 ②一部は指示済み ③未指示 ④該当なし】
- 6-2.で①、②を選択した場合は、指示後の委託先の対応状況の確認について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②一部は確認済み ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】
- さらに、①、②を選択した場合、確認した委託先の対応について、次の選択肢から回答を選択して下さい。選択して下さい。【①直ちに配置可 ②一部は直ちに配置可能。その他調整中。③現在調整中 ④罹患者発生後に具体的配置を調整予定 ⑤未検討 ⑥該当なし】
- さらに、①、②を選択した場合、代替要員の範囲について、「○」で選択して下さい。【①事務所内 ②他事務所 ③本社 ④OB ⑤近隣関係企業 ⑥その他】(複選択可。なお、処理場ごとに範囲が異なる場合でも、該当するものは全て選択して下さい。)

7. 薬品等の備蓄状況の確認

- 7-1. 薬品等の備蓄状況の確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。
【①確認済 ②一部確認済み。その他確認中。 ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】
- 7-2. 薬品等の今後の納品見通しに関する業者への確認について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②一部確認済み。その他確認中 ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】

8. 備考(その他の取組内容)

その他取り組んでいる事項があれば、自由に記載して下さい。

市町村名	1. 庁内外関係機関及び委託先の連絡網の確認・整理		2. 優先業務の絞り込み		3. 優先業務の実施に係る最低限必要な人員数の確認		4. 処理場の運転主体		5. 処理場における従事者相互の感染防止			6. 罹患者発生時の代替要員の確保状況				7. 薬品等の備蓄状況		備考 その他取組内容(自由記述)							
	市内	市外	委託先	職員業務	委託先業務(処理場)	職員業務	委託先業務(処理場)	重営処理場数(夜間の運転を委託している場合を含む)	重営処理場数	直営処理場	委託処理場	職員			委託先(処理場)		7-1 備蓄状況の確認		7-2 今後の納品見通しに関する業者への確認						
												6-1 代替要員の配置の可否		6-2 委託先への指示		6-1 代替要員の配置の可否				6-2 委託先への指示					
代行要員の確保範囲		代行要員の配置の可否		代行要員の配置の可否		代行要員の配置の可否		代行要員の配置の可否		代行要員の配置の可否		代行要員の配置の可否		代行要員の配置の可否											
都道府県	記述	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	記述						
記載例		整理済	整理済	整理済	指示済	確認済	指示・確認済	1	4	実施済	実施済	重ちに配置可	重ちに配置可	重ちに配置可	重ちに配置可	重ちに配置可	重ちに配置可	重ちに配置可	重ちに配置可	確認済	確認済				

6道府県下水道担当部長殿
(北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府)
関係政令指定都市下水道担当部長殿
(札幌市、名古屋市、京都市)
(各地方整備局建政部経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言対象地域の拡大を踏まえた
終末処理場の運転管理等の業務継続に向けた取組みについて(依頼)

令和2年4月16日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」(以下「緊急事態宣言」という。)の対象地域が、4月7日に発令された7都府県から、全都道府県に拡大する決定がなされました。

特に、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の6道府県については、4月7日に発令された7都府県と同程度にまん延が進んでいるとされ、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県が、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に位置づけられたところです。

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラであり、感染拡大期にあっても、真に必要な業務に絞り込んだ上で、終末処理場の運転管理等の業務を継続させることが求められます。感染拡大期における業務継続に当たっては、「新型インフルエンザ等に関する業務継続計画」(以下「新型インフルエンザ等BCP」という。)に基づく取組みが有用であり、平成21年9月28日付け国都下管第8号下水道管理指導室長通知、平成28年12月6日付け事務連絡、令和2年2月5日付け事務連絡及び同月17日付け事務連絡、令和2年4月7日付け事務連絡により、各下水道管理者に対して、重ねて策定等を要請してきたところです。

今般新たに非常事態宣言の対象地域となり、かつ特定警戒都道府県に位置づけられた6道府県及び関係市町村におかれましては、各団体における新型インフルエンザ等BCP等に基づき、終末処理場の運転業務等を継続させるため、現在講じている措置等(具体的な措置の例については、別紙を参照願います。)について、下記によりご報告いただきますようお願いいたします。

また、今後万が一、職員又は委託先の業務従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、単独の下水道管理者のみで終末処理場の運転業務等を継続させることが困難となる事態が発生した場合の広域支援調整は、次のとおりお願いいたします。

- ・地方公共団体の職員が直営で終末処理場の運転業務等を行っている場合
「下水道事業における災害時支援に関するルール」(平成28年12月 (公社)日本下水道協会)及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」

- (令和2年1月 災害時支援大都市連絡会議)に準じた広域支援調整を実施すること。
- ・終末処理場の運転業務等を民間事業者等に委託している場合
- 民間事業者等の広域支援(協力会社等による支援を含む。)については、都道府県又は政令指定都市にあっては都道府県又は政令指定都市から、政令指定都市以外の市町村にあっては都道府県を通じて、国土交通省下水道部に相談願います。

6 道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いします。

記

1. 調査対象

6 道府県(管内市町村を含む)及び関係政令指定都市

2. 調査内容(詳細は調査票及び調査要領を参照)

各下水道管理者の取組状況

(注) 下水道工事の発注手続きや、発注済みの下水道工事の取扱については、別途下水道事業課からの情報提供を参考にいただき、本報告の対象外とします。

3. 回答期限

令和2年4月23日(木)17時まで

4. 提出先及び提出にあたっての留意点

回答者は、直接以下のメールアドレスに提出して下さい。

メール件名及び調査票ファイル名を「【業務継続回答】〇〇道府県〇〇市町村名又は〇〇政令市名」として下さい。

道府県におかれましては、管内市町村(政令指定都市を除く。)の回答を取りまとめの上、ご提出願います。

5. 問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室

保木(課長補佐)、高橋(指導係長)

hqt-gesui-chousa@gxb.mlit.go.jp

03-5253-8428(直通)

以上

処理場の運転管理等の業務継続に向けた調査要領

0. 道府県、市町村名の記入

※流域関連公共下水道を実施している市町村は、1.～4.まで回答、5.～7.は「該当なし」を選択し、備考欄に「流域関連公共」もしくは「一部流域関連公共」と記載してください。

1. 庁内外関係機関※及び委託先の連絡網の確認・整理

緊急時に備え、庁内外関係機関や委託先との連絡網について確認、整理されているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①整理済 ②整理中 ③未整理】

※例えば市町村であれば、庁内、都道府県（下水道部局だけでなく、衛生部局、保健所等も含む）、近隣市町村、日本下水道協会（本部・地方支部）、公社、各種業務委託先、報道機関、医療機関、その他の機関について、連絡先の整理が必要と考えられます。

2. 優先業務の絞り込み

①職員が行っている業務について、優先業務の絞り込みを行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①整理済 ②整理中 ③未整理】

②委託先で行っている業務（処理場）に関して、委託先に、優先業務の絞り込みの指示及び確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示・確認済、②指示済・未確認、③未指示、④該当なし】

※直営又は流域関連公共のみの場合は、④該当なしを選択して下さい。

3. 優先業務の実施に係る最低限必要な人員数の確認

①職員が行っている業務について、最低限必要な人員数の確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②確認中 ③未確認】

②委託先が行っている業務（処理場）に対して、最低限必要な人員数の確認を行うよう、委託先に指示及び確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示・確認済、②指示済・未確認、③未指示】

4. 処理場の運転主体

処理場の運転主体について、直営、委託別に個所数を数字で選択して下さい。

※流域関連公共のみの場合は、いずれも0を選択し、以降の設問5. 6. 7. については、いずれも「該当なし」の回答を選択して下さい。

5. 処理場における従事者相互の感染防止

①直営処理場における従事者相互の感染防止について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①実施済 ②一部実施済み ③調整中 ④未実施 ⑤該当なし】

②委託処理場における従事者相互の感染防止について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①実施済 ②一部実施済み ③調整中 ④未実施 ⑤該当なし】

6. 罹患者発生時の代替要員の確保状況

- 6-1. 職員に罹患者が出た場合における代替要員の確保状況について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①直ちに代替要員の配置が可能 ②一部は直ちに配置可能。その他調整中。③現在調整中 ④罹患者発生後に具体的配置を調整予定 ⑤未検討 ⑥該当なし】
- 6-1. で①、②を選択した場合は、代替要員として確保している範囲を「○」で選択して下さい。【①下水道部局内 ②庁内他部局 ③OB ④その他】(複選択可。なお、処理場ごとに範囲が異なる場合でも、該当するものは全て選択して下さい。)

- 6-2. 処理場の委託先従事者に罹患者が出た場合における代替要員の確保に係る指示について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示済 ②一部は指示済み ③未指示 ④該当なし】
- 6-2. で①、②を選択した場合は、指示後の委託先の対応状況の確認について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②一部は確認済み ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】
- さらに、①、②を選択した場合、確認した委託先の対応について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①直ちに配置可 ②一部は直ちに配置可能。その他調整中。③現在調整中 ④罹患者発生後に具体的配置を調整予定 ⑤未検討 ⑥該当なし】
- さらに、①、②を選択した場合、代替要員の範囲について、「○」で選択して下さい。【①事務所内 ②他事務所 ③本社 ④OB ⑤近隣関係企業 ⑥その他】(複選択可。なお、処理場ごとに範囲が異なる場合でも、該当するものは全て選択して下さい。)

7. 薬品等の備蓄状況の確認

- 7-1. 薬品等の備蓄状況の確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。
【①確認済 ②一部確認済み。その他確認中。 ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】
- 7-2. 薬品等の今後の納品見通しに関する業者への確認について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②一部確認済み。その他確認中 ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】

8. 備考(その他の取組内容)

その他取り組んでいる事項があれば、自由に記載して下さい。

新型インフルエンザ等BCPに基づく下水道部局での措置例について（参考）

1 危機管理体制

(1) 体制の整備

- ・下水道部局内の情報共有及び対応を協議するための対策本部を設置する。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る庁内の担当部局(保健部局、危機管理部局等)との情報連絡体制を構築し、感染状況や感染拡大防止対策に係る最新情報を収集する。
- ・庁外については、都道府県の下水道所管部局担当者や終末処理場等の運転管理業務の委託事業者等（以下「委託事業者等」という。）をはじめ、下水道事業の実施上必要となる関係者をリストアップし、常時連絡が取れるよう連絡網を作成して関係者で共有する。その際、個人情報の取扱いには十分注意する。

(2) 職員等の感染状況の把握

- ・毎朝の検温等により、職員に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある場合の所属長等への報告及び自宅待機等を徹底する。
- ・委託事業者等に対しても、従業員の健康状況等の把握及び下水道管理者への報告を求める。

2 事業継続

(1) 優先業務の絞り込み

- ・下水道機能を維持するために最低限必要な優先業務（運転管理業務、管路の閉塞解消業務等）をリストアップする。次の①～④に業務区分することも有用である。
 - ①新たに発生する業務としては、新型コロナウイルスに関する情報提供、感染拡大防止策の実施、職員の感染状況の把握、運転管理要員の確保、支払猶予等の相談受付などが考えられる。
 - ②継続業務としては、終末処理場やポンプ場等の運転管理、緊急工事・水質事故への対応などが考えられる。
 - ③縮小業務としては、緊急対応以外の事務が考えられる。
 - ④休止業務としては、緊急工事以外の工事、不急の会議・研修、施設見学・イベントなどが考えられる。

(2) 人員計画の作成

- ・上記でリストアップした運転管理業務等に係る要員リストを作成する。リストの対象者は、下水道部局の職員を基本とするが、当該業務の経験者を確保することが有用であり、退職者や他部局等への転出者についてもリストへの追加を検討する（人事部局等ともあらかじめ調整しておくことが望ましい）。
- ・地域における感染状況の変化等を踏まえ、要員リストに基づき具体的な勤務シフト表等を作成する。

(3) 委託事業者等との連携体制

- ・(1)の業務区分を委託事業者等に伝達し、業務実施計画等の見直しなど今後の進め方等について調整を開始し、必要な場合には指示等を行う。
- ・優先業務に係る委託事業者等に対しては、当該業務における委託事業者等における要員の確保及び業務の継続に関する体制を確認し、必要な場合には指示等を行う。

(4) 必要な物資の確認・確保等

- ・処理場における下水処理過程で必要な薬品等の在庫等を確認し、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後の調達が困難になるもの等について、関連業者等に確認するとともに、確保に向けた準備を整える。
- ・調達が困難になることが予想される物資等がある場合には、あらかじめ下水道の機能維持のための業務に最低限必要な分量の確保等に努めるとともに、他の下水道管理者や下水道関係団体との間で物資の確保に向けた連携体制を構築する。
- ・薬品等を委託事業者等が確保する契約となっている場合には、委託事業者等における物資の調達計画等を確認し、必要な場合には指示等を行う。

(5) 下水道利用者への情報提供

- ・利用者に下水道に対する不安を抱かせることのないよう、ホームページ等の広報媒体により、正確な情報発信に努める。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、下水道使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施を検討するとともに、実施する場合には利用者に適切に周知する。
- ・利用者からの問い合わせに対して、的確に対応できるようにするために新型コロナウイルスに関する想定問答を作成する。

(参考)

○内閣官房（新型インフルエンザ等対策政府行動計画等）

新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成30年6月21日 一部改定）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html>

○厚生労働省（水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210223-1.html>

事務連絡
令和2年4月17日

各県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言対象地域の拡大を踏まえた
終末処理場の運転管理業務等の継続に向けた取組みについて

本日令和2年4月17日付けで、別添のとおり、新型インフルエンザ等緊急事態措置に係る特定警戒都道府県となった6道府県、3政令指定都市の下水道担当部長宛てに、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長より、通知を発出したところです。

昨日令和2年4月16日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の対象地域が、4月7日に発令された7都府県から、全都道府県に拡大する決定がなされました。

今後、新型コロナウイルス感染症に係る事態の変化等に応じて、特定警戒都道府県となった13都道府県以外の団体に対しても、同様に、弊省への報告を求める場合もあり得ますので、予めご了知いただき、対応に遺漏なきようお願いいたします。

県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

以上

国水下企第4号
令和2年4月17日

6道府県下水道担当部長殿
(北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府)
関係政令指定都市下水道担当部長殿
(札幌市、名古屋市、京都市)
(各地方整備局建政部経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言対象地域の拡大を踏まえた
終末処理場の運転管理等の業務継続に向けた取組みについて(依頼)

令和2年4月16日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」(以下「緊急事態宣言」という。)の対象地域が、4月7日に発令された7都府県から、全都道府県に拡大する決定がなされました。

特に、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の6道府県については、4月7日に発令された7都府県と同程度にまん延が進んでいるとされ、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県が、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に位置づけられたところです。

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラであり、感染拡大期にあっても、真に必要な業務に絞り込んだ上で、終末処理場の運転管理等の業務を継続させることが求められます。感染拡大期における業務継続に当たっては、「新型インフルエンザ等に関する業務継続計画」(以下「新型インフルエンザ等BCP」という。)に基づく取組みが有用であり、平成21年9月28日付け国都下管第8号下水道管理指導室長通知、平成28年12月6日付け事務連絡、令和2年2月5日付け事務連絡及び同月17日付け事務連絡、令和2年4月7日付け事務連絡により、各下水道管理者に対して、重ねて策定等を要請してきたところです。

今般新たに非常事態宣言の対象地域となり、かつ特定警戒都道府県に位置づけられた6道府県及び関係市町村におかれましては、各団体における新型インフルエンザ等BCP等に基づき、終末処理場の運転業務等を継続させるため、現在講じている措置等(具体的な措置の例については、別紙を参照願います。)について、下記によりご報告いただきますようお願いいたします。

また、今後万が一、職員又は委託先の業務従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、単独の下水道管理者のみで終末処理場の運転業務等を継続させることが困難となる事態が発生した場合の広域支援調整は、次のとおりお願いいたします。

- ・地方公共団体の職員が直営で終末処理場の運転業務等を行っている場合
「下水道事業における災害時支援に関するルール」(平成28年12月 (公社)日本下水道協会)及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」

- (令和2年1月 災害時支援大都市連絡会議)に準じた広域支援調整を実施すること。
- ・終末処理場の運転業務等を民間事業者等に委託している場合
- 民間事業者等の広域支援(協力会社等による支援を含む。)については、都道府県又は政令指定都市にあっては都道府県又は政令指定都市から、政令指定都市以外の市町村にあっては都道府県を通じて、国土交通省下水道部に相談願います。

6道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いします。

記

1. 調査対象

6道府県(管内市町村を含む)及び関係政令指定都市

2. 調査内容(詳細は調査票及び調査要領を参照)

各下水道管理者の取組状況

(注)下水道工事の発注手続きや、発注済みの下水道工事の取扱については、別途下水道事業課からの情報提供を参考にいただき、本報告の対象外とします。

3. 回答期限

令和2年4月23日(木)17時まで

4. 提出先及び提出にあたっての留意点

回答者は、直接以下のメールアドレスに提出して下さい。

メール件名及び調査票ファイル名を「【業務継続回答】〇〇道府県〇〇市町村名又は〇〇政令市名」として下さい。

道府県におかれましては、管内市町村(政令指定都市を除く。)の回答を取りまとめの上、ご提出願います。

5. 問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室

保木(課長補佐)、高橋(指導係長)

hqt-gesui-chousa@gxb.mlit.go.jp

03-5253-8428(直通)

以上

処理場の運転管理等の業務継続に向けた調査要領

0. 道府県、市町村名の記入

※流域関連公共下水道を実施している市町村は、1.～4.まで回答、5.～7.は「該当なし」を選択し、備考欄に「流域関連公共」もしくは「一部流域関連公共」と記載してください。

1. 庁内外関係機関※及び委託先の連絡網の確認・整理

緊急時に備え、庁内外関係機関や委託先との連絡網について確認、整理されているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①整理済 ②整理中 ③未整理】

※例えば市町村であれば、庁内、都道府県（下水道部局だけでなく、衛生部局、保健所等も含む）、近隣市町村、日本下水道協会（本部・地方支部）、公社、各種業務委託先、報道機関、医療機関、その他の機関について、連絡先の整理が必要と考えられます。

2. 優先業務の絞り込み

①職員が行っている業務について、優先業務の絞り込みを行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①整理済 ②整理中 ③未整理】

②委託先で行っている業務（処理場）に関して、委託先に、優先業務の絞り込みの指示及び確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示・確認済、②指示済・未確認、③未指示、④該当なし】

※直営又は流域関連公共のみの場合は、④該当なしを選択して下さい。

3. 優先業務の実施に係る最低限必要な人員数の確認

①職員が行っている業務について、最低限必要な人員数の確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②確認中 ③未確認】

②委託先が行っている業務（処理場）に対して、最低限必要な人員数の確認を行うよう、委託先に指示及び確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示・確認済、②指示済・未確認、③未指示】

4. 処理場の運転主体

処理場の運転主体について、直営、委託別に個所数を数字で選択して下さい。

※流域関連公共のみの場合は、いずれも0を選択し、以降の設問5. 6. 7. については、いずれも「該当なし」の回答を選択して下さい。

5. 処理場における従事者相互の感染防止

①直営処理場における従事者相互の感染防止について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①実施済 ②一部実施済み ③調整中 ④未実施 ⑤該当なし】

②委託処理場における従事者相互の感染防止について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①実施済 ②一部実施済み ③調整中 ④未実施 ⑤該当なし】

6. 罹患者発生時の代替要員の確保状況

- 6-1. 職員に罹患者が出た場合における代替要員の確保状況について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①直ちに代替要員の配置が可能 ②一部は直ちに配置可能。その他調整中。③現在調整中 ④罹患者発生後に具体的配置を調整予定 ⑤未検討 ⑥該当なし】
- 6-1. で①、②を選択した場合は、代替要員として確保している範囲を「○」で選択して下さい。【①下水道部局内 ②庁内他部局 ③OB ④その他】(複選択可。なお、処理場ごとに範囲が異なる場合でも、該当するものは全て選択して下さい。)

- 6-2. 処理場の委託先従事者に罹患者が出た場合における代替要員の確保に係る指示について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示済 ②一部は指示済み ③未指示 ④該当なし】
- 6-2. で①、②を選択した場合は、指示後の委託先の対応状況の確認について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②一部は確認済み ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】
- さらに、①、②を選択した場合、確認した委託先の対応について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①直ちに配置可 ②一部は直ちに配置可能。その他調整中。③現在調整中 ④罹患者発生後に具体的配置を調整予定 ⑤未検討 ⑥該当なし】
- さらに、①、②を選択した場合、代替要員の範囲について、「○」で選択して下さい。【①事務所内 ②他事務所 ③本社 ④OB ⑤近隣関係企業 ⑥その他】(複選択可。なお、処理場ごとに範囲が異なる場合でも、該当するものは全て選択して下さい。)

7. 薬品等の備蓄状況の確認

- 7-1. 薬品等の備蓄状況の確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。
【①確認済 ②一部確認済み。その他確認中。 ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】
- 7-2. 薬品等の今後の納品見通しに関する業者への確認について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②一部確認済み。その他確認中 ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】

8. 備考(その他の取組内容)

その他取り組んでいる事項があれば、自由に記載して下さい。

新型インフルエンザ等BCPに基づく下水道部局での措置例について（参考）

1 危機管理体制

(1) 体制の整備

- ・下水道部局内の情報共有及び対応を協議するための対策本部を設置する。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る庁内の担当部局(保健部局、危機管理部局等)との情報連絡体制を構築し、感染状況や感染拡大防止対策に係る最新情報を収集する。
- ・庁外については、都道府県の下水道所管部局担当者や終末処理場等の運転管理業務の委託事業者等（以下「委託事業者等」という。）をはじめ、下水道事業の実施上必要となる関係者をリストアップし、常時連絡が取れるよう連絡網を作成して関係者で共有する。その際、個人情報の取扱いには十分注意する。

(2) 職員等の感染状況の把握

- ・毎朝の検温等により、職員に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある場合の所属長等への報告及び自宅待機等を徹底する。
- ・委託事業者等に対しても、従業員の健康状況等の把握及び下水道管理者への報告を求める。

2 事業継続

(1) 優先業務の絞り込み

- ・下水道機能を維持するために最低限必要な優先業務（運転管理業務、管路の閉塞解消業務等）をリストアップする。次の①～④に業務区分することも有用である。
 - ①新たに発生する業務としては、新型コロナウイルスに関する情報提供、感染拡大防止策の実施、職員の感染状況の把握、運転管理要員の確保、支払猶予等の相談受付などが考えられる。
 - ②継続業務としては、終末処理場やポンプ場等の運転管理、緊急工事・水質事故への対応などが考えられる。
 - ③縮小業務としては、緊急対応以外の事務が考えられる。
 - ④休止業務としては、緊急工事以外の工事、不急の会議・研修、施設見学・イベントなどが考えられる。

(2) 人員計画の作成

- ・上記でリストアップした運転管理業務等に係る要員リストを作成する。リストの対象者は、下水道部局の職員を基本とするが、当該業務の経験者を確保することが有用であり、退職者や他部局等への転出者についてもリストへの追加を検討する（人事部局等ともあらかじめ調整しておくことが望ましい）。
- ・地域における感染状況の変化等を踏まえ、要員リストに基づき具体的な勤務シフト表等を作成する。

(3) 委託事業者等との連携体制

- ・(1)の業務区分を委託事業者等に伝達し、業務実施計画等の見直しなど今後の進め方等について調整を開始し、必要な場合には指示等を行う。
- ・優先業務に係る委託事業者等に対しては、当該業務における委託事業者等における要員の確保及び業務の継続に関する体制を確認し、必要な場合には指示等を行う。

(4) 必要な物資の確認・確保等

- ・処理場における下水処理過程で必要な薬品等の在庫等を確認し、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後の調達が困難になるもの等について、関連業者等に確認するとともに、確保に向けた準備を整える。
- ・調達が困難になることが予想される物資等がある場合には、あらかじめ下水道の機能維持のための業務に最低限必要な分量の確保等に努めるとともに、他の下水道管理者や下水道関係団体との間で物資の確保に向けた連携体制を構築する。
- ・薬品等を委託事業者等が確保する契約となっている場合には、委託事業者等における物資の調達計画等を確認し、必要な場合には指示等を行う。

(5) 下水道利用者への情報提供

- ・利用者に下水道に対する不安を抱かせることのないよう、ホームページ等の広報媒体により、正確な情報発信に努める。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、下水道使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施を検討するとともに、実施する場合には利用者に適切に周知する。
- ・利用者からの問い合わせに対して、的確に対応できるようにするために新型コロナウイルスに関する想定問答を作成する。

(参考)

○内閣官房（新型インフルエンザ等対策政府行動計画等）

新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成30年6月21日 一部改定）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html>

○厚生労働省（水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210223-1.html>

調査票

都道府県	市町村名	1. 庁内外関係機関及び委託先の連絡網の確認・整理		2. 優先業務の絞り込み		3. 優先業務の実施に係る最低限必要な人員数の確認		4. 処理場の運転主体		5. 処理場における従事者相互の感染防止		6. 罹患発生時の代替要員の確保状況				7. 薬品等の備蓄状況		備考 その他取組内容(自由記述)			
		①庁内	②庁外	③委託先	①職員業務	②委託先業務(処理場)	直営処理場数(夜間の運転を委託している場合を含む)	委託処理場数	①直営処理場	②委託処理場	①職員		②委託先(処理場)		7-1 備蓄状況の確認	7-2 今後の納品見通しに関する業者への確認					
		①整理済	①整理済	①整理済	①確認済	①指示・確認済	選択	選択	選択	選択	①下 水道 部 局 内	②庁内 他 部 局	③OB	④その他	①事務所内	②他 事 務 所	③本 社		④OB	⑤近 所 開 業 企 業	⑥その他
		選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択		選択	選択	選択
記載例		①整理済	①整理済	①整理済	①確認済	①指示・確認済	1	4	①実施済	①実施済	①重ちに配置可	①重ちに配置可	①重ちに配置可	①確認済	①確認済	①確認済	①確認済	①確認済	①確認済		

令和2年4月17日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(支払猶予等の措置に関する第3回調査依頼)

3月18日付け国水下企第97号の通知において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している下水道使用者を対象として、地域の実情に応じ、福祉部局及び水道部局とも十分に連絡・連携しつつ、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いしたところです。

令和2年4月16日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）の対象地域が、4月7日に発令された7都府県から、全都道府県に拡大する決定がなされたことを踏まえ、改めて支払を猶予する等の柔軟な措置の実施について、検討いただきますようお願い致します。

各公共下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況については、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（調査依頼）」（令和2年3月24日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（調査依頼）」（令和2年4月10日付け事務連絡）により調査させていただいたところですが、下記のとおり第3回の調査を実施させていただきます。（第2回調査の結果につきましては、集計が終わり次第、情報提供させていただきます。下水道使用料の支払い猶予等については、国会での関心も高く、4月2日衆議院総務委員会での本村伸子議員からの質疑や同月6日参議院決算委員会での小西洋之議員からの質疑、4月7日参議院議院運営委員会での平木大作議員からの質疑への対応をはじめ、参議院連舫議員からの資料要求等で、調査結果を活用させて頂いております。）

各公共下水道管理者におかれましては、ご多忙の折、度々恐れ入りますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願い致します。

記

1. 調査対象

公共下水道事業実施団体（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。）

※第1回調査及び第2回調査で、下水道使用料の支払い猶予等について、「実施予定なし」と回答した下水道管理者におかれましても回答願います。

2. 調査内容（詳細は調査票③を参照）

支払猶予等の措置の実施状況

3. 回答期限

令和2年4月24日（金）17時まで

4. 提出・問い合わせ先

回答者は、各都道府県を経由することなく、直接、以下のメールアドレスに提出して下さい。
また、メール件名及び調査票ファイル名は「【支払猶予③回答】(〇〇都道府県〇〇市町村名)」
として下さい。

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 管理企画指導室

保木（課長補佐）、高橋（指導係長）

hqt-yuyo-a@gxb.mlit.go.jp

以上

【調査票】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
団体名 (都道府県)	団体名 (市町村名)	下水道使用料の 支払猶予等の措 置の実施状況 実施中 今後実施予定 検討中 実施予定無し	新型コロナウイル ス感染症の影響で支 払いが困難となった 使用者から相談を受 けた件数	新型コロナウイル ス感染症の影響で支 払いが困難となった 使用者に支払い猶予 を実施した件数	新型コロナウイル ス感染症の影響で支 払いが困難となった 使用者に支払い猶予 を実施した金額の合 計額(単位:円)	新型コロナウイル ス感染症の影響で支 払いが困難となった 使用者から相談を受 けた件数	新型コロナウイル ス感染症の影響で支 払いが困難となった 使用者に支払い猶予 を実施した件数	新型コロナウイル ス感染症の影響で支 払いが困難となった 使用者に支払い猶予 を実施した金額の合 計額(単位:円)	左記の回答について の補足事項、猶予期 間を通常時より延長 した場合、減免を実 施したら、内容、案件 数、合計金額、使用 者の区分等を記入し てください。
		調査事項							
		回答欄							

【記入にあたっての留意事項】

回答は(1)家庭用、(2)家庭用以外に分けて記入してください。下水道管理者において用途別料金体系以外を採用している場合にも、会社名で契約している使用者等、家庭用以外で使用していると判断される使用者の情報は「(2)」の回答欄に記入してください。

回答の内、相談を受けた件数、支払い猶予等(分割納付を含む)を実際に実施した件数は、一個人(世帯)または一法人を一件として、回答欄には数字のみ記入してください。

支払い猶予を実施した金額は、猶予を行った案件の合計額を円単位で集計し、回答欄には数字のみ記入してください。

～ の回答は令和2年3月18日以降に下水道管理者が相談受付又は支払い猶予を決定した案件について令和2年4月23日時点までの情報を集計してください。猶予対象となる料金が、3月18日以前の使用分である場合も含まれます。(徴収事務を委託している場合、委託先が受け付けた相談の件数も計上願います。)

特別な対応を行っておらず、調査項目に該当する件数、金額がない場合は、回答欄に「該当なし」と記入してください。

事 務 連 絡
令和2年4月17日

日本下水道事業団
経営企画課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課 課長補佐

在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について（依頼）

貴団体におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、テレワークや時差通勤等に多々ご協力頂き感謝申し上げます。

昨日開催されました第29回新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されました。

また、総理より、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。」との発言や、「この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。」との発言がありました。

貴団体でも既に在宅勤務（テレワーク）に係る取組みを進めて頂いていることと存じますが、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向け、特定警戒都道府県においては、オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすこと、取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなど上記の取組によるテレワークの更なる推進をお願いいたします。

また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県においては、各都道府県知事からの要請内容等も踏まえ、テレワークの更なる推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県

(別添)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた
所管事業者等に対する要請について(依頼)(令和2年4月17日付大
臣官房危機管理官事務連絡)

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課企画専門官

在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について（依頼）

貴法人におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、テレワークや時差通勤等に多々ご協力頂き感謝申し上げます。

昨日開催されました第29回新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されました。

また、総理より、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。」との発言や、「この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。」との発言がありました。

貴法人会員各位でも既に在宅勤務（テレワーク）に係る取組みを進めて頂いていることと存じますが、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向け、特定警戒都道府県における会員各位には、オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすこと、取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求めることなど、テレワークの更なる推進について、要請をして頂けますようお願いいたします。

また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県における会員各位には、各都道府県知事からの要請内容等も踏まえ、テレワークの更なる推進に取り組んでいただくよう、要請をして頂けますようお願いいたします。

特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、
神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県
及び福岡県の13都道府県

(別添)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた
所管事業者等に対する要請について(依頼)(令和2年4月17日付大
臣官房危機管理官事務連絡)

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた
所管事業者等に対する要請について（依頼）

昨日4月16日付で、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大され、同日開催された第29回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更されました（別添1・2）。

また、総理より、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いいたします。」との発言や、「この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。」との発言があり（別添3）、本日開催された第11回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、人の移動の最小化や接触機会の削減等について、大臣より指示があったところです（別添4）。

各局におかれては、変更された「基本的対処方針」について、所管事業者及び関係団体に対し、周知徹底を図っていただくとともに、本日の大臣指示を踏まえ、必要な対応を行っていただくようお願いいたします。なお、大臣指示のうち、在宅勤務（テレワーク）の推進及び都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについては、以下のとおり対応をお願いいたします。

（1）在宅勤務（テレワーク）の推進

特定警戒都道府県※における所管事業者及び関係団体に対し、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすこと、③取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求めることなど、テレワークの更なる推進について、要請をお願いいたします。

また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県における所管事業者及び関係団体に対しては、各都道府県の知事からの要請内容等も踏まえ、テレワークの更なる推進に取り組んでいただくよう、要請をお願いいたします。

(2) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけ

全国の主要な空港や鉄道駅等において、別添5を参照し、利用者に対し、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけを実施いただくようお願いいたします。

※ 特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県

(別添1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（政府対策本部長公示）

(別添2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月16日変更）

(別添3) 第29回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言

(別添4) 第11回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣ご発言

(別添5) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

令和 2 年 4 月 16 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県とすることにより区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月 16 日）から 5 月 6 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

(3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 4 月 16 日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたところであり、この状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、次項「一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実」に示すとおり、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること、
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断できる。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、令和2年4月16日現在において、上記7都府県と同程度にまん延が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても5ページ以降で述べる理由により、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出

の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、現在拡大している感染を収束の方向に向かわせることが可能である。具体的には、国民においては、不要不急の外出を避けること、「三つの密」や夜の街を極力避けること、事業者においては、業務継続計画（BCP）に基づき、出勤者の4割減少はもとより、テレワークなどを活用することで、さらに接触の機会を減らすことを協力して行っていく必要がある。30日間に急速に収束に向かわせることに成功できたとすれば、数理モデルに基づけば、80%の接触が回避できたと判断される。なお、政府としては、緊急事態を宣言しても、社会・経済機能への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、

4月14日までに、合計46都道府県において合計7,964人の感染者、119人の死亡者が確認されている。特に、最近の状況としては、感染経路が特定できていない感染者が61%（令和2年4月15日現在、4月13日までの状況）を占める状況となっている。このことは、クラスターとして感染が見られてきた特定の場所での感染に加え、これまで限定的であった日常生活の中での感染のリスクが徐々に増大し始めていることを意味する。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解として、今のところ諸外国のような、オーバーシュートは見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、患者数が急増し、そうした中、医療供給体制がひっ迫しつつある地域が出てきており、医療供給体制の強化が喫緊の課題となっていると状況分析されていたところであるが、特に3月16日から4月1日にかけて、報告された感染者数は817人から2,299人と急増し、倍化時間（2倍になるまでの時間）は4.0日、感染経路の不明な患者数は40.6%となっている。専門家会議では、繁華街の接待を伴う飲食店等のクラスターの存在が指摘されており、院内感染や高齢者・福祉施設内感染とともに、大きな問題となっている。また、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘も存在する。

一方で、海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に広がっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。こういった状況の中で、本年3月中旬から下旬にかけて、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が増加した。これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日―3月18日）から29%（3月19日―3月25日）に増加し、最大で37%を超える日もあったが、水際対策の強化の結果、現在は一定程度に収まっている。しかし、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたものの、現在では欧米を中心に拡大しており、輸入症例の広域化の影響を受けている。

国内の医療提供体制としては、感染者の急激な増加が見られる東京都と

大阪府では、既に重症者等に対する入院医療の提供体制に支障をきたすおそれがあると判断し、入院治療が必要ない軽症者を宿泊施設での療養に切り替える旨発表している。また、東京都に隣接し、感染者数が500人を超える神奈川県も入院医療の切替えを行う方針であり、大都市圏を中心に医療提供体制のひっ迫が現実のものとして現れ始めている。

都道府県別の動向としては、特に東京都及び大阪府において、報告された累積感染者数が令和2年4月6日時点で、それぞれ400人以上（東京都1,123人、大阪府429人）、過去1週間の倍化時間も7日未満（東京都5.0日、大阪府6.6日）となり、感染者数のさらなる急増の危険性があった。さらに、その近隣府県としては、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、京都府において累積感染者数が100人を超え、そのうち、京都府を除く全ての府県で、感染経路が不明の感染者がほぼ半数を超えた。福岡県については、累積報告数が100人以上となり、倍化時間が約3日と急速な感染の広がりが見られ、感染経路の不明な症例の割合が7割を占めている状況にあった。その後、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府では、4月14日までの累積報告数が100人以上となっており、かつ、茨城県、石川県及び岐阜県については直近1週間の倍化時間は10日未満、北海道、愛知県及び京都府については過去にあった流行の影響を除いた直近1週間の倍化時間が10日未満となっている。また、これらの道府県では感染経路の不明な症例の割合も、直近1週間ではほぼ半数となっている。このように、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある（この13都道府県を総称して、以下「特定警戒都道府県」という。）。

これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られる。そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高い。緊急事態宣言が出された以後、多くの国民に行動変容の御協力をいただいでい

るが、人流データ等を見ると、緊急事態措置を全国に拡大することにより、さらなる国民の行動変容の御協力をお願いする必要がある。具体的な感染者数の推移をみても、例えば3月の中旬から連休にかけて、警戒が一部緩んだことにより感染が拡大したと考えられる。国、地方公共団体、関係機関等を含めた国民が一丸となって、大型連休期間も含めまん延防止に取り組むべきこの時期において、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取組が行われることが必要であることから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることとする。

今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- ・ 現在のところ、感染が拡大している地域であっても、多くの場合、ラ

イブハウス、スポーツジム、医療機関、さらに最近になって繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。

- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡

者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況

の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いします。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
 - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
 - ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
 - ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十

分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。

- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染症法第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化を図る。また、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間の検査機関等を活用する。
- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

- ④ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発を引き続き可及的速やかに進める。

(3) まん延防止

- ① 令和 2 年 4 月 7 日の緊急事態宣言は、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、これまでの施策をさらに加速させることを目的として行うものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、特定都道府県において、最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指す。一方で、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、法第 5 条の規定を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、特定都道府県は、まん延の防止に関する措置として、まずは法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。
- ② 特定都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、開催の自粛の要請等を強く行う。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。一方、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。

- ③ 特定都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用の制限の要請等を行う。これらの場合における要請等に当たっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。特定都道府県が、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限の要請を行い、また、特定都道府県による法第 45 条第 2 項から第 4 項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の要請、指示等の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。
- ④ 特定都道府県は、法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるよう、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。
- ⑤ 地方公共団体は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。
- ⑥ 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。このため、保健所の体制強化を図る。
- ⑦ 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき政府対策本部と密接に情報共有する。

政府対策本部は、専門家の意見をききながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ⑧ 特定都道府県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、住民に冷静な対応を促す。
- ⑨ 特定都道府県は、①の法第45条第1項に基づく外出の自粛要請を行うにあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見も踏まえ、期間、区域を示すものとする。その際、外出の自粛の対象とならない外出の具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等についても併せて示すものとする。
- ⑩ 特定都道府県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に、大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。政府は、必要に応じ、当該不要不急の移動の自粛に関し、法第20条の規定による総合調整を行う。
- ⑪ 特定都道府県は、外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促す。
- ⑫ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、特定都道府県は、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する。指定公共機関等はまん延防止対策に関するBCPの策定・実施を図っており、特定都道府県は、取組をさらに強化を促す。ま

た、職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促す。

- ⑬ 特定都道府県は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する。事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする。なお、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、法第2条に規定される指定公共機関及び指定地方公共機関や法第28条に規定される登録事業者を参考とし、これら医療、国民生活・国民経済維持の業務をサポートする事業者等にも留意し、別添に例示する。
- ⑭ 政府及び特定都道府県は、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑮ 大都市圏の特定都道府県は、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、全国的かつ急速なまん延の起点とならないよう、上記のまん延防止のための対策を十分に行う。それ以外の特定都道府県であっても、全国的かつ急速なまん延のおそれがあることから適切な対策を講ずる。
- ⑯ 政府及び地方公共団体は、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が生じることがないように、所要の感染防止策を講じるよう促す。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける。
- ⑰ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
- ⑱ 厚生労働省及び特定都道府県は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域

への派遣を行う。

- ⑲ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、特定都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第 12 条に基づく特定都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。また、政府は、民間事業者等と協力して、SNS等の技術を活用して、感染状況等の把握を行う仕組みを構築する。
- ⑳ 文部科学省は、4月1日に改定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等において示した、臨時休業の実施に係る考え方について周知を行うとともに、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、必要に応じ、追加的な考え方等を示す。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ㉑ 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。
- ㉒ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ㉓ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・

健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。
なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。

- ②④ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ②⑤ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。
- ②⑥ 特定警戒都道府県以外の特定都道府県にあつては、感染者が少ない都道府県があるものの、全国的に感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に、大型連休期間における人の移動を最小化することを目的として緊急事態宣言の対象とするものであることにかんがみ、上記③⑫⑬の措置については、感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、都道府県知事がその実施について、判断を行うものとする。

(4) 医療等

- ① 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
 - ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
 - ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。
 - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する特定都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対す

る医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。地方公共団体は、予め、ホテルなど一時的な宿泊施設の確保に努めるとともに、国は、地方公共団体と密接に連携し、地方公共団体の取組を支援すること。
- ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じ、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、専属的な人材を確保するなど外来を早急に受診できる体制を整備すること。
- ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
- ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。

- ・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。

- ・ 医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
 - ・ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。
 - ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
 - ・ 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
 - ・ 仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、特定都道府県による法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するにあたって、必要な支援を行うこと。
 - ・ 医療提供体制のひっ迫及びオーバーシュートの発生に備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ③ 厚生労働省は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、地方公共団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。

- ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ④ 政府及び特定都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑤ 特定都道府県は、③の周知に協力するとともに、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。
- ⑥ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。
- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
 - ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
 - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
 - ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医

療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。

- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑦ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

(5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮等

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風

評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。

- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。
- ⑥ 政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅での DV や虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第 54 条に基づく緊急輸送の要請や法第 55 条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第 26 条第 1 項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を

行う。

- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 特定都道府県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を

予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。

- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) 緊急事態宣言後の取組

政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価し、特に期間終期（5月6日）までの間に適切に評価を行う。その上で、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼ

すおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

第29回新型コロナウイルス感染症対策本部 安倍内閣総理大臣発言

別添3

- 本日、諮問委員会からも御賛同を頂き、4月7日に宣言した緊急事態措置を実施すべき区域を、7都府県から全都道府県に拡大することといたします。実施期間は、5月6日までに変更はありません。
- まず、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の6道府県については、現在の対象区域である7都府県と同程度にまん延が進んでおり、これら以外の県においても、都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に、ゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する観点から、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることといたしました。
- 今後ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、施設に対して入場者の制限を求めるなど、適切な対応をとるようお願いいたします。
- 繰り返しになりますが、この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。国民の皆様には御不便をおかけしておりますが、更なる感染拡大を防止するため、引き続きの御協力を何卒よろしくお願いいたします。
- 今回、緊急事態宣言を全国に拡大することによって、全ての国民の皆様にも更なる御協力を頂くこととなります。緊急経済対策においては、収入が著しく減少し、厳しい状況にある御家庭に限って、1世帯当たり30万円を給付する措置を予定しておりましたが、この際、これに代わり、更に給付対象を拡大した措置を講ずべきと考えます。
- 今回の緊急事態宣言により、外出自粛を始め様々な行動が制約されることとなる全国全ての国民の皆様を対象に、一律、1人当たり10万円の給付を行う方向で、与党において再度検討を行っていただくことといたします。
- この国難とも言うべき事態を乗り越えるため、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者、そして全ての国民の皆様、正に日本全体が一丸となって取り組んでいくしかありません。
- 各位にあっては、本日決定した新たな基本的対処方針に基づき、引き続き対策に全力を挙げてください。

第11回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年4月17日

大臣発言

(基本的対処方針の改訂)

- 昨日の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態宣言の対象地域がこれまでの7都府県から全国に拡大されることが決定されました。実施期間は5月6日までです。この決定に伴い、「基本的対処方針」が改訂されました。

(人の移動の最小化)

- 人の移動を最小化することについては、昨日の本部で、総理からも、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。」との発言がありました。この発言を受け、国土交通省としても、所管する分野で人の移動を最小化するための具体的な対応をいかに講じていくか、各局において、所管業界とも密接に連携し、すみやかに検討してください。

- これまでも、私から、国民の皆様に対し、都道府県をまたいだ不要不急の移動を控えていただくようお願いしてまいりました。航空局では、発熱のある方に航空機の搭乗を控えて頂くため、本日午後から、羽田空港においてサーモグラフィーによる体温確認を開始いたしました。今後、他の空港においてどう対応するかについても、検討してください。

また、全国の主要な空港や鉄道駅等において、利用者に対し、「ゴールデンウィークに向けて、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動を控えていただく」ことを案内するなど呼びかけを実施してください。

(接触機会の削減)

- また、最低7割、極力8割の接触削減については、全ての所管事業者及び関係団体等に対し、在宅勤務の推進など、協力を要請しているところですが、削減目標を何としても実現するべく、所管事業者や関係団体等と連携しつつ、在宅勤務を強力に推進してください。併せて、国土交通省としても、現状、テレワークをすすめるための必要な機材の数等に課題があることは承知しており、皆様に大変ご不便をおかけしますが、種々工夫をしていただき、必要な行政機能は維持しつつ、出勤職員の削減を進めてください。

(公共交通や物流の機能の維持)

- 一方、国土交通省の所管する公共交通や物流は、我が国の国民生活や経済活動等を支える重要なインフラであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、緊急事態においても必要な機能を維持することが求められています。このため、今般、新たに緊急事態宣言の対象となった地域においても、公共交通や物流の機能が維持されるよう適切に対応する必要があります。なお、これまでの航空の減便や新幹線等の減便については国土交通省としても報告を受けており、法律の趣旨に鑑みても、問題ないものと考えています。
- 国土交通省として、国民生活や経済活動等を維持すべく、感染防止対策の一層の徹底を図りつつ、全国の感染発生状況や国民生活、経済活動の動向等、最新の情勢を丁寧に把握しながら、関係地方公共団体や関係事業者と連携して、必要な輸送機能の確保に万全を期してください。
- また、関係各局においては、今回対象が拡大された道府県の指定地方公共機関に対し、それぞれの業務計画に基づき、業務継続に向けた体制の確認、感染対策の実施等、緊急事態においても、旅客及び貨物の運送を確保するため、必要な措置を講ずるよう要請してください。特に、緊急物資輸送については、要請があった際に速やかに対応するよう関係省庁とも連携し、体制の確認に万全を期してください。

- 更に、基本的対処方針により事業継続が求められている事業として例示されている、運送事業、自動車整備、下水道、ホテル・宿泊業、河川や道路等の公物管理、公共事業等について、今回対象が拡大された道府県においても、業務継続の体制確認や感染症対策の一層の推進を行うよう要請してください。

- 全都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされる、まさに国難ともいふべき事態を乗り越えるため、国土交通省としても、一丸となって取組を進めていく必要があります。各局においては、一層の緊張感をもって、改訂された基本的対処方針を踏まえ、感染収束に向けて、人の移動の最小化と接触機会の削減に全力を挙げて取り組んでいただくことを強く要請します。

- 私からは以上です。

都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて

令和2年4月17日

国土交通省

4月16日に全都道府県を対象に緊急事態宣言が発出された。その際に変更された基本的対処方針において、「特定都道府県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に、大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。」こととされている。

また、総理も、同日の政府対策本部において「ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いいたします。」と発言した。

これを受けて、4月17日の国土交通省対策本部において、大臣から、「全国の主要な空港や鉄道駅等において、利用者に対し、ゴールデンウィークに向けて、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動を控えていただくことを案内するなど呼びかけを実施」するよう指示がなされたところ、次のとおり呼びかけを行うこととする。

呼びかけを行う対象施設

- ・ 空港ターミナル
- ・ 鉄道駅（新幹線及び在来線の主要駅）
- ・ バスターミナル（高速バス、空港アクセスバス）
- ・ フェリー・旅客船ターミナル
- ・ SA、PA、道の駅

呼びかけ内容

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。現在、緊急事態宣言が全国に発出されております。不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、厳に控えていただきますよう、お願いいたします。特に、発熱などの症状がある方については、御注意いただきますよう、お願いいたします。

協会 殿

国土交通省 局 課

在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について（依頼）

貴会におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、テレワークや時差通勤等に多々ご協力頂き感謝申し上げます。

昨日開催されました第29回新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されました。

また、総理より、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。」との発言や、「この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。」との発言がありました。

貴会会員企業でも既に在宅勤務（テレワーク）に係る取組みを進めて頂いていることと存じますが、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向け、特定警戒都道府県における会員各位には、オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすこと、取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求めることなど、テレワークの更なる推進について、要請をして頂けますようお願いいたします。

また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県における会員各位には、各都道府県知事からの要請内容等も踏まえ、テレワークの更なる推進に取り組んでいただくよう、要請をして頂けますようお願いいたします。

特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、
神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県
及び福岡県の13都道府県

（別添）「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた

所管事業者等に対する要請について（依頼）（令和2年4月17日付大臣官房危機管理官事務連絡）

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 17 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事および業務について

令和 2 年 4 月 16 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置が全国に拡大されたことを踏まえて、別添資料 1 のとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

各位におかれましては、別添資料 2「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 2 年 4 月 8 日付け国土入企第 6 号）を踏まえて対応いただいているところと思いますが、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年4月17日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が
全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付け国土入企第6号）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和2年4月16日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことを踏まえ、基本的対処方針における事業継続の考え方、感染拡大防止策の徹底、下請負人への配慮、事業者への支援措置等について、別添1のとおり建設業者団体宛に通知しておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、公共工事及び河川や道路などの公物管理は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条の規定に基づいて定められている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更。以下「対処方針」という。）において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言がされた場合においても、事業の継続が求められる事業に位置付けられております。今回、緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」において通知したとおり、対象地域における公共工事については、対処方針で示された事業の継続性に留意しつつ、工事現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしておりますので、宜しく申し上げます。

また、国土交通省直轄事業における工事等の対応について、別添2のとおり事務連絡が送付されておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が
全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について

内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことを踏まえ、基本的対処方針における事業継続の考え方、感染拡大防止策の徹底、下請負人への配慮、事業者への支援措置等につきまして、下記のとおり改めて通知いたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解頂くとともに、建設工事の現場における「三つの密」の回避等の対策に万全を期すなど、適切な対応をお願いいたします。また、傘下の建設業者等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 基本的対処方針における事業継続の考え方について

公共工事及び河川や道路などの公物管理は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条の規定に基づいて定められている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更。以下「対処方針」という。）において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言がされた場合においても、事業の継続が求められる事業に位置付けられております。また、対処方針においては、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係（電力、ガス、上下水道等）、家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられます。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日決定）においては、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされております。

今回、緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたところですが、公共工事については、対処方針で示された事業の継続性に留意しつつ、工事現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協

議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしており、この取扱いを民間工事の発注者にも参考送付しているところです。

工事の継続にあたっては、「2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底」で改めて示したとおり、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底し、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、適切な対応が図られるよう、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付事務連絡）において、手洗い・うがいなどの感染予防対策の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底について適切な対応をお願いしたところではありますが、今般、緊急事態措置の対象地域が全国に拡大されたことを受け、改めて、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、現場でのマスクの着用や手洗い・うがいの励行など、感染予防対策の徹底に努めるとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、宜しく申し上げます。

加えて、建設工事の現場において、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策に一層万全を期す必要があることから、令和2年4月8日付事務連絡のとおり、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策が徹底されるよう、適切な対応に努めていただくことを改めてお願いいたします。

これまでも施工中の建設現場においては、体温測定等による健康管理や作業・打合せ時のマスク着用等、対処方針を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場における「三つの密」の回避や影響緩和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところであり、関係団体のご協力を得て、このたび、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を別添のとおりとりまとめたので、貴職におかれましては、会員企業及び傘下団体等において、これを参考に、建設現場における「三つの

密」の回避等の徹底に努められるよう、会員企業等に周知徹底いただけますようお願いいたします。

なお、施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む。）及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従って、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。

3. 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としての建設工事の一時中止・延期等に際しては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」（令和2年3月11日、国土建推第38号、国土建整第132号）により、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底をお願いしているところです。

今般の緊急事態宣言等を受け、建設工事の一時中止・延期がさらに増えることも考えられますが、その際には、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をしていただくとともに、元請負人と下請負人との間の取引の適正化について更なる徹底が必要です。

国土交通省では、建設工事における元請下請間の取引適正化を推進するため、「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」（平成19年6月）を策定するとともに、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているところです。

上記ガイドラインでは、指値発注による不適切な下請取引、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、正当な理由がない長期にわたる支払保留などの下請負人へのしわ寄せ行為等について、どのような行為が建設業法に違反又は違反するおそれがあるかについて具体的に示しています。

貴職におかれては、傘下の建設業者等に対して、建設工事の一時中止・延期等に伴う変更契約等に際し、元請下請間の取引適正化が図られるよう、改めて上記ガイドライン及び「駆け込みホットライン」の周知を図っていただくとともに、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6により、当該建設工事に従事するすべての下請負人に対して、建設業法の規定に違反しないよう、指導に努めなくてはならない義務があることについて、併せて周知いただくようお願いいたします。

【建設業法令遵守ガイドライン】

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

※ 上記ガイドラインのポイント「建設企業のための適正取引ハンドブック」

<http://www.mlit.go.jp/common/001202625.pdf>

【駆け込みホットライン】

<http://www.mlit.go.jp/common/001330568.pdf>

4. 建設業に係る金融支援事業の活用について

公共工事等については、工事の請負代金債権を譲渡し、債務保証を得て金融機関から借り入れた転貸融資資金を融資する「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化等に配慮いただくようお願いします。

また、公共工事、民間工事を問わず、万が一、元請負人から建設工事の請負代金・賃金等が支払われなかった場合に備え、下請負人が元請建設業者に対して有する債権の支払いをファクタリング会社が保証し、元請負人からの債権回収が困難となった際、保証債務の履行により下請建設業者等に保証金を支払い、下請け代金等債権を保全する「下請債権保全支援事業」の活用を図ることも可能でありますので、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

【下請セーフティネット債務保証事業】

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/safety_leaflet.pdf

【地域建設業経営強化融資制度】

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka/about.html>

【下請債権保全支援事業】

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/leaflet_hozen2019.pdf

5. 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援措置

令和2年4月13日付国総政第2号により、国土交通大臣より新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮を要請したところです。これまでも、工事の一時中止等に際しては、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう、下請負人への十分な配慮等をお願いしているところですが、今後、一時休止等が拡大することにより、資金繰りが悪化するなどの影響も懸念されるところです。

政府としては、過去にない規模となるGDPの2割に当たる事業規模108兆円の経済対策を講じ、特に、事業継続や雇用維持のため、実質無利子・無担保の資金繰り支援策を民間金融機関に拡大するとともに、特に厳しい状況にある中小・小規模事業者等に対する給付金制度の創設、納税や社会保険料の支払い猶予等の措置を講じることとしております。また、雇用調整助成金の特例措置もさらに拡充し、解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、正規、非正規にかかわらず、中小企業は9/10、大企業でも3/4に引き上げるなどの助成率の上乗せや、雇用保険被保険者でない労働者の

休業の対象への追加、申請に係る負担の軽減などの追加措置を実施します。

貴団体におかれましては、これらの施策も活用いただくとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大と緊急事態宣言という前例のない状況下において、特に急激な事業変動を受けやすい現場の労働者の雇用の安定を図るため、改めて、以下の事業継続に向けた資金繰り支援や雇用調整助成金の特例措置などを積極的に活用し、従業員の雇用維持に努めていただくよう、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

○資金繰り対策

- ・日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の融資枠の拡充、既往債務の実質無利子・無担保債務への借換
- ・民間金融機関による実質無利子・無担保融資

○雇用の維持

- ・雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大（助成率引き上げ、助成対象の非正規雇用労働者への拡充等）

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度であり、種々の特例を措置

○事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

- ・中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（「持続化給付金（仮称）」）の創設

○税制措置

- ・納税の猶予（無担保・延滞税なしで1年間猶予）
- ・中小事業者等に対する固定資産税等の減免

以上を含め、下記のホームページに新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策が掲載されておりますのでご活用ください。

【新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

以上

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)

朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 指差し呼称や肩もみ等の接触を伴う活動の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保
(例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での次亜塩素酸水対応の加湿器等の使用 等



作業員間の一定距離の確保



サーモグラフィカメラによる体温計測



現場

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催



事務所



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



次亜塩素酸水

次亜塩素酸水対応の加湿器等を設置

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
(時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等）等

現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行
(室内作業や型枠組立、内装工事など)
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
(ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等) 等



休憩室の窓の常時開放

**休憩・昼食時
着席禁止**

【新型コロナウイルス感染症対策】
休憩時間の分散化・濃厚接触の防止のため

時間を開けて座りましょう

【班目】	
【9:45～10:15】	【10:15～10:45】
【11:30～12:30】	【12:30～13:30】
【14:45～15:15】	【15:15～15:45】

手洗い・うがい、マスク等の対策をお願いします

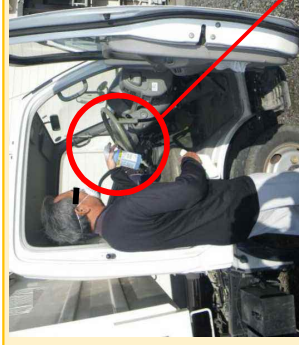
時間差による休憩時間の分散化



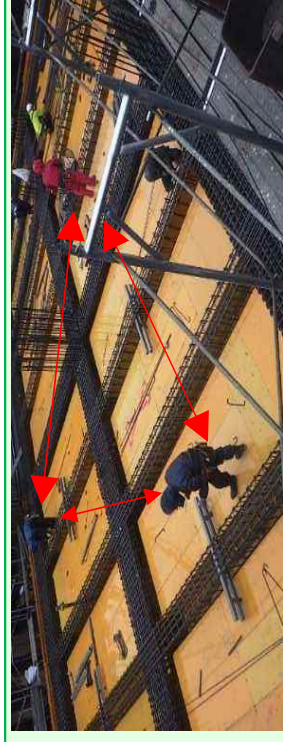
パーティションで密接を防止



屋外で対人距離を確保して休憩



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

○ 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」を踏まえて
建設作業所などで注意すること
～みんなが気持ちよく働ける環境づくり～

3密を回避しよう!

- 1 乗客の動行（打合せ時、作業時、休憩時、車内など）
- 2 換気設備の稼働確認
- 3 換気設備の稼働確認
- 4 換気設備の稼働確認
- 5 換気設備の稼働確認

衛生管理を徹底しよう!

- 1 手洗い、うがい、マスク着用の徹底
- 2 アルコール消毒の徹底
- 3 アルコール消毒の徹底
- 4 アルコール消毒の徹底
- 5 アルコール消毒の徹底

報告・連絡体制を万全にしよう!

- 1 業務体制の整備（指揮系統の確立、報告の義務化など）
- 2 業務体制の整備（指揮系統の確立、報告の義務化など）
- 3 業務体制の整備（指揮系統の確立、報告の義務化など）
- 4 業務体制の整備（指揮系統の確立、報告の義務化など）
- 5 業務体制の整備（指揮系統の確立、報告の義務化など）

新型コロナウイルス
避けるべき **3密**

密閉空間
密集場所
密接場面

決して別岸の火事ではありせん、
早くそこにある警報として、認識、
自覚のもと行動しましょう。

新型コロナウイルス対策
「密閉空間」「密集場所」「密接場面」
の3つの密を避けよう!

新型コロナウイルス対策
作業前「手のアルコール消毒」「うがい」
「咳エチケット」「マスクの着用」を徹底しよう。

【コロナ感染防止十則】

1	出勤前の検温実施
2	率先しよう時差出勤
3	マスクは正しく要着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋の換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告

作業所での新型コロナウイルス対策 10か条

- 1 対策奨励ポスターの掲示
- 2 作業員の体調管理
作業員は健康状態を確認し、体調不良者は作業を中止し、適切な処置を受ける。
- 3 タッチ&コールなどの接触型安全対策の自粛
- 4 実働日数などの集合会議の分散化
（個人単位での報告、メールでの連絡などを実施する）
- 5 地下空間などの換気の悪い場所での取組、打ち合わせの禁止
※打合せは、換気設備稼働中に行われなければならない。
- 6 各種外部会議体は原則マスク会議での実施
- 7 派遣社員、職員においてもテレワーク、時差出勤などの取組
- 8 休憩所、詰所の清潔維持及び換気の促進
換気設備の稼働確認
- 9 ハンドソープ、うがい薬などの配布
手洗い・うがいの励行
- 10 4時8休
不要な残業の防止により風俗的な体調管理を励行



【建設現場『三つの密』の回避等】

朝礼・KY活動における取組・工夫の例



朝礼の整列時に作業員間の距離を十分に確保



立ち位置をマーキングして配列間隔を確保



朝礼の分散化・少人数化



朝礼時などに体温測定を実施



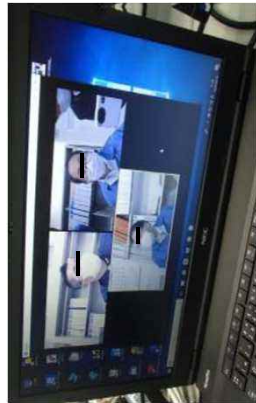
日常健康チェック表													
業者名: _____													
※体温と体調を毎日記入をお願いします。 ※体調: 良好(○)、普通(△)、不良(×)、作業不可(×) ※体調不良の方は、無理せず医師の診察を受けてください。													
名前	4/6(月)	4/7(火)	4/8(水)	4/9(木)	4/10(金)	4/11(土)							記入(例)
							38.4℃ ○	38.5℃ ○	38.6℃ ○	38.7℃ ○	38.8℃ ○	38.9℃ ○	

作業員の毎日の体温と体調を記録・チェック

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気



シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用

Web(TV)会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等ではできるだけ削減



対面で打合せ等を行わずを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える



現場事務所などにおいて次亜塩素酸水
対応の加湿器を使用し空気を殺菌

【建設現場『三つの密』の回避等】 食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保

施工中の空きスペースをオープンエアの休憩所として利用

昼食時はお互い距離をとって食事



手洗い場所はタオルを撤去、ペーパータオルを使用

○その他の例として、

- ・トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
- ・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事で密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



現場移動では同乗を避けて
個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時なるべく離隔を確保



現場の手洗い場の増設



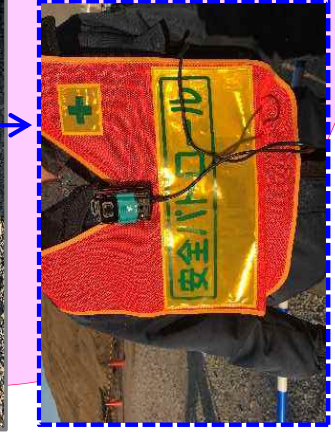
現場パトロール状況



作業場所での手洗い励行



作業時のマスク着用



携帯Webカメラ着用状況

携帯webカメラで撮影した
現場状況がテレワーク
実施者のPCへ表示



テレワークでの現場確認状況

テレワーク中の担当者でも、自宅PC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

—建設業法違反通報窓口—

駆け込みホットライン

※メールアドレスが変更となりました。



な〜んも違反、あつたら通報!

全国
共通

TEL .  0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX.  0570-018-241

(新) E-mail.  hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます＞

建設廃棄物の処理費用を一方的に差し引かれた。

120日を超える割引困難な長期手形で下請代金が支払われた。

見積書に記載した法定福利費を一方的に削除された。

口頭契約となっている。

追加工事が発生したが変更契約をしてくれない。

責任が曖昧なままやり直し工事を指示され費用を一方的に負担させられた。

一括下請負が行われている。

工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担させられた。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

建設業法令遵守ガイドライン

検索

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望まれます。

1. 通報される方の情報

(匿名による通報も可能です)

氏名			
住所			
電話番号	E-mail		

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会社名			
代表者名			
所在地			
建設業許可番号			
電話番号			
その他			

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	

R2.1月版

事務連絡
令和2年4月16日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の 対象地域の拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大された。緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）に取扱いを定めたところであるが、拡大された地域の工事及び業務の対応については、同通知のⅠ. 1.、Ⅰ. 3. 及びⅡ. に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

別紙

- 国地契第1号
- 国官技第6号
- 国営管第12号
- 国営計第1号
- 国港総第16号
- 国港技第3号
- 国空予管第15号
- 国空空技第5号
- 国空交企第3号
- 国北予第1号
- 令和2年4月7日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房地方課長
 大臣官房技術調査課長
 大臣官房官庁営繕部管理課長
 大臣官房官庁営繕部計画課長
 港湾局総務課長
 港湾局技術企画課長
 航空局予算・管財室長
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長
 航空局交通管制部交通管制企画課長
 北海道局予算課長
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた

工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。これらを踏まえ、今後の工事及び業務について、下記の通り取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月11日付け国地契第59号、国官技第387号、国営管第422号、国営計第134号、国港総第638号、国港技第88号、国空予管第855号、国空空技第553号、国空交企第399号、国北予第48号）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」（令和2年3月19日付け国地契第67号、国官技第398号、国営管第446号、国営計第138号、国港総第680号、国港技第97号、国空予管第886号、国空空技第570号、国空交企第413号、国北予第50号）（以下「旧通知」という。）は廃止する。

記

I. 既契約の工事及び業務

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域外）

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続については、当分の間、以下の通りとする。

1. 入札等の手続について（共通）

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、入札等手続中及び今後公告する工事等については、旧通知や本通知Ⅰ.、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行うこととする。

- ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
- ・ 旧通知や本通知Ⅰ. に基づいて一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・ 旧通知や本通知Ⅰ. に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が令和元年度から令和2年度に変更となった業務については、令和2年度の入札公告における手持ち業務とみなさない。

2. ヒアリングの実施について（共通）

今後公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件でヒアリングの実施を予定しているものについては、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応を行うこととする。

- ・ 本人確認を確実に実施し、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。

- やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染拡大防止の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

国土入企第 6 号
令和 2 年 4 月 8 日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和 2 年 2 月 25 日付け国土入企第 52 号）等により、随時適切な対応をお願いしてきたところでありますが、令和 2 年 4 月 7 日、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされましたので、貴団体におかれましては、当該宣言を踏まえ、今後の工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）について、下記により適切な対応を行っていただきますよう、宜しくお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた、国土交通省直轄事業における工事等の対応について、別添のとおり定めましたので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

記

1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事等については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

また、対象地域外における工事等についても、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

なお、これらの場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱われるべきものと解されますので、宜しくお取り計らいください。

また、以上の措置を講じるに当たっては、令和2年4月7日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されていることにご留意の上、適切な対応をお願いいたします。

2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、適切な対応を行っていただくようお願いいたします。

- (1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、宜しく申し上げます。
- (2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合はもとより、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、

人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

建設工場の現場では、対象地域の内外を問わず、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。

貴団体が発注する工事においても、これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう、受注者に対して周知徹底を図るなど、適切な対応を宜しくお願いいたします。

以上

国 地 契 第 1 号
国 官 技 第 6 号
国 営 管 第 12 号
国 営 計 第 1 号
国 港 総 第 16 号
国 港 技 第 3 号
国 空 予 管 第 15 号
国 空 空 技 第 5 号
国 空 交 企 第 3 号
国 北 予 第 1 号
令和 2 年 4 月 7 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 航 空 ネットワーク部空港技術課長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染

症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。これらを踏まえ、今後の工事及び業務について、下記の通り取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置された。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月11日付け国地契第59号、国官技第387号、国営管第422号、国営計第134号、国港総第638号、国港技第88号、国空予管第855号、国空空技第553号、国空交企第399号、国北予第48号）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」（令和2年3月19日付け国地契第67号、国官技第398号、国営管第446号、国営計第138号、国港総第680号、国港技第97号、国空予管第886号、国空空技第570号、国空交企第413号、国北予第50号）（以下「旧通知」という。）は廃止する。

記

I. 既契約の工事及び業務

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域外）

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の

感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続については、当分の間、以下の通りとする。

1. 入札等の手続について（共通）

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、入札等手続中及び今後公告する工事等については、旧通知や本通知 I.、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行うこととする。

- ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
- ・ 旧通知や本通知 I. に基づいて一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・ 旧通知や本通知 I. に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が令和元年度から令和2年度に変更となった業務については、令和2年度の入札公告における手持ち業務とみなさない。

2. ヒアリングの実施について（共通）

今後公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件でヒアリングの実施を予定しているものについては、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応を行うこととする。

- ・ 本人確認を確実に実施し、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。
- ・ やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染拡大防止の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

令和2年4月17日

労使団体の長あて

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の
感染予防、健康管理の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が行われ、昨日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(別添1。新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。)について全都道府県を緊急事態措置の対象とする等の改正が行われ、「三(3)まん延防止」の において、緊急事態宣言の対象地域に属する特定都道府県について、在宅勤務(テレワーク)の強力な推進、職場での感染防止の取組、「三つの密」を避ける行動の徹底等を促すこととされております。

また、基本的対処方針の別添においては、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者として、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持等に不可欠な業務を行う事業者については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を促すこととされております。

こうした状況にかんがみ、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々をはじめとして、すべての職場で働く方々の感染を防止するために、職場における感染予防、健康管理の強化に向けて、職場において事業者、労働者が一体となって、それぞれの事業の特性も踏まえつつ、下記の対策に適切に取り組んでいただくこと、また、その際には、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患など)を有する方々に十分な配慮をしていただくことについて、傘下団体・企業又は構成組織に対し、改めて周知等いただき、職場における感染予防の取組促進に御協力いただきますようお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長

記

1 労務管理の基本的姿勢

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者におかれては、まずは在宅勤務（テレワーク）を最大限活用して、必要最小限の出勤としていただきたいこと。

また、職場への出勤が必要な労働者についても、感染拡大を防止しつつ業務を継続していただくため、ローテーションを組み交代勤務を実施することや時差通勤を導入すること等によって、人と人との接触機会を極力低減すること、出張による移動を減らすためテレビ会議等を活用すること、換気を徹底することや社内でもお互いの距離を十分にとること等を通じて、「三つの密」（密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人々が密集している）、密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避ける取組を徹底していただきたいこと。

また、それ以外の事業の事業者におかれては、上記の取組に留意の上、当該地域の感染状況等を踏まえつつ、在宅勤務（テレワーク）の励行をはじめ出勤の機会を極力減らすなど感染防止対策のための行動の徹底を図っていただきたいこと。

労働者の理解や協力を得つつ、事業者が主体となり、これらの取組を実施していただくに当たって、特に、以下の（１）から（３）にご留意いただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであるので、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただきたいこと。

（１）テレワーク支援措置の活用

テレワークについては、テレワークを新規で導入する中小企業等によるテレワーク用通信機器の導入等に要した経費の助成やテレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの作成等を行っており、こうした施策も活用いただきながら、取組を進めていただきたいこと。

（２）雇用調整助成金を活用した休業の実施

感染拡大を防ぐため、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合っただけで労働者の不利益の回避に努めていただきたいこと。なお、緊急事態宣言や要請などがなされた場合でも、一律に労働基準法第 26 条の休業手当の支払義務がなくなるものではないことにご留意いただきたいこと。

また、同法に基づく休業手当の支払の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、正規雇用・非正規雇用にかかわらず、労働者を休業させ、事業主がその分の休業手当を支払った場合、雇用調整助成金の対象にな

り得ることも踏まえ、労使が協力して、労働者を安心して休ませることができる体制を整えていただきたいこと。

雇用調整助成金については、緊急対応期間において解雇等を行わない企業に対して助成率を引き上げるとともに、雇用保険被保険者でない非正規労働者も対象とする等の拡充を行っており、その活用を通じて休業を検討いただきたいこと。

(3) 職場における感染防止の進め方

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要であること。このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要であること。

具体的には、労働衛生管理体制の再確認、換気の徹底等の作業環境管理、職場の実態に応じた作業管理、手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施いただきたいこと。

2 職場における感染予防対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するために、以下の内容及び別添2の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を参考として、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討いただきたいこと。

特に、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業の中で、対人サービスが中心であるなどの理由で在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業種・職種については、以下の(3)に示す業種・職種ごとの留意事項を参考に感染拡大防止対策に取り組んでいただきたいこと。

感染防止対策の検討に当たって、職場に、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、こうした衛生管理の知見を持つ労使関係者により構成する組織の有効活用を図るとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求めていただきたいこと。その際、産業医等の助言を得つつ、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方々に対して、十分な労務管理上の配慮をしていただきたいこと

(1) 職場内での感染防止行動の徹底

(換気の徹底等)

- ・ 必要換気量(一人あたり毎時 30m³)を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、換気設備を適切に運転・管理し、建築物衛生法関係法令の空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認すること。
- ・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上、窓を全開して換気を行うこと。複数の窓がある場合、二方向の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

(接触感染の防止)

- ・ 物品・機器等(例:電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等)については複数人での共用をできる限り回避すること。
- ・ 事業所内で労働者が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。

手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効であること。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用いただきたいこと(使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認いただきたいこと)。

- ・ せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。

厚生労働省のホームページ「新型コロナウイルス感染症について」に掲載されている手洗いの啓発用リーフレット「接触感染に注意!」を活用いただきたいこと。

- ・ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- ・ 外来者、顧客・取引先等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

(飛沫感染の防止)

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・ 事務所や作業場においては、人と人との間に十分な距離を保持(1メートル以上)すること。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける(2メートル以上)こと。

- ・ テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。
- ・ 外来者、顧客・取引先等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取ること。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用すること。
- ・ 社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。
- ・ その他密閉、密集、密接とならないよう、施設の利用方法について検討すること。

（一般的な健康確保措置の徹底等）

- ・ 疲労の蓄積（易感染性）につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること。
- ・ 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・ 職場において、労働者の日々の健康状態の把握に配慮すること（例：出勤前や入社時等に体温測定を行うなど、風邪の症状を含め体調を確認する等）。

（2）通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底

（接触感染の防止）

- ・ 出社・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

（飛沫感染の防止）

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 多くの人が公共交通機関に集中することを避ける、職場内の労働者の密度を下げる等の観点から、時差通勤のほか、可能な場合には公共交通機関を利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）の積極的な活用を図ること。あわせて、適切な労働時間管理、超過勤務の抑制にも留意すること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制すること。

（3）在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業種・職種についての留意事項

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業の中で、対人サービスが中心であるなどの理由で在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業種・職種のうち、以下については、上記（1）に加え、次の事項にも留意していただきたいこと。

ア 医療関係者等の感染防止

(ア) 医療機関における感染防止

- ・ 医療機関における労働者の感染防止については、都道府県等衛生主管部局宛て厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和2年2月21日付け「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）」、令和2年2月25日付け「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」及び令和2年3月11日付け「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」）に示されているとおり、呼吸器症状のある患者の診療時にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守するなどの標準予防策の遵守の徹底を改めて図っていただきたいこと

(イ) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設における感染防止

- ・ 宿泊療養施設の運営に携わる労働者の感染防止については、施設の組織運営の観点から配慮すべき点、施設運営に携わる労働者に対する感染防止対策について指導を行う際に配慮すべき点等について、「新型コロナウイルスに関するQ & A（軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等の運営者の方向け）」（厚生労働省ホームページに掲載）に示されており、これを活用いただきたいこと。
- ・ 宿泊療養施設の運営の一部を請負契約によって外部委託する場合には、施設の全体統括責任者は、請負業者との連絡調整を行う責任者の選任、請負業者との協議を行う会議の設置・運営、請負業者の具体的な作業内容や留意点を記載した作業指示書の作成、請負業者が自社の労働者に実施する感染防止対策に関する教育への指導・援助などを行っていただくことが望まれること。

イ 旅客・貨物運送事業の運転者等の感染防止

- ・ 旅客・貨物運送事業の運転者等の感染防止については、国土交通省より、従業員の感染症対策や健康管理及び休みやすい環境の整備等が要請されているところ、これらの徹底を図っていただきたいこと。また、運転者はもとより公共交通機関の利用者に対しても、咳エチケットやテレワーク・時差通勤等といった対策について周知徹底していただきたいこと。

ウ 介護・福祉労働者の感染防止

- ・ 介護・福祉等の利用者に接する労働者の感染防止については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け都道府県等民生主管部局宛て厚生労働省健康局結核感染症課、子ども家庭局家庭福祉課、子ども家庭局母子保健課、社会・援護局保護課、社会援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、社会・援護局障害保健福祉部障

害福祉課、老健局総務課認知症施策推進室、老健局高齢者支援課、老健局振興課及び老健局老人保健課連名事務連絡)に示されているとおり、利用者の健康の状態や変化の有無に留意する、緊急やむを得ない場合を除き面会を制限するなどの対策について改めて徹底いただきたいこと。

エ 保育所等の労働者の感染防止

- ・ 保育所等の労働者の感染防止については、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年度改訂版)」や「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年2月25日付け都道府県等保育担当部局及び地域子ども・子育て支援事業担当部局宛て厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、保育課及び子育て支援課連名事務連絡)に示されているとおり、職員の出勤前の検温、委託業者等との物品の受け渡し等は施設の限られた場所で行うなどの対策の徹底を改めて図っていただきたいこと。

オ 宿泊施設の労働者の感染防止

- ・ 宿泊施設の労働者の感染防止については、「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年2月5日付け健感発 0205 第1号、薬生衛発 0205 第1号都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部局長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長、医薬・生活衛生局生活衛生課長連名通知)や「新型コロナウイルスの感染症対策について」(令和2年2月13日付け(一社)日本ホテル協会、(一社)全日本シティホテル連盟、(一社)日本旅館協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合宛て観光庁観光産業課長事務連絡)等に示されているとおり、マスクの着用や手洗い、消毒などの感染症対策を改めて徹底いただきたいこと。

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業以外でも、学校運営上、教職員等の出勤が必要な場合には、学校の教職員等の感染防止について以下に留意いただきたいこと。

- ・ 学校の教職員等の感染防止については、文部科学省より、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大に向けた職場における対応について(通知)」(令和2年4月6日付け都道府県等教育委員会教育長宛て文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、財務課長及び健康教育・食育課長通知2初初企第1号)等に示されているとおり、換気の徹底、接触感染の防止、飛沫感染の防止などの感染防止行動を改めて徹底いただきたいこと。

3 風邪症状を呈する労働者への対応について

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から14日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けが付かない。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた労務管理とすること。具体的には、次のような対応が考えられること。特に、高齢者、基礎疾患がある者、免疫抑制状態にある者、妊娠している者について配慮すること。

- ・ 発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者への出勤免除の実施やテレワークの指示を行うとともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・ 労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合い、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・ 風邪の症状が出現した労働者が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安(具体的な目安は以下を参照)」を労働者に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう促すこと。

「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」

次の条件のいずれかに該当する場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせいただきたいこと。

一般の方（及び 以外の方）：

- ・ 労働者に風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方：

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く場合
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- 妊娠中の方：
- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日以上続く場合
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

(1) 衛生上の職場の対応ルールについて

事業者においては、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者

等」という。)が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者に周知いただきたいこと。なお、企業における具体的な取組事例を取りまとめた別添3の「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の衛生上の対応ルール(例)」を適宜参考にしていただきたいこと。

併せて、新型コロナウイルス感染症の陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告の提出に留意すること。

- ・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者への報告に関すること(報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲等)
- ・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること(保健所と連携する部署・担当者、保健所と連携して対応する際の陽性者と接触した労働者の対応等)
- ・ 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること
- ・ 労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと
- ・ その他必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関すること等

(2) 労災保険制度について

労働者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、業務又は通勤に起因して発症したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となることから、労災保険制度について周知していただいた上、適切に請求を勧奨していただきたいこと。

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

事業者においては、国、地方自治体等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を労働者に周知いただきたいこと。その際、心の健康相談などのメンタルヘルスに関する相談やDVや児童虐待に関する相談などの窓口についても、必要に応じ、労働者に周知いただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する個別の労働紛争があった場合は、都道府県労働局の総合労働相談コーナーにおいて相談を受け付けていることも、併せて周知いただきたいこと。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年4月16日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたところであり、この状況を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、次項「一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実」に示すとおり、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること、
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断できる。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、令和2年4月16日現在において、上記7都府県と同程度にまん延が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても5ページ以降で述べる理由により、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出

の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、現在拡大している感染を収束の方向に向かわせることが可能である。具体的には、国民においては、不要不急の外出を避けること、「三つの密」や夜の街を極力避けること、事業者においては、業務継続計画（BCP）に基づき、出勤者の4割減少はもとより、テレワークなどを活用することで、さらに接触の機会を減らすことを協力して行っていく必要がある。30日間に急速に収束に向かわせることに成功できたとすれば、数理モデルに基づけば、80%の接触が回避できたと判断される。なお、政府としては、緊急事態を宣言しても、社会・経済機能への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、

4月14日までに、合計46都道府県において合計7,964人の感染者、119人の死亡者が確認されている。特に、最近の状況としては、感染経路が特定できていない感染者が61%（令和2年4月15日現在、4月13日までの状況）を占める状況となっている。このことは、クラスターとして感染が見られてきた特定の場所での感染に加え、これまで限定的であった日常生活の中での感染のリスクが徐々に増大し始めていることを意味する。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解として、今のところ諸外国のような、オーバーシュートは見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、患者数が急増し、そうした中、医療供給体制がひっ迫しつつある地域が出てきており、医療供給体制の強化が喫緊の課題となっていると状況分析されていたところであるが、特に3月16日から4月1日にかけて、報告された感染者数は817人から2,299人と急増し、倍化時間（2倍になるまでの時間）は4.0日、感染経路の不明な患者数は40.6%となっている。専門家会議では、繁華街の接待を伴う飲食店等のクラスターの存在が指摘されており、院内感染や高齢者・福祉施設内感染とともに、大きな問題となっている。また、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘も存在する。

一方で、海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に広がっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。こういった状況の中で、本年3月中旬から下旬にかけて、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が増加した。これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日—3月18日）から29%（3月19日—3月25日）に増加し、最大で37%を超える日もあったが、水際対策の強化の結果、現在は一定程度に収まっている。しかし、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたものの、現在では欧米を中心に拡大しており、輸入症例の広域化の影響を受けている。

国内の医療提供体制としては、感染者の急激な増加が見られる東京都と

大阪府では、既に重症者等に対する入院医療の提供体制に支障をきたすおそれがあると判断し、入院治療が必要ない軽症者を宿泊施設での療養に切り替える旨発表している。また、東京都に隣接し、感染者数が500人を超える神奈川県も入院医療の切替えを行う方針であり、大都市圏を中心に医療提供体制のひっ迫が現実のものとして現れ始めている。

都道府県別の動向としては、特に東京都及び大阪府において、報告された累積感染者数が令和2年4月6日時点で、それぞれ400人以上（東京都1,123人、大阪府429人）、過去1週間の倍化時間も7日未満（東京都5.0日、大阪府6.6日）となり、感染者数のさらなる急増の危険性があった。さらに、その近隣府県としては、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、京都府において累積感染者数が100人を超え、そのうち、京都府を除く全ての府県で、感染経路が不明の感染者がほぼ半数を超えた。福岡県については、累積報告数が100人以上となり、倍化時間が約3日と急速な感染の広がりが見られ、感染経路の不明な症例の割合が7割を占めている状況にあった。その後、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府では、4月14日までの累積報告数が100人以上となっており、かつ、茨城県、石川県及び岐阜県については直近1週間の倍化時間は10日未満、北海道、愛知県及び京都府については過去にあった流行の影響を除いた直近1週間の倍化時間が10日未満となっている。また、これらの道府県では感染経路の不明な症例の割合も、直近1週間ではほぼ半数となっている。このように、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある（この13都道府県を総称して、以下「特定警戒都道府県」という。）。

これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られる。そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高い。緊急事態宣言が出された以後、多くの国民に行動変容の御協力をいただいでい

るが、人流データ等を見ると、緊急事態措置を全国に拡大することにより、さらなる国民の行動変容の御協力をお願いする必要がある。具体的な感染者数の推移をみても、例えば3月の中旬から連休にかけて、警戒が一部緩んだことにより感染が拡大したと考えられる。国、地方公共団体、関係機関等を含めた国民が一丸となって、大型連休期間も含めまん延防止に取り組むべきこの時期において、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取組が行われることが必要であることから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることとする。

今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- ・ 現在のところ、感染が拡大している地域であっても、多くの場合、ラ

イブハウス、スポーツジム、医療機関、さらに最近になって繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。

- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡

者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況

の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
- ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
- ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
- ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
- ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。

③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十

分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。

- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染症法第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化を図る。また、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間の検査機関等を活用する。
- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

- ④ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発を引き続き可及的速やかに進める。

(3) まん延防止

- ① 令和 2 年 4 月 7 日の緊急事態宣言は、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、これまでの施策をさらに加速させることを目的として行うものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、特定都道府県において、最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指す。一方で、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、法第 5 条の規定を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、特定都道府県は、まん延の防止に関する措置として、まずは法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。
- ② 特定都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、開催の自粛の要請等を強く行う。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。一方、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。

- ③ 特定都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用の制限の要請等を行う。これらの場合における要請等に当たっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。特定都道府県が、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限の要請を行い、また、特定都道府県による法第 45 条第 2 項から第 4 項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の要請、指示等の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。
- ④ 特定都道府県は、法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるよう、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。
- ⑤ 地方公共団体は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。
- ⑥ 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。このため、保健所の体制強化を図る。
- ⑦ 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき政府対策本部と密接に情報共有する。

政府対策本部は、専門家の意見をききながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ⑧ 特定都道府県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、住民に冷静な対応を促す。
- ⑨ 特定都道府県は、①の法第45条第1項に基づく外出の自粛要請を行うにあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見も踏まえ、期間、区域を示すものとする。その際、外出の自粛の対象とならない外出の具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等についても併せて示すものとする。
- ⑩ 特定都道府県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に、大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。政府は、必要に応じ、当該不要不急の移動の自粛に関し、法第20条の規定による総合調整を行う。
- ⑪ 特定都道府県は、外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促す。
- ⑫ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、特定都道府県は、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する。指定公共機関等はまん延防止対策に関するBCPの策定・実施を図っており、特定都道府県は、取組をさらに強化を促す。ま

た、職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促す。

- ⑬ 特定都道府県は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する。事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする。なお、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、法第2条に規定される指定公共機関及び指定地方公共機関や法第28条に規定される登録事業者を参考とし、これら医療、国民生活・国民経済維持の業務をサポートする事業者等にも留意し、別添に例示する。
- ⑭ 政府及び特定都道府県は、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑮ 大都市圏の特定都道府県は、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、全国的かつ急速なまん延の起点とならないよう、上記のまん延防止のための対策を十分に行う。それ以外の特定都道府県であっても、全国的かつ急速なまん延のおそれがあることから適切な対策を講ずる。
- ⑯ 政府及び地方公共団体は、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が生じることがないように、所要の感染防止策を講じるよう促す。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける。
- ⑰ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
- ⑱ 厚生労働省及び特定都道府県は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域

への派遣を行う。

- ⑲ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、特定都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第 12 条に基づく特定都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。また、政府は、民間事業者等と協力して、SNS等の技術を活用して、感染状況等の把握を行う仕組みを構築する。
- ⑳ 文部科学省は、4月1日に改定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等において示した、臨時休業の実施に係る考え方について周知を行うとともに、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、必要に応じ、追加的な考え方等を示す。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ㉑ 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。
- ㉒ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ㉓ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・

健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。
なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。

- ②④ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ②⑤ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。
- ②⑥ 特定警戒都道府県以外の特定都道府県にあつては、感染者が少ない都道府県があるものの、全国的に感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に、大型連休期間における人の移動を最小化することを目的として緊急事態宣言の対象とするものであることにかんがみ、上記③⑫⑬の措置については、感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、都道府県知事がその実施について、判断を行うものとする。

(4) 医療等

- ① 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
 - ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
 - ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。
 - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する特定都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対す

る医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。地方公共団体は、予め、ホテルなど一時的な宿泊施設の確保に努めるとともに、国は、地方公共団体と密接に連携し、地方公共団体の取組を支援すること。
- ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じ、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、専属的な人材を確保するなど外来を早急に受診できる体制を整備すること。
- ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
- ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。

- ・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。

- ・ 医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
 - ・ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。
 - ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
 - ・ 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
 - ・ 仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、特定都道府県による法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するにあたって、必要な支援を行うこと。
 - ・ 医療提供体制のひっ迫及びオーバーシュートの発生に備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ③ 厚生労働省は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、地方公共団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。

- ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ④ 政府及び特定都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑤ 特定都道府県は、③の周知に協力するとともに、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。
- ⑥ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。
- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
 - ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
 - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
 - ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医

療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。

- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑦ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

(5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮等

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風

評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。

- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。
- ⑥ 政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅での DV や虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等に必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第 54 条に基づく緊急輸送の要請や法第 55 条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第 26 条第 1 項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を

行う。

- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 特定都道府県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を

予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。

- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) 緊急事態宣言後の取組

政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価し、特に期間終期（5月6日）までの間に適切に評価を行う。その上で、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼ

すおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。
- 衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1	感染防止のための基本的な対策	
	(1) 咳エチケットの徹底について	
	・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(2) 手洗い等の徹底について	
	・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(3) 日常的な健康状態の確認	
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(4) その他の対策について	
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
2	クラスターの発生防止のための対策	
	(1) 基本的な対策	
	・換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(2) 換気の悪い密閉空間の改善	
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

(3) 多くの人が密集する場所の改善	
・在宅勤務・テレワークを推進している。	はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
・喫煙場所の利用を制限している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4) 近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安()」や最寄りの相談先を全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応	
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の把握	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3) その他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.3.31版

新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール（例）

この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取組事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。

職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内のイントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

- 1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に関すること
 - （1）PCR検査を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、PCRの結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む）。
 - （2）報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。
 - （3）健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。

健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱いに準じて健康情報の取扱いを行う関係者を定めることとする。

- 2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること
労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備しておく。

- 3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること
職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。
 - （1）消毒を行う箇所
陽性者等の執務室
パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性

者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所

食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース

食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所

(2) 使用する消毒液及び使用方法

陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬する。

(3) 消毒時に使用する保護具

清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したものでなくても差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。

(4) 消毒後の手指の衛生

消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

【労使団体・事業主団体リスト】

アクリル酸エステル工業会	一般社団法人色材協会
ECP 協会	一般社団法人自転車協会
板硝子協会	一般社団法人住宅生産団体連合会
一般財団法人 F A 財団	一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
一般財団法人エンジニアリング協会	一般社団法人潤滑油協会
一般財団法人化学物質評価研究機構	一般社団法人新金属協会
一般財団法人建設業振興基金	一般社団法人新日本スーパーマーケット協会
一般財団法人首都高速道路協会	一般社団法人全国 L P ガス協会
一般財団法人製造科学技術センター	一般社団法人全国クレーン建設業協会
一般財団法人石炭エネルギーセンター	一般社団法人全国建設業協会
一般財団法人先端加工機械技術振興協会	一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会
一般財団法人大日本蚕糸会	一般社団法人全国石油協会
一般財団法人日本カメラ財団	一般社団法人全国中小建設業協会
一般財団法人日本軸受検査協会	一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会
一般財団法人日本船舶技術研究協会	一般社団法人全国中小貿易業連盟
一般財団法人日本陶業連盟	一般社団法人全国鐵構工業協会
一般財団法人日本皮革研究所	一般社団法人全国登録教習機関協会
一般財団法人日本溶接技術センター	一般社団法人全国防水工事業協会
一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター	一般社団法人全国木質セメント板工業会
一般財団法人マイクロマシンセンター	一般社団法人全日本建築士会
一般社団法人日本在外企業協会	一般社団法人全日本航空事業連合会
一般社団法人アルコール協会	一般社団法人全日本マリンスプライヤーズ協会
一般社団法人海洋水産システム協会	一般社団法人送電線建設技術研究会
一般社団法人仮設工業会	一般社団法人ソーラーシステム振興協会
一般社団法人家庭電気文化会	一般社団法人大日本水産会
一般社団法人カメラ映像機器工業会	一般社団法人電気協同研究会
一般社団法人火力原子力発電技術協会	一般社団法人電気設備学会
一般社団法人強化プラスチック協会	一般社団法人電気通信協会
一般社団法人軽仮設リース業協会	一般社団法人電子情報技術産業協会
一般社団法人軽金属製品協会	一般社団法人電池工業会
一般社団法人建設産業専門団体連合会	一般社団法人電力土木技術協会
一般社団法人合板仮設材安全技術協会	一般社団法人日本電設工業協会
一般社団法人コンクリートポール・パイル協会	一般社団法人日本アスファルト合材協会

一般社団法人日本アスファルト乳剤協会
 一般社団法人日本アミューズメントマシン協会
 一般社団法人日本アルミニウム協会
 一般社団法人日本アルミニウム合金協会
 一般社団法人日本医療機器工業会
 一般社団法人日本印刷産業機械工業会
 一般社団法人日本印刷産業連合会
 一般社団法人日本エアゾール協会
 一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
 一般社団法人日本エレベータ協会
 一般社団法人日本オーディオ協会
 一般社団法人日本陸用内燃機関協会
 一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会
 一般社団法人日本音響材料協会
 一般社団法人日本科学機器協会
 一般社団法人日本化学工業協会
 一般社団法人日本化学品輸出入協会
 一般社団法人日本化学物質安全・情報センター
 一般社団法人日本ガス協会
 一般社団法人日本画像医療システム工業会
 一般社団法人日本金型工業会
 一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会
 一般社団法人日本硝子製品工業会
 一般社団法人日本機械工業連合会
 一般社団法人日本機械設計工業会
 一般社団法人日本機械土工協会
 一般社団法人日本基礎建設協会
 一般社団法人日本絹人織物工業会
 一般社団法人日本金属プレス工業協会
 一般社団法人日本金属屋根協会
 一般社団法人日本空調衛生工事業協会
 一般社団法人日本グラフィックサービス工業会
 一般社団法人日本クレーン協会
 一般社団法人日本経済団体連合会
 一般社団法人日本計量機器工業連合会
 一般社団法人日本毛皮協会
 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
 一般社団法人日本建設機械工業会
 一般社団法人日本建設機械施工協会
 一般社団法人日本建設機械レンタル協会
 一般社団法人日本建設業連合会
 一般社団法人日本建築材料協会
 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
 一般社団法人日本建築板金協会
 一般社団法人日本港運協会
 一般社団法人日本工業炉協会
 一般社団法人日本航空宇宙工業会
 一般社団法人日本工作機械工業会
 一般社団法人日本工作機器工業会
 一般社団法人日本合成樹脂技術協会
 一般社団法人日本コミュニティガス協会
 一般社団法人日本ゴム工業会
 一般社団法人日本サッシ協会
 一般社団法人日本産業・医療ガス協会
 一般社団法人日本産業機械工業会
 一般社団法人日本産業車両協会
 一般社団法人日本自動車機械器具工業会
 一般社団法人日本自動車機械工具協会
 一般社団法人日本自動車工業会
 一般社団法人日本自動車車体工業会
 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
 一般社団法人日本自動車タイヤ協会
 一般社団法人日本自動車部品工業会
 一般社団法人日本自動認識システム協会
 一般社団法人日本自動販売機工業会
 一般社団法人日本試薬協会
 一般社団法人日本写真映像用品工業会
 一般社団法人日本砂利協会
 一般社団法人日本照明工業会
 一般社団法人日本食品機械工業会

一般社団法人日本私立医科大学協会
 一般社団法人日本伸銅協会
 一般社団法人日本新聞協会
 一般社団法人日本繊維機械協会
 一般社団法人日本染色協会
 一般社団法人日本船舶電装協会
 一般社団法人日本倉庫協会
 一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会
 一般社団法人日本造船工業会
 一般社団法人日本測量機器工業会
 一般社団法人日本損害保険協会
 一般社団法人日本ダイカスト協会
 一般社団法人日本大ダム会議
 一般社団法人日本鍛圧機械工業会
 一般社団法人日本鍛造協会
 一般社団法人日本タンナーズ協会
 一般社団法人日本チタン協会
 一般社団法人日本中小型造船工業会
 一般社団法人日本中小企業団体連盟
 一般社団法人日本鑄造協会
 一般社団法人日本鉄鋼連盟
 一般社団法人日本鉄塔協会
 一般社団法人日本鉄道車輛工業会
 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会
 一般社団法人日本電化協会
 一般社団法人日本電気協会
 一般社団法人日本電気計測器工業会
 一般社団法人日本電機工業会
 一般社団法人日本電気制御機器工業会
 一般社団法人日本電子回路工業会
 一般社団法人日本電子デバイス産業協会
 一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会
 一般社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会
 一般社団法人日本銅センター
 一般社団法人日本動力協会
 一般社団法人日本道路建設業協会
 一般社団法人日本時計協会
 一般社団法人日本塗装工業会
 一般社団法人日本鷲工業連合会
 一般社団法人日本塗料工業会
 一般社団法人日本内燃力発電設備協会
 一般社団法人日本ねじ工業協会
 一般社団法人日本配線システム工業会
 一般社団法人日本配電制御システム工業会
 一般社団法人日本船用機関整備協会
 一般社団法人日本歯車工業会
 一般社団法人日本ばね工業会
 一般社団法人日本バルブ工業会
 一般社団法人日本パレット協会
 一般社団法人日本半導体製造装置協会
 一般社団法人日本皮革産業連合会
 一般社団法人日本左官業組合連合会
 一般社団法人日本非破壊検査工業会
 一般社団法人日本表面処理機材工業会
 一般社団法人日本ビルディング協会連合会
 一般社団法人日本フードサービス協会
 一般社団法人日本フルードパワー工業会
 一般社団法人日本分析機器工業会
 一般社団法人日本粉体工業技術協会
 一般社団法人日本ベアリング工業会
 一般社団法人日本ベッ甲協会
 一般社団法人日本ボイラ協会
 一般社団法人日本ボイラ整備据付協会
 一般社団法人日本防衛装備工業会
 一般社団法人日本貿易会
 一般社団法人日本望遠鏡工業会
 一般社団法人日本芳香族工業会
 一般社団法人日本縫製機械工業会
 一般社団法人日本包装機械工業会
 一般社団法人日本ホームヘルス機器協会

一般社団法人日本保温保冷工業協会	研削砥石工業会
一般社団法人日本マリン事業協会	建設業労働災害防止協会
一般社団法人日本民営鉄道協会	建設廃棄物協同組合
一般社団法人日本綿花協会	建設労務安全研究会
一般社団法人日本木工機械工業会	公益財団法人油空圧機器技術振興財団
一般社団法人日本溶接容器工業会	公益財団法人安全衛生技術試験協会
一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会	公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団
一般社団法人日本獺用資材工業会	公益財団法人工作機械技術振興財団
一般社団法人日本旅客船協会	公益財団法人産業医学振興財団
一般社団法人日本臨床検査薬協会	公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会	公益社団法人インテリア産業協会
一般社団法人日本冷凍空調工業会	公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会	公益社団法人産業安全技術協会
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会	公益社団法人自動車技術会
一般社団法人日本ロボット工業会	公益社団法人全国解体工事業団体連合会
一般社団法人日本綿業倶楽部	公益社団法人全国産業廃棄物連合会
一般社団法人農業電化協会	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会	公益社団法人全国労働衛生団体連合会
一般社団法人不動産協会	公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
一般社団法人プラスチック循環利用協会	公益社団法人全日本トラック協会
一般社団法人プレハブ建築協会	公益社団法人全日本ネオン協会
印刷インキ工業連合会	公益社団法人全日本不動産協会
印刷工業会	公益社団法人日本煙火協会
ウレタン原料工業会	公益社団法人日本化学会 環境・安全推進委員会
ウレタンフォーム工業会	公益社団法人日本建築家協会
エポキシ樹脂工業会	公益社団法人日本建築士会連合会
塩ビ工業・環境協会	公益社団法人日本作業環境測定協会
押出発泡ポリスチレン工業会	公益社団法人日本セラミックス協会
化成品工業協会	公益社団法人日本洗浄技能開発協会
可塑剤工業会	公益社団法人日本電気技術者協会
硝子繊維協会	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
関西化学工業協会	公益社団法人日本保安用品協会
協同組合資材連	公益社団法人日本ボウリング場協会
協同組合日本製パン製菓機械工業会	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
クロロカーボン衛生協会	公益社団法人有機合成化学協会

合成ゴム工業会	全国管工事業協同組合連合会
合成樹脂工業協会	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
高発泡ポリエチレン工業会	公益社団法人 日本水道協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	一般社団法人 日本水道工業団体連合会
コンクリート用化学混和剤協会	全国自動ドア協会
酢ビ・ポパール工業会	全国社会保険労務士会連合会
写真感光材料工業会	全国商工会連合会
触媒工業協会	全国醸造機器工業組合
触媒資源化協会	全国製菓機器商工協同組合
ステンレス協会	全国製菓厨房機器原材料協同組合
石油化学工業協会	全国タイヤ商工協同組合連合会
石油連盟	全国段ボール工業組合連合会
セラミックファイバー工業会	全国中小企業団体中央会
全国仮設安全事業協同組合	全国伝動機工業協同組合
全国ガラス外装クリーニング協会連合会	全国土壌改良資材協議会
全国機械用刃物研磨工業協同組合	全国トラクターミナル協会
全国グラビア協同組合連合会	全国農業協同組合中央会
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	全国ミシン商工業協同組合連合会
全国建設業協同組合連合会	全国鍍金工業組合連合会
全国興行生活衛生同業組合連合会	全日本印刷工業組合連合会
全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	全日本紙製品工業組合
全国理容生活衛生同業組合連合会	全日本革靴工業協同組合連合会
全日本美容業生活衛生同業組合連合会	全日本光沢化工紙協同組合連合会
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	全日本シール印刷協同組合連合会
全国麺類生活衛生同業組合連合会	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会
全国冰雪販売業生活衛生同業組合連合会	全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会
全国食肉生活衛生同業組合連合会	全日本製本工業組合連合会
全国飲食業生活衛生同業組合連合会	全日本電気工事業工業組合連合会
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会	全日本爬虫類皮革産業協同組合
全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会	全日本プラスチック製品工業連合会
全国中華料理生活衛生同業組合連合会	全日本木工機械商業組合
全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	ダイヤモンド工業協会
公益財団法人 給水工事技術振興財団	中央労働災害防止協会
公益財団法人 水道技術研究センター	電機・電子・情報通信産業経営者連盟
全国簡易水道協議会	電気硝子工業会

電気機能材料工業会	日本光学測定機工業会
電気事業連合会	日本鋳業協会
電線工業経営者連盟	日本工業塗装協同組合連合会
天然ガス鋳業会	日本工作機械販売協会
独立行政法人労働者健康安全機構	日本香料工業会
トラクター懇話会	日本ゴム履物協会
奈良県毛皮革協同組合連合会	日本酸化チタン工業会
ニッケル協会東京事務所	日本産業洗浄協議会
日本圧力計温度計工業会	日本試験機工業会
日本医薬品添加剤協会	日本室内装飾事業協同組合連合会
日本エアゾルヘアーラッカー工業組合	日本自動車輸入組合
日本A B S樹脂工業会	日本自動販売機保安整備協会
日本LP ガス協会	日本酒造組合中央会
日本オートケミカル工業会	日本商工会議所
日本界面活性剤工業会	日本真空工業会
日本化学繊維協会	日本吹出口工業会
日本ガスメーター工業会	日本スチレン工業会
日本ガソリン計量機工業会	日本製缶協会
日本家庭用殺虫剤工業会	日本製紙連合会
日本家庭用洗浄剤工業会	日本精密機械工業会
日本火薬工業会	日本精密測定機器工業会
日本硝子計量器工業協同組合	日本製菓団体連合会
日本ガラスびん協会	日本石鹼洗剤工業会
日本革類卸売事業協同組合	日本石鹼洗剤工業組合
日本機械工具工業会	日本接着剤工業会
日本機械鋸・刃物工業会	日本ゼラチン・コラーゲン工業組合
日本靴工業会	日本ソーダ工業会
日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連 合会	日本暖房機器工業会
日本化粧品工業連合会	日本チエーン工業会
日本建築仕上学会	一般社団法人日本鋳鍛鋼会
日本建築仕上材工業会	日本陶磁器工業協同組合連合会
日本顕微鏡工業会	日本内航海運組合総連合会
日本高圧ガス容器バルブ工業会	日本内燃機関連合会
日本光学工業協会	日本難燃剤協会
	日本パーマネントウェーブ液工業組合

日本パーミキュライト工業会	カーボンブラック協会
日本歯磨工業会	一般社団法人産業環境管理協会
日本ビニル工業会	一般社団法人セメント協会
日本フォーム印刷工業連合会	一般社団法人 JATI 協会
日本フォームスチレン工業組合	吸水性樹脂工業会
日本弗素樹脂工業会	一般社団法人日本コールセンター協会
日本部品供給装置工業会	日本労働組合総連合会
日本プラスチック機械工業会	公益社団法人 全国障害者雇用事業所協会
日本プラスチック工業連盟	一般社団法人 障害者雇用企業支援協会
日本フルオロカーボン協会	一般社団法人 日本人材派遣協会
日本ヘアカラー工業会	一般社団法人 日本生産技能労務協会
日本PETフィルム工業会	一般社団法人 N E O A
日本ボイラー・圧力容器工業組合	公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
日本防疫殺虫剤協会	一般社団法人 日本人材紹介事業協会
日本紡績協会	公益社団法人 全国求人情報協会
日本ポリオレフィンフィルム工業組合	公益財団法人 産業雇用安定センター
日本無機薬品協会	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
日本メンテナンス工業会	一般財団法人 港湾労働安定協会
日本木材防腐工業組合	一般社団法人全国建設業協会
日本有機過酸化工業会	一般社団法人建設産業専門団体連合会
日本輸入化粧品協会	公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会
日本窯業外装材協会	一般社団法人 建設電気技術協会
日本溶剤リサイクル工業会	一般社団法人 不動産証券化協会
日本羊毛産業協会	一般社団法人 日本補償コンサルタント協会
日本浴用剤工業会	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
発泡スチロール協会	公益社団法人 日本バス協会
光触媒工業会	一般社団法人 公営交通事業協会
普通鋼電炉工業会	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
ポリカーボネート樹脂技術研究会	一般社団法人 全国個人タクシー協会
モノレール工業協会	一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	一般社団法人 全国レンタカー協会
硫酸協会	一般社団法人 全国霊柩自動車協会
林業・木材製造業労働災害防止協会	全日本交通運輸産業労働組合協議会
ロックウール工業会	一般社団法人 日本船主協会
一般社団法人日本食品添加物協会	一般社団法人 外航旅客船協会

全国料理業生活衛生同業組合連合会

特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会

公益社団法人 全日本墓園協会

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 21 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底について

標記について、別添資料 1 のとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和2年4月20日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底について

標記について、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととして
おりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）
に対しても、周知をお願いします。

国官総第 12 号
国地契第 5 号
国官技第 19 号
国营管第 49 号
国营計第 9 号
国港総第 62 号
国港技第 9 号
国空予管第 47 号
国空空技第 13 号
国空交企第 12 号
国北予第 3 号
令和 2 年 4 月 20 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港 湾 空 港 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長	殿
	管 理 調 整 部 長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長
大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）（以下「4月7日通知」という。）のとおり通知しているところであるが、令和2年4月16日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4月7日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

記

1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月7日通知に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き（別紙1）」や「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第7号。別紙2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNSの活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注

者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。疑義がある場合には、大臣官房公共事業調査室、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室又は大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室へ照会されたい。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653

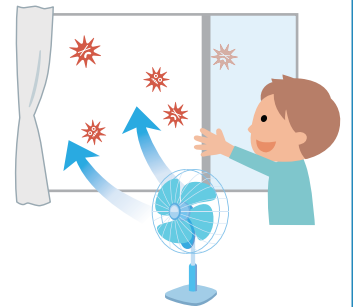


①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・ 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・ 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



機械換気がある場合

- ・ 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- ・ したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・ しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・ 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・ 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- ・ 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

• 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。

• スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

• 飲食店の座席では、隣の人と一つ飛ばしに座ると、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、互い違いに座るのも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。

• エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。

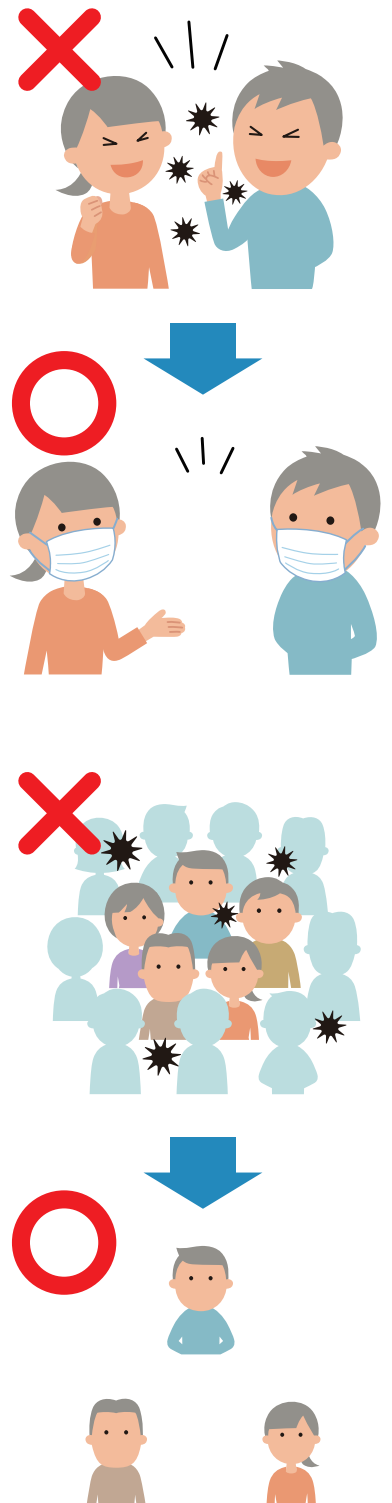
• 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



③ 「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約3,000個)が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話**や、携帯電話による**通話を慎みましょう**。
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。



国土建第7号
令和2年4月17日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が
全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について

内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことを踏まえ、基本的対処方針における事業継続の考え方、感染拡大防止策の徹底、下請負人への配慮、事業者への支援措置等につきまして、下記のとおり改めて通知いたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解頂くとともに、建設工事の現場における「三つの密」の回避等の対策に万全を期すなど、適切な対応をお願いいたします。また、傘下の建設業者等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 基本的対処方針における事業継続の考え方について

公共工事及び河川や道路などの公物管理は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条の規定に基づいて定められている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更。以下「対処方針」という。）において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言がされた場合においても、事業の継続が求められる事業に位置付けられております。また、対処方針においては、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係（電力、ガス、上下水道等）、家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられます。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日決定）においては、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされております。

今回、緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたところですが、公共工事については、対処方針で示された事業の継続性に留意しつつ、工事現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協

議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしており、この取扱いを民間工事の発注者にも参考送付しているところです。

工事の継続にあたっては、「2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底」で改めて示したとおり、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底し、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、適切な対応が図られるよう、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付事務連絡）において、手洗い・うがいなどの感染予防対策の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底について適切な対応をお願いしたところではありますが、今般、緊急事態措置の対象地域が全国に拡大されたことを受け、改めて、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスクの着用や手洗い・うがいの励行など、感染予防対策の徹底に努めるとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、宜しく申し上げます。

加えて、建設工事の現場において、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策に一層万全を期す必要があることから、令和2年4月8日付事務連絡のとおり、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策が徹底されるよう、適切な対応に努めていただくことを改めてお願いいたします。

これまでも施工中の建設現場においては、体温測定等による健康管理や作業・打合せ時のマスク着用等、対処方針を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場における「三つの密」の回避や影響緩和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところであり、関係団体のご協力を得て、このたび、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を別添のとおりとりまとめたので、貴職におかれましては、会員企業及び傘下団体等において、これを参考に、建設現場における「三つの

密」の回避等の徹底に努められるよう、会員企業等に周知徹底いただけますようお願いいたします。

なお、施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む。）及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従って、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。

3. 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としての建設工事の一時中止・延期等に際しては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」（令和2年3月11日、国土建推第38号、国土建整第132号）により、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底をお願いしているところです。

今般の緊急事態宣言等を受け、建設工事の一時中止・延期がさらに増えることも考えられますが、その際には、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をしていただくとともに、元請負人と下請負人との間の取引の適正化について更なる徹底が必要です。

国土交通省では、建設工事における元請下請間の取引適正化を推進するため、「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」（平成19年6月）を策定するとともに、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているところです。

上記ガイドラインでは、指値発注による不適切な下請取引、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、正当な理由がない長期にわたる支払保留などの下請負人へのしわ寄せ行為等について、どのような行為が建設業法に違反又は違反するおそれがあるかについて具体的に示しています。

貴職におかれては、傘下の建設業者等に対して、建設工事の一時中止・延期等に伴う変更契約等に際し、元請下請間の取引適正化が図られるよう、改めて上記ガイドライン及び「駆け込みホットライン」の周知を図っていただくとともに、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6により、当該建設工事に従事するすべての下請負人に対して、建設業法の規定に違反しないよう、指導に努めなくてはならない義務があることについて、併せて周知いただくようお願いいたします。

【建設業法令遵守ガイドライン】

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

※ 上記ガイドラインのポイント「建設企業のための適正取引ハンドブック」

<http://www.mlit.go.jp/common/001202625.pdf>

【駆け込みホットライン】

<http://www.mlit.go.jp/common/001330568.pdf>

4. 建設業に係る金融支援事業の活用について

公共工事等については、工事の請負代金債権を譲渡し、債務保証を得て金融機関から借り入れた転貸融資資金を融資する「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化等に配慮いただくようお願いします。

また、公共工事、民間工事を問わず、万が一、元請負人から建設工事の請負代金・賃金等が支払われなかった場合に備え、下請負人が元請建設業者に対して有する債権の支払いをファクタリング会社が保証し、元請負人からの債権回収が困難となった際、保証債務の履行により下請建設業者等に保証金を支払い、下請け代金等債権を保全する「下請債権保全支援事業」の活用を図ることも可能でありますので、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

【下請セーフティネット債務保証事業】

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/safety_leaflet.pdf

【地域建設業経営強化融資制度】

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka/about.html>

【下請債権保全支援事業】

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/leaflet_hozen2019.pdf

5. 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援措置

令和2年4月13日付国総政第2号により、国土交通大臣より新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮を要請したところです。これまでも、工事の一時中止等に際しては、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう、下請負人への十分な配慮等をお願いしているところですが、今後、一時休止等が拡大することにより、資金繰りが悪化するなどの影響も懸念されるところです。

政府としては、過去にない規模となるGDPの2割に当たる事業規模108兆円の経済対策を講じ、特に、事業継続や雇用維持のため、実質無利子・無担保の資金繰り支援策を民間金融機関に拡大するとともに、特に厳しい状況にある中小・小規模事業者等に対する給付金制度の創設、納税や社会保険料の支払い猶予等の措置を講じることとしております。また、雇用調整助成金の特例措置もさらに拡充し、解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、正規、非正規にかかわらず、中小企業は9/10、大企業でも3/4に引き上げるなどの助成率の上乗せや、雇用保険被保険者でない労働者の

休業の対象への追加、申請に係る負担の軽減などの追加措置を実施します。

貴団体におかれましては、これらの施策も活用いただくとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大と緊急事態宣言という前例のない状況下において、特に急激な事業変動を受けやすい現場の労働者の雇用の安定を図るため、改めて、以下の事業継続に向けた資金繰り支援や雇用調整助成金の特例措置などを積極的に活用し、従業員の雇用維持に努めていただくよう、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

○資金繰り対策

- ・日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の融資枠の拡充、既往債務の実質無利子・無担保債務への借換
- ・民間金融機関による実質無利子・無担保融資

○雇用の維持

- ・雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大（助成率引き上げ、助成対象の非正規雇用労働者への拡充等）

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度であり、種々の特例を措置

○事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

- ・中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（「持続化給付金（仮称）」）の創設

○税制措置

- ・納税の猶予（無担保・延滞税なしで1年間猶予）
- ・中小事業者等に対する固定資産税等の減免

以上を含め、下記のホームページに新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策が掲載されておりますのでご活用ください。

【新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

以上

建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ①

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)

朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 指差し呼称や肩もみ等の接触を伴う活動の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での次亜塩素酸水対応の加湿器等の使用 等



作業員間の一定距離の確保

サーモグラフィカメラによる体温計測



現場

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催

事務所



現場事務所での対人間隔の確保と換気

打合せ時の十分な対面距離の確保

次亜塩素酸水

Web会議による打合せ

次亜塩素酸水対応の加湿器等を設置

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
(時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等）等

現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行
(室内作業や型枠組立、内装工事など)
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
(ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等) 等



休憩室の窓の常時開放

休憩・昼食時 着席禁止

【新型コロナウイルス感染症対策】
休憩時間の分散化・濃厚接触の防止のため

閉鎖を続けてまいります。

【班目】	【班目】
【9:45～10:15】	【10:15～10:45】
【11:30～12:30】	【12:30～13:30】
【14:45～15:15】	【15:15～15:45】

手洗いやうがい、マスク等の対策をお願いします。

時間差による休憩時間の分散化



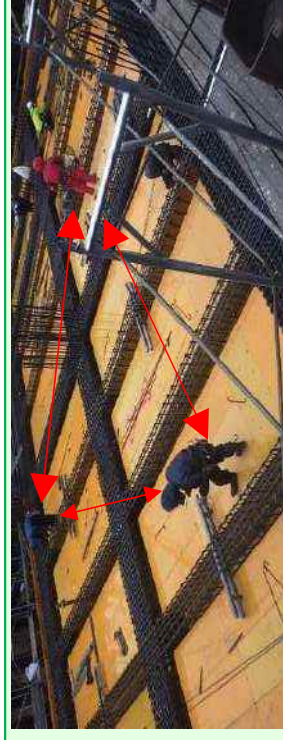
パーティションで密接を防止



屋外で対人距離を確保して休憩



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

○ 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る

建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」を踏まえて
～みんなが気持ちよく働ける環境づくり～

3密を回避しよう!

① 乗車の始行（打合せ時、作業時、休憩時、案内など）
② 作業現場の密集作業場
③ 換気設備の不具合による換気の低下
④ 換気設備の不具合による換気の低下
⑤ 換気設備の不具合による換気の低下

衛生管理を徹底しよう!

① 手洗い、うがい、マスクの着用
② アルコール消毒
③ マスクの着用
④ アルコール消毒
⑤ マスクの着用

報告・連絡体制を万全にしよう!

① 発生状況の報告（指揮系統の確立、報告の徹底など）
② 発生状況との円滑なコミュニケーション
③ IT機器の活用（WEB会議、顔合わせなど）
④ 作業員の体調管理の徹底（作業時間、作業場所など）

新型コロナウイルス 避けるべき **3密**

密閉空間 **密集場所** **密接場面**

決して大声の会話ではおぼせません。多く、そこにある緊張感として、密感、自覚のぞと行動しましょう。

新型コロナ対策

「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの密を避けよう!

新型コロナ対策

作業前「手のアルコール消毒」「うがい」「咳エチケット」「マスクの着用」を徹底しよう。

【コロナ感染防止十則】	
1	出勤前の検温実施
2	率先しよう時差出勤
3	マスクは正しく着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかり
10	怪しい時はすぐ報告

作業所での新型コロナウイルス対策10か条

- 1 対策奨励** ポスターの掲示
- 2 作業員の体調管理** 作業開始前、作業終了後、作業中、作業中、作業中、作業中、作業中、作業中、作業中、作業中
- 3 タッチ&コールなどの接触型安全対策の自粛**
- 4 作業員集合の分散化** 作業員集合の分散化
- 5 地下足置などの換気の良い場所での作業、打ち合わせの禁止**
- 6 作業外の集まりは原則入カブ会議での実施**
- 7 作業員、構内にいてもテレワーク、作業出勤などの始行**
- 8 休憩所、詰所の清潔維持及び換気の確保**
- 9 ハンドグリップ、手洗い、うがいの励行**
- 10 4週8休** 不要な換気の防止により風邪防止、体調管理も励行



【建設現場『三つの密』の回避等】

朝礼・KY活動における取組・工夫の例



朝礼の整列時に作業員間の距離を十分に確保



立ち位置をマーキングして
配列間隔を確保



朝礼の分散化・少人数化



朝礼時などに体温測定を実施

日常健康チェック表

※体温と体調状態は記入を漏れりません。
※体調：毎日一回、普通一人、作業不可解。×
※体調不良の方は、無理せず医師の診察を受けてください。

名前	4/9月	4/7日	4/9日	4/10日	4/11日	4/12日	4/13日	4/14日	4/15日	4/16日	4/17日	4/18日	4/19日	4/20日	4/21日	4/22日	4/23日	4/24日	4/25日	4/26日	4/27日	4/28日	4/29日	4/30日	
(記入者)																									

作業員の毎日の体温と体調を
記録・チェック

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気



シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用

Web(TV)会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等ではできるだけ削減



対面で打合せ等を行わずを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える



現場事務所などにおいて次亜塩素酸水
対応の加湿器を使用し空気を殺菌

【建設現場『三つの密』の回避等】 食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保

施工中の空きスペースをオープンエアの休憩所として利用

昼食時はお互い距離をとって食事



手洗い場所はタオルを撤去、ペーパータオルを使用

○その他の例として、

- ・トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
- ・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事で密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



現場移動では同乗を避けて
個人で移動



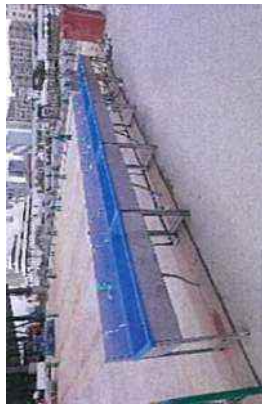
重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時なるべく離隔を確保



現場の手洗い場の増設



現場パトロール状況



携帯Webカメラ着用状況



作業場所での手洗い励行



作業時のマスク着用



携帯webカメラで撮影した
現場状況がテレワーク
実施者のPCへ表示



テレワークでの現場確認状況

テレワーク中の担当者でも、自宅PC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

—建設業法違反通報窓口—

駆け込みホットライン

※メールアドレスが変更となりました。



なぐりつ違反、あつたら通報!

全国
共通

TEL .  0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX.  0570-018-241

(新) E-mail.  hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます＞

建設廃棄物の処理費用を一方的に差し引かれた。

120日を超える割引困難な長期手形で下請代金が支払われた。

見積書に記載した法定福利費を一方的に削除された。

口頭契約となっている。

追加工事が発生したが変更契約をしてくれない。

責任が曖昧なままやり直し工事を指示され費用を一方的に負担させられた。

一括下請負が行われている。

工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担させられた。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

建設業法令遵守ガイドライン

検索

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望めます。

1. 通報される方の情報

(匿名による通報も可能です)

氏名			
住所			
電話番号	E-mail		

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会社名	
代表者名	
所在地	
建設業許可番号	
電話番号	
その他	

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	

R2.1月版

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 2 日

都道府県 下水道担当課長 殿
政令指定都市 下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課
事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道BCP策定マニュアルの改訂について

下水道BCPについては、平成29年に改訂した「下水道BCP策定マニュアル2017年版（地震・津波編）」に基づき、地方公共団体における下水道BCPの策定と見直しを推進してきたところです。

今般、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等の被害を踏まえ、対象災害に水害を加えるとともに、広域・長期停電時における電源確保対策についての検討事項を整理し、「下水道BCP策定マニュアル2019年版（地震・津波、水害編）（以下、改定マニュアルという。）」として取りまとめました。

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000515.html)

つきましては、改訂マニュアルを踏まえ、水害時における下水道機能確保に向けたハード・ソフトの施設浸水対策や、広域・長期停電時における72時間の業務継続対策についての内容を含めていただきますよう、貴団体の下水道BCPの見直しをお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対して、この旨周知方よろしく願いいたします。

以上

事務連絡
令和2年4月23日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえた取組の推進について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すこととされており、これまでも在宅勤務（テレワーク）等の強力な推進をお願いしているところです。

こうした中、昨日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開催され、緊急事態宣言の発出から2週間の対応状況を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「提言」という。）が取りまとめられました。

提言においては、「8割の接触機会の低減の具体策については、市民にとって、公園やスーパー、商店街などにおいて、人と人との距離をとるよう気をつけることなど具体的にどのように行動すべきかが分かりやすいような形での周知広報に努めるべき」とされ、「人との接触を8割減らす、10のポイント」が示されました。また、人と人との接触機会の削減に向けたテレワーク等の推進や、出勤が避けられない職場における換気の徹底等の必要性についても言及されているところです。

つきましては、今回の提言や内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡等（別添）を踏まえ、各局において、提言における「10のポイント」も活用しながら、より一層の接触機会低減に取り組んでいただくとともに、所管事業者・関係団体等に対しても、提言等の周知及び取組の推進を要請していただけるよう、よろしく願いいたします。

（別添）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（令和2年4月22日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）

事務連絡
令和2年4月22日

各府省庁 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について

平素より大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すこととしているところです。

本日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開催され、緊急事態宣言の発出から2週間の対応状況を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が取りまとめられましたのでお送りいたします。

本提言においては、「8割の接触機会の低減の具体策については、市民にとって、公園やスーパー、商店街などにおいて、人と人の距離をとるよう気をつけることなど具体的にどのように行動すべきかが分かりやすいような形での周知広報に努めるべき」とされ、「人との接触を8割減らす、10のポイント」が示されました。

各府省におかれては、この「10のポイント」も活用しながら、より一層の接触機会の低減に取り組んでいただくとともに、所管の業界・団体等に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

以上、ご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

(本件連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：秋山、兼井、北村

TEL：03-6257-1309

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月22日）

I. はじめに

- 本専門家会議は、4月1日の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において、都市部を中心にクラスター感染が次々と生じるなど患者数が急増し、医療供給体制が逼迫しつつある地域があること、継続的に注視すべき状況にあること等を指摘した。
- その後、4月7日には、新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出された。
- 4月16日には、上記7都府県と、同程度にまん延が進んでいると考えられる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の6道府県との合計13都道府県が新たに「特定警戒都道府県¹」として指定されるとともに、それ以外の34県についても、
 - ① 都市部からの人の流れで、都市部以外の地域に感染が広がりクラスター感染が起きたこと、
 - ② そうした地域では都市部に比べ医療機関などの数も少なく感染が広がれば医療機能が不全に陥る可能性が極めて高いため、先手先手の対策を打つ必要があること、
 - ③ 4月7日の緊急事態宣言発出後、多くの国民の方が求められる行動変容に協力していただいたが、未だ改善の余地があること、
 - ④ 我が国における更なる感染拡大を抑制するためには全都道府県が足並みを揃える必要があること、などの観点から、緊急事態宣言の対象とされた。
- 今般、前回の提言から3週間が経過したこと等を踏まえ、最新の情報に基づいて状況分析を更新するとともに、提言を行うこととした。

II. 現状と課題

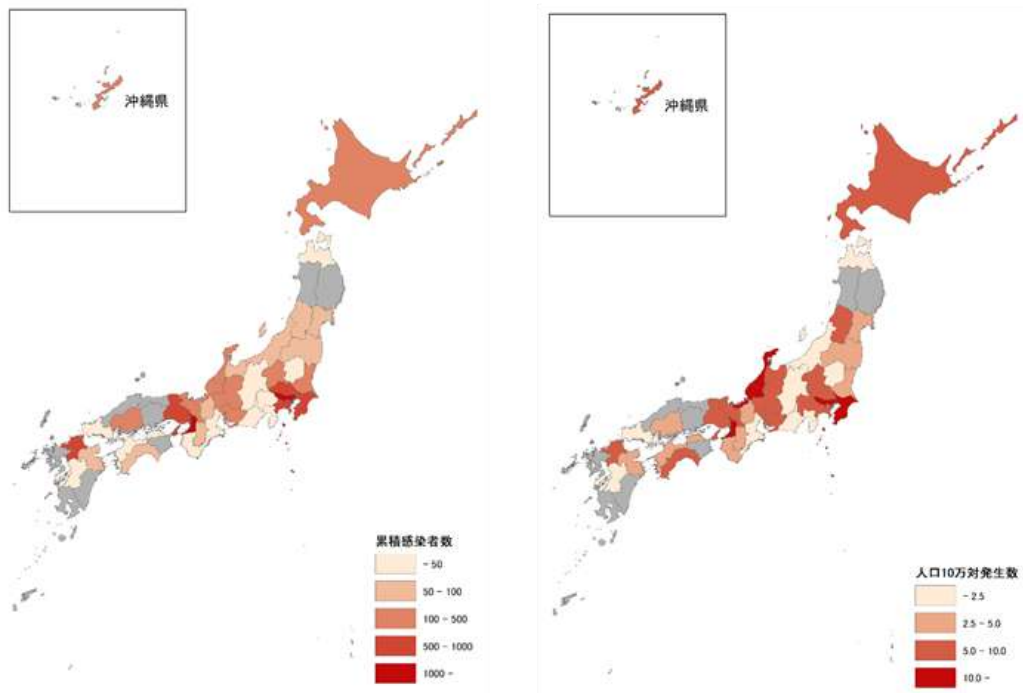
1. 国内の状況等

- 現在の全国的な状況については、
 - ・新規感染者数は、日ごとの差はあるものの、1日の新規感染者数は455人にのぼっており、累積感染者数は4月20日には10,200人を超えるに至った。

1 特定警戒都道府県：特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある地域として指定。4月16日に変更された基本的対処方針では、これらの地域においては、外出自粛の要請に加え、施設利用の制限、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の強力な推進等を実施することされている。また、特定警戒都道府県以外の34県においては、施設利用の制限等の措置については、感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、都道府県知事の実施について、判断を行うものとされている。

- ・特に、特定警戒都道府県の増加が全体の7割強を占めており、累積患者数は東京都が2,984人、大阪府で1,162人となり、このうち、感染源（リンク）が分からない患者数の割合は、約8割にのぼった。
- ・さらに、それ以外の34県でも感染者数の増加を認めている地域があり、集団発生の契機として東京都を含む都市部との間での人の移動に伴うものが多かった。

【図1. 累積患者数（左）と人口10万対患者数（右）】



※ 4月17日までに感染が確定した都道府県別患者数をもとに計算。グレーは累積患者数が20人未満の都道府県

- 海外からの感染に起因したと考えられる国内発生例を確定日別にみると、3月22日、23日頃には4割近くを占めていたものの、4月1日から4月20日では0.65%程度に低下している。
- また、4月21日現在の諸外国の累積死者数については、アメリカ41,872人、イタリア24,114人、スペイン20,852人、フランス20,265人などとなっている一方で、我が国は244人となっている。諸外国と比較すると累積死者数は少ないが、増加の一途をたどっている。

2. 行動変容の状況等

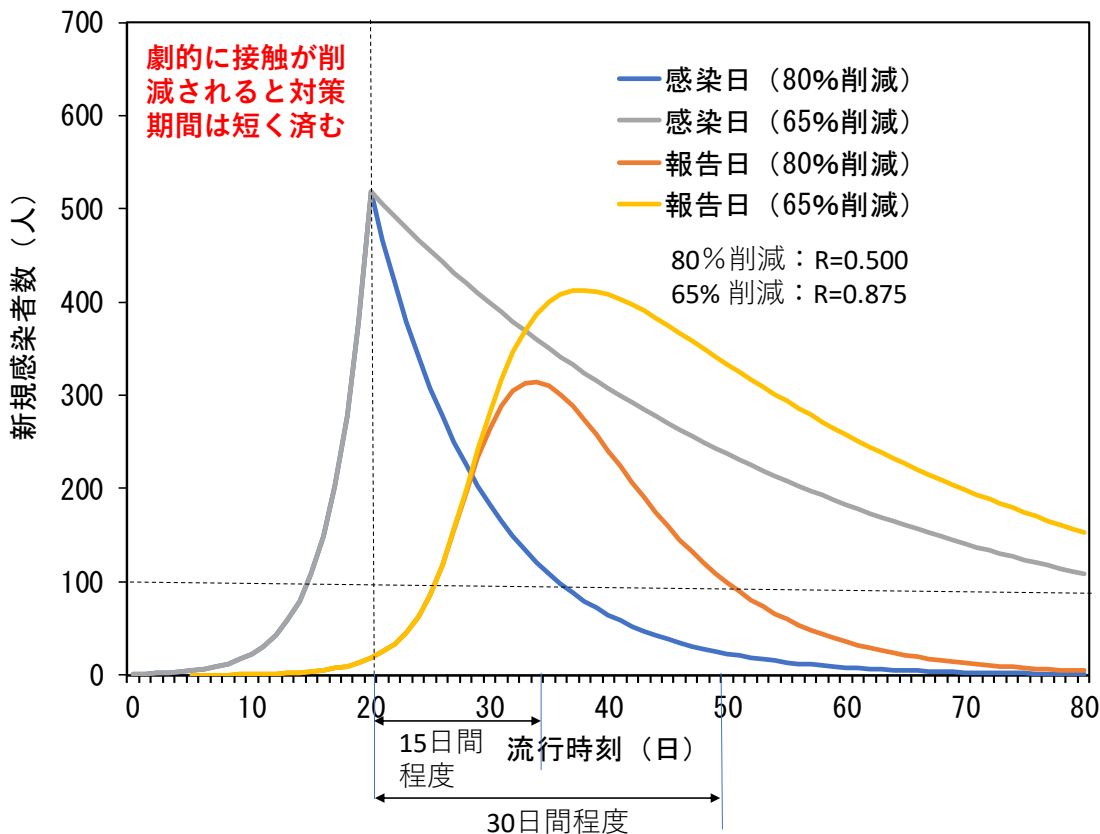
(1) 緊急事態宣言下における接触機会の8割の削減

- これまでの対策では、「3つの密²」を徹底して避けることを周知してきた。加えて、

² 「3つの密」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件。これらを回避することで、感染の

緊急事態宣言下においては、ハイリスクの屋内環境に限らず、全ての市民を対象として人と人との接触を削減することを通じて2次感染を劇的に減少させることが必要である。人と人との接触機会を8割削減するという目標は、単に2次感染を減少させるために必要となるだけでなく、短期間で（例えば、8割という劇的な削減であれば、緊急事態宣言後15日間で）感染者数が十分な程度減少するためにも必要である。接触機会の8割削減が達成されている場合、緊急事態宣言後およそ1か月で確定患者データの十分な減少が観察可能となる。他方、例えば、65%の接触の削減であるとする、仮に新規感染者数が減少に転じるとしても、それが十分に新規感染者数を減少させるためには更に時間を要する。なお、8割削減の達成ができた場合には、1か月後には、感染者数が限定的となり、より効果的なクラスター対策や「3つの密」の回避を中心とした行動変容で感染を制御する方法が一つの選択肢となり得る。不十分な削減では感染者を減少させる期間が更に延びかねないことを十分に理解した上で、できるだけ早期に劇的な接触行動の削減を行うことが求められる。

【図2. 接触が流行開始後20日目に削減された場合のシナリオ】



※ 流行対策開始前までは $R_0=2.5$ で感染者数が増加する。感染日別の新規感染者数は80%の接触削減により15日間で1日100人まで減少する（青線）。しかし、接触の削減が65%であると1日100人に達するには90日以上を要する（灰色線）。また、確定患者として報告されるにはおよそ2週間の遅れを要し、80%削減のとき1日100人に到達するには緊急事態宣言から約1か月を要する（オレンジ線）。黄色線は65%削減のときの確定患者数である。

リスクを下げられると考えられる。

○ 接触行動の変容は、主に2つの指標に基づいて評価をする予定である。その1つ目は、都市部などの人口サイズ（以下「人流」という。）そのものの減少を直接的に評価するものである。

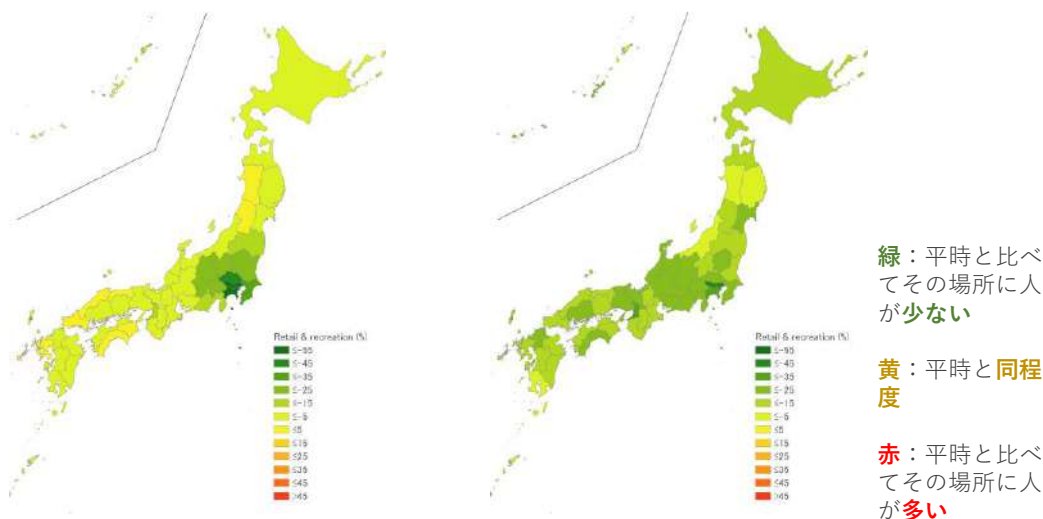
外出の自粛要請がなされ、テレワークが推奨される等によって、人流が減少するものと期待されるが、これは携帯電話の位置情報や公共交通の利用者数を活用した都市部における人口密度の減少をもって一定の評価が可能である。³

NTTドコモによるデータでは、4月13日（月）から4月19日（日）までの1週間、1-2月のベースライン（平均値）と比較して渋谷駅周辺の日中時間帯で、平日は63.6%から65.2%の人口減、休日は77.6~77.8%の人口減を認めた⁴。

他方、ソフトバンク社のデータを活用したAgoopによる情報でも、4月18日（日）は東京都内の主要駅（東京、新橋、新宿、品川、六本木）において68.9%~87.3%の人口減少を認めている。また、携帯端末利用者に基づく日内変動を検討した結果、平日では午前7-9時と午後6-8時の通勤時間帯に利用者数が集積していた。さらに、東京都交通局都営地下鉄の利用者数は、改札通過人数に基づく利用者数情報によれば、4月8日（水）-10日（金）の利用者数は昨年同日に比して67~74%減となっており、4月11日（土）-12日（日）の休日は84-89%の利用者減となっていた。

Google社によるGoogle community mobility report（コミュニティにおけるヒト移動報告）によると、3月29日（日）と4月11日（土）の期間について、都心部を中心に娯楽施設の利用者数に減少を認めた。ただし、減少幅は30-50%台に留まっているものと考えられた。

【図3 3月29日（日）（左）と、4月11日（土）（右）の娯楽施設の利用者数】



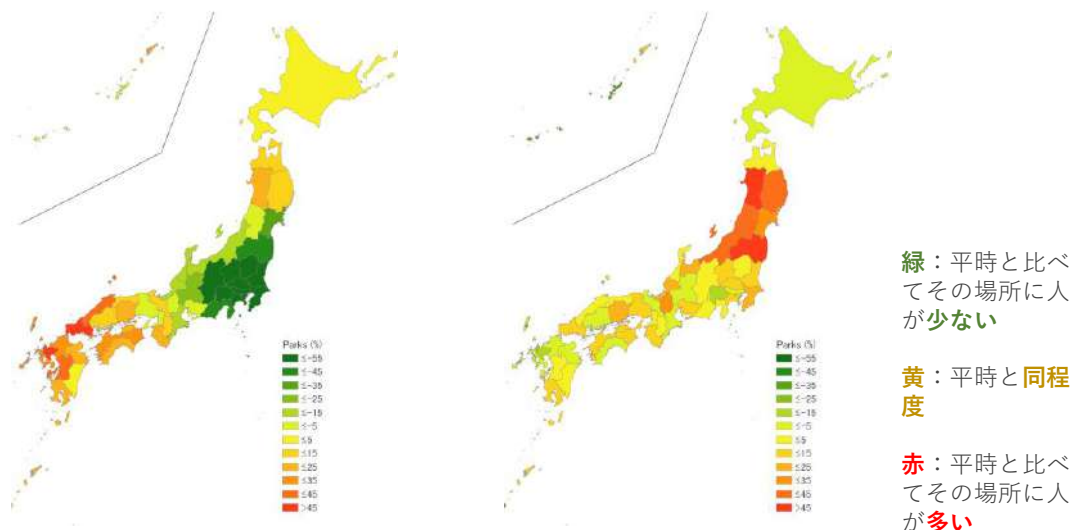
また、同様の比較を公園に関して実施したところ、4月11日（土）の東北地方を中

³ これらは個人情報を含まない携帯電話端末の位置情報を活用した人口変動データに基づいている。

⁴ 同様のことを梅田駅周辺でみると、平日は67.7%から71.6%の人口減、休日は84.1~86.9%の人口減を認めた。

心として平時よりも利用者数の増加を認めた。こうした屋外環境における実際の人と人との接触については、その状況により必ずしも一律でないものの、注意喚起を要する局面が存在しうることが示唆された。

【図4 3月29日（日）と4月11日（土）（右）の公園の利用者数】



以上のように、地域メッシュ別にみた主要駅の状況からは、一時的な人口減少が十分ではないケースが平日においてより顕著であり、テレワークが必ずしも進捗していないことや、通勤時間帯の利用者数から時差通勤が進んでいないことなどがうかがわれた。地域別にみれば、東京都や大阪府などの都心部における娯楽施設、公園における人口密度の減少は顕著である一方で、地方ほど不十分であることが示唆された。

- 2つ目の評価は接触率（時間あたりの接触数）そのものであり、現在、その定量化に向けた検討を開始している。これは、社会全体で接触の機会を減らそうと努力いただいている中で、社会的な接触（その定量化に当たっては、例えば、身体的な接触や2～3文程度の会話によってカウントする。）が実際にどの程度だけ減少したかを評価しようとするものである。これは特定の地域（例．仕事場、会議スペース）でどれくらいの時間を他者と共有していたかを携帯端末の位置情報を基に推定する方法や、社会的な接触を日記のような形で記入してもらった結果を集計する方法により、推計することが可能となる。これらの評価方法の具体化に向けては、現在、厚生労働省クラスター対策班で検討を行っているところである。

（2）接触の削減やテレワーク等をめぐる問題

- 緊急事態宣言が発出されるに至った状況下で、市中での感染リスクへの対応の必要性や、不要不急の外出を控え、人と人の接触を減らすことの重要性を強調されているが、一方では、日常生活において接触を削減するための具体的な工夫が求められている。また、テレワークについては、働く方々が外出を控え、職場における人と人の接触を減らす効果が期待できることから、政府においても積極的な呼びかけ等が行われているが、いまだ平日における主要駅の人口減少が十分でないケースもあるなど、テレワ

ークの取組が必ずしも十分に進捗していない状況が伺われる。

- さらに、現時点までに東京都を含む都市部への出張・人の移動を通じて地域で流行が発生する事例が後を絶たない。これは医療体制が必ずしも十分でない地域において突然にクラスターへの対応を強いることに繋がっており、看過することのできない状況にある。
- 具体的な感染者数の推移をみても、例えば3月の中旬から連休にかけて、警戒が一部緩み、都道府県をまたいだ帰省や旅行により人の流れが生じ、感染が拡大したと考えられる。現在、大都市圏を中心に新型コロナウイルス感染症がまん延が見られる状況を踏まえると、今後、ゴールデンウィークを迎えるに当たり、こういった帰省や旅行による人の移動により、全国に感染が拡がるのが強く懸念される。また、スポーツ、文化、宗教、娯楽等の各種行事等を含め、大人数の集まる場所や、イベントを避けるということについて、更に徹底していくことが必要である。
- 外出自粛が要請されているなかで、公園やスーパーなどにおいて週末に多くの人が集まっている場での感染対策の必要性が課題となっている。

(3) 偏見と差別について

- 医療機関や高齢者福祉施設等で、大規模な施設内感染事例が発生し、医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっている。こうした影響が、医療・福祉従事者本人のみならず、その家族に対しても及び、子どもの通園・通学を拒まれる事例も生じている。また、物流など社会機能の維持に必須とされる職業に従事する人々に対しても、同様の事例がみられる。さらに、こうした風潮の中で、新型コロナウイルス感染症に感染した著名人などが、「謝罪」を行う事例もみられる。
- こうした偏見や差別は、感染者やその家族の日常生活を困難にするだけでなく、
 - ・ 感染者やその家族に過度な不安や恐怖を抱かせること
 - ・ 感染した事実を表面化させることについて、本人が躊躇したり、周囲の者から咎められたりする事態に及び、そのために周囲への感染の報告や検知を遅らせ、それによって更なる感染の拡大につながりかねないこと
 - ・ 医療・福祉従事者などの社会を支える人々のモチベーションを下げ、休職や離職を助長し、医療崩壊や、物流の停止などといった極めて大きな問題につながりかねないことなどの事態を生むおそれがある。

3. 医療等をめぐる現状と課題

(1) 医療提供体制

- 現在、全国的に感染が拡大する中、医療現場の逼迫が深刻になりつつある地域も増えている。特に、東京や大阪などの感染者が急増している大都市圏では、症状別の病床の役割分担を進めており、重症者・中等症については対応可能な病床の確保を図る一方で、無症候や軽症例については自宅待機やホテル等での受入拡大などを図るべく、懸命な努力が続けられている。しかし、感染者数の増加のスピードに追いついていない状況にある。
一方、医療基盤の弱い地方では、今後、さらに少ない感染者数の増加でも、早い時期に医療現場への圧迫が生じてしまうことが懸念される。

- また、入院を要する中等症以上の患者について、医療、感染対策の効率化という観点から重点医療機関を定めるよう都道府県に要請されているが、設置が十分には進んでおらず、医療機関の役割分担の検討と合わせ、都道府県知事の強いリーダーシップのもと早急に議論を進める必要がある。
- 患者受入れ調整のために必要な、地域の医療機関の病床の確保状況、空床情報などの見える化がなされていない。
- 本感染症の重症患者は長期管理を要し、病床を一定期間占有するため、医師や看護師、さらには高度機器を扱う臨床工学技士など多数の動員が必要であり、対応に当たる専門人材の確保が追いつかない状況にある。
さらに、N95 マスク、サージカルマスク、フェイスシールド、ガウン等の個人防護具は、不足する施設も生じている。
- 最近、医療機関や介護施設等での大規模な院内感染・施設内感染が続発しており、その対策が急務となっている。一般の感染対策の徹底とともに、院内感染・施設内感染が発生した場合に、被害を拡大させないためにも、早期発見・早期対応が重要である。
一方で、院内感染・施設内感染が確認されると、報道などでその施設の責任を強く糾弾する風潮があり、迅速な報告が行われず、早期対応につながらない状況となっている。しかし、入院患者や施設入所者は、高齢で基礎疾患を有していることが多く、感染による重症化リスクが高いことを踏まえると、早期に院内感染・施設内感染を報告し、感染が拡大しないように対処することこそを推奨する空気を、社会全体で醸成していくことが求められる。

(2) PCR 等検査

- PCR 等検査 (Smart Amp、LAMP など新規に導入された検査手法を含む。以下同じ。) は、医師の判断により必要な者に迅速に実施されることが重要である。しかし、感染拡大に伴う検査ニーズの高まりに対し、帰国者・接触者相談センターの人手が絶対的に不足している、帰国者・接触者外来の体制が十分に確保されていない、検体採取を行う人員、PCR を実施する人員が不足している、などの状況にある。
- また、検査を実施する現場からは、検体採取時必要なスワブ、個人防護具 (PPE) などの資材や、PCR 等検査に必要な試薬類等の不足あるいは逼迫した状態を指摘する声が増しに高まっている。
- 都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR 等検査の実施体制の把握・調整等を図ることとされているが、十分な実施がなされていない。
- 検体の輸送に関しては民間輸送業者による受託もすでに開始されており、今後は検体採取から PCR 等検査の迅速な実施が期待される。

(3) サーベイランス

- 地域における感染状況を把握することは、今後の対策を行う上で極めて重要であるが、

広く一般に活用可能な血清抗体検査がないために、地域の感染状況を正確に把握することができない状況となっている。

(4) 治療薬等の開発について

- この感染症に対して、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは現時点で存在せず、確立した治療法も現時点ではない。中等症から重症へ急速に進行する症例も散見されるため、現在、緊急避難的な対応として、日本感染症学会「COVID-19に対する抗ウイルス薬による治療の考え方 第1版(2020年2月26日)」(第2版発行予定)をもとに、効果が期待される可能性のある治療薬について、医療施設内で所定の手続きをとり、患者の同意を取得したうえでの投与が行われている。
- さらに、「重症化する患者」の特徴や経過、薬剤投与後の経過などを明らかにすることを目的とした患者登録による観察研究(レジストリ)も開始されている。

(5) 医療の重要性に係る市民との認識の共有

- 医療機関の努力によって必要な病床数を確保できたとしても、院内感染による医療従事者の減少、さらに医療従事者とその家族に対する偏見や差別を原因とする医療従事者の離職、休診や診療の差し控え、財政悪化等などの複合的な要因によって、適切な医療が提供できなくなることが生じうる。今後とも、こうした事態の回避が求められる。
- 人工呼吸器や人工心肺装置など、限られた集中治療の活用について、今後、一部の医療機関では治療の優先度をつける必要に迫られる局面も想定されうる。ただし、現状では、限られた集中治療の活用をめぐる方針が存在せず、医療機関ごとに一任することとなっている。こうした状況下では、優生思想による判断が行われかねないという懸念も示されている。

4. 保健所業務、水際対策などの現状と課題

(1) 保健所等の現状

- 保健所の業務については、基本的対処方針で、「政府および地方公共団体は保健所の体制強化に迅速に取り組む」と明記され、厚生労働省の取組のみならず、総務省からも全庁的な対策を講じるよう依頼するなど、政府をあげた対策が講じられている。
- しかし、こうした対策を講じてもおお、現場の業務負荷とそれによる疲弊感はずさまじく、今後、更に相談件数や患者数が増加していくことも見据えて、人員の更なる追加に向けた知事部局の取組や、業務の外注、簡素化による負荷軽減、それに伴う経費の補充が不可欠となっている。
- また、感染症法上、入院勧告を受けた患者等の医療機関への移送は、都道府県、保健所設置市、特別区が行うことができるとされているが、実際の移送を担う保健所においては、入院勧告の手続、濃厚接触者のフォローアップや帰国者・接触者相談センターの対応など様々な業務を行っており、保健所が患者等の移送業務を行うことは現実的ではない。移送業務について、都道府県等との間の協定等に基づいて消防の救急

隊の協力を得ている自治体もあるが、保健所以外の機関による移送が進んでいない現状がある。

(2) 水際対策の現状と課題

- 本専門家会議では、3月17日に、入国拒否の対象となる地域からの帰国者は検疫時において健康状態を確認し、症状の有無を問わず、検疫所におけるPCR等検査を実施し、陽性者については検疫法に基づき隔離の対象とすることなどの要請を行った。
- その後、政府においても、こうした方針に基づく取組がなされるに至ったが、入国拒否の対象となる地域は、ヨーロッパ諸国、アメリカ、東南アジアなど世界73カ国に広がっており、現在は、連日、千件程度のPCR等検査が実施されている。
- これまでに空港検疫でPCR等検査陽性となったのは、3月1日以降の数値では、有症状者34例、無症状病原体保有者93例の合計127例（4月19日時点）となっており、水際対策として一定の成果を上げてきた。その一方、陽性者の割合は、4月以降低下傾向にあり、入国拒否の対象となる国を73カ国まで拡大した4月3日から4月19日までの検査では、20,296例中52名が陽性であり、割合は0.26%にまで低下してきた。諸外国でも厳格な行動制限などによる感染リスクの低下が背景にあると考えられる。
- こうした中、国内において緊急事態宣言が発出され、国内における新規感染者数の増加に伴うPCR等検査の拡充が求められる状況下にあっては、効率的な資源投入が行われているかを検討すべきではないか、との指摘もされている。
- また、直近までの陽性率を踏まえた数理モデルによる推計では、入国拒否の対象となる地域からの入国者全員の検査を実施した場合と、その中でも有症状者のみを選択的に検査した場合とを比較しても、大規模流行のリスクはほぼ異ならないものと考えられる。

(3) ICT (Information Communication Technology) の利活用に係る現状と課題

- 3月31日に内閣官房・厚生労働省・総務省より、外出自粛要請等の実効性の検証、クラスター対策として実施した施策の実効性の検証などを目的として、プラットフォーム事業者・移動通信事業者等が保有する、地域での人流把握やクラスター早期発見等の感染拡大防止に資するデータの提供について呼びかけがなされた。これに応じた事業者との協力のもと、顧客のプライバシー等を十分に保護したうえで、各省へデータ提供がなされ、人口変動分析、人流の減少率、交通関係の状況などが内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策 (corona.go.jp)」にて公開されているほか、施策の検証や分析に用いられている。
- 4月1日付の提言において、「様々な意見・懸念が想定されるため、結論ありきでは

ない形で、一般市民や専門家などを巻き込んだ議論を早急に開始すべきである」と述べたが、まだそのような議論の場は設けられていない。

- 公衆衛生政策への ICT 利活用は、新型インフルエンザ流行後に位置情報の適切な利用が議論された経緯もあるが、実現には至っていない。新型コロナウイルス感染症対策においては、社会経済活動の犠牲（移動の自由や営業の自由の制限）を最小化しながら、感染拡大を収束の方向に向かわせるため、また再流行に備えるため、様々な ICT 技術の活用を考えることは喫緊の課題である。諸外国の実例と議論を参考にとすると、①調査・個別通知、②統計情報二次利用、③集計・公開の合理化、④接触追跡（Bluetooth アプリ、GPS 位置情報その他）、⑤健康管理・報告のアプリといった手法が考えられる。しかしながら、公衆衛生上の利益とプライバシーへの影響を比較考量し、倫理的、法的、社会的な問題を議論することが重要である。

（４）倍化時間について

- 倍化時間については、地域における感染者数の将来予測などに有用であるが、推計方法が分からない、との声も多い。

Ⅲ. 提言

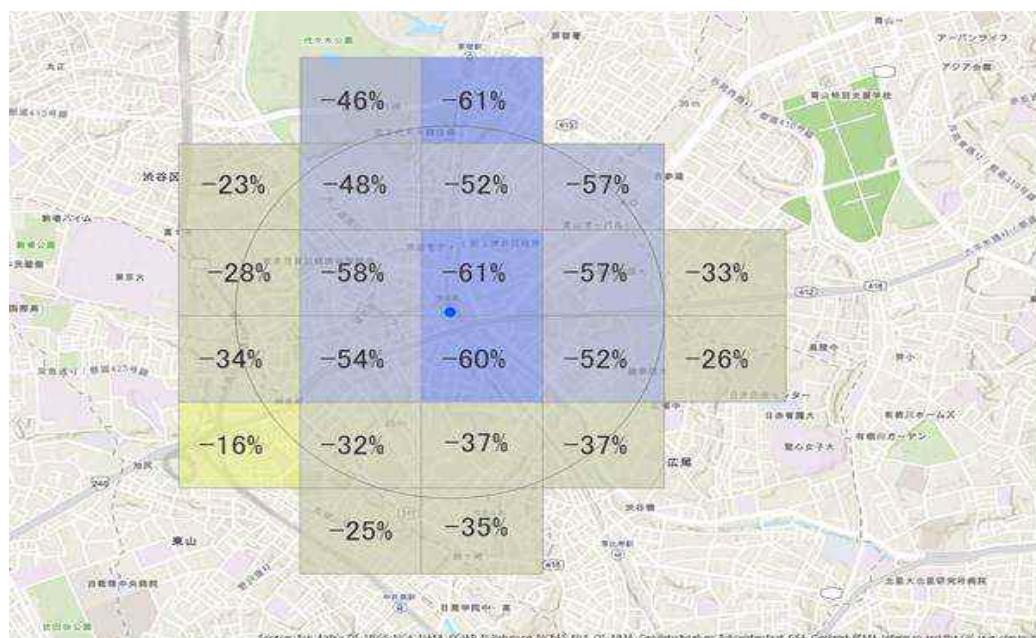
- ◎ 日本では、これまで、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするとともに、「医療崩壊防止」並びに「重症化防止」による死亡者数の最小化を図るため、「①クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という 3 本柱の基本戦略に取り組んできた。
- ◎ 既に、緊急事態宣言が発出された状況下においては、「③市民の行動変容」については、都市部を中心に市中感染のリスクが拡大している中、「3 密」に代表されるハイリスクの環境を徹底して回避するための行動制限に加えて、接触の 8 割を削減するという市民の行動変容をいかに徹底するかにより、まん延の区域の拡大を収束に向かわせることが求められる。
- ◎ また、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」については、医療機関の役割分担の促進、PCR 等検査の実施体制の強化、保健所体制の強化及び業務の効率化等に関し、都道府県知事等による更なるリーダーシップが求められる。
- ◎ 対策のフェーズが変わる中、まん延をいかに食い止め、「医療崩壊防止」並びに「重症化防止」による死亡者数の最小化を図っていくかに、力点を置きつつ、今後の対策の在り方について、以下のとおり提言する。

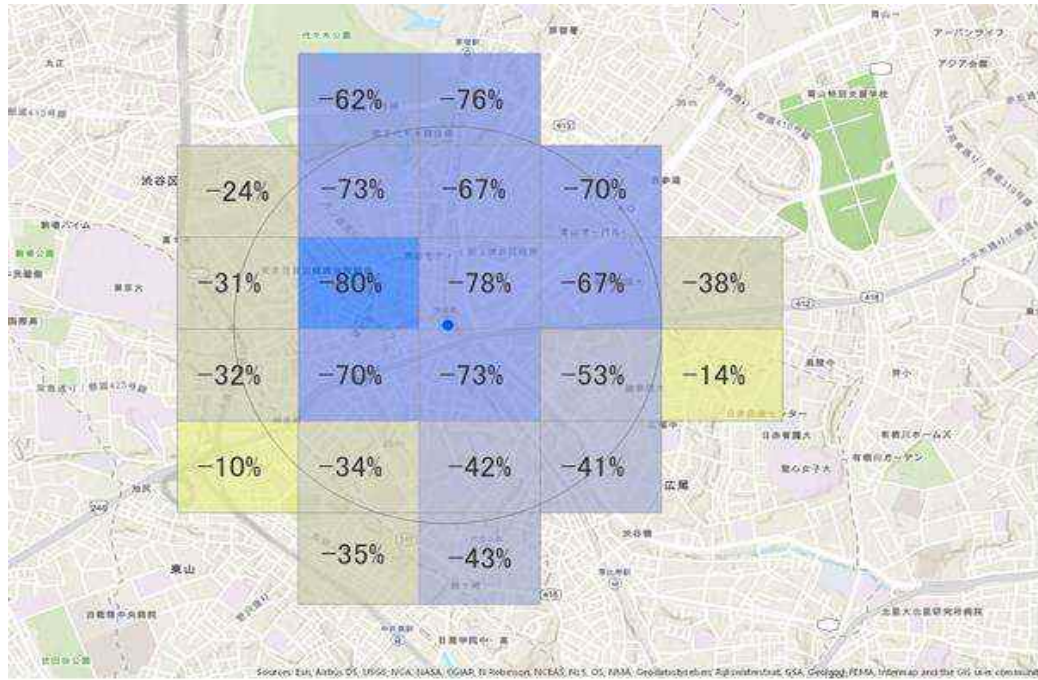
1. 行動変容の徹底について

(1) 緊急事態宣言下における接触機会の8割の削減

- これまでに、人の移動は大きく減少したが、必要とされる人と人との8割の接触の削減が達成できたかどうかは現段階では確認できていない。確実に8割の接触削減をするためには、社会機能の維持に必須とされる者以外の労働者は、テレワークやシフトの変更等を徹底することを通じて、より一層の努力をいただきたい。また、今後の感染状況の拡大に応じて、更なる対応の可能性について取り得る選択肢の検討も必要である。
- 接触行動の変容の評価については、
 - ・ 都市部において、感染し得る者の人口減少に相当する人流評価に関する暫定的な評価では、各携帯電話会社・公共交通機関から内閣官房などにサマリーデータが提供される形で記述統計結果が公表されている。ただし、人口数の相対的減少の考え方（例：ベースラインをいかに設定するか）や、特異的な地域メッシュとして人通りの多い都市部を選択していること、全てのメッシュ人口における人流が評価されていないなど、いくつかの技術的課題を包含しており、今後、更に分析手法の改善を行った上で検討を継続することが必要である。
 - ・ 加えて、接触率（時間あたりの接触数）の減少に関して調査を開始しており、今後、その評価結果を専門家会議等の場を通じて公表をしていく。なお、以下に、暫定的な分析のイメージを示す。

【図5. 4月17日と1月17日を比較した渋谷駅周辺の接触の減少率（上：昼間、下：夜間）】





(参考) ある平日(4月17日)におけるベースライン(1月17日)と比較したときの、渋谷駅周辺の昼間(08:00-16:00)と夜間(16:00-24:00)の接触率の相対的減少に関する推定値。昼間は43.0%、夜間は51.1%の接触率の相対的減少が起こったと評価される。NTTドコモモバイルのデータを用い、時間の共有を根拠として「接触」と位置付け、統計学的推定を実施することによって定量化を実施した。

(2) 接触の削減やテレワーク等をめぐる対応

- まん延の拡大防止に向け、確実に、人と人の接触機会が8割程度低減されなければならない。このため、引き続き、不要不急の外出の自粛や、「3つの密」を避けるための取組の徹底等について、市民の皆様にご協力を求めていくことが不可欠である。また官公庁においても、職務に支障を来さぬよう、テレワークやオンライン会議等の実施に努めるとともに、必要なシステム変更や、予算配分等に努めるべきである。
- これまでに、外出禁止と都市封鎖(いわゆるロックダウン)を解除したところのある中国やシンガポールでは、日本において「3つの密」と表現しており実際にクラスターが発生する場となった環境(例えば、フィットネスジム、ライブハウス、夜間の接待飲食店など)を行動制限の解除後も休業とすることで2次感染防止を図っている。この結果、今までのところ、中国では大規模な再流行は発生していないと報告されている。今後、地域によって、感染者数の低減などが見込まれた際の感染予防戦略として、伝播が生じるハイリスクの場や地域間移動を伴うようなイベントなどについては、自粛などの要請を継続する可能性があることを関連する事業者は想定しておく必要がある。
- 高齢者への感染は重症化リスクが高いことに鑑み、高齢者との接触の際には細心の注意や対策を行うこと、また、高齢者自身も感染しないように気をつけていくことが

重要である。市民の皆様にご心がけていただきたいことは、

- ①手洗い、咳エチケット等の感染防止対策の徹底、
- ②「3つの密」の徹底的な回避（人混みや近距離での会話、多数の者が集まる室内で大声を出すことや歌を避ける等）
- ③さらに、人と人の距離をとること（social distancing；社会的距離の確保、最近ではphysical distancing：身体的距離の確保とされるように言われており、以下「身体的距離の確保」という。）

④不要不急の外出の自粛（特に、日本国内における地域を超えた不要不急の移動の自粛）など、これまでも繰り返し伝えてきた基本的な行動の徹底

が基本である。これらの取組によって、ご自身への感染を防ぐとともに、大切な家族・友人・同僚や地域で生活する隣人・市民への感染拡大を防ぐことができる。市民の皆様には、引き続き、日常生活におけるもう一段のご協力を強くお願いしたい。

合わせて、当分の間は、緊急性を要する場合を除き、医療施設や福祉施設における面会、帰省などで高齢の両親、祖父母と接することを控えることをお願いしたい。

○ 加えて、人と人の接触機会を8割削減していくためには、それぞれの職場においても、

- ①オフィスでの仕事は原則として自宅でテレワークにする、
- ②例外的に出勤が必要となる職場でもローテーションを組むこと等により出勤者の数を最低7割は減らす、
- ③出勤する者については時差通勤を行い、社内でも人と人の距離を十分にとること（身体的距離の確保）、
- ④取引先などの関係者に対してもこうした取組を説明し、理解・協力を求める
- ⑤他方で、これらの努力を行った上でも、医療・物流・社会インフラ等現場で出勤を要する業務がある。その分、それ以外の業務における出勤を大きく減少させる必要がある。社会を維持するために出勤せざるを得ない人と自宅勤務が可能な人との間で分断を招くことのないよう、社会的な理解を深めていく、といった取組を進めていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、今回の緊急事態宣言の期間だけではなく長期にわたって続く可能性があるため、以上の取組がいつでもできる体制を整えておくべきである。こうした取組は、感染症対策だけではなく、働き方改革を進めて、全ての人にとって働きやすい職場にすることにもなる。

○ さらに、このような出勤が避けられない職場においては、常に「3つの密」が同時に重なる場を避けるとともに、人と人の距離をとることを意識した上で、職場や職務の実態に応じて、

- ①換気の徹底
- ②接触感染防止（電話・パソコン等の共有をできる限り回避、こまめに消毒等）
- ③飛沫感染の防止（会議のオンライン化、咳エチケットの徹底、対人距離の確保（2m以上）等）

④風邪症状を有する者の出勤免除、安心して休暇を取得できる体制の整備
といった取組を着実に定着させていく必要がある。なお、雇用主においては、感染の疑いがあると判断される特段の理由があるわけではないような従業員に対し、PCR検査の結果を提出させることは適切ではない。

○ これらの8割の接触機会の低減の具体策については、市民にとって、公園やスーパー、商店街などにおいて、人と人との距離をとるよう気をつけることなど具体的にどのような行動すべきかが分かりやすいような形での周知広報に努めるべきである。
(参考資料1参照)

○ 外出自粛によってこれまでより人が増加する場（公園やスーパーや商店街など）において、管理者や事業者は感染リスクを評価し、リスクに応じた対策を行う。

- ・ 共通する対策としては、体調不良時の利用の控えと基本的な衛生習慣（こまめな手洗い、会話時の距離の確保、密集にならないように人が多い時間を避ける）の実践である。
- ・ 公園は、一律に閉鎖するのではなく、地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策についての使用者への協力を呼びかけることにより継続して利用ができることが望ましい。
- ・ 事業者はそれぞれの業界団体において事業の性質に基づいた感染リスクを評価し、対策を検討することが求められる。例としてスーパー、商店街の事業者が考慮すべき感染対策としては入店前後の手指衛生、人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、レジなどの行列位置の指定、混雑時の入場制限、一方通行の誘導、パーティションを対面の場所に設置するなどがある。

○ 事業者は、体調不良のある社員などに新型コロナウイルスの検査や陰性を証明する書類を求めることは避けるべきである。医療機関が陰性の証明を提供できる体制にないことや、陰性であっても、体調不良があれば感染している可能性は否定できない。体調不良があれば、休暇がとれるように配慮すること、また症状が継続するようなら受診して加療させる。

○ なお、外出自粛要請等を受けて臨時休業となる学校が増えており、子供たちが家庭で学べる環境づくりが重要となる。政府は、子供たちが、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などICT等を活用した家庭学習が行えるようにするとともに、最大限の感染拡大防止措置を講じた上で、学校等における学習指導の模索や学習状況の把握に努める必要がある。

(3) ゴールデンウィーク中の対応について

○ ゴールデンウィークにおいては、伝播が地理的に拡大している状況を鑑み、都道府県境をまたぐか否かに関わらず、人混みに出掛けて自らを接触のリスクに曝してしまう機会を厳に慎むことを求めたい。3月の三連休において、感染が拡大したと考えら

れることを踏まえ、不要不急の旅行、観光による感染拡大を防ぐため、市民・宿泊事業者がともに協力して取り組むことが必要である。流行の制御のために、各人が自宅で過ごし、食料品の買い物等のみを、空いている時間帯に一人あるいは必要最小限の家族等のみで出掛ける、という状況を達成するのにご協力いただきたい。

- 特に、帰省などは、遠距離の人の移動と重症化するリスクの高い高齢者との接触が重なることから、重点的にメッセージを発出すべきである。

(4) 偏見と差別の解消に向けて

- 感染症に対する偏見や差別、特に、医療・福祉従事者をはじめとする社会のために働く方々に対する偏見や差別は、絶対にあってはならない。全ての市民に対して、早急に感染症や感染予防に関する知識を提供する必要がある。
- 市民に対して、偏見や差別を防止するための啓発を進めることが必要である。本感染症に対する偏見や差別の解消に向け、
 - ・ 誰もが感染しうる感染症だという事実
 - ・ 誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症だという事実
 - ・ 病気に対して生じた偏見や差別が、更に病気の人を生み出し、感染を拡大させるという負のスパイラル
 - ・ 医療従事者をはじめとして本感染症への感染リスクと隣り合わせで働いている人々に対する敬意といった事柄について、市民に啓発する活動を展開することが求められる。
- 法務省や地方公共団体では、本感染症に関連する偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けている。相談窓口についての周知をよりいっそう強化し、利用を促すべきである。

2. 医療提供体制の今後の在り方

(1) 医療機関の役割分担、病床・宿泊療養施設の確保

- まず、何よりも、重症者・中等症者に対する病床を確保するために、現在、東京都、神奈川県、大阪府など一部の都道府県でしか定めていない、これらの患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を、全都道府県で速やかに設定すべきである。
- 特に、重症者に対する医療体制は人工呼吸器などの医療機材の問題よりも、そのような集中治療を行える人材の養成が最も重要である。できるだけ短期間でそのような人材を養成できるようなプログラムを整備すべきである。
- 特に、病床数が逼迫している都道府県については、必要に応じ医療機関に対し不要不急の受診や予定入院・予定手術の延期の要請を行うなど空床確保に努めるべきである。また、重症者・中等症者の増大に伴い、入院施設が逼迫している都道府県においては、

必要に応じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法で定められている「臨時の医療施設」の枠組みを用いることも視野に入れ、早急な対応を講ずるべきである。

- さらに、無症候例・軽症例の自宅療養には様々な困難が予想される場合も多いので、療養先となるホテルなどの施設の確保と具体的な準備を、まだ感染者がそれほど多くない都道府県も含め、迅速に行う必要がある。また、症状が改善した無症候例・軽症例について、病床の確保状況等を踏まえ、自宅や施設における療養への移行を強く求める必要がある。
- こうした医療機関の役割分担の確立にあわせて、各都道府県の受入れ本部において、新型コロナウイルス感染症の患者を診察する医療機関に対する支援や患者の移送、受入れ調整、空き病床の見える化などを行うために、災害医療コーディネーター、DMAT等の災害時の対応に精通した医師を地域の実情に応じて配置するなど、スムーズな移送調整を行える体制を整備すべきである。
- 医療機関では、院内感染を防ぐために感染管理を徹底する。院内感染の可能性が生じた場合には直ちに保健所と相談し、また保健所や自治体は、必要に応じて、速やかに FETP 又は FETP 修了生など感染症、疫学に関する専門家並びに感染制御に関する専門家による助言を依頼する。また、院内の医療体制を維持するため、地域の職能団体や DMAT、JMAT、災害支援ナースなど様々な仕組みを活用すべきである。
- 院内感染を防止するためには、都道府県及び医療機関は、必要に応じて適切に PCR 等検査を実施できる体制を整えなければならない。加えて、都道府県は、医療従事者や入院患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でも、当該医療機関が十分に機能を維持できるよう、医療機関に対して職員の就業制限等に関する勧奨や指導は科学的に最小限かつ妥当な範囲とし、過度の勧奨や指導を行わないようにすべきである。

さらに、手術（挿管を伴うもの）や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師が感染を疑う場合には、PCR 等検査が実施できる体制が望まれる。その際、これまでの RT-PCR の十分な活用に加え、病院内で LAMP 法、Smart Amp 法などの迅速検査が実施可能な体制を整備することも有効な対策となりうる。
- 今後増加すると思われる小児の医療は、成人と異なる点が多々あり、政府は、日本小児科学会などの意見を聞きながら、早急に診療体制の整備を進めることが必要である。

(2) PCR 等検査体制の拡充について

- 都道府県等は、地域の医師会等と連携して帰国者・接触者相談センター業務の更なる外注や委託の推進により、できる限り保健所の負担を縮小化できるよう工夫する。また、政府及び都道府県等は、検体の送付先として、民間検査機関の更なる活用を推進する。
- 都道府県等は、地域の医師会等と連携して、保健所を経由しなくても済むように、帰国者・接触者相談センター業務の更なる外注を推進するとともに、大型のテントやプレ

ハブ等の設置や地域医師会等と連携した地域外来・検査センターの設置など、地域の実情に応じた外来診療体制を増強する。(参考資料2参照)

併せて、人材の確保に当たっては、一般社団法人 日本臨床検査技師会などにも応援を要請する。

なお、帰国者・接触者相談センターや、帰国者・接触者外来の名称については、市民に分かりやすく周知するため、地域の実情に応じて、「新型コロナ受診相談センター」や、「新型コロナ紹介検査外来」などの呼称を用いることも検討するべきである。

- PCR等検査の速やかな拡充に向けて、知事主導で、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、検査の実施体制の把握・調整等を行う。また、今後、帰国者・接触者相談センターを経由しない検査の増加が予想されることから、都道府県等は、帰国者・接触者外来並びに（保健所が関与しない）検査センターにおいて、検査陽性が判明した際にその振り分け（宿泊施設あるいは自宅における健康観察、体調が変化した場合の入院の誘導）を担える体制の整備を図っていくことが不可欠である。
- 参考資料2に示したとおり、医師が感染を疑い、重症化リスクを考慮して検査が必要と認める場合には、行政検査だけでなく保険診療による検査も活用して、遅滞なく確実に検査ができる体制は確保した上で、速やかに検査を実施すべきである。なお、無症状の濃厚接触者などについては、まずは2週間の健康観察を指示するなど、医学・公衆衛生上の必要性を踏まえた対応を行っていく。一方、都道府県等においては、速やかにPCR等検査体制の拡充を図っていくことが求められる。
- 患者数が大幅に増えた地域等では、医療機関や高齢者施設におけるクラスターに対応する場合等における検査を優先させることが必要である。このため、院内感染や施設内感染が疑われる場合には、疑い患者や感染者が発生した際の濃厚接触者の検査を優先的に実施できる体制を準備する。
- PCR等検査対象者については、重症化リスクの高い人（肺炎が疑われるような強いだるさ、息苦しさ、高熱等がある場合、また、高齢者、基礎疾患のある方）は、4日を待たず、場合によってはすぐにでも相談という旨を市民に周知すること（参考資料2）。

(3) 都道府県知事等による更なるリーダーシップの発揮

- 緊急事態宣言が発出された今、上記(1)の医療機関の役割分担の促進、上記(2)のPCR等検査の体制強化、下記3(1)で後述する保健所の体制の強化、業務の効率化、関係機関との連携等については、都道府県知事及び保健所設置市長・特別区長の今まで以上の強いリーダーシップが求められる。
- 上で述べる3つのテーマ、「空床状況の見える化・PCR等検査の体制強化など・保健所体制の強化及び業務の効率化等」について、更に地域の感染状況の把握については、これらの自治体の長が地域における実務リーダーを指名し迅速に進めることを期待したい。

○ また、感染状況の共有などについても、都道府県及び保健所設置市・特別区にこれまで以上の連携をお願いしたい。

○ 更に下記3（1）で述べる如く、感染者などの救急車による搬送などについては、知事がリーダーシップを取り、消防機関を所管する市町村長や民間事業者の協力を得る必要がある。

（4）感染防護具、検査試薬、検体採取スワブ等の確保

○ 政府は、医療現場で危険と隣り合わせで過酷な診療に従事する医療者のために、感染防護具等の確保、検査試薬、検体採取スワブ等資材の安定確保に向けた最大限の努力を図るとともに、必要度に応じた適正な配分に努めていくべきである。

（5）地域の流行状況を把握するためのサーベイランスの拡充

○ 新型コロナウイルス感染症の正確な国民の感染状況を確認し、適切な対策につなげるため、政府は、現行のサーベイランスに加えて、新型コロナウイルス感染症の国民に対する潜在的な感染状況を確認し、適切な対策につなげるため、政府は本ウイルスの抗体保有状況に関する調査研究を早急に進めるべきである。

（6）治療薬等の開発について

○ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発に引き続き鋭意取り組む必要がある。特に、重症化を少しでも防ぎ、一人でも多くの命を救うため、効果が期待されている治療薬については、観察研究及び治験等を通じエビデンスの集積を急ぎ、一刻も早い薬事承認を目指すことが重要である。しかし、迅速に進んだとしても、薬事承認までには一定の時間を要するため、今後新たな抗ウイルス薬候補が報告された際には、副作用などを慎重に検討しつつも、迅速に臨床での使用を検討することが求められる。

○ 現在、緊急避難的な対応として、医師の判断によって行われている治療薬の投与は、日本感染症学会「COVID-19に対する抗ウイルス薬による治療の考え方 第1版（2020年2月26日）」（第2版発行予定）の見解をもとに、医療機関内で所定の手続きをとり、患者の同意を取得したうえで、引き続き継続すべきである。重症化するリスクの高い患者に対しての適切な治療薬の選択及び重症化する前の投与は、研究として行われるべきである。また、患者から要望があったとしても、既存薬やサプリメントのやみくもな投与等は避けるべきである。

○ 政府は、既存薬を適応外使用する事例については、患者登録による観察研究（レジストリ）を引きつづき推進するとともに、治験や臨床研究の参加に関しても、多くの医療機関の協力を促すべきである。

また、治療薬開発への社会的な期待が強いなかで行われる研究開発であることから、研究結果が歪められたものとならないよう、細心の注意を払って進める必要がある。

○ 重症な症状が出現する前にその予兆を示唆する重症化予測マーカーについても、研究班を立ち上げ、その結果を早急に取りまとめ、臨床現場で活用できるように検討するべきである。

(7) ゴールデンウィーク中の対応について

- 本年は、ゴールデンウィーク中も患者が一定程度発生し続けることが見込まれ、更に地域によっては、この期間に急激な感染者数の増加が起こり得る。このため、地域の医療機関に相当な負担をかけることになる。このため、都道府県、地域の医師会及び医療機関は、大型連休期間中の新型コロナウイルス感染症患者の診療・治療体制について、輪番制を検討するなど、予め準備・構築に取り組んでいただく必要がある。

(8) 医療の重要性に係る市民との認識の共有

- 市民にできることは、医療従事者とその家族に対する偏見や差別を原因とする医療従事者の離職、休診や診療の差し控え等が生じないよう、本感染症を正しく理解することである。政府は、医療従事者やその家族が利用できる人権相談の窓口を設け、幅広く啓発をすべきである。
- 人工呼吸器や人工心肺装置など、限られた集中治療の活用をめぐる方針については、学会が中心となって、緊急事態に限った倫理的な判断を多様な立場の人々の意見を取り入れて、更に議論を進めるべきである。

3. 保健所支援、水際対策等の今後のあり方

(1) 保健所体制の強化及び業務の効率化等について

- 都道府県知事、保健所設置市長・特別区長のリーダーシップの下、保健所の体制を強化するための人材の確保するべきであり、在宅保健師、退職した保健師・看護師などに応援を依頼する。こうした支援は、単なる声かけに留まらず、現に、実効あるものとしていくことが求められる。そのための財政支援も、必要に応じて国が行うべきである。
- また、感染が疑われる方の救急搬送や転院搬送を含む患者の移送について、知事がリーダーシップを発揮して、消防機関を所管する市町村長や民間事業者の協力を得るべきである。その際には既存の救急医療の仕組みを活用し、業務が集中している保健所以外の機関が移送を可能な限り行うようにすべきである。また、感染拡大防止について技術的な支援が必要となるが、保健所だけで担うことは困難な地域が多いと考えられるため、地域の感染症の専門家の協力を得るべきであり、こうした活動を関係省庁が連携して支援すべきである。
- 都道府県、保健所設置市・特別区は、帰国者・接触者相談センターの外注や委託をはじめとして、検査で陽性が判明した際の患者の振り分けなどに要する保健所の負担の軽減に努めるべきである。
さらに、検体の輸送に関しては、民間輸送業者を活用することにより、保健所業務の軽減が可能となることから、その積極的な活用が図られるべきである。
- 緊急事態宣言下で、感染経路不明の感染者数が拡大傾向にある地域では、実質的に、全ての陽性者について、行動履歴調査を含む重点的な積極的疫学調査を行うことは現実的ではない。このため、それぞれの地域の実情に応じて、確認されているクラスターへ

の対策や、院内感染・施設内感染の探知、メガクラスターへの対応など、効率的な対策の実施を図っていく必要がある。

- なお、緊急事態宣言下の接触機会の低減等により、感染者が一定程度にまで抑えられた場合は、その段階で、また従来の積極的疫学調査による、クラスター特定と介入の対策を行うことを想定する。
- 政府は、患者報告をはじめ様々なデータの入力・提供業務につき、様式や報告事項の簡素化を進めるとともに、登録システムの多重化等にも配慮しつつ、民間活力も活用し、より効率的な新たな ICT システムの導入も含めて検討する。

(2) 水際対策の今後のあり方

- 今後は、国内における新規感染者数の増加、水際対策における陽性率の動向を踏まえつつ、国内における試薬、スワブ、防護具など PCR 等検査に必要な資源の効率的、かつ効果的な使用を目指す必要がある。このため、政府においては、
 - ① 入国拒否の対象となる国・地域におけるまん延の状況
 - ② 入国拒否の対象となる国・地域におけるまん延防止策の取組状況（いつから、どの程度の期間、ロックダウン的取組が講じられているか等）
 - ③ 当該国・地域からの入国者の陽性率の推移などを把握した上で、国内のまん延状況や科学的な有効性も踏まえつつ、PCR 等検査の実施対象を有症状者に限定する等の選択肢も含め、より効率的・効果的な水際対策を進めるべきである。

(3) ICT の活用等

- 個人情報とプライバシーにかかわる専門家を集めたうえで、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携しながら、倫理的・法的・社会的観点からの議論を行い、実施の条件や適切なガバナンスについて助言する仕組みを構築していくべきである。

(4) 倍化時間の算定方法について

- 各都道府県が倍化時間の推計を行うことができるよう、その算定方法について、考え方、算出方法に係るマニュアル、算式のエクセル等の作成を行い、ホームページ等に掲載すべきである。

IV. 終わりに

- 専門家会議としては、引き続き、緊急事態宣言下における現行の行動変容に対する評価を進めていくとともに、今後、5月6日の緊急事態宣言の期限に向け、現状や対策についての分析を進める。
- その際、現行の行動変容の評価に加え、我が国における感染状況、医療提供体制をはじめとする各対策の状況、海外における行動変容の移行に関する例など、様々な要素

を総合的に勘案するものとする。

以上


人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみよう。

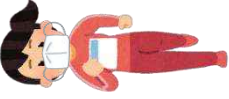
1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数**で
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理

も、同様に重要です。

新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときの相談・受診の考え方

症状が出現

風邪や発熱などの症状がある場合には、不要不急の外出をしない

一般の人

風邪症状や37.5℃以上の発熱が、4日以上継続。

重症化リスクの高い人・妊婦

肺炎が疑われるような強いだるさ、息苦しさ、高熱等がある場合、また高齢者、基礎疾患のある方は、4日を待たず、場合によってはすぐにでも相談。

小児

小児科医による診察が望ましい

相談

相談又は受診

コロナ受診相談センター

(従来の帰国者・接触者相談センター)

- スムーズに受診できるよう、受診先を調整
- 地域の実情に合わせて、可能な限り医師会等に業務委託

相談センターの指示に従い受診

コロナ外来

(従来の帰国者・接触者外来) (※)

※テント、プレハブ、ドライブスルーなどの様々な形態も考慮

地域の診療所等

診療情報提供

紹介受診

地域の医師会等が運営する コロナ検査センター

(従来の帰国者・接触者外来地域・外来検査センター) (※)

- ※多数の患者を診察し、PCR検査できる体制を確保
- ※小児は小児科医が診察する体制を確保することが望ましい

公的検査機関

PCR等検査

民間検査機関

都道府県

入院を要さない
(無症状者・軽症者)

調整窓口

連携

調整本部

入院を要する

療養場所を調整

自宅

宿泊施設

入院先を調整

医療機関
重症

医療機関
中等症等